第二部 労働運動

第二部　労仂運動　目次

第一編　労仂争議……一九一
第一章　争議の大勢……一九一
第一節　概況……一九一
第二節　争議件数および参加人員……一九七
第三節　争議の形態……二〇〇
第四節　争議の規模……二〇三
第五節　争議の産業別分布……二〇四
第六節　争議の地域的分布……二〇六
第七節　争議の要求事項……二〇六
第八節　争議の解決状況……二〇九
第二章　主要な争議……二一三
第一節　主要な争議の概要……二一三
第二節　炭労の争議……二一七
第三節　電産の争議……二三三
第四節　全鉱連の争議……二三三
第五節　全港湾の争議……二三五
第六節　私鉄総連の争議……二三六
第七節　帝国石油の争議……二三七
第八節　全自動車の争議……二四三
第九節　鉄鋼労連の争議……二四六
第一〇節　三越の争議……二五七
第一一節　京都市電の争議……二六四
第二編　労仂組合運動……二六八
第一章　組織運動……二六八
第一節　概説……二六八
第二節　総評をめぐる統一運動……二九一
第三節　愛国労仂運動の展開……三一七
第二章　賃金斗争……三二五
第一節　概況……三二五
第二節　賃金斗争の若干の事例……三二九
第三章　失業者の斗争……三三五
第四章　法規改悪反対斗争……三四六
第五章　集会・デモ・抗議運動……三六〇
第六章　労仂協約と経営協議会……三六六
第一節　概観……三六六
第二節　戦時型協約の構想と進展……三六八
第三節　労仂組合の協約斗争方針……三八〇
第四節　締結された労仂協約の状況……三九七
第五節　展望……四〇〇
第七章　国際労仂運動……四〇〇
第一節　世界の労仂者の生活条件、労仂条件の悪化……四〇〇
第二節　ソヴェト、人民民主主義諸国における勤労者の生活の向上……四〇四
第三節　各国における労仂者階級の斗争……四〇五
第八章　主要な労仂組合の現状……四二四
第三編　農民運動……四四五
第一章　農民運動の大勢……四四五
第一節　農業情勢と農民運動……四四五
第二節　農民戦線の動向……四四八
第二章　供出の米麦価をめぐる斗争……四四九
第一節　米麦統制撤廃反対運動……四四九
第二節　供出斗争……四五三
第三節　米麦価をめぐる斗争……四五四
第四節　主要な供出斗争……四五八
第三章　税金斗争……四六〇
第四章　土地斗争……四六四
第一節　農地改革をめぐる斗争……四六四
第二節　基地のための土地接収反対斗争……四七三
第三節　山林開放その他の土地斗争……四七七
第四節　主な土地斗争の事例……四七八
第五章　農村青年運動……四八〇
第六章　各派農民団体の動向……四八一
第七章　農民団体の現状……四九七
第四編　その他の社会運動……四九九
第一章　平和擁護運動……四九九
第二章　婦人運動……五三三
第三章　朝鮮人の運動……五三五
第五編　労農政党……五四〇
第一章　社会党……五四〇
第二章　労農党……五七六
第三章　共産党……五九二

第一編 労働争議の大勢

第一章 争議概況

第一節 概況

労仂運動を彩つたことは注目に値することであつた。

労仂争議の動きについては、この年の争議が圧倒的に賃上げ闘争を中心とする「純経済闘争」であつたといわれているが、実はこの「純経済闘争」の背景には戦争と関連する右に見たような著しく政治的な動きがあつたのであり、両者は不可分に結び合つていたことを忘れてはならない。というのは、この年日本の労仂者が久方ぶりの沈滞と低調さをやぶつて積極的な賃金闘争を中心に活潑な運動を展開して行つたことの基礎には、朝鮮における戦争勃発以後の労仂者階級の生活の困難化と労仂条件の悪化とがあるからであり、またもともと現在の統治方向と政策とは賃金の低さと不可分の関係をもち、この低い賃金をおしのけることは平和を守り再軍備（軍備拡張）を阻止する重要な手がかりであり、単なる経済闘争でも極めて政治的なものにならざるをえないからである。

ともかく本年の労仂争議はレッド・パージ後の沈滞とうつて変つた活潑さをあらわした。一九四八年後半期以後、統計面において低調向い、その規模を著しく拡大し、争議参加人員は増大し、資本攻勢をおしかえす強力な実力行使をもつてその要求を積極化し、賃上げ闘争は一年を通じてほとんど間断なく広汎に展開されて行つたのである。しかもこのような積極的運動が、多く大衆の中で準備され、

大衆自身による下からの広汎な闘いとして昂揚したのは、注目すべきことであつた。参加人員の組織労働者総数に対する比率は、総争議では前年の四一%に対して五一年は六八%、作業停止争議では前年の一三%に対して五一年は一六%を占めている（労働省、速報、一九五一年一二月号）。

五一年の労働争議の波は、大きくみて、炭労争議に始まり四月に最盛期をもつた長期かつ波状的な春季攻勢と、一一月を頂点とし越年闘争にひきつがれた比較的に集約された秋季攻勢の大うねりとの二つの山を持つた。終戦来各年の労働攻勢は、四六年の一〇月闘争、四七年の二・一ストト、四八年および五〇年の三月闘争と、それぞれ代表的な一つの山を持つていたのに対して五一年は大きな二つの山を持ち、しかも四七年以降いずれも春に闘争が集中していたのに対して秋に春以上の力強い盛上りが見られたことは、この年の争議に特徴的なことであつた。

以下、五一年の労働争議の推移を、時期を追つて概観してみよう。

前年末の越年闘争が一応片づいたあと、一月に入ると、年末から持越しの炭労の賃金改訂交渉や、電産、日通の賃金改訂、私鉄の退職金などの調停が未解決のまま継続していたが、表面にあらわれた所ではいずれもまだ争議行為を伴うに至らず、そのため全般的に争議が急減しているのみならず、争議行為を伴つた争議および作業停止争議については戦後最低の記録を示した。しかしすでに注目すべき傾向として、物価の騰貴を反映する賃金増額要求が争議要求事項の中で首位を占めるに至つており、春以後の賃上げ攻勢の伏線を見ることができる。

朝鮮戦争の労働者階級に対する影響は、勃発後半年にして早くも深刻にあらわれて来た。ドッジ・ライン下のいわゆる安定恐慌や「中だるみ」の焦燥の中で、朝鮮における戦争の勃発は財界の一部によつて「天佑」として「干天の慈雨」として迎えられたが、それは国民にとつて何をもたらすかが、次第に明らかになつて来たからである。朝鮮戦争による特需あるいは「日米経済協力」による新特需によつて一部には賃金が上り、労働者階級もこれで潤つたということがいわれているが、事実は決して賃金を引上げてはいない。朝鮮戦争が始まつてから鉱工業生産も物価も飛躍的に上昇したにもかかわらず賃金水準はかえつて低下し、政府統計によつても国民所得の中に占める勤労所得（この中には重役の給与まで入つているから勤労者の所得は一層低い）の割合は低落している。一九三四―六年を一〇〇とする消費水準をとつても、五〇年の平均七三・〇%に対して五一年一―三月は六五・七%になつており、職階制賃金の拡大のために大衆の賃金水準はこの平均水準よりずつと低くなつていることを忘れてはならない。さらに実質賃金の低下を表面的にこの程度に止めているのは、労働時間の延長や作業中の緊張要求の強化などによる著しい労働強化があつたからである。すなわち製造工業における一人一カ月当り労働時間は、五〇年一月を一〇〇とすれば一二月には一一五・五へ増大し、とくに機械器具工業では一二二・五へと激増している。また朝鮮戦争以後広汎に利用されている臨時工は常傭工をも牽制して一層の賃金低下と労働強化の傾向を強めた。さらに特需や新特需に与らない一部の産業では逆に経営が破綻の淵にのぞみ、賃金は切下げられ、遅配欠配が広まつた。このような事情こそ、二月の炭労の闘争から始まる春季労働攻勢を生み出し、特需や新特需の産業も、それ以外の産業もふくめて賃金闘争を中心とする広汎な拡がりと多数の参加人員を出して行つた直接の原因であつた。

口火を切つたのは二月一日闘争宣言を発した炭労であり、四八年

末以来懸案のベース・アップを強硬に要求した炭労大手四社共闘は二月七日から無期限ストに突入した。この闘争は山元の労仂者の切実な要求の基礎の上にゼネストとして、期間も十余日の長期にわたり、また北海道、九州、常盤と全国的に波及し、GHQ、政府などの勧告をけり、第三者の介入を排して経営者側と終始直接自主的交渉をつずけて一応その目的を達した（二二日までに四社、他は三月七日までに妥結）。

炭労ストを主力とする作業停止によつて、二月の労仂損失日数は二一二万日に達した。この数字は前年の三月闘争と四六年の一〇月闘争についで大きく、四八年の三月闘争（全官公）より一〇万日ほど多い。

炭労につずいて電産も、賃金改訂を要求して二月一六日会社側に実力行使を通告し、一八日から地方ごとに事務スト、電話交換拒否などの同盟意業を実施した。これに対して三月初、中労委の調停案が出されたが、月末から再び事務ストに入り、四月三日、六日、九日と三次にわたつて全国二四カ所に電源ストを敢行し、一〇日、新賃金ベース、臨時給与金、退職金について協定が成立した。

日通は一月末以来越年資金残額を枠外にする交渉をつずけ、二月末に闘争展開指令を出し、三月二九日には二四時間ストに入る予定であつたが、同日原則的了解に達した。この他、私鉄、全自、全港湾、合成化学、国鉄、全繊化繊部門、などが要求を提出したり、交渉に入つたりしたのに応じて、三月三〇日には総評および全闘は春季闘争声明を発するに至つた。

こうして四月に入ると、前述の電産ストの他に、上旬、全港湾、昭和電工が、中旬には東芝、全自動車傘下のいずず、トヨタが、さらに下旬には全鉱が、それぞれ賃上げを要求してストに入つた。

全港湾は賃金最低二割増の要求で一日に大阪港（無期限スト）、一四日に神戸港（無期限スト）と名古屋港（二四時間スト、つずいて無期限スト）が実力行使に立上り、いずれもほぼ要求を貫徹して四月中旬解決した。昭和電工労組は同じ合成化学傘下の日本化薬、東亜合成などの闘争と並んでベース改訂を中心として三日からストに入り、昭和電工労連未加盟の昭電川崎をもまきこんで同労組は一三日二四時間ストを実施した。全鉱では一九日六企業連に対し二七日以降の全山一斉ストの準備指令を出し、二七日から二九日にかけて四社は無期限スト、一社は二四時間ストに入つた。これら実力行使に入つた大労組の他に、この月にはベース改訂あるいは退職金問題をめぐつて国鉄、海員、私鉄などが中労委（国鉄は中央調停委）に調停申請を行つた。

月末には、右のような電産その他の実力行使を伴う賃上闘争を中心として広範囲な労仂攻勢が進められているさ中に、第二二回メーデーの皇居前広場使用が禁止された。この月には又、全造船、全専売の大会に始まり、電産、私鉄、日教組、炭労などの大会が開催されて、新しい運動方針が決定した。三月の総評第二回大会において再軍備論争が展開され、国際自由労連への加盟が否決されたが、この五月の各組合大会では講和問題が活潑に討議され、ほとんどの主要労組は平和四原則を確認した。

五月の争議は、前月から繰越された全鉱、全自、全港湾など争議行為を伴う争議がいずれも上旬に解決し、大規模争議の新規発生はなかつた。全鉱傘下で同盟罷業中の日鉱、別子、同和は八日に、太平、古河は一一日に妥結し、その他の中小企業もほとんど同期間に解決した。全港湾では、未解決の東京港が四日妥協、門司港は三日に新たに無期限ストに突入して七日に解決を見た。しかし争議行為を伴わない争議として、海員と国鉄の新賃金問題が調停にかかつた

ままであり、全繊関係の綿紡部会、化繊連、全羊労連、全蚕連が新賃金問題で経営者側と団体交渉に入つている。鉄鋼労連傘下の各組合はベース・アップで一一日に闘争宣言を発した。

六月は前月にひきつずいて組合大会シーズンで、国鉄、全国ガス自治労協、全日通、私鉄総連、全生保などの大会が開かれ、大多数の組合は平和四原則ないし三原則を支持した。

二月の炭労に始つた春季賃上闘争は、金属鉱山、自動車、鉄鋼、海員、繊維をへて、六月には私鉄争議に引きつがれた。前月から繰越の国鉄、海員の賃上争議はいずれも調停が成立し、繊維関係では綿紡部会のみ妥結したが、化繊、羊毛、蚕糸は交渉難航し、化繊の東洋レーヨンは二八日同盟罷業に入つた。私鉄総連は三月以降賃上に対する中労委の調停案を大会において拒否と決定、七月下旬に波状ストを決行することになつた。

七月における主要な争議は羊毛労連および私鉄総連のいずれも全国的規模をもつたベース・アップの同盟罷業であつた。全繊のうち化繊連の争議は七月に入つて各社とも賃上げ妥結し、ストを実施した東洋レーヨンも一三日に解決したが、羊毛労連五社は斡旋成立せず一一―一二日および一八―二〇日と二回にわたつて二四時間ストを決行し、全蚕労は九日けつ起大会を行つて下旬には各社ごとに賃上げ要求を提出した。

春季攻勢の引きつぎとして最後をかざつたのは私鉄総連の大規模なストである。六月下旬、調停案をけつてスト宣言を発したのち、七月一二日中央交渉がもたれ、組合側二〇%増、経営者側一四%を固執して決裂したが、その後各地労委の斡旋によつてスト予定六一社のうちスト予定日たる七月二二日以前に一八社が妥結した。しかし関西では二二日京阪神、南海、近鉄など一七社がストに入り、二三日には関東で京成、東武、鹿島参宮などがストに突入、大部分は同日中に妥結したが、東武は二九日に第二次二四時間ストを実施し同日夕刻一八%賃上げで妥結した。この後、八月三日、岡山バスの妥結を最後として私鉄争議は終り、ベース・アップ闘争も一段落した。

二月の炭労から七月の私鉄に至る春季労働攻勢は、二・一ストや三月闘争にもおとらぬ拡がりをもち、朝鮮戦争勃発いらい最大の人員を実力行使に動員し、積極的な賃金闘争として大規模に闘われ、全体として二〇%の賃金引上げを獲得した。しかもその要求は例外なく大衆の中で準備され、下からの大衆自身の盛上りによつて広汎に強力に闘われた。九〇%に上る日通のストライキ投票はこのことを端的に示している。またこの闘争は総評の指導下に行われた最初の大規模な攻勢であること、そして大衆の盛り上りがとくに総評系の組合では今までに見られないほど顕著にあらわれたこと、は注目に値する。しかし闘争がこのように大衆的な実力をもつて行われ、しかもその要求が賃上げという共通な要求であつたにもかかわらず共同闘争が組まれずに産業別に孤立分散して闘われ、ストを実施した東洋レーヨンも一三日に解決したが、羊毛労連五社は斡旋成立せずの山が組合ごとにずれ、数カ月にわたつて波状的になしくずしにされたこと、そのためにまた解決の仕方も成果も大衆の真の要求とかけ離れたものに終つた点の少くないこと、を忘れてはならない。またこれらの闘争が多くは名目的なベース・アップに局限され、したがつて実質的には何ら待遇の改善にはならず、労仂の強化や職階制の下では逆に実質賃金の引き下げに終つた場合も少くなかつた。これらの反省が、秋季にさらに春以上の力で闘争をくりひろげさせる重要なテコとなつたのである。また、春の賃金闘争のもつ政治的な意義も、大衆によつて初から意識されていたわけではなく、闘争の過程を通じて次第に明らかにされて行つたのであり、戦争に対する意識的な反撃の芽生えがその中で急速に成長して行つたこと（富士

モーターその他のPD工場における争議、港湾ストに対する全港湾大阪地方支部の闘争宣言、等々）、労仂者階級の国際的連帯性が争議を通じて具体的に示されたこと（名古屋港湾ストに対するアメリカ船員の激励、神戸港におけるイギリス船員のサボとの交流、等々）、組合幹部に対する下部大衆の不満が強いエネルギーで下から突き上げられたこと（炭労ストにおける中闘不信認のうごき、大衆にはからずに会社案を呑んだ汽車会社連合会中闘に対する大衆の幹部不信認決議、総評系組合員の上部指導拒否、等々）、部分的ながら共同闘争への努力が下から起され、不十分ながら結実をみたこと（神奈川、東海地方等、全港湾の阪神名ストに対する日通、海員、倉庫労仂者の協力、等々）などは春季攻勢の生み出した重要な芽であつた。

七月には新たに夏期手当の要求を中心とする争議が増加した。夏期手当は相当広く各産業にわたつて要求が出され、国鉄は団体交渉を行つて二〇日から二四日まで定時退庁その他の実力行使準備指令を発し、その実施を通じて一人一、〇〇〇円の夏期手当を獲得した。日通、炭労も同じく一時金問題の解決をみた。また電産は新たに労仂協約改訂問題で中労委の調停に入つた。同じ七月にはまた電産、全鉱、日通がそれぞれ組合大会を開催して賃金改訂要求を決定し、早くも秋季闘争への胎動が始まつている。

八月の労仂争議は小規模のものが多く、大企業は比較的平穏であつた。そのため発生争議件数は増加したが、参加人員、損失日数では減少を示している。しかしまだ実力行使には入らないが、賃金値上げ要求を提出している主要組合として、電産、全鉱、日通、炭労、国鉄、専売、および電通、全逓、自治労協、自治労連、日教組、官庁給与共闘、官公労などの公務員組合などが頭を揃えて来た。

こうして秋季闘争が準備され、九月に入るとともに秋季労仂攻勢は急速な盛上りをみせ始めた。九月上旬のサンフランシスコ会議によつて、労組の平和闘争は新たな段階に突入し、また臨時国会提出を予想されたゼネ・スト禁止を含む労仂法規改悪に対する反対闘争が加わり、朝鮮戦争下の物価昂騰を背景にした賃金値上げ闘争を軸として、ここに多面的な秋季攻勢が政治的意義を高く帯びつつ展開されて行つた。秋季攻勢は総評系の労仂法規改悪反対闘争委員会（労闘）と旧全労連系の賃金共同闘争委員会（賃金共闘）の二つが中心となり、一〇月中旬を目標にして進められた。

九月一日九段における日本平和推進国民会議の平和国民大会、全自動車の九・一スト決議、上旬の講和会議後の批准反対（全逓従組大会における平和三原則堅持確認）から、ベース・アップをめぐる全鉱のスト準備指令と炭労のスト宣言、労仂協約改訂を有利に導くための電産のスト準備指令等が出され、また日通、全自動車、合成化学その他の各労仂組合の要求が次々に提出された。

一〇月に入ると秋季労仂攻勢は一段と活潑化した。春季攻勢と同じく秋季攻勢の口火を切つたのも炭労であつた。炭労は一〇月三日から賃上要求の七二時間ストに突入する体制をかため、実施には至らなかつたがこの指令によつて秋季闘争全体に大きな影響を与えた。ついで電産はまず労仂協約問題について中労委の調停案を拒否してスト強化指令を発し、事務スト行使には入らないが、賃金値上げ要求を提出している主要組合として、電産、全鉱、日通、炭労、国鉄、専売、および電通、全逓、自治労協、自治労連、日教組、官庁給与共闘、官公労などの公務員組合などが頭を揃えて来た。

こうして秋季闘争が準備され、九月に入るとともに秋季労仂攻勢は急速な盛上りをみせ始めた。九月上旬のサンフランシスコ会議によつて、労組の平和闘争は新たな段階に突入し、また臨時国会提出を予想されたゼネ・スト禁止を含む労仂法規改悪に対する反対闘争が加わり、朝鮮戦争下の物価昂騰を背景にした賃金値上げ闘争を軸として、ここに多面的な秋季攻勢が政治的意義を高く帯びつつ展開されて行つた。秋季攻勢は総評系の労仂法規改悪反対闘争委員会（労闘）と旧全労連系の賃金共同闘争委員会（賃金共闘）の二つが中心となり、一〇月中旬を目標にして進められた。

九月一日九段における日本平和推進国民会議の平和国民大会、全自動車の九・一スト決議、上旬の講和会議後の批准反対（全逓従組大会における平和三原則堅持確認）から、ベース・アップをめぐる全鉱のスト準備指令と炭労のスト宣言、労仂協約改訂を有利に導くための電産のスト準備指令等が出され、また日通、全自動車、合成化学その他の各労仂組合の要求が次々に提出された。

一〇月に入ると秋季労仂攻勢は一段と活潑化した。春季攻勢と同じく秋季攻勢の口火を切つたのも炭労であつた。炭労は一〇月三日から賃上要求の七二時間ストに突入する体制をかため、実施には至らなかつたがこの指令によつて秋季闘争全体に大きな影響を与えた。ついで電産はまず労仂協約問題について中労委の調停案を拒否してスト強化指令を発し、事務スト行使には入らないが、賃金値上げ要求を提出している主要組合として、電産、全鉱、日通、炭労、国鉄、専売、および電通、全逓、自治労協、自治労連、日教組、官庁給与共闘、官公労などの公務員組合などが頭を揃えて来た。

炭労も団体交渉の進捗しないまま三一日から四八時間スト、一一月五日以降の電源スト準備指令を出すに至つた。全鉱も賃金問題で古河鉱連が二五日から四八時間ストに入つた。全自動車では日産（二四日）、トヨタ（二六、二九日）がそれ

ぞれストを実施した。こうして一〇月の争議は炭労、電産などを中心に賃上げ要求を掲げて各労組が次々と争議行爲を実施したため、争議の件数、参加人員、労仂損失日数は顯著な増加を示した。

一一月、秋季攻撃は最高潮に達した。炭労は前月からつずいて大手八社が一〇月三一日、一一月一日の両日に亘つて四八時間スト、ついで五日から七二時間スト、さらに一〇日第三次ストに入つた他九州、常盤、北海道の中小炭鉱もストを実施した。炭鉱労仂者二七万人が一斉にストに突入したこの炭労の闘争は、資本家階級に至大な衝撃を与え、また四八年以来はじめての本格的なベース・アップをかちとり、秋季闘争の末尾をかざつた。この他、電産および東電労組は同じく賃金問題で一〇月三一日以降怠業に入り、さらに数次にわたる電源ストを実施し、日通も賃金要求に越年資金要求を加えて月末には実力行使指令を発した。その他、平和闘争、労仂法規改悪反対闘争については、講和、安保両条約が一一月一八日に国会で承認されたため、再軍備反対、両条約改訂廃棄闘争に転換し、また労仂法規闘争は一一月六日総評が一七日時限ストを行うことを決定してのち国会上程が延期されたため次年度へ繰り越されることとなつた。こうして一一月の争議は炭労、電産、日通などを中心とする賃金闘争が盛り上つたために五一年において最も活發化し、件数、参加人員とも五一年で最も多く、損失日数は二月についでいる。

秋季労仂攻勢は資本の反動攻勢に積極的に対抗する手段として拡がり、非常に大幅な賃金要求をもつて大衆的に地についた闘争が行われ、持殊な少数の組合をのぞきほとんどすべての主要単産が参加し、旧全労連系の全自、全港湾、全造船等も総評の闘争に同調し、国鉄、全逓を初め官業労仂者をもこれにまきこんで行き、また賃上げのみならず、附帯要求として各組合にほとんど共通して労仂強化反対を掲げていた。この闘争はまた春と異なり、バラバラでなく、少くとも産業別に結集して行われたが、まだ単産相互の連絡統一に大きく欠けていた。そのため多くの組合は要求額を大きく下廻つて妥結せざるをえなかつたのみならず、実質的には時間の延長を認めたり（東芝）、首切りと引きかえにしたり（東重工）、一時給与金にすりかえられた場合も少くなかつた。要するに秋の闘争もまた期待したほどの成果をうることができず、賃金闘争は越年闘争に結びついて翌年の春へ持ち越されたのである。

一二月の争議は越年資金闘争に集中された。新規発生争議の主要要求事項のうち六二％（一六四件）は越年資金要求であつた。そのうちとくに大規模なものは全繊綿紡部会一七万人の数次に及ぶストライキであつた。賃上争議は大部分前月中に妥結され、一二月に繰越された電産と日通はそれぞれ四日と一三日に解決した。この月の争議は越年闘争のため小規模争議が多く、参加人員も比較的少なかつたが、地方公務員として合法性の枠をこえ出し、公安条例と政令二〇一号を実力によつてふみこえ、京都の統一戦線の結集に大きな役割を果した一九―二二日の京都市電のストや、組合役員の懲戒処分の撤回を要求して因襲的な百貨店の従業員によつて激烈に闘われついに組合の勝利に終つた一八―一九日の三越ストなどの異彩ある争議が現われたことは特徴的である。

以下主として労仂省の「労仂争議統計速報」（註）に基き一九五一年の労仂争議を統計的に観察分析し、ついで本年度の主要な争議のてん末と意義を第二章において見て行くことにしよう。

（註）労仂争議統計資料について

一、統計資料の編集と公表

一八九八年（明治三〇年）以来わが国では内務省警保局が調査を行つていたが公表されなかつた。一九二二年（大正一一年）内

務省に社会局が新設されるに至つて同局がその編集にあたり、翌年から「労仂時報」に公表されるようになり、別に非公刊の「労仂運動年報」（一九四一年まで刊行、明治三〇年以来の数字を公表）にその詳細を掲載した。その後一九三八年（昭和一三年）一月新設の厚生省労仂局（のちに勤労局、労政局）の手に移り、ついで一九四七年（昭和二二年）九月労仂者の設置と共に労政局の所管となり、一九四八年九月以降は同省労仂統計調査部に移管されて今日に至つている。現在同部から「労仂争議統計速報」（月刊）、「労仂統計調査年報」（五〇年）、「労仂白書」（毎年）等が出ている。なお同部の一統計からみたわが国の労仂争議」（一九五〇年一二月）は従来の数字を集めており、非常に有益である。

二、調　査　方　法

労仂関係調整法によれば、争議行為が発生したときは、その当事者はただちにその旨を労仂委員会又は都道府縣知事（船員法の適用を受ける船員については海運局長）に届け出なければならない規定になつているが、争議発生は前の状況および発生後の経過解決状況等を調査し、労仂省に報告書を提出する事務は主として各都道府縣の労政課が担当し、その集計、報告書内容の規正又は争議発生当事者への照合は労仂統計調査部が担当している。都道府縣等からの報告もれ追加報告は一九五〇年一月以降報告のあつた月毎に元の数字を修正することになつた（従来は無修正）。なお争議統計は争議当事者たる使用者側と労仂者側の両方から調査しているが、両者に見解の相違があれば調査担当者の公平な判断によつて定めるべきだとされている。

三、調　査　単　位

独立の工場事業所を単位として調査する。したがつて共同争議や労仂組合連合団体の争議も各独立した工場事業所毎に調査する。従来この調査単位は、企業単位、事業所単位、組合単位が混用されていたが、最近の改正（昭二五・四・二八、労仂省統発第六号）によつてすべて事業所単位に統一した。しかし集計単位としては労仂組合連合体の争議、一企業系統の争議、共同争議等の場合はいずれも一件の争議として集計することは従前と変りなく、したがつて争議件数は心ずしも事業所単位には一致しない。ただ府縣別分布の集計に際しては各都道府縣の事業所毎に集計する（「統計からみたわが国の労仂争議」による）。

第二節　争議件数および参加人員

一九五一年における争議総数（本年間に新規に発生した争議件数に、前年から繰越し継続している争議件数を加えたもの）は一、一八六件、その参加人員は約二八二万人であつて、前年度にくらべると、件数では三〇〇件ほど減少したが、参加人員では四七万人余り増加している。

戦後七年の労仂争議の動きを大観すると、敗戦直後から未曾有の昂揚期に入つて一九四八年、それも前半期に頂点に達し、その後は停滞ないし下降しつつあつたものが、ようやくこの年から再び活潑化の傾向に転じたといいうる。争議件数からみると、四八年には一、五一七件のピークを記録し、その後翌四九年に約一〇〇件減少し、五〇年には若干恢復して約七〇件増加しているが、五一年になると一挙に約三〇〇件の減少となつた。しかし労仂運動の波を最も良くあらわす参加人員の数からいうと、四八年のピーク六七一万人から、四九年には三三〇万人へと半数以下に激減し、五〇年も引きつづいて約一〇〇万人の減少がみられたが、五一年になると二年来の減退傾向をやぶつて増大したことが知られる（第三四表）。五一年

度の参加人員増加は争議行為を伴つた争議については一層顕著であり、中でも作業停止争議については更に高い増加率を示している。右のような大勢は新規発生争議のみの統計をみると一層はつきりする。第三〇五表に示されるように、半期別にすると、総争議（各種の争議形態を含んだ合計）についても、その参加人員数は一九四八年前半期の頂点からの減少傾向が再び五一年から顕著な増大傾向に転じているのである。また同じ表によれば、四八年以後毎年、後半期がいずれも前半期より相当の減少を示しているのに対して、五一年に入るとそれが逆転、後半期の方が前半期よりはるかに増大していることが注目され、それは次年度への昂揚をすでに示唆している。なお前年度および前前年度の年鑑に指摘しておいたように、統計面にあらわれた四八年以降の争議の波の退勢が主として少にもかかわらず争議参加人員が増加したり参加人員の増大、すなわち争議が大規模化したことを示すものである。事実のちにみるように（第四節参照）、小規模争議は減少して、参加人員の多い大規模争議がこの年には顕著に増加しているのである。前年度、労仂運動にとつての悪条件の一層の推積に伴つて小規模争議が増加したことを指摘したが（第24集参照）、この年に入ると右の小規模化傾向は明らかに逆転している。このことも又、戦後の労仂運動史上、重大な意味をもつものであろう。

次に五一年度の争議件数および参加人員数の月別推移をみよう（第三三表・三三表）。

争議件数からみると、新規発生争議は一月の四一件（戦後最低）から急増して三月には八〇件になり、以後一〇月まで毎月七五ないし一〇六件を上下していたが、年末には激増して一二月には二一七

第204表　労仂争議件数および参加人員

年別	総争議		争議行為を伴つたもの		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1946年	920	2,722,582	810	634,983	110	2,087,599
47年	1,035	4,415,390	683	295,321	552	4,120,069
48年	1,517	6,714,843	915	2,605,483	604	4,109,360
49年	1,414	3.307,407	651	1,239,546	770	2,067,861
50年	1,487	2,348,397	763	1,026,841	785	1,321,556
51年	1,186	2,818,688	670	1,386,434	584	1,432,254

〔備考〕　労仂争議統計速報1951年12月の統計が普通用いられているが，この数字の方が正確である。戦前の数字は本年鑑24集P.193参照。

第205表　半期別発生労仂争議参加人員

半期別	総争議	同盟罷業
1948年前半期	2,430,487	1,579,402
〃　後半期	1,384,181	715,855
1949年前半期	1,197,704	308,969
〃　後半期	492,832	282,045
1950年前半期	991,730	453,596
〃　後半期	494,777	118,358
1951年前半期	755,591	368,567
〃　後半期	1,266,921	459,069

第206表　労仂損失日数の推移

年　月	直接損失日数	間接損失日数
1946年	6,266,255	—
1947年	5,035,783	—
1948年	6,995,332	—
1949年	4,320,688	—
1950年	5,486,059	—
1951年	6,914,593	—
1951年 1月	13,299	—
2月	2,121,673	—
3月	85,147	—
4月	291,931	4,257
5月	329,676	16,410
6月	129,091	1,288
7月	185,915	1,325
8月	78,172	1,135
9月	69,252	977
10月	332,511	955
11月	1,460,692	11,922
12月	917,254	4,269

件というレコードを作つた。新規発生争議に前月からの繰越争議を加えた件数もほぼ同じ変化を示し、一二月には三〇九件であつた。一二月の争議件数は、いずれも戦前戦後を通じての最大の数字である。前年度に破つたレコードは本年さらに更新された。しかし件数だけでは、その基礎となる各争議の規模が不同であるから、全体の傾向を知るには争議参加人員を取る方が適切である。

参加人員からみると、新規発生争議においては、一月には一万人を割つて戦後の最低記録であつたが、二月には一挙に二二万、三月に七万に落ちたが、四月には再び二九万人、五月五万、六月一一万七月一八万、八月七万、九月四一万、一〇月七万、一一月一六万、一二月三八万とかなり大幅の上下をしながらも、春と秋から年末への二つの山を作つた。繰越争議を加えた総参加人員についても大体同じで、最低は八月の七二万、最高は一一月の一一九万、春と秋から年末へかけての二つの山はいずれも一カ月一〇〇万人を越して四八年の域に近ずいていることは、争議参加人員中直接に同盟罷業または工場閉鎖に参加した労仂者が作業停止争議の規模と熾烈さを示すものといえよう。

例年のいわゆる春期攻勢のほかに、それに劣らぬ強さをもつて秋期攻勢、さらにこれときびすを接して年末攻勢の盛り上りが見られたことは、五一年の労仂争議の波を特長づけるものであり、またこのことによつて後半期の動きが久しぶりに前半期の動きを凌駕する型は、六―八月の夏にピークを示したが、このような季節的動向の型は、六―八月の動きを凌駕するのことによつて後半期の動きが久しぶりに前半期の動きを凌駕する型は、六―八月の夏にピークを示した一九三〇年以前の争議、四―五月にピークを示した戦時中の争議、さらに三―四月にピークを示した一九四八―五〇年の争議に対して、むしろ終戦直後の争議の波に近い。

なお作業停止労仂争議（同盟罷業と工場閉鎖）によつて生じた損失労仂日延日数の推移は第三六表の通りであつて、一カ月一〇万日以下の月はわずか四つにすぎず、一〇〇万日以上の月が二つある。二月の損失日数は前年三月の炭労ストの時および四六年の一〇月闘争の時についで大きい。年間総損失日数六〇〇万日は、前二年の数を越して四八年の域に近ずいていることは、争議参加人員数の増大とともにこの年の争議の規模と熾烈さを示すものといえよう。

（註）労仂損失日数とは作業停止労仂争議（同盟罷業および工場閉鎖が行われた期間に、実際に作業の損失となつた延日数の合計である。それには直接損失日数と間接損失日数とがあり、前者は争議参加人員中直接に同盟罷業または工場閉鎖に参加した労仂者が作業停止争議による損失労仂日数であり、後者は一部の労仂者が作業を停止せざるを行つているためにその事業所の他の労仂者が作業をえなかつた場合および作業停止争議後その復元のための労仂損失日数である。それで間接的損失といつても、他の作業所への波及や停電ストによる一般工場の作業停止などは含まれていない。

直接損失日数は従前から労仂省によつて公表されていたが、間接損失日数の方は五一年四月分から公表されるに至つたもので、それ以前の数字はえられない。

労仂省による損失日数の計算方法は、直接、間接をとわず短期

間の作業停止争議の場合は作業停止を行つた労働者の延人員をとり、長期の場合は作業停止人員に可能労働日数を乗じる。従来は七日以上継続のときは一律に七日につき一日を差引いて日数を計算したが、五〇年度から可能労働日数をもつて計算する。可能労働日数とは、暦日の日数から、その事業所で実際に休日と定めた日を差引いた日数である。ただし四時間未満の罷業は含まれず、一日のうち四時間以上の罷業はすべて一日として計算する。

第三節　争議の形態

労働省が毎月発表している労働争議統計には左のごとき各種の形態に分類された争議があげられている。

- 争議行為を伴うもの
  - 同盟罷業
  - 工場閉鎖
  - 作業停止争議
  - 同盟怠業
  - 事業管理
- 争議行為を伴わないが調整のため第三者が関与したもの
  - 労働委員会の関与したもの
  - 労政職員の関与したもの
  - 其の他の関与したもの

（註）労働省の「労働争議統計調査必携」（一九五〇年五月）によれば、争議行為の形態はその戦術により種々の形態が予想されるが、これを四種類に限定するとして、次のように規定している。

「同盟怠業」とは労働者の団体が自己の主張貫徹のために作業を量的、質的に低下させるものをいう。ただし作業を継続しつつも作業を量的、質的に低下させる場合、従来は最後の一時的作業停止をいう。ただし四時間未満のものは除かれる。

「工場閉鎖」とは労働者の争議に対する対抗手段として自己の主張を貫徹するために使用者が生産活動の停止を宣言し作業を停止するものをいう。休廃業を意味する閉鎖は含まない。

「業務管理」（生産管理・事務管理）とは争議手段として使用者の意志を排斥して労働者によつて事業所が占拠され、専ら労働者の方針によつて生産や業務が遂行されるものをいう。使用者の承認の下に労働者による事業の運営が行われるものを含まない。

争議行為を伴わない争議については、その解決のために労働委員会、労政職員、市長、政党員等第三者が斡旋・調停・仲裁等をした争議のみが調査される。したがつて第三者が関与しない場合は統計面には現われて来ない。

なおＩＬＯの第三回国際労働統計学会議で採択された決議（一九二六年）は、「一時的作業停止」のみを統計の対象としてできる限りそれと同盟罷業と工場閉鎖とに区別することが望ましいと述べているが、アメリカの現行調査では、争議対象は右のＩＬＯ決議と同様作業停止争議のみに限定され、それを同盟罷業と工場閉鎖に区分していない。しかも作業停止期間が一日以上または一交替以上継続し参加人員六人以上の場合でなければ対象にならない。

わが国でも一九五〇年一月以降はとくに作業停止争議に重点がおかれ、国際的比較を可能にするようＩＬＯ決議に一致した方法を採用することになつた。ただし作業停止四時間未満の罷業は怠業に含めていること前述の通りである。

なお一つの争議が集計期間中に二種以上の争議形態を次々にとつたり、同時に異種の形態が行われたりする場合、従来は最後の形態によつて分類していた。しかし一九五〇年の統計からは数種の形態をとつた争議は各形態毎にそれぞれの参加人員を用いて各一件の争議として取扱い争議行為を伴つたものの小計欄には一括

して一件の争議として計上し、参加人員は各形態のうちの最大のものと、争議行為を伴わないが第三者の関与したものとの割合をみると第二〇九表のごとくである。すなわち総争議のうちで争議行為を伴うものの割合は、件数においても参加人員においても顕著に増大している。件数については四六年以後、参加人員については四八年以後、それぞれほぼ逐年的に低下をつづけていたものが、五一年にはいずれも逆に増大しており、件数においては過半を占めるに至り、また参加人員においてもほぼ半ばを占め、従来の各年にその比を見ない高い率を示したことが注目される。参加人員の増大や要求の積極化と共に、ここにも五一年度の争議の一般的活潑化と熾烈化を見てとることができよう。

第207表 総争議中争議行為を伴うもの

年別	争議行為を伴うもの		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員
1946年	88.0%	23.3%	12.0%	76.7%
1947	66.0	6.7	34.0	93.3
1948	60.2	38.8	39.8	61.2
1949	46.0	37.5	54.0	62.5
1950	47.9	32.7	52.1	67.3
1951	53.4	49.2	46.6	50.8

月間新規発生争議について、これを月別に観察すると第二〇八表のような推移を示している。争議行為を伴うものが総争議の半ば以上を占めた月は前年よりふえており、とくに参加人員については、これらの月における割合は極めて高く、二月には九七・六%という未曾有の数字を示した。

次に争議行為を伴ったもののうち、同盟罷業、工場閉鎖、同盟怠業、業務管理のそれぞれが占める割合を計算してみると第三二表の通りである。争議手段としての同盟罷業の地位は圧倒的に高い。しかもその割合は今までよりも一段と高く、大体九〇%を占めている。同盟罷業の地位が第二位に下つた月は、件数では一つもなく、参加人員でわずかに一つ（七月）あるだけで、それも第一位の同盟怠業とほとんど差がない。

同盟罷業以外の争議形態の地位はいずれも非常に低下したが、とくに顕著なのは工場閉鎖である。労仂者側の攻撃に対する資本家側の対抗手段たる工場閉鎖は、前年度には著しく重要な意義を示し、それによる労仂損失日数はその前の年の五倍をこえる激増ぶりで、朝鮮戦争直後には損失日数総計の六〇%を占める月すらあり、戦争に伴う資本攻勢の激しさを反映したが、五一年に入るとともに工場閉鎖の意義は極めて微々たるものとなり、とくに後半期に入ると

第208表 月別発生労仂争議のうち争議行為を伴うものの比率

月別		件数%	参加人員%
1951年	1月	39.0	45.2
	2月	51.9	97.6
	3月	47.5	15.4
	4月	61.3	28.9
	5月	56.1	79.9
	6月	45.6	29.9
	7月	57.1	23.5
	8月	62.0	38.6
	9月	49.3	12.7
	10月	52.8	69.8
	11月	42.3	26.3
	12月	59.9	76.6

第209表　争議行為を伴う発生争議の参加人員のうち各形態の争議が占める比率

月別		同盟罷業	工場閉鎖	同盟怠業	業務管理
1951年	1月	53.2%	0%	46.8%	0%
	2月	99.7	0.3	0.7	0
	3月	89.7	5.4	11.0	0
	4月	93.4	1.3	27.0	0
	5月	92.9	0.8	41.8	0
	6月	95.2	1.3	12.1	0
	7月	56.8	0.1	57.7	0
	8月	86.8	0.9	22.5	0
	9月	88.3	0.2	14.9	0
	10月	86.4	0.1	40.0	0
	11月	92.0	0.3	10.6	0
	12月	97.9	0.2	7.9	0

第210表　争議の形態別労働損失日数の推移

年別	合計	同盟罷業による損失日数	工場閉鎖による損失日数	工場閉鎖に計する場合の対合
1946年	6,266,255	6,093,263	172,992	2.8
47年	5,035,783	4,894,235	141,548	2.8
48年	6,995,332	6,879,721	115,611	1.7
49年	4,320,688	4,252,334	68,354	1.6
50年	5,486,059	5,735,162	352,897	6.4
51年	6,003,433	5,960,983	42,450	0.7

第211表　争議一件当り平均参加人員

年別	総数	争議行為を伴うもの	争議行為を伴わないもの
1946年	2,959	784	18,978
1947年	4,266	432	11,705
1948年	4,426	2,854	6,804
1949年	2,339	1,904	2,686
1950年	1,586	1,346	1,688
1951年	2,377	2,069	2,452

第四節　争議の規模

争議の件数が減少したにもかかわらず参加人員が増加したことは、当然に五一年の労働争議が一般的にいつて大規模化したことを意味する。本年の争議の規模がどの程度の大きさのものであつたかを知るために、まず一年間の争議の総件数を総参加人員で割つてみて一件当りの平均参加人員を算出し、これを戦後の各年度と比較してみよう（第三一表参照）。

それが甚しい。こうして第三三表にみられる通り、工場閉鎖による損失日数の総損失日数に対する割合は戦後最低に転落してしまつてである。

終戦直後、一時は争議の五〇%以上を占めたことのある業務管理（生産管理）は、その後ひきつづき減少して行き、五〇年一〇月以後は新規発生なく、五一年度はついに一度も発生しなかつた。各形態の争議の月別推移の詳細については第三三・三三表を参照されたい。

この統計によつて、五一年の争議が前年にくらべて六〇%方その規模を拡大したことがわかる。このことはとくに同盟罷業において著しい。総数では一件あたり平均一、五八六人から二、三七七人へ、このうち争議

行爲を伴うものは一、三四六人から二、〇六九人へ増大している。大体において争議行爲を伴つたもの（その大部分は同盟罷業）は一件あたり二、〇〇〇人、争議行爲を伴わないものは二、五〇〇人という のが五一年の規準的な争議の規模であつたといつてよいであろう。

次に争議形態別に争議一件あたりの平均参加人員が月別にいかに変化したかをみると第二三表のごとくである。この表に見られる通り月によつてかなり変動が激しい。同盟罷業については二月の八、六一九人が目立つが、まだ二・一ストや三月闘争前後の平均一万人をこえた時期には及ばない。工場閉鎖や同盟怠業は一般に相当小規模化しているといえよう。

第212表　発生争議一件当り平均参加人員の月別推移

月別	総数	同盟罷業	工場閉鎖	同盟怠業	小計	爲な行わの議件も争をい
1951年 1月	165	162		238	191	148
2月	4,254	8,619	286	467	8,001	208
3月	839	290	117	190	272	1,291
4月	3,080	1,547	274	1,312	1,452	5,360
5月	558	827	138	1,524	793	256
6月	1,370	1,061	137	436	898	1,650
7月	2,184	765	58	1,311	891	3,507
8月	663	396	112	523	412	970
9月	5,422	1,767	125	425	1,399	8,658
10月	694	1,032	28	857	972	403
11月	1,153	763	66	401	716	1,386
12月	1,747	1,583	84	788	2,232	916

第213表　発生規模別労仂争議件数

規模	総数				争議行爲を伴つたもの			
	件数		比率		件数		比率	
	50年	51年	50年	51年	50年	51年	50年	51年
合計	1,399	1,135	100%	100%	712	607	100%	100%
1～ 49人	551	339	39.4	29.9	213	156	29.9	25.7
50～ 99人	214	171	15.3	15.1	118	91	16.6	15.0
100～ 499人	363	355	25.9	31.3	215	204	30.2	33.6
500～ 999人	125	104	8.9	9.2	76	66	10.7	10.9
1,000～4,999人	107	114	7.6	10.0	72	60	10.1	9.9
5,000人以上	39	52	2.8	4.6	18	30	2.5	4.9

次に規模別にみた争議の状態をみよう。争議参加人員数の大きさによつて六つに分類した争議の件数を前年度と比較してみると第二三表のごとくであつて、件数からみると依然として四九人以下の小規模争議の割合が高いが（二九・九%）、累年その割合は低下しており、五一年にはついに第二位に下つた。第一位は一〇〇人以上五〇〇人未満の争議であつた（三一・三%）。

第214表　産業別作業停止労仂争議

	1950年				1951年			
	件数	参加人員	労仂損失日数	%	件数	参加人員	労仂損失日数	%
合計	584	763,455	5,486,059	(100.0)	570	924,053	6,003,453	(100.0)
水産業	5	2,258	9,954	(0.2)	1	650	1,950	(0.0)
鉱業	72	408,317	4,032,384	(73.5)	98	404,753	4,250,208	(70.5)
石炭鉱業	52	345,687	3,628,964	(66.1)	67	352,679	3,908,311	(65.1)
その他の産業	20	62,630	403,420	(7.4)	31	52,074	321,897	(5.4)
建設工業	9	801	2,399	(0.0)	6	559	4,904	(0.1)
製造工業	454	278,497	1,279,832	(23.3)	390	440,247	1,410,406	(25.5)
金属工業	65	35,181	150,432	(2.7)	55	30,138	54,260	(0.9)
機械器具工業	216	178,140	804,566	(14.7)	185	150,445	463,118	(7.7)
化学工業	71	48,570	234,250	(4.3)	70	55,816	159,945	(2.7)
窯業及土石工業	29	3,797	14,393	(0.3)	18	2,348	12,155	(0.2)
紡織工業	16	2,896	7,296	(0.1)	29	187,501	685,450	(11.4)
製材及木製品工業	23	770	7,870	(0.1)	14	1,306	4,925	(0.1)
食糧品工業	9	1,538	2,264	(0.0)	14	1,598	12,176	(0.2)
印刷及製本業	10	2,375	10,072	(0.2)	14	2,820	7,915	(0.1)
その他の工業	5	1,302	1,408	(0.0)	2	288	576	(0.0)
修理業	10	3,928	47,281	(0.9)	9	7,995	9,888	(0.2)
ガス・電気・水道業	2	6,348	48,922	(0.9)	2	1,420	189,698	(3.2)
運輸業	24	64,954	106,345	(1.9)	47	71,072	154,057	(2.6)
その他	18	2,298	6,223	(0.1)	26	5,352	12,210	(0.2)

比率の最もふえたのは一、〇〇〇人以上および五、〇〇〇人以上の大規模争議であり、両者で約一五%を占めるに至つた。大規模争議の割合は参加人員数からみると総人員の九〇%以上を占めている。一般に参加人員の多い大規模な争議が急激にふえつつあることが知られ、これに反して小規模な争議の比重は大幅に低下し、一〇〇人未満の争議が全件数のうちで占める割合は五〇%以下になつてしまつた。これらのことは本年度の争議の動向にとつての顕著な特徴といえよう。

規模別にみた争議の月別推移は第三七・三八表のごとくであつて、一、〇〇〇人以上の参加人員を擁した大規模争議についてみれば、一月はなく、二月は九件、二一万人、三月は八件、六万人、四月は二六件、二七万人、五月は八件、三万人、六月は一四件、一〇万人、七月は一五件、一七万人、八月は九件、五万人、九月は八件、四〇万人、一〇月は一三件、六万人、一一月は三〇件、一四万人、一二月は二九件、三四万人となつている。

第五節　争議の産業別分布

五一年の労仂争議はどのような産業部門に多く起つたであろうか。

まず作業停止争議についてみると（第三四表）、争議件数の最も多かつた部門の順位は、第一位が例年に同じく機械器具工業（一八五件）、第二位

は化学工業（七〇件）、第三位は石炭鉱業（六七件）、第四位は運輸業（四七件）であり、参加人員および労仂損失日数の多かった部門は、第一位が石炭鉱業（三五万人、三九〇万日）で他を圧倒的に引きはなし、第二位は紡織工業（一九万人、六九万日）、第三位が機械器具工業（一五万人、四六万日）の順で、運輸業、化学工業、金属鉱業、金属工業がこれにつずいている。

前年と比較すると、炭鉱労仂者が依然として最も活潑であり、件数でも参加人員でも損失日数でも前年より増加しているが、比率においては若干低下している。件数・参加人員・損失日数でそれぞれ顕著に増大しているのは紡績労仂者と運輸労仂者であり、とくに紡績労仂者は件数で一六件から二九件へ、参加人員で三千人から一九万人へ、損失日数で八千日から六九万日へとめざましい昂揚を示し前年度は「糸ヘン景気」を反映して極端に不活潑化した紡績労仂者の動きがこのように盛り上ったことは従属化した日本産業の不安定性を如実に示したものといえよう。電産労仂者は参加人員では減少したが、継続期間が長かつたために損失日数では四倍近くにふえている。久しぶりの電産労仂者のカム・バックが注目される。なおこれら労仂損失日数の多い産業は、賃上、年末一時金要求などの積極的争議によるものが大半を占めていた。

労仂者一、〇〇〇人あたりの労仂損失日数は、全産業で四三八日（前年は三九五日）、鉱業では八、三九三日（前年は七、四六七日）製造業では二九二日（前年も同数）、運輸通信その他の公益事業が一三五件、五〇万人である。中分類では石炭鉱業が八〇件、五九万人（とくに多いのは二月、九月、一一月）、紡織が六七は一九六日（前年は九四日）、建設業では五日（前年は二日）となつている。

争議による損失の強度率（註）は、全産業で一・五%である。このうち鉱業が最も多く二八・〇%（前年は二四・九%）、製造業は一・〇%（前年と同じ）、運輸通信その他の公益事業は〇・七%（前年は〇・三%）にあたる。

（註）この強度率とは

$$\frac{\text{労仂損失日数}}{\text{労仂者数}\times\text{実労仂日数}}\times 1,000$$

によつて算出したものである。この場合の労仂者数は労仂力調査の雇用者人口を用い（五〇年については国勢調査一%抽出集計による結果速報の雇用者人口）、労仂日数は一人平均三〇〇日として計算されている。

争議行爲を伴つた各月発生労仂争議について産業別分布の月別推移をみると（第三四表）、二月の昂揚はもつぱら炭鉱労仂者によつて担われたことがわかる。一二月のそれは大半が紡績労仂者によつて、石炭および紡織工業は年間推移においては進退の変化が著しいが、機器労仂者（新産業分類では機械、電気機器、輸送用設備に分れている）は年間堅実な歩調を示して依然たる強靱ぶりを発揮している。機器労仂者のうち本年とくに大規模な争議を闘つたものとして自動車および造船部門が注目された。

争議行爲を伴わないものをも含めた全新規発生争議の産業別分布は第三五表のごとき状態と推移を示した。産業大分類では、鉱業が一二四件、六五万人、製造業が七七七件、七八万人、運輸通信その他の公益事業が一三五件、五〇万人である。中分類では石炭鉱業が八〇件、五九万人（とくに多いのは二月、九月、一一月）、紡織が六七件、二三万人（とくに一二月）、化学が一一三件、一八万人、機器三工業が二八四件、二三万人、陸運が一一〇件、一一万人（とくに四月）、運輸サービスが五九月）、水運が一二件、一四万人（とくに四月）、運輸通信その他の公益事業は一九六日（前年は九四日）、建設業では五日（前年は二日）となつている。

争議による損失の強度率（註）は、全産業で一・五%である。このうち鉱業が最も多く二八・〇%（前年は二四・九%）、製造業は一・〇%（前年と同じ）、運輸通信その他の公益事業は〇・七%（前年は〇・三%）にあたる。

（註）この強度率とは

$$\frac{\text{労仂損失日数}}{\text{労仂者数}\times\text{実労仂日数}}\times 1,000$$

によつて算出したものである。この場合の労仂者数は労仂力調査の雇用者人口を用い（五〇年については国勢調査一%抽出集計による結果速報の雇用者人口）、労仂日数は一人平均三〇〇日として計算されている。

争議行爲を伴つた各月発生労仂争議について産業別分布の月別推移をみると（第三四表）、二月の昂揚はもつぱら炭鉱労仂者によつて担われたことがわかる。一二月のそれは大半が紡績労仂者によつて、石炭および紡織工業は年間推移においては進退の変化が著しいが、機器労仂者（新産業分類では機械、電気機器、輸送用設備に分れている）は年間堅実な歩調を示して依然たる強靱ぶりを発揮している。機器労仂者のうち本年とくに大規模な争議を闘つたものとして自動車および造船部門が注目された。

争議行爲を伴わないものをも含めた全新規発生争議の産業別分布は第三五表のごとき状態と推移を示した。産業大分類では、鉱業が一二四件、六五万人、製造業が七七七件、七八万人、運輸通信その他の公益事業が一三五件、五〇万人である。中分類では石炭鉱業が八〇件、五九万人（とくに多いのは二月、九月、一一月）、紡織が六七件、二三万人（とくに一二月）、化学が一一三件、一八万人、機器三工業が二八四件、二三万人、陸運が一一〇件、一一万人（とくに四月）、運輸サービスが五九月）、水運が一二件、一四万人（とくに四月）、運輸通信その他の公益事業は一九六日（前年は九四日）、建設業では五日（前年は二日）となつている。

争議による損失の強度率（註）は、全産業で一・五%である。このうち鉱業が最も多く二八・〇%（前年は二四・九%）、製造業は一・〇%（前年と同じ）、運輸通信その他の公益事業は〇・七%（前年は〇・三%）にあたる。

（註）この強度率とは

$$\frac{\text{労仂損失日数}}{\text{労仂者数}\times\text{実労仂日数}}\times 1,000$$

によつて算出したものである。この場合の労仂者数は労仂力調査の雇用者人口を用い（五〇年については国勢調査一%抽出集計による結果速報の雇用者人口）、労仂日数は一人平均三〇〇日として計算されている。

争議行爲を伴つた各月発生労仂争議について産業別分布の月別推移をみると（第三四表）、二月の昂揚はもつぱら炭鉱労仂者によつて担われたことがわかる。一二月のそれは大半が紡績労仂者によつて、石炭および紡織工業は年間推移においては進退の変化が著しいが、機器労仂者（新産業分類では機械、電気機器、輸送用設備に分れている）は年間堅実な歩調を示して依然たる強靱ぶりを発揮している。機器労仂者のうち本年とくに大規模な争議を闘つたものとして自動車および造船部門が注目された。

争議行爲を伴わないものをも含めた全新規発生争議の産業別分布は第三五表のごとき状態と推移を示した。産業大分類では、鉱業が一二四件、六五万人、製造業が七七七件、七八万人、運輸通信その他の公益事業が一三五件、五〇万人である。中分類では石炭鉱業が八〇件、五九万人（とくに多いのは二月、九月、一一月）、紡織が六七件、二三万人（とくに一二月）、化学が一一三件、一八万人、機器三工業が二八四件、二三万人、陸運が一一〇件、一一万人（とくに四月）、運輸サービスが五九月）、水運が一二件、一四万人（とくに四月）、運輸通信その他の公益事業は一九六日（前年は九四日）、建設業では五日（前年は二日）となつている。

第六節　争議の地域的分布

争議を発生地の都道府県別に集計したものが第三六表である。

件数においては、第一位は福岡県（三一七件）、第二位は東京都（二六九件）、第三位は大阪府（二二一件）、第四位は神奈川県（一一二件）、第五位は兵庫県（一三七件）、第六位は佐賀県（一三四件）、第七位は北海道（一二八件）であり、これにつずいて一〇〇件以下の県は、茨城、愛知、岡山、静岡、群馬、愛媛、京都、埼玉、新潟、広島、山口、大分であり、五〇件以下は、長崎、秋田、栃木、福島、千葉、和歌山、徳島、三重、奈良、岩手、長野、宮城、山形、香川、滋賀、岐阜、富山であり、三〇件以下が、石川、島根、熊本、山梨、青森、高知、鹿児島、福井、宮崎、鳥取の順である。

参加人員数から都道府県の順位をみると、とびぬけて首位にあるのが東京（八六九万人）、第二位は兵庫（五〇万人）、第三位は福岡（四一万人）、第四位は大阪（三六万人）、第五位は北海道（二八万人）、第六位は神奈川（一五万人）であり、これについで九万人台のものは長崎、愛知、七万台が広島、山口、五万人台が愛媛、岡山、富山、五万人未満は佐賀、福島、宮城、新潟、三重、岐阜、静岡、宮城、三万人未満は秋田、京都、宮崎、熊本、滋賀、香川、群馬、埼玉、石川、二万人未満は長野、大分、山形、岩手、奈良、栃木、徳島、鹿児島、和歌山、千葉、一万人未満が島根、山梨、高知、福井、最下位が鳥取（三、七七二人）である。

前年と比較すると、炭鉱地帯の福岡県が件数においても参加人員においても激増し、件数では上位の府県をとび越し従来首位を占めつづけた東京都をさえ凌駕したことが注目される。その他では件数における佐賀、参加人員における兵庫の地位の躍進がめざましい。これに反して神奈川県は絶対数でも相対的地位でも低下した。

東京都は争議件数では福岡県に首位をゆずったが、参加人員においては毎月六二万ないし九六万人の間を堅実に擁し、依然として全国総数の八〇―九〇%を占めている。

（註）東京に参加人員が多くなるこの理由は、東京に本社のある会社が地方の争議の報告を本社に集めて届出る習慣があるからである。なお二つ以上の府縣にまたがつて行われた共同争議、連合体の争議や企業系統の争議の取扱いについては、従来は組合単位で組合の主たる事務所の所在地で分類していたが、五〇年からこのような争議は各独立の事業所単位の参加人員を各一件として集計することとなつた。しかし総計欄にはこれを一括して一件の争議として集計されている。

第七節　争議の要求事項

個々の労働争議がどのような原因から発生し、どのような具体的要求を掲げて闘われたかを検討することは、その時期における争議の性格を明らかにする重要な手がかりを与えてくれる。公表された争議統計で用いられている要求事項は、最初に労働者側から提出された要求内容を対象にしている。争議の原因と要求事項がそのままその争議の要求事項とはなしえない場合もある。労働省の統計では主要要求と副次的要求との区別が無視されて同じウエイトで一件として計上されることには問題がある。主要な要求内容がボカされてしまうからである。なおこのように要求事項全体が調査されるために、争議の発生件数と要求事項の件数とは一致しない。

終戦以来、賃金その他の労仂条件の改善や企業の民主化を求める積極的要求をもつた争議が最も活潑に闘われた四八年の上半期（とくに三月）以後は一般にこのような攻勢的争議が減少して行き、これに代つて賃金の切下げや人員整理に反対して行われるいわば防衛的争議が次第に増加して行き、五〇年もこの傾向が継続した。しかるに五一年に入るとともに、争議の一般的活潑化に伴つて積極的な要求（賃上げ）を掲げて闘う攻勢的な争議が著しく強化されることとなつた。しかもこのような積極的な争議の攻勢は、形式的には純経済的要求が主であつたにもかかわらず、現在における日本経済の軍需経済化、下請化の情勢の下では、低賃金の打破そのものが実は極めて政治的な意義を強くもつていたことを忘れてはならない。前年度の争議について本年鑑第24集では、六・三ストやレッド・パージ反対闘争に見られたように、経済的要求と同時に政治的要求をあわせ掲げたり、政治的要求を正面におし出した争議が注目され始めたことを指摘しておいたが、本年についても、軍需工場化や軍需品輸送に反対する直截な形の平和反戦闘争形態やゼネスト禁止法を阻止した労仂法規改悪反対闘争は、重要な役割を果したと考えられる。

終戦以降の各年の争議を主要要求事項別に分類してその推移をみると第三表のごとくである。ここに見られるように、終戦以来ひきつづき賃金に関する要求が圧倒的に多いが、五一年には定期給与および一時金に関する要求は一、〇〇七件、総数の七二%を占めるに至つたのである。とくにそのうち賃金増額の要求は、最盛期たる四八年でも三一・一%であつたのに対して、五一年に実に三九・五%と、四割近くを占めていることは刮目に値する。しかもこの率は実際はこれよりはるかに高いであろう。前年度の年鑑において賃上争議の激増形勢を予見したが、本年度の情勢はこれを予期以上に立証したと考えられる。なお賃上げとならんで、臨時給与金の支給要求の争議も、前年に引きつづいて更に激増している。これに反して解雇休業手当および退職金制度の確立および増額の要求争議は、四九

第215表　発生争議主要要求事項別件数

	総数	賃金増額	賃金減額反対	賃金定期払	臨時給与金の支給	解雇休業手当及退職金制度の確立及増額	事業休廃止又は操業短縮反対	解雇反対又は解雇者の復職	その他
	%								
1946年	3,235(100.0)	675(20.9)	9(0.3)	25(0.3)	140(4.3)	154(4.8)	52(1.6)	183(5.6)	1,717(53.1)
1947〃	1,789(100.0)	487(27.2)	1(0.1)	38(2.1)	155(8.6)	155(8.7)	47(2.6)	115(6.3)	607(33.9)
1948〃	1,977(100.0)	615(31.1)	9(0.5)	54(2.7)	155(7.8)	158(8.0)	93(4.7)	179(9.0)	508(25.7)
1949〃	1,826(100.0)	250(13.7)	49(2.7)	252(13.8)	127(6.9)	306(16.8)	67(3.7)	347(19.0)	285(15.6)
1950〃	1,737(100.0)	246(14.2)	69(4.0)	369(21.1)	225(13.0)	275(15.8)	31(1.8)	257(14.9)	148(8.5)
1951〃	1,399(100.0)	553(39.5)	8(0.6)	114(8.2)	332(23.7)	108(7.7)	18(1.3)	98(7.0)	89(6.4)
	282(8.7)	188(10.5)	207(10.5)	145(7.8)	115(6.6)	79(5.6)			

第216表　要求事項別各月発生労働争議（1951年）

要求事項		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
総数		57	64	96	106	97	95	101	133	87	135	194	272	1,437
組合の承認又は組合活動に関する要求			1	1			1		1	2	6	2		14
労働協約の締結（又は全面的改訂）要求		6	5	3	4	11	3	6	5	6	10	16	4	79
賃金及手当	小計	37	47	82	94	76	73	75	111	65	102	156	249	1,167
	賃金増額	11	25	50	73	56	41	30	51	38	64	72	55	566
	賃金減額反対	1					1		1		2		1	6
	賃金定期支払	5	9	10	6	7	11	10	11	6	15	10	14	114
	その他賃金に関する要求	3	1	3		2	1	2	6				2	20
	臨時給与金の要求	11	2	4	4	4	7	30	33	10	9	63	170	347
	解雇休業手当及退職金制度確立及増額	6	10	15	11	7	12	3	9	11	12	11	7	114
労働条件その他給与以外の	小計	2	1			3	4	4	1	1	3	2	3	26
	労働時間の変更		1		2	1	3	1	1		1	2		11
	休暇休日に関する要求	1			1	2		1			1		3	8
	その他作業条件に関する要求	1					1	2		1	1			7
労働協約の効力に関する要求					1	1		1						2
経営及人事	小計	12	10	10	6	6	14	14	15	11	13	15	15	141
	経営参加		1		1				1					3
	事業休廃止又は操業短縮反対	1	1	1	4	1	4	1		1	3	3	2	19
	解雇反対又は解雇者の復職	11	4	6		3	10	11	11	8	10	12	12	102
	その他人事に関する要求		4	3		2		2	3	2			1	17
福利厚生施設											1	2		3
その他								1		2		1	1	5

第217表　継続期間別争議解決状況

年別	総　数	5 日以下	6～10日	11～20日	21～30日	31～100日	100日以上
1949年	1,270	204	157	215	148	428	118
	(100.0)	(16.1)	(12.4)	(16.9)	(11.6)	(33.7)	(9.3)
1950年	1,429	310	227	245	170	358	119
	(100.0)	(21.7)	(15.9)	(17.1)	(11.9)	(25.1)	(8.3)
1951年	1,147	318	224	227	122	202	54
	(100.0)	(27.7)	(19.5)	(19.8)	(10.7)	(17.6)	(4.7)

年の三〇六件（一六・八%）、五〇年の二七五件（一五・八%）がさらに一〇八件（七・七%）になつてしまつた。また前年には首位にあつた賃金定期支拂要求の争議も、五〇年の三六九件（二一・一%）が五一年には一一四件（八・二%）に激減している。

要求別争議の月別推移を詳細に示すと第三六表のごとくである。この表は賃金関係争議がいかに年末に盛り上つて行つたかを歴然と示している。一二月の賃金要求は二四九件を算しているが、賃金関係争議が一日平均八件以上あつたということは注目に値しよう。とくに越年資金その他の一時金支給の要求は一二月の一カ月間に一七〇件に上り、年間の同要求総件数の半ばを占めており、戦後各年一二月と比較しても空前である。

第八節　争議の解決状況

争議の解決状況からみると、五一年の争議は一般に継続期間が短くなり、自主的交渉によつて解決した争議が増加し、また要求の不貫徹に終るものが少くなつた。

まず争議の継続日数、すなわち争議の発生から解決までに要した日数の長短を規準として分類した争議件数をみると（第三七表）、一〇日以下で解決した争議が総数の四七・二%を占め、四九年の二八・五%、五〇年の三七・六%に比べて著しく増加したことがわかる。これに反して一カ月以上継続した争議は、四九年の四三・〇%

第218表　継続日数別争議の推移

月別	5日以下	6日～10日	11日～20日	21日～30日	31日～100日	101日以上	計
1951年							
1月	12	2	7	4	10	4	39
2月	9	6	10	5	6	3	39
3月	24	15	14	9	18	10	88
4月	15	9	16	15	11	5	71
5月	21	12	28	16	12	2	91
6月	14	14	22	9	17	3	79
7月	26	17	16	9	15	7	90
8月	32	25	20	8	21	3	107
9月	14	15	11	14	12	1	67
10月	23	22	23	4	14	5	96
11月	24	27	19	8	23	5	106
12月	105	70	47	22	42	5	289
計	322	250	233	123	201	53	1,162

第219表　解決結果別労仂争議

年別	総数		貫徹		妥協		不貫徹	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1949年	1,270	100.0	137	10.8	845	66.5	288	22.7
1950年	1,429	100.0	153	10.7	1,046	73.2	230	16.1
1951年	1,147	100.0	91	7.9	970	84.6	86	7.5

第220表　解決方法別労仂争議

年別	総数		労使直接交渉		労仂委員会関与		その他	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1949年	1,270	2,030,655	500	525,713	664	1,303,017	106	201,925
	(100)	(100)	(39.4)	(25.9)	(52.3)	(64.2)	(8.3)	(9.9)
1950年	1,429	1,441,542	603	470,085	610	358,837	219	613,408
	(100)	(100)	(42.2)	(32.6)	(42.7)	(24.9)	(15.3)	(42.6)
1951年	1,147	1,923,849	493	839,315	473	1,020,255	181	64,279
	(100)	(100)	(43.0)	(43.6)	(41.2)	(53.0)	15.8)	(3.4)

（四四六件）、五〇年の三三・四%（四七七件）に対して五一年はわずか二二・三%（二五六件）に減少している。その中間の一一日以上一カ月未満の争議の割合はほとんど変つていない。継続期間の短期化傾向は月別推移をみれば一層はつきり知られる（第三六表参照）。

次に、解決した争議について、これを要求の貫徹したもの、不貫徹のもの、妥協に終つたものに分類して前年と比較してみると（第三九表）、妥協に終つたものの割合が増加して、貫徹および不貫徹に終つたものの割合が減少している。すなわち、妥協に終つたものの割合は四九年の六六・五%、五〇年の七三・二%が五一年には八四・六%にふえ、これに対して貫徹は一〇・八%および一〇・七%が七・九に低減している。とくに要求不貫徹の争議の割合は四九年に二二・七%を占めたものが、五〇年には一六・一%に下り、さらに五一年には一挙に七・五%に激減したことが注目される。

最後に解決の方法からみると（第三〇表）、当事者の直接交渉によつて解決したものが四三・六%を占め、四九年の二五・九%および五〇年の三二・六%をはるかに上回つていることが知られる。しかし直接交渉による解決が著しく増大しているにもかかわらず、第三者（労仂委員会、労政職員、その他、市長、政党員等）の関与（調停、仲裁、斡旋）によつて解決した争議の方が多く、その重要性は無視しがたい。これを月別に詳細にみると第三一表のごとくで、四月六月、一一月には労仂委員会の関与が圧倒的に多く、二月、五月、七月は逆に当事者の直接交渉が圧倒的に多かつた。

第221表　争議中労仂委員会の関与件数（1951年）

月別	合計		当事者直接交渉		労仂委員会関与		労政職員関与		その他第三者調整		自然消滅	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1951年1月	39	20,957	17	9,214	12	7,721	5	352	2	231	3	3,439
2月	59	140,822	15	157,187	17	2,818	4	193			3	624
3月	88	148,858	29	87,807	35	55,985	10	557	5	1,495	9	3,014
4月	71	146,825	35	20,245	24	123,179	4	2,723	3	288	5	392
5月	91	251,122	48	185,366	30	43,009	9	1,016	3	1,675	1	56
6月	79	200.249	42	50,192	30	167,226	5	2,740	1	53	1	33
7月	90	173,785	38	120,278	43	51,285	4	553	3	250	2	1,659
8月	107	84,353	46	26,221	37	51,768	11	1,859	9	1,617	4	2,908
9月	67	14,592	21	5,554	32	6,944	7	955	4	406	3	733
10月	96	60,015	34	31,931	43	22,817	12	2,479	4	628	3	2,160
11月	166	385,461	38	49,602	58	334,544	5	687	1	26	4	602
12月	289	532,472	138	143,638	116	157,792	24	3,722	6	26,963	5	327
合計	1.162	1,939,511	591	847,233	477	1,025,088	100	17,616	41	33,647	43	15,927

第222表　月別発生労仂争議（1951年）

月別	総数		同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理		小計		争議行爲を伴わないもの	
1951年	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
1月	41	6,757	10	1,624			6	1,427			16	3,051	25	3,706
2月	52	221,251	25	215,465	2	572	4	1,467			27	216,032	25	5,199
3月	80	67,134	32	9,285	5	351	6	1,144			38	10,349	44	56,785
4月	95	286,421	50	77,332	4	1,096	17	22,309			57	82,760	58	203,661
5月	82	45,729	41	33,896	2	276	10	15,245			46	36,487	40	9,242

6月	79	108,229	29	30,765	3	412	9	3,920			36	32,317	46	75,912
7月	84	183,421	32	24,487	1	58	19	24,997			48	43,141	40	140,280
8月	100	66,308	56	22,181	2	225	11	5,757			62	25,565	42	40,745
9月	75	406,679	26	45,672	1	125	17	7,222			37	51,751	41	354,928
10月	106	73,556	45	44,376	2	55	24	20,566			56	51,365	55	22,191
11月	137	157,949	50	38,172	2	132	11	4,410			53	41,511	84	116,438
12月	217	379,008	110	234,181	6	505	29	22,855			130	290,149	97	88,859
計	1,146	2,006,968	554	1,098,252	33	4,501	179	252,-930			655	1,230,802	552	776,166

〔備考〕本表の各争議形態別の件数，参加人員の合計は小計と一致しない。それは一つの争議が月間に二種以上の形態を伴つたときは件数，参加人員を各形態毎に集計し，総数欄においては一つの争議は一件として計上し，参加人員は争議行為が行われた争議の最大参加人員を集計してあるからである。

第223表　月別発生および繰越労仂争議（1951年）

月別	総数		同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理		小計		争議行為を伴わないもの	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
1951年											21	3,688	61	861,571
1月	80	865,259	13	11,943	2	518	6	1,427			37	292,230	62	671,664
2月	97	963,894	33	216,298	2	572	6	76,832			44	95,923	92	807,610
3月	131	903,533	35	13,134	4	885	9	82,368			72	145,747	79	869,767
4月	146	1,015,514	61	97,042	5	1,302	21	76,234			76	90,284	84	799,613
5月	153	889,897	70	83,146	3	691	16	25,621			52	48,354	100	832,158
6月	142	880,512	42	45,002	4	524	14	6,373			65	111,466	94	702,541
7月	147	814,007	46	91,500	2	361	23	27,961			75	53,397	94	690,486
8月	161	723,877	67	27,206	2	225	15	8,564			46	53,755	85	987,169
9月	126	1,040,924	35	47,676	2	211	18	7,308			71	360,808	103	738,677
10月	165	1,099,485	55	253,675	5	278	31	142,358			77	349,273	143	858,065
11月	209	1,187,338	67	295,287	3	155	17	85,485			165	385,098	168	797,181
12月	309	1,182,279	138	331,396	10	720	36	95,017			670	1,386,434	584	1,432,254
計	1,186	2,818,688	564	1,159,740	35	4,819	184	362,114						

第224表　産業別各月発生労働争議—同盟罷業・同盟怠業・工場閉鎖・業務管理—（1951年）

産業別	件数 参加人員	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
全産業	件数	16	27	38	57	46	36	48	62	37	56	58	130	655
	参加人員	3,051	216,032	10,349	82,760	36,487	32,317	43,141	25,565	51,751	51,365	41,511	290,149	1,230,802
農業及林業	件数					1		1						2
	参加人員					83		51						134
漁業	件数												1	1
	参加人員												650	650
鉱業	件数	5	10	8	8	7	4	3	8	2	7	15	17	101
	参加人員	1,214	212,465	2,920	37,491	2,779	4,980	7,761	2,495	40,170	4,474	27,344	51,644	585,287
石炭礦業	件数	5	10	8	2	3	2	2	6	2	4	8	13	69
	参加人員	1,214	212,465	2,920	324	1,303	4,880	7,735	2,417	40,170	1,023	25,904	50,098	527,962
金属鉱業	件数				5	3					2	4	1	15
	参加人員				36,940	1,457					3,374	834	370	45,440
その他	件数					1	2	1	2		1	3	3	17
	参加人員					19	100	26	78		77	606	1,176	11,885
建設業	件数	2	2	2		1			1					8
	参加人員	263	77	125		335			33					833
製造業	件数	9	9	24	45	34	30	30	49	32	47	31	90	447
	参加人員	1,574	2,574	6,915	42,130	33,117	26,942	28,926	22,105	10,128	46,793	13,333	225,300	485,844
紡織	件数			2	2	2	1	1	1	3	1		12	32
	参加人員			263	544	11,760	49	1,616	147	1,963	240		157,267	189,579
化学工業	件数	1	1	1	7	6	4	7	12	3	6	4	5	60
	参加人員	354	63	30	5,554	4,947	19,447	3,089	1,477	284	5,769	2,156	6,882	56,260
紙及類似品	件数						1		1			2		5
	参加人員						664		34			97		833
石油及石炭製品	件数					1	1			1				3
	参加人員					468	58			122				648
ゴム製品	件数			1	1	1	1					1	3	10
	参加人員			71	130	79	24					67	2,645	3,517

印刷出版	件数	2		3	1	1		1		1	1	1	5	16
	参加人員	311		1,850	78	9		162		29	19	16	405	2,879
第一次金属	件数	1		1	4		2	2	1	4	2	2	4	24
	参加人員	498		9	2,891		24	1,312	29	381	125	872	20,985	27,180
金属製品	件数	1		2	1	2	2	2	1	1		2	4	18
	参加人員	13		76	132	208	1,506	40	14	290		80	3,291	5,650
機械製造	件数	2	1	6	9	8	4	8	11	10	9	6	16	92
	参加人員	33	38	3,166	3,190	3,325	114	1,481	4,513	5,448	1,005	3,373	7,363	33,907
電気機器	件数	1	1	1	2	2	4	4	4	1	4	2	7	34
	参加人員	550	11	230	7,770	444	2,913	4,702	1,506	90	20,291	3,254	12,177	54,554
輸送用設備	件数		3	5	14	8	5	2	5	2	13	7	14	79
	参加人員		1,065	897	21,360	11,681	1,675	16,167	9,197	349	17,580	2,927	11,582	98,706
その他	件数	1	3	4	4	3	5	3	11	6	7	4	20	74
	参加人員	15	1,397	323	481	196	468	357	2,050	1,172	1,615	491	2,701	12,131
卸売及小売	件数			1	1	1	1	4	1	1		2	5	17
	参加人員			196	321	34	32	73	20	11		41	3,005	3,733
金融保険及不動産	件数							2		1				3
	参加人員							436		1,318				1,754
運輸通信及その他公益事業	件数	3	3	2	2	1	5	3	1	2	6	8		56
	参加人員	240	193	2,764	139	363	1,444	912	124	98	627	971		138,642
陸運	件数	3	3	1	1		5	1	1					42
	参加人員	240	193	224	115		1,444	12	124					28,464
水運	件数			1	1									6
	参加人員			2,520	24									3,352
運輸に附帯するサービス	件数							1						3
	参加人員							150						10,235
通信	件数													
	参加人員													
熱光及動力供給業	件数													2
	参加人員													95,435
その他	件数						1	1						2
	参加人員						563	750						1,156

サービス業	件数		3		1		3			3	8		18
	参加人員		676		54		4,450			120	4,879		10,179
映画業	件数												1
	参加人員												33
興行娯楽	件数												
	参加人員												
教育	件数												
	参加人員												
その他	件数		3		1		3						17
	参加人員		676		54		4,450						10,146
公務	件数									1	1		2
	参加人員									46	3,700		3,746
分類不能	件数												
	参加人員												

第225表　産業別各月発生労仂争議　—総括表—（1951年）

労仂争議

産業別		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
全産業	件数	41	52	80	93	82	79	84	100	75	106	137	217	1,146
	参加人員	6,757	221,231	67,134	286,421	45,729	108,229	183,421	66,308	406,679	73,556	157,949	379,008	2,006,968
農業及林業	件数					1		1						2
	参加人員					83		51						134
漁業	件数								1				1	2
	参加人員								4				650	654
鉱業	件数	6	12	12	12	9	7	5	11	3	10	18	19	124
	参加人員	1,436	212,759	6,184	43,814	3,172	6,215	8,145	4,369	270,134	12,206	29,418	52,063	651,013
石炭礦業	件数	6	11	12	4	4	4	3	7	3	5	8	13	80
	参加人員	1,436	212,504	6,184	471	1,360	5,982	7,775	2,954	270,134	2,371	25,904	50,170	587,316
金属鉱業	件数				6	4			2		2	5	1	20
	参加人員				37,049	1,793			1,320		3,374	2,846	370	47,764

その他	件数		1		2	1	3	2	2		3	5	5	24
	参加人員		255		6,294	19	233	370	95		6,461	668	1,523	15,955
建設業	件数	2	2	2		1		1	3			1	1	14
	参加人員	263	77	125		335		369	397			148	385	2,111
製造業	件数	29	27	53	67	58	56	52	72	59	88	63	154	777
	参加人員	4,535	6,444	24,657	97,934	36,220	91,869	38,693	60,000	29,600	60,078	44,820	283,127	780,135
紡織	件数	2	2	3	3	5	6	2	3	6	9	2	24	67
	参加人員	1,324	336	474	813	12,484	29,243	1,766	327	2,810	2,196	348	180,468	232,591
化学工業	件数	8	5	5	14	9	7	9	12	6	15	10	15	115
	参加人員	1,318	1,510	14,076	41,387	5,107	45,737	5,214	1,523	574	9,878	19,607	33,487	179,610
紙及類似品	件数	1	1	1		1	1		1		2	4	4	16
	参加人員	38	202	852		65	664		34		51	3,891	284	6,081
石油及石炭製品	件数					1	1			2	1			5
	参加人員					468	58			3,740	56			4,322
ゴム製品	件数	2	1	1	2	3	2		2		1	3	3	20
	参加人員	262	42	71	545	224	186		179		130	343	2,645	4,627
印刷出版	件数	2		4	1	2	1	1	1	2	2	5	8	28
	参加人員	311		2,088	78	20	2,250	162		117	89	2,386	2,718	10,219
第一次金属	件数	4	4	1	7	3	2	3	2	5	4	3	6	44
	参加人員	648	1,145	9	15,807	97	24	1,435	1,806	454	271	905	21,588	43,976
金属製品	件数	1	1	6	5	3	2	4	3	2	3	3	9	42
	参加人員	13	282	173	3,227	252	1,566	85	117	349	773	124	3,924	10,885
機械製造	件数	2	3	13	11	11	8	13	18	17	10	7	24	136
	参加人員	33	370	4,514	3,301	3,588	633	5,866	5,183	6,245	1,127	4,041	6,960	44,861
電気機器	件数	2	1	3	2	3	5	5	4	1	5	4	9	44
	参加人員	429	11	272	7,770	572	3,245	4,825	2,365	90	21,312	4,571	12,527	58,600
輸送用設備	件数		4	5	15	10	8	5	8	4	14	11	20	104
	参加人員		1,073	1,605	21,839	12,388	6,634	18,502	12,361	13,170	17,614	7,057	12,852	125,801
その他	件数	5	5	11	6	7	13	10	19	14	21	11	34	158
	参加人員	159	1,273	503	3,167	955	1,631	840	36,105	•2,071	6,581	1,547	3,344	58,560
卸売及小売	件数	1	1	1	2	1	5	5	1	2		6	6	31
	参加人員	45	20	196	4,363	34	5,042	4,059	20	40		9,111	4,452	27,382

金融保険及不動産	件数					1		2		1		1	1	6
	参加人員					43		436		1,318		42	1,222	3,061
運輸通信及その他公益事業	件数	2	6	8	7	8	6	14	10	9	7	38	19	135
	参加人員	456	1,239	35,458	136,283	2,811	3,005	127,178	1,261	105,575	1,262	71,869	4,695	497,482
陸運	件数			6	5	5	5	13	7	7	7	37	10	110
	参加人員			13,673	1,431	2,404	2,642	8,178	335	5,063	1,262	71,269	3,344	112,326
水運	件数			1	2	2							7	12
	参加人員			35	134,852	308							1,242	136,437
運輸に附帯するサービス	件数								2	1				5
	参加人員								176	100,500				103,282
通信	件数													
	参加人員													
熱光及動力供給業	件数							1		1				3
	参加人員							119,000		12				140,882
その他	件数			1		1	1		1			1	2	5
	参加人員			21,750		99	363		750			600	209	1,855
サービス業	件数		4	3	5		5	4	2		1	9	14	48
	参加人員		692	26	4,027		2,098	4,490	257		10	2,495	5,714	19,831
映画業	件数			2								1		3
	参加人員			14								338		47
興行娯楽	件数						1							1
	参加人員						42							42
教育	件数		1	1	1				1		1		2	7
	参加人員		16	12	26				37		10		413	514
その他	件数		3		4		4	4	21			8	12	317
	参加人員		676		4,001		2,056	4,490	220			2,157	5,301	19,228
公務	件数	1		1		2						1	2	7
	参加人員	22		508		591						46	26,700	27,867
分類不能	件数													
	参加人員													

第226表　府縣別各月発生労働争議（1951年）

府縣別	件数／参加人員	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
計	件数	92	111	144	159	159	145	148	171	139	174	202	298	1,940
	参加人員	868,885	971,036	909,546	1,027,151	893,459	882,915	815,811	750,477	1,047,735	1,097,364	1,151,012	1,170,884	11,561,251
北海道	件数	4	12	11	10	8	7	9	10	11	12	20	14	128
	参加人員	915	70,180	11,378	5,591	3,103	7,615	1,310	1,479	10,644	85,340	62,178	17,141	276,874
青森	件数	—	2	3	3	3	1	—	1	1	1	3	3	21
	参加人員	—	1,484	1,509	868	866	25	—	150	173	1,445	2,779	2,815	12,112
岩手	件数	1	2	4	6	5	3	2	3	1	3	3	4	37
	参加人員	9	1,826	1,975	2,536	249	97	45	141	15	2,171	2,171	5,086	16,121
宮城	件数	2	5	6	5	5	2	3	1	1	—	3	3	36
	参加人員	94	6,043	8,138	7,720	5,129	3,220	3,320	3,200	3,200	—	2,689	1,821	44,574
秋田	件数	—	1	1	8	9	2	3	3	3	8	6	3	47
	参加人員	—	1,780	1,780	8,177	6,713	329	369	369	369	3,518	4,591	1,281	29,276
山形	件数	2	4	2	4	4	1	—	—	3	5	6	5	36
	参加人員	128	1,904	1,472	1,782	2,216	1,866	—	—	184	2,005	2,871	2,031	16,459
福島	件数	2	2	5	8	3	2	1	2	2	7	4	7	45
	参加人員	577	3,810	5,184	4,892	652	361	26	162	38	5,928	16,806	6,408	44,844
茨城	件数	—	—	1	1	2	1	5	1	1	20	37	24	93
	参加人員	—	—	820	3,604	3,669	65	3,647	2,796	215	2,132	8,901	4,033	29,882
栃木	件数	2	2	1	6	4	6	4	2	1	9	4	6	47
	参加人員	121	121	48	3,625	552	818	1,550	111	35	2,536	2,009	2,671	14,197
群馬	件数	5	5	4	5	2	6	6	6	5	13	9	15	81
	参加人員	855	384	289	845	151	690	3,280	587	740	4,635	3,244	6,247	21,947
埼玉	件数	1	2	4	7	8	3	9	7	6	15	8	9	77
	参加人員	90	128	236	731	2,350	225	5,120	388	460	4,834	3,239	2,991	20,790
千葉	件数	1	4	5	2	3	3	3	1	1	3	6	9	41
	参加人員	25	641	637	11	506	530	168	30	124	305	5,146	2,122	10,245
東京	件数	13	14	17	35	25	24	25	17	16	20	19	44	269
	参加人員	848,666	666,694	769,905	699,775	623,162	644,086	669,578	660,414	960,336	725,488	734,680	687,800	8,690,584

神奈川	件	3	9	12	31	21	15	13	13	9	17	37	212
	参加人員	80	912	1,905	30,068	19,861	17,163	7,753	8,873	2,151	13,166	27,791	145,888
新潟	件	4	5	6	5	10	4	5	2	8	11	11	76
	参加人員	510	4,312	8,681	1,222	4,752	1,150	1,279	351	4,969	9,686	3,750	44,276
富山	件	1	1	1	5	2	3	2	1	2	3	3	31
	参加人員	2,179	4,493	4,483	7,872	3,452	3,477	623	598	761	5,292	15,437	52,767
石川	件	2	2	10	4	1	1	1	1	2	1	1	30
	参加人員	79	55	2,618	2,842	1,077	1,873	1,873	1,776	1,776	1,626	1,586	20,079
福井	件	—	1	1	1	—	1	—	—	1	2	3	13
	参加人員	—	23	1,471	1,471	—	318	—	—	29	225	1,992	7,565
山梨	件	—	1	1	4	2	—	—	—	—	7	5	22
	参加人員	—	788	788	1,076	206	—	—	—	—	2,393	1,418	8,360
長野	件	1	2	3	6	2	1	1	9	2	7	6	37
	参加人員	23	5,406	278	1,280	94	158	691	270	246	6,260	4,064	19,222
岐阜	件	1	2	—	1	1	—	1	—	2	4	14	33
	参加人員	40	3,971	—	479	651	—	517	—	133	6,974	15,574	33,125
静岡	件	2	4	4	11	10	8	8	7	6	7	12	82
	参加人員	216	216	259	3,989	3,399	1,536	1,803	761	343	2,942	10,453	29,906
愛知	件	1	5	1	9	8	6	10	5	3	12	17	85
	参加人員	2,511	303	45	10,851	11,207	5,125	4,692	1,821	101	17,500	23,419	91,111
三重	件	2	1	5	2	6	3	1	1	2	3	8	38
	参加人員	285	1,748	2,037	1,810	1,829	126	6,307	40	72	3,494	21,079	40,571
滋賀	件	2	1	2	2	3	4	4	3	3	4	7	
	参加人員	36	18	153	425	527	9,983	1,901	2,032	1,721	2,910	4,285	
京都	件	3	2	6	6	11	3	7	4	1	5	22	
	参加人員	488	109	1,363	1,432	5,583	676	3,531	1,415	432	509	8,960	
大阪	件	7	10	10	20	14	11	22	16	16	26	46	
	参加人員	2,782	3,803	29,444	30,926	19,014	18,456	39,333	14,425	19,756	31,087	117,979	
兵庫	件	8	11	11	14	10	7	14	7	7	8	12	
	参加人員	2,247	10,046	8,837	146,144	137,506	136,757	6,600	3,601	1,332	8,973	21,494	
奈良	件	1	1	3	3	4	3	5	3	1	2	7	
	参加人員	6	17	51	804	212	77	2,687	561	387	1,705	6,146	

和歌山	件数	2	2	2	2	2	—	3	1	1	5	11	9	40
	参加人員	405	405	403	396	75	—	956	345	60	2,411	3,822	3,602	12,656
鳥取	件数	—	2	2	1	1	—	—	—	1	—	2	2	11
	参加人員	—	891	891	75	75	—	—	—	88	—	1,550	402	3,772
島根	件数	—	1	1	2	1	2	4	1	1	5	4	5	25
	参加人員	—	1,421	1,441	1,484	44	86	469	31	36	1,698	2,520	922	9,952
岡山	件数	2	4	4	7	11	5	6	4	4	6	11	21	85
	参加人員	1,061	3,691	3,475	4,894	9,455	979	1,862	531	314	1,965	2,756	25,045	54,008
広島	件数	2	5	6	2	3	5	8	10	3	7	7	15	75
	参加人員	1,715	7,680	7,876	5,092	755	4,688	9,742	8,961	442	6,119	9,940	11,106	74,114
山口	件数	2	2	5	8	8	5	7	6	—	2	10	12	67
	参加人員	448	2,915	4,592	4,955	5,544	6,047	7,612	4,390	—	2,912	17,286	14,044	70,745
徳島	件数	5	5	5	4	4	5	2	5	2	2	3	5	39
	参加人員	146	1,347	1,260	1,524	359	176	50	255	79	1,176	1,503	6,149	14,002
香川	件数	1	1	4	4	6	2	2	2	—	2	3	9	36
	参加人員	160	160	1,211	1,949	6,269	1,572	2,759	2,535	—	117	1,049	5,872	23,655
愛媛	件数	2	3	4	4	7	8	5	7	9	8	6	17	80
	参加人員	191	3,163	5,295	7,686	6,522	5,435	1,763	1,537	4,067	5,008	4,396	12,478	57,539
高知	件数	—	1	2	3	1	—	1	—	1	2	2	4	17
	参加人員	—	534	550	848	538	—	690	—	15	432	432	3,695	7,754
福岡	件数	3	17	15	15	6	6	11	7	6	57	152	42	317
	参加人員	1,152	107,546	6,804	8,169	2,719	4,111	10,674	3,221	29,074	85,901	108,403	44,791	412,565
佐賀	件数	1	21	10	11	3	3	5	7	6	26	52	9	134
	参加人員	100	11,164	2,845	3,008	253	185	413	1,676	674	11,528	15,879	1,221	48,954
長崎	件数	—	3	1	1	1	3	4	5	1	5	19	7	50
	参加人員	—	26,911	1,676	1,676	440	2,607	14,213	745	210	11,441	32,662	5,663	98,244
熊本	件数	2	5	1	1	—	—	—	2	1	4	5	5	24
	参加人員	539	8,474	50	50	—	—	—	33	2,162	4,997	4,446	5,582	26,535
大分	件数	1	5	9	12	4	5	3	1	—	3	9	12	62
	参加人員	20	183	1,875	3,549	1,829	280	280	53	—	2,417	1,852	5,964	18,500
宮崎	件数	—	1	1	2	4	—	—	—	—	1	1	3	15
	参加人員	—	1,842	1,842	696	895	—	—	—	—	1,804	1,804	17,604	26,485

鹿兒島	件　数	—	1	1	3	2	—	—	—	—	2	5	2	16
	参加人員	—	1,669	1,670	1,959	289	—	—	—	—	3,308	3,583	243	12,721

〔備考〕 各都道府縣の件数，参加人員の合計は合計欄と一致しない。それは二都道府縣以上に亘る争議が各都道府縣で行われたものを，組合単位又は事業所単位に一件の争議として集計，全国計においては一争議一件として計上してあるためである。参加人員についても同様である。尙二都道府縣以上に亘る争議で各都道府縣毎に分類することができない争議は当事者の一方である労仂組合の主たる事務所の所在地によつて分類した。

第227表　規模別各月発生労仂争議—同盟罷業・同盟怠業・工場閉鎖・業務管理—（1951年）

月別	計		1～49人		50～99人		100～499人		500～999人		1,000～4,999人		5,000人以上	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1951年														
1月	16	3,051	6	120	1	81	9	2,850						
2月	27	216,032	6	161	5	313	4	675	4	2,793	3	7,645	5	204,447
3月	38	10,349	11	282	4	306	18	3,715	3	2,258	2	3,778		
4月	57	82,760	7	223	5	356	22	5,283	8	5,867	8	19,765	5	51,266
5月	46	36,487	8	159	4	301	19	5,217	9	6,367	4	7,418	2	17,025
6月	36	32,317	13	391	6	389	8	2,192	4	2,264	4	13,051	1	14,030
7月	48	43,141	16	337	8	537	14	2,490	1	740	7	15,444	2	23,595
8月	62	25,565	19	463	9	717	21	4,911	7	5,098	5	7,012	1	7,364
9月	37	51,751	10	258	5	399	16	2,803	2	1,246	3	6,905	1	40,140
10月	56	51,365	12	322	10	663	18	4,054	7	5,106	6	16,191	3	25,029
11月	58	41,511	23	533	10	681	14	3,947	5	3,166	5	9,340	1	23,844
12月	130	290,149	27	784	25	1,854	41	8,730	16	10,908	14	29,938	7	237,935
計	655	1,230,802	159	4.084	96	6,948	221	51,639	72	49,435	71	158,642	36	960,054

第228表　規模別各月発生労働争議（1951年）

月別	計		1～49人		50～99人		100～499人		500～999人		1,000～4,999人		5,000人以上	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1951年 1月	41	6,757	19	497	4	309	15	4,067	3	1,884			5	204,447
2月	52	221,231	17	416	7	435	13	2,925	6	4,314	4	8,694	3	46,806
3月	80	67,134	32	696	9	639	25	5,462	6	4,598	5	8,933	3	46,806
4月	93	286,421	17	504	8	575	32	7,636	10	7,164	15	37,517	11	233,025
5月	82	45,729	20	469	15	1,164	26	6,810	15	8,805	6	11,458	2	17,025
6月	79	108,229	29	801	9	644	20	4,635	7	4,525	11	24,958	3	72,668
7月	84	183,421	30	735	11	760	24	4,770	4	2,881	12	31,682	3	142,593
8月	100	66,308	39	895	16	1,268	27	6,261	9	6,516	7	10,141	2	41,227
9月	75	406,679	22	549	16	1,181	26	4,745	5	1,935	5	15,023	3	383,250
10月	106	73,556	30	715	19	1,320	34	8,258	10	7,437	8	17,499	5	38,329
11月	137	157,949	35	994	17	1,232	46	11,084	10	6,281	5	56,460	5	81,898
12月	217	379,008	53	1,454	41	3,071	70	16,111	24	16,608	18	37,070	11	304,694
計	1,146	2,006,968	341	8,711	172	12,641	357	82,651	106	73,378	118	263,034	52	1,566,553

第1章

第1節　主要な争議

主要な争議の概要

一九五一年に発生した主要な労働争議を、その発生月日順に整理すると左のごとくである。ここには参加人員一、〇〇〇人未満でもすべての争議、参加人員一、〇〇〇人未満でも労働損失日数一、〇〇〇日以上の争議、およびそれ以外でもとくに重要と思われる争議が掲載されている。前年は怠業は除いたが、本年度はそれも掲げた。ただ争議行為を伴わない争議は除外した。備考のストは同盟罷業、サボは同盟怠業、貫は要求貫徹、不は要求不貫徹、妥は妥協に終つた争議である。

発生月日	事業所名又は労仂組合名	産業別	所在地	解決月日	参加人員	労仂損失日数	備考
〔一月〕							
一・二八	日本曹達日曹炭鉱天塩	石炭	北海道	二・七	八四七	—	サボ、不
二・五	明治鉱業北海道支社	〃	〃	三・七	三、二六二	六八、〇六四	スト、妥
〔二月〕							
二・六	三菱化工業	金属	東京	三・一〇	九七〇	九、七三一	スト、サボ、妥
二・七	大手四社共闘（炭労系）	石炭	東京	二・二二	一三八、四三六	一、三六九、七二九	スト、妥
二・一三	太平洋炭鉱	〃	北海道	二・一六	四、九五一	一一、〇一六	スト、妥
二・一三	九州共闘（炭労系）	〃	福岡	三・五	三五、四一三	四七四、六九九	スト、妥
二・一三	古河鉱業目尾他三鉱業所	〃	福岡	二・二二	六、四五七	一三、九一四	スト、妥
二・一五	明治鉱業九州地方各鉱業所	〃	〃	三・一	一〇、〇三七	一三三、一七〇	スト、妥
二・一八	帝国車輛工業	金属	大阪	三・一	八九〇	七、一二〇	スト、妥
二・二三	日本鉱山労組	石炭	福岡	三・二	三〇、五三八	五一、四一六	スト、サボ、妥
二・二三	麻生鉱業麻生赤坂坑	〃	〃	三・一一	一、〇〇四	一、〇〇四	スト、妥
二・二三	凸版印刷板橋工場	印刷	東京	三・四	一、五一五	四、五四五	スト、妥
二・二三	日曹炭礦天塩鉱業所	石炭	北海道	四・二七	八四七	六、七四一	スト、妥
二・二三	鳳城炭礦小田鉱業所	〃	福島	三・三一	八八八	一六、八七三	スト、貫
二・二三	四国機械工業	金属	愛媛	四・一九	二、二七三	三三、二三八	スト、妥
二・二三	昭和電工労組連合会	化学	東京	五・二一	二、八七四	二五、三三三	スト、妥
二・二八	三池合成工業三池工場	〃	福岡	五・五	一、〇三四	四、六四五	スト、妥
三・一〇	日本製鋼室蘭製作	金属	北海道	五・一〇	三、八二一	二、三六〇	スト、サボ、妥
三・一〇	池貝鉄工労組連合会	〃	東京	六・五	一、三八二	一、七二六	スト、サボ、妥
三・二四	東海港運協会名古屋支部	運輸	愛知	四・一九	二、五四〇	一三、七〇〇	スト、妥
四・一三	東芝	金属	神奈川	五・三〇	七、八四〇	八、六二〇	スト、妥
四・一六	新日国工業	〃	京都	五・一二	一、六一〇	一三、一一一	スト、妥
四・一六	汽車製造大阪製造所	〃	大阪	四・一八	一、八〇〇	—	サボ、妥
四・一九	全自労組いすず自動車分会	〃	神奈川	五・一四	三、六五一	三、四〇五	スト、サボ、妥
四・一九	全自労組日産自動車分会	〃	〃	五・一五	六、二九一	八、七五〇	スト、サボ、妥
四・二一	トヨタ自動車工業	〃	愛知	五・一〇	五、三四一	二〇、三九四	スト、サボ、妥

| | | |

| | | |

〔一二月〕

一二・一〇	東洋工業	金属	広島	二、五五二	四	スト、妥		
一二・一三	富士通信機	〃	東京	二、七二〇	二四	スト、妥		
一二・一四	四国機械工業	〃	愛媛	二、四七一	五九八	スト、サボ、妥		
一二・一三	名古屋造船	〃	愛知	一、二七三	四、三九九	スト、サボ、妥		
一二・八	日本カーバイト魚津工場	化学	富山	二、〇四七	二、〇四七	スト、妥		
一二・一〇三	北海道硫黄	鉱山	北海道	一、一〇三	一、一〇三			
一二・一二	日本製鋼所室蘭製作所	金属	〃	三、九〇五	一七、三七五	スト、妥		
一二・一三	日本製鋼所武蔵製作所	〃	東京	一、一五五	一、一五五	スト		
一二・一四	いすず自動車	〃	神奈川	三、三一七	一九、八〇〇	スト、サボ、貫		
一二・一〇	北海道炭礦汽船平和鉱業所	石炭	北海道	三、五六五	七	スト、サボ、妥		
一二・二六	飯野産業舞鶴製作所	金属	京都	二、〇三三	二、九八二	スト、妥		
一二・一六	神岡電機	〃	東京	一、七六九	三、五一八	スト、妥		
一二・一九	日本鋼管	〃	東京	二、〇四七	七、九一八	スト、妥		
一二・一四	富士製鉄	〃	東京	二、〇二一	一七、三〇〇	スト、妥		
一二・一七	岡本自転車	〃	愛知・岐阜	二、三〇一	二八三	スト、サボ、妥		
三・八	シェル石油	商業	神奈川	二、一〇三	二、三三六	スト		
一二・一一	横浜ゴム製造	化学	東京	一、一四五	二、四七四	スト、サボ、妥		
一二・一七	日本電気	金属	東京	二、五〇一	九、七五〇	スト、サボ、妥		
一・三〇	全繊同盟綿紡部会	繊維	〃	九、二九〇	五七八、六三九	スト、サボ、妥		
一二・一六	川崎車輛	金属	兵庫	一六八、八五七	三、六〇〇	スト、サボ、妥		
一二・一三	佐世保船舶工業	〃	長崎	一、八二四	一、九五一	スト、サボ、妥		
	ミシン製造	化学	栃木	二、三九七	二、〇八四	スト		
一二・二四	宇部興産	〃	山口	一、〇四三	一五、九三三	スト、妥		
一二・一五	三井鉱山	石炭	東京	五、六八九	四〇、七五三	スト、妥		
一二・二七	不二越鋼材工業	金属	富山	二、八〇〇	四、〇〇〇	スト、妥		
一二・二二	函館船渠	〃	北海道	一、五八三	一、一七三	スト、妥		
	三越	商業	東京	一、五九〇	三、一八〇	スト		

一二・一八　宇部曹達　化学　一、四八
一二・二〇　貝島大之浦炭礦　石炭　福岡　一二・一〇　六、八九

第二節　炭労の争議

一、春季闘争

争議の背景　朝鮮戦争以後わが国の経済にあらわれた大きな変化は、なによりもアメリカ軍による物資およびサーヴィスの緊急調弁としての特需の増大であつた。この特需契約高は、占領軍司令部経済科学局資料によれば一九五一年四月二二日までの累計で二、七〇〇万ドルにのぼつており、四九年初頭以来のドッジ・ラインの実施によつて滞貨あるいは売掛金をかかえて呻吟しつつあつた日本経済に生気を吹きこんだのである。さらにアメリカの軍需資材買付を中心とした海外需要の増大は、世界経済を買手市場から売手市場に一転せしめ、我が国の輸出をいちじるしく伸長させる一方、輸入は逆に停滞傾向を示すにいたつた。かくして不可避的な現象としてあらわれたのはインフレーションの再燃である。この場合消費財物資の値上りは、生産財物資に比較して相対的に緩慢であつたとはいえ、動乱後五一年三月までに一八%の騰貴を示し、労仂者階級の生計費にも深刻な影響を及ぼし、実質賃金の低下をもたらしたのである。その上特需による生産増加は、主として労仂時間の延長と労仂強化によつてまかなわれ、名目賃金の若干の増加も、労仂条件の低下とひきかえに行われたといつてよい。特に炭鉱の賃金水準は四八年一〇月以降すえおかれ、一般他産業に比較して低かつた。このような労仂者階級の窮乏化にたいする反抗の先駆が炭労の春季闘争だつたのである。

なお以上のような国内情勢のほかに、アメリカにおいて物価賃金凍結令が実施されたのにたいして、炭鉱労仂者が闘争した結果、採炭夫について一時間当り二〇セントの賃金増額が認められ、これに伴つて五・六%の炭価引上げが承認される等の一連の動きによつてわが国の炭鉱労仂者が刺戟されたこともみのがすことができない。

争議の経過　レッド・パージが一段落した一一月下旬から五一年一月以降の賃金問題について、各企業毎に賃上げの要求が提出された。すなわち現行の賃金はいずれも二一六円であつたのにたいして三井（一一月二一日、坑外一方当り三三〇円）、三菱（一二月一日、坑外一方当り二八〇円）、北炭（一二月三日、坑外一方当り三二三円）、古河九州（一一月二四日、坑外一方当り二八七円）であり、他の会社の要求も大体三一〇円前後であつた。かくして五一年一月一三日頃からそれぞれ本格的交渉を開始し、三菱、北炭は会社案が提示されるにいたつた。それによると三菱は、坑外二三七円、標準能率五〇年七―一二円、期間一―一二円、精勤手当廃止という内容のものであり、北炭も概ね同様のものであつた。これにたいして組合側も、四社連絡共闘（三井、三菱、井華、北炭）を組織し、㈠会社案の撤回を要求し実力行使の準備をする、㈡無協定のまま賃金支拂日がくれば、いまでの賃金の仮拂いを要求し、会社が切下げ案による経過措置を出せば押しきる、㈢共闘会議を強化し、炭労本部および資本別代表二名で最高戦術委員会をもうける、等を方針として各社毎の交渉に入つた。なおこの四社共闘のほか常盤三社共闘、九州九社共闘がそれぞれ闘争態勢に入つた。

さて、二月七日にいたつて四社共闘一四万名は占領軍から二回にわたつてストを回避するように勧告があつたが、予定通り一番方から無期限ストに入つた。八日、スト継続中も四社共それぞれ事務折衝が行われ、会社側は第四次案として、三井では坑内四三六円、坑外二五八円、三菱、井華、北炭はそれぞれ坑内四三〇円、坑外二五〇円を提案したが組合側はこれを拒否し、四社共闘最高委員会で「会社案誠意なしとしてスト続行」を確認した。一一日、再び三井では事務折衝を行い、会社側は「生産賞与について、毎三カ月を通じ二、四〇〇円」を「二、七〇〇円」に修正する旨提案したが、これも組合側の拒否するところとなつた。

一二日、組合側はさらに最高委員会を開催して、(一)中央四社共闘は一月三一日の方針を堅持して強力なストライキを続行する、(二)炭労本部は一三日の九共闘、常盤三共闘等の実力行使と相まつて一大闘争を展開する、という方針を確認した。つづいて翌一三日、三井では、再び事務折衝に入り、会社側は六次案として、(一)坑内、四四二円、坑外、二六二円、(二)生産賞与二、七〇〇円を三、〇〇〇円に引上げる、という提案を行つたが組合側は依然として不満を表明し一四日も引続き折衝した。

一四日午後八時現在のスト参加人員は、一、一二六、九二七名、これによる減産は三一万トン（通産省調査）となつており、産業上重要な影響をもたらすことが予想されたため、保利労相、横尾通産相は、労資代表を首相官邸に招いて、早期解決を勤告した。

以上のような四社共闘の動きとならんで九州各社も一二日まで交渉をつづけたが、組合側の満足する案が示されなかつたため、一三日から貝島、明治、日鉄二瀬、日炭高松、大正、嘉穂等の各労組、さらに一四日には大辻、杵島の二労組がストに突入した。又古河九州連合も二月九日の会社提案を不満として一三日一番方からストに入り、さらに一三日事務折衝が行われ

1951年1月以降賃金妥結内容

会社名	妥結月日	基準賃金 坑内	基準賃金 坑外成人	標準作業量	能率賞与	期間
三井	2/17	459 (10,098)	272 (6,800)	1~3月 25/10~12の拘束8の98% 4~9〃 104%	毎3カ月を通じ 2,400円	1~9月
三菱	2/18	455 (10,010)	267 (6,675)	25/7~12実績	標能 25/10~12月 97% ゲタ300円1%30円 810円限度	未定
北炭	2/22	456 (10,052)	267 (6,675)	25/7~12の97% 但1時間修正する	標能25/7~12 ゲタ400円1%30円 820円限度	未定
井華	2/19	456 (10,052)	267 (6,675)	25/7~12の98%，但1時間修正する，早出残業30~1時間の場合2%以内1時間以上の場合6%以内	標能25/7~12実績 ゲタ400円1%30円 900円限度	未定
古河(九州)	2/15	435 (9,526) (直接 481) (間接 308)	256 (6,400)	未定	標準出炭の場合トン当り55円，それ以上トン当り 400円	未定
常磐	2/17	462 (10,164)	267 (6,675)	52/12 実績	標能25/8~12実績 26/6~8は95% ゲタ500円1%30円 1,000円限度	1~12月
太平洋	2/16	459 (10,098)	272 (6,800)	25/1~12の98%	標能25/7~12実績 ゲタ500円1%30円 1,000円限度	未定

〔備考〕 基準賃金欄のカッコ内は坑内22方，坑外25方としての同額を示す。

のものであつた。闘争の性格としては純経済闘争であつたことが注目される。従来の炭労争議は、組合対連盟の統一交渉であつたが、朝鮮戦争以後、大企業と中小企業のアンバランスが生じてきた情勢に対応して、企業別交渉をとるにいたつたことも一つの特徴であろう。

この争議によつて炭鉱労仂者は幾ばくかの賃上げを獲得したが、しかし同時に標準作業量が引上げられたため、賃金の実質的な水準は上らなかつたといつてよい。したがつて下部組合員の不満ははげしく、幹部不信任の声すら起つたのであつた。

二、秋季闘争

争議の背景 炭労の春季闘争の結果、炭鉱労仂者の賃金は大手筋坑外夫で二五%—一二%程度上つたが、成人男子の基準内賃金の月収は六、一〇〇円—六、八〇〇円であつて、婦人及び年少労仂者を含めれば、大体これの八五%、つまり五、二〇〇円—五、八〇〇円が平均ベースにある。しかしながら、たとえば国鉄労仂者の新裁定案である一〇、八二四円は、炭鉱ベースより八六%—一一〇%も高い。このように春季闘争を経た後においてすら、依然として炭鉱労仂者の賃金は他産業に比較して低く、そのうえ朝鮮戦争後の物価騰貴によつて生計費も上昇したため、必然的に

秋季闘争を展開せしめることになつた。なお炭鉱企業は、季節的需要と、持需関係のため、月々の生産量では間に合わず、貯炭のくいつぶしできりぬけてきたが、その結果、石炭市場価格も値上りし、各社平均してトン当り一、〇〇〇円近い利益をあげているといわれた。炭労の秋季闘争は、このような利潤増加を背景にしておこなわれた。

争議の経過　炭労は五月二七日、第二回定期大会において協定期限のきれる一〇月以降の賃金引上げを行うことを決定し、その闘争方針としては、(一)資本別ブロック交渉方式をとること、(二)各ブロックは炭労及び構成組合の代表で交渉団及び単一の意思決定機関である「闘争委員会」を設け、この闘争委員会が構成組合に対して罷業権統制権を行使することを裏づけとすることになつた。

かくして炭労代表は、六月一四日、日本石炭連盟に、大会決定の線で交渉したい旨の申し入れを行つたが、連盟は七月六日「中央四社（三井、三菱、北炭、井華）については各社別交渉で、その他については各地方石炭連盟と話し合つて決められたい」という意向をつたえた。七月一〇日、炭労はさらに具体的な闘争方針を検討するため、第四回中央委員会を招集して討議した結果、(一)大会決定の集団交渉方式遂行のため実力行使を含めてあらゆる方法で闘う、(二)速かに闘争委員会を設置して闘争を展開することを決議し、ついで第一回中闘委員会をひらいて闘争態勢に入つた。中闘委は八月三日、三井、三菱、井華、北炭、太平洋、雄別、明治、古河、八組合で「中央ブロック」を編成し、ブロック交渉をおこないたいと連盟に申し入れたが、連盟は中央大手を四社に限定し、各社別交渉一点ばりを主張した。かくして炭労は対連盟申し入れを断念し、直接中央各八社にたいし「ブロック交渉」を申入れたが、これ又二回にわたつて拒否された。そこで中闘としては、この際「ブロック交渉」方式をゆずることは、組合と会社との交渉に上部団体の介入を許さないとする中央組織否定の反動攻勢に屈服することであるとして、交渉方式を獲得するため、七月一三日各支部にたいして、交渉権確立を含む賃金闘争に関するスト発動権を中闘に与えるための無記名投票をおこなうよう指令第三号を発した。しかるにその後九州三菱、北海道三井の炭連で、企業別交渉に切りかえるべきだとの空気が生れたため、これに対処して炭労では九月一〇日中闘委をひらいた結果、戦術の一部変更を決定し、(一)現状では中央ブロックは、炭労が各社との直接（対角線）交渉をおこなうが、目標をあくまでもブロック交渉の確立におき、対角線交渉でその実現に努力する、(二)この目的を達成するためにも又交渉上の技術的必要からも中央ブロック闘争委を存続する等を決定した。その後、炭労は戦術委員会をひらき、交渉方法、時期、交渉団の編成方法等について協議したが、各社別交渉にはその各社労組の交渉委員の外に炭労中闘から委員長代理として一名、他社労組（資本別）出身者を一名参加させることに決定した。

なおさきにふれた中闘にスト権を与える無記名投票が行われ、約八割の賛成がえられた。一方九月一五日、ふたたび中央各社にたいして直接交渉を申し入れ、次のような要求書を提出した。

（註）古河を除く他の六社においても同趣旨の申入書、同一の要求書である。

申入書（炭労より三井鉱連宛）

昭和二六年一〇月以降賃金に関して貴社と当方との間に職員並に鉱員賃金協定の為の団体交渉を左記により開始致し度く存じますので申入致します。

記

一、要求額及協定期間　別紙要求書の通り

一、交渉日時及場所　九月一九日迄に通知します。
一、交渉委員　第一回団体交渉の席上で名簿を提出します
追記　本件に関する団体交渉権は本申入による交渉期間中は貴社の各組合は交渉権を停止致しますので念の為申添えます。
昭和二六年九月一五日
申入書（三井労連より会社宛）
昭和二六年一〇月以降賃金協定のための団体交渉については御承知の通り日本炭鉱労仂組合第三回大会の決定に基き日本炭鉱労仂組合が貴方との交渉の任に当ることになりましたのでその交渉期間中は本連合会並に傘下の各組合は本件に関する一切の交渉権（罷業権、妥結権を含む）を停止致します。
なお賃金交渉に関する貴方の申入連絡回答その他一切の事項に関しては日本炭鉱労仂組合宛になされるよう併せて申入致します
昭和二六年九月一五日
賃金要求書
昭和二六年一〇月一日より昭和二七年三月三一日に至る鉱員賃金並に職員給与に関して左記の通り要求致します。

記

一、鉱員賃金
(一) 賃金体系
1 基準賃金
2 基準外賃金

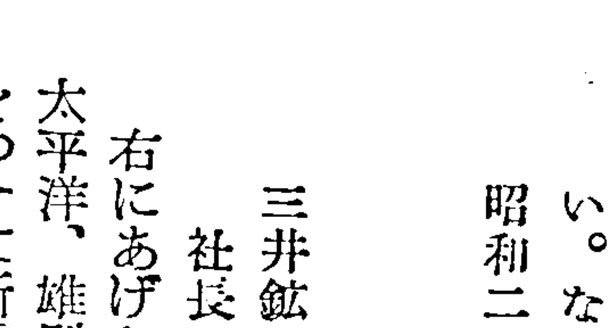

(二) 賃金額
1 基準賃金
イ 本人給　坑内夫一方当り平均八四一円（税込）
坑外夫一方当り平均四三八円（税込）
ロ 家族給　扶養家族一人に付月額四〇〇円（税込）
2 基準外賃金
各社に於て協議決定する。但し割増基礎を除く。
(三) 労仂時間
基準賃金中本人給に対応する労仂時間に就ては休憩時間を含めて拘束八時間とする。
但し監視断続業務従事者を含む。
(四) 基準外賃金の割増基礎
基準外賃金の割増算定基礎は基準賃金の七分の一とする。
(五) 一〇月以降の物価変動
昭和二六年一〇月以降の物価上昇分に就ては別途要求する。
(六) その他
本要求書に記載以外の事項に関しては別途協議する。
二、職員給与
職員給与に就ては鉱員賃金の交渉と平衡して交渉を開始したい。なお要求額については別途提示する。
昭和二六年九月一五日

日本炭鉱労仂組合
中央執行委員長　武藤武雄

三井鉱山株式会社
社長　山川良一殿

右にあげた三井の要求書の他、三菱、北炭、井華、明治、古河、太平洋、雄別の各社にたいし、二一日から交渉に入りたい旨の期限をつけて新賃金要求書を提出した。中央ブロックの要求金額は坑内

八九二円、坑外四七四円であるが、各ブロックの要求額は、おおむね次の通りである。

	坑外	坑内
北海道	八三〇	四五〇
山口	八一八	四五二
常盤	八四四	四六六
B A	六七五	三七一
九州 九共	八八三	五一五
中小	七一〇	四二〇

ところが各社に九月二〇、二一の両日にわたり、ふたたび「従来通り各社別交渉を行いたい」と回答してきたため、炭労はついに二二日「本日以降一切の行動の自由を留保する」との強硬申し入れをおこない、翌二三日以降中闘委をひらいてストの時期、方法等について協議した。かくて二七日、次のようなスト指令が発せられた。

一、中央ブロック傘下全支部は一〇月三日一番方より七二時間ストト、引きつづき一〇月八日より八社を三班に分けた二四時間波状スト。

二、各地方にあつては、実質的に統一交渉不成立を図りつつあるような時は、各地方の実態に応じて中央ブロック闘争の波と合致する闘争方式を確立せよ。

石炭不足の折柄、ストによる産業界にたいする影響が大きいとみた中労委は、九月二九日から斡旋を開始したが、最初に労資双方共に強硬でゆきなやんだが、一〇月一日にいたつて、連盟に各社交渉に炭労からオヴザーバーの資格で各二名の交渉委員を出すことを了承すると妥協してきたが、炭労はこのうち一名は交渉委員長の資格を与えるべきであると主張して対立した。結局次のような協定のもとに妥結するにいたつた。

協定書

本年一〇月以降賃金問題の交渉方式に関する日本炭鉱労仂組合と中央八社間の紛争解決についての中央労仂委員会中山会長の口頭申入れにもとづき左の通り協定する。

一、今次の中央八社の賃金並びに職員給与は日本炭鉱労仂組合（炭労）と日本石炭鉱業連盟（連盟）の間において協議協定する。

二、右の目的を達成するために具体的な交渉は各企業体の特殊性を考慮して、夫々の企業体別に行う。

この際炭労より二名の交渉委員を参加せしめうるものとする。

三、この交渉方式について紛議を生じた場合は中央労仂委員会長が斡旋する。

昭和二六年一〇月三日

日本炭鉱労仂組合　中央執行員委員長　武藤　武雄
日本石炭鉱業連盟　専務理事　早川　勝
立会人　中央労仂委員会　会長　中山伊知郎

かくして一〇月五日からいよいよ本格的な賃金交渉が開始され、賃金要求をあらためて提出した結果、古河、三井を除く六社は二五日に回答を行つてきた。

しかし組合側はいずれもこの回答に不満であり、中央大手筋は三一日一番方から四八時間ストを決定し、九州大手筋（日炭、貝島、日鉄、杵島、大正、嘉穂）も三一日から無期限ストを行うことになつた。中山中労委会長に、三〇日経営者、組合側代表を別個に招いて斡旋に入りたい意向を示したが、武藤委員長は中山会長にスト延期の用意なしと回答した。

さて九共闘は三一日一番方から予定通り無期限ストに入り、さらに大手筋八社も中労委の斡旋のかいなく古河を除いて七労組一五万

が、三一日一番方から四八時間ストに入つた。このような事態を重視した労働省では労資双方の代表をえらんで事情を聴取した結果、保利労相は中山会長に第二波ストをさけるため、強力な調停方を要請した。なおストによる減産は、大手七社で一日七一、〇〇〇トン、九州六社で一日約一六、〇〇〇トン、合計八七、〇〇〇トンに達し全国平均出炭量の六割弱に相当した。

又常盤炭労（二二、〇〇〇）も団体交渉が決裂し、一一月五日一番方からストに突入し、かたわらふたたび団交を開始した。大手筋八社の交渉は五日の交渉が物わかれとなり、六日もストをつづけたが、七日にいたつて常盤炭労が特A級常盤が標準作業量現行のままで大手八社の現在までの回答を上まわる線で妥結し、直ちにスト中止を指令した。常盤が好条件で妥結したため、炭労内部は次第に硬化し、さらに一〇日からの第三波ストを指令した。しかし第三波ストに突入した一〇日午前八時半に連盟は、各社一せいに「坑内五五〇円、坑外三四〇円、標準作業量現行通り」という最後案を提示して直ちに団交に入り、同夕刻、解決のはこびとなつた。三井、明治は、標準作業量の問題で解決がおくれたが一一日ようやく妥結点に達した。

争議の特質　炭労の秋季闘争の特質はなにより「集団交渉方式」をとつたことにある。すなわち企業別の較差のはげしい事情のもとでは、全国一本の統一交渉が困難であり、さりとて、春季闘争のように各企業がバラバラに闘争したのではエネルギーがいちじるしく分散するとの見地から、この二つの中間をとつたのが「集団交渉」の闘争形態であつた。しかし実際は中闘の指揮で交渉をやり、ストをやるのであるから、全国統一交渉に近いものであるといつてよいであろう。このような闘争形態においてすら、なお企業別的なエゴイズムの影響の強かつたことは、たとえば古河労連の中闘指令違反問題などに端的にあらわれている。なおこの争議の結果、炭鉱労働者は約二〇%の賃上げを獲得したのであるが、下部組合員の中にはまたまた幹部の取り引きに終つたとする批判もみのがすことができない。すなわち個人別基準量の引き上げを山別基準量の引上げでごまかした結果、例えば三菱美唄では一人当り出炭量二・八二トンで現協定の一三%引上げになつた。又一九五一年一〇月までストのできない賃金協定を結んだ等のことが、問題にされたのである。

第三節　電産の争議

日本電気産業労働組合（電産）の一九五一年における主な争議は春季ならびに秋季の二回にわたつておこなわれた。

一、年頭の情勢　一九五〇年末の越年闘争は、電源ストライキの直前に妥協、正月分の賃金の半額を前拂いさせることで終つたため新年早々から電産組合員の生活は非常に苦しくなつていた。しかも、間近かに迫つた電気事業の「再編成」は、労働者の首切りを伴うと予想されていたので、職場には不安の空気がみなぎつていた。

このような情勢のなかで、一月一八日より三日間、中央執行委員会がひらかれたのである。

そこで討論し決定された重要な議題の第一は、総評への加盟である。「時期が早い。総評機関紙上の高野実氏の論調は、労働者がこのまま武装して起たねばならぬような不安を感じさせる」（安藤中央執行委員）という異論などもあつたが、けつきよく加盟賛成三六票、反対一三票で加盟に決定した。当時の多数派の考え方は、藤田中央執行委員長の、つぎのような「年頭の言葉」によく表現されている。すなわち、「電産が孤立しては闘えない。小異を捨て、民主

労組の大同団結に努力し、さらに世界的規模に前進せしめねばならない。……今日、われわれ労仂者は、共通の立場から、自由世界労連を中核体として固く団結し、行動しうる立場にあるのである」と（電産中央機関紙、一月一日号）。

重要な決議の第二は、労仂協約に関する中央労仂委員会斡旋案（一九五〇年一二月二九日提示）の受諾である。電産労仂協約問題は、一九四七年五月、京都での単一結成大会を機に、それまで各社ごとに締結されていたのを、日発・九配電で組織する電気事業経営者会議に統一協約を要求して以来の懸案であつた。経営者会議の態度はきわめて強硬で、一九五一年にはいつてからも、同会議の藤田事務局長は「いずれにしても労仂協約は他産業のモデルとなるので慎重審議中である」と語つている（週刊労仂、一月二二日号）。これに対し、電産中央執行委員会は、ついに中労委斡旋案を受諾することをきめ、「不満ながら斡旋案を最低線とし、身分保障そのほか吾々の主張を生かすよう、あらゆる可能な方法で協約のなかにおりこむ」との態度を表明した。しかし、この斡旋案の特徴は、全文の三分の一を占める苦情処理機関の設置にあるのであつて、それは同機関について三、〇〇〇字にのぼる細目協定が、のちに（三月七日）にきめられたことだけみてもあきらかである。旧全労連系の新聞「労仂者」（五月二四日発禁）は、斡旋案を受諾することになれば「賃金要求も苦情処理機関である賃金委員会の査定をうけることになり、組合員の切実な要求は、いつきよに押しつぶされることになろう」と批判した（一月一一日号）。

第三に、この中央執行委員会で注目された問題は、開会の前日におこなわれた小坂日発総裁の新聞記者会見である。すなわち、総裁が記者団に、「日発は昨年一〇月現在、三六億円の利益をあげている。公益事業として、はたしてこれほどの利益をあげていいものか。また、この利益金は利益として計上されず、石炭未拂代金、修繕費の名目で運転資金に利用されている。このような経理の不明朗は、公益事業としては適当でない」（日本経済新聞、一月一八日号）と語つたことが、大きな反響をよんだ。そして、中央執行委員会はこの小坂談話に対して、つぎのような態度をきめたのである。

イ、国会で調査しても発見されなかつたほど、日発と九配電会社の経理はいんぺいされていた。われわれは、この不明朗な経理公開のために、消費者といつしよになつて闘う。

ロ、いつさいの責任は吉田内閣にある。

ハ、配電系にも、この三倍の含み資産がある筈だ。

ニ、公共福祉のために、電気料金を再検討すべきだ。

ホ、日発・配電の余剰利潤は、一括国民にかえすべきだ。

ヘ、会社経営内容を高めた組合員の必死の努力に対して報いるのが当然。

ト、事業の公共性に相応しい進歩的経営者を選任する。

なお、中央執行委員会がひらかれる一週間前、一月一二日に、電産は経営者会議から電気事業の「再編成」について協力をもとめられたが、同日付で中央本部はつぎのような指令を発した。

中央本部は、電産の単一組織と有利な労仂条件を確保し、新会社の民主的運営機構と実質的な全国一元的運用を実現させることを基本方針として、再編成計画とその実施に組合の主張する——社会化の理念を注入・実現せしめ、究極の目標を達成するための努力をするとともに、再編成に当つても、いつさいの労仂条件を積極的に斗いとる必要を痛感する。（以下省略）

この指令でいう「社会化」とは、公益事業委員会に対する電産の意見書（一月一一日提出）で主張されていること、「主要な電源を常に民意が反映できるよう積極的措置をとる」こと、「主要な電

開発は国営にておこなう」ことなどを指すものと思われる。

二、春季争議の経過　電産は、一九五〇年一〇月の新潟大会決定に基き、同年一一月八日、経営者会議に、一〇月以降の賃金を一、二四八〇円ベースにひきあげ（当時八、五〇〇円ベース）、最低を四、六〇〇円とするよう要求した。しかし、交渉は成立せず、一一月一四日、中央労仂委員会に調停が申請された。

調停はながびいて年を越したが、三一六段階に区分された職階制の要求とは別に、一人平均手取八、五〇〇円の臨時手当を、一月二〇日までに支拂うよう、そのための団体交渉を即時ひらくよう、経営者会議に要求するとともに、同月二三日には、ベース・アップの要求を中心に、ストライキ準備指令を発した。

一方、電産中央本部は、新年早々の一月一三日、ベース・アップの要求を拒否、時間外業務拒否、関東地方本部は二二日より同じく両業務を拒否、二四日いつせい職場大会、中部地方本部は二〇日より出張・時間外・記録報告・集金の各業務を拒否、関西地方本部は二〇日より時間外業務拒否の「実力行使」を、それぞれ指令した。とくに、九州地方本部の態度は、「もはや実力行使以外に解決の途はない」ことを表明、経営者会議に対し、つぎのような「最後通告」をおこなつた（二月一六日）。

電気労仂者の生活は、もはや耐えがたい実情におかれ、さらに再編成の不安感のもとにおいてこのまま推移せんか、当面の電力危機克服はもとより、いつさいの公式交渉は決裂、中央常任委員会もいつさいの会社業務に積極的協力をなす能わざる状態に立到り、きわめて重大なる事態が出来しておりまイ、本指令到着次第、可能なかぎり速に実力行使にはいれ。ロ、実力行使の具体的時期・方法は、各地方本部の自主性に応じ実施せよ。

ハ、当面する電力危機の事情も考慮し、電源・停電ストライキについては、追つて指令あるまで見合せる。

このストライキ指令に対して、経営者会議は、さきに電産が要求した臨時手当支拂いを、一人平均二、〇〇〇円貸与の形式でおこないたい旨を申入れ、「おこがましくも、これでストライキを回避してくれと公言」（電産中央機関紙、二月二八日号）した。

北海道地方本部は二三日より出張業務拒否、時間外業務拒否、関東地方本部は二二日より同じく両業務を拒否、二四日いつせい職場大会、中部地方本部は二〇日より出張・時間外・記録報告・集金の各業務を拒否、関西地方本部は二〇日より時間外業務拒否の「実力行使」を、それぞれ指令した。とくに、九州地方本部の態度は、「もはや実力行使以外に解決の途はない」ことを表明、経営者会議に対し、つぎのような「最後通告」をおこなつた（二月一六日）。

電気労仂者の生活は、もはや耐えがたい実情におかれ、さらに再編成の不安感のもとにおいてこのまま推移せんか、当面の電力危機克服はもとより、いつさいの公式交渉は決裂、中央常任委員会も全県下無期限の大口専用線ストライキがおこなわれた。そして、同地方本部は「情勢の進展と下部のもりあがりの上にたつて全九州いつせいストライキを実施するとともに、電源・停電ストライキを、情勢に応じて中央に要請する」ことを指令のなかで表明した。しかし、中央常任委員会では、二七日、「中央統一指令はださない」と再確認していることが注目される。

このような情勢のなかで、新聞「労仂者」（前掲）は、電産の争議を激励し、とりわけ炭労・私鉄などの争議との関連性を強調してつぎのようにのべた（「電産闘争を闘いぬけ」、二月二六日号）。

炭労・電産などの斗争がバラバラでなく共同して斗われるならば団結の威力はさらに強い。また、中央だけの交渉技術に重きをおかず、職場の実力行使を中心にするなら、敵がしりごみすることについで、電産中央本部は、中労委調停案の提示を二月末と予想して、一八日にストライキ指令を発した。

も疑いない。また、炭鉱ストのように貯炭がそろそろ少くなつていよいよストの威力が出始めるという矢先に妥協するということがなければストの成果が大きくなることはいうまでもない。総評幹部は、この点を深く反省しないと、内外の独占資本とむすびついて賃金釘づけ、労組軍隊化のために、お芝居ストをしているという疑いをはらすことはできまい。

組合員と周囲の労農市民は、電産のストを上からの配給ストに終らせず、ねばり強い実力行使までゆけるように、自らも斗い、周囲からも支える必要がある。電産労働者の直面している問題は低賃金と職階給だけではない。電力を日本人の手からうばい、電力を再軍備のために集中しようという企みと斗うことこそ、より重大な問題である。

電産斗争の意義は大きい。私鉄その他があとに続いている。みんな決意を新たにして斗おう。ストライキで払う犠牲は、戦争のために払わせられる犠牲の何百分の一にすぎないではないか。

三月九日、電産のベース・アップ要求に対する中央労働委員会の調停案が労資双方に提示された。

イ、昭和二六年一月以降平均基準賃金月額は、従来の八、五〇〇円に対して一〇、二〇〇円とする。

ロ、右賃金の体系および配分は左のとおりとする。

I　最低本人給は三、五〇〇円とする。

II　年令加給は現行どおりとする。

III　家族給は妻一、一〇〇円、父母および子女七〇〇円、その他四〇〇円とする。但し、家族給の支給範囲は他の慣行をもとすること。

IV　地域給は現行どおりとする。

V　能力給の最低は六〇〇円とし、その配分は能力に応じた賃金の原則を一歩すすめるよう努力すること。

VI　勤続給は現行どおりとする。

VII　基準外賃金は、最近実績の約一割程度の減少を目途として支給条件を合理化すること。

ハ、右賃金の実施にあたつて、現行の労働条件のうち、社会的水準に照して不合理と認められるものについては、団体交渉によつて順次に是正するよう努力すること。

これと同時に、ベース・アップと前後して係争中であつた多営手当改訂要求に対する調停案（総原資の一〇%増加）、退職金基準改訂要求に対する調停案（新ベース基本給の九〇%を算定基礎とする）が示され、いずれも三月二五日までに諾否の回答が要請された。

調停案の提示に接して、電産中央本部は、三月一〇日、とりあえず「（二月一八日付の）闘争指令による実力行使は停止し、このさい中央集約も併せおこなう方向にきりかえる。ストライキで払う犠牲は、戦争の本部は中央本部の具体的指令をまつこと」を指示し、三月二三日より四日間にわたつて中央執行委員会をひらき、調停案に対する電産の基本的態度をきめた。

イ、本調停案には賃金ひきあげの代償として、労働条件の大巾ひきさげをいつてきている。このことは、現在、資本家側が意図し、強行してきているものと全く同一のもので、われわれはとうてい承認できない。よつて拒否する。

ロ、ただし、組合員の生活状態も考え、早期有利に解決する。

また、電産中央機関紙（四月一一号）は、労働条件きりさげを含む中労委調停案が、事実上、数百円の賃金ひきさげであるとして、つぎのような計算を発表した。

I　家族手当合理化で月平均六八円減（会社公言）。

II 基準外賃金一割削減で月平均一八四円減。
III 土曜半休とりやめで九四二円減。
IV 普通休暇削減で一八四円減。
V 欠勤、遅刻、早退、私用外出の差引きで月平均二九二円減（会社公言）。
VI 以上のほか、休日削減、持別休暇削減など不明確なものを加えると、月平均二、〇〇〇円減で現行ベースの方が数百円高い。

中労委調停案を拒否した電産は、三月二五日に闘争宣言をおこない、中央本部よりストライキ指令を発した。

イ、三月三〇日午前〇時以降、別に指示するまで、つぎのごとく無期限ストライキをかならず実施せよ。なお、各地方本部の自主性による事務ストライキを併用するもさしつかえない。

I 再編成業務の拒否。
II 期末決算業務の拒否。

ロ、つぎにより、電源職場組合員の全部または一部の労仂力提供を拒否せよ。

I 労仂力の提供拒否の地点として指定せられた発電所の運転勤務者の全部または一部のいつせい職場放棄。
II 実施期日は四月三日として、その実施時間は八時間、実施時刻は八時より一六時までを基準とする。

四月三日の電源ストライキには、「労仂力の提供拒否の地点」として指定された発電所のうち二四ヵ所、二五二、五三〇KWが参加した。そして、その後も約一週間、電源ストライキが波状的につづけられたのである。

このような情勢に直面して、占領軍司令部エーミス労仂課長は、四月四日、藤田中央執行委員長らを呼んで「組合は中労委の斡旋をうけた方がよい。それが組合のためだ。……これは別に勧告ではないが、私が組合のために一番よいと思うからいうのだ」（電産中央機関紙、四月一一日号）と述べた。

そして、四月一〇日、第四波電源ストライキがおこなわれる予定日の早朝、三日前から斡旋にのりだしていた中央労仂委員会中山会長の申入書を、労資双方が承諾するという形式で、争議はついに五カ月ぶりで妥結をみたのである。

この斡旋で、中山会長は、経営者会議に「労仂条件のきりさげ」を一応撤回させた代りに、電産に対して、具体的賃金支給条件の圧縮を暗に承認させる態度にでたといわれ、電産中央本部は「これを承知で妥結」（電産中央機関紙、四月二五日号）した。そのため、三月九日提示の調停案にくらべ、いくらか表現があいまいになつた家族給の支給範囲縮少に関する規定や、基準外賃金の合理化に関する規定も、細目の協議にさいしては、つねに組合側が不利な立場におかれた。

四月一〇日に調印された協定の内容中、三月九日提示の中労委調停案と異る主要点はつぎのとおりである。

イ、昭和二六年一月以降平均基準賃金月額は、一〇、三八九円とする。

ロ、家族給の支給範囲を合理的に縮少するため、ただちに協議にはいり、四月二〇日を目途として解決に努力すること。

ハ、基準外賃金については、合理化の趣旨に従い、双方協議のうえ、四月二〇日を目途として決定すること——じつさいは七月一四日にいたつて「現行どおり」の線で妥結。

ニ、労仂条件是正の項は削除。

三、春季争議の意義　四月三日の第一波電源ストライキがおこなわれた直後、関東地方本部傘下の支部委員長会議では、ストライキの戦術について、つぎのような見解がまとめられた。

Ⅰ 指定発電所が事前に会社に知れている。
Ⅱ ストライキの通告時間が早過ぎた。
Ⅲ ストライキ破りに対する対策が十分でなかつた。
Ⅳ 自動式発電所を指定したのは不可。
Ⅴ 短時間の職場放棄はワンマン運転を可能にした。

また、新聞「週刊労仂」（日本労政協会発行）は、「電源地帯の労仂力提供拒否ストライキは稼動電力量の約一割程度を対象としたようであるが、このなかには休電中のもの、休電日にあたつているものなどもあり、また、会社側は非組合員、停年退職者などを動員して運転を継続しているので、とくに水力発電関係にはほとんど支障ないようである。火力発電関係では、水力発電関係がほとんど自動装置であるのに反して、多数の作業員を要するため、ストライキ指定地点の多くを火力発電所が占めた九州方面では多少の影響があつた。また、今回のストライキは、従来のスイッチオフと異つた形態をとつているが、これはスイッチオフが生産管理であつて違法性ありとの取締当局の見解が流布されている折から注目される」と書いた（四月九日号）。

これらの批判に対して、藤田中央執行委員長が、松江の第六回大会（七月二〇―二三日）において、「ストライキのやりかたは、われわれが種々研究した結果、どこからも指をさされない方法として編みだしたものである」と答弁したことは注目すべきであろう。

なお、この大会では、春季争議に関する多くの発言がおこなわれたが、とくに石沢代議員（山形）の「新ベースは地方税で帳消しだ。中央は、労仂条件をハネのけたのだから成功であつた、という意見、また小田中代議員（長野）の「職場放棄は威勢がよかつたが、逆にみれば、会社に石炭代を儲けさせ、奉仕した結果になつた」という意見などが、目立つた論調であつた。

一方、左派の電気労仂者統一会議系の新聞「電気労仂者」五月一二日号は、春季争議をつぎのように評価している。

三月から四月へかけての電産の闘争は大きい足跡を残した。それは、(イ)戦時賃金統制、職階制賃金を一応くいとめた、(ロ)奴隷労仂の条件を一応協定からはずした、(ハ)単独講和の内容の一つである軍需生産に影響を与えた、(ニ)職場の自然発生的なもりあがりが強くなつて、統一委員会の芽がでてきた、(ホ)御用組合といわれた関配労組に大きい影響を与え、ストライキをやる気分をつくらせた、(ヘ)民同が支配している組合でも、職場が強くなれば闘える自信を各単産の労仂者に与えた。しかし、かちとつた物質的な成果は、ストライキが終ると、藤田委員長らの裏切りのため雲の中の交渉できりくずされ、家族給の支給範囲は削られ、基準外賃金の枠もへり、労仂条件も職場では職制が協約を無視してどんどんきりさげている。そして、再編成がすすめられ、料金値上げと軍需生産への大巾な割当増加がやつてきた。

四、年央の情勢　春季争議の妥結後、電気事業の「再編成」も実施され、資本家側からの攻勢が強くなつた。

そのもつとも顕著な例が、春季争議で比較的尖鋭な動きをみせた九州地方に対しておこなわれようとした、「とくに労仂組合の有力分子を目して、希望退職者募集という巧妙な手段による人員整理」（週刊労仂、八月一日号）であつた。

七月九日、九州電力本店人事課長は、電産九州地方本部を訪れ、「新会社が発足したが、経営の合理化が必要であるから」という理由で、七月一〇日から末日までのあいだに希望退職者を募集すると申入れた。会社側は、全従業員の五%、約九〇〇名の整理を予定していたようであるが、組合側は、ちようど電産第六回大会で執行部

が松江にでかける時期を会社が利用したものと判断し、かつ、この突然の申入れは労仂協約違反であると抗議した。同月二四日、会社側は希望退職の勧告を開始し「電気事業の公共性を認識せざる者」も、その対象とした。電産九州地方本部は、二五日、各支部に「八月一日以降、全九州いつせいに時間外勤務を拒否せよ」との闘争指令を発した。さらに、二六日には福岡地裁判所に募集無効の仮処分を申請した。

七月三〇日、福岡地裁が「苦情処理手続きによる労仂協約の解釈運用の解決にいたるまで、九州電力会社は希望退職者募集に関する行為をしてはならない」との決定をおこなつたので、会社側は、三一日、電産九州地方本部に募集撤回の申入れをおこない、一応この問題については組合側の勝利に終つた。

一方、この時期における電産の積極的な行動は、越盆手当の要求と、電気料金値上反対闘争であつた。

越盆手当の要求は、七月末、各地方本部別（各電力会社別）におこなつたため、きわめて力の弱い闘争となり、これに反して各会社はいつせいに「基準賃金の二三・六%を支給する」という線で対抗してきた。その結果、組合側はそれぞれの要求のほぼ四分の一以下で妥結せざるを得なかつた。

電気料金値上反対闘争については、すでに五月三〇日、中央執行委員会が「電気料金に対するわれらの態度」を声明し、新料金制度はつぎの要素をもつていなければならないと主張した。

イ、会社経理が明確にわかり、絶対に不当利得を生ぜしめない。

ロ、悪官僚宣伝を排除する。

ハ、小企業、一般需要を圧迫しない。

ニ、電気経理が安定し、電力設備能力が最大限に発揮される。

ホ、使用効率を向上せしめる。

七月七日、東京の築地本願寺で、電産をはじめ六二団体、約三、〇〇〇人が集つた。これが開かれ、電産をはじめ六二団体、約三、〇〇〇人が集つた。これに呼応して、同月四日には「電気料金値上反対婦人大会」がひらかれている。この大会には、日本平和婦人協会、各地城婦人会、民主婦人連盟、東京都生活協同組合婦人協議会、婦人民主クラブ、社会党婦人対策部などが参加し、つぎのような決議を、各電力会社と公益事業委員会に手交した。この決議は、前掲の電産中央執行委員会の声明より、むしろ具体的で、事態の核心をついているように思われる。

豊富で低廉な電力を供給するといつて発足した九つの電力会社は、その最初の趣旨とはまつたく逆に、まず全国平均七割程度の料金値上げを行おうとしております。

この大巾値上げが伝えられるや、一般消費者はもちろん、資本家側からも、猛烈な反対の火の手があがりました。

「ふくみ資産」の行方をあきらかにしないまま、消費者の立場を考慮せず、会社側から一方的に値上げを主張することは、まつたく公益性を無視した態度といわざるを得ません。ことに電力の供給量からみるならば、一般家庭用の電力は総供給量の四分の一にすぎないのに、総料金の約半分も負担している事実、さらにはいま電力が不足するのは一般家庭のためではなく、特需生産に電力が使われるからだときいております。それにもかかわらず、電力不足を補うための電源開発の資金を、料金値上げによつて、消費者にその負担をかぶせることは、つて不当であると考えます。

料金値上げは家計にぢかにひびくと同時に、一般諸物価の値上げをまねき、すでに鉄道運賃、ガスの値上げが計画されておりま

す。仂いて得る給料は上らず、これらの諸物価がどんどん上る結果は、私たちの生活を破綻にみちびき、とくに主婦の悩みははかり知れないほどになります。

私たちは、以上のような諸点を考え合せ、平和な文化的生活を確保するために、今回の電気料金値上げには絶対に反対し、右決議いたします。

また、もつとも実際的で広汎な値上反対の運動も、電産以外の諸組織がイニシアテイヴをとつた傾向がある。たとえば長野県の「電気料金値上反対中信地区県民大会」は、六月二七日、松本市議会、中信四郡の町村代表、社会党、共産党をはじめ、多くの労仂組合、婦人団体が参加してひらかれ、「もし電力会社が値上げを強行する場合には、現行料金だけを供託する」と決議した。

そのため、電産第六回大会では、中央本部の闘争指導に対する批判的な発言が多く、佐伯代議員（四国）は「中央は電気料金値上反対の方針をだしているが、その具体的指導をどのようにやつているか。いま職場の労仂者には、会社から値上賛成のパンフレットが配られ、これを農・市民に宣伝せよといわれている」と述べ、また櫻井代議員（関東）も「値上反対闘争はきわめて不十分であり、組織的にやられていない。東京電力などでは、職制が、電気料金値上反対は自分で自分の首をしめるようなものだ、と脅かして反対運動を押えている」と述べた。

なお、この第六回大会では、電産としてはじめて「全面講和の活動方針」が、賛成三四二、反対八三で採択された。しかし、これについても、新聞「電気労仂者」（前掲）は、つぎのような批判を加えている。

活動方針の討議のなかで、向米一辺倒の単独講和＝多数講和を主張する東北地方の悪質民同には「アメリカへゆけ」といつた野次があつた。このものたりない点はなにか。

第一は、講和問題がただ第三勢力があるの浮いた講和論議になつてしまつたことである。平和の問題を、われわれの日常生活からきりはなすとこうなる。

第二は、平和を守る斗いは何をやるのかよくわからないことである。それは、職場からの諸要求を斗いとる斗争が、平和を守る斗いと結びついていないからだ。

また、「週刊労仂」（八月一日号）も、「このことは、電産があくまでも総評の左派として、しかも新産別系が主体を占める九州地方本部が電産の指導権をにぎつたことを物語るものであり、これに反して、東北地方出身の小野・安積両中央執行委員を軸とする右派勢力が退潮したことを現わしている」と評価した。

五、秋季斗争の経過と意義　電産の一九五一年秋季斗争の焦点は労仂協約改訂と、賃金の五〇％ベース・アップにあつたが、このほか、労仂者にとつても深刻な問題が山積していた。

第一に、同年秋の電力不足は、日本電気産業はじまつて以来の状態であつたといわれ、電産も、一〇月一〇日、「電力危機を解消し電気をわれわれのものとするために」と題する長文の声明書を発表した。

第二に、発・変電所の自動化・半自動化がすすめられ、それが労仂者に首切りと労仂強化をもたらす条件を生みつつあつた。

第三に、戦前おこなわれていた定例検針発行集金制度が復活し、毎月同一日に検針・集金が強行され、労仂者は「日曜日も休めない」と不満を抱きはじめた。

第四に、設備不完全と労仂強化のため感電事故が増加し、被害者は一日平均三・五人にのぼり（電気新聞、八月一〇日号）、東京電

力一社だけで、一〇日に一人は従業員が事故死をとげている。

このような状態のなかで、電産中央本部は、まず労仂協約改訂問題をとりあげたのである。要求の内容は、一部修正または全部の削除一〇ヵ条、新らしい事項として規定するもの八ヵ条で、大きく分類すれば、労仂組合運動の障害となる規定の排除と、「再編成」後の事態に処する身分保障の確立の二つを目的としていた。六月二一日経営者会議に要求書を提出してきまもなく中央労仂委員会の調停にはいり、三ヵ月後の九月二〇日、労資双方に調停案が提示された。ところが、この調停案を経営者会議は受諾したのに対し、電産は要求の内容がほとんど骨ぬきになつているという理由で、一〇月五日にいたつて拒否し、同時に「労仂協約闘争を有利に展開するため事務ストライキにはいれ」との指令を発した。そして一〇日前後から、各地方本部ごとに事務ストライキがおこなわれたのである。

この間、中央労仂委員会の中山会長により斡旋がつずけられたが難航し、ついに一〇月二五日、一部で電源ストライキがおこなわれた。さらに電源ストライキは三〇日と三一日の両日に予定されていたが、二八日にいたり労資双方とも中山会長の第四次斡旋案を受諾調印した。

改訂労仂協約中、注目すべき点はつぎのとおりである。

イ、短期間を定めて雇入れられた者であつて、すでに雇用関係が長期にわたる者で、一般に社員がおこなつていると同様の業務に従事する者はできるかぎり本採用にするよう努力すること。

ロ、就業規則を経営協議会に付議する場合には、会社は単に組合の意見を聴取するというのみでなく、組合側の合理的な意見を尊重するよう努力すること。

ハ、人員の減少によつて現場の仕事にいちじるしいさしつかえを生じるにいたつた場合、人員補充の交渉には会社も誠意をもつてこれに応ずること。

ニ、協約第六第二項「経営上やむをえない事由により、従業員の解雇が必要であるときは、会社は解雇の人数および基準についてあらかじめ組合と協議する」の適用については、会社はとくに慎重に処置すること。

以上の労仂協約闘争を、総評の「一〇月労仂攻勢」の一環とみなした北海道新聞(一〇月二六日号)の社説は、つぎのように論じている。すなわち、「今次ストは、いちおう協約闘争の形態はとつているが、ありていにいつて、協約闘争は今日いささか季節はずれの感があるのである。総評は、炭労のベース・アップ闘争を足がかりとして、全面的な賃上げ闘争を、この一〇月以降、強力に展開し、さらに、そのもりあがる下部大衆の力を動員し、労仂法改悪反対・ゼネスト禁止法反対闘争にまでもつてゆく基本戦術を決定している。炭労のベース・アップ闘争も一一月初旬までにはストライキ体制を確立するものと予想され、また全鉱連もつずいてベース・アップ闘争にはいつており、かかる切迫した情勢下において電産ひとり孤立して協約闘争に起ちあがるわけはない」と。

電産中央本部は、労仂協約闘争が妥結した翌々日の一〇月三〇日中央労仂委員会で調停中の賃金ベース・アップ要求を有利に導く目的で、三一日以降の出張業務拒否、時間外の電話交換ならびに文書の発受信業務拒否を内容とする事務ストライキ指令、および一一月五日以降の電源ストライキ準備指令を発した。しかし、すくなくとも結果的にみて、四ヵ月にわたる労仂協約闘争のために、賃金ベース・アップ要求の調停促進がおろそかにされていたことは否定できない事実である。これは、のちに述べる調停申請がおくれた事実とともに、ベース・アップ闘争を長びかせる原因となり、さらに全国的な越年闘争の足並みを乱す役割を果した。

電産の秋季争議後半の主要目標であつた賃金ベース・アップ要求は、経営者会議に対する要求書の提出についてだけみれば、すでに七月一三日におこなわれていた。これは第六回大会の一週間前であることが注目される。その要求書の内容はつぎのとおりであつた。

イ、基準賃金ベースを、七月以降、五〇%増額すること。

ロ、賃金体系その他については、追つて協議すること。

ハ、退職金の算定ベースは、現在、基本給の九〇%となつているのを、八月以降、一〇〇%とすること。

このベース・アップ要求に対しては、第六回大会で批判の声が強く、浜田代議員（九州）は「九州で平均一七、二三二円（六〇%ベース・アップ）の新賃金を要求しているのに、中央はこれを下まわる五〇%ベース・アップ要求をだしたのはなぜか」と迫つた。

経営者会議の新木委員長は、「電気料金改訂のいきさつから、組合要求には現段階で応ずるわけにはゆかず、その代り、期末において賞与の形式で何分のものをだしたい」との主張をゆずらないので八月二二日、団体交渉決裂、二七日、中央労仂委員会に調停を申請した。要求から調停申請まで四五日間も経過してしまつている。

八月二九日から三日間、電産は中央執行委員会をひらき、ベース・アップ要求の裏づけとして、つぎのような賃金体系要求を決定した。

イ、本人給は一七才以下で五、五〇〇円、一八—二〇才が一年につき一五〇円、二一—三五才が一年につき二〇〇円、三六—四〇才が一年につき一五〇円、四一—四五才が一年につき一〇〇円。

ロ、家族給は配偶者が一、六〇〇円、父母・子女一人につき一、〇〇〇円、その他一人につき六〇〇円。

ハ、能力給は最高を現行どおりとし、最低一、〇〇〇円とする。

ニ、勤続給は勤続一年につき四〇円。

ホ、都市手当は都市をA・B・Cの三区分とし、A地を生活保証給（本人給と家族給）の二〇%、B地一五%、C地一〇%とする。

調停申請から、一一月六日の調停案提示にいたるまでは、さらに二カ月以上の月日を要した。これにくらべると、電産とともに争議中であつた炭労の場合は、一〇月八日に賃金値上げを要求し、三一日にはストライキ突入、一一月一〇日に一カ月間で早くも妥結している。電産に対する調停案が炭労の争議の見とおしのほぼついた一一月六日に提示されたことは、偶然であるとして無視するわけにはゆかないのである。

提示された調停案の内容は、電産要求の五〇%ベース・アップに対して一八・五%ベース・アップ（一二、四〇〇円ベース）となつており、この調停案実施のため労資が協力して企業努力と経営合理化を促進して支拂能力を生みだすべく努力されたいとの一項が前文に加えられている点が注目された。

電産は、一一月一〇日から三日間、中央執行委員会をひらき、調停案を拒否することに決定、一七日から波状的な電源ストライキをふくむ実力行使にはいつた。

一一月二五日、経営者会議から斡旋の申請が中央労仂委員会に提出され、電産も受諾した。そして一二月四日にいたり、新賃金ベースは調停案どおり一二、四〇〇円とする代りに、能率結を現行（平均三、八七〇円）の一〇%増とすることで双方が歩み寄り、電産中央常任執行委員会も一一対八で、斡旋案に調印することとなつたのである。

第四節　全鉱連の争議

春季闘争　全鉱連では坑外夫基準内一二、五〇〇円（税込）を基準として要求する新賃金闘争の方針（第一五回臨時大会決定）にもとずき三月末より中央六社をはじめとして各企業連いつせいに要求を提出したが、要求の主なものと、その後の経緯を中央六社についてみると次の通りである。

日鉱連　三月二九日坑外夫一二、五〇〇円、坑内一七、七三五円、製錬一六、三一二円の要求を提出、四月一八日坑外七、八九六円、坑内一〇、七五五円、製錬九、九六五円の回答あり、

太平鉱連　四月二日一工当坑内夫八七三円、坑外夫五二〇円、製錬直接夫六六八円の要求を提出。

神岡鉱連　四月七日坑外夫一二、〇〇〇円（基準内一〇、〇〇〇円、能率給二、〇〇〇円）増産賞与金坑外夫一人九、〇〇〇円の要求を提出、一六日会社より回答延期を申入れた。

別子鉱連　三月二八日坑外夫一一、四〇〇円の要求を提出。

同和鉱連　三月二六日坑外夫一二、五〇〇円、坑内一七、七五〇円、保護員七、五〇〇円の要求を提出、四月二日会社は坑外七、七五〇円、坑内一一、四九七円、保護員四、九三四円の回答したが組合はこれを不満として物別れとなつた。

古河鉱連　三月末坑外一一、八二五円、坑内一七、七三七円五〇銭、製錬一四、七八一円五〇銭の要求を提出、四月一六日会社は坑外一工二八〇円（七、〇〇〇円）坑内一工四五二円（一〇、三九六円）製錬一工三六二円五〇銭（八、七〇〇円）の回答を行つたが、これも物別れとなつた。

なお今回の闘争は、中央大手筋六社企業連の第一部会、中央交渉のできる中小企業連などの第二部会、山元で交渉を行う単組などの第三部会に分け、この三ブロックの闘争を有機的に連関させて盛りあげようとするものであり、全鉱連は、大勢をにらみ合わせて大綱的な指示・指令を企業連に対して出すことになつた。

四月五日にいたつて全鉱傘下の六社は、次のような共闘声明書を発した。

六社共斗声明書

われわれは昨年一〇月全鉱傘下組合と経営者間において締結せられた賃金協定の期間満了に伴い、四月以降の新賃金を全鉱本部の指導調整の責任と権限の下に各企業それぞれ要求、組織の全勢力を集中する一大斗争の段階を迎えた。

いわゆる朝鮮事変を契機とする内外情勢の変動は、国内においても特需産業の膨脹により金属鉱山界は依然として「鉱山最良の年」を謳歌し、今次の業績向上による利益率も真に金ヘン景気を裏書きする驚異に価するものがある。

ひるがえつて経営者の態度をみるに、悪辣なる政府の態度に便乗し、資本蓄積を第一義とし、利潤の追求に飽くことを知らぬ状況である。前一〇月協定を見ても明かなるごとく、鉱山復興のためにひたすら今日あることを念願し最低生活に甘んじて来た労仂者に対し、僅かの増額のみを以てこれを欺瞞し、今次労仂者の基本的要求をも圧殺せんと画策している。

われわれに共通の目的である今次ベース・アップ獲得のため、既に去月下名六社・七企業連を以て六社共斗を結成、その戦斗的同志的盟約の下に強固なる団結を示し、今次斗争の完遂を期せんとするものである。

今次共斗は、金属鉱山労仂者の斗争の骨幹として、また主軸としての前斗争の厳粛なる批判の下に結成された意義と使命を銘肝し

共斗目的貫徹まではもとより平和的交渉による解決を念願するも交渉の推移、経営者の誠意如何により、他に如何に不利なる内外情勢に逢着するともいつせいに、「実力行使をも敢えて辞せざる決意」のもとに断乎斗争に立ちあがるものであることをここに表明する。

一九五一年四月五日

全日本金属鉱山労働組合連合会
日本鉱業株式会社労働組合連合会
太平鉱業労働組合連合会
太平鉱業株式会社職員組合連合会
神岡鉱業労働組合連合会
別子鉱業労働組合連合会
同和鉱業労働組合連合会
古河鉱業労働組合連合会

さて、四月一七日から二〇日にかけて、いちおう中央六社の回答が出揃つたが、多くは要求額との差が大きいためまとまらず、六社共闘の第一部会では、つぎに次のような指令を発した。

（一）共闘一部会指令（要求額と要求時期）にそつて要求を行うとともに闘争戦術を具体化するように指示する。

（二）闘争戦術を決定するにあたつて早期に有利に解決するように考慮することは当然であるが

（イ）新賃金を期末手当、賞与あるいは一時金と切り離して闘われたい。

（ロ）特に期末手当制度があり、又それを要求しようとする所は闘争のヤマについて不利になるようなカラミ合せを排除されたい。

（三）闘争資金の対策は万全を期されたい。

（四）二、三部会と闘いのヤマを合わせるために第一部会傘下単組に対し地連と十分に連絡し、中小企業単組としつかり横の連けいをはかるように指導されたい。および賃金闘争を選挙闘争とあわせ闘い、より一層連けいを充実して効果をあげられたい。

これに基いて各企業連ではいつせいに最後回答を要求したが、三日の交渉は一歩も進まず、太平、別子各鉱連は、それぞれ同日スト宣言を行い、日鉱連では一七日スト突入を会社に通告した。これより さき去る一七日にスト宣言を行つた同和鉱連では、二三日第一次回答のほか賞与として二千万円宛三回に出すとの二次回答をうけたが二三日スト宣言を行つた。この状勢にかんがみ総司令部エーミス労働課長は二六日午前労資代表を招き、中労委などを利用して解決してはどうかと勧告。太平を除く各社とも同夜深更まで交渉を行つたが、日鉱、同和、別子の各鉱連はついに翌二七日朝よりストに突入した。四月一杯を目標に闘いの時期を調節するため二七日もしくは五月二日の二波に実力行使を行い第一部会と可能な限り共同歩調をとるとの態度をととのえた。

この間、神岡鉱業労連（一万名）は、会社回答が、組合の基本点と一致をみたので、ストに入らず、三〇日には一二、〇〇〇円の要求を完全に獲得した。神岡をのぞいた日鉱、別子、同和、太平、古河の五労組も依然として無期限ストを続行し、五月三日朝からさらに太平職員組合（二、五〇〇名）がストに突入した。しかし七日には松屋労組が坑外九、七〇〇円の最終回答をのんで妥結したほか、日鉱連は、二日から三日にかけて、坑外八、三〇〇円ベース（第一次回答より四〇四円アップ）とするなどの最後回答、また古河鉱連では坑外七、六〇〇円（第一次回答より六〇〇円アップ）とするなどの最後回答を会社側よりそれぞれ受け、いずれも右以上の獲得は困

難であるとして四日の共闘に提案、全額獲得を目ざす共闘では全会一致の立前上決議することが出来ず、全鉱本部は直ちに中闘をひらき、大会の決議にもとずく指導、調整の責任にしたがい、現実の問題としてやむなくこれを認めるとの決定を行つた。かくて四日午後五時を期し日鉱連、古河鉱連はそれぞれスト中止指令を発した。日鉱連の主な妥結内容は次のとおりである。カッコ内は要求。

日鉱連　坑外八、三〇〇円（一一、五〇〇円）一時金七、〇〇〇円＝但し期末手当、中元手当を含む。古河鉱連は、坑外七、六〇〇円（一一、八二五円）。また同和では七日坑外八、一〇〇円ベース、一時金坑外成人男子一、五〇〇円、ほか期末手当総額一億円（二五年下半期分四千万円、二六年上半期第一回分二千万円でこれが六千万円になる見込み）などの第三次会社回答を討論の結果、八日午前〇時七分仮調印と共にスト中止指令をだした。別子は六日以来、坑外八、三一九円（ベース八、一〇〇円に基本給の三%相当額、平均二一九円加算）一時金七、〇〇〇円の回答をめぐり同日午後六時にはストを中止して最後的折衝を重ねた結果、七日にいたり坑内一二、二〇八円（加算同前）職員坑内A一九、六九六円などの回答がつけ加えられ、八日午前四時仮調印を行つた。太平も七日、坑外八、三〇〇円、一時金一〇、〇〇〇円の第二次回答をうけたが組合はこれを不満としてなおスト続行。古河では四日午後スト中止指令を出したが妥結には至らず八日、会社組合ともそれぞれ重役会、拡大中闘委をひらいたが、正式交渉は九日にもちこされた。

最後まで残つた太平鉱連も、五月一一日にいたつて坑外八、五〇〇円（七、一〇〇円）坑内一二、一〇〇円（一〇、五二五円＝但し山もとによる格差は別途協議、賞与平均八、〇〇〇円、一時金三、〇〇〇円、協定期間は四月より九月までという条件で妥結するにいたつた。

秋季闘争　全鉱連では一〇日以降新賃金要求について七月末の大会以来、着々準備を進めていたが、九月三日には統一闘争委員会構成の主要企業連が、一五日には全鉱中闘に直結する各中小鉱労組がそれぞれ一斉に要求を提出した。

すなわち八月六日の第一回統一闘委は、大会後明らかとなつた本年六月のCPI指数をとり大会提出当時の要求額を引き直した理論生計費一四、二〇〇円（成人坑外夫）の標準要求額を決定、つずいて一〇日に開かれた第二回統一闘委は❶要求提出日を九月三日とする、❷要求すべき回答期限を二週間後の一七日とすることを決定した。かくて翌一一日この決定に従つた闘争指令第一号が日鉱、太平（鉱職）、神岡、別子、同和、古河、松尾、石原の各企業連に発せられると共に中闘直属の中小企業労組に対しても同様要求額を標準として九月一五日一斉に提出せよとの指令第一号を発した。要求額の決定を見た企業連は次のとおりであつた。

太平鉱・坑外一五、四〇〇円、日鉱・坑外一四、〇〇〇円、松尾・坑外一二、七〇〇円（いずれも基準内賃金で税込）。

かくして全鉱連では各企業経営者に対し、今次賃上げ問題について団体交渉に全鉱連が参加することを確認されたいとの申入れを行つたが、五日神岡、日鉱を除く五企業から企業連とのみ団交を行いたいむねの回答があつた。全鉱連ではこの介入拒否の回答に対してどうすべきかについて九月一四日の第七回統一闘争委員会で協議した結果、全鉱連がその企業連と全く同一の要求書を各社にそれぞれ提出することをきめ、一五日一斉にその手続きをとつたが、さらに㈠団体交渉の時期と方法について企業連との団体交渉の場に参加する、㈡全鉱連は企業連の結んでいる労仂協約には拘束されない、㈢従つて団交の相手について一方を選び他方を拒否することは不当労

仂行爲となるおそれがあるとの申し入れを行つた。

会社側との団交は、要求と余りにもひらきがありすぎるために難行し、組合はついに九月二七日統一闘争指令第二号を発して、一〇月中旬を目ざし全山一斉四八時間スト乃至無期限ストを行うように指示した。また中小鉱山にたいしても同様の指令を出した。しかし依然として交渉はゆきなやんだため、一〇月二五日、第一七回統一闘争委員会をひらいて、困難な局面を打開すべく、実力行使決行の戦術問題を討議し、二九日以降、一斉にストライキに入る本部案を審議したが、採決の結果一〇票対七票で本部案は否決されたため、統一委も解体し、各企業連別に闘争をつづけてゆくことになつた。企業連別の交渉に移つた全鉱の秋季闘争も、ついに一〇月三〇日までにその多くが妥結するにいたつた。妥結状況は次の通りである。

古河＝組合側は二七日、三〇四円（前回八、九〇二円）で妥結。
日鉱＝二八日坑外九、〇〇〇円、坑内一三、三〇日以降無期限ストを通告したが二八日の結果三〇日午前五時坑外八、八〇〇円、坑内一二、三二〇円、製錬一〇、五九九円九六銭で妥結。
同和＝二六日組合側は二九日以降無期限ストを通告したが二八日坑外九、一〇〇円、坑内一三、七三一円、保護工五、六六七円と会社側は回答、組合側もこれを承認、スト中止を指令。
神岡＝二五日会社側より期末賞与及び増資記念として一八、〇〇〇円と回答があつたが組合側ではこれを不満として二七日再回答を申入れた。同日会社側回答は前回と同様のため無期限ストを通告、二九日より続けられた団交の結果三〇日朝に至り期末賞与一四、〇〇〇円、増資記念五、〇〇〇円で妥結。
別子＝三一日に至り坑外九、一〇〇円、坑内一三、三五四円、直接製錬一〇、七二五円、保護工は九、一〇〇円の六〇%支給、また職員は坑外一六、八三五円、坑内は坑外賃金に地域によつて五、〇〇〇円、四、〇〇〇円、三、〇〇〇円をそれぞれ支給する。都市手当は東京、大阪（四、九一〇円）札幌（四、〇七五円）仙台（二、六八〇円）。賞与は従業員一人平均七、〇〇〇円、職員二二、五〇〇円、餅代家族もちで一、五〇〇円、独身九〇〇円で妥結。

第五節　全港湾の争議

一、闘争の問題点　第一に組織問題である。一般に港湾労仂者とは、貨物が貨車から卸されて沿岸倉庫や本船内に積付けられ、また船内より揚卸された積荷が倉庫に搬入、または倉庫より搬出されるまでに必要とする労務の提供者をいい、職種別には、船内仲仕（沖仲仕）、沿岸仲仕、倉人夫、石炭人夫、艀仲仕、通船・曳船船夫、検数員などがある。これらのほとんどが特別な技術を必要としないために日雇または臨時の人夫として採用されるものが多く、このため港湾労仂者、とくに日本のそれの組織化は極めて困難であるとされていた。それでも地方港にあつては農村に家庭をもつ出稼ぎが多いため、組織方向にも一つの手係りを見出すことができるのであるが、六大港の場合はその大部分が住居すら持たぬルンペン・プロレタリアートから構成されている実情にあり、これをどう組織化するかは闘争の大前提であつて、港湾労仂者の諸要求の実現に当つては他の組織労仂者の闘争とはまた異つた意味の問題があつたわけである。港湾労仂者総数は六万―八万におよぶにも拘らず、全港湾の組織人員は僅か一六、〇〇〇―一七、〇〇〇を数えるに過ぎないということも、組合の組織力だけを以てしては如何ともし難いことを感じさせる。全港湾労組が、「港湾労仂法」の制定を提唱し、国家の力によつて前近代的な港湾産業の実態ならびに雇傭関係の改革を政府ならびに各方面に訴えるに至つたのも故なしとしない。昨年の港湾

産業防衛ならびに統一団体協約締結闘争が十分な成果をあげられなかつたことは、すでに本年鑑二四集に述べたとおりであるが、今年度の輝く成果の上に立つてもなお統一協約は未解決に残され、「近代資本主義の捨子として取残された港湾産業の悲惨な状態」に対し立法規置による強力な施策を要望したことは注目される。

第二に港湾産業防衛上の要求である。この要求は広汎な経済的諸要求のうちに含まれているほか、日本海・北海道側の荷役確保の要求から生れた対中ソ貿易の再開の政治的要求、国家による浮游機雷からの安全保障などの要求も加えられている。港湾産業自体の立遅れの問題はここにも日本経済再建と関連して取上げられ、港湾会社の資本内容の公開にはじまる、中小企業としての港湾産業の危機打開要求は、切実な労仂者自身の要求と一致しており、当初の荷物よこせの要求は、ここではすでに政治的諸要求にまで高まつている。

第三の持徴は、この年の港湾労仂者の闘争が、反戦・独立の闘いとしての性格をもつていたことである。「経済闘争といえども、これを貫徹するためには軍需用積荷をもストップさせざるをえない」とする素朴な考え方があるいは大多数の考え方であつたかも知れない。だが結果的にはどうであつたか。港湾労仂者が最初の闘争に立上つてからわずか二年の間に、公益事業としての禁止を無視して全国的なストライキの波を起し、ついで朝鮮戦争下の禁止命令から六カ月もたたないうちに軍需物資の輸送にまで重大な影響を与える闘争をするにいたつた。最初の意図はともあれ、「民族の独立と平和を守れ」というスローガンはここにおいて実地の要求となつて現れた。この闘争に至つて港湾争議は全労仂者の尖端を行く高度な政治的闘争としての性格すら併せもつたということができる。

二、阪神名ストの勝利まで　この年の港湾争議のはしりともいうべき越年闘争は、京浜支部の無期限ストによる要求全額獲得という成果をあげて、まず年頭をかざつた。すなわち越年資金手取五、〇〇〇円、生活補給金一、五〇〇円を横浜回漕協会宛に要求した京浜支部の越年闘争は一九五〇年一二月一七日交渉が決裂し、一八日午前六時から軍用艀をのぞく三二二隻の艀は二四時間ストに突入した。ついで一九日からは無期限ストに切換え、二一日朝全要求貫徹による調印まで丸四日間ストは継続し、この間ストから除かれたアーミー・カーゴー（軍用船荷）に従事する労仂者にも大きな影響を与えたこと、折からの労仂強化にあつてストが組合員に休息を与える結果をもたらしたなどの効果があつたといわれる。同月二八日、東京支部も一五時間のストライキで同じく手取五、〇〇〇円の越年資金を獲得、またこれらの協定において要求内容として同時にもりこまれた生活補給金については「来春早々誠意をもつて協議する」と翌年早々の闘争の手がかりとして留保されることが確認された。

さて一九五一年二月、全港湾労組第四回中央委員会は当面の賃上げ闘争の進め方をつぎのようにきめ、二月二日付で「生活権の確保と港湾運送業の再建を達成するため」の要求額を各地区本部に指令した。

一、要求額は昭和二三年六月要求した体系による賃金の最低二割増とする。

二、二割の増額分は二等分してこれを夫々本人給と能力給とに繰入れる。但し地方の実状によつて右割振りが不可能な場合にはその率を若干変更することは止むを得ない。

三、要求賃金の地区別は四段階とする。

四、要求書は二月一〇日より三月一〇日までの間に提出する。

五、交渉および斗争の主体は地方本部とする。中央本部はこれら斗争の全体的な指導に当る。

六、退職金斗争は地方の実状に応じ賃金斗争に結びつけて斗う。

一、賃金体系

要求額

賃金
- 基準内賃金
  - 生活補証給
    - 本人給
    - 家族給
  - 能力給
  - 年功給
- 基準外賃金

二、要求額

体系項目別

地区別

基準内	A地区	B地区	C地区	D地区
本人給	七、二〇〇	六、三〇〇	五、四一〇	四、六三五
家族給	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇
能力給	五、四〇〇	四、七〇〇	四、一一〇	三、四七五
計	一四、四〇〇	一三、六〇〇	一〇、九二〇	九、三〇〇
年功給	勤続給一カ年につき月額一〇〇円			
基準外	支部または分会に於て協定する。			

(備考)

一、家族給の内訳

	A地区	B地区	C地区	D地区
一人目	九〇〇円	八〇〇円	七〇〇円	六〇〇円
二人目	五〇〇円	四五〇円	四〇〇円	三五〇円
三人目	四〇〇円	三五〇円	三〇〇円	二五〇円

二、家族第四人目以上は支部または分会において協定する。

三、能力給は平均価にして最高最低の操作は支部または分会において協定する。

要求の基本

一、一日の労働時間拘束八時間を基礎とする。

二、月間稼働日数を二五日とする。

三、本要求額は税込とする。

この決定にしたがつてまず大阪地方の賃上げ闘争がストへと発展し、この闘いの口火をきつた。三月一七、一八日、艀船、石運両支部がスト決議を行つてから大阪地方は全面的に実力行使の気運がひろまつた。三月三〇日港運・富島分会が無期限ストに入るや、各分会こぞつて一斉ストに突入の態勢をとり、四月一日には艀船支部が無期限ストに入り、八日からは船舶、港運、石運の各支部が日雇労働者を含めてストに入ることとなつた。第一波のスト突入後の四日大阪地方本部は各労組、民主団体に対し「平和と再軍備反対の全面講和の闘いの一環として」の今回の闘争にさいし共同闘争を申入れる旨のアピールを発し、かの歴史的な闘争宣言とともに今期闘争の意味を内外に訴えた。この反響は関連職場の日通、海員、倉庫などの協力となつて現われた外、近辺各会社においても賃上闘争活潑化の因となつた。四月六日大阪地方本部の発表した闘争宣言は、これらの下からもり上つた実力行使にこたえてこの闘争の性格をつぎのよう明らかにした。

斗争宣言

全労働者の先頭にたつて斗いつつあるわれわれ港湾労働者の賃上げ斗争は、ただにわれわれの生活を防衛するばかりでなく、あきらかに国際帝国主義者どものたくらみ、再軍備戦争への植民地政策との斗いである。三月三〇日以来第一波としてあいついでストライキに突入したわれわれの兄弟は頑迷な業者の結束を打ちやぶつて組合の要求する三割、三、六〇〇円の値上げを完全に獲得し、スト中の賃金を承認せしめて続々解除しつつある。さらに四月八日から第二波無期限に突入する船舶荷役、石運支部の兄弟は関係権力を利用して反撃せんとする業者の悪らつな陰策をけつて

不動の態勢にある。今こそわれわれは斗いの中から敵の姿を明瞭につかんだ。われわれはわれわれの要求する三割の値上げをビタ一文も譲歩しない。われわれは全世界の階級的労仂者と提携し、平和を斗い、世界の港湾労仂者のかがやかしい歴史とほこりとをいささかも傷つけないであろう。植民地政策の圧制に呻吟する全日本の兄弟諸君の決意を要望し、その前衛たらんとするわれわれの決意を表明する。

一九五一年四月六日

全港湾大阪地方本部

斗争委員長　山戸美作

四月七日解船支部が全面的に三割賃上げを獲得したのを始めとして、港運が同日夜海運局の再斡旋で妥結、石運および船舶がそれぞれ九日には要求をほぼ獲得し、賃上げに関する限り、ほとんどが要求額をかちとるという大きな成果をおさめたばかりでなく、この大阪の闘いが同じような職場に仂く全国の港湾労仂者に強い影響を与え、四月一二日には早くも神戸でストを決行したほか、名古屋、東京、北海道、五月は門司とストの波は全国的な闘争へと発展し、全港湾はじまつて以来のものとなつた。

神戸支部では六日から一二日までの間に傘下六〇の全分会が大会をひらいてストを決議、一二日の支部大会で確認、同日午後三時には全神戸支部が一斉に時間外ストに入つた。一三日四八時間スト、引続き一五日からは無期限ストに入り、一八日には外船二三隻、国内船二六隻が停止するという神戸港内のまひ状態をもたらすに至つた。ここ神戸港の特色として、組合側は個々の妥結を避け、支部の団結による統一要求をかちとることを目標としたため、一部業者による賃上承認や妥協案に対してはこれを廃しあくまでストを続けた。この結果、一九日に至つて要求は全面的にみとめられる所となり、ストライキは十分の効果を収めて完遂された。

つずく名古屋支部の闘争は四月一五日の無期限ストにその火蓋を切つた。名古屋の場合は昨年来もちこされた退職金制度についての交渉に加えて、三月一日賃金二割増の要求を行い、両者の同時解決をねらつた。この間大阪ストの勝利もあつて、四月一二日賃上については一応の妥結を見た。しかし退職金関係は交渉が決裂しストに入るに至つたものである。一五日の在港船二〇隻（内米船一、デンマーク船一、英船二、オランダ船二）の積荷である石炭、セメント外米、外麦などの荷役は一切中止され、この中数隻は予定の積荷を放棄して出港するを余儀なくされた。また四日市支部の「名古屋からの回航船の荷役を一切拒否する」との共闘態勢に、戦後最大の大量綿花を積んだ米船マレニー号など七隻は四日市に揚地を変更して入港せんとして果さず、四日市沖に立往生するというような事態も生れた。このストで停船状態に陥つた外国船は一三隻におよんだがその中の一隻米船シーモニター号の乗組員、スチーヴ、ベネツシュ両氏は、一八日闘争中の名古屋闘争委員会を訪れ、「私もかつては港湾労仂者としてむずかしい港湾ストを闘いました。六カ月間ストだけで闘つたこともある。色々と困難はあろうが勝利は必ず諸君の手に帰するから、どうか最善をつくして闘つて下さい」と交々激励の言葉をのべ、三、〇〇〇円の闘争資金まで置いていつた。この事によつても闘争の国際的意義がうかがい知れるのであるが、さて名古屋においても組合は勝利をおさめ、一九日、県労仂部、地労委、海運局の斡旋で妥結するに至つた。ではこれらの闘争のもつ意義については、これをどう評価すべきであろうか。

三、阪神名ストの意義　大阪港のストライキが起つた当時、同港の労仂者は連日の終夜作業と安い超過労仂収入に不満がうつ積していた。また軍船荷役作業はこれ以上の悪労仂条件の上に厳重な監督

にしばられ、なかでも三月四日のいわゆるビクトリア号事件で朝鮮向の米を積みこんでいた軍船ビクトリア号の一作業員が、使用禁止になつていたノンコ（手かぎ）を使つたという理由で、同じ職場の全員に対して、監視官のビンタを喰わせた上、ノンコでなぐられ傷をうけたことは、民族的な感情まで含んで組合員の反感を買つた。また災害率は上昇し、しかも不満に対する厳しい監督はいよいよ強化された。ここでは「軍事荷役の労仂強化と奴隷労仂の打破」はスト決起の大きな要因をなし、大阪支部の声明はそのままに労仂者の要求であり、「全面講和、再軍備反対、日本の完全独立」はすなわち大衆の声であつたといえる。この状態は神戸、名古屋でも等しくまた全国各港からも共感の声が寄せられ、「労仂強化反対、賃金値上げ、定時間で食える賃金よこせ」は文字通り下からの声としてストにまでつき上げたものというべく、名古屋では「おれたちの生命を守れ」とまで叫ばれた。「奴隷的海運政策をけつて立上れ」との政治的要求も生れた。このように今回の港湾争議の特徴として最も高く評価してよいことは、下からのレジスタンス闘争と、組合で取上げた賃上げ闘争が結合し、根強い力を発揮したことである。これが炭労、電産、日通、私鉄など大企業の闘争と相呼応して闘われ、この中でも港湾の闘争が見事にその実力を生かして成長したことは特筆すべきことである。

また賃上げ闘争が単なる賃上げに終らず、民族的な憤激を基礎とする、国際的共闘としての闘争の意味をもつたことは、港湾争議をして日本の労仂者階級の闘争の国際的連携の強力な一環たしらめた。

海によつてつながる世界港湾労仂者の闘いが歴史的な意味をもつており、一九四九年以来、世界各国各港における協力闘争が平和擁護の闘いへと発展してきたことは、すでに昨年度の闘争の項でふれた通りで、これらの闘いから、直接海員によつて日本の港湾労仂者の感情は次第に結ばれて行き、例えばシンガポールから来る貨物にはられた反戦ビラは直接わが国労仂者にアピールする力をもつていた。朝鮮帰りの内外船は朝鮮人労仂者の反戦独立の闘いを目のあたりに見てこれを伝えて来た。イギリス船ジョンライス号では神戸帰港後、全員サボ闘争に入り、日本労仂者との交流も行われた。さきに見た米船シーモニター号乗組員の協力といい、これらの一連の事実は、港湾労仂者に自らの闘いの国際的意義を自覚せしめるに充分であつた。民族的抵抗と国際的共闘の上に立つ港湾争議の輝かしい勝利は、そのもつ歴史的な意味を確固不動のものとした。

四、東京支部の解散　阪神名にはじまつた港湾争議は次第に全国的なものへと拡大したが、その主ないくつかを拾うと

1、東京地区は三月三〇日賃上げ要求を行い、四月二一日スト予告を行つて争議態勢に入つたが五月二日妥結した。

2、横浜地区では四月三日付の組合要求が拒否されたため、同一八日、五月一七日以降ストに入ることを予告した。その後団交を続け、五月一七日ほぼ組合の要求線で解決した。

3、関門地区ではさきの中央指令にもとづいて九州地方本部として要求交渉に入つたが、各港湾における条件が異るため地区別交渉に切りかえた所、関門回漕協会の強化を意味するものであつた。このため交渉は五月三日に決裂したまま無期限ストに入つた。ストは七日まで続き、積荷艀一八〇隻、機艀六三隻の外、組織外艀七〇隻、日通、沿岸日雇労仂者の共闘をえて関門港の機能をまひさせるに至つた。停泊中の船舶は、アメリカ船ブライスター号六隻の内船で小麦、砂糖、セメントなど日組合要求は全面的に認められ解決した。

この外、北海道地方、東北、九州の一部なども闘争態勢に入つた

所が見られた。このようにして近来稀な賃上げ闘争の成功をかちとつた港湾労組であつたが、ここに収めた成果によつては未だ解決されざる幾多の問題はなお労組の将来に苦難の道を思わせた。冒頭にかかげた闘争の問題点がそのまま新たに港湾労仂者の問題としておいかぶさつてきたからである。第一に組織力の弱さは東京支部が資本攻勢の圧力にたえかねて遂に解散せしめらるという事態をまねいた。第二の港湾事情の危機を保障する要求は港湾労仂法制定の要請となつて表れた。第三の平和擁護闘争は賃金共闘、平和推進国民会議の一翼として闘われたばかりでなく、港湾産業の特殊性からする独自の要求としても極めて意識的にとりあげられている。

「港湾労仂法（仮称）制定に関する要請」は一二月一〇日付で発表せられ、翌五二年度の闘争の主要な環としてとり上げられることとなつたが、その目的とする所はこの基礎となつた一九四七年制定にかかるイギリス港湾労仂法を範にとり、産業民主化の障害となつている港湾産業の封建性を除去し、その悲惨な状態を国家の法的強制力をかりて改善せんとするものである。

東京支部の解散は、港湾組織の脆弱さを如実に示したもので、経営者が労仂者の闘いの足場としての労仂組合の弱体化を図ろうとした試みが成功し、ただでさえ二〇日間余にわたる長期スト に疲弊した所へ、スト不法による損害賠償請求訴訟で業者は組合を威嚇、ついには賃金協定との交換条件として組合を解散まで させるという悲惨な結果をもたらした。

六月第六回定期大会後最も激しく闘われたのは退職金闘争であつた。しかもこの闘争は組合結成以来の長期ストとして闘われながら得る所の少ない困難な闘いであつた。すなわち東京支部は五月二二日に退職金五年で七五、〇〇〇円の要求、六月一八日夏期手当七、五〇〇円を追加団交に入つたが、七月一一日交渉決裂し、翌一二日から無期限ストに入つた。八月二日支部闘争委員会は力関係の不利を見越し戦術転換の提案をはかつて臨時大会をひらき無記名投票でスト中止の可否を問うた所二四七対一一〇でスト中止が決定され、二二日間続いたストもここに漸く終止符をうつた。しかるに再開された団交において業者側はこのストは不法であるとし、東京回漕協会は、個人毎に協約違反の不法スト行為を理由に地裁に損害賠償の告訴を行うと通告、同時に「組合を脱退すれば告訴を取下げ夏期手当を支給する」と組合の切崩しを始めた。このため五二〇名中約二〇〇名が八月末までに脱退した。さらに支部幹部と協会代表との非公式会見において、組合解散と交換条件で賃金問題の協定が結ばれ九月五日ついに組合は解散した。この事態について全港湾本部の評価はこうである。

東京支部の闘争は経営者の類例を見ない悪らつな不当労仂行為によつて、ついに組合解散という悲運に遭遇したが、この闘争を打ち出すに当つて関東地本と常任中闘は、この闘争を孤立せしめないよう中央本部で二回も合同会議を行つたが、その都度東京支部幹部の英雄主義的セクショナリズムによつて、遂に七月一二日スト突入となつた。現実の情勢がこういうこととなれば最早理くつぬきに勝たねばならないという方向以外はなく、関東地本と相協力して東京支部の幹部が大衆と孤立しないように、またスト長期化に備えて資金の準備等必死の応援も効を奏せず、遂に組合解散を条件に闘争を終結するというヤミ取引を行つたのである。

東京支部解散後、本部常任中闘は独自に東京回漕協会を相手どり都労委に不当労仂行為の提訴を行つた。この提訴はほぼ組合側の意見が容れられ、一〇月一日協会が遺憾の意を表して和解に達したが組合はつぎに組織再建の困難と再び闘うこととなつた。

ついで京浜支部の退職金闘争も、これはまた東京支部の闘争に輪

をかけた四五日間もの長期ストで闘われた。ここでは八月一日に入つたストが一時解かれて地労委の調停にゆだねられたが、二次にわたる調停も協会側の応ずる所とならず、八月三〇日遂に無期限ストに突入した。さきの東京支部の経験にかんがみ本部中闘も慎重にかまえ、「東京の二の舞をふむな」と積極的に地労委その他に働きかけることなきを得んとしたが、横浜業者の動きは東京の場合と同様、損害賠償の訴訟と組合切崩しであつた。この為支部は九月二四日「港を破壊するものは誰か」の声明書を発し、「スト長期化はわれわれの本意ではない。業者が態度を改めぬ限り断乎闘い抜く」との決意を示した。一〇月に入つて漸く団交が再開されるまで、この間の闘いの困難さは想像するに余りある。しかも横浜船内支部の組織の倒れなどのことはあるにもせよ、港湾労働者が四五日間を堪えたのは、注目に値いすることであつた。これらと同様のケースは当時後を絶たず、四国北条支部の無期スト（九月八日）、三カ月にわたる大阪久保重分会のストと大阪港の共闘（九月二二日解決）などにおいても、資本攻勢は極めて強く、今年後半期の闘争は業者側の力が強化されたという意味で前半期とは対照的な労資の対立激化を印象づけた。ここにおいてか組織強化、港湾の封建性打破、進んで反戦独立の三つの課題は、またしても全港湾労組の運動方針の主要なる部分を占めることとなつたのである。

第六節　私鉄総連の争議

朝鮮に戦争がはじまつてから、あいつぐ物価の値上りによつて、国民の生活は非常に苦しくなつてきたが、とくに私鉄労働者の賃金は、一九五〇年年末の全国加重平均が八、三〇六円で、ほかの各産業部門の水準にくらべても、もつとも低い部類に属していた。私鉄総連の関西地連が、一九五〇年一一月、組合員を対象にしておこなつた生計費調査によれば、割合からいうと一三人中一一人までが赤字で、なかには毎月四、〇〇〇円の赤字をだしている人もあつた。

このような状態におかれていた私鉄労働者は、すでに一九五〇年一一月末の松本における私鉄総連第七回臨時大会で、総連の統一闘争として賃金ベース・アップを獲得することを満場一致決定した。

一九五一年一月一二日、地連代表者会議がひらかれ、ベース・アップは三月以降賃金として要求する方針がたてられた。

二月二〇日、第五回中央委員会において、「現行基準賃金の二〇%値上げ。ただし、この要求は、(イ)現行労働条件を切りさげないこと、(ロ)経済状態が現在の傾向からいちじるしく変化しないこと、を条件とする」という要求内容を決定し、同時に三月以降賃金ベース・アップ闘争方針が採択された。この方針は、「強力な中央集権的機関の統制のもとに闘争をおこなう」ことを基本とし、中央―地連―単位組合にそれぞれ闘争委員会を設け、各単位組合は単独解決をしないことが規定された。また、とくに注目されるのは、これまで私鉄総連の方針書のなかでしばしば使われてきた「可能なかぎりの共同闘争」という表現が排され、積極的に全闘（全国民主労組闘争委員会）の共同闘争をもりあげ、組織する方針をたてている点である。事実、一九五一年の春季闘争においては、私鉄総連が、炭労、電産などとともに、中心的な役割を果した。さらに、この闘争方針で重要なのは、ベース・アップ闘争と全面講和、再軍備反対闘争の結合が指摘されている点である。私鉄総連は、一月二三日、ダレス特使に対して、単独講和・再軍備に反対する要請文を送り、三月一日から四月一〇日までを私鉄総連平和運動月間と定めた。

私鉄総連中央闘争委員会は、三月六日、私鉄経営者協会に対して前記の要求を提出したが、これを契機として、各単位組合も私鉄総

連と連名で各単位会社に要求を開始した。しかし、数次にわたる交渉も、その効果がなく、ついに、三月二四日、中央交渉はつぎのような経営者協会の回答から一歩も進展することなく決裂した。

貴組合提出の三月以降賃金要求については、当協会で慎重審議を重ねたが、従業員の生活要求に基く貴組合の主張は十分諒とするも、現行賃金は国民生活の一般水準を維持しているとみられるから、貴組合要求の趣旨は、かならずしも首肯しがたいのみならず、私鉄企業は現状のままでは、ふたたび赤字財政をくりかえすは当然であるから、現行賃金の増額は、ただちにこれを実施するのは困難であるとの結論に達した。

このようにして、私鉄総連は中央労仂委員会への調停申請後、調停案が提示されるまで二ヵ月以上を費したわけであるが、この間の「闘争」について総連中央は、つぎのように評価している。すなわち、「総連はやつぎ早やに重要資料をつきつけて、しばしば経営者をろうばいさせ、ついに彼らをして経理資料をださせたことは、今次闘争が正攻法で勝利を収める自信をいよいよ深めたものといえよう」と主張し、「労調法第三七条の冷却期間の三〇日はすでに過ぎているが、調停委員会の連日の悪業権行使も自由にできる段階にきているに、われわれとしても慎重な態度を持してこの成りゆきを注目している」と書いた（私鉄総連中央機関紙、五月一七日号）。しかし、「いま職場の主要な問題はベース・アップ闘争についてです。どこへ行つても三月以降賃金はどうなつたかという声があります。一方、中央交渉のスローテンポにくらべて物価の上りかたはきわめてスピーディーです。職場の声はだんだん強くなり、執行部はいつたいどうしているのか、と不満にまで高まつています」（同上、六月九日号、京帝電鉄組合員の投書）。

総連は、中労委調停案の提示を目前に控えた五月二二日と二三日の両日、東京で第六回中央委員会をひらき、第八回大会提出議案を審議決定した。この中央委員会では、中闘の経過報告中、ベース・アップ闘争に質問が集り、できるかぎり早く調停案の提示を受けるよう組合として中労委に仂きかけることを条件として報告が承認されたのは注目される。私鉄統一委員会機関紙「闘う私鉄」（六月一日号）は、「大切な一九五一年運動方針案を前例にない僅かばかりの時間で審議したこの中央委員会は、誰の目からみても、まつたく

ダレ切つた空気にみちみちていた」と批判した。

五月三一日、中央労仂委員会は、私鉄総連の三月以降賃金要求に対するつぎのような調停案を、労資双方に提示した。

今回の組合の要求は、さいきんの生計物価の値上りによる従業員の生活実態からすれば、けつして過大な要求でないことは十分認めるけれども、私鉄経営のなかには、かならずしも組合の要求を全面的に容れるほどの支払能力があるとはいいきれないものもある。もちろん、本委員会としても、組合の要求を一〇〇パーセント認めることの可能な会社があるであろうことは否定しない。本委員会は、以上の観点から会社のランキングを検討したが、けつきよくその問題は当事者双方の間において自主的に解決されるべき筋合のものであるとの結論に達したので、本調停案としては今後の当事者交渉のための一般的賃上げ基準を定めるだけにとどめ、具体的には当事者双方において、会社の企業規模、立地条件、労仂生産性、人件費比率、その他の経営実績ならびにその見通しの上にたつて協議決定せしめることとした。

一、各社の現行協定賃金を一四%引上げる。ただし、経理状態良好なる会社にあつては右の標準をこえて、経理状態の不良なる会社にあつては右の標準を下まわつて、これをきめることはさしつかえない。

二、実施は昭和二六年三月以降賃金とする。

なお、調停案提示にさいしての質疑応答で、藤林委員長は「私鉄総連の二〇%ベース・アップ要求は、きわめて現実的で妥当な額であることを、使用者側委員もふくめてこれを認めた」と語つている。また、私鉄とほぼ前後して（六月五日）、調停案が提示された国鉄の場合は、調停委員会で「地域差、労仂条件、平均年令などからして、国鉄は私鉄よりも五・五%下まわつてよい」といわれていたのに、じつさいの調停案では逆に国鉄の方が一四%上まわつた。

私鉄総連の三月以降賃金要求に対する中労委調停案は、回答期限を六月一一日と指定していたが、総連は六月末の第八回定期大会で諾否を決定する方針でのぞみ、経営者協会もほぼこれと同時期に総会をひらくことになつたので、回答は約一カ月間も労資双方で保留された。

私鉄総連第八回定期大会は、「三月以降賃上げ完全獲得のために闘え」、「私鉄企業の民主化と中小私鉄を守るために闘え」、「労仂基本権の確立、労仂三法改悪の粉砕」、「中立堅持と全面講和促進、再軍備反対」、「総評を強化して弾圧と闘え」、「吉田反動内閣打倒、民主政府の樹立」をスローガンとして、六月二五日から三日間、松本で開かれた。大会第二日、議題として「三月以降賃金に関する調停案拒否の件」が上程され、安恒中闘委員から「よりどころのない調停案であり、他とくらべてはなはだ低きにすぎるので、労仂者の生活維持ができないから拒否する」という提案理由の説明があつた。これに対して、東武労組代議員から一応受諾してすぐつぎの賃上げ要求をおこなえとの意見、交通営団労組代議員から受諾の意見、京成北陸、京浜各労組代議員から拒否の意見が述べられたのち、すでに二〇%ベース・アップを獲得した組合（三岐、美唄、釧路、北丹など）を除いた統一闘争参加組合のみで無記名投票の結果、拒否二三三、受諾五一、白紙一四、棄権七で、中労委調停案を拒否することを決定した。なお、この決定にともなつて、中労委に対し抗議文を大会の名で採択せよとの動議が阪神労組代議員から提出されたが、この提案は否決された。

大会第三日、「調停案拒否に伴う闘争方針に関する件」が上程され、中央委員会提出の、(1)要求の貫徹と早期解決、(2)総連は経営者協会に、単位組合は単位会社に、それぞれすぐ交渉を申入れる、(3)

闘争の指令、妥結の最後決定権は総連がもつ、という闘争方針原案を審議したのち、ストライキ行使の可否について無記名投票をおこない、二六三対一八、白紙一二の圧倒的多数でストライキ決行をきめた。そして、大会の名でつぎのような「ストライキ宣言」を発した。

五月三一日提示された中央労仂委員会調停案は、遺憾ながらわれわれの期待を完全に裏切つた。「一四%の賃金ひきあげを基準とし、これを上下することもある」という調停案の内容は、われわれの要求である二〇%の賃上げ自体が他産業の現行賃金と比較にならぬほど低いものであることを認めながら、昨年六月以降一般諸物価が三五%も値上りしている現実をさえ無視して、解決のよりどころとなるべき点を完全にぼやかしている。われわれはこのような調停案を拒否する。いまや、生活の窮乏を打開するために残された方法は、直接私鉄資本家の反省を促す以外にはない。ここに、われわれは意を決し、最後の手段として、つぎのごとく二四時間ストライキを決行するものである。

七月二二日　関西、北陸、中国、四国、九州の関係私鉄全部
七月二三日　中部、関東、東北、北海道の関係私鉄全部
七月二九日　中部、関東、東北、北海道の関係私鉄全部
七月三〇日　関西、北陸、中国、四国、九州の関係私鉄全部

藤田中央執行委員長（第八回定期大会で六選）は、「このストライキは、いままでに例をみない実に画期的な大スイライキである」と語つた。このとき、ストライキ参加予定の組合は、西日本五三組合、東日本二七組合であつたのである。

一方、経営者協会も、六月二九日（総連大会が調停案を拒否した日）、賃金交渉委任会社の総会をひらき、協会常務理事会の「中労委調停案は私鉄経理の現状ではとうてい受諾できない」という拒否の方針を、万場一致で承認した。

なお、私鉄総連第八回定期大会は「中小私鉄救済に関する決議」を採択し、中小私鉄の深刻な危機を救済するため、私鉄補助法を制定するよう政府および各政党によびかけた。

大会を終えた私鉄総連は、七月二日、中央交渉の再開を経営者協会に申し入れ、七日から一二日までの間に前後三回の交渉がおこなわれたが、経営者協会は、最高一四%、最低五%のベース・アップが精いつぱいであること、実施期日は三月からでなく、協定日からにしたいことを主張、一二日午後ついに交渉は決裂した。翌一三日中労委が斡旋にのりだしたけれども、両者はたがいに主張をゆずらず、けつきよく一四日午後には斡旋うちきりとなつた。

七月一六日、私鉄総連は地連代表者会議をひらき、中央・地方情勢報告の交換ならびにその後の闘争を推進するため、(1)「緊急事態」の発生防止について、(2)今後の斡旋について、(3)単位組合独自の中間ストライキについて、(4)ストライキ・ダイヤについて、などの意見の交換をおこなつた。そして、この代表者会議以後、第一波ストライキまでの間、地方交渉に重点がおかれた。

七月二二日、関西、北陸、中国、九州、四国各地連が予定どおりストライキに突入。

ストライキの前日二一日から二二日早朝にかけて、京阪、広島、西鉄をはじめ一五組合が妥結したので、じつさいストライキに突入したのは一七組合であつた。在阪五組合（京阪神、近鉄、南海、阪神、京阪）は、在阪五組合共闘協議会を組織し、このストライキの中核的役割を果した。ただ京阪労組のみは前夜になつて八月以降一六・八%ベース・アップ、一時金二、六〇〇円で単独妥結してしまつたが、他の三社がストライキで要求どおり二〇%ベース・アップを獲得したため、「情勢の変化」を理由に、会社に再考を申入れ、

二三日、八月以降二〇%ベース・アップ、一時金六、〇〇〇円の回答を得た。これらの事情は、京阪の労資間に事前の默約があつたものとして関西地連傘下組合員の憤激をかい、京阪労組委員長および執行委員三名は辞任を余儀なくされた（経営者協会の別所専務理事は京阪の出身であつた）。

七月二三日、関東、中部、東北、北海道各地連が予定どおりストライキに突入。

ストライキの直前、地下鉄、京王帝都、京浜、名鉄など一一組合が妥結したので、じつさいストライキに突入したのは、東武、鹿島参宮、京成の三組合であつたが、京成のみは午前七時に妥結した。とくに東武労組のストライキは関東地方一都六県にまたがる本支線一六本およびバス路線一三〇系統がとまる大規模なものであつた。

以上のような第一波ストライキによつて、大部分の組合は妥結したのであるが、関東の東武、関西の阪神などの大組合をはじめ、鹿島参宮、茨交、北鉄、神戸、和軌、和鉄、阪神バス、岡山都市交、長門、伊予の一二組合は、第二波ストライキ不可避の態勢にあつた。しかし、これらの各組合も、七月二四日から二六日にかけての二四時間ないし四八時間の中間ストライキ（各単位組合の独自行動）を経て、第二波ストライキの直前に妥結し、関東の東武労組のみが、七月二九日、予定どおり第二波ストライキに突入した。そして、同日夕刻におよび中労委の斡旋と労資双方の団体交渉により、八月以降一八%ベース・アップ（会社最後案一二・五%）、一時金四、五〇〇円（会社最後案四、〇〇〇円）で妥結し、一九五〇年一一月、私鉄総連第七回臨時大会にはじまる三月以降賃金闘争の幕を閉じた（ただし、岡山バスのみは八月三日にいたつて妥結）。

ストライキ参加組合員四七、一四〇名（組合員総数一〇九、七七五名―四月現在）、影響をうけた旅客八〇〇万人、影響をうけた貨物三〇、〇〇〇トン、会社に与えた損害八、二〇〇万円以上といわれている（第九回臨時大会の一般会務報告書による）。

この闘争の最初の提唱者は関西地連であつたが同時に、この闘争の推進力もまた関西地連、とくに南海、近鉄、阪神にあつたとみるべきであろう。それは、ベース・アップ率からみた闘争の成果によつても、関西地連の力量が相対的に大きかつたことがわかる（ただし右表は実施月、バックペイの問題を無視しているので不完全な統計である）。

地連別	10%以下	11～13.9%	14～16.9%	17～19.9%	20%以上	計
北海道			2	3		5
東北		1		1		2
関東	5	2	3	3	1	14
北陸			2	2		4
中部	1		4	3	1	9
関西		1	2	9	14	26
中国	1	1	4	3	2	11
四国	3		1			4
九州	2		2	1	3	8

また、この闘争で私鉄総連の得た成果は、全国平均で一八・六%のベース・アップであつたが、ベース・アップ率別にみると、八%以下が二組合、八%―一三・九%が一四組合、一四組合、一五%―一九%が二九組合、一つている。しかし、この場合、統一闘争に二〇%以上が二一組合となつ総連傘下には不参加の約三〇組合があることを忘れてはならない。

なお、ベース・アップの実施月別組合数をみると、三月（総連要求）が九組合、四月が一四組合、五月が三組合、七月が三二組合、八月が二四組合となつている。このように実施月が

ずらされてしまつたのは、「調停案のでるのがおくれたこと、諸否の審議にも時間をかけたこと、このために三月の要求が具体的に闘争にはいつたのは七月末という結果になつたこと」に原因があつたと指摘されている（「総連オルグの座談会」、私鉄総連中央機関紙、八月四日号）。

三月以降賃金闘争の総括的批判は八月二九日から伊東でひらかれた第二回中央委員会でおこなわれた。そして、この中央委員会で、労仂法規改悪反対闘争については、最悪の場合、臨時大会をひらきストライキをもつて闘うとの方針が決定され、また、次期賃金闘争（一九五二年一月以降賃金を予定）までのつなぎとして、中央標準額二万円の危機突破資金を各単位組合ごとに個別交渉することとなつた。

第七節　帝国石油の争議

一、争議まで　帝国石油は第二次大戦中、侵略戦争のための産業統制の一つとして、一九四一年の「帝国石油株式会社法」に基き国内の石油採油部門の会社を合併して創立せられた半官・半民の独占企業で、日本の石油生産量の九五%以上をにぎつている会社である。戦後も、「独占会社としての帝石を集中排除法によつて分割し自由競争に委ねることは、貧弱な日本の石油資源（国内需要の九割は外油にたよつている）にとつては勢い濫採濫堀に陥り国民経済に損失を与える」との見地から、独禁法の適用をまぬかれ、経営者の交替だけで企業体はそのまま存続して来た。一九四八年には、大量の首切りを実施し、四九年には倍額の増資を行つて、戦時中の乱採により荒廃していた油田の整備、新たな開発を行つた。帝石産油量の七〇%近くも占めるといわれ、この争議の中心になつた八橋油田の事業もこのときにようやく軌道にのつたといわれる。さらに一九五一年六月には、「帝国石油株式会社法」が廃止され、民間企業として出発することになつたが、「政府の統制下を離れたことと、八橋油田深層の好況に気を許して」経営者幹部は合理的開発を無視し「短期間に高利潤を追及するという傾向が漸く強くなつて来た」（後述の裁判における組合側口述書）。このことは、五一年のはじめにGHQ天然資源局顧問ソマートン氏の警告となり、四月一〇日のL・Wスタッフの警告になつてあらわれた。四月のはじめに開かれた第一回中央生産協議会において、組合は早くもこの問題について会社側に問いただしている。この直後四月五日から開かれた帝石労組の全国大会では当面の闘争目標として、平和確保、石油産業確立、新協約・新賃金獲得の三つの闘争をあげ、石油産業確立の闘争については、日本の「石油産業全体が隷属か顕落かの岐路に立つている以上石油鉱業のみの見地からではなく、広く民族産業としての『石油産業確立の闘争』がその主題とならなければならない」と指摘し、石油産業の危機についての調査活動、石油鉱業の社会化の問題、関税、国家の保護助成、そして職場闘争を基本とする闘争主体確立の問題を「危機打開の方策」としてあげた。しかし、大会後に中心となつた闘争は大会決定の五月以降基準賃金ベース、一三、三〇〇円を目標とするものであつた。このベース・アップ闘争は四月一一日要求提出以来五月三一日まで、長期間の根強い団交をかさね賃金支拂形態の改訂を含む基準賃金一二、五〇〇円の会社案で妥結したのであつたが、闘争中組合は、ストライキ戦術として八橋油田の自噴井を密閉するという計画を立て、組合の幹部が現地八橋に赴いたところ、現場の従業員が八橋の濫採に不安をもつていることや会社の幹部の中にも会社の濫採政策に憂慮している現状にぶつつかり組合ではこの問題を重視し直ちに調査にとりかかつた。組合代表は

この調査結果に基き六月二三日資源庁をたずね日本の石油資源の保護の面から八橋の問題について資源庁の見解をただした。資源庁でもこの問題を重視し、七月四日には資源庁長官始関氏がGHQ天然資源局長スケンク氏とともに八橋油田を視察し、濫採に対して重大な警告を発した。会社は七月二〇日から八橋の採油制限を強化し生産のカーブは急激に低下した。さらに八月二〇日には、九月以降の作業計画の大巾な修正を余儀なくされ、これに伴う収入減に対応して基本的な試採如作業の殆んどを中止してしまつた。このことは石油産業自らの破壊を示すばかりでなく、この試堀作業の中止は従業員に対する「首切りの不安」すら生むことになり、組合は自らの生活防衛の問題としても、経営者の責任を追求しなければならなかつたのである。

二、争議の経過　組合は九月一五日付の機関紙で「油田蝕む放漫経営断じて許さず」という大見出でこの問題について組合員にアピールした。同紙の「主張」は「いかなる形であるにせよ、勧告にもられている内容は日本の石油鉱業のために真剣に考えるべき方針を示して」おり、「殊にこれまでの経営政策」が「貴重な国内石油資源に大きな損失を招いたということであつて見れば益々重大問題だ」。また「石油資源を守るということは、石油鉱業を唯一の職場とする多くの従業員にとつて将来の生活を確保するということと切離せないもの」であり、組合員は「いまこそ立上つて病弊の根源をつき、社内の徹底的民主化につとめなければならない」とした。

このように帝石の濫採問題は内部から外部へと燃え広がりつつあつたが、会社は表面、問題とするに足らぬといつた態度で、経営内部の弱体の陰蔽にこれつとめていた。しかし九月二〇日には、資源庁より、地下資源開発審議会石油部会コンサーベーション委員会の答申に基く、八橋油田の採油技術管理の第一次勧告が出され、この背景の下に第二回中央生産協議会が二六日から開かれたのである。

会議は「息詰るような殺気をはらんで」開かれ、会社側の経営方針に対する組合の痛烈な批判と質問の矢が次々とくりだされた。

これに対して会社側は「狼狽の色をおしかくし」ながらも問題の「焦点をボカす」ことに終始し、産油の調整は会社が独自に行つたものだ、八橋油田が危殆にひんしているとは思わない、実際的なことは社内の人でなければわからない、等々の答弁をした。組合はさらに石油製精業者の進出のうごき、創立一〇周年記年事業として四割配当をやるうごき、試堀助成金などについて追求したが、会議が終つて、組合委員長光野氏は「この討議を通じてなおわれわれは納得できぬ」ものがあり「機関紙で主張したわれわれの考え方を捨てるわけにはゆかない」と言明した。こうして九月二二日の第二二回中央委で会社の経営責任の追求を決定し、声明書を発表する、とともに次のような「経営方針に関する要求書」を出すことになつた。

経営方針に関する要求書

(一) 自ら八橋油田を危殆の状態に陥らしめた責任をとること。

(二) 事態をここに至らしめた真相を究明し、今後の長期的油田開発を万全ならしめるため、㈠八橋油田調査委員会を設置すること——本委員会は会社、組合、石油鉱業に関し学識経験のある者の三者構成とし、その使命遂行のために社内においては調査の絶対的権限をもつこと。㈡恒久的な開発委員会を設置すること。——本委員会は会社、組合、石油鉱業に学識経験のある者の三者構成とし開発計画の基本方針を樹立する。会社の事業計画はこの方針に従つて決定せらるべきものたること。㈢四割配当は絶対にこれを行わず、これを開発資金に充当すること。

声明書

目前の利益追求のみ事とする帝石現経営者の無暴なる放漫経営

によつて、日本のなけなしの石油資源は危うくも蝕まれようとしており、その合理的開発は、いまやはげしく乱打される警鐘の高鳴りの中に、まさに予断を許さざる重大段階へ追いやられようとしている。

既に周知のとうり、さる七月四日総司令部天然資源局長の会社首脳部に対する異例の重大警告によつて白日の下にさらけだされた八橋油田における野放し産油問題は、にわかに色をなした経営者陣の同油田に対する産油調整およびこれに伴う九月以降作業計画の全般的修正などの一大経営轉換策と、躍起の糊塗穏蔽工作にもかかわらず、日本のかけがえなき石油宝庫大八橋油田崩壊への赤信号を打消しえない深刻重大な局面を展開してきている。

これよりさきわれわれは、今春組合の運動方針策定に際して、日本の石油産業を隷属と頽落への危機に立つものとの真剣な展望のもとに、この危機打解のための斗いの担い手として、新油田開発による企業内部の発展力増大に努める一方、乏しい日本の石油資源愛護の立場を明かにし、この観点から当時既にその動きある を知つた八橋油田乱採の憂うべき傾向を指摘し、これに対する監視を続けると共に、この危機打解のことについてつとに会社側に対して警告を発してきたのであるが、得手に帆をあげる経営者のぬれ手に粟のあくなき貪慾は、ただに帝石が国内石油資源のほとんど全部を独占する立場にありながら、集中排除法の適用から除外された経緯にも見られる石油鉱業の特殊性にもとずく合理的開発遂行への責任と使命とをかえりみないばかりか、遂に異例の痛烈な警告をつきつけられなければならない最悪の事態を招来するにいたつた。

このことはひとり帝石自体の経営を危うくし、ここに仂くわれわれ従業員とその家族の生活基盤をくつがえすにとどまらず、さらでだに脆弱な、しかもそれだけに貴重な日本の石油資源と石油鉱業そのものを存亡の淵に追い込み、これを抹殺しようとする人共に許しえぬ罪悪であると断ぜざるを得ない。

よつてわれわれは、かかる経営者の恐るべき破壊からわれわれの生涯を托した職場と日本の石油資源を守りぬくために暴漫なる経営者の責任を仮借なく追及するとの断を下すと共に、事の真相を究明し、今後の長期合理的開発を推進するため、時あたかもこのたび開催を見た中央生産協議会において断乎としてその真相に徹底的なメスを加え、その態度に痛烈な批判を集中して、決定的対決を迫つたのである。

しかるに頑迷なる会社経営者は、終始この公然の実事化している自らの罪状に、あるいは耳目を蔽うて、馬の耳に念仏と聞き流し、あるいはひたすら言を左右にして逃げをうち、あるいはギマンとゴマカシをもつて強弁を弄し、さらには資金運営においても現段階では特に不可欠な合理的開発面への注入を度外視する意図を豪語するなどその態度は恬として恥ぢず、われわれは反省の色の片りんすら見出すにいたらなかつたのである。かくてわれわれはこの対決においては遺憾ながら、八橋油田が危殆にひんしているとのわれわれの判断を改めえないばかりか、産油調整、予算変更製油業進出の各主要議題とも、承服することができなかつたのである。

既にわれわれは、現経営者の放漫経営は断じて容認できないとの態度を公式に表明した。このことは今なお毫も変りがないばかりか、むしろその硬化の度を増すばかりである。われわれは日本の石油と自らの生活を守るために、階級的使命をさらに自覚し、徹底的に糾明の手を進め放漫経営に対する断固たる対決をさらにきびしく迫るであろう。

よろしく現経営者は、事態をここにいたらしめた実相を見極め社会的道義的良識に従つて、進んで自らこの問題についての責任をとるべきである。右声明する。

一九五一年九月二九日

帝国石油労仂組合第二二回中央委員会

なおこの中央委において「講和条約」批准反対闘争、賃金、労仂協約の闘争の方針も決定された。賃金の要求としてはベース要求額として一六、八〇〇円、賞与二〇、〇〇〇円を目標とするものであつた。このようにして、帝石の秋季闘争は、経営の民主化を基盤に賃金、労協、賞与の闘争が組まれたのである。一〇月一五日付機関紙「全帝石」の主張はこの闘争について次のように述べている。

「油が出ない。だから賃上げできない」というなら、「どうして、油がでないのか。何故そうなつたのか。それは誰の責任か」ということをはつきりさせなければいけない。……会社がそういうことをはつきりさせたがらないから組合がはつきりさせろと会社に要求して立上つたのがこんどの斗争である、……一六、八〇〇円の要求だつてそうである、これが出せないといつていながら四割配当の半期二億円という金をどうして出すのか。株主株主といつてそれを出して従業員には何故二万円の賞与をくれないのか。そういうことをすつかりはつきりさせたいのである。労仂協約の改訂案にしろ、あるいは開発委員会の設置にしろ、すべてもつとガラス箱の中で、石油鉱業の行く手をきめろという要求である。ところでこういう斗争はこんどがはじめてである。経営者に責任をとれ、といつても少しの反省の色もないのに一体どうするのか。……何から何まで、みんな絡んでしまつてどれ一つでも解決がむずかしくなりはしないか。確かにそうである。どれ一つとしてみんな結びついて切り離すことのできない問題ばかりである。だから……こんどの斗争は石油鉱業の存立をかけているのだから……組合の団結と斗争意識の上に、ストライキを含むあらゆる柔軟性のある大衆行動をとることがこんどの斗争の基本である……。

中央委の決定にもとづく「経営方針に関する要求書」は一〇月三日に提出され、九日の賃上の団交の席上、この回答がもたらされた。会社側は「八橋油田の現状については組合と見解が違う。組合の要求に対して、会社としてどういう態度をとるかは重役会で検討する」と回答し、組合の態度を非難した。これに対して組合は、経営の破綻が結局労仂者の肩にかかつてくること、また公共的な資源保護の立場からも経営の共同管理、組合の経営参加は絶対に必要であると強調した。この問題はその後も相ついで組合からもちかけたが容易に進展しなかつた。

さきに中央委で決定した賃金闘争についても同じように一〇月三日、下期賞与二万円の要求とともに現行基準内ベース一二、五〇〇円を一一月以降（労協による賃金協定期間は六カ月）一六、八〇〇円に引上げること、五月七日付書面によつて要求した寒冷地手当を一六、八〇〇円の枠内で支給することの要求書を提出し、九日に第一回の団交に入つた。会社はC・P・Sを基礎とした賃金算出表を提示し、要求には応じられない、結論は重役会の決定まで待つてほしいと回答、組合は独自の資料にもとずきこれに応酬した。さらに第二、第三回の団交がもたれたが、解決の見通しもなく、組合は一六日中労委に賃上問題についての調停申請を行つた。

組合の提訴を受理した中労委では早速調停委員会を構成し、合議した結果、なお自主交渉の余地あるものと認め双方にその旨勧告した。組合、会社はこの勧告に従つて一〇月一八日以降一一月八日に至るまでさらに六回にわたつて団交がもたれたが、経営方針問題にからんで団交上での解決は困難視された。

さらに新労仂協約締結の闘争（現行の有効期間は一ヵ年で一〇月末日まで）は一〇月八日に、一方的な経営権条項の排除、ユニオンショプ制の確立など、経営参加の強化を中心とした改訂案を会社に申入れたが、協約交渉は進展せず、組合は一一月七日、現行協約の破棄を通告、組合の案に基いて早急に交渉するよう申入れた。

この間、一〇月一九日には資源庁より八橋の技術管理について第二次勧告が出され、天然資源局長スケンク氏も同局発行のウイクリー・サンマリー誌上に「帝石の現経営者は今後必要なる再調整を完遂するためには、不適当にして且つ無能なることを完全に暴露している」と論難した。

この全般的な闘争のゆきずまり、闘争経過に見られた経営当事者への不信、そして外部から打ちこまれる会社経営に対する警告、批判の中にあつて、組合は第二三回中央委員会をひらき、今次闘争の目標を、①四割配当絶対反対、②賃金、賞与の獲得、③労協改訂、④経営者の総退陣要求、に決定し、目的達成のために実力で闘うことを決議した。そして八日には闘争宣言を発するとともに、直ちに中央委を中央闘争委員会に切りかえ、さらに拡大闘争委員会をもうけて今後の闘争組織を確立したのである。罷業権行使についての全組合員の投票結果は、スト賛成が総員の八六・五%（投票数の八九・四%）という成果を収め、一六日の第一回の中闘委はこのスト投票確認のもとに、①目下進行中の賃金問題については二〇日まで調定案の提示をまつ、②一七日に現経営者の退陣要求、労仂協約破棄通告を行う、③二一日にスト宣言を出し、会社にスト通告を行う、④二四日午前〇時以降無期限ストに突入する、などを決定し、闘う態勢を固めて行つた。

この事態の容易ならぬ形勢をみてとつた調停委では、一四日から調停にのり出し、五回にわたる調停委員会の会議の結果二二日に、(一)会社は一一月分以降基準内賃金として一人当り平均千円（税込）を増額支給すること、(二)配分については当事者間で協議すること、を双方に提示、二四日までに回答を要求した。この調停案に対して会社は受諾、組合は二三日拒否の回答を行い、翌二四日からは信越地方を皮切りに、二六日秋田地方、二七日東京地方、二八日山形地方、二九日北海道地方とそれぞれ地方別に二四時間波状ストを敢行した。会社はこれら内外からの攻撃にあつて狼狽の色かくしがたく、ビラを相次いでバラまき、「組合の切崩し」を狙うとともに、四割配当を押しとうそうと二七日の株主総会の対策に腐心した。株主総会には、組合からも株主五五名出席し、開会はじめから社長の「営業報告」の「虚偽」をついて、濫採放漫経営を追求し、くい下つたのであるが、会社側は他の株主をつかつてこれを妨害し、結局組合株主の主張する四割配当反対も押切られるところとなつた。とくにこの総会については、大株主たる大蔵省（帝石総株の二二%をにぎる）の出方が注目されたが、帝石の経営についてはすでに大きく問題となつているときでもあり、四割配当の議案には棄権するという手を用いて切抜けるという、会社と裏腹の内情をバクロした。かくして「合理的開発を無視して得た偽装利益は将来の開発に使用せよ」という組合の「親切」な忠告も馬耳東風に、株主大事と分配しさらに重役の賞与に六百万円もつぎこんだのであつた。このことは組合の会社に対する不信をつよめるとともに憤激させた。

一方、問題は国会にまで波及することになつた。すなわち一一月一七日の第一三国会の参議院通産委員会の社会党からの質問にはじまり、二二日の参議院経済安定委では自由党の志田委員（山形出身）までが、資源庁長官を一時間半にわたりさんざん吊し上げ「その際立つた活躍ぶりは、堂を圧して野党委員の相手が勝き上る」ほどであつた。志田委員は、配当問題については「七千万の助成金をもつ

ていながら……国民の血税を配当するにもひとしい」と追求し、とくに「機械類を山勝工業に売却し、不当にもうけさせている」という会社の不正問題をほのめかし、「厳重な措置をとれ」と迫つたことは注目された。同日の参議院通産委員会に於ても、酒井帝石社長と久保田労組副委員長およびコンサーベーション委員長上床氏が参考人として立ち、国会の独自の立場から真相の糾明が行われた。この国会での論議は、効果的な側面攻撃であつた。会社側は益々イコヂな態度を見せた。

そこで組合は、「経営民主化」は長期の斗争にまつこととし、とりあえず株主総会後物別れとなつていた賃金、賞与の解決に力を入れ、一一月三〇日、一応賃金・賞与の問題だけで団交をもつた。まず組合は四割配当、会社重役の六〇〇万円の賞与という事実の上に立つて「とりあえず賞与を出せ」と迫つたが、会社側は「ベースの問題が先決だ」といつてとりあわず、一二月三日の団交で組合がやや折れて出、ベースも一六、八〇〇円は固執しないとしたが、四日の交渉では会社重役会の決定で最後回答だとし、「ベースについてはどうにもならない、ボーナスは一五、〇〇〇円出す、ベース・アップしても人員整理は行わない」と回答、この間労仂省からの仂きかけもあつたが、翌日の一三回団交で決裂してしまつた。組合は六日から直ちに、管理中枢部門を対象とする四八時間ストに入り、さらに総評、新産別からのメッセージで勇気づけられた組合は、九日に拡闘委を開き、生産源六大支部の七二時間ストを決定、一〇日には団交中止を会社に通告した。この事態の悪化に労仂省でも積極的にのり出し、一二日、労仂省の斡旋により賃上げ一五回目の団交を行い、労仂省案を了解し、賞与は一五、〇〇〇円、他に一時金一五、〇〇〇円を出すこととし、ベースについて次のような協定に達し、ストを中止した。

協定書（前文略）

一、基準賃金は一人平均一、〇〇〇円（税込）を増額し一三、五〇〇円とする。

二、配分については会社と組合で協議の上定める。

三、この協定は昭和二七年六月末日まで有効とする。

なおこの協定成立と共に組合は争議行為を中止するものとする。

以上のような賃金・賞与の解決を確認した第二四回中央委では、基本方針――石油鉱業を守り、われわれの職場を確保し、首切りを防止す――を堅持して、今後の闘争目標を、①経営者の総退陣、②新労仂協約の獲得、③積極的採鉱の促進、④合理的開発の監視、⑤不健全配当の阻止、⑥不正問題の追究、⑦反動的職制支配の排除、におき、すでに「確証」をにぎつている会社幹部の不正事件を告発することに決定した。

この不正事件については国会における志田議員の発言で表面化し資源庁からも助成機械の不正処分について帝石本社の検査を行つていた。組合としても賃金闘争のかたわら独自の調査をすすめるとともに、すでに一二月六日、通産省の主(ママ)部と会見し、帝石の不正事件の内容を説明、告発状の草稿を読み上げ、通産省が何らかの手をうつなら告発は取止める旨言明したところ、「止むを得ない」との回答を得ていた。情勢は明らかに組合に有利に展開していつた。国会、ジャーナリズムはあげて会社経営の無能を論じ立てた。再びGHQのスケンク氏は「日本石油資源に対し加えられた破壊的行為」と題する論文で、会社の「不届な分子」追放に適当な手段をとることを要望した。組合はこの背景をもつて、一二月一九日、東京地検に社長ほか六名を「背任、横領、贈賄被疑事件につき至急取調べの上厳重処断するよう」告発したのである。この告発を報じた一二月三〇日付「全帝石」は次のようにのべている。

彼等の罪悪を明らかにすることは同時に帝石の醜態を天下に曝すことである。……しかもなおかつわれわれが今日これを断行することを決意したのは、この犯罪行爲がいままで石油鉱業を蝕んで来たのであり、この禍根を取り除かなくては、帝石の再建は永久に不可能であることを認識したからである。……さらにこの不正な者と結託した官僚があるならばこれを糾弾せずにはいられない、それは国民としてのわれわれの権利であり、任務でもある。われわれは共産党流の摘発斗争を行うつもりはない。したがつてわれわれが得た最小限の客観的な事実を明らかにして、司直の手による処断を要請したのであり、経営者退陣要求の斗争戦術ではない。……

告発後、組合はこの告発にいたつた事情を会社側に通告、公然化する前にその態度をきめるよう申入れた。そして三〇日付の機関紙の配布をも保留し静観していたのであるが、新年に入り一月一〇日に、昨年末、未解決にあつた賃金体系、正月休日出勤手当等についての団交の折、期待していた不正問題について会社側から何等の回答もないので、組合は問題の機関紙を配布し事件を公表した。会社側もにわかにいろめき立つた。一月一四日に賃金体系の団交の席上では、はげしく組合の態度を批難し、反省を求めて来たが、組合がつつばねるや、会社側代表加藤氏は「交渉なんか、もうやめつちまえ」と「フン然席をけつて」退場してしまつた。このことは翌十五日、組合幹部の首切りという対抗手段となつてあらわれた。すなわち会社側は中闘委員長光野郁雄以下副闘争委員長、書記長を含めた中闘委員七名に対し組合の告発行爲は就業規則第五七条（会社の機密漏洩）に該当するとの理由で懲戒解雇の通知を各人に発送し、さらに翌一六日には、これに中闘委二名を加えた九名を「信用毀損業務妨害罪」で東京地検に告訴し、この旨掲示すると共に幹部従業員一同の署名入りの「従業員諸君につぐ」というビラで現組合幹部を追放しろとよびかけた。組合の弱点をとらえて切崩しの攻勢に出て来たのである。一方、解雇通知をうけた七氏は直ちに連名で理由のない首切りは認められない旨回答したが、とりあえず組合では一七日に拡闘委を開き当面の対策を、①内部組織の強化、②検察の促進、③不当解雇反対の三点にしぼり、それぞれ具体的なプランを検討した。この方針に基き組合では一月二三日東京地裁に対し、この首切りは「不当労仂行爲」であることを訴え、地位保全仮処分の申請を行つた。他方組合は、屢々会社側に団交を申入れたが、現中闘委員と会うことは断るということで会社側は拒否しつづけ団交による解決は全くゆきづまつた。かくして「経営民主化」の闘争が新たな段階に入つて来た二月三日、組合は第二五回中央委を開き、方針として、①内部態勢の強化、②職場民主化闘争の徹底、③事業計画樹立の促進、④検察の促進、⑤不当解雇反対をうち出し、「長期闘争の見通しの下に、冷静かつ不動の闘争」をおしすすめることになり次の声明を発した。

経営民主化闘争は、会社側の不正隠蔽、組合切崩しを狙う組合役員に対する不当解雇と躍起のデマ宣伝工作によつて、日に日に激化しつつあるが、かかる会社側の血迷つた対抗手段は自らが末期的苦境にあることを告白するに役立ちこそすれ、組合の態勢には微動だも与えるものではない。

不正問題に代表される帝石現経営陣の乱脈経営は、すでに随所に破綻を招来しつつあり、帝石の再建は、一刻も速かに彼らを追放することの必要を要請している。

われわれは、さらに経営民主化闘争の意義と目的をつかみとり既定の基本方針の実践に向つて、正当なる世論の審判と心からなる友誼労組の共闘の支援の波の中に、日本の石油鉱業再建とわれ

われの生活を守るため、組合の全組織をあげて、勝利の日まで断固闘いぬくものである。

こうして組合の闘争は団交のひらけぬままに地裁の法廷にうつされ、さらに二月一一日には中労委へ不当労働行為事件として申立てを行つた。これは後に都労委にうつされた。一方組合の各方面へのアピールの努力は、国会にも大きく反映し、「石油及び可燃性天然ガス資源開発法案」の審議とともに不当解雇問題、帝石の乱脈経営ならびに不正問題について主に改進党議員を中心に政府に対する追求が行われた。かくして三月二六日には資源長官の辞任、岡田次長の転任という事態まで生んだ。さらにまた組合の告発による東京地検の捜査も時流に押されて活潑となり、三月に入ると帝石本社の家宅捜索や現地での取調べなどが行われ、経営者を動揺させた。窮地に追込まれた会社幹部は、地位保全に必死になるとともに組合対策に力を入れ、四月の組合大会をめざして、とくに地方の組合支部の切崩しに積極的に出て来た。しかし、この前にすでに会社側の分裂が起きて、経営者を困惑させた。すなわち社内に於ける「異色の存在」として注目されていた内藤探鉱部長が、社長に対して経営者は責任をとつて総辞職すべきだ、と勧告したが容れられず独自の行動を起した。このことは社内の不満幹部に波紋をなげ、これに同調するうごきもではじめたのである。最早勝負の帰趨は明確になりつつあつた。会社側は最後のよりどころとして地裁には、社長以下一連の幹部をひきつれてのりこむといつた有様であつた。

これに反して組合は、会社側の分裂策を排しながら、四月一九日から開かれた全国大会では、二四回中央委の闘争方針ならびに闘争目標を再確認し、今までの中斗が再信任され、断固闘い抜く決意を固めるとともに法廷、都労委での闘争を確信をもつて押しすすめて行つた。

こうして五月一二日からは都労委の審問も開始され、五月一四日には通産省より、あらためて八橋油田の濫採、株主配当問題等の責任を追求するとともに経営再建について会社に勧告を行つた。次いで同月一六日の参議院通産委に於て、再建勧告について高橋通産大臣からの答弁があり、社長は勧告の実行を約束したこと、会社の再建案が満足の出来ない場合は、経営陣の更迭も考えているという政府の態度を明らかにした。かくして二八日の了後、組合株主から会社幹部の総退陣の動議が出されたが否決され当時帝石株の大半をにぎるようになつて新たに監査役に選任された南俊二、菊池寛実の二人に会社再建について一任したという社長の発言があつた。情勢は急激に進展し、組合は一日第三〇回中央委を開き左のような基本方針ならびに闘争方針を決定して対処することになつた。

（基本方針）重役総退陣を除く経営民主化斗争の各斗争目標はあくまでその貫徹をはかる。

一、帝石の積弊を、通産省を通じて、新経営者に理解させる。

二、新経営者に対し、民主化斗争の目標遂行を申入れる。

三、今回の斗争について、積極的に活動した者に対する不当な取扱いは一切許さない。

（斗争方針）

一、通産省の勧告を中心にして一応の解決をはかる。

二、解決案不実行の場合は一切の妥協を排し、基本方針を強力にすすめる。

三、再建が軌道に乗るまで現態勢で民主化斗争をおしすすめる。

その後、六月四日にいたり、会社は資源庁長官の手を通じ組合幹部七名の解雇撤回を通知して来た。組合も又同日、地位保全仮処分命令申請および不当労働行為救済申立の取下げを行い、派生的な問

題として出て来た首切問題は一応の解決を見、組合は今後の会社の出方を注視することになつた。

三、争議の特質　半年にわたるこの「経営民主化」の闘争は表面的な華やかさは見られなかつたけれども、組合が自らの生活の問題として、また、貧弱な石油鉱業を国民的な立場からの再建をめざして真剣にとつてくんだということはわが国の全産業の植民地的再編成の危機の中にあつて、高く評価さるべき本質をもつている。というのはこの「民主化闘争」自体、「民族産業を守る」闘争であり、平和への斗いの一つに他ならないからだ。現に組合の努力は、自らの生活防衛を闘いとるには、国民の血税までもくいつぶす官僚と独占資本家の実態を暴露せざるを得なかつたし、国会でも重視されるという政治問題として発展させた。しかしながら今までのところ「経営の民主化」がきわめてあいまいに終つているように見える。これは何よりも石油産業の真の破壊者を政治的にも明確にして進めなかつたことにある。この結果、闘争は経営内部で窒息しており、組合幹部と会社幹部のカケ引の観さえ呈している。社会通信（五二・一・二四）はこの争議について次のようにのべている（要旨）。

①経営の中にとじこもつており、平和斗争との結合の中で問題が提起されていない。

②工場委員会の組織的な活動と結合していないため油田崩壊問題が大衆のものとしてうちだされていない。

③したがつて、これまでのは幹部斗争のワクを越えることができなかつた。

④この結果、不正摘発と告発にたよりすぎることになつている。

⑤このような執行部と大衆のギヤップをねらつて執行部の首切りが抜打に出された。

この情勢にもとづいて全自動車労組は四月七日から九日まで大会をひらいて春季闘争方針を検討し四月一五日以降もつとも有効な日に一斉ストを行うことを決定し、さらに「賃金共闘連絡会の質量ともに発展する中で共闘拡大を行い、これと併行して中央労組の結成運動を進める。この運動の中で総評系各労組との共闘、金属労仂者の結集、未組織労仂者の組織化」をすすめることを決定した。この大会でスト権を移譲された全自動車中央執行委員会は四月一六日に、二一、二一日ごろ統一的なストライキに入る旨を決定した。かくして日産では四、二六一円の賃上げ、地方税の会社負担、四月からのスラ

第八節　全自動車の争議

一、春季闘争　全自動車傘下の各組合は、朝鮮戦争後の物価騰貴に対処して、賃上げ要求を提出した。たとえば長野トヨタ労組は一月二六日すでに最低八〇〇円、最高一、二〇〇円の賃上げを獲得し、東京鍛工では現行一〇、八〇〇円を実仂八時間で一二、〇〇〇円にする要求を提出して、一月末から時間外作業、休日出勤拒否の闘争を展開し、二月九日ついに無期限ストに入つた。さらに全自動車労組東海支部傘下の三重日産分会は二月一一日、三割の賃上げを決定し、トヨタ挙母分会では、㈠療養手当を全額出せ、㈡出張旅費を改訂せよ、㈢特殊作業手当を現行の三倍にせよ、などを要求し、また日本電装分会は五〇年暮に一、五〇六円を要求した結果、会社側は五〇〇円の回答をもつてきたため、不満として交渉を続けている。このように各地で闘争がくすぶりはじめたさなかに、日産では三月二〇日の執行委員会で要求額一四、五三六円を、いずでは一三、二六六円を決定し、トヨタと歩調をそろえて賃上げの火ぶたをきることになつた。

この情勢にもとづいて全自動車労組は四月七日から九日まで大会をひらいて春季闘争方針を検討し四月一五日以降もつとも有効な日に一斉ストを行うことを決定し、さらに「賃金共闘連絡会の質量ともに発展する中で共闘拡大を行い、これと併行して中央労組の結成運動を進める。この運動の中で総評系各労組との共闘、金属労仂者の結集、未組織労仂者の組織化」をすすめることを決定した。この大会でスト権を移譲された全自動車中央執行委員会は四月一六日に、二一、二一日ごろ統一的なストライキに入る旨を決定した。かくして日産では四、二六一円の賃上げ、地方税の会社負担、四月からのスラ

イド制復活などの組合要求にたいして、四月一三日会社は実質的には約六五〇円のアップである増産手当の増額などを回答、さらに一八日には本年六月までの暫定協定として、増産手当を二、〇〇〇円にする旨を回答したが、組合はこれを不満として二一日に二四時間ストを行つた。またトヨタでは三、八八四円の賃上げを要求し、一二日と一三日の経営協議会で会社は昇給を認めて約一、〇〇〇円を出す額は未定であるが賞与も出す、二月の仮拂賃金一二、八五八円を定期間内に得られるようにする等の回答を行つたが、組合は一六日以後特需以外の残業拒否に入り、二〇日の経協以後二一日には二時間スト、二三日には部分ストを行つた。さらにいすずでは三、八五八円の賃上げ要求にたいし、会社は実施中の四五分の定時残業を現在の実仂七時間一五分に加えることを前提として六七五円のアップを提案したが、組合は一四日以降右の定時残業拒否に入つた。そこで会社は二三日にいたつて定時残業を実仂時間に繰入れることは別個に考慮するとして六七五円の賃上げを基準賃金に含めると回答したが、組合はこれを容れず、一二四日に半日ストを行い、翌日の会社回答にも不満であるとして二六日二四時間ストを行つた。

一方、四月二日の大会で四日以降の事務管理部門の無期限ストを決定した日産分会は、四日、占領軍関東民事部カマチョウ氏から中止勧告を受けたため、一応ストを中止したが、七日朝にいたつてストの態勢の解除を行つて団交を続行し、一、一五〇円のベース・アップと基本給一・四倍(四一二円)値上げ、ならびに家族手当四〇〇円値上げで計一、九六二円増額、実施は三月以降ときまり、地方税の会社負担、スライド制復活などの組合要求は白紙と会社側は回答してきた。これに対して組合側は、残業につく残業で漸く一、五五三台(三月実績)の自動車をつくつているにかかわらず、定時で食える賃金の要求をふみにじり、特別報奨金も一、五〇〇台を基準として

自動車三社給与形態

	日産		いすず		トヨタ	
従来の給与	基本給	1,050.00	本人給	3,701.00	基本給	4,266.00
	臨時手当	4,738.00	技能給	4,311.00	付加給	1,024.00
	家族手当	2,812.00	家族手当	1,115.00	家族手当	875.00
	特別手当	800.00	勤続給	34.00	生産手当	3,242.00
	特別増産手当	850.00	生産達成慰労金	108.00	食事手当	200.00
	計	10,290.00	職務給	114.00	計	9,607.00
			特別作業給	131.00		
			計	9,514.00		
要求額		14,556.00		13,266.00		12,028.00
賃上げ分		2,742.00		1,550.00		2,041.00
妥結内容(増加分)	増産手当	1,150.00	基準賃金引上	1,550.00	基本給	693.00
	基準賃金繰入	1,030.00			付加給	161.00
	臨時手当	412.00			家族給	173.00
	家族手当	300.00			生産手当	565.00
					生産報奨金	700.00
					役付手当	65.00

いることから、げきこうして七日午前八時から連続二四時間ストに入るにいたつた。トヨタ挙母ではこのように強力な闘争を行つた結果、一〇日ついに一二三、〇一八円の新賃金ベースで妥結、現行賃金の二、六七一円の賃上げに還元することとなつた。また、いすず分会も六日、公休あけを期して無期限部分ストに入つたが、九日の中闘で戦術転換を決議し、最初の要求額を固執せず、スライド制についても妥結の条件としないかわり、基準内一、五〇〇円、生産プレミアム八五〇円のそれぞれ値上げを要求することとしストも解除した。会社は一、三五〇円のベース・アップ、生産プレミアムの二〇〇円値上げなどを内容とする七項目の回答を行い、組合は一二日一般投票に附した結果、三、一八四票中二、〇四七票の多数で受諾を決定一四日会社にその旨を回答した。かくして全自動車傘下の三社春季闘争は一応終止符をうつたが、日産、いすずでは妥結の前に執行部が実力行使を放棄したことに対してかなり不満が強かつた。三社の給与形態は前表の通りである。

二、夏季手当要求　全自動車傘下の各労組は六月末一斉に夏期手当の要求を提出した。主な企業についてみると次の通りである。

トヨタ　春季闘争で獲得した三、〇〇〇円は賞与であるとの見解をとり基準賃金一カ月分平均手取七、八〇〇円と地方税の全額会社負担を六月三〇日要求。

日産　六月二五日、会社は賞与として手取平均四、一二〇円を支給したが、組合は一時金として一、四〇〇円を要求。

いすず　六月一八日、会社は慰労金として手取三、〇〇〇円支給を提案、組合は二〇日の闘争委で理論月収の一カ月分一〇、九七〇円と地方税のうち住民税の会社負担を要求することに決定、二三日、会社提案の三、〇〇〇円を均当割として含めた右額を要求。

民生ディーゼル　六月二六日、手取六、〇〇〇円要求。

高速機関　六月二九日、手取五、〇〇〇円を要求。

右のような要求にもとづいて、各企業で闘争が行われたが、まずいすず分会は、七月七日、第五回の団体交渉で、夏季突破資金として手取平均一、二〇〇円を支給するとの会社回答を受け一一日これを受諾した。また日産でも七月一六日、平均賃金の五〇%に相当する手取平均六、五九一円で妥結した。トヨタでは夏季賞与の一部として手取平均二、〇〇〇円支給（全額社員貯金くり入れ）の回答を受けたが、なお交渉をつづけた結果、七月二三日臨時賞与手取平均二、〇〇〇円のほか新型車記念手当として手取平均五〇〇円を獲得し妥結した。

三、秋季闘争　全自動車労仂組合は七月三一日から三日間にわたり第一一回定例中央執行委員会をひらいたが、内外の情勢を詳細に検討した上に立つて、平和を守る闘いの方針を具体的に立て「単独講和調印反対」「全面講和会議開催」「軍事協定、再軍備反対」の三目標を中心とし、講和闘争を組織内に展開すると同時に、平和推進国民会議、賃金共闘委員会、地方における各戦線組織に積極的に方針をもちこむ。闘いは九月一日を期しての実力行使による大衆行動に中心をおく。

ことを決定し、ただちに大衆討議にうつした。

つづいて八月二〇、二一の両日、中央委員会をひらいた全自動車労組は、さきに定例中執が決定した九・一闘争の提案を確認、九・一平和大会に実力行使で参加するとともに、この日を出発点として平和擁護闘争を発展させよとの主旨の指令を発した。指令内容は、つぎのとおりである。

①平和推進国民会議の線で進められている九・一平和大会に実力行使で参加せよ、②全分会は当日までに実力行使態勢をととのえよ、③各地の平和大会に地理の都合で参加できぬ場合は、九・

一以前に最低一時間の職場大会をひらいて、職場の意志を決定しもよりの大会に反映させよ、④平和擁護闘争は九・一を出発点として発展させるよう努力せよ。

以上のように闘争の盛り上げに努力しつつあつた全自動車労組は六日、七日の中執委で九月中に各分会とも要求を出そろわせる、各地域では分会相互に連絡、共闘して、要求額もできるだけそろえるよう協力する、一〇月を賃上げ大攻勢の月として精力的に闘う、と決定し一〇月に向つて秋季賃上げ大闘争を展開することになつた。

かくして、トヨタ、いすず三大分会は、九月二三日の共闘委員会で、それぞれの賃金額を確認しあつた。すなわち、いすずは二、五〇〇円賃上げ、日産は三、〇〇〇円賃上げ、トヨタは二、〇〇〇円賃上げを決定し、それぞれ会社側に提出した。その後、日産においては、会社側が、一〇月一六日総額一、二〇〇万円の増額（組合要求額手取二、〇〇〇万円の六〇％）とプレミアムの率引上げを回答すると共に、新しい賃金制度を提案してきたが、組合側は全員の無記名投票の結果、九〇・八％でストライキを決め、一四日から二六日まで、職場放棄の状態で闘い、二五日には四時間ストを決行した。かくて会社はついに二七日、ベース・アップ三、〇〇〇円と補給金二、〇〇〇円の要求を全面的に認めた。いすずは、会社側が一〇〇円を一〇月分から増額する旨を回答したが、組合はこれを不満として交渉を続行し、九四％の支持でストを決め、二八日から無期限ストに入ることを通告したところ、二七日にいたつて、会社はベース・アップ二、五〇〇円の要求全額を認めた。またトヨタでも、九、一〇、一二日と団交をもつたが、交渉進展せず、一四日、会社は生産報奨金の基準台数引下げ（一、五〇〇台を一、二〇〇台とする）と給与形態改正を提案したが、組合側はなお不満であり、九三・三％の賛成でストを決め、二六日から二九日まで無期限ストを行つた。その結果、二九日になつてベース・アップ二、〇〇〇円全額を認め、配分についても組合側の要求を承認した。これで全自動車は九一分会中七五分会が一〇月闘争に参加したもの一一、闘争中二五というかなりの成果をおさめたのである。この一〇月三一日現在で、全面的に要求貫徹したもの二六、完全に近いような勝利について全自動車本部では、①全国的な共闘が組まれた、とくに三社では職場交流を活発におこなつた、②九・一闘争によつて組合員の一人一人がすつかり確信をもつた、③電力問題、米麦統制てつぱい、平和問題が職場に浸透した、④物価高のため一般市民や組合員の家族が賃上げを積極的に支持し、今までにないふんいきだつたことが原因であるとみている。

第九節　鉄鋼労連の争議

一九五一年三月の日本鉄鋼産業労仂組合連合会（略称、鉄鋼労連）結成に伴つて、わが国の鉄鋼業労仂者の大部分は鉄鋼労連に組織され、他の一部分は産別系全日本金属労仂組合（全金属）に組織された。しかも、鉄鋼労連に所属する公称一一万（一九五一年末、四二組合、組合員一一、三六三人は鉄鋼業労仂者の凡そ七五％を包含するものといわれる）の組合員のうちその三分の一に当る約三五、〇〇〇は八幡製鉄所の労仂者である。そこで、一九五一年における鉄鋼労連の争議を記述するにあたつて、八幡製鉄所労組の動向とともに鉄鋼労連結成に至るまでの経緯について触れておくことは必要だろう。

一、八幡製鉄所労組の動向と鉄鋼労連の結成　八幡製鉄所労組では一九四九年以来、労仂協約、退職手当金ならびに給与等に関する問題が未解決のまま山積していた。執行部はもはや「平和的交渉では

有利な解決は期待できない、闘争態勢を確立して交渉する外なし」との態度をきめるにいたり、五〇年九月一三日の中央委員会にはかつて、「同盟罷業を含む闘争態勢を確立するかどうか」を一般投票にふしたが、結果は反対するものが過半数を占めた。そのために執行部は総辞職し、一〇月に全組織の改選が行われた。選挙では民連（日本社会党民主化連盟）、金曜会および政研（政治経済研究会）の民同三派と共産、統一の左派とではげしくせりあつたが、全員投票の結果、三役に組合長内原（民）、副組合長田中（民）、西口（金）書記長河野（政）が多数をもつて当選し、結局、民同派の著しい進出となつた。

役員選挙（○印当選）

組合長	○内原	尊雄（民）	二二、三四九
		諸方 孝男（統）	七、六八二
副組合長	○田中	兼人（民）	二二、一八三
	○西口	義人（金）	一九、六七七
	池末	勤（共）	六、九九七
	石井	豊（統）	七、一一四
書記長	○河野	爲一（政）	二一、九二〇
	鎌田	博信（共）	六、三三二
執行委員	民一一、政九、金三、和三、無一一、統二、共一		
中央委員	民六六、金八、政一〇、中立二三三、統五		

更に、一一月一日に会社側が行つた緊急人員整理、いわゆるレッド・パージによる二九名（日本鉄鋼連盟調査によると、連盟正会員九三社、総従業員数一五五、七八五に対し整理人員は九七〇名、そのうち正式党員六〇五名、その他三六五名となつている）の左派系指導者の追放は、その後の労組の動き、殊に内部運営に大きな影響を与えることになつた。すなわち、諸方前執行部総辞職の後をうけた民同三派からなる内原執行部発足後、最初の臨時大会が五一年一月にひらかれたが、その大会で八幡労組が従来加盟していた全日本金属産業労仂組合協議会（大金属）、全国鉄鋼労仂組合協議会（全鉄労協）、全九州鉄鋼労仂組合協議会、全九州労仂組合協議会、福岡県労、西日本共闘および北九州青年会以上七つの団体からの脱退を決定し、鉄鋼統一戦線対策を次のごとく決議した。

一、運動方針の一致を条件とすること。

二、大衆が日常闘争の過程からその必要性をもつ団体と結ばなくてはならないこと。

一方、当時鉄鋼労仂戦線唯一の全国的統一母体であつた全鉄労協からは、五〇年四月以来、「もはや闘える組織になりえない」とする扶桑金属の脱退、日本鋼管川崎、神戸製鋼、富士製鉄等の主要組合が相次いで脱退し、別に鉄鋼六社協議会（後に共闘に組織替え）の強化につとめつつあつたが、総評結成に伴う産業別整理の提唱によつて、またレッド・パージによる民同新執行部の進出と共に、中小鉄鋼労組をも含めた戦線統一問題が遂次具体化し、五〇年一〇月一一日に第一回の統一懇談会がもたれた（出席一四組合）。次いで八幡、関東製鋼、日本治金各労組がオブザーヴアーとして出席した一一月一三日の第二回懇談会はそのまま結成準備会に切替えられ、五一年三月一―二日に鉄鋼労連結成大会がもたれるに至つたのである（本年鑑第24集、五九〇頁、「鉄鋼労連」参照）。

さて、一九五一年に金属工業（一〇〇人以下を除く）において発生した労仂争議は、労仂省労政局調べ「労仂争議旬報」によると次の通りであつて、鉄鋼労仂運動の目立つた動きとしては、鉄鋼労連結成直後にとりあげられた春季ベース・アップ闘争、夏季一時金闘争、越年資金闘争がかぞえられ、そのほか協約闘争、労仂法規改悪反対闘争があげられる。

金属工業における労働争議発生状況（一九五一年）

動運労働	地方別	工場事業所名	発生月日	（解決月日）	主要要求事項	争議形態	参加人員
	北海道	日本製鋼所室蘭製作所	一二・一五	（一二・一八）	石炭手当支給	：（妥協）	二、八四八
	兵庫	旭工機西宮工場	一二・一六	（一二・二三）	越年資金支給	：（妥協）	二八二
	大阪	日本鋼管継手	一二・一三	（一二・二〇）	解雇取消	：（妥協）	二五六
労仂	福島	昭和電工喜多方工場 外一	一・八	（一・一九）	生産手当支給	罷業（妥協）	四九八
	〃	〃	三・二九		賃金増額	罷業	九〇七
	兵庫	東洋精機	三・二八		賃金増額	罷業（妥協）	二四〇
	北海道	日本製鋼所室蘭製作所	四・七	（五・一〇）	賃金増額	：	三、八二一
	富山	不二越鋼材工業	四・二		未拂賃金支給		二、八五四
	富山	佐藤工業富山工場	四・四	（四・七）	未拂賃金支給	怠業（妥協）	一八三
	石川	日本電気冶金東金沢工場	四・三	（四・一三）	賃金増額	罷業（妥協）	二三五
	東京	理化学工業	四・二〇	（五・一七）	賃金増額	罷業（妥協）	一三二
	山形	鉄興社酒田工場その他	五・一八		賃金増額	罷業	一、六七三
	富山	不二越鋼材工業	五・二八	（六・二八）	賃金増額	罷業（妥協）	八五四
	大阪	中山製鋼所	七・二二		賃金増額	罷業	一四〇
	東京	大谷重工業	五・七	（七・三一）	夏期手当支給	怠業、工場閉鎖（妥協）	一九三
	兵庫	日本パイプ製造	八・一三	（九・一三）	賃金増額	罷業（妥協）	二八一
	兵庫	東洋精機	八・一七		賃金増額	罷業	一八七
	大阪	日本橋梁	八・三一	（九・一一）	賃金増額	罷業（妥協）	三一〇
	東京	不二製作所	一一・一三	（一一・二一）	越年資金支給	罷業（妥協）	二九八
	北海道	日本製鋼所室蘭製作所	一一・二六	（一二・一七）	越年資金支給	罷業（妥協）	九〇五
	岩手	富士製鉄釜石製鉄所	一二・五	（一二・一四）	越年資金支給	罷業	三、〇〇八
	神奈川	日本鋼管川崎製鉄所	一二・三		越年資金支給	罷業	七、〇〇一
	神奈川	富士製鉄川崎製鋼所	一二・二九		越年資金支給	罷業	一三、四〇一
	新潟	日本鋼管新潟電気製鉄所	一二・四		越年資金支給	罷業	二八二
	富山	富山電気製鉄所	一二・三		越年資金支給	罷業	三四一
							一、一九二

大阪	日本アルミニウム工業	一一・二七	七四〇	
〃	帝国製ニ鋼	一二・四（一二・八）	二二八	
福岡	吉川工業所	一二・一九（一二・二三）	二一〇	越年資金支給
富山	不二越鋼材工業	一二・一四（一二・二七）	八〇〇	〃 賃金増額
			二、	〃 賃金増額

二、春季ベース・アップ闘争　鉄鋼労連結成後間もなく、三月末に開かれた第一回中央委員会では、既に自主的にベース・アップ要求を提出した労組によつて共闘委員会を設置することを決定した。爾後、四月から五月にかけて闘争の時期、戦術についての調整を試み、五月一一日に闘争宣言を発して、第一グループ（富士、日本鋼管、新扶桑等）と第二グループに分けてグループ別闘争を準備した。

斗争宣言

戦争か、平和か、緊迫せる内外情勢はいよいよ決定的段階に至り、この客観情勢に便乗した吉田内閣を背景とする反動資本の猛攻はますます熾烈となつてわれわれに襲いかかつて来た。一方また朝鮮動乱以来物価の高騰と特需生産による労仂強化は平和日本の経済再建のため日夜努力してきたわれわれ労仂者の生活を非常なる苦境に追い込み破壊し去らんとしている。

われわれ全国一一万の鉄鋼労仂者が結集する鉄鋼労連は日本の平和を守り、われわれの最低生活を断乎闘いとるため強力な賃上げ闘争を開始し、その組織と全機能をあげて闘争を展開しつつある。

特にこの先頭となつて闘つている扶桑、神鋼、日本鋼管、久保田鉄工、関東製鋼、富士製鉄の同志は五月一五日を期して強力な闘争体制を一斉に確立することになつた。

さらに八幡製鉄、川崎製鉄をはじめとする労連傘下ほとんどすべての組合も本格的斗争の段階に至らんとしている。われわれは妥当な賃金要求の貫徹をめざし、終始一貫誠意ある平和的交渉を続行したにもかかわらず、頑迷なる一連の鉄鋼資本家はただ一途にわれわれ労仂者の犠牲を強要し、その収奪に明け暮れ、尨大な特需利潤を虚偽と矛盾に満ちた資本蓄積に籍口してわれわれの要求を寸時も顧りみようともしないのである。かくの如き事態は深刻化する社会情勢に逆行するのみならず、われわれ労仂者の生活を根本的に破壊するの意図以外の何物でもないことは明らかである。

いまこそわれわれは一層の決意を明らかにし、強力果敢な共同闘争をもつて鉄鋼資本家の反省を求めると共にこれらの矛盾を解決し、生活の不安を一掃すべく、合理的且つ妥当性ある賃上げと給与制度の獲得のため鉄鋼労連一一万の団結と実力をもつて断乎行う事を宣言する。

昭和二六年五月一一日、

日本鉄鋼産業労仂組合連合会

これよりさき日本製鋼室蘭労組（組合員三、六〇〇）では三月九日に一一、一三五円（税込三、〇〇〇円ベース・アップ）を要求した。この要求に対し会社側は二三日、第一次回答として総月収税込一、〇〇〇円の増給と給与形態の変更を申入れ、団体交渉が続けられた。

第二次回答　一、一五〇円

第三次回答　一、七五〇円（三月二八日）
第四次回答　一、八五〇円（四月七日）
結局、組合は第四次回答を不満として九日から実力行使に入り、同日三時間全員スト、一〇日八時間部分スト、一一日一六時間部分スト、一三日八時間全員ストをもつて闘つた。
更に、労組は一七日四八時間ストを予定したが、会社側の二、〇〇〇円をふくむ第五次回答によつて一五円賃上および一時金一、〇〇〇円をふくむ第五次回答によつて一応ストを回避して交渉に入り、三〇日の代議員会において最終討議の結果、会社側回答を受諾することに決定して妥結した。
各労組の春季ベース・アップ要求の内容と妥結状況は次の通りであるが、そのうちスト宣言を発するまでに盛り上りをみせたのは、富士製鉄、新扶桑金属、神戸製鋼各労組であつた。

富士製鉄　四月三日、税込一六、〇〇〇円要求。五月二八日、組合は会社側に四月三〇日二四時間ストを実施すると通告したが、同二八日、会社側は基本給一・五倍、業績手当改訂案等により税込約二、〇四一円の増額となる会社最終案を回答した結果、組合は「三〇日のスト中止」指令を発し、六月五日正式妥結。

新扶桑金属　三月二七日、税込一五、五〇〇円要求。五月二五日組合は会社側に対し三一日二四時間スト実施を通告。三〇日に会社側は税込約一五、二〇〇円（外に一時金税込二、五九五円）の最終案を回答し、同日仮調印、六月二日正式調印。

神戸製鋼　三月二九日、本社工場男子工員（定期労仂日二五日）税込一四、三〇〇円要求。六月一日、組合は会社側に五日一九時間スト実施を通告。その後の交渉において税込一四、〇〇〇円（他に一時金税込二、四五〇円）で妥結し、ストは回避された。

東洋鋼板　三月二〇日、手取三、三七〇円のベース・アップ、補給金として税込六五〇円支給で妥結。

尼崎製鋼（全金属所属）　手取一八、四八七円要求。四月二一日、業績手当として手取一、〇〇〇円増、一時金として手取一、〇〇〇円（外に特別一時金として手取一、〇〇〇円）で妥結。

大同鋼板（全金属所属）　三月一〇日、手取五、四三〇円のベース・アップ要求。四月七日、一―三月の賃金ベースを手取一一、三〇〇円、四月以降手取一一、三〇〇円、一時金手取八、〇〇〇円で妥結。

七月上旬の鉄鋼労連中央執行委員会では以上の春季ベース・アップ闘争について自己批判し、つぎの結論をえた。すなわち、「賃上闘争の自己批判」（鉄鋼労連中央機関紙第一四号、一九五一年七月一七日掲載）は要旨つぎのごとく指摘している。
一、統一斗争、集約斗争が各組合内部の事情から不可能になり、終結の時期も各組合の個々バラバラの斗争に終つた。
二、鉄鋼労連の準備不足――斗争の組立て方、特に行動の統一化時期的調整に努力したが失敗に帰した。
三、本部の指導力の欠除――大勢の推移についての分析が不充分であり、特に各組合の斗争の慣習等実情の把握が不充分のため一貫した行動の統一ができなかつた。
四、企業別組合のセクト――単組の利己的行動と情報の交換の不充分を克服せねばならぬ。
要するに、春季ベース・アップ闘争は鉄鋼労連結成以来最初のしかも準備不足のまま直面した闘争であつただけに、いろいろの弱点が自己批判され、組織の質的強化が強調されたのである。
夏期一時金闘争では、各組合は春期闘争の延長といつた形で、しかも、利潤分配、業績報償、赤字生活補塡、中元手当（出費増補塡）といつたように従来の慣習、企業の条件に応じて自主的に要求し

た。支拂期日としては一応六月末から七月一〇日頃迄が目標とされたが、実力行使にはいたらず各社相次いで妥結した。

三、越年資金闘争　鉄鋼労連では一〇月二五―二七日の三日間にわたつて臨時大会を開催した。同大会では、鉄鉱労連をあげて最悪の場合は実力行使に伴う戦術指導の一切を労連中闘に一任することを前提とした越年資金獲得の爲の闘争を行うことが確認され、四グループ別の要求金額目標、要求提出日、回答指定日、闘争の連絡、支給期日を含めて統一した線を打出した。その要旨は次の通りである。

一、性格　(一)越年迎春準備のための特別支出増のための給付、(二)春期賃上げ以降の物価上昇によつて生じる実質賃金の低下分に対する補償、(三)利潤分配。

二、要求提出日　一一月一一―一三日に一斉提出。

三、回答指定日　一一月二二日。

四、斗争の連絡　一一月二六日の中斗で会社回答の検討と戦術調整。

五、斗争の山　一一月二六日から一二月二五日迄の間に実力行使

七、要求金額

(一)Aグループ（一貫）手取二五、〇〇〇円を要求目標として立案。

(二)Bグループ（平炉）税込二〇、〇〇〇円程度。

(三)Cグループ（単圧）税込三〇、〇〇〇円程度。

(四)Dグループ（二、三部）税込一五、〇〇〇円程度（月收の一カ月分）。

八、鉄鋼労連の全組織をあげて統一斗争を行い、最悪の場合は実力行使を含め戦術の一切を中斗に一任する。

九、最悪の場合、鉄鋼労連の同盟罷業をも敢て辞さないことを決定する。

以上の方針にもとづいて、各労組の要求提出は、東洋鋼板労組のごとく一〇日も早く一一月一日提出、川崎製鉄葦合労組（秋季賃上がずれたため）は十数日おくれて一一月二六日提出というようなこともあつたが、大体一斉に行われた。一方、回答指定日に会社回答のあつたところは六組合にすぎなかつた。

労連本部は一一月九日の第一回中闘での決定に基き、一〇日に要旨次のごとき「闘争指令第二号」を指令した。

一、一一月二二日回答指定日迄に闘争態勢確立の準備を行う。

二、会社回答促進の戦術　二二日迄に誠意ある会社回答をうるよう経営者に警告、督促する。

三、闘争態勢確立の時期　二八日迄に無記名投票を実施して実力行使指令権を中闘に委譲する。

四、二六日代表者会議、二七日中闘をひらく。

更に、二七日中闘では二八日迄の指令権の中闘一任を三〇日に変更し、平和的交渉を一二月三日までに切りあげ、一二月五日以降実力行使、三日に代表者会議・中闘を開催、単組の妥結は中闘の承認を要する等の諸決定を行つた。そして、

日本製鋼室蘭は一二月一日から四八時間ストを独力で実施し、富士製鉄が五日に八時間スト（製鋼圧延部門）、一〇日に二四時間全面スト、日本鋼管川崎が六日に二四時間スト（製鋼圧延部門）、一〇日に日本鋼管連合会が二四時間ストと相次いで実力行使に入つたが、年内に大方妥結をみた。鉄鋼労連傘下各労組の妥結状況は次のごとくである。その獲得率は多くは七、八〇%で、中には要求額の五〇%に止まつたのもあつたが、日本製鋼室蘭のように四八時間ストに続く無期限ストによつて、税込一五、〇四五円の要求に対しその回答僅か二、〇〇〇円に過ぎなかつたものを、年内手取九、五〇

動　○円全額支給という大きな成果をあげえた闘争もあつた。

運　**鉄鋼労連傘下越年資金闘争状況**

仂

組合名	要求額	最終回答（妥結）額	妥結	備考
労仂	円	円	月日	
Aグループ				
八幡製鉄	手三七、〇〇〇	手三〇、〇〇〇	三・一五	二月末拂三、〇〇〇円を含む
富士連合	手三八、〇〇〇	手三〇、〇〇〇	三・一四	前回支拂三、〇〇〇円を含む
鋼管連合	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇		
小倉製鋼	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三・一三	
Bグループ				
扶桑鉄連	二〇、〇〇〇	一九、八三〇	三・三	
神鋼労連	一九、五〇〇	一六、〇〇五	三・七	
川崎労職	手一四、四〇〇	一八、三八〇	三・一五	回答は税込である
中山製鋼	二一、〇〇〇	一八、〇〇〇	三・六	
日亜第三	二〇、五〇〇	一六、一〇〇	三・八	
東都製鋼	一七、〇〇〇	一五、三〇〇	二・三〇	
Cグループ				
東洋鋼板	三三、二〇〇	一八、〇〇〇	三・三	
徳山鉄板	四一、五四四	二九、五〇〇	三・三	会社人員整理をほのめかす
日本鋼業	二三、七〇五	二、〇〇〇		全額年内支給（回答は手取）
Dグループ				
日鋼室蘭	一五、〇四五	手 九、五〇〇		一月より物価手当一、四六三円支給
関東澁川	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	三・一三	
久保田連	手二一、〇〇〇	手 八、〇〇〇	三・八	
神戸鋳鉄	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇		
土佐電鋼	二〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	三・六	
長崎製鋼	二五、〇〇〇	一四、〇〇〇	三・一三	
村上工業	三六、五〇〇	三、五〇〇		人員整理は会社撤回

（註）手は手取、その外はすべて税込。鉄鋼労連中央機関紙「鉄鋼労連」第二八号、一九五一年二月一七日による。

四、労仂法規改悪反対斗争　鉄鋼労連は九月中旬の第三回中央委員会で「労仂法規改悪反対のために実力行使を決行する」態勢を確立することを決定し、一〇月の臨時大会では「反対闘争のために、労闘と共闘し、実力行使の指令権を鉄鋼労連中闘に委譲する」ことを無記名投票によつて可決し、「加盟組合は一一月一一日までに実力行使の決定とその指令権を労連中闘に委譲する」ことをもあわせ決定した。その後「労闘」は一一月七日を期して一斉に時限ストを行うと宣言し、鉄鋼労連もまた「中闘指令第一号」として「各組合は一一月一七日、午後から二―三時間一斉職場大会をひらけ」と指令を発した。その後、治安立法案も政府内部の事情から臨時国会への上提が不可能だという情勢判断にもとづいて、「労闘」は戦術転換してストを中止した。鉄鋼労連もそれに同調し、「指令第三号」をもつて一七日の職場大会は「平常の場合の職場大会」に切りかえ「労使協定の範囲内でひらく」という趣旨の変更を行つた。しかるに、日鋼室蘭、富士室蘭、同釜石、同広畑、岩手製鉄、関東澁川、久保田隅田川、日本鋼管川鉄、同鶴鉄、神鋼連合七単組、中山製鋼扶桑製鋼、東洋鋼板、日本鋼業、久保田尼崎等二三単産（組合員約六万二千名）では一〇月の臨時大会の決定にもとづいて、一般投票により、いずれも圧倒的多数をもつて実力行使およびスト指令権の中闘委譲を決定し、実力行使の決意をかためていた際でもあつたので、「既定方針通り（指令一号）行うべし」という意見が出され、「若干の情勢変化によつて変更する必要なし」という声が強かつた。殊に関西地協委員会の意見は強硬だつたが、一七日には指令三号により、あるいは富士製鉄の場合のように会社の中止勧告を一蹴

して、全員大会または職場大会をひらいたところが多く、それぞれに「弾圧三法・労仂法規改悪反対」、「労仂者の基本的人権をはく奪しその上において労仂強化と低賃金をおしつけんとする保守反動政府およびそれにつながる資本家階級に対してあくまで闘うこと」等を決議した。

五、労仂協約闘争　日本鋼管川鉄の協約闘争は一九四九年九月三〇日旧労仂協約失効以来数十回に及ぶ団体交渉によつて続けられ、五一年六月には労組がストをかけての強硬態度を示すに及び、労委の調停、斡旋もあつて漸く労資の妥結を見るに至り、七月一四日正式調印を了つた。

一方、鉄鋼労連本部は七月上旬その態度として、㈠客観情勢からみて無協約は結局職制支配の実績を増大さすことになるから、当面「名をすてて実をとる」という戦法をとりながら協約締結を促進する。㈡統一労仂協約締結は来年八、九月頃を目標として充分準備する等の決定を行い、その後、川崎製鉄、富士製鉄、神戸製鋼、八幡製鉄と相次いで新協約の締結をみた。次に、日本鋼管川崎製鉄における労仂協約締結交渉の経緯を概観すれば次の通りである。

一、神奈川地労委の調停案提示まで。

一九四六年一〇月、旧労仂協約締結。

四九年六月、旧労仂協約中非組合員並に組合活動に関する件改訂申入れ、八月、改訂協約会社案申入れ、九月、旧協約失効、一一月就業時間中の組合活動に関する協定成立、一二月、改訂労仂協約組合案申入れ。

五〇年二月、労仂協約締結に関する団体交渉開始、八月、これまでの交渉経過および対立点を確認整理（第四〇回目）、九月―五一年一月、組合役員改選およびレッド・パージのため交渉一時中絶、五一年二月、団体交渉再開、四月、第五二回目の団体交渉をもつて交渉決裂、神奈川地方労仂委員会に対し、組合より調停申請、会社はこれを受諾、五月、神奈川地労委より会社ならびに組合に対し調停案提示。

二、五月三一日、神奈川地労委から提示された調停案に対し、六月九日、組合側は拒否、会社側は条件付受諾の回答を行つたので、調停委員会は直ちに斡旋に移つた。翌六月一〇日、再び提示された斡旋案に対して、今度は組合側のみ受諾、会社側は非組合員の人事について組合の介入する部分を拒否したため、交渉は再び決裂、組合は闘争宣言を発し交渉は危機に瀕した。六月一五日に至り「組合員の人事」なる文言を非組合員も含めた意味における「従業員の人事」と修正する再斡旋案の提示となり、双方これを受諾、一六日協定書案成立、同二〇日に協定書の調印が行われた。その後、協定書を協約条文に移し入れる等の条文整理に入り、六月末までに協約全文に亘る条文整理を完了し、七月一四日協約書調印となつて、二年にわたる協約闘争に終止符が打たれたのである。

第一〇節　三越の争議

一、争議の背景　歳末の華やかなデコレーションを赤旗でかざりなおした三越の争議は、たしかに「講和の春」を迎えるにふさわしい平和と独立への底流の一つを示すものであつた。

三越は徳川時代の越後屋から三百年の伝統をほこり、名実ともに百貨店の先端を切つていることは余りにも有名であるが、表面の華やかさ、「天下の大三越」を支えて来たものは実に三井資本の「堅実」な「ルール」――名こそ異なれ「旦那、手代、大番頭、小番頭小僧」（労政時報一一七二号）といつた封建的な収奪関係であつた。これによつて三〇〇年の伝統の「のれん」を神棚にかかげて「お

店者」に精神的支柱を与え、「少しの不平の声も起らぬように仕組」（新女性五二・二、藤田さんの手記）んできたのである。現在の社長は、日経連あたりからもその手腕を高くかわれているといわれる岩瀬英一郎。側近は「みな彼の鼻息をうかがうことに憂身をやつして」いるといわれ、三越の三田学閥は徹底している（前掲、労政時報）。従業員は東京三店、地方六店、合計で四、〇〇〇名を越えこの外常時数百乃至千名以上の実習生、臨時雇、学生が「任意」の賃金で仂いている。女子は約六・五割を占める。賃金は基本給の二五%から七五%の能率給があるといわれ、給与の大半を占める賞与とともに経営者の一方的な査定によつて決められて来た。職場の状態はどうか。職制は部長の下に主任だけという「簡素」なものだが主任は一部の良心分子を除いて完全に経営支配権力の末端としての役割を果している。更にその周りに中堅の男女従業員が「担当」として主任の補助をつとめている。だから「それだけに一人当りの売上げは他社をひきはなし」一九五一年八月期で三一万円以上、利益金二億七千万円以上もあげ七割配当が可能であつた（東洋経済新報）この職制が「サービス強調週間」「実務能率向上週間」といつたものと共に極度に運用され、「昼食にゆくにも気がひける」という状態をうんだ。労組機関紙「全三越」二六号は次のような職場の声を報じている。

①休憩に本なんかよむよりもつと店内のことを知るようにしろ……と部長からいわれた。

②定時出勤以来、部長さんは九時一五分に出勤、私達は止むを得ず九時に店に着くようにしなければなりません。でないと顔と時計を見くらべられます。

③Mさんは担当者を通じて部長より給料をもらう態度が注意された。

④某売場ではAさん、Bさん、Cさんが背中が痛いという。毎日一八人中六人位背中が痛くなつたり、肩がひどくこつてくる。

⑤某売場女子「生休をとりたくとも、いやみをいわれるので我慢している……」等々。

二、争議までのあらまし　一九四五年八月の解放後急激にもり上つた労仂組合結成の波は翌四六年四月には三越をも覆い各支店とも次々に結成、一一月には全三越が統一された。しかしこの時分はまだ「会社指令による役員選挙が行われたと信ぜられる程で」（労仂調査月報第四号）「部長、主任クラスで牛耳られ、完全な御用組合であつた」（前掲、藤田さんの手記）。けれども芦田内閣の物価改訂による国民窮乏化への道は、商品のニュールックとはおよそかけはなれて古臭いといわれた従業員をして、七月には夏期突破資金の要求を徹夜交渉をするほどまでに成長させた。驚いた経営者は同年一〇月の主任部長会議の席上、終戦後その活動を停止していた「三越愛護会」の復活をもち出して来た。愛護会というのは一九一五年頃、当時の社長野崎氏が作つたもので、会社が出資し従業員の福利厚生を主眼に「家族的にという三越の伝統をおしつけるといつた組織」（前掲、藤田さんの手記）なのである。

会社はこれによつて組合の解散を策し、愛護会幹部、組合の御用幹部を使つて工作を開始した。その後部長を中心とした組合脱退署名運動などというのもおこした。当時の組合長は愛護会の福祉部長になり組合解散を指導した。一一月二五日の全国中執委では東京三店内の一部が組合解散に反対したのみで地方支店はいずれも賛成で結局中執委として是認したが、独善的だとの声もあり、良心的幹部の必死の奮闘で同日の定期大会では大衆投票で決定するところにまでこぎつけた。一九四九年一月一八日の本店の投票結果は八〇〇対二〇〇で解散は否決された。さらに狼狽した会社は、執行委員であ

る早川氏を、二ヵ月前の些細なことをもち出して突然馘首した。彼は二三年間も忠実に勤め来た店員なのである。そして更に組合への干渉を激しくして来た。これに憤激した組合の有志（現組合の委員長斎藤氏らが中心）は会社の組合干渉、不当馘首の事実をあげ都労委に個人提訴を行い、友誼団体の応援を得て遂に罷歌をあげた。こうして三月の大会では役員改選を行い組合の発展をかちとつたのであつた。

一方、全面的な敗北を喫した会社は、井上総務部長を退陣させるとともに後任に現日高総務部長を据え、協約締結に力を入れて来た。この労仂協約は実に三年越しの交渉の末、一九五一年四月二七日に調印された。内容は今次争議を通して常に問題となつたように、極めて不十分なものであつたが、「早期締結が急務」という判断から後日を期して調印したものであつた。それは、とかくあいまいであつた団交権と組合の体制をともかくも確立したという点では大きな進歩であつた。こうして不十分ながらも徐々に立直りの方向をたどつた組合は前年の一一月の第七回定期大会で決定し、さらに一九五一年四月の第八回臨時大会で最後的決定をみた一七、〇〇〇ベースの賃上要求を、協約調印後の四月二九日に提出し、五月二日から交渉に入つた。

三、争議の経過　この交渉は協約に基いて、中央労仂協議会で進められたのであるが、交渉開始後一ヵ月の日を見た六日八日まで前後一七回もたれたが、会社は組合案（一九五〇下期の給与実績―賞与を含めた月割収入の八五%を確定収入とするもので一七、〇〇〇円ベース）は不確実な賞与給源を大巾に確定給源である基準給与に繰り入れることは経営上好ましくないとし、同期基準給与実績の五〇%増、一四、〇〇〇円を固執してゆずらなかつた。組合は更に要求して、一六、一七、一九日の三回にわたつて団交をもつたが、組合が一六、三五八円と譲歩したのに、会社は一四、五〇〇円以上は上げられないとあくまで恩恵的な賞与でごまかそうとした。当時すでに高島屋労組では一六、五〇〇円ベースを実力で闘いとつていた。かくして中闘はこの会社の態度に対し重大な決意をもたざるを得なかつた。六月一九日、「中元時延長及定休日営業に関する協定を一切拒否せよ」と各部に指令を発し（時間外の協定は各支店別に労仂協議会で協定することになつている）、翌二〇日、協約に基き都労委に提訴した。更に六月二五日、臨時大会をもち争議権行使の一般投票実施を決定し、七月五日、各支店一斉に投票をやつた結果、争議指令権は中闘にうつされた。この間会社は、当面する七月九日の定休日の営業について組合と労仂協議会をもつたが、解決に至らず、七月三日、中闘指令は不法越権だと組合に抗議するとともに都労委に手を回し、中闘指令の効力保留の勧告をさせた。組合は調停案の提示を八日以前とするという条件つきで受け入れた。そして一〇日には賃金形態は双方で協議することを条件に一六、〇〇〇円の調停案を提示した。この案は固定給与として一四、八〇〇円、調整的手当（配分は双方の協議）として一、二〇〇円の内容をもつものであるが、一六日、組合は無条件受諾を表明、会社は中間賞与の廃止、調整手当は各店の売上額によつてきめる等の条件を附して受け入れなかつた。調停委は、組合にはかり、同日午後一時まで回答期限を延長したが午後八時にいたるも会社の回答なく、組合は遂に一七日東京三店で一斉定時出勤を行い会社をあわてさせた。このため会社は同日午後、調停案の無条件受諾を表明した。かくして八月三日に会社から賃金体系が提示され、同月二五日には賃上げの協定は完全に片附いたのである。ところがこの間、七月二〇日の時間外労仂の協定が成立した後の翌二一日、会社は、さきの組合指令と一七日の定時出勤について責任追求の権利を保留する次のような通告を

発した。

今次紛争につき都労委の調停継続中にも拘らず組合は「会社の永年に亘る伝統と慣行を無視して中元時における定休日営業並に営業時間延長に対して全面的に拒否し、会社に対して甚大な損害を与え会社の信用を毀損したことは労使間の信義則を著しく破るものである。又東京三店において組合が指令を発し……故意に出勤時間を遅延せしむる如き行為に出たことは、名を過法斗争に籍り業務の正常なる運営を阻害せんとして行われた一種の争議行為である。右の如き行為は明らかに協約第一四三、第一四四条に違反するものというべく、会社は組合の行動に猛省を促すと同時にこれの行為より生ずる組合の責任を追及する一切の権利を留保する」。（第一四三・四四条とは、幹旋調停、仲裁中は争議行為を行わないことと調停による解決をみない場合、調停申請の日より二五日以上を経過した場合にやむを得ず争議に入るときは四八時前の通告を規定したもの—引用者註）

その後、会社は賃金問題解決から一カ月後の九月二五日に、①協約四〇、一四三、一四四条（紛議の「平和的解決」の協約）違反の件、②同一四六、四八、四九条（勤務時間・休日の協約）違反の件、を議題にあげて、中央苦情処理協議会の開催を申入れて来た。これは二七日より九月三〇日にわたり四回開かれ、結論のないまま打切られたが、組合はさらに一〇月一一日次のように協約違反でないことを明らかにした。

①協約四六、四八、四九条については指令第二号が発せられていたが会社側申入れにより支部労協会が開かれ、協議がととのわなかつたもので協議会開催を拒否したものではない。

②一四〇、一四三、一四四条については定時出勤は争議行為に該当するものでなく、当時の状態では正当な団体行動である。

この組合の態度表明を受けた会社は翌一〇月一二日、中闘委員懲戒を審議するための考査委員会の開催を申入れて来たが組合はこれをつつばねるとともに一七日団交を申し入れた。お互に主張を入れる余地はなかつた。一〇月二五日、会社は「まず職制買収の布石を打つた上」（労働経済旬報、一四四号）一方的に、中闘委員長斎藤一衛以下六中闘の解雇と他に九中闘の譴責を通告して来た。この会社の一方的な処置は、中闘を信頼している組合員の憤激を買つた。各支店とも続いて緊急支部総会が開かれ、全百運では早くも二六日に共闘態勢の確立とゼネスト態勢準備を決定した。組合は一〇月二九日の中央委員会で一応の闘争方針——①直ちに東京地裁に身分保全の仮処分を請求し、都労委には不当労働行為の申立を行つて法廷闘争を行う、②闘争資金のカンパ、③総評、賃金共闘、全百運などに応援をもとめる等——を決定し、翌三〇日各支部長を加えて中闘を結成し、一一月三日の東京三店合同評議委員会は、御用分子の反撃を排して「ストをも辞せず」という断固たる態度でのぞむことを決議し、一一月七日東京地裁に身分保全の仮処分、都労委に不当労働行為の申立てを行つたのである。三越の組合がここまで至つたかげには、賃金共闘、総評をはじめ各組合からの絶大な激励と支援があつた。とくに、労働関係法規改悪のうごきの中にあつて、三越の闘いが全労働者の問題として意識され、責任を自覚し、勇気づけられたことは見逃せない。いよいよ確信を得た中闘は、一四、一五、一六の三日にわたつての組合大会では、(1)不当解雇の撤回、(2)賞与一人三万円要求を目標にスト権の一般投票を可決して二八日に実施した。この結果は、七割を越える賛成でスト権は中闘一任となつた。

なおこの大会では次のような決議を行つた。

今回会社の行つた中央斗争委員会に対する懲戒解雇並びに譴責はわが組合の組織の破壊を狙う最も悪質なる不当労働行為という

べくわれら組合員の絶対に容認出来ないものである。先に第七回臨時中央委員会の名に於てなせる不当懲戒の即時撤回要求に対してもその後会社は何等誠意ある回答を示さざるのみか、あくまでも一方的見解を固執しわれら組合員の憤満を無視して既定方針の強行を企図している。

事茲に至つては我々はもはや団体行動による外、解決の道なき事を決意し、今後如何なる事態の発生を見るも責任は一切会社にあることを指摘し断固斗う事を宣言し、右決議する。

情勢の急激な発展をおそれた会社は今までの職制や組合内の裏切分子を通じての切くづしを更に激しくすると共に直接組合の圧迫にのり出して来た。すなわち「主任級及び永年勤続の組合員は、(1)解雇問題はあく迄も法廷闘争として審判をもとめ、公正な審判を会社が聽かないとき立上るべきこと、(2)力に限界があり新たな犠牲者を出してはならぬこと、(3)友誼団体の応援も結構だが競争会社とその従業員を利するようなことは三越と全三越（労組）のためにならぬ」（前掲、労政時報）等々と主張してスト権委任の投票に反対し、「組合の前面に一のり出して来た。一方会社は「(1)組合掲示板の制限、(2)支部幹部の休憩時間における組合活動停止、(3)会社内における組合集会への外部団体員出入の制限、(4)組合事務所に時間外残留の制限等」（前掲労政時報）を露骨にはじめ、また「歳末売出しを理由に、組合員と略々同数の実習員を採用し、職先（仕入商人）に厳令してスト破りの動員計画を進行させ、同時に警察その他に手を廻し」（労仂調査月報第四号）弾圧態勢に怠りなかつた。

このような緊迫した空気の中にあつて、九・一平和闘争を転期に根強いもり上りを見せて来た労仂者階級の闘いは、三越の争議では期せずして共闘組織に発展した。一一月二〇日、全三越、全百連、全賃金共闘による「全三越不当馘首反対闘争会議」の発足をみた。そしてこの三越共闘と、中闘では、ストの可否について慎重な討論がかわされていた。かくして一二月三日の戦術会議は、一二日の東京三店の二四時間スト決行を決定し、各支部、共闘団体はビラや動員に全力を盡した。全三越中闘は九日の晩、会社側へ一二日のスト通告を行うと共に団交を申し入れた。会社はこれを拒絶した。一〇日都労委は「三越ストの社会的、政治的影響を考慮した結果」一一日に職権斡旋の団交を予定した。丁度その日は東京地裁の審訊が予定されており、この日の審訊で裁判所は会社の訴えに同調し、申請をしておきながらストをやるとはおかしいではないかという態度に出て来た。

さらに同じ頃、「三支部にそれぞれ所轄の各署より呼び出しがあり、『街路上ビラ流しは道路交通取締法違反に、集会や合唱して気勢をあげるのは公安条例違反に、スクラムはよいが、それを突破するものを妨害すれば暴力行為にひつかかる云々』ということが伝達されて（前掲、月報）」いたので、中闘員が動揺し裁判官の前で、会社は組合の干渉をしないという口約束で、都労委の職権斡旋にのぞんだ。地裁でスト中止を宣言した中闘は、正規の会議ももたずに、スト中止をつたえたが、共闘本部の要請で一旦組合で説明し、一応スト態勢をとくことになつた。一方会社側は、職制やその影響下にある者をつかつて、スト反対の署名運動や、女店員に対して「お前は会社に雇われているのか、組合に雇われているのか……」といつた脅迫や、各家庭に手紙で「子供がストに加担している、こういうことは会社に対して悪いことだ」といつた切崩しにやつきとなつていた（労仂法律旬報、八一号）。そしてスト回避の報に勢を得た会社は都労委の交渉には頑としてゆずらず、さきの口約束の成文化をうながす組合に、なかなか応じようとしなかつた。「この頃急をきいた女子組合員多数と友誼団体代表は続々都労委へ押しよせ、無言の

声援は漸時中闘を立直らせ、午後八時頃、事態の解決がのぞみないことと、応援の力づけによつて全員歓喜の中に再び『スト態勢』強化を確認して三支部に通知した」。

しかし「会社の意を受けた都労委のスト回避の努力は執拗をきわめ」、もう一度考えてほしい、そのために条件があるなら申出てくれと要求してきた。組合側は闘争本部にひきあげて相談した。「三支部代表、共闘団体代表数十名が集合した中で会議は開かれた。中闘の責任によつてスト回避を主張するもの、さらに下部の要望に応え闘争態勢強化の目的でこの反対に反対するもの等微妙な空気は中闘会議を単独にするということで一応中断された。総評代表の空気は中闘の決意に干渉するのはいけない、というようなところにあつた。賃金共闘、労闘協は中闘にスト決意なくばやむなきも、拾収のため各店別総会でいきさつを徹底すべし、というにあつた。この間ここで「スト中止」を確認するとともに拾収策として、①団交開催中闘会議は正式にスト中止を決定して、改めて共闘会議が再開され②会社側が今次紛争の責任を追求しない、③各店総会の開催（場所と時間の提供）を条件とする基本線を決め、中闘は会社の待ちかねる都労委に向つた。時、既に一二日の午前三時をすぎていた」。間もなく「中闘は全員引きあげて来た。『②の今次紛争の責任は追求せず』に関し会社応諾せず、との報告に本部は一躍殺気立つた。三支部に情報連絡がとんだ。しかし中闘会議では難航を極めた。スト断行側は少数であつた。一責任者は声をふるわせた。『諸君は今まで、何のかんのとおだてながら、この機に及んで踏んで、蹴られ、首切ると言われてまだやらぬ気か！』一中闘は眼を真赤にして会議場から抜けて来た。『くさりきつた奴がいる、あいつらに辛棒ができぬ、ともには話せぬ』と。共闘の一人が会議場に入つて告げた。『闘争は諸君自身が行うものだ。スト打つか否かは諸君に選択の権利があり、我々に決定の権利はない。しかたずば恐らく将来に渉つて全三越は闘争のできない組合になるだろう』。会議の空気は急速にスト決行に向つていた。午前六時半、中闘会議は『スト決行』に決定し、委員長は共闘に宣言した。万才の歎呼のうちに互に手を握り合い、肩を叩き合い、一齊に席をけつて早朝の街頭に踊りでた。」（前掲、月報）

翌朝新宿支店では、前日殆ど事務服のまま帰宅していた女子組合員によつて、美事なグリーンのピケットがはられた。応援は総評、東横デパートを加えて八〇名程であつたが、全三越の中心支部だけに内部は強く結束した。本店は、前夜八時のスト確認後、スト破りは泊り込むために続々入店していた。一〇時頃から守衛入口に組合のピケがはられた。翌朝には、外部団体の応援によつて、幾つもある入口は完全に固められた。問題は銀座であつた。ここは会社側の切崩しがもつともはげしいといわれ、当日支部長、副支部長は、すでに裏切つて支部闘にはいなかつた。スト決意なくばやむなきも、拾収策として、①団交開催にはがされて行つた。八時半近く漸く組合員も揃い、共闘団体の動員も予定を越え四〇〇名近く集つて来た。附近の三井ビル内の労組青婦人部からも応援にかけつけ、激励した。女子労組員は初めてのストで紅潮したほほに涙を流してスクラムを組んだ。スキヤップに動員された慶大の学生に対しては都教運が説得してひきとどめた。しかしこうした態勢が整いはじめたとき、次の三カ条による調印が行われ、スト中止の指令がとんだ。

(1)労使は速かに団交を行う。議題(イ)解雇処分の件、(ロ)組織防衛の件

(2)一〇月二五日の処分のあつた時より本協定の日までの一切の事項に関して組合の責任を追求しない。

(3)スト中止を説明するために総会を開く場所と時間（一時間）を

会社は認める。

このとき午前七時を少し過ぎたばかりだつたが、完全にピケが解かれたのは一二時近くであつた。女子組合員は泣いてくやしがつた。日頃、腹の底に殺していた彼女達の純心な怒りは、今までのような解決でごまかすには余りにもはげしいものがあつたのである。この日直ちに協定に基いて団交に入つたが解決の方向は見出せず、さらに翌日の団交も同様であつた。会社は団交をひきのばしつつ、第二組合の育成に意識的な努力を傾けていた。脅迫的な勧誘と、第二組合加入者には特別手当を出すという二つの手、アメとムチで。団交はその日（一三日）の午後七時半に決裂した。一五日には会社の待つていた裁判所の和解工作があり、会社は「自発退職」で切り崩しを策して来たが、すでに組合員の力を感じとつている中闘の問題とするところではなかつた。会社の不誠意はさらに組合員の闘争意識をかりたてた。

この間、共闘会議では、中闘とともに今後のストの可否について種々論議されていた。

一一二日のストに自信をえた中闘は気負い立つている。総評代表はスト一六日説に傾いていた。賃金共闘側は慎重説を採つていた。中闘会議は金共闘側は、早くか遅くかその何れかで、しかも前後にスケジュールを組んで二四時間ストで次々の盛り上げをつくるべきだと主張し総評側は応援の動員上早くは無理で、遅くなれば崩され危険があるというので中間説を主張し、またその時既に全百連は一八日三越同情一斉定時出勤を指令していたのも考慮され、討論の結果は、一六日まで支部態勢強化、一七日三店合同決起大会、一八・一九日の四八時間ストが決定された。翌一五日、直ちに会社にスト通告を発した。一六日の各支部総会は第二組合工作者達の妨害を排して行われそれ自体大きな闘争であつた。銀座支部の如きは、支部長の招請で部長を壇上に立たせ挺身闘争を誓わせた。（結局又裏切られたが）一（前掲、月報）組合のもり上りは一七日（休日）の蹶起大会で更にすすんだ。同日午後のビラ活動で警官につかまつた女子組合員が、帰されたあとすぐまた活動をつずけるという場面もあつた。

スト通告をつきつけられた会社、も警察に対して猛烈な仂きかけをはじめた。このことは一八、一九日のストが最初から警察との喧嘩であつたことを見ればうなづけることである。同時に、一日経連も逐次指導性を高めつつあつた」（前掲、月報）。

かくして一八日午前零時を期し、東京三店は一斉に四八時間ストに入つて行つたのである。

午前四時頃、ビル街の一角に、組合員のピケがはられた。このとき早くも、会社の動員したスキャップが押しよせ、女子組合員のピケラインを暴力でつきやぶつた。幾たびか必死の闘いがくり返えされた。窓の上からは、昨夜から泊込んでいたスキャップが路上の暴力団をけしかけた。しかし七時すぎ頃から応援に続々つめかけた各労仂組合員の力をかりてピケ破りを一蹴し、完全なピケ態勢がひかれて行つた。組合は予め、警察の挑発にのらぬようピケについての十分な注意を徹底させていた。警視庁は朝早くから警官を動員し、予備隊まで待期させていた。そしてたえず示威したが手出しはできなかつた。本店では警官がブラカードをもつてねり歩いた。それにはこう書いてあつた。「お客が買いものに入れないから通路をあけて下さい。もし自主的にあけてくれなければ警察力であける——日本橋署長」と。物見高い野次馬が刻々集つて来た。会社は一本日営業いたします」と呼びかけた。組合はスト協力を訴えた。警察のラジオカーは、通路をあけろ、開けないと……とおどかした。街の

ゴロツキや、会社のピケ破りが何度も攻撃して来たがはね返えされた。アルバイト学生は中立堅持を叫び傍観していた。こうして三店とも午前中は完全なピケによつて守られた。混乱は警察の暴力からはじまつた。組合内では「一カ所道路を開けろ」とたえず脅迫してくる警察の干渉をめぐつて「激論」が行われていた。「一カ所ゆずることはピケ体制をくずすことである、とする賃金共闘、労闘側の意見、無用な弾圧、挑発をさけよの多数意見におされて、一カ所あけよ、の指令が出るや、現場の警官は、これに便乗し、客出入口も開けよと迫つた」(前掲、月報)。この譲歩は警官、ピケ破りのなぐり込みを生んだ。混乱にまぎれた会社のお雇い暴力団がカミソリの双で組合員にきりつける事件も起つた。当日の模様は次のようなものであつた。

〔日本橋〕 オフイスに通う人たちが、朝の出勤時間を気にしながら…(略)…ちよつと足をとめてみるのでした。でも組合活動の弱い私たちの平常をしつて、「なんだお嬢さんが遊戯して……」としかとつてくれない人たち。ほんとうに私達のその姿はきつと、よちよちと、みるもおぼつかない恰好だつたでせう。……(中略)……しかし日連宗本山の坊さんたちが、うちわ太鼓の音も勇ましく、平和と私達の斗いを訴えながら〝どんつく、どんつく〟とねり歩いて下さつた姿や、……見るまにふえる〝アカハタ〟が晴れ渡つた冬空に高くひるがえる光景は、ひん弱な私達の胸のほのほをいやがうえにもえ上らせてくれるのでした。

四時少し前でした。白いジープにまつくろなかたまりの武装警官がぞろぞろ私達のスクラムの前におりたちました。ようすがおかしいなアと思つているうち、棍棒をもつてならんだ警官がやにわに私達の方に進み、トラックの上から激励していた人々が、バラバラッととびおりた瞬間、期せずしてあがつた悲鳴のなかで、私はもう夢中でした。胸をめがけて真前こごみになつてさけながら「腕をくと叫んでいました。……(中略)……みんな「私たちが何をしたつていうのよ」「んてひきようだわ」と叫びつずけたのでした。――ほんとうに今でも忘れることはできません。真直ぐに棍棒をかまえてジリジリ進んでくる、あの能面のような無表情な顔。巨大な国家権力を背景にした警官が、たかが女子組合員のピケを破るのにあれほどの乱暴をしなければならなかつたのでせうか。……私にはわかりません。――思わず私たちの口をついてでたうた声。それはインターでした。いかりにふるえ、胸をつきあげるこのうたごえは、一人から二人へと波紋のようにひろがりながら、しつかり組み合せたスクラムはいよいよ強く固く結ばれていくのでした(後略)――

前掲、藤田さんの手記より。

銀座支店についても同じであつた。

築地署の警官が、一個小隊並んでいる前でピケを徐々に最初二尺位あけた。……これでも狭い、もう半歩開けといつて警官の方で挑発しかけた。……そして労組側の方が自主的にあけているのに、出ろと大声をはつし、それから三列に女の子が並んでいるところに三人位背中を向けてバンと飛び込んで来た。そのあとに続いてワァッと入つた。そのとき警官は手を使わない。足を使つて蹴とばした(労仂法律旬報、八一号)。

新宿支店では予め警察が組合と会社の双方を呼んで「店を閉めるか、ピケをとくか一時までに回答しろ」といつた。組合は自主的に一カ所開けるということで署長に話したが、聞き入れずにコンボーで突きやぶつて来た。「一人の女の子は腕の骨を折られ

た。ほ道にたたきつけられて意識を失うもの……」（産業労仂通信、四二号）、ここでは五時頃まで警官と群衆がもみ合つた。以上の片鱗からもうかがえるように、直接官憲による弾圧は、組合員を憤激させた。その夜、共闘会議では、明日のピケ戦術をめぐつて論争されたが結論は変らなかつた。

明くれば一九日、空気はぐんと変つて来た。労仂歌を知らない女子組合員も応援の人たちの歌声に和した。しかし、「前日と同じ事態がくりかえされた。曰く『一米あけよ』『一ヵ所前部あけよ』……云々。かくて現地指導部動揺のうちにピケは自らの手でくずされて行つた」（前掲、月報）。まぶたに涙をためながら必死に頑張る女子組合員の説得にはほとほと手をやいたのであつた。ピケをあきらめた組合員は今度は群衆の人波に入り、買物をしないように訴えて歩いた。新宿では「お巡りがお客の呼びこみまでやつた」（前掲、通信）。本店では「ただいま警察はアルバイト学生の入店を申入れて来ました」とアナウンスされるやワッと拍手が上るという場面もあつた。警察は会社の用人になつたようです」とアナウンスされるやワかつた。かくて夕やみ迫る中から「……われわれは要求を完全に貫徹するまで一歩もひかず断乎闘いぬくであろう、中闘は万場一致をもつて二二日からの無期限ストライキを決定した」のマイクの放送に、互に明日からの闘いを誓い合つたのである。

この二日間で、会社は売上げ二億円の減、三、〇〇〇万円の損害（読売一二・二〇）であつたという。争議参加組合員二、四〇〇、応援約四、〇〇〇、会社側の動員、アルバイト、職先、ゴロッキ合せて二、五〇〇、警官両日を通じて二、〇〇〇、組合側の負傷者は一六〇名だといわれる（内外労仂通信、白井氏の報告）。

一方、スト直後、一二日のスト以来早くも動きをみせた第二組合が活発な攻勢に出てきた。会社の「厚き援助」の下に職制による脅迫強制加入を露骨な形で進めて来た。一二日間にわたるあの狂乱したスト行為を見て如何お考えになりましたか。赤旗の下、暴力により……お客様にさえ御迷惑をおかけし……私達三越の信用をふみにじつた……この非合法な組合の行き方に対して断じて黙し得ないのであります」といつた声明文が出された。こうして会社からは電話の二本もついた立派な事務室をもらつた。

また共闘内部でも、総評系労闘より「全三越共闘」の廃止、「労闘と三越」のみの共闘をもちかけるという事態も起きた。

二一日にはスト中止の指令を余儀なくされた。二二日には都労委から、①第三者の仲裁に一任する、②諸提訴を取下げ、以後この問題で争わない、③労資とも労協、労組法を守るという内容の斡旋案が出され、組合は受諾したが、会社はしぶつた。その後地裁脇屋判事から次の和解案を提示したが組合はことわつた。

①会社指名による二名の退職。

②組合の選定による三名の退職。

③六名退職して、争議資金を会社が支拂う。

の三案のいずれかにせよ。

その後、二八日に至り、地裁の「解雇は不当」の判決をかちとつた。さらに二七年二月三日にいたつて会社側は「懲戒処分撤回」の通告をしたが、都労委は二月七日に会社の行為は不当労仂行為であるとの命令書を出した。このことは「旧組合の地下工作に対抗して迷える多くの不幸なる女子組合員」を救つたとする第二組合にも動揺を与えた。ひそかに「第一組合」へ戻つて来る女子組合員もあつた。それに大半は組合の統一を望んでいた（組合でやつた調査結果）。しかし職制のにらみをふんぎれず、数の上では一対二というなり行きが注目された。

四、争議の意義　三越の争議は、一応組合側の勝利に終つた。

「首切撤回」をスローガンに団結し、前時代的な三越の「ノレン」の支配をゆるがし、組合の骨抜きと闘い、警官、暴力団と熾烈な闘いを闘い抜くことによつて、全労働者に大きな勇気を与えたことは特に大きな成果であつた。

全三越の現状としてこれもやむをえない帰結であつて、組織防衛闘争はあくまで闘いぬかれており、これによつて組合員の自信はさらに高まつた。労働調査時報結果において第二組合を許したとはいえのようにのべた。

第一、この斗争は越年斗争の中に大きくクローズ・アップされ続々と立上つていた全国の労働者にいいしれぬ刺戟を与えた。「三越さえ立上つている」というのは斗争している他の労働者のいつわらない告白であつた。三越の斗争は越年斗争をしめくくつたような斗争であつたのである。

第二、この斗争の社会的意義もまことに大きい。単独講和後の盛り上つている労働者の斗争を直接に、まじかに市民の問題にして斗つている三越の兄弟に対して国民のた。あらゆる圧迫に抗し支持は日一日と高まつた。それは一般新聞に対する投書を見ても明白であり、スト破りの破廉恥さ、警察の横暴に対する市民の憤激は各所に明白にあらわれた。

第三、三越の斗争は、いま日本の支配階級が企図している治安立法や労働法規改悪等の弾圧政策と実際に斗つた。支配階級は営業権、交通妨害等の愚にもつかない口実によつてストライキを弾圧し、治安立法等の実績をかせごうとしたが、このことは多くの労働者に、支配階級の今の企図を明白にしただけでなく、労働者は治安立法を粉砕するためにはこのような弾圧のあらわれに対して事前に徹底的に斗争せねばならないことを知つた。

第四、我々の最も注目すべき大きい意義は、この一つの争議に対して東京のほとんどすべての組合がこれを応援したことである。上では、一応、総評および賃金共斗がこれを代表していたがこのことは現在の日本の労線統一の可能性がいかに大きいかをよく示した。その共斗は……下部ではもつと明白にあらわれた。この共斗の中で、この共斗を強化せず、逆にこの共斗を弱めたり、幾多の好ましくない動きも、ことごとにあらわれたが、しかし、そのことを大部の組合員は共同して勝利のために、団結のために奪斗した。これは三越だけでなく全国の各地に展開されている。これはわれわれに大きい希望を通気を与えるものである。

第一一節　京都市電の争議

一、争議の背景　一九五一年の越年闘争はかつてない大きな規模で闘われた。なかでも三越の争議と京都市電のストがいずれも年の暮の市民に多くの話題を提供し喧伝され、東と西に大きく注視を浴びるに至つたのは、これらが直接市民生活に与えた影響もさることながら、やはりそれなりの特筆すべき争議としての要素をもつていたことによる。もとよりこの争議が単独に忽然として浮かび上つたものではなく、従来の闘いの継続された成果として、また大企業の組織下にある数百万労働者との共闘の下に闘われたものであることは、三越の場合然り、京都の場合もまた同じであつて、(一)地方公務員として合法的な制限の枠の外で闘われたことと、(二)地域共闘への結集が京都の統一戦線を質的に高めさせたことはこの争議の二大特徴であつた。ではこれらの特徴を見事に生かしてストに入るまでの全国市労連ならびに京都全体の情勢はどうであつたか。

ベース・アップ（平均二、三〇〇円）要求中の大阪、神戸、京都横浜の四大市労連では一二月一七日、四割賜暇、定時退庁、安全運

転、安全給水の既定方針通り一斉に遵法闘争に入つた。このうち横浜、神戸は年明けの給与引上げの見通しが立つたので実力行使突入の直後に中止命令を発し、大阪が市電、市バスの約三割減車、京都が五割減車で、三割―四割の賜暇闘争を行つた。しかし各市労連間の共闘体制はきわめて不充分で、一八日に大阪市労連が人事委員会のあつせんを受諾してしまうと、一二月二日の「一斉休暇をふくむ実力行使も辞せず」とする五大市共闘の闘争宣言にはじまつたベース・アップ闘争もここで一応うちきられるかに見えた。これに対し京都の情勢は大分異つていた。すでに社・共・労の階級政党の統一行動を中心にいわゆる民主統一戦線が形成され、府知事、市長、参議院議員等の選挙に勝利を収めて闘つてきた京都全体の市民の動向は、経済的、政治的な労仂者の要求に対してはいつも大きな支持を約束していた。全官公・市労連を中核とする労仂者の共闘戦線もまた大きく発展し、闘争の主軸となつた交通労組も夏期闘争をここでもう一度もり上げようとする根強い意欲を見せていた。大衆は坐りこみ、増車サービス等の合法闘争の経験をへて、新たに戦術を転換して断固ストに突入することになつた。

この間、他の企業との共闘も進められ、私鉄の越年闘争は市の交通労仂者の応援で闘われ成功を収めたし、京都市内のあらゆる経営で越年闘争は全面的に拡大して行つた。各職場・車庫での闘いに京大・立命大などの学生が参加して天皇行幸事件を訴えるなどの風景もあつた。職場大会の要求には公安条例撤廃、ゼネ禁法・団規法反対、両条約紛砕などの政治的要求が、職階制打破、最低八、〇〇〇円、平均一二、〇〇〇円の賃上げ、越年資金二カ月分などの経済要求とともに取上げられた。このようなもり上りを背景として京交労を中心に市区職の応援するいわゆる京都市電のストライキは、公安条例および官公庁労仂者からスト権を奪つた政令二〇一号と真向から取組み、文字通り実力で闘いとつた輝かしいものであつた。

二、争議の経過　五大市労連のベース・アップ闘争が京都を残してつぎつぎに妥結した後、京都市労連と理事者側との越年資金、ベース・アップをめぐる交渉は一八日夜から徹宵して行われ翌朝ついに決裂した。このため全市電、市バスは一九日初発から運転を休止、区職ならびに水道支部もそれぞれスト態勢に入つた。京都市交労の全員賜暇闘争について京都地検はこれを政令二〇一号違反の容疑ありとし幹部検挙の方針で臨むことを明らかにしたので、ストは当初から非常な困難さを伴つた。

一九日朝スト突入直前に、一車庫では組合幹部を含む職制は「業務命令は組合指令に優先する。車を出せ」と呼びかけた。これに対して労仂者側は青年行動隊を結成して実力闘争を宣言し、レールの上に枕木を積みその上に坐りこむという挙に出た。また警察の武力干渉に備えて枕木・大八車・ドラム罐・ついたて・新などで高さ二三メートルのバリケードを築いたり、自動車のタイヤの空気を抜きギャーをはずし、ついには火のついた新・車輛の鉄棒・石・水をなげつけて衝突するというすさまじい闘争ぶりを示した。翌二〇日もなおストが続行されるに及んで地検は政令二〇一号違反を適用することとし、市交労中闘委員長ら五名の逮捕状を請求するとともに八カ所を急襲して三名を逮捕した。しかし市電の闘争を中心とする各産業労仂者をはじめ、農民・学生・市民の共闘は次第に拡大し、広汎な地域闘争としての性格を帯びてきた。教組は二〇日一斉賜暇を決議、府職とともに連日府庁に坐り込みをかけた。市大の教授も坐り込みに参加し、中小工業の闘争に立ち上るものも数多く、自由労仂者は「モチ代一万円よこせ」「市電が勝たぬと俺らも勝てぬ」と統一行動に参加、数千名を動員して防衛隊を組織した。朝鮮人はた

き出しで交労の労働者を応援し、学生は京大・立命大・同志社・学芸大などを中心に「学生スト防衛隊」を組織した。国鉄・私鉄の労働者も共闘に入り、二〇日ストに入つた鐘紡の婦人労働者をはじめ、大阪・神戸など近県の労働団体からは、激励やカンパが寄せられ、三日間足をうばわれた市民の支持も与つて力があつた。そしてこの間の闘争の中で、かつては民主戦線候補として当選した高山市長が「魂まで売国奴に売りわたした」といわれるまでになつたことがとくに注目された。

二一日に至るもなお理事者と組合双方の歩みよりは全くなく、唯一の望みをかけられた市会のあつせんも、静観的態度の保守派議員と早急あつせんに乗出そうとする革新派議員との意見の喰違いでまとまらないため、さらに意見の調整と争議解決への糸口を見出す努力が続けられていたが、高山市長のストを中止せぬ限り交渉に応じないとする態度に組合側も硬化し、検挙者の帰るまでスト態勢を解かないと声明した。地検でも協議の結果「現状がすでに合法の線を逸脱した最悪事態である」と断定し、長びけば幹部総検挙もやむを得ずとの方針で臨んだ。またこの日までに政令二〇一号違反容疑の検挙者は一二名におよんだ。

二二日午前〇時過ぎ、漸く力及ばずと見た組合側は市会の調停になる「団交再開案」を受諾し、一時六分中闘前のバリケードを撤去したのを皮切りに、つぎつぎにスト態勢を解除、五時から団交を再開した。交渉は理事者の譲歩で一〇時すぎついに妥結、さしもの京都市労連争議も一応終りをつげ、続く逮捕者の即時釈放と弾圧諸法令廃止を要求する抗議闘争へ移行することとなつた。

二八日、市労連は決意を新たにすべくつぎのようなアピールを発した。

全国同志諸君に訴う

京都市労連一万の労働者は、一万二千円ベースと越年資金二カ月分の要求をかかげ、三カ月の長期にわたる斗争を斗いぬいた。

この斗いは、組合員の生活を守る斗いであると同時に、講和・安保の両条約によつて日本民族を永久に外国の鉄鎖につながんとする吉田売国内閣の再軍備政策と軍事予算に真向から対立する平和を守る斗いであり、且つ憲法をジュウリンして労働者の権利であるスト権を奪わんとする政令二〇一号地方公務員法、ゼネスト禁止法案、団体等規正法案とに真正面から四つに組んだ斗争であつた。

京交労を中軸とするこの実力斗争は、全日本の反動どもを根底から動揺させるとともに、全国の労働者にはかり知れぬ勇気と確信を与えたものと信ずる。

これを恐れた反動は、ついに全市警までが乗り出し市労連委員長タカノ氏はじめ一二名をタイホし、一挙に斗争線の中核部隊である市労連を破壊せんとした。

京交労働者は、市区職の応援のもとにバリケードを築き、実力を以てこれを撃退し、妥結に至るまでの三日間一糸みだれぬ団結のもとに斗争を守り抜いた。

しかしながらわれわれは彼我の力関係を検討し、組織の統一を図るために一二月二二日早朝に至り、涙と怒りのうちに当局案を受諾せざるを得なかつた。

そしていま、われわれはタイホ者の即時無罪釈放と弾圧諸法令の廃止を要求して斗つているが、これに対して検察当局並に市当局は、幹部の投獄と大量首切りを強行し、更に弾圧を加えんと意図している。

全国の労働者農民諸君！

全国の平和愛好者諸君！
われわれのこの斗いに対して全国の労仂者農民諸君、平和愛好者諸君がただちに応援と抗議の波をまきおこされんことを切に訴える。

一九五一年一二月二八日

京都市労連

三、争議の意義とその後の発展

一、この争議は合法闘争の枠を打破つて行われた。

京都全官公では市労連の闘争に対して一二月二七日つぎの要旨の声明を発表した。

「京都市電、市バスの労仂者は、ストライキをもつて全京都の労仂者の先頭に立ち、これに確信を得た電産、府職、京教組をはじめ無数の労仂者の越年闘争を勝利させた。しかし更に偉大な勝利は官公庁労仂者からストライキ権を奪つた政令二〇一号をミジンに打砕き、ゼネスト禁止法案を叩き返すための闘いの道を、全労仂者に身を以て示したことである。高山市長は、吉田内閣と闘おうとせず警察権力と結び、弾圧に乗り出したが、市労連の労仂者は、戦争に反対する全世界人民の支持を得ているし、決して孤立しないであろう。」

二、京都の統一戦線が新しく質的に発展するきつかけとなつた。

すでに地方選挙以来、京都における民主民族戦線の基礎は不動のものと思われていたにもかかわらず、この闘争を通じてその限界が明らかにされたことは、高山市長の評価を変えざるをえなかつた事実とともに、大きな問題を投げかけた。また労組、議員団などの内部における従来の民統戦線内の動揺傾向も見逃しえなかつた。これら統一戦線強化の課題を遂行するための主要点として、「下部に闘争の重点を」とする今次ストの眼目を起点として、大衆の要求を基礎としてこれを政治的に高める方向の中で、強固な統一を闘いとるべきことが自己批判として指摘されているが、この事は一応統一戦線の形成に成功してきた京都の場合でも、内部的分裂を免れえないことを見透し、新たな統一戦線の質的発展へのきつかけをつくりだしたものといえよう。

三、右にいわれるような欠陥はあつたが、交労の闘争が官公庁労仂者をはじめ各産業労仂組合、教員、教授、学生、各民主団体との共闘を得、一般市民、商人などの支持の下に闘われたことは、これまでの民主統一戦線の闘いの大きな成果であつて、この闘争がいわば地方権力闘争の一環として闘われたことが最も大きな特徴であり最大の意義である。

以上のような成果をおさめた後、闘いは新しい段階に移つた。一二月二八日、被検束者を釈放させるとともに団交を再開し、数項目の経済要求を獲得した。翌年一月八日の交労大会は政令二〇一号の撤廃、幹部の処分撤回、公安条例の廃止、吉田内閣打倒を決議し、高山市長に対する抗議文ならびに警告文を決定、両条約粉砕、平和と独立のために闘うことなどを確認した。一月一七日の全京都の労仂組合代表者会議にはあらゆる団体から代表を集め、総評と全官公との共闘を確認、公安条例撤廃の署名運動を中心に労仂者、中小企業、一般市民の地域共闘に結集することなどを申合せた。こうして京都交通労仂者のストに始つた京都の越年闘争は、全市的な闘いへとうけつがれ、翌年もまた年初から私鉄の賃上げを中心に各種の形態での闘争が展開されて行つたのである。

第二編 労働組合運動

第一章 組織運動

第一節 概説

わが国における労仂組合の組織化は、終戦後嵐のごとく進行して一九四九年三月にその頂点に達し、組合数三六、四八一、組合員六、七五二、七三五人を記録し、その後は一途減少傾向をたどつたが、この傾向は五一年に入ると漸くその減少率を鈍化した（第三九表）。五〇年六月末から五一年六月末までの一年間に組合数で一、五〇〇、組合員数で約九万人の減少があつた。同じ期間内に解散した労仂組合の数は五、三二八（その前の一年間は八、八三二）であるが、その大部分（八七・三%）は五〇人未満の小組合である。規模別にみたこの一年間の変化は第三〇表のごとくであつて、中小規模組合の一般的減少傾向に対して、一、〇〇〇人以上組合だけが増大していることは注目される。また解散組合を理由別にみると、事業所の休廃業や縮少によるものが依然として最も多く総数の三一・四%を占めており、その他の理由では、「組合無用論のため」が半分以下に減つて、「組合内の紛争、財政の不如意、または指導者の欠如」が三倍にふえている（第三一表参照）。

第229表　年別単位労仂組合の推移

	単位組合数	組合員数	組合員の対前年比
1947年6月末	23,323	5,692,179	(+)2,011,162
1948年6月末	33,926	6,677,427	(+) 985,248
1949年6月末	34,688	6,655,483	(−) 21,944
1950年6月末	29,144	5,773,908	(−) 881,575
1951年6月末	27,644	5,686,774	(−) 87,134

労仂運動であるとすれば、総評を母体にして統一運動をおし進めようとする他のすべての戦線統一の方針は後者の流れを反映したもの朝鮮における戦争の展開と講和条約の締結をみた五一年の労仂組合組織活動は、講和の方式についての政治的態度の決定と、戦争下の生活水準および労仂条件の悪化に伴う賃金値上中心の争議の積極化傾向という二つの軸をめぐつて大きく廻転した。そしてこれらの動きは、ともかくも全国的な労仂組合組織の統一を達成し、全組織労仂者の過半を傘下におさめた日本労仂組合総評議会（総評）を中心とする二つの傾向、すなわち左右の分裂と、下からの根強い統一への動きとに総括できるであろう。総評をめぐる組織運動の中で前者を代表するものが国鉄の新生民同や総同盟にみられるいわゆる愛国

第230表　規模別単位労仂組合の分布

	単位組合数			組合員数		
	50.6末	51.6末	対前年比	50.6末	51.6末	対前年比
合　　計	29,144	27,644	(−)1,500	5,773,908	5,686,774	(−)87,134
2,000人以上	314	332	(+) 18	1,347,459	1,354,311	(+) 6,852
1,000～1,999	638	635	(−) 3	860,482	851,404	(−) 9,078
500～ 999	1,466	1,464	(−) 2	1,012,020	993,807	(−)18,213
200～ 499	3,851	3,855	(−) 16	1,184,573	1,175,115	(−) 9,458
100～ 199	4,790	4,595	(+) 195	675,587	645,491	(−)30,096
50～ 99	5,450	5,457	(−) 7	389,620	386,676	(−) 2,944
49人以下	12,635	11,326	(−)1,309	304,167	279,970	(−)24,197

をかけられた。この対立はまた社会党の左右両派の対立にそれぞれ密接な結びつきをもつていた事情から、年初の社会党第七回大会の外交方針をめぐる討論において一層露骨にあらわれるであろうと予想された。しかしながらこの大会は平和三原則を含む外交方針および再軍備反対決議を採択することとなりその内容解釈の相異から来る激しい対立も表面化するには至らず、一応は左派の進出ということで収拾を見ることとなつた。

その後つづいて開かれた日教組、国鉄など主要労組の中央委員会はいずれも平和三原則と再軍備反対を打出し、総評内主要単産の大勢はここにほぼ決したかの感があつた。ついで三月一〇日から三日間にわたつて開かれた総評第二回大会は、右派系と考えることができよう。そして戦線の統一は、賃金値上げを中核とする労仂攻勢によつて下部大衆からうち上げられ、しかもそれは「再軍備反対」と「全面講和＝両条約反対」の線に集約されて行つたのであり、この方向に沿つての大統一への努力が総評の内外を問わず、この年の労仂戦線統一の主流を形造つていたということができる。

総評の内部でかねてから底流を成していた民同左派と右派との対立は、前年末における総同盟の分裂と、民同系労組の最左翼と見られる新産別の総評加盟によつていよいよ拍車

第231表　理由別単位労仂組合解散状況

	1950.7～1951.6				1949.7～1950.6
	労仂組合法	公労法	国家地方公務員法	計	
合　　計	3,491	199	1,638	5,328(100.0)	8,832(100.0)
事業所の休廃業及縮少	1,331	11	329	1,671(31.4)	3,265(36.9)
組合組織変更のため（改組、合併、分裂）	474	150	336	960(18.0)	1,695(19.2)
組合無用論のため	478	—	447	925(17.4)	2,107(23.9)
組合内の紛争、財政の不如意又指導者の欠如	441	—	120	561(10.5)	176(2.0)
自然消滅	372	1	215	586(11.0)	1,591(18.0)
その他	395	37	193	625(11.7)	

〔備考〕　公務員法関係の事業所の休廃は主として公団である。

の総同盟刷新強化派、海員組合などから出た「国連協力を強く打出せ」との修正意見を排し、再軍備反対・平和三原則の運動方針を可決、また国際自由労連加盟問題を廃案とし、事務局長高野実ら左派幹部の進出が目立つた。

この間、越年闘争から春季闘争にかけての各労組の賃金要求は、総評を主軸とする「全国民主労組闘争委員会」（全闘）の闘いとして展開された。ここにも共闘態勢の強化に伴う統一の基盤が見出されるのであるが、全体としては平和問題に比較してやや立遅れの感があり、賃金闘争を主軸とする戦線統一への動きとしては、むしろ旧全労連系労組を中心とする「賃金共闘連絡会」の動きに見るべきものがあつた。その有力参加団体の一つ全自動車が四月の全国大会で発表した「新中央労組の構想」は、総評の外からともかく新しい一つの問題を提起したものであつたが、産別会議から根本的な批判をうけた。

しかしこの年の労仂組合の動きの中心点は、何といつても九月サンフランシスコ条約の締結をめぐつて行われた平和運動であり、社会党の分裂も、いわゆる愛労運動の擡頭も、そしてまた再軍備反対両条約反対による戦線統一強化の問題も、実に平和運動を契機とする労仂者階級の基本的な政治意識に根ざしていたのである。総評を中心とし、これに賃金共闘傘下の組合まで包含し、宗教団体も加わつた「平和推進国民会議」が七月に発足し、さらに政治的な内容をもつ闘争の形としては労仂法規・弾圧法規改悪反対運動が展開されその母胎として「労仂法規改悪反対闘争委員会」（労闘）が結成された。これらはいずれも経済闘争と結びついて、闘争は極めて広汎な形態を帯びるに至つた。

このような動きの中にあつて、一方で愛国労仂運動を提唱する右派のラインは次第にその本質を明確にしつつあつたが、他方、「共産党の提唱する平和運動とははつきり一線を画す」といつている総評幹部の意図如何にかかわらず、下部においては必ずしもこれが徹底しているわけではなく、逆に下部からの統一運動に押されるといつた複雑な関係も生れてきた。

サンフランシスコ両条約の調印と批准をめぐり、社会党および総評の内部における対立はついに頂点に達した。右派はまず国鉄内に前副委員長星加要を中心に国鉄新生民同を結成、ついで総評各単産の右派系指導者をほとんど吸収して「民主労仂運動研究会」（民労研）への結果をはかつた。これに対抗した左派は八月末「労仂者同志会」を作り、ここには左派幹部の外、中間派といわれる炭労、金属、鉄鋼労連、旧全労連系の全自動車、全銀連、未加盟の日通などからの一部有志を含め、一八単産が参加し、「労仂陣営における全面講和支持層のとりで」たることを標榜した。この左派同志会は「総評強化」を方針にうたう一方、その理論的支柱と目された新産別は総評に対して分裂的とさえいわれた批判的な態勢を示しつずけた。

講和条約調印後の動きは労仂戦線を明白に二分した。すなわちこの条約に賛成するか反対するかによつて愛労その他の一派と統一派とはそれぞれ旗幟を鮮明にすることとなつた。総評を切りに大部分の労組は両条約反対の態度を明らかにし、社会党は完全に二つに分裂した。

以後炭労の統一闘争に始まり、秋季攻勢における総評の「非常事態宣言」、さらに越年闘争へと発展し、翌五二年に入つての労仂法規改悪反対のゼネストに至るまで、総評の主導権は左派の下に掌握されるが、新しい情勢の発展とともに、特に占領下労仂組合運動からのいろいろな意味での脱皮をめぐつて労仂戦線統一の方向にも新たな困難があらわれ、客観的には明らかに前進し具体化して来た統

一戦線も、これを主体的に固め、さらに一段と高めて全国民の運動の中核たる実を示すには、なお幾多の問題を解決しなくてはならなかつた。

以下この年の主要な統一運動とこれをめぐる主要労仂組合の組織問題、最後に愛国労仂運動の動きを概観してゆくが、ここに書かれたもの以外に、いわゆる組織運動に関して特筆すべきものとして、資本攻勢に対する組織防衛の問題、統一闘争と企業別連合克服の問題、職能別協議会の性格に関する論争、集団統一交渉をめぐる諸問題などがある。これらはいずれも統一要求にもとづく統一行動をいかに展開して行くか、その中でいかにして戦線統一を成功に導くかを検討しつつ、最低賃金獲得闘争から、平和運動や法規改悪反対闘争などの政治的要求をも包含した広汎な闘争を展開しようとする途上に生じた組合内部の組織問題であつた。愛労運動がこれら組織上のおくれた面を基盤にして擡頭しつつある一方、統一闘争を守り、組織的な統一行動を確保しようとする動きも賃金共闘、全闘、労闘、平和推進国民会議等、漸くめざましいものがあり、炭労、全港湾などの勝利のかげには幾多の職場からの統一組織への工作の成功が見られたのである。

翌一九五二年の統一運動は、さらに、組織いじりの組織運動から統一闘争の中での統一運動へとその重点を移して行くのである。

第二節　総評をめぐる統一運動

一、総評第二回大会

大会は三月一〇日から三日間、東京京橋千代田生命ビル講堂で開かれたが、一九五一年に入つてからの加盟状況は、

電　産　一月二〇日　中執委決定に基き藤田委員長の名で加盟手続完了
全印刷庁　二月三日　全国大会で単独加盟を決定
全金・全専売・全進・都市交　二月一〇日　総同盟解体により直結加盟

参集した代議員二六〇、議長団に岡（日教組）占部（自治労協）藤田（私鉄）重盛（総同盟）久保（全電通）の五氏を選出、議事に入つた。以下主要な議題の討議決定をたどつて見よう。

規約改正

大会開催期日毎年三月を六月にすること、加盟組合の資格に関する追加条項、事務局および専門部に関する項、会計年度については異議なく承認したが、幹事会の議事成立を四分の三の多数決にするか、全員一致制を存続するかについては意見が対立、新産別と執行部の間に討論が交され、結局絶対多数で「幹事会の多数決制」を可決した。

新産別「四分の三制にすることは総評の性格を根本的に変える惧れがある。戦線統一の機関としての総評の現状からしてその内部に方針上の相違があるのは当然であつて、多数決制を採つた場合には全労連崩壊の二の舞を演ずることになるから現状規約通り満場一致制を維持し、忍耐強く意見の一致を見るよう努力すべきであり、少数意見が多数の意見を無視するようなことはない。その点神経質に過大評価してはならない。極論すればA案（原案四分の三制）は総同盟解体派の意見を押し通そうとするものだ」

執行部、日教組、全鉱など「大会、評議員が多数決制を採つているのに、幹事会だけが全会一致制をとつているのは規約上の不備である。現在二九単産が幹事会で二八対一という僅かに一人の反対のために全部の議案が結論をみない結果になる。かくては今まで不活発であつたという非難をうけている総評が、さらに不活発にならざ

るを得ないであろう。全労連の例をひいても民主戦線の総評にはあてはまらない」。

ついで会費の値上げについて三割増額を決定した。

行動綱領の決定

行動綱領の審議は第一一項に盛り込まれた平和三原則と再軍備反対をどのように表現すべきかをめぐつて幹事会で意見が三者対立し、それぞれが微妙なしかも基本的な点で、意見の一致をみないまま三案が併立提出された。

A案（執行部）「われわれは非武装憲法の主旨に則り、再軍備に反対し、中立堅持、軍事基地提供反対、全面講和の実現を期して日本の平和を守り独立を達成するために闘う。」

B案（新産別）「われわれは全面講和、中立堅持、軍事基地提供反対を日本労仂階級の立場となし、平和と独立を貫くために再軍備に反対して斗う。」

C案（日鉱）「われわれは全面講和の締結を促進し、自由と平等の保障される日本のすみやかな独立達成のために闘う。」

討論の中心はまず朝鮮における国連軍の行動を侵略と認めるかどうか、自衛権をどうするかにつき、新産別に対する質問が集中、これに対し新産別からは「国連内部に二つの対立がある以上、そのどちらかにつくことによってアジア民族は再び過去における如く奴隷的状態に陥ることは必至だ。国連軍の行動については民族の独立のために介入しない。協力には反対する。三原則と再軍備反対こそがわが国の唯一の自衛権だ。」と答弁があつた。私鉄、電産、国鉄、日教組はいずれもB案に賛成、これに対して自治労協からAC案折衷の修正案を出し、また海員から一周囲の客観情勢は全面講和、永世中立を不可能にした。侵略から守るには国連に安全保障を求める以外に手はない。」と東支那海の漁船拿捕事件をあげて、C案支持を声明した。

採決の結果は三案とも定数に達せず、全通と自治労協からだされた修正案について採決、全通案を採択、行動綱領は次のように決定した。

行動綱領

一、われわれは政府、資本家の首切り、労仂強化、低賃金政策に反対し、労仂者の文化的生活を保障する最低賃金制確立と完全雇傭実現のために斗う。

二、われわれは労仂組合法、労仂関係調整法の民主的改正と、国家公務員法、公共企業体労仂関係法、地方公務員法その他労仂組合弾圧諸法令の撤廃を実現し、労仂基準法の完全実施と労仂者の基本的権利である団結権、団体交渉権、罷業権の確立と政治活動の自由獲得のために斗う。

三、われわれは労仂基本権を無視する資本家階級の御用化労仂協約に反対し、既得権を守り、進歩的労仂協約締結のために斗う。

四、われわれは政府ならびに資本家の全額負担による失業保険の拡充をすみやかに実現し、進んで労仂者の生活に基盤をおいた綜合的社会保障制度確立のために斗う。

五、われわれは性別による差別待遇に反対し、同一労仂同一賃金制の確立と、婦人少年労仂者の完全保護のために斗う。

六、われわれは給与所得税および一切の大衆課税を軽減し、退職手当に対する課税の撤廃、人頭割的地方税制反対のために斗う。

七、われわれは企業経営の徹底的民主化と、金融機関・重要産業の社会化を促進し、日本経済の民主的再建のために斗う。

八、われわれは労仂組合の産別整理を促進し、産業別単一労仂組合の基礎に立つて強力な民主的労仂組合の統一実現のために斗う。

九、われわれは平和的・民主的手段によつて社会主義社会を実現せんとする政党の強化と活動に協力し、日本民主革命推進のために斗う。

一〇、われわれは国際自由労連を通じて労仂者の国際的団結を強化し、恒久的世界平和確立のために斗う。

一一、われわれは、再軍備に反対し、中立堅持、軍事基地提供反対、全面講和の実現により日本の平和を守り独立を達成するために斗う。

運動方針

運動方針案は七項と結語からなる。

一、労仂者の生活を守る斗い

二、経済自立化の斗い

三、労仂者の権利を守る闘い、民主政治確立の闘い

四、民主的文教運動昂揚の闘い

五、地方選挙闘争

六、平和運動の展開

七、組織ならびに活動の強化

八、結び

このうち討議の焦点となつたのは六項平和運動と七項組織問題であつた。

「六、平和運動の展開」についてはA案（島上事務局長）B案（海員）C案（全通）の三案が併立提出、論議の末、採決は翌日に持こされたが、内容的には先に決定を見た行動綱領の後をうけたもので、結局C案の中、平和運動展開のため会費三カ月分拠出する条項を削除することでC案の決定を見た。

「七、組織並びに活動の強化」については、原案の「縦の線では産別組合、横の線では中央は総評、地方は地評の姿に整備された強力な総評一本の闘いうる態勢を目標とする総評の組織強化」に対し、新産別が主張する「組織の自主性を重んじ緩かな協議機関以上に進むことに反対する」との立場が幹事会で統一されぬままに大会にもちこされた。

新産別「一、地方の共闘組織を総評へ強制的に改組する。二、本部機構の強化と強力なる総評一本の闘いは総評をして中央集権的組織とし、産報化するおそれがある。三、総評は緩かな連合体以上のものではない。」

原案提案者および総同盟「一、総評を指向する地方組織が地評へ結集するのは当然で何ら強制していない。二、総評の強化は大会で決定し、決定した可能最大限に強化する。三、組織の自主性は毫末も拘束していない。」

この結果つぎの原案を絶対多数で可決した。

組織並びに活動の強化

1、戦後労仂運動における主導的勢力を誇つていた極左勢力は一九四九年夏季闘争を轉機に漸次後退しつつあつたが、一九五〇年七月には総評議会を結成し年五・三〇事件とそれに続く全労連解散によつて大きな打撃を受けた。

一九四八年以来起りつつあつた組合民主化運動は苦難な闘いを通じて漸次成長を遂げ、一九五〇年七月には総評議会を結成し組織労仂者の圧倒的多数を制して量的には日本労仂運動の主流を形成するに到つた。

2、これは共産党の指導にもとづく左翼労仂組合主義の破綻をしめすものであるが、この破綻は同時に資本家階級をして労仂組合弾圧の間隙を与え労仂運動全体の後退的傾向をもたらし、また反動勢力の左翼戦線に対する攻撃と極左勢力の敗退が民同勢力により以上の膨脹をもたらしたことも事実である。

3、以上の如く労仂運動全体の後退的傾向の中において民主的労仂組合勢力が主導権を握つただけに、民主的労仂組合勢力自体の中に脆弱性のあることも自ら反省しなければならない。にも拘らず労仂運動が当面する事態は戦後かつてなき重大な局面にあり、民主的労仂組合勢力は今こそ自らの闘う主体性を確立しなければならないのである。

4、したがつて民主的労仂組合は自らを真に闘える組織に強化する爲に下部末端からさらに民主化を徹底し階級的自覚を高め、如何なる激しい闘争にも耐えうる強靱な組織の確立が極めて緊要である。よつてわれわれは次の方針に基き、総評組織を確立し活動の強化を図らんとするものである。

(一) 産業別労仂組合の確立と強化

イ、既に規約第六条に基く地方評議会を組織したものに対しては、実質的な活動を展開し得るように、定期的連絡の実施、総評各会議に対するオブザーバーの出席等の措置を講じつつ相互間の密接有機的な関係を強化して行く。

ロ、地方評議会の組織が進行しつつあるところに対しては、早急に地評組織を確立し得るよう総評本部及び各加盟組合は、その地方の自主性を阻害しない範囲で積極的な助力を行うと共に前項に準じた活動を推進して行く。

ハ、地方評議会の組織機運の未成熟な地方に対しては、地方の実情に応じて地評結成の促進を図ると共に、現存する地方共闘組織の立場を尊重し、或いは地評へ発展する段階としての共闘組織の結成も考慮に入れて漸進的に総評地評の線へ持つて行く様に努める。

ニ、以上各項の方針と共に、単に地方評議会として確立されたもののみでなく、その他の民主的地方組織をも含めて、地方代表者会議の開催、情報連絡の密接化、共闘の発展などを通じ総評の線にそう地方組織の強化を図り、総評は各地方の意向を反映した活動を展開し得る体制を整えて行く様にする。

(二) 総評本部機構の充実と財政の確立

如何なる活動を行うにしても、総評の本部機構が充実しない限り掛声のみに終つて、結局は各単組バラバラの活動が統一集約されない事態におちいることは明らかであるから、総評本部機構を可能最大限に強化すると共に、財政の確立に努力を払つて活動力の充実を図る。

5、以上の産別整理、単組の強化、地方組織対策、総評本部機構の充実、財政の確立の各方針を相互有機的に推進し、民主的労仂組合の組織を縦の線では産別組合、横の線では中央は総評、地方は地評の姿に整備された強力な総評一本の闘い得る状態にもつて行くことを目標とする。

国際自由労連への加盟の件

はじめこの案は「総評議会の名をもつて国際自由労連に加盟する」とする執行部案と、総評一本で加盟することに反対する新産別組合に対し国際自由労連加盟促進を決議する」を追加提出したが、炭労・総同盟・海員・全鉱の加盟賛成、電産・全逓の反対意見など両者相ゆずらず、国鉄案と同様趣旨の全電通の修正案を加えて、四つの案につき採決をとつた。しかし各案とも有効定数に達しないため、運営委員会の発議で加盟の可否についてのみの採決を再度はかつたが、これも一四九対七九で決定するに至らなかつた。最後に炭労・海員・全鉱三者修正案で加入の決断を要請したが決定する所とならず、事務局長試案としての評議員会一任とする案も提出されよ

うとして日の目をみなかつた。かくして国際自由労連の加盟問題は
暁楽となり、このように総評が国際自由労連に対する批判的態度を
示したことは国際的にも国内的にも、労仂戦線統一の方向に大きな
影響を与えた。

このほか労仂銀行設立に関する件、労仂会館の件、婦人対策、日
鉱スト応援動議、賃上闘争強化方針をそれぞれ可決した。

役員の改選

議　長　武藤　武雄（炭　労）
副議長　原口　幸隆（全　鉱）
　　藤田藤太郎（私　鉄）
　　今村　彰（日教組）
事務局長　高野　実（総同盟）

武藤議長は国際自由労連加入が決定しないことを理由に辞退し、
また事務局長には高野・島上両候補の対立が予想され役員銓衡は困
難を思わせたが、結局最後に議長就任の承諾と島上候補の辞退によ
つて新役員は右の五名を大会で承認し漸く決定をみた。

大会宣言

講和を前にして今や日本は民族の完全独立と平和をかち取るべ
き重大な段階に到達した。この時に当りわれわれの労仂階級の結
集体たる日本労仂組合総評議会は輝ける第二回全国大会を開き行
動綱領を始め一九五一年度の斗う運動方針を決定した。われわれ
は日々に深刻化してゆく国際情勢の中に於ても事態を冷静に分析
し着々として強化されて行く国内の反動的資本攻勢と吉田内閣の
反労仂者的政策に対しては団結の武器を持つて限りなき抵抗を示
し職制の圧迫と低賃金と過重労仂に喘ぐ日本の労農大衆を救済す
るため断呼解放の斗いを進めなければならない。このことは日本
の独立と平和をかちとる喫緊の要務であり、且つ全面講和、軍事
基地提供反対、再軍備反対の運動を強く推進するものである。

ここに於てわれわれは中央・地方の連絡を密にし総評議会に結
集された四〇〇万労仂者の同志的結合を堅め、より広汎な戦線の
統一を計り対外的には国際自由労連に連なる世界の労仂者と広く
提携し、ゆるぎなき団結を以てあらゆる弾圧を排除し、大会決定
実現のため断呼斗うことを宣言する。

一九五一年三月一一日

日本労仂組合総評議会

二、共同闘争の組織

全闘　昨年末の越年闘争の主導力となつた全国民主労組闘争委員会（全闘）は、総評傘下各組合を中心に四〇単産四〇〇万労仂者の結集する大きな共闘組織として発足したが、じつさいは、わずかに春季の賃金要求が一応集中的にでそろつた三、四月に、生活権擁護労仂者大会において闘いのラインを示し、総評との共同声明において闘争の困難さと重大性を訴え決意を示したに止り、以後各単産の闘いは充分に全闘に集約されることなく四月の地方選挙闘争に入り、所期の成果を発揮するに至らなかつた。これは先の越年闘争の中心になつた官公労組の足並が揃わないこともあつたが、何よりも経済闘争を統一して闘いとる基盤が明確でない所に最大の弱点があつた。賃金闘争におけるこれらの諸問題は別項にゆずるとして、全闘はその後さしたる成果を見せずに消滅し（五月一一日）労仂法規改悪反対闘争委員会（労闘）がこれに代つて誕生した。

共同声明（春季斗争）

朝鮮動乱以来八カ月、三、九〇〇億を超過する通貨と四四%の物価高によつて労仂者の生活は更に窮乏しつつある。一方日米経済協力の進展に伴い重要産業、特需産業は活況を呈しており、利潤は莫大な額に達している。然るに会社は組合の賃金ベース・ア

ップ、退職金要求等に対して卒直に誠意を批握せず、恩恵的支給条件、労仂時間延長、労仂強化等をもつて相対し、また臨時工採用により常勤労仂者の雇傭をおびやかす等、却つて兆発的逆襲的態度を示して問題の解決を一層困難ならしめている。而かもこの種既成事実の上に労仂三法、官業労仂関係法等の改悪を一挙に計らんとしていることはわれらの断じて許し難きところである。

特に昨年一一月以降賃金引上、退職金増額、電気事業再編成反対に絡む複雑な斗争を展開しつつある電産、同じく九月以降退職金増額要求をかかげあらゆる苦難に堪えて斗いつつある私鉄の争議が今日なお解決を見ないことはこの間の事情を物語つている。

今や経営者の頑固不遜な態度によつて問題の平和的解決は不能となり、遂に事態は最悪の段階に突入し、電産は本日以降実力行使、私鉄は四月八日以降実力行使をそれぞれ決行せざるを得ない状態となつた。

われ等全国に結集する四〇単産の民主的労組は問題の平和的解決を計るために隠忍自重百方手段を盡して今日に及んだのであるが、かくの如き事態に至つては組織の全力を挙げてその企図を粉砕すべく闘わなければならない。

合成化学、海員、全鉱、重電機、全造船、全金属労組等の同志は電産、私鉄に相次ぎ、陸続として賃上要求に立ち上り、又は立ち上らんとしつつある。今にして経営者が反省しないならばここに重大決意を有するものであることを全闘四〇〇万の名において声明する。

一九五一年三月三〇日

全国民主労組闘争委員会
日本労仂組合総評議会

労闘　六月一九日、労仂基準法改悪反対闘争委員会（労闘）として発足した（第四章「法規改悪反対闘争」の項を参照）。

平和推進国民会議　七月二八日、総評系各労組を中心に宗教者団体各種団体、さらに個人有志まで含めて発足した（第八章「平和擁護運動」の項を参照）。

賃金共闘連絡会　自治労連、全自動車などを中心とする中立系および産別系労組が集つて昨年末に結成した「越年共闘懇談会」は、二月一二日の会合で今後もひきつずき「全労仂者の賃金引上げを中心とする一切の要求を獲得するために共同して闘う」ことをきめ、「賃金共闘連絡会」として前進することとなつた。参加団体は、自治労連、全金融（全銀連、全損保、全生保）全電線、全金属、全自動車印刷出版、全連合軍要員労組、大化学、全医協、三菱電気、全土建全公団、古川労連など二〇数団体であるが、昨年の国会共闘＝賃上共闘にくらべて全闘＝賃金共闘の関係は、共闘組織としてほとんど進歩をみせなかつた。また日官労を主体とする非現業官庁労組によつて組織された「給与共闘」は、この年には従来の賃上共闘への積極的参加から一応離れて独自の給与闘争を展開し、この中で非現業官庁労組の戦線統一の達成を計つた。この試みはほぼ成功して七月二一日「官庁労仂組合協議会」（官労）の結成によつて非現業三〇単産の結集をみるに至つた。さらに賃金共闘に結集する地方共闘組織としては東地労、神奈川県共闘、静岡県労懇、東海統一情報懇談会、大阪港南地区共闘、岡山民間企業労組結成懇談会などがそれぞれ地域的な特色を生かして共同闘争の方向を生み出している。

賃金共闘連絡会はその性格を「すべての労仂者が賃上げをもつて共闘をやるという恒久的なカンパニア組織であり、従つて総評さん下の大衆にたいしても積極的に仂きかける」ことを確認し、地方共闘との密接なつながりの中で、賃上げ、地方選挙、メーデー対策等に積極的な役割を果した。中でも六月以降の夏季闘争にはその中心

となり、あるいはいわゆる九・一闘争とその前後における平和闘争にさいして平和推進国民会議と協力あるいは関連して闘われるなどその組織的規模の大きさは不十分ながらも、全国的な共闘への一つの足がかりとして注目すべき成果を上げた。全労連なきあと賃金共闘は総じて左派系労組の唯一の共闘絡機関となつており、法規改悪反対闘争、電力問題、賃上げ等広汎な問題を取上げ、越年闘争に至るまでさん下各組合の指導に当つてきた。これを組織統一の母体として新たに中央の労線統一を達成しようとする動きもあり、左派戦線における労仂戦線統一にかんする方針は右のような考え方の是非をめぐつて一層明確にされた。一は全自動車労組および全労連関西地協の「新中央労組の構想」または統一行動同盟の動きであり、一は産別会議のこれに対する批判と統一運動委員会の活動を中心とする戦線統一への方向である。以下これらの動きについて述べて行こう。

三、新中央労組の構想

新中央労組とは、主に賃金共闘、統一メーデー促進委を母体に組織統一を行おうとするもので、問題の提起は四月七―九日の全自動車第四回定期大会における運動方針に提案されたことに始まる。その要点は左のごとくである。

労線統一の基本方針

われわれの闘争方針こそ労線統一に対する基本方針であるが、特に注意すべき若干の点をあげる。

（イ）共同闘争の組織の統一

労線の統一は共同闘争を通じてという原則に変りはない。要するに広汎な共闘は絶対に必要であるし、これと同時に中央及び地方における組織の統一に対する方針をつくりあげて行くことが必要である。無原則的な共闘のみでは組合の組織活動をおろそかにし遂には組織を軽視することになる。逆に組織いじりだけでは組織の切りとりに終り、色々の組織をのり越えた広汎な行動の統一を組織することが不可能になる。

（ロ）産業別闘争と産業別組織

現在の産業別単産の実体は企業労組の集合で、この基礎に立つて、統一闘争により産別単産の実を備えようと努力している。

春季闘争の組織のしかた、昨年の三社共闘の闘争組織の中にはこの要素がある。将来各企業が経営内の闘争を徹底すると同時にその限度を闘いの性格および闘い方の中から体験すること、各企業労組（分会）がその枠をのりこえた闘争を常に心がけると同時に（日常の地域共闘）周期的な単産の大きい闘争では闘争を組む始めから（判断や要求の決定の始めから）企業の枠をこえて、単産としての方針に従い組織的な統一闘争を組織すること、これが産業別闘争の要点でありこの中から出てくる闘争目標、闘い方は必ず全国的な闘争への発展を含んでいる。

将来われわれは産別闘争を通じて産業別組織の結成の方向へ努力すべきである。

この筋金がなければ中央地方における共闘及び組織の統一は結局力を発揮しえない。

（ハ）総評との関係

賃金共闘連絡会や地方共闘その他われわれが参加する共闘組織統一のための運動を通じて、総評へ参加していない組合を全部結集する目標を持つべきである。われわれは現情勢下において筋の通つた闘争を行い、これらの組合と共に行動出来る共同綱領や方針を協議し、かかる闘争、共闘、組織統一を通じ、総評の下部組織と具体的に共闘を組み、中央においても総評へ具体的提携を、政策を基本にして申し入れて行く。各々の自己批判と双方からの

相互批判は同じ労働者である以上率直になさるべきであり、これと同時に大切な闘争や日常活動で出来るだけ共同闘争を組んでゆく。労線の統一を妨げる原因を除去するにはまずこの方法から始める必要がある。

（ニ）欠陥の克服

今までの欠陥は修正されなければならない。職場との結び付きの不十分、組合と政党との関係の不明確さ、人の出し惜しみ等を思い切つて克服しなければならない。要するに労線統一を妨げる条件に対する不断の闘争が必要である。

労線統一の具体的方針

（イ）われわれは斗争の中で時々刻々「労線統一の実際的条件」を見出してゆく。従つてここにあげる方針も固定的なものでなく、さらに他の組合と協議の余地を残すべきものである。大会では一応の方針を決定し、さらに実際条件に基いた実行については中央委員会、中執に順次決定を委任する。

（ロ）本大会で決定されるわれわれの方針を共同綱領の基礎にして中央、地方を通じ広汎な共同斗争、組織の統一を図る。

中央では新中央労組の構想を持ち実際は現在の賃金共斗連絡会を質量共に発展させる中で共斗の拡大に努力しつつ、これと併行して中央労組の結成運動を進める。この運動の中で、総評系労組との共同斗争、金属労組の結集、未組織労働者の組織を併せて行う。

地方では中央と直ちに形式的なつながりを持たず、地方の特色を生かし、広く共斗を組織し且つ出来るだけ組織の統一をして行く。中央とのつながりは斗争を全国的に盛りあげるための斗争連絡として行い、逐次実情に即して決定して行く。各分会はその斗いを地域的にひろげ、地域の共斗を積極的に組織する。各地区労は積極的に育成しなければならない。

（ハ）右の立場に立ち旧全労連各地協に対しては解散して、各地方の現在の共斗組織の強化に努力する。

「大金属」は金属労働者の結集を目的として、組織されたし現在その必要は益々強いが大金属が中心でその役割は果せない。従つてこの際大金属は解散すべきである。そして中央の賃金共斗連絡会の斗争の発展の中で産業別斗争の線が出されるか、あるいは、これと併行して行わねばならない、新中央労組結成準備運動の中で、産業別の組織の構想の中で、われわれは前述の金属労働者の結集の方向を出して組織分布を細かく検討し乍ら、金属労働者の結集の方向を出してゆく。この方針は大会をまたず、中央委員会の仮決定で実行に移し大会の事後承認をうける。

世界労連との関係は綱領で扱う。民擁同、平和を守る会、労調協、連合通信、全法協、生対協、中日友好協会、機関紙協会等の外部諸団体は現状維持で進み、その都度機関で決定して行く。

これに対し産別会議では三月二日の第一七回執行委員会で「平和と独立をめざす全日本労働者階級の統一のために」と題して、「当面する闘争と戦線統一運動における産別会議の任務」を決定しているが、その中で情勢分析と再軍備反対・全面講和に集約される統一綱領を示した後、克服すべき組織上の欠陥について次のように指摘し、新中央労組の行き方は戦線統一を一層混乱に陥れるものであるとするどく批判した。

統一のために克服されなければならない欠陥

平和と独立を目ざす全日本の労働者階級の統一行動をめざす条件がこのように成熟しつつあるにともなつて、全労連解散後、かつて全労連に参加していた組織の内部にあらわれた欠陥を急速に克服することがきわめて重要になつてきている。

第一の欠陥は全労連関西地協がとつている統一行動同盟の方針にはつきりあらわれているように、「現在の組合では闘えない、だから闘う人たちだけが集る」というセクト的な解釈で、その組合全体を階級的に強化し統一行動に立ち上らせることに重点をおかない少数精鋭主義である。このことは当面する闘争の質を高める重要な環としての全面講和の署名を大衆的に獲得することの重要性を軽視しているところにもあらわれている。

第二の欠陥は、全自動車労組中央で考えられているように一方では大金属、東地労、神奈川縣労など既存の統一のための組織を解体させる方針をとりつつ、他方では現在の賃金共闘を発展させない組合を全部結集しうるように綱領を引き下げ、総評に対立する新中央労組を組織しようという行き方である。これは平和と独立をめざして総評傘下の組合員が斗争に立ちあつており、これとの統一行動が当面の戦線統一の中心点であることを評価していないばかりでなく、結局において、平和と独立をめざす労仂者階級の斗争を経済的なわくにおしとどめ、産別・三勢力的な存在となつて戦線統一をさらに混乱させるに役立つにすぎない。

当面する戦線統一において、賃金共斗連絡会の果すべき役割は、炭労、電産、私鉄と総評系各単産の実力行使の波が高まるのと並行して、総評傘下の大衆との統一行動を組織し、この斗争を全面講和と再軍備反対の斗いに意識的に高め、日本労仂者階級の中にクサビを打ちこみつつある帝国主義者の陰謀を挫折させるために、あらゆる組合が連絡して共同行動をうち出すことにあるのであつて、総評に対立する新中央組織の母体とみなすことは全くの誤りといわなければならない。

この批判にでている統一行動同盟というのは、旧全労連内部における分派活動ともいうべきもので、いわゆる極左的偏向と批判されていたが、新中央労組の行動自動車労組内部においてすら具体化をみないうちに、新中央労組へ結集しようとする動きは全労連関西地協を中心とする金属の一部にひろまりつつあつた。このことは統一行動同盟と新中央労組の行き方に相通ずる一面があることを示すものとして注目された。産別会議では五月二五日の第二〇回執行委員会決議として、再びこのような動きの過ちを指摘し、統一行動の強化を訴えた。

「新中央労組」の名による分裂策動に反対し、

賃金共闘の発展と強化のため闘え！

一、国際自由労連につらなる総評一部幹部は、賃金闘争において、組合員のもり上りをおさえてボス取引に終始し、名目的なベース・アップと引きかえに、賃金体系の改悪、基準量の引き上げ、労仂時間の延長など労仂強化をおしつけて、実質的賃下げをうのみにしたばかりでなく、今年のメーデーにおいて、宮城前広場の使用が禁止されたことを口実にして中央メーデーを放棄し、傘下組合員の統一メーデー参加を禁止し、さらに、メーデーを政府招請による憲法発布記念式典への動員とすりかえるという産報的裏切り行為を敢てした。このような動きは、全面講和を単独講和となんらことならない多数講和とすりかえ、「自衛」あるいは「安全保障」の名のもとに再軍備を実質的にみとめようとする動きとつながつており、総評傘下の組合員はもとより、総評傘下の単産幹部にまでも非常な不満と非難の声をまきおこしたのであつた。

二、統一メーデー促進会に結集した諸単産は総評幹部に対しても くりかえし統一をよびかけるとともに、各地における下からの統一のために積極的に努力した結果、全国各地において統一メ

ーデーが成功的に闘われ、中央においても、総評幹部の制止をけつて総評傘下の組合員も多数メーデーに参加した。

このような統一への動きをさらに発展させ、総評傘下の組合員をも含む統一行動を組織してゆくため、賃金共闘連絡会を情報連絡機関から名実ともに共闘機関に拡大強化し、当面する夏季賃金闘争を中心に労仂基準法をはじめとする労仂法規の改悪電気料金の大巾値上げ、地方税の天引きなどの問題をとりあげさらに、これら具体的な闘争の中で、全面講和、再軍備反対の大衆的運動を発展させ、全日本労仂者の進むべき統一目標を明らかにし、各地ごとに総評傘下の組合にも強く仂きかけ、これを含んで統一を進めることが必要になつてきている。この共同闘争を具体化するために、産業別の共闘機関を組織し、これを通じて賃金共闘をさらに強化するようにしなければならぬ。すなわち、一致協力しての焦点でなければならぬ。

三、これに対して、全反対し、統一を要求する下からの高まりを正しく発展させ行動に組織することをおたり、逆に反総評という分裂方向にすりかえて、「新中央労組」の結集などという、かつて戦前の総同盟、評議会の分裂をきつかけとする労仂戦線の四分五裂の状態を再現しようとしているのである。

現在、賃金共闘に参加している多くの中立組合の実情を充分考えれば「新中央労組」の構想は全く実現の可能性のないものであるばかりでなく、このような動きは、総評傘下の組合員の統一への動きを無視して行動の統一よりも組織いじりをやろうとするもので、国際自由労連につらなる一にぎりの総評幹部と総評組合員ならびに下部組織の幹部を一しよくたにしたセクト主義で賃金共闘の拡大と発展を妨げることになる。

全自動車中央機関紙五月一五日号の主張では「産別とか総評とかいう組織のワク内にとじこもつたとらわれはすてて、われわれ全日本の労仂者がひとつ、まじめな闘いによつて問題をみいだし、正面から、これととりくむことを決意し、組合幹部はすべての取引が大衆の面前にひきおろされるよう闘いを組織しなければならぬとのべているが、この方針は正しく、これをさらに具体化し、発展させることが期待される。

全面講和・再軍備反対を目ざして全日本の労仂者の統一のため、われわれは「新中央労組」の名による労仂戦線の分裂策動に反対し、一切のセクト主義と闘い、賃金共闘の拡大強化のため、献身的に努力するものである。

その後日本共産党の分派問題がほぼ解決し労仂組合内部における分派の影響も薄らぐにおよんで、全国の統一行動同盟およびその全国的協議機関である全国労組統一促進会議が一〇月までに解消することとなり、産別およびその影響下にある労仂組合・共闘組織・組合幹部の間においては再び統一した方向への闘う態勢が確立されるに至つた。しかも「新中央労組えの構想」はなお失われたわけではなく、一一月一七―一八日にひらかれた全自動車臨時大会では、時期や重点のおき方に多少の変更が加えられたが、原則的には四月定期大会の組織方針を再確認して新中央労組結成の方針を明らかにした。

以下全自動車の一一月臨時大会における「当面の闘争方針」の中「戦線統一」の項から当面の方針を抜萃する。

当面の方針

(イ) 四月定期大会決定の基本方針及び具体方針は原則的に変更の必要はない。われわれは更に労仂戦線統一への熱意を全組織に

滲透させねばならない。この点諸外国の労仂者が労仂戦線の統一に最大の重点を置き統一を血みどろの闘いによつて闘い取つている例に学ぶべきである。

（ロ）中央・地方において所謂労闘方式の推進にあらゆる努力をする。地方にはそれぞれの特色があつて一律には行かないが労闘方式か或いはそれ以外の方法かで戦線統一をもつと促進し中央との連けいを強化する。労闘方式とは総評、総評指向組合、中立組合が全国的共同闘争委員会を結成し全国闘争の計画と指導に当り同時に民主戦線の強力な筋金となる事である。現在の労闘は労仂法規改悪反対の目標に名目上限定されており、次の通常国会ころまで存続する事になつているがわれわれはこの内容をもつと巾広くひろげ、将来に向つてもつと広汎な全国単産を加入せしめて発展させることを提唱する。そのためあらゆる困難を大乗的に克服しなければならない。何よりも当面する重大な時期に当り全国闘争を組織する必要が迫つている。秋季闘争で出したようなプランは何辺も出すべきである。

（ハ）われわれは今直ちに総評に加入を討議する必要はない。また新中央労組結成の方針も大会決定通りである。全国組織の結成は全自動車のみで条件が出来るものでなく、広く全体の労仂者の主体的条件の成熟と客観情勢の発展による。

（ニ）賃金共斗はそれ独自で共斗の強化をはかり、内容を整理して行かねばならないし、もつと多くの組合の共斗参加を図らねばならない。その具体策をわれわれは賃金共斗に提案している。しかし全国的共斗方式への強力な推進力となること、地方共斗への影響力を増すことがその本来の使命である。

（ホ）民主戦線の拡大強化については、われわれの当面の斗争方針の実行に当つて絶対必要である。平和戦線の形を取るものと産業上その他広汎な問題をとりあげるものと色々の形がありうるがこれらを集約する組織が必要である。この組織は労仂戦線の力を背景にしなければならない。民擁同は現在かかる役目を果し得ずそれ自体崩壊の形であるので脱退を確認する。

（ヘ）最後に労仂戦線統一の斗いに当り、問題になる点を若干あげて態度を明かにする。

第一に、反共の一線を引く点である。これは形式的にとりあげられるべきでなく、われわれは定期大会で決定された労仂組合と政党との関係として取扱つて行くべきことである。実際問題としてかかる主張は今までの斗争の自己批判として理解し得る点はあるが労仂組合が真に大衆の要求の上に立ち、大衆行動力を基礎にして斗う以上かかることで争う余地はなく、また現在存在する一線もかかる労仂階級のための斗争の中では自然に解消すべきものである。われわれは反共の一線を引くなどと論ずる暇はない。また反共の一線を引いている組合と共斗を組むこと、組織の統一を図ることが不能だとも思つていない。

第二はセクト主義、縄張り根性の徹底的排除である。これは第一にわれわれ自身の中にある。また産別会議、総評自体の中にある。われわれ自身この根性を捨てない限り労線統一は真の斗いにならない。産別会議の解散は自主的なものでわれわれの関与すべきものではないが、ただ産別会議の枠にたてこもつて労線統一運動の批判を行うことはよいとして、これがセクト主義のように見える点は少くとも解消することが労仂階級のための義務である。意識の高い労仂者と低い労仂者の間に真の統一ができない場合、批判さるべきものは意識の高い労仂者側にある。総評についても同じことを提唱したい。全国組織としての総評が占める地位は大きい。その総評が徒らにセクト的になつたら全国の半数の労仂者

の不利なばかりでなく総評自体動きが取れなくなる。日本の全労仂者が繩張り根性を排し労仂者、民族の危機の前に率直な気持で労仂戰線の統一の斗いに前進することをわれわれは更めて提唱する。

第三に下部からの戰線統一、職場、分会同志の共斗により枠を超えての戰線の統一をもつと強化すべきである。各地区労の強化はこの点からも必要である。

四、産別と統一運動委員会

(一) 産別会議の動き 前年、全労連の解散にともない、産別会議の任務について、「全労連の解散によつても戰線を混乱させることなく統一行動を組織し、外からの圧力と内からの分裂策動に対して闘い、組織活動の自由を守り、労仂者の生活擁護の立場に立つて戰争準備と植民地的支配に対して闘う」方向を明らかにした産別では、先に予定した解体方針を一応延期し、いぜん「職場をむすぶ統一行動と各地域の共同闘争の中核となり、全国的な統一戰線への結集の闘いに、その任務とする所の実現」を期した。

前出の第一七回執行委員会で決定した統一にかんする産別の任務はつぎのようにその方針を規定している。

戰線統一のために産別会議の果すべき任務

産別会議第一二回執行委員会は「全労連解散後の産別会議の任務」として「戰線を混乱させることなく統一行動を組織し、内外独占資本の圧力に対して斗うのみならず、内部からの分裂策動に対しても断乎として斗い労仂組合の組織、活動の自由を守り、労仂者の生活擁護の立場から戰争準備や植民地支配に対して斗うこと」と規定した。この任務にもとづいて、産別会議は、産別会議の果すべき積極的任務として、統一して斗う綱領を示し、変化する情勢に応じて共同斗争を進める方針を明確にすること。

2、すべての職場、地域、産業別に進められている組合の強化と統一の活動を支持し、その連絡や共斗に協力すること。

3、世界労連連絡事務局の活動に積極的に参加し、世界労連運動を全労仂の間に広めるのに全面的協力すること。

4、「労仂者」の共同編集、配布に対して中心となつて協力し

名実ともに全日本労仂者の統一のための機関紙にするよう努力すること。

5　調査資料室を階級的共同調査機関として強化するとともに「調査旬報」をこの方針にもとづいて質量ともに充実させること。

世界労連＝全労連＝産別に対する弾圧強化はこの年に入つていよいよ苦難の道を思わせた。一月二六日、フランス政府はパリにある世界労連本部に解散を命じた。日本の世界労連連絡事務局および産別その他の労組からは、「われわれは世界労連本部に加えられたフランス政府の、前例をみない暴挙にたいし断固抗議する。世界労連の旗の下に共に闘わん。」との抗議電報を発し、声明書を発表した。しかし国内においても全労連解散後なお監視の目は厳しく、五月二四日、「労仂新聞」発行停止処分のあとをうけて汎く大衆紙として拡大されつつあつた共同編集会議機関紙「労仂者」（五日刊）など四紙が「アカハタ」後継紙と認定されて発行停止処分をうけた。産別では直ちにつぎのような抗議声明を発している。

「労仂者」の弾圧に抗議する！

内外反動勢力は、五月二四日、世界労連の旗の下に全日本の労仂者に全面講和・再軍備反対をよびかけてきた「労仂者」を「新青年新聞」「平和婦人しんぶん」「祖国と学問のために」とともに「アカハタの後継紙・類似紙」というとんでもない口実をつけて発行停処分にした。それればかりでなく、金属組合本部、労仂者編集局をはじめ、全国各地千数カ所にのぼる労仂組合、民主団体の事務所を武装警官隊をもつて襲撃し、世界労連副評議員渡辺三知夫、金属常任中央執行委員志儀重之氏らをはじめ三〇〇名にのぼる多数の組合幹部ならびに職場の活動家を逮捕した。さらに、われわれ労仂者の金でつくられた機関紙印刷所を襲撃し、輪轉機に封印までしている。

これは「労仂者」が、単独講和をはれ、労仂者ができるだけ安くこきつかわれてきていることをバクロしつずけてきたからである。さらに「労仂者」が報道しつずけてきたように、五・三〇をめざして平和と独立を要求する全日本の労仂者の斗争が高まり、職制の圧迫をけつて軍需工場までがストライキを決議し、全面講和と再軍備反対は総評傘下をも含めて全労仂者の要求となりつつあることに対して、これを何とかしておしつぶそうとしてやつたものである。

彼らが理由にならない理由で、このような気狂いじみた弾圧を加えてきていることは、戦争兆発にやつきとなつている反動勢力が、いかに孤立し、あせつているかをはつきり示している。真実を恐れ、おおいかくそうとするものは必ず敗北する。いかに労仂者の眼をおおい、耳をふさごうとも、真実に根ざしたわれわれの斗いは必ず勝利する。われわれは自分たちの新聞を守り、それを通じて真実を知るために、いかなる弾圧にあおうとも屈することなく、ますます真実を伝える労仂者の新聞を守つて斗つてゆくであろう。世界労連を中心とする全世界の労仂者も断じてこのようなファッショ的弾圧を許さないであろう。

われわれは、吉田内閣に対して断乎抗議し、労仂組合運動一六原則と憲法によつて保障された基本的権利にもとずいて、この不法きわまる発行停止処分を撤回し、検束者の即時釈放を要求する。

全日本の労仂者諸君が、この不当な弾圧に対して、心からの憤激をこめて抗議斗争を展開されることを心から期待する。

一九五一年五月二五日　全日本産業別労仂組合会議

同日ひらかれた産別第二〇回執行委員会は一闘争の新しい発展の

ために」と題する決定の中で先に示した一七執委決定、一八執委の平和擁護闘争の方針の発展として、炭労ゼネストを始めとする賃上げ闘争、港湾産業および各種軍需工場における「平和と独立をめざす抵抗運動・ストライキ」さらに全面講和・再軍備反対の署名運動、地方選挙、メーデー闘争を高く評価し、「労仂者階級を先頭に平和と独立をめざす日本人民の闘争を一段と強化し拡大する」任務について触れた後、行動と組織にかんする欠陥克服についてつぎのようにいっている。

立ちおくれを克服するために

このような情勢の発展と、われわれ日本労仂者に課せられた重大な任務を考えるとき、われわれの斗争は、いまだ情勢の発展に立ちおくれ、多くの不十分な点をもっていることは否定できない。われわれは、この欠陥を急速に克服し、立ちおくれをとりもどして、斗争を発展させなければならない。その基本的な問題は次の如くである。

第一に、現在あらゆる産業にわたって、いろいろな職場で統一委員会がつくられつつあるが、この統一委員会が、単に民同幹部に反対するせまいからにとじこもって、政治的宣伝をするだけのセクト主義におちいっているところが少くない。たとえ民同幹部がきめたことであっても、労仂者の利益になることは積極的にとりあげて、大衆行動を組織することが必要である。資本の攻撃は職制を通じて職場の中に直接にあらわれ、あるいは組合幹部の請負い交渉によって、名目上のベース・アップと引きかえに、いろいろな形で労仂条件の切り下げをのまされているのだから、これをはねかえして生活を守ってゆくためには、あらゆる日常の要求をとりあげて職場から斗争をおこし、職場を民主化してゆくために、統一委員会に結集している活動的な人たちばかりでなく、職場の全労仂者が自主的に団結して斗ってゆく組織をつくってゆくことが必要になってきている。レッド・パージによって多少とも組合機関が弱化し、職場斗争をおさえつけているとき、このような自主的職場委員会をつくり、これによって最も有効に労仂条件を守りうるばかりでなく、組合を組合員のものに民主化し、階級的に強くしてゆくことを特に重視しなければならない。

さらに職場委員会は、労仂条件の問題ばかりでなく、生産の諸問題ともとりくみ、平和産業を防衛し、軍需生産への轉換を阻止し、将来における産業の労仂者管理を準備する任務をもって活動を進めなければならない。お盆手当の要求をはじめとする当面の斗争を通じて、このような活動を一段とおしすすめて、労仂協約、就業規則の改悪から、労仂基準法の改悪に到る反労仂者的政策と斗い、職場の具体的事実を通じて、全面講和と再軍備反対の政治的宣伝を滲透させてゆかなくてはならないのである。

第二に、現在あらゆる斗争は幹部請負からぬけ出してきつつあり、権力の圧迫をもはねかえしてストライキに立ち上っているところも出てきているが、地域的にも全国的にも連けいが甚だ不十分であり、統一行動になっていないところが多くない。

一方、全面講和、再軍備反対の署名運動を含む広汎な平和運動が斗われていて、ここにも統一の条件があるにもかかわらず、一向職場の斗争と結びつかず、統一の行動に発展しないのは何故であるか。

それは、経済要求が個々の資本家に対する斗いにおわり、平和斗争は、海のかなたの支配者にむけられチュウにういているからである。支配者が基盤にしているものは何か。それは日本の資本家階級である。従って、この資本家階級の打倒なくしては支配者

を排除することはできない。すなわち労仂者の斗いが、資本家階級対労仂者階級の階級斗争にまで意識づけることが両者を結びつける統一行動の前提条件となつているのである。従つて、具体的な問題をとりあげて、地域的、あるいは産業別に組織のいかんをとわず、全工場、経営の代表者を結集し、目標を統一し、行動を統一してゆく工場代表者会議の組織は、この欠陥を克服してゆくためにきわめて大切である。地方選挙やメーデーなどを通じていろいろな形でおこなわれた勢力の結集を、今後の斗争でますます発展強化するために不断の宣伝啓蒙が必要である。

行動の統一をおしすすめる中でこそ、労仂者を裏切る分裂主義者は、具体的にバクロされ、大衆の手によつて追放されるのであつて、これをぬきにして観念的な非難だけによつては、戦線の統一をなしとげることはできず、セクト的なあやまりをおかすことになる。

現在賃金共斗連絡会に結集している産別系、中立系の各単産はそれ故、総評傘下の組合員と具体的な共通目標での統一行動をおしすすめ、全日本の労仂者を、全面講和と再軍備反対の基本的共通目標のもとに統一することに全力をあげ、そのため、全国的、地域的な共斗組織をますます強化拡大させてゆかなければならないのである。

ついで七月二六日の第二二回執委では講和草案に基本的な態度を示しさらにサンフランシスコ講和条約後、この条約をみとめるか否かをめぐつて極めて積極的な動きをみせてきたいわゆる愛国労仂運動と、「政治的中立」に違反に対し断乎闘わざるべからずと九月二〇日二四執委をひらき「愛国労仂運動の名による組合産報化の陰謀を粉砕し、全面講和をめざす全日本の労仂者の統一のため闘え」と次の統一基本方針を決議した。

当面する労仂戦線統一の基本方針

一、九月一日に平和推進国民会議の主催で開かれた平和国民大会には産別傘下の印刷、金属、土建などからストを以て参加し、賃金共斗傘下の全自動車、東貨労などとともにこの大会の中核となり平和をめざす統一行動の第一歩がうち出された。単独講和調印後も九月二〇日より批准反対平和月間として一、〇〇〇万の署名か平和推進国民会議では、批准反対を決議し、平和擁護日本委員会くとくをめざす運動をさらにおしすすめることをきめている。単独講和・安全保障条約に反対する斗争は、総評たると産別たると中立たるとをとわず、全労仂者の共通した課題となつた。さらに一〇月をめざして、炭労、電産をはじめとして全産業にわたつて賃上げ要求がひろがつており、植民地的低賃金に対する共同斗争の条件もととのいつつある。

二、平和と独立をめざす統一行動に対して反動勢力は気狂いじみた弾圧を加えている。国警本部は盆おどりからハイキングに到るまで武装警官隊を動員して禁止したばかりでなく、「一線を画さない」平和運動には、いかなるものも弾圧する方針をとつている。この圧迫は、全面講和を主張するあらゆる勢力に及ぼすとしており、来るべき行政整理や大量首切りでは民同左派をふくむ「全面講和派」を首切りの対象にしようとしている。総司令部エーミス労仂課長は「総評がもし平和三原則をおろさないなら、総評は分裂し全労連の二の舞をふむことになる」と警告している。

三、権力による不当な圧迫に便乗し「愛国労仂運動」の名のもとにこの単独講和をみとめ、「国際自由労連」の方針にもとづいて再軍備に協力しようとする右翼幹部の一派は「新生民同」とか「民主労仂運動研究会」とかいう形で勢力を結集し組合の主導権を奪取し、新総同盟を中心に総評を分裂させようとしている。彼らは

「政治的中立」の名のもとに組合を権力に屈服させ産報化するものであることは今さらいうまでもない。日教組や電産や炭労では愛国労仂運動を排撃する態度を明らかにしており総評内部でも国際自由労連に対する批判が高まつているが、あきらかにファシストの手先の役割を果している売国的右翼幹部たちに対しては全労仂者が一つになつて斗い、かれらを孤立させ、労仂運動から追放してゆかねばならぬ。

四、当面する労仂運動の中で最も重要な課題の一つは、いろいろなたたかいを通じて反ファッショ統一戦線を結集してゆくことであり、このことは総評系組合や中立組合の中でもさかんにとりあげられている。しかしながら、全面講和をめざし反ファショの旗じるしをかかげながら、産別傘下の組合とは一線を画し、総評「左派」の組合と旧全労連系の中立組合とを一つにして「新中央労組」をつくろうとする動きがある。これは主唱者の主観的意図いかんにかかわらず反ファッショ統一戦線の破壊となり、反動勢力のよろこぶところとなることはあきらかである。それにもかかわらず、なぜこのことがくりかえし主張されるのであろうか。

第一に、それは、一線を画さないと自分たちもまきぞえをくつて弾圧されるかも知れないという考えにある。だが一線を画そうと画すまいと全面講和を引きおろさない限り干渉や圧迫はさけられないことは現在の総評の平和運動が示しており、順次各個撃破で弾圧の手がのびることはあきらかである。だからむしろこのファッショ的弾圧に対してできるだけ広汎な勢力を結集するために一線など引くべきではないのである。

第二に、一線を引かないと、斗争の指導権を左派に奪われるかも知れないというおそれもある。しかし全面講和のため最も真剣に最も勇敢に斗うならば指導権を奪われる機会などありようがない。組合員の利益を中心に組合民主主義の立場に立つべきである。

第三に産別系組合を排除すれば統一は楽になるという考え方もあるが、過去の事実は問題はそんなに簡単なものではないことを示している。こうして一線を引くのは、結局、幹部の政治的見解の相異を根拠とするより他に理由はない。もしこのような理由をつけるとすれば、それは右翼幹部に総評を分裂させる口実をあたえ、労仂組合を幹部の政治的見解の相異にもとづいて四分五裂させることになる。われわれは組合幹部の動きだけにとらわれていてはならない。右翼幹部が支配している組合でも一般組合員は戦争に反対し日本の独立をねがい生活をまもる斗争に立ち上つているのである。

五、単独講和によるファッショ体制が確立されようとする時にあたつて、今こそ、総評系組合、中立系組合の良心的幹部はすすんで統一行動をうけ入れるべき時機にきている。今や賃上げ、首切り社会保険、労仂法規改悪など労仂者と労仂組合が、その政治的色彩のいかんをとわず、共同して解決しなければならぬ問題が山積している。われわれは、いかなる組合に属しておろうと、どんな政治的見解をもとうと、単独講和体制の中で全産業にひろがつている生活をまもるための斗争を支持し全労仂者の統一行動にたかめるために全努力をかたむけなければならぬ。これによつてこそ、日本の労仂者は、労仂戦線を統一し全面講和によつて平和を守り独立を達成する国民運動の推進力としての役割を果すことができるのである。

(二) **全統会議の解散**　統一運動委員会は組合員大衆の要求の盛り上りを統一行動に組織することを目的としているものであるから、日常の行動から遊離して統一組織の結成を焦ることはその趣旨に反しセクト的な分派の形成を招来する。現在の労仂戦線が分裂している

ならば、そこに第三勢力を作り出していよいよ戦線統一に混乱をもたらすことになる。統一行動同盟ないしは新たに中央労組を結成しようとする動きはこのようなものに外ならない。産別を中心とする各産業別統一委員会の意見はほぼこのようなものであつた。この年の平和運動、労仂戦線統一運動などは、日本共産党のいわゆる国際派の影響をどう克服するかということが重要な課題としてつきまとつた。労仂戦線統一運動についていえば、その現れが統一行動同盟であり、その協議機関が全国労組統一促進会議（全統会議）であつた。

全統会議は四月末に全国労組統一情報委員会として発足、五日末全国労組統一促進会議へ改組し「労仂新報」「統一運動レポート」を発刊した。しかしその後漸く共産党の統一問題が解決の方向にむかい、地方の労組幹部も復党するものが相次ぐに及んで、いわゆる国際派の影響力も次第に衰えを見せ、一〇月には全統会議幹部も、従来の行動の誤りを認めて組織を解散する旨の声明を発し、ここにほぼ二年間にわたつて労組内部にまで物議をかもした分派問題も終止符を打つた。一〇月一五日付発行になる全統会議第四回全国代表者会議の決議「新情勢に対応する労仂運動の発展のために」はその解散について次のようにいつている。

戦線の拡大と全統会議の発展的解消について

本年四月末、労仂運動の全国的統一の促進とそのために必要な連絡機関として、全国労組統一情報委員会が結成されていらい、各地の統一同盟、刷新会、その他の経営を基礎とする統一行動の諸組織と進歩的労仂組合の地方組織が積極的にこの運動に参加し翌五月末日この統一情報委員会を一歩前進させ、全国労組統一促進会議への結集に発展した。

全統会議はその後の活動において各労仂組合の当面する平和擁護斗争の発展と戦線の統一に対して、またそのための組合運動の民主化と戦斗化のために力を注いできた結果、各地にそれぞれ自主的な統一会議の結成と活動の強化をうながした。

全統会議のこのような任務の遂行によつて、各経営におけるあらたな活動家集団、あるいは統一運動の諸組織が結集、拡大してきたとはいえ同じような趣旨にもとづいて活動をつづけている統一運動の諸組織との間に、いまだ充分な共同斗争と組織的統一をはかりえず、われわれの目的とする戦線の統一がますます重要になつているにもかかわらず、一部の進歩的勢力を結集していることが必要である。

すぎない現状はすみやかに克服することが必要である。

現在、国鉄・日通・電産・専売・造船・炭鉱・繊維・私鉄・教員等の産業別主要労組の組織系統にしたがつて統一会議又は統一委員会などが結成され活動をすすめている。

そこでわれわれは、これらの統一運動の機関と組織的に結合しその戦線を拡大強化すると同時に、運動の飛躍的発展をはかることが必要になつている。

全統会議第四回全国代表者会議はこれらの運動の発展条件を検討し、全体の統一を前進させるために、急速に産業別の線にそう全国的な統一運動委員会に組織的に合流し、その過程において全統会議中央機関の発展的解消をはかることを決議する。

この趣旨にもとずいて、従来の常任委員会は残務処理委員会に改組し地方組織との連絡をはかりつつ、全統会議未参加の統一運動諸組織との間に、共同行動を通じてこの組織的統一をはかる任務を遂行する。

現在の段階においては、中央の産業別諸機関のあいだでは、相互の連絡調整をはかるために、必要に応じて会議をもち、協議の上行動を統一する。

各地方及び経営においては、それぞれの具体的条件にもとづいて統一委員会その他の諸組織との間に共同行動を通じての統一会議をもち、相互の発展と戦線の拡大をはかる。

残務処理委員会は各産業別統一委員会との組織的連絡をはかることによつてこの任務を遂行すると共に、地方の統一会議又はその他の全統会議傘下の諸組織に対し、これらの産業別統一委員会の機関紙を配布し、その通信、配布網を確立し、大衆的な編集活動を組織することによつて機関紙の内容の充実をはかる。

ついで全統会議残務処理委員会も一〇月末をもつて解散し、産業別統一委員会との連名でつぎのような通達を各地方に送付しました。

さきに全統会議（全国労仂組合統一促進会議）は、従来の行動の誤りを認めて解散の声明を発しましたが、今回一〇月三一日を以て全統会議残務処理委員会も解散し、完全に各産業別統一委員会に合流することになりました。これからは組織の面でも、運動方針の点でも、中央、地方とも一体となつて統一委員会活動をつずけられる条件がととのつたわけです。中央ではこのように話がなだらかに進んでいますので、地方においてもお互に偏見をもたず、新しい出発のために急いで統一行動を起して下さい。地方によつてはまだ組織的に混乱があるところもあるかと思いますが、それは次のような方法によつて克服して下さい。

(1) 統一委員会の宛先は左記の通りですから通信連絡はそこに対して行うこと。

(2) 統一委員会機関誌は左記の通り発行されていますから、必要部数を知らせ、代金を送ること。大衆的な組織活動はこの機関紙を中心に行うこと。

名称	所在地	機関紙名
国鉄労仂組合統一委員会	東京都港区芝新橋七ノ一	国鉄の友
日通全国統一会議	〃	統一日通
私鉄統一委員会	〃	斗う私鉄
造船統一運動委員会	〃	造船統一情報
炭鉱労仂者統一委員会	東京都品川区豊町二ノ三〇やまのしんぶん社内	やまのしんぶん
電気労仂者統一会議	東京都港区芝新橋三ノ二デンキ経済研究所内	電気労仂者
農林統一委員会	東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館内	統一情報
専売統一委員会	〃	なかよし新聞
日教組統一委員会	〃	教育者
全センイ統一委員会	〃	ともだち新聞
海員統一委員会	〃	

なお、全逓・金属・化学・印刷出版・映画演劇・土建・自由労組・官公などには統一委員会を名乗る組織がありませんからその場合はとりあえず、前記産別会館内国鉄労組統一委員会気付で、「全逓」とか「化学」とか表紙に附記しておいて下さい。一度連絡がついたらその後は産業別に独自の連絡方法をとつて下さい。

(3) 理論的な指導誌・活動家むけの指導誌を今度新しく発行することになりました。これをあらゆる産業の活動的な労仂者、とりわけ、総評・中立系の組合幹部に入れて組織していただきたい。

名称　組合ノート　B5判（一六頁建て、月二回刊、創刊号一月一一日発行）。

(4) 第四回全統会議全国代表者会議の決定に基き、発行される予定であつた一労仂運動句報一（もと「統一運動レポート」）は以上の理由により発行を取止めましたから御承知下さい。

情勢は一日ごとに進み、統一委員会活動の重要さもそれに応じて大きくなつていま す。今回の合流を機会に中央・地方の連絡を一層ふかめ、斗争と組織を強化してゆこうではありませんか。

一九五一年一〇月三一日

産業別統一委員会　代表　平坂秀次
全統会議残務処理委員会　代表　津々良渉

(三) **産別第四回拡大執行委員会**　一九四九年一一月第五回大会以後の二年間は、全労連の解散や、集会の禁止、機関紙の発行停止処分など産別系労組にとつては相つぐ弾圧の中での必死の抵抗の時であつた。この間、講和・安保両条約の締結にともなう情勢の変化によつて、産別会議の果す役割も解体の方向から、規模は小さいながらも独自の立場を新たに展開する必要を生じてきたのであつて、二年間大会をもたなかつた産別が従来の活動の成果と欠陥を明らかにし、新しい行動方針を生みだすための大会に準ずる拡大執行委員会をひらいたことは各方面から注目された。

会議は一二月五―六日産別会館講堂で、全国各地からの代議員と地方組織の代表約八〇名を集めてひらかれた。

一般報告はまず二年間の活動状況について、第五回大会の決定の基本的方向とその後の情勢の発展に応じた闘争の進め方の正しかつたことを評価した後、結語において産別さん下の組織状況にふれ、組織減少と戦線統一における産別の存在意義について左のように述べている。

一般報告の結語

産別会議の活動を通じて明らかなことは、産別会議の斗つてきた方針は、部分的に不十分な点や欠陥があつたとはいえ、基本的には全くあやまりがなかつたということができる。産別会議の基本的な政策は、今や産別会議傘下の組合ばかりでなく、産別を脱退した組合や総評傘下の組合にも浸透していることは現実がこれを示している。

それにもかかわらず、産別会議に組織された労仂者の数は、第五回大会の当時よりくらべて、いちじるしい減少を示し、全生保、電産、港湾、全建労等は産別より脱退し、木材は解散同様の状態になつている。産別に加盟している単産も、大なり小なり、組織人員の減少をまぬかれなかつた。

現在産別に加盟している組合の組織人員は次の通りである。

全日本金属労仂組合	三三、〇〇〇
全日本印刷出版労仂組合	六、〇三〇
全逓信労仂組合	一、八〇〇
全日本医療従業員組合協議会	二、〇〇〇
東京土建労仂組合	九、六〇〇

このような組織の減少はどこに原因があるのだろうか。

第一に、産別会議が、生活擁護・民族解放の斗争の先頭に立つて斗つてきたことにたいして、内外反動勢力の攻撃がここに集中したことである。全労連の解散、幹部の政治活動の禁止、各産業における不当馘首による活動家の追放、これらの法律をふみにじつた弾圧によつて最も大きい被害をうけたのは産別系組合であつた。しかも電産のように、組合規則を全く無視した特別指令によつて、産別の方針に賛成する組合員を自らの手によつて排除してはじめて産別を脱退することができたのである。

第二に、われわれの活動の中で、生活を改善するためのあらゆる要求をとりあげて、組合員全体を行動にたち上らせ、組合を徹

底的に民主化して組合員全体とは離れず、しかもその先頭にたつて斗うという指導が不十分であつて、この行動の中で組合員一人一人を階級的連帯精神をもつて団結を強化するという活動において欠けるところが少くなかつたからである。組合員にたいする観念的なおしつけや斗争におけるひきまわしがなかつたとはいえないのである。

このような組合活動における欠陥を一掃しなければ、困難な情勢の中で斗い抜く組合をつくることはできないのである。

第三に、われわれは、「一経営、一産業には一組合」の基本方針を堅持して、産別脱退に賛成する組合員が多数になつた場合は、全産業の労仂者の統一を実現する場合、それが必要であつた場合には決して組合を分裂させず、又産別のワクにこだわらず、その組合にとどまり、あるいは発展的な合同を行つて全労仂者の統一のために努力したのである。全生保、全建労、港湾などは、それぞれの産業において、又賃金共斗を通じて統一のために斗つているのである。

いま、サンフランシスコ条約のもとで植民地従属国の状態におかれた中で、生活の改善と民族の解放のために斗つてきた産別会議の方針は、実際の経験を通じて、広く産別内外の組合に理解されつつある。産別、総評、中立のいずれをとわず、ほとんどすべての労仂組合の斗う目標は、基本的には、一致し、統一の条件は次第に成熟しつつある。この共通の目標にむかつて共同斗争をおしすすめる推進力となつてこういう条件をつくり出した一つの力としての産別会議の存在の意義は、決して軽視することはできない。産別会議を除いて労仂戦線の統一を論ずることが出来ないことは、いうまでもないのである。

産別会議の基本的任務が、産業別組織を拡大、強化しつつ、各地域でも、全国的にも、全日本の労仂者の行動の統一を実現することにあつたし、現在もそうであることは、ここにくりかえすまでもない。第五回大会の決定があきらかにしているように、この ことが「産別の運動方針の実践であり、組織の拡大発展であることを理解して斗うとき、産別の現組織は、十分、その任務を果し終る」のである。

われわれは、第五回大会の決定の正しさを再確認するとともにこの日のために、今一段の努力をつずけなければならない。

と討議の中心となつた当面の闘争方針は全文六章に分れ、そのうちくにつぎのような諸点が強調され、決議された。

一、前文　サンフランシスコ条約は日本国民に何をもたらしたか。

サンフランシスコ条約の結果、日本の名実ともに植民地従属国の状態におかれ、したがつて日本の労仂運動が植民地従属諸国の解放斗争として基本的性格をもつものであることを確認する。この条約に調印した吉田内閣を打倒しこれを批准した反動国会の解散を要求するとともに、他の労仂組合とも共同してダレス特使に対し公開質問状を出す。

二、生活改善の斗争

定時間で食える賃金を要求し職階制打破のために斗う基本方針が、各職場ですでに実践されつつある。とくに越年斗争の中で、「おせば出る」の確信が生れつつある。独占資本の收奪によつて破綻にひんしている企業＝平和産業・中小企業では、経営者の要求をもとりあげ、場合によつてはこれと協定して共同斗争をすすめるが、すべての犠牲を労仂者に轉嫁しようとするやり方に対してはあくまで反対して斗う。

また「再軍備より社会保障を」という目標で斗われている保険

医の総辞退運動や附添婦の斗争を支持し、国家負担で社会保障の危機を打開しなければならぬことを決議。

三、平和擁護・民族解放の斗争

職場における斗争を基本とし、あらゆる職場で職制や非組合員まで引き入れて平和委員会をつくり、国民の中に反戦平和の思想を広く浸透させる。世界平和評議会の提唱によるアジア太平洋諸国会議・国際経済会議・国際児童保護会議等に積極的に参加し国際的連帯性を強める。

四、労仂運動の自由を守る斗争

五人組を基礎にしたストライキ委員会や組合をまもる自衛の斗争に発展させる。職制による資本の重圧に抗し、組合を職場の労仂者を中心とした斗える組織につくりかえてゆくとともに、工場委員会や職場委員会を通じて経営を民主化する活動をとりあげる。

五、労仂戦線の統一

生活の危機・民族の危機・戦争の危機に対する斗争は、総評一部幹部がどんなに「一線を画す」といつても、統一した目標と一致した政策のもとに統一行動として斗われつつある。そのような条件の成熟するに至る背後には、困難な情勢の中で、よく労仂者の行動の統一のための役割を果した統一委員会の活動があつたことを高く評価すべきである。この活動を強化発展させるとともに、「政治的中立」の名の下に単独講和をみとめ、再軍備に協力、労仂組合の産報化と戦線分裂を図る「愛国労仂運動」は徹底的に追放すべく斗わねばならない。

戦線統一をすすめるに当つて賃金共斗のもつ意義は大きい。しかしその役割は総評によびかけて行動の統一を実現する所にあるのであつて、代りに組織の統一をもちだしてみても無意味なばかりか、分裂を一そう激しくするおそれがある。「新中央労組」に反対するゆえんである。

日本の労仂戦線の統一に関しては、産別のみが常に正しい方針を示してきた。従つて産別を除外してこれを論ずることはできないし、産別の方針こそが統一の環となつている。その実現のための努力が成功し、統一の基礎が作られるならば前大会の方針に従い産別は進んでこの統一行動組織に発展的に解消するであろう。

国際的には世界労連を支持し、日本の連絡事務局を通じて提携を強化する。これに反し国際自由労連は何ら日本の労仂者の味方ではない。戦争屋の手先となつた国際自由労連の実体を暴露し、全日本の労仂者が世界労連に結集するように運動を進める。中でも中国労仂者との提携を強化し、アジア太洋州連絡事務局を通じて、全アジアの労仂者との連絡を密にする。

六、労仂者と農民の同盟と国民的統一戦線の結成

労農同盟の問題がとくにとりあげられたのは、植民地従属国の状態から解放されるために決定的な意義をもつからであつて、供出斗争、軍事基地のための土地取あげ反対斗争などは労仂者が進んでとりあげる必要がある。そのために日農から提案された機関紙の交流、労農懇談会の組織、工作隊・調査団の派遣、また農民斗争の援助指導などは直ちに実行に移らねばならない。

さらに吉田政府の反動政策に反対する声は知識人、中小企業から資本家階級の一部にまで拡つており、生活をまもり、平和と独立をねがうすべての人々を労農同盟を中心とする国民的な統一戦線に結集し、その基礎の上に立つて民族解放のための民主政府ができるように斗わねばならぬ。

最後に新しい情勢に対応し、民族解放の闘いを基本目標とすることを明らかにするため第四回大会採択になる綱領を修正、つぎのよ

うに草案を決定した。

綱領修正草案

産別会議第四回拡大執行委員会決定

われわれは、労仂者の労仂条件および生活条件の維持改善と、その経済的社会的地位の向上をはかり、植民地従属国民の状態から脱却し、労仂者を賃金奴隷の状態から完全に解放し、自由で搾取のない社会をつくるために斗う。そのために次の活動を行う（前文挿入）。

一、労仂者と労仂組合の基本的権利である団結権、団体交渉権、罷業権の確立と完全実施のために斗う。

二、一切の不当な抑圧諸法令を撤廃し、言論・出版・集会・結社・示威運動等基本人権を確立するために斗う。

三、職階制給与に反対し、だれにもわかりやすい賃金体系を要求し、最低賃金制を確立し、半封建的植民地的労仂条件を一掃するために斗う（修正）。

四、一週四〇時間労仂制、年三週間以上の有給休暇の獲得のために斗う。

五、婦人・少年労仂者の完全な保護、同一労仂同一賃金制の確立のために斗う。

六、資本家全額負担による失業保険を含む社会保障制度獲得のために斗う。

七、首切り、低賃金、労仂強化による大資本家本位の企業整備と行政整理に反対し、平和産業の破壊を防ぐために斗う。

八、戦争経済に反対し、平和産業の無制限拡大と中華人民共和国をはじめとするすべての㊀と自主権ある平等互恵の貿易実現のために斗う（修正）。

九、反動的・植民地文化を粉砕し、教育の民主化と仂くものの文化建設のため斗う。

一〇、国民の困窮と自由の抑圧と戦争にまきまむサンフランシスコ条約に反対し、ポツダム宣言に基く全面講和により民主主義と民族の独立を守るために斗う（修正）。

一一、労仂者と農民の同盟を主力とする、漁民、一般市民、民族資本家との密接な提携による広汎な民族解放のための民主的統一戦線の強化と発展のために斗う（修正）。

一二、共同目標に対する共同斗争を通じて労仂戦線を統一し、世界労連に加盟して全世界の労仂者と提携し、世界平和確立のために斗う。

五　労仂者同志会と新産別　四〇万組織労仂者をさん下にもつ総評を中心に統一の方向に前進しつつあつた労仂戦線の内部にも再び分裂の危機が迫つた。一は愛国労仂運動の名に総称される右派社会党――民主社会主義連盟（民社連）――民主労仂運動研究会（民労研）――総同盟および新生民同のラインの動きであり、一はこれに対応する左派社会党――社会主義協会――労仂者同志会――新産別の左派ラインである。

社会主義協会は社会党左派、民同左派幹部に、いわゆる労農派系の学者といわれる人々を中心にした知識人を加えた同人組織であるが、社会党分裂後その小委員会が公表した「講和後の新情勢と労仂階級」というテーゼ試案は、左派社会党ならびに民同左派の主導権下にある総評の今後の動向を示すものとして重要なものといえる。これに呼応して各労組もそれぞれ態度を決定、その運動方向を明らかにしたが、なかでも新産別が大会で確認した運動方針「労仂階級の任務」なるテーゼ、労仂者同志会の「講和条約批准後の平和運動」草案などは、左派社会党および総評の内部あるいは側面から大きな影響を与えるものとして、また複雑な国際情勢下における日本の微妙

な立場の一断面を示すものとして注目される内容を含んでいる。

労仂者同志会はすでに三月の総評第二回大会の前に、民同左派の有志が個人的に意見や情報を交換しあう目的から連絡懇談会としてもたれていたもので、その後、総評外からも有志の参加を見て定期的な例会をひらき、「愛労との闘いの中で労仂組合を闘う行動組織に高める」ための協議を続けてきた。その主要なメンバーは、国鉄の岩井・大場、日教組の坂尾、全逓の宝木、新産別の細谷・柏原、全専売の平林、電産の神山、全逓の市川、炭労の石黒、全金の北川、合化労連の加藤、私鉄の長谷部、全自動車の野本などの各氏で九月一二日の例会で審議された趣意書で——

一、階級的立場を堅持し、闘う労仂組合をつくる。

二、平和四原則を堅持する。

三、国際自由労連に対しては自主的立場から批判的態度をとる。

などのことを申し合せた。この左派同志会が一二月一日に決定した「講和条約批准後の平和運動」草案は、内容的には社会主義協会のテーゼと新産別の方針を折ちゆうした形となつているが、次期総評大会がこれを中心に論議する性質のものであるとすれば、その意味する所は大きい。以下その主要点は——

一、最近の国際情勢は

イ、米ソの戦力は均衡し、相互に情勢をみながら展開する平和攻勢がしばらく断続する。

ロ、西欧の再軍備は困難に思われる。

ハ、アジア・中東の民族運動はいよいよ熱狂さを加える。

二、平和への展望は

イ、戦争回避への諸条件を形成し、恒久平和への道をひらく。

ロ、アジア民族運動は進歩的な社会勢力によつて担当されねばならぬが、アジア地域の貧困に解決方向を与えないと革命運動はボルシェヴィキ化する。

ハ、西欧におけるベヴァン的要素の成長が望ましい。アジア民族運動を第三勢力たらしめるにも必要な条件である。

三、平和運動の目標は

A、祖国の平和と戦争回避のために

1 全面講和の具体的推進として

中ソ両国との経済協定即時締結中共承認

アジア連携を仲介とする全面講和の獲得

2 安保条約の廃棄

3 朝鮮出兵反対

4 再軍備反対

5 平和憲法の擁護

6 アジア民族運動の連携

B、恒久平和への前進のために

1 欧亜をつなぐ第三勢力の組織

2 欧亜にまたがる平和中立回廊の完成

3 政治経済体制は諸国民の自由

4 平和と福祉増進のための社会民主主義勢力の世界的連携となつている。

これに対し民同左派のいわば理論的支柱ともなり、労仂者同志会の中心勢力と目される新産別においては、これまた独自のテーゼとして「労仂階級の任務」を一一月三〇日から三日間ひらかれた大会で決定した運動方針の第一部におりこみ発表した。テーゼは一、一般情勢の基本要因として国際情勢を概観した後、二、西欧社会民主主義とアジアの民族運動において国際的連帯の問題にふれ、三、日本の地位と運命について国家権力の構成と植民地的従属関係に言及、最後に四、労仂階級の任務で日本の労仂者の果すべき

階級的役割について次のように書いている。

労働階級の任務

日本社会党は、終戦後の特異な結党事情よりして、西欧的社会民主々義の主体さえも確立することが出来なかつた。自由党や民主党に行くべきブルジョア分子さえも、選挙地盤をあてこんで社会党に流れこんだままの片山内閣時代の繁栄は、いわば小ブルジョア的繁栄にすぎなかつたのである。それがため結党の初期より左派勢力が抬頭し、労働組合運動の発展と照応して、その勢力を増大してきた。けれど今度の講和問題をめぐる分裂において、左派もまた、そのままでは、ブルジョア議会主義のワクを破る力でないことを、自ら証明しつつある。

日本の労働階級は、日本資本主義の歴史に照応する階級的未成熟と、半封建的社会制をその特質として身につけている。それ故にこそ、共産党はずばぬけたウルトラと化し、社会党は小ブルジョア的繁栄と停滞の間を動揺した。労働組合は、左翼組合主義の旋風にまきこまれるか、ポツダム労働組合のワクの中にいじけてしまうか、の間を彷徨してやまないのである。「長いものには巻かれろ」という事大主義を伝統とする国民的習性の中で、労働運動もまた、その習性から解放されていない。半封建的な社会性としての基盤である農村と農民生活が、今もつて低賃金と労働強化の無限の源泉となつている事情の下においてさえ、労働者と農民の結合を実現すべき同盟の戦術が、確立されていない。

要するに、労働階級の任務を実践すべき力の結合が、いまだ充分になされていないこと、そして正しく社会主義の実現を斗争する労働者の政党が、いまだ実力的に形成されていないということだ。

日常斗争を通じて生活を確保すべき労働組合の活動が、資本主義の拘束から自己を解放するという社会主義の目的に、具体的に合致される条件が、日本ほど豊かに存在するところは少いであろう。この社会主義的目的に、労働組合の活動を結合せざれば、労働組合の活動は、資本主義のワクでの改善主義運動に制限される。

ポツダム組合的惰眠を、つずけられない客観的条件を迎えつつあり、社会党は小ブルジョア的繁栄の夢からさめつつある現在、労働運動に対し、更に新しい拘束がかかつて来た。すなわち、労働法規の改悪と治安立法の制定である。組合は、組合主義だけでは用をなさなくなつてきた情勢と、組合だけで自分を守れない事実が、たれの目にも明らかになつてきたのである。ここに労働階級の支配階級に対する集中的斗争組織としての労働者の政党の必要が、現実のこととして切迫したのである。社会党の分裂は、この切迫した必要によつて促された労働運動再編成の主たる方向を示している。

共産党の極左指導に反撥した労働者大衆は、社会党を階級的指導力とするために、組合からの集団的入党を行つた。だが、いまや、左派社会党、ならびに右派社会党の労働者勢力をも含めた、新しい階級的政治力の再組織を必至とする。労働組合はこの事態に処して、階級的自主性の上に自己の姿を再現すべき努力、すなわち、ポツダム労働組合の返上斗争と共に、また、新しい労働者政党の実現を目指す努力に向わなければならない。組合と政党との関係におけるありきたりの組合論は、いまや打破せられねばならない。

そのような労働者の政党は、革命の平和な手段による遂行を基本戦略となし、積極的な政治斗争を日常不断に大衆の中において発展せしめるものでなければならない。政権を獲得すると共に、

一切の反動的な抵抗を排除して社会主義政策を次ぎ次ぎに、かつ急速に、実現して行くべき能力をもつ政治力へときたえられて行かねばならない。

平和な革命はまた、議会斗争を尖端とする大衆斗争である。故に労仂者の政党は、議会斗争と議会外の大衆斗争とを結合する要であらねばならない。われわれは、このような労仂者の新しい政治力の拠つてたつ精神を、戦斗的社会民主々義とする。その組織は、民主的に力を統一せる中央集権の党であり、大衆的階級政党であらねばならない。社会主義を実現すべき方法と実践としての戦斗的社会民主々義は、労仂階級の立場に徹底して日本の運動における革命的役割の積極的な推進力と把握し、アジア民族運動にならねばならない。そして二つの世界の対立を合理化せんとするアシズムと戦争の危険と斗う労仂者の党を実現せねばならない。一切の理論と詭弁を排し、第三勢力の主体的条件を強化して、ファ

わが日本の労仂組合は、この労仂者の政党の組織のために、平利の原則を敢然とまもつてサンフランシスコ条約の批准を国会で拒否した社会党の人々と共同し、到来せる歴史的事業の主柱たる階級的役割を進んでになうべきときである。

同時に採択された運動方針第二部「当面の闘争方針」のうち、統一運動についての新産別の考え方はつぎのように明らかにされている。

(1) 統一運動は、現在の段階においては再編成の運動である。現在あるがままの組織における形式的な統一が問題なのではない。きびしい内外情勢に直面して労仂組合の性格自体を問われているというのが、眼前の実相なのである。

戦後幾バクも経ていないにも拘らず、早くも停滞し、動脈硬化してしまつた労仂組合に、生きた精神を吹き込み、これを内部から作り直し若返らせること、ここにすべての問題がかけられているのである。すなわちポツダム労仂組合を返上し、真に労仂者の主体に立つた労仂組合を築き上げる。いわば統一運動の基礎条件を作る段階にわれわれは立つているのである。このような精神と努力を抜きにした統一が権力や資本家を欺くよりも労仂者自身を欺く、みせかけのものになることは、総評の実態が何よりの証左である。

(2) 総評運動を合理化するために、しばしば、量は質に転化する。何よりも、それがたとえ権力の誘導によるものであつたとしても、量を集めればよいのだ、といつた詭弁がまことしやかに聞かれた。だが、量が質に轉化するためには、轉化すべきモメントが必要である。これなしには量は量の積重ねに終る他はない。労仂階級は一昨年来、後退に後退を続けた。このような後退は、客観情勢のきびしさに併せて、未成熟な段階にある労仂者の主体的気力の崩壊によつてもたらされたものであつた。これをそのままにして組織の形がいをよせ集めたとしても、それは反撃の拠点となり得ず、かえつて内部矛盾を激成し後退の速度を拡大再生産するにすぎない。

事実、総評を成立させたものは、労仂者の斗う意欲というよりも何等か権力的なものに依存しようとする感情、内外権力との関係において安全地帯に逃避しようとする事大主義や附和雷同性に基く点が多いのである。

このようにして、労仂組合は、労仂者の実態を離れた形式的な規約に縛られ、官僚的な上層建築の積重ねによつて、形の上の整備は進められて行つたが、それは同時に官僚主義特有の腐敗堕落を生み、むしろ後退が形式的な統一を可能にし、質的変化を促している。即ち組合運動がそのまま支配階級の枠の内に入り、安易

と自己保身から幹部自身が意識的にそのワクを導入するという結果を招いているのである。このような事態は究極的には労仂者の主体性の未成熟によつてひき起されたものであり、これを克服するという基本的努力を抜きにして、統一運動を考えることは間違いである。

(3) われわれは以上の現状認識に立つて、統一運動を再編成運動として推進する。

総評に対する態度もまた然りである。全体の再編成の中で総評を再編成して行くのであつて、総評を中心として再編成を考えたり、頭から規定された規格によつて、当面の事態を処理しようとすることは決して正しい再編成の方法ではない。

(4) 統一運動の基本は、共同斗争である。あらゆる機会、あらゆる問題を捉え、全国組織・単組を問わず、共同戦線を組織し、共同斗争を展開しなければならない。

新しい精神と内容をもつて起される青年の組合若返り運動、また現在進められている平和運動なども統一運動の推進力となる。要は形式的な型にとらわれることなく、行動の一致点を敏感に把握し、行動を通じて統一への方向を高めることである。

(5) 統一運動したがつて共同戦線、共同斗争の進め方について、われわれは従来の誤つた考え方、やり方を克服しなければならない。

一口に云えば、従来は官僚的なやり方である。われわれは総評に対してもこの点について厳しい批判を加えたが、平和推進会議その他さまざまのカンパ組織にもそのへい害が認められる。

統一運動、あるいは恒常的、一時的を問わず共同斗争は、行動の主体は各団体であり、各構成団体の行動の一致点が共同斗争として現れてくるのである。ところが一つの共斗（カンパ）機関が作られると、それは各団体から遊離した独自の指導機関のようなものとなり、今度は逆に上から各団体にワクを押付けたり、地方に対しても機械的に同じような機関を作らせたりする。

運動の中から共同のワクを作るのでなく、ワクをかけて運動を規制するというやり方は、幹部の自己保身の道具となり、特定の指導者や政治ボスの政治的な目的に利用されるだけである。

われわれは、このような安易な形式的なやり方を排除し、常に大衆行動に統一運動の基盤を求め、努力しなければならない。

(6) このような統一運動の進め方に対して、次のような反論が行われている。現在の組合は会社組合だ、だから下からでは駄目で中央からワクをかけて行けば御用化しないのだ、と。だがこれがいかに労仂運動の現状に即きない詭弁であるかは、前述の如く総評の実態が示している。

総評の活動は、全体の労仂運動をいかに指導し、高めるかというのではなく、総評という枠を拡げようとする縄張り拡張運動になつている。それは総同盟の縄張り主義の変型であり、官僚的支配の地盤擁護の運動にすぎない。

総評に入つていれば弾圧されない、安全だ、といつた一種の「安全組合」意識、事大主義、事なかれ主義が、総評運動の支柱をなしている。

だがそれ故に、総評は積極的な勢力や反動勢力のつき上げによつて、絶えず動揺を続けなければならないのである。この混乱と停滞を打破し、ポツダム組合を根底から再編成するところに、現在の統一運動推進の鍵がかけられているのである。

(7) 労仂階級の斗争力を結集統一せんとする統一運動は、当然政治斗争と密接な関係をもつている。特にサンフランシスコ会議以来いよいよ重要となつてきた平和運動は、統一運動の推進力とし

て大きな意義をもつている。さらに統一運動は、労仂者の政治勢力の結集と発展に対して、相互関係におかれていることを知らねばならない。

(8) われわれは、当面、次のように統一運動を具体的に推進する。

(イ) われわれは、以上の総評に対する基本的見解に立つて、統一戦線の運動を具体的に展開するために

(A) 賃金斗争その他の一般的な共斗において、積極的な共斗をやる。

(B) 平和運動並びに戦争の危険に対する斗争において、平和四原則を共通の目標として共斗する。

(C) 総評に対する組織関係は、総評に対するわれわれの基本的な見解に基いて、現在まで生じた問題を総評の大会までに解決するため努力する。

(ロ) 上から下までの一般的な共斗を推進力とする統一運動は、次の如く遂行しなければならない。

(A) 組合の日常活動において重要な問題をとらえ、特に賃金共斗その他の季節的な斗争などにおいて、地区共斗に最も大きな重点をおく。この際みだりに相手を選ぶことなくあらゆる組合の大衆と結合する大衆カンパニアで行かねばならない。

各地にある地区組織は共斗組織としての活用をなすべきで、固定的な団体と化することはいけない。

(B) 業種別、産業別その他あらゆる共斗において、統一戦線をおし進める。

(ハ) 社会党の分裂を契機として積極的となつた労仂者の政党再建の運動は、労仂運動のあらゆる斗争の集約点となつて行くものであるから、統一戦線とは最も密接な関係をもつことを知らねばならない。

政党の再建において成功することは、統一戦線の成功を生み出し、統一戦線の前進は、また、真に大衆的な階級政党の再建を成功せしめる。

(ニ) すでに愛労運動が、労仂運動の一隅に存在し、政府及び資本家階級の所期するところ、労仂運動の分裂にあること明らかな以上は、統一戦線の運動を形式や名分にのみこだわるものにしてはいけない。

統一運動のやり方と形態は、あくまで実質的なものとなし、賃金を中心とする日常斗争、平和の斗争、労仂者の政治斗争において、あくまで共通の目標をもち、行動の一致において、斗争を広く大衆の間に組織し得る実質的な共斗機関であらねばならない。

第三節　愛国労仂運動の展開

愛国労仂運動の根源は、これを遠く一九四六年九月一五日の国鉄労組の宇治山田大会における左右分裂にもとめることができる。その後、一九四七年の流会大会直後、右派は大宮工機部の斎藤鉄郎氏を中心に「反共連盟」として結集し、翌一九四八年の春、産別民主化同盟の発足とともに「国鉄民主化同盟」となり、一九四九年夏の行政整理によつてレッド・パージが行われて以来、国鉄労組の主導権をにぎつてきたのである。しかしその後一九四九年の越年闘争や、一九五〇年の春季闘争をめぐつて民同内に新な左右対立がめばえるにいたつた。民同はもともと反共を旗じるしにして、健全な労仂運動をめざした穏健な性格のものであつたにもかかわらず、その内部

にすら左右対立を生ぜしめるにいたつたことに注目すべきである。資本主義の危機は端的に生活の危機としてあらわれ、それは労仂者階級を左翼化せしめずにはおかないと同時に、反面、右翼的な運動をも活潑化させる条件となつている。このような左右対立は、一九五一年の六月五日から開催された国鉄第一〇回定期大会(新潟)において、平和三原則を運動方針に採択するかしないかをめぐる討論によつて表面化した。しかもこの時に、右翼的な労仂運動が、いわゆる「愛国労仂運動」としてなのり出たことが特に注目されるのである。すなわち、右翼的労仂運動の総師である星加要は、大会における中闘原案の説明に際して次のように発言している。

今日労仂者が手を握るべき国際主義の立場というものは、世界労連と自由世界労連の二つにわかれておるということであります。このことは一体何を意味するかというと、共産主義的なインターナショナルと、自由民主的なインターナショナルが世界にあるということであります。われわれはこの国際主義という場合に自由世界労連、民主的な自由な労仂組合運動としての国際主義をとつておるのであります。

従つてこのことは何を意味するかというならば、ソ連的共産主義のインターナショナルというものは、一九二七年に、スターリンが、この国際主義を明確にいたしておる通り、実に文句なしにソ連を支持するのでなかつたら、ソ連中心主義をとるのでなかつたならば、真の国際主義というものはあり得ないということを申しております。

従つて私はこの国際主義というものはソ連中心主義であつて、非国家的、反国家的反民族的国際主義であると断言せざるを得ないのであります。私は実にこの自由民主的な国際主義というものは、自分の国家の隆盛とともに世界の民族が手をつなぎまして、各国家の隆盛をはかろうとする、自分の国家をも愛するところの国際主義である。ここに大いなる差異があります。今日私が愛国的という言葉を言いますけれども、この言葉を評して、これが国家権力に迎合する、あるいは奉仕する等の悪宣伝をしておりますけれども、決してそういうものではない。

今まで言うた人においても、すべて愛国的ということに反対であるということを言うた人は一人もない。しかしその解釈というものを誤つておるのであります。その解釈はなぜ誤つておるかというと、これは代々木の本部へいつて勉強する仕方が足りないから、代々木の本部のぐるりをぐるぐるまわつておるから、それでそういう結果になるのであつて、正しい解釈というものはちやんと出しておると考えております。

すなわち愛国的とは一体何か。今日世界の人類はどうして生活しておるか。それぞれ国家を形成して民族の独立をはかつて、そこに生活しておるのではないか。われわれが日本民族の幸福ということを考える場合に、日本の独立というものをぜひともはからなければならない。日本人の窮極の目的は日本の独立達成にありといわなければならないのであります。

従つてその独立達成を念願し、これを第一義として考えていくほんとうの道を歩んで行くのが愛国的労仂組合である。これにレッテルをつけて、これは政府に奉仕するものである、あるいは国家権力に奉仕するものである、そういう労仂組合運動は産報であるというものは、これすなわち日本の独立ということをちよつと口にはするけれども、そうではなしに、ほんとうはソ連中心主義に日本の国を破壊しても、ソ連のために盡そうという考えがあつてかなくては知らないけれども、ぼんやりしておるから、これに乗ぜられておるのだというのが現実なのであります。

新潟大会においては、二九二票対一一三票をもつて、平和三原則を採用した横山案が可決されるとともに、六月五日にひらかれた国鉄民主化同盟フラク会議総会において、一、民同は反共連盟として発足した当初の存在意義が失われた、二、民同組織が人事問題の利用に供されている、三、フラクのごたごたに終始せず国鉄労組全体の発展を考えるべきである、などの理由のもとに、ついに民主化同盟を解散するの余儀なきにいたつたのであつた。このことは、左右対立の新な局面の開始をいみしたのである。すなわち右派は直ちに新な組織の結成にのり出し、九月一、二の両日、大宮市の八重垣寮において、国鉄労組民主化同盟（新生民同）結成全国代表者会議をひらいて、当面の運動目標をはじめ、綱領、規約などを決定するとともに、誤れる平和運動を排撃し、あくまで組合主義の立場に立つて、組織内部の民主化を推進する一方、サンフランシスコで調印された多数講和を承認するなどの基本方針を決定した。会議は二七地方本部中、二三本部から代表者一〇〇名が集り、新生民同役員として、幹事長、斎藤鉄郎氏、副幹事長、加藤閑男氏、同、星加要氏、幹事、戸田芳夫氏、川村越男氏、磯崎洋氏、小野新一氏、西孝雄氏をそれぞれ選任した。

ところで新生民同の運動を基礎づけている理論を比較的系統立て表明しているのは、静岡地方組織防衛同盟の綱領である。

綱領1　マルクス主義の根底は、環境が人類が人間を支配することである。それは人間を一個の物質とし、人間の叡智と創造を否定するものである。

われらは人間の意志と能力によつて環境を支配し歴史を創造してゆくものであることを信ずる。

綱領2　社会は人間によつて構成され、人間によつて機能が行われている。人間の資質の向上なくしては搾取と抑圧との罪悪を否定した真の自由と平和を地上に実現することはできない。われは人間革命を主体として社会主義社会の実現のために努力する。

綱領3　階級至上主義は、階級独裁を指向するものである。それは人間の自由と平等を抑圧する、新しいファシズムの形態である、われらは、階級至上主義を排除して、人間の自由と平等を基礎とするデモクラシーを確立する。

綱領4　資本主義が、その内部に包蔵する矛盾は資本主義そのものを、自然的・必然的に崩壊させるとするマルクス・レーニンの見解に反対する。

それは共産主義又は僞物の共産主義者の世界支配の僞れる社会観であるからだ。われらは、国家の機能が時代の変遷によつて資本を統制し調整して世界諸国家の協仂をめざし、福祉国家に移りつつあることを信ずる。

綱領5　偏倚した国家主義や民族主義は、極左、極右に通ずるものである。

われらは世界の社会主義者及び自由にして民主的な労仂者と積極的に提携し、あらゆる民族の協仂と共栄と社会正義を貫くために努力する。

綱領6　民族の独立、国家の独立なくして、社会主義も政治的・経済的自由も確立されない。われらは、当面する日本の課題は日本民族の独立が他のすべてに優先することを確認する。

綱領7　中立主義、極端な無抵抗主義は、民族を奴隷として、乞食に落してソ連邦に有利な体制を築き上げるものであると信ずる。

われらは、積極的平和主義に基き、国際連合と提携し、平和維持の政策を支持する。

綱領8　祖国日本の資本は永続的なわれらの信念と行動により、将来われらの手中に帰るものである。われらは、次の時代の資本運営と当面する労仂者階級の利益確保のために、経営に参加して積極的活動を行う。

綱領9　労仂組合の要求と斗争がすべて政治斗争によらなければならないとすることは、レーニンの云う『労仂組合は革命の学校である』とする見解に通ずるものである。

われらは、組合員の政治的信条の自由を悪用し、組合の分裂と崩壊を企図するすべての政党に反対する。

綱領10　組合の内部に反動を醸成するすべての勢力に反対する。

過去六年の運動の経験において共産主義の盲信によつて、組合員と幹部との離間、イデオロギー的対立から感情対立へ発展した事実は、組合を前進させるものではない。遂に後退を余儀なくした。われらは組合の前進は遅々であろうとも常に組合員の意識と経験を生かし組合民主主義確立のために努力する。

綱領11　左右日和見主義・機械的・観念的単一論は、組合組織の無気力と無能力を醸成し、ひいては組合組織を崩壊に導くものであると信ずる。

われらは、組合員のための組合として、組合員の最も身近な所に組織を確立することに努力する。

新生民同の結成にたいしては、国鉄内部からも多くの批判の声があがり、たとえば米子地方本部の大会においては、中闘委員会にたいして反対の申入書が決定され、あるいは静岡地方本部も、それぞれ中闘委にたいして反対の申入れを行つた。又他産業の労組においても、電産では第二回中央執行委員会で「権力側から押し出してくる情勢の推移に迎合的な立場で、内部から切崩してゆく動きとしての愛国労仂運動にたいして、この際明確に反対の態度を打出して闘え」という提案を万場一致で決定し、又日教組でも中央委員会で「愛国労仂運動を断固排撃する」旨の決定を行つている。

このような動きは、果然、一〇月二〇日からひらかれた第二四回国鉄中央委員会で爆発するにいたつた。すなわち、闘争方針の討論の際に、斎木中央委員以下十八名の左派および革同委員から、愛国労仂運動の排撃星加中斗以下参加中闘の辞任を要求する緊急動議が提案され、これを取り上げるか否かで再び議場は紛糾採決の結果九七対三で取り上げることに決定、斎木中央委員から星加氏の愛労運動はさきの新潟大会の決定に反するとの提案理由の説明が行われたのち左右両派の間に三度激しい論争が展開され、多数の左派が一挙に押し切るかが注目された。

しかし星加派の一人である加藤中闘が私は過去六年間組合運動に微力を捧げて来たが一日も仕事のことを忘却したことはない、星加氏は私の同志であり、私は辞意を表明すると発言、星加氏もまた自分ら七人の中闘は辞意を表明すると加藤氏に続いて発言、さらに三ツ木中闘（交渉部長）沢田中闘（給対部長）の両氏（いずれも中立）からいずれかの派に縛られなければ仕事ができないとすればわれわれも遺憾ながら辞任せざるを得ないと発言があり、このため議場は再び大混乱となつた。結局寺山委員長から

組合民主主義を護つてあくまでも国鉄労組は一丸となつて重大任務遂行に邁進しなければならない時であり、この動議をできるなら白紙に還元して事態を収拾したいと要望

火花を散らす論争ののち動議提出の金政（革同）斎木等から動議取下げの動きが出、これをきつかけに相沢副議長等の熱望が入れられついに万場一致で白紙還元と決定した。

かくしてこの中央委員会では、かろうじて分裂が回避されたものの、左右の対立は一層深められる結果になつたのである。

なお、愛国労仂運動は、単に国鉄労組に限られたものではなく、他産業の労仂組合と連絡をもつた全国的な運動であることをみのがしてはならない。このような全国的規模における愛国労仂運動は、一応民主労仂運動研究会（民労研）に結集されているといつてよいであろう。民労研は、新生民同結成の直後、九月七日、衆議院第一会館で発会式を行つたが、その概要は次の通りである。

民労研発会式の概要

参加者

国鉄―星加要、小野新一、戸田芳夫、磯崎洋、木内栄一、鈴木辰郎、渡辺和之、福井健夫、山内利家、加藤昌夫、西孝雄、加藤閲男

全造船―金杉秀信、榎木一吉、菊地定雄、中村三登志、小林辰夫、荒川和雄、川田繁男、鈴木大吉、矢島辰亮、市川健蔵、中山豊吉、木原緑

造船連―三木寿四郎、円福寺鶴美、鈴木政子

日鉱―重枝琢己、久世法夫、立石勇、田中治英、吉田志津

総同盟―松岡駒吉、菊川忠雄、熊本虎三、井堀繁雄、若杉熊太郎、赤堀磬、中島桂太郎、入江汎

全繊―滝田実、斎藤勇、石川忠良、柄谷道一、伊豆原光雄、倉島清、室田太一、上条愛一

全印刷庁―三木融、松田和夫、横手行雄

電産―飯島三良、五島達郎、中村義彦

全国食品―鈴木康司

全国港湾―久恒定雄

全国金属―宮野高治

自治労協―原島照房

都職労―熱田春雄

都労連―梅村幸吉

東芝―保坂玄造

日立―益欣一

ビクター―高田繁喜

非団体―川崎堅雄

議事

司会　若杉熊太郎

議長　加藤閲男

経過報告　重枝琢己

趣意書　斎藤勇

会則　金杉秀信

幹事選挙　原島照房提案

幹事選挙

(1) 本会会員の出身単産（並に連合体）から原則として一名の幹事を出す（必要な場合は二名以上の幹事を出すことも出来る）。

(2) 個人としての会員からの幹事は第一回幹事会で推薦する

(3) 幹事氏名

（総同盟本部）古賀専（日鉱）重枝琢己（全食）大迫栄治（全金）天池清次（全港）久恒定雄（造船連）円福寺鶴美（国鉄）星加要（電産）高橋武（全電機）竪山利文（全鉱）村田哲夫（全繊）斎藤勇（都労連）原島照房（全印刷庁）横手行雄

記念講演

(1) 国際自由労連ミラノ大会の報告、海員組合、西巻敏雄氏

(2) コミスコ大会の報告、社会党、松本七郎氏発会式に引き続き懇談会開催その後民労研、九月二六日の第二回幹事会において、次のような趣意書を決定した。

民労研趣意書

戦後わが国の労働運動は、短時日の間に驚異的な発展を遂げ、民主日本再建の推進力として内外から期待された。われわれは、今、日本の労働運動をかえりみてこの期待に対してある程度の実績をもつてこれに応え得たと信じている。然し乍ら反面に於てわが国の労働運動は占領下の特殊的条件の下に育成されたものであつて、その量的膨大さに比して組織の実体は充実と訓練を欠いており、その自主的性格は稀薄であることを見逃すわけには行かない。

わが国の多くの労働組合に内在する諸種の欠陥は、勿論生長の過程として見るならば、ある程度やむを得ないものがあると考えられるが、今日の客観的情勢は労働組合の現状を黙過するにはあまりにも重大である。既に吉田反動政権による労働法規改悪や高物価低賃金政策が強行されつつあり、また使用者側の御用組合化の陰謀など、労働者への圧迫は強化されている。然るに労働組合の現状はこれに対してややもすれば大衆から遊離した左翼的カンパ斗争に堕している。われわれは講和を契機として、予想される内外情勢の変化を考えるとき、果して今の組合の実体でよいのか今のような労働運動のやり方でよいのかと反問せざるを得ない。

われわれは早くから日本の労働組合の自主性確立と民主化のために微力を傾けて来た。特に共産党の組合支配の陰謀に対しては組合民主化の旗を高く掲げ、組合を本来の姿に立ち返らせるために激烈なる戦いを展開し、今も尚これを続けている。

組合民主化運動の発展は一応総評の結成をもたらした。然し乍ら総評第二回大会に於て国際自由労連加盟が実現しなかつた事実に端的に現われている如く、未だに民主的労組の確固たる基盤は確立されていない。このような状態の下に於て再び極左勢力は組合内部に深く侵入し活潑なる潜行運動を展開するに至つた。即ち極左勢力は対日講和が具体化するや平和斗争の名に於て執拗にして巧みな戦術をもつて組合内にくい込み、彼等の意図する方向へ日本の労働階級をかりたてようと今や必死の策動を続けつつある。然も多くの民主的といわれる組合がこの策謀に乗ぜられ、その意図如何に拘らず客観的には共産主義への協力者たる役割を演じつつあるのである。このような傾向は日本の労働組合が左翼労働組合主義の残滓を清算しきれず、真の民主的労働運動の在り方を把握し得ないことに起因するものと考える。

われわれの前には解決しなければならない多くの問題があるけれども、何よりもまず基本的問題としてわが国の労働運動を民主主義の基礎の上に確立した社会主義インターの立場に立ち、国際自由労連の戦列についてその思想的立場を鮮明にし、組織的連繋を明確化しなければならない。この上に立つてわが国の労働運動を質量共に再編すべきであろう。

われわれはこのような考えの下にあらゆる労働組合の中に同志を求め、民主的労働運動の基本的在り方を検討し、一つの結論を求めることに努めると共に、単組単産が直面している種々の問題の研究と方策樹立のために邁進せんとするものである。

昭和二六年九月七日

民主労働運動研究会

民労研は、総評の中心勢力である国鉄、日教組、電産の民同左派系の結集体である「労働者同志会」と対立する組織として、右翼的

労仂運動の連絡乃至は指導機関としての役割を果したといえるが、海員組合が、一〇月一九日からひらかれた定期大会において決定した「戦線統一方針」は、民労研の方針の単産における具体化として注目さるべきであろう。

海員組合の政党並に戦線統一に関する方針

一、政党による組合支配の排除と労仂組合の政治的偏向是正のために

われわれが全労連を脱退し、民主的労仂戦線統一の旗の下に、総評議会の結成にまで進んだ大きな原因は、政党による労仂組合の支配に反対し、共産党のかかる活動に反撃して起ち上つたことにある。そうしてその一致した行動領は、労仂組合と政党はその機能と性格を全く異にするものであるから労仂組合は外部からの支配干渉を排除し、政党からも完全に独立し、自由でなければならない、ということであつた。

しかるに最近日本労仂運動の風潮は、この総評議会自体からして、労仂組合の主要任務である経済的諸活動の面を、ややもすればおろそかにし、政治活動偏向、しかも所謂平和斗争の色を以て呼ばれる如き、高度の政治的目標とそのための活動に没入する傾向をおかしている。ために労仂組合として機能は停止しているかの感が深い。その必然的結果として、社会党の党内紛争に捲き込まれ利用され、或いは共産党の影響まで再び組合に導入せんとする誤つた傾向を生み出しつつある。かくては、労仂組合が一致して、強力な斗いを進め得ないことはいうまでもなく、総評の危機が伝えられるのも故なしとしない。

ここにおいてわれわれは、民主的労仂運動のため起ち上つた当初の精神に帰れということを、組合の政治的活動に対して強調せざるを得ない。また共産党の支配や影響に対しては敏感な組合が社会党の影響や支配に対しては鈍感であつて、その党内事情によつる最も悪い影響を組合内に導入しつつなお反省しない状態も速かに是正されなければならない。政党を支持し、その政党の活動に協力するということと、その政党の支配干渉或いは影響を組合内にもち込み、組合をして政治的紛争の渦中に一役割をもたせようということとは別物である。

労仂組合は政党から独立し完全に自由でなければならない。労仂組合の政治活動は、その経済活動にプラスとなる方向において自主的に進められるべきであつて、この立場においてこそ、政党との正常な協力関係も生れ得るのである。

われわれは、組合のあらゆる政治的諸活動において、この原則を貫くために、独りわが組合にのみとどまらず、総評その他の場合においても、積極的な推進力とならなければならない。

二、総選挙にそなえるために

遅かれ早かれ、本年度に総選挙が行はれることは明らかである。講和条約締結によつて、日本が独立するに際し、最初の機会に行われるこの選挙は、極めて重要な意義をもつものである。この選挙の結果如何によつて日本の将来が大きく左右されると称しても過言ではない。来るべき選挙において、われわれが、再び保守勢力に主導権を与え、或いは反動勢力の進出を許すならば、ここ当分の間日本の民主化は逆行の一路を辿り、労仂組合の諸活動と労仂者の生活権が甚しい抑圧を受けるであろうことは想像に難くない。

来るべき総選挙において、現在われわれが頼りとせざるを得ない社会党が、今の体たらくであつては、頼り得べからざるを悲しむのであるが、他にもつてわれわれ労仂者の立場を代表し、わが国政治の民主化に力を致し得る政党は求め得ない実情にある。わ

れわれは次期総選挙に今より備えて、一方には組合員の政治教育を強化し、選挙に対する意識を高め、一方には社会党に対して、現実に背を向け観念のカラ廻りに終始する如き現在の態度を改め現実の事態に適確に対処し得る具体的な進歩的政策をもつて臨む態度を要求しつつ、保守反動勢力の進出阻止を成功に導くべき目標のもとに、組合の活動を展開して行かなければならない。

三、国内労働戦線の統一について

総評結成により漸く緒についたかと思われた国内労働戦線の統一は、最近の平和運動問題を中心として、再び動揺しはじめ、重大な危機を伝えられている。しかし国内の政治、経済あらゆる分野において、漸次濃化しつつある民主主義的傾向を是正し、働くものの権利を守り、日本の民主化を達成するためには、その主導勢力たる組織労働者の戦線統一が今程痛切に要求せられるときはないのである。ここにおいてわれわれは、国内労働戦線の統一に対して、当面次の基本的方向にそつてその活動を進めなければならない。

総評議会は目下危機を伝えられている。事実その危機は深刻であり、平和斗争等に関する表面的宣伝にひきかえ、活動はカラ廻りをし、宣伝斗争の域を出るものではない。殊に経済的斗争の面では、無力化の状態にあると云つても過言ではないのである。かかる総評の危機は、前述政治活動の項で、指摘したところにその原因がある。もし総評が、発足当初の指導精神を堅持し、内部において地道な活動を集積しつつ進んで来たならば、その組織は著しく強化されていたであろう。

このことに関して、本組合が当初より総評に対し要望して来た。まず実力の充実を第一とし、政治偏向を回避すべしとの方針が、遂に容れられずに今日に至つたことは、わが組合として、努力不足を反省する要があると共に、一面その方針の正しさが立証されたものとみなければならない。

しからばこの総評をどうするか、われわれは現在の総評が偏向著しく、戦線統一の母体としてその機能を失いつつあるとはいえ、この総評を無視しその外部に結集のより所を求めようとする如き方向には組みし得ない。戦後辛酸を経てはじめて創り上げた巨大な統一の母体総評は、われわれ自身の組織であり、貴重な努力の結実である。この総評を一時的に方向が誤つているからとし、或いは機関の人的構成に不満なりとして、これを割るから行為、乃至は他に統一の拠点を求める工作に出ることは避けなければならない。

われわれは、かすかに時間をもつてし、不満に堪えつつもあくまで総評の内部にあつて、その正しい発展を方向づけるために、努力を重ねることが当面最も必要な態度であると信ずる。未成熟のものを成熟さすには時間と手間がかかるのである。

本組合は総評によつて得べき利益は、今のところ殆んどない。総評の力をからずとも組合自身の問題は組合自体が処理し得る実力をもつている。むしろ総評のための負担と、最近における総評の動向による被害の方が大きいのである。しかしわれわれは、わが国組織労働者の統一と、それによつてもたらされる将来の利益のためにこそ、当面自重し、耐え忍んで努力をしなければならない。かりに総評を見限らざるを得ない場合があるとしても、われわれの一切の努力が、かえつて時日をもつてしても、遂に奏効しなかつた後で、考え直せばよいのである。

第二章　賃金闘争

第一節　概況

賃金闘争の背景　一九五一年における賃金闘争の背景には、なによりも朝鮮戦争以後顕著になつた労仂者階級の窮乏があげられなければならない。その詳細については第一部に明らかにされているがいまその要点を摘記すると、朝鮮戦争以後、労仂時間は延長され、労仂強度は増大したにもかかわらず、名目賃金の上昇は僅少にとどまり、その上インフレーションの高進によつて生計費が増加したため労仂者の生活はいちじるしく困難になつたのであつた。

しかるに一方各企業の収益状況は、使用総資本にたいする利益率が、五〇年上期には僅に三・一%に過ぎなかつたにかかわらず、二六年上期には一四・二%、同下期には一一・八%と、顕著な躍進を示したのである。このように企業収益が改善をみたとはいえ、人件費の比率は相対的に減退し、賃金の上昇としてあらわれなかつた。

動乱以後、特需に関係のある産業と、関係のない産業との間にいちじるしい不均衡がもたらされ、又大企業と中小企業の収益条件もますます格差をひろげたことは賃金闘争に複雑な影響を与えざるをえなかつた。又多くの企業は、景気対策としていつでも解雇できる臨時工を低賃金で広汎に採用したので、これがまた賃金水準の上昇をさまたげる死錘となつた。

資本家の賃金対策　資本家の賃金対策については第三部で取扱われるが、ここではその基本的な問題についてのみ明らかにしておこう。朝鮮動乱以後の生産増加は、労仂時間の延長と労仂強化によつてまかなわれたが、後者の問題において、重要な地位を占めたのはいうまでもなく賃金支拂形態の改訂であつた。すなわち、賃金支拂形態について、資本は職階制導入の方向をめざしたといつてよいが、しかし現在の段階では完全な職階制を実施することは困難であるという見地から、過渡的な方途として、職階級あるいは職務給に能率給をリンクさせるということが主として考えられてきた。したがつて、全体的には、賃上げを契機にして賃金体系を合理化し、生産能率を向上させるという傾向がみられたのである。

賃金闘争の特質　五一年の賃金闘争は、いわゆるベース・アップ闘争として特徴づけることができる。ベース・アップ闘争は、要求の形態としては平均賃金の増額であり、闘争の形態としては中央集約闘争であるといつてよい。ところがさきにもふれたように、動乱以後、大企業と中小企業の収益条件にアンバランスが生じたため、統一闘争が困難になつた。もとより労仂組合もこれに対処して、たとえば炭労の秋季闘争におけるように企業規模別の集団交渉を採用したのであるが、闘争の過程において結局企業別の賃金闘争に分解し、各個撃破されざるをえなかつたのである。このことから、闘争の規模は比較的大きかつたにもかかわらず、成果はそれほどあがらなかつたといつてよい。すなわち獲得した名目賃金の増額も、要求額の三分の一ないしは四分の一といつた状態であつた。その上、この程度の増額ですら、労仂時間の延長、標準作業量の引上げ、単価の引下げ、職階制の導入等、総じて労仂条件の悪化とひきかえに行われた場合が多かつた。

なお五一年の賃金闘争において注目すべきことは、春季闘争においては炭労などにみられたように経済的な要求を正面に出したが、秋季闘争になると対日講和条約の問題とからんで、賃金闘争が著し

く政治的な色彩を濃くしてきたことである。すなわち秋季闘争からは、民同の主導するベース・アップ闘争（経済闘争）が、その性格に多少変化をきたしたとみてよいであろう。たとえば総評、およびそのオヴザーバー組合で組織している労闘（労仂法規改悪反対闘争委員会）では、八月一日、次のような闘争方針を決定している。

(1) 斗争態勢確立の時期
臨時国会開催直前の九月下旬、従つて賃金改訂斗争の期間は大体八、九、一〇の三カ月位。

(イ) 第一期 講和調印の時期（九月上旬）まで、この期間においては諸物価値上反対斗争から賃金改訂要求をもりあげ、首切反対労仂三法斗争を起点として斗い、平和推進国民大会を盛り上げこのような高まりの上に展開する。（このため、民間労組は、連絡調整を密にするように措置する。）

(ロ) 第二期 調印から批准まで、この期間においては労仂三法から選挙法改正にいたる一切の民主化法規の改悪を阻止し、賃金改訂斗争を有利に斗かうための院内斗争態勢の強化をはかる。特に民間においてはスト権の中央移譲をもつと強化し、九月下旬をもつて斗争態勢の足並みを揃える。（単産の自主性強調による逐次戦斗加入の如き行き方は、今次斗争の特質に鑑み大いにこれを是正し、国会共斗等にみられるような時期のズレが生じないよう鋭意調整に努める。）従つて、官公労大会及び状況によつては総評臨時大会の如きものも考慮し、啓蒙宣伝組織化による意識の高揚、斗争態勢の確立と相俟つてそのうねりの中から、非常事態宣言を発し、斗争態勢を最高度に発揮させるような方法をとる。

(2) 斗争目標
次の中から共通目標として労仂三法改悪反対斗争を選定する。

(イ) 平和運動の推進斗争
(ロ) 労仂法改悪反対斗争
(ハ) 首切り行政反対斗争
(ニ) 賃金改訂斗争

賃金要求の特質 炭労の春季闘争の賃金要求は、次の通りであつた。

一、算出方法
標準賃金額
1 飲食物費について連盟の実態生計調査抗外夫五月分を基礎とした。
2 栄養量については熱量二、四〇〇カロリー、蛋白八〇グラムを下廻らぬよう、実態生計費の検討を行つた。
3 家族構成については本年六月の抗外夫（含保護抗夫）全国平均二八六人から明年一月以降は二九人程度と推定し二九人を使つた。（各山においてはその実態平均扶養家族数を使うのが適当である。）
4 物価変動については総理庁C・P・I全都市食料指数によることとし、本年六、八月の傾向から一二月の傾向値を求め、これによつて一二月の物価水準における飲食物費を算出した。
5 米価改訂による値上り分は政府内定案によつて算出した。
6 社会費はエンゲル系数を使用し、飲食費との比を五〇：五〇として算出した。
7 坑外夫賃金は以上の方法で直接生計費により算出したが、坑内夫賃金については手取比を一五〇：一〇〇として坑外夫賃金から換算した。（各山においては夫々の実情に依り坑内外比を決定されたい）。

8　税金換算は地方税（均等割四〇〇円、所得割一八％）をも含めて現行税制で行つた。

二、算出

1　実態生計費（平均世帯人員三八八・一人　平均消費単位二・七六三）

費目	穀物費	食物費	飲食物費計	嗜好品費	住居費	水道光熱費	被服身廻品費	社会文化費	計
金額	二、三八六円	一、七六二	四、一四八	一、〇八六	二一〇	五七	一、一八七	一、五四四	八、二三二
%	二九・〇	二一・四	五〇・四	一三・三	二・六	〇・七	一四・四	一八・七	一〇〇・〇

2　二・九人家族に換算

二・九人家族の消費単位…$1+1.9\times\frac{2.763-1}{3.881-1}=2.163$

二・九人家族飲食物費…$4,148円\times\frac{2.163}{2.763}=3,248$

3　物価指数による換算

食料指数の一二月傾向値…136.0

五月の食料指数…121.7

一二月分飲食物費…$3,248円\times\frac{136.0}{121.7}=3,630$

4　米価の値上り加算

米価の値上り額…105円

米価を含めた合計額…3,630円＋105円＝3,735円

5　社会費を含めた全生計費…3,735円÷0.5＝7,470円

6　税金及び負担費を加算

税金及び負担費

国税	地方税	失業保険	健康保険	厚生年金	計
六八三円	一五七	八九	二四八	一三〇	一、二九七

7,470円＋1,297円＝8,767円

7　基準賃金額

基準外賃金の基準賃金に対する割合…0.25

8,767円÷1.25＝7,014円……月額

7,014円÷25＝281円…坑外夫日額

8　坑内夫賃金

坑外夫手取月額…281円×25－877円（税及負担費）＝6,148円

坑内夫手取月額…6,148円×1.5＝9,222円

国税	地方税	失業保険	健康保険	厚生年金	計
九六七円	二〇八	一〇七	一三〇	二七五	一、六七七

9,222円＋1,677円＝10,899円…月額

10,899円÷22＝496円……坑内夫日額

右にみられるように炭労の賃金要求は、石炭鉱業連盟の実態生計費を基礎としたものであり、物価変動については総理庁のCPIを使用している。

又、全繊同盟綿紡部会が、四月一七日紡績協会に提示した賃金要求は次の通りである。

要求額

1　綿紡最低地区　新制中学卒業者（満一五歳）初任給四、六〇〇円（税込）

2　食費（一ヵ月）一、三五〇円

3　実施期日昭和二六年三月

算出基礎

1　初任給四、六〇〇円の算出は次の式による。

（A）　（B）　（C）　（D）

$(18,028円84\times0.835)\times\frac{35.08}{114.15}(0.3073)=4,626円11$

（E）

4,626円11×0.9＝4,163円50（＋415円00）

4,150円00＋285円00＋108円00＋68円00＋47円00

所得税　健保料　厚保料　失保料

（F）

＝4,658円00－4,600円00

（註）（A）18,028円84

CPS東京都二五年四月―六月平均五人換算（三〇・四日）金額に二十五年四月―六月＝一〇〇とする二十二年三月の物価の上昇率を乗じて得た金額である。

物価の上昇の生計費に対するはね返りを算出する方法としては二十五年四月―六月平均東京都CPSを消費品目の支出金額の構成比率に分析し、更に二十五年四月―六月＝一〇〇とする東京都消費財物価指数（物価庁、東京商工会議所、日銀の諸物価調査を併用）に前記CPSの支出金額によるウエイトを乗じて加重平均した品目別或は分類別指数を基準時支出金額に乗じる方法を採用した。

備考　二五年四月―六月を基準とした理由は朝鮮事変前の一応の安定期であること、前回の賃金値上当時の経済的背景をなしていたことに基く。

物価上昇率の算定にCPSを採用しなかつた理由は

（I）CPIのウエイトが周知のように昭和二三年度平均と云うような古いものである。

（II）CPIは規格を無視した実効価格である為、品質度が考えられていないこと。

等の為による。

（B）0.835…二十五年五月特別CPSによる綿紡最低地区地域差指数であり、それは下記の方法で算出された。

以上から次の地区を最低地域とみて、同地域における綿紡所在工場の市町を選び最も指数の低い都市を更に抽出して算出すれば次の如く八三・五となる。

地域	都市	指数
北陸	新潟市	84.0
	長野市	83.1
東北	郡山市	84.2
	中村町	82.9
四国	丸亀市	84.7
	観音寺町	83.6
山陰	出雲市	81.7
	平均	83.5

（C）$\frac{35.08}{114.15}$…世帯人員別生計費係数による換算系数

$\left.\begin{matrix}35.08\cdots1人\\114.15\cdots5人\end{matrix}\right\}$ 4人＝100

（D）4,626円11…綿紡最低地区一人一カ月生計費金額

（E）0.9…寮生減率係数

（F）4,600円00…綿紡最低地区新制中学校卒業者（満齢一五歳）初任給（税込）

2　食費（一カ月）1,350円の算出理由は次の通りである。

二十六年三月の飲食費増加率は二十五年四月―六月＝一〇〇に対し一一五・四%である。したがつて微収食費は次の通りとなる。

1,170円00（現行）×1,154＝1,350円18＝1,350円00

（註）1,154…9,459円03÷8,197円18＝1,153.9＝1,154

(ハ) 9,459円03…物価上昇のはね返りによる26/3月の飲食費
(ニ) 8,197円…25/4～6 平均飲食費

3 要求金額の算出方法よりいって、実施期は当然昭和二十六年三月度よりとなる。

右にみられるように綿紡部会の賃金要求は、生計費の基礎を総理庁統計CPSにもとめ、物価上昇率の算定についてはCPIに欠陥があるとして、東京都消費財物価指数その他を併用している。

以上二つの事例を通して賃金要求の特質をみると、終戦後の一時期にふうびした理論生計費に基く要求の形式はかげをひそめ、主としてCPS、CPI等の政府統計に依拠していることが知られるであろう。

第二節 賃金闘争の若干の事例

賃金斗争の事例については「主な争議」の項を参照されたい。

大阪製鎖造機の賃金闘争 大阪製鎖造機（従業員六六七名）の労仂組合では、最近の物価騰貴と会社経理の立直りを理由に、八月一五日、次のような要求書を会社側に提出した。

要求書

昭和二六年八月一五日

大阪製鎖労仂組合委員長 迎川哲夫

大阪製鎖造機株式会社社長 鷲尾舜三殿

賃金値上に関する件

組合は組合員の総意によって慎重討議し、第五回中央委員会の決定をその結論として左記の通り賃金値上げを要求します。

記

一、金 額 一人当平均月額二、五〇〇円（固定給として）

二、配分方法

1 家族手当として、配偶者二五〇円、其他の家族一人に付き二〇〇円を増額すること。

2 食事手当として出勤一日に付き一五円を増額すること。

3 残余の金額は月額の手当とすること。

右金額を個人配分する時は左の通りとする。

一、一〇〇〇円を均等割とし残業の金額を基準賃金割とする。

三、実施期日 昭和二六年八月一六日

四、以上の賃金値上実施によって他の賃金体系に何等の改変なきこと。

賃金値上要求理由書

一、一般情勢

1、朝鮮動乱を契機として、我国経済の変動は諸物価を著しく騰貴せしめ、昭和二六年五月現在一世帯当り消費者価格調査（C・P・S）では三五%、四六%、電気料金は三三・五%の上昇を示している。

2、本年八月より米価は一八%、電気料金は三三・五%値上げされたのを始めとして郵便・電信・電話料金・砂糖・汽車・電車運賃・水道料金・瓦斯料金等の値上げが夫々計画され、今後の諸物価は益々上昇の一途を辿ることは必至の現状にある。

3 全国の労仂組合は勿論、同一産業労仂組合、七社関係の労仂組合の賃金値上げ状態は本年に入り極めて活潑化し、その大部分は値上げの目的を達している。

二、吾々の賃金に付いて

1　企業の不況を負担させられて、賃金遅払及び、最低生活確保の為に労働強化を余儀なくされた。しかも吾々の賃金が同業他社よりも低位にあることは認められている。

2　基準内賃金は昨年六月以降浮動給（能率賃金、スライド補給金）の若干の上昇は見られるが物価の上昇と比較にならない（昭和二五年六月を一〇〇として本年五月一一九）

3　スライド補給金制度はその指数を昭和二五年六月を一〇〇とした場合、本年五月に於てはCPSで一二三、CPIで一二四であるにも不拘、当社採用の指数は一〇七で内容に於てその価値は殆んどなくなつている。

4　基準内賃金の内、浮動給の占める割合は極めて多く（平均四九%）最低賃金制の確立されていない現状では極めて不安定である。

三、会社の経営及び経理との関係

1　昭和二六年三月以降の会社経理は黒字を示し、今後上昇、安定を指向するかに見える。

2　昭和二六年五月度給料、工賃の生産高中に占める割合は二三・六%である（二、五〇〇円賃上げした場合は二五・〇%となる）。

3　経営は経理の示す如く安定化の方向を示している。尚、この安定を促進する為には賃金値上げがその前提条件であることを確信する。

右により、今回の賃金値上げの止むを得ないこと及び妥当性を強調するものである。

しかるに会社側は、九月三日次のような回答を行つた。

賃金値上に関する件回答

左の要領で賃金の改訂をする。

一、社員、傭員の賃金

イ、社員傭員に対する能率賃金制度を廃止する。

ロ、新に社員・傭員手当を設ける。その額は毎月従業員賃金規則第八条により算出した基準賃金の一・二五とする。

則第八条により算出した基準賃金の職傭員四十六名に対し溝口歯車工場に在籍する別紙（略）の職傭員四十六名に対し溝口歯車工場に在籍する期間とする。

但し、追加支給する金額は溝口歯車工場に在籍する期間とする。

（従業員賃金規則第八条により昭和26年9月16日現在の基準賃金で算出した基準賃金×1.63）－（同条により算出した当該月の基準賃金×1.25）

二、工員の賃金

イ、新に工員手当を設ける。その額は毎月従業員賃金規則第八条により算出した基準賃金の〇・三とする。

ロ、溝口歯車工場の能率賃金規則を左の要領で改訂する。

能率賃金総額＝（当該計算期間内に完成せる製番の見積作業時間の合計）×a

$$a = \frac{\text{5, 6, 7月の工員—5, 6, 7月の従業員規則第八条×0.3 により算出した基準賃金総額}}{\text{工員定時間内労働時間総数}}$$

三、社員・傭員手当及び工員手当はスライド補給金に関係しない。

四、従業員賃金規則第四十四条を左の通り改訂する。

会社は半期末賞与で利益を生じた時は、従業員に慰労金を支給する。その額並に配分方法は、その都度決定する。但し前条の賞与と慰労金は重複しては支給しない。

五、実施期日　昭和二十六年九月十六日とする。

以上のような会社側の回答は、要するに組合の二、五〇〇円賃上要求（固定給として）にたいし、従来社・工員一本建であつた能率給制度を改訂し、社員および傭員にはこれを廃止、そのかわり新に「社員・傭員手当」を設け、さらに工員にも別に「工員手当」を新設し、結果として一応の賃上要求にこたえようとするものであつた。しかし組合側はこれを不満として、九月一六日茨木工場において従業員大会を開き、四七八対三六票の圧倒的多数で、実力行使を伴う闘争宣言を発し、二二日、遂に一日ストを決行するにいたつた。会社側は、あくまで最初の回答を固持して譲らないので、組合はふたたび二五日、第二次の二四時間ストを行つたが、翌二六日の中央闘争委員会で急にその態度を軟化し、二七日最後の団交を行つて二八日漸く妥結をみるにいたつた。妥結条件は次の通りである。

一、社員及び傭員の能率給を廃止し、新たに「社員・傭員手当」を設ける。その支給率は毎月計算の基準賃金の一・二五倍とする。但し、溝口工場に在籍する社・傭員には、当分の間、別途計算による追加支給を行う。その追加額は九月十六日現在の基準賃金の一・六三倍から、前記の一般社・傭員手当を差引いたものである。

二、工員に対しては、新たに「工員手当」を設ける。但しその支給率は、会社回答の〇・三にやや色をつけた〇・三五とする。

なお、溝口工場の従業員に対しては、本年十二月十五日までは現行給を実施し、その後は、会社回答案によつて行う。

三、1　右の新設手当は、いずれもスライド補給金の計算には関係しない。

2　従業賃金規則四十四条、即ち「特別報償金制度」の改訂も会社案通りとする。

3　実施期日も、会社案により九月十六日とする。

四、1　一時金として一人一率五百円を支給する（この総額約三十五万円）。

2　食事手当として一人一日に付き十五円を増額する（総額約二十三万円）。

日新化学の賃金闘争　五一年度の賃金闘争の要求案は、一般にCPS、CPI等を根拠として算出されているのにたいして、合成科学労連は理論生計費から要求額を割り出した特異な例を打ち出しているが、このような賃上げ方式を最初に適用して賃金闘争を行つたのが日新化学労連であつた。労連が二月二日会社に提示した要求案内容は次の通りである。

労連の要求案内容

日新化学の従来の賃金は、男子平均年令三二才、平均扶養家族二・七人として大阪、東京基準一一、六七五円（税込）となつているので、三〇%アップは一五、一七七円の要求となる。がこの賃上要求の根拠は、合成化学労連の作成した理論生計費を基としているもので、その内容の要旨は次のとおりである。

A　当社男子社員平均給与と最低生活費との比較

①　化学労働者が労働力を再生産するためには成年男子一人当り少くとも二、八〇〇カロリー、蛋白質九七瓦摂取が必要である。

②　東京都で一カ月最低三、三三一円の飲食費が必要である。

③　成年男子の最低飲食費から消費単位とエンゲル系数を採用して当社男子社員の平均年令三二才、平均扶養家族二・七人の最低飲食費を算出すると、七、八三八円となり、最低生計費は、一四、九二九円となる。

2,817円（成年男子最低食費）×2.60（3.7人世帯の消費単位）+514円（暖房費三代）＝7,838円（3.7人世帯の最低飲食費）

7,828円÷0.525（エンゲル系数）＝14,929円

⑤ 最低生計費と当社男子社員平均給与（手取）を比較すると10,063円：14,929円＝100：148になる。

⑥ 当社において成年男子が東京都で一日当り熱量二、八〇〇カロリー、蛋白質九七瓦を摂取するためには現行給与を手取で少くとも四八％増額しなければならない。

B 現行の生活水準と戦前（昭和九―一一年）の生活水準との比較で、物価指数の面からみると戦前並賃金に達するためには現行給与を手取二七％増額しなければならない。又生産指数より検討すれば当社の税引賃金で少くとも倍額に引上げなければならない。

なお労連の給与配分案は次のようなものであり、低年令層、すなわち低給与所得者の増加率が、高所得者のそれよりよくなつている点で「下に厚く上に薄い」配分方法であつた。

労連の給与配分案

本俸	臨時手当	家族手当	厚生手当	
A＋7.2A＋	1,000	750（　～20）	750	
		900（21～26）	900	
	500	＋1,200（27～29）	960	
		1,320（30～39）	1,200	
	300	1,650（40～　）	1,290	
		（大阪，東京）（新居浜）		

勤務地給

×
- 1.25（大阪，東京）
- 1.28（和歌山）
- 1.08（新居浜）

しかるに二月一九日会社は次のような回答を行つた。

労連案に対する会社の反駁

二、八〇〇カロリー不合理の根拠

① 化学労仂者の作業内容は全般的にみて重労仂に属さない。大半は中等労仂に属しているから、昭和一五年食糧報国連盟調査昭和一六年栄養研究所調査、昭和二四年厚生省栄養対策審議会調査、労研調査等の年令別中等労仂の熱量をみると、二、五〇〇カロリー、二、五八〇カロリー、二、六〇〇カロリーとなつているので、二、六〇〇カロリーが妥当である。

② 労研の調査による当社の職種別のカロリーの標準をみると

硫安関係の労仂者	二、九六七カロリー
過燐酸〃	二、七九三カロリー
石炭窒素〃	二、九一四カロリー
カーバイト〃	二、九七五カロリー

（その他略）

となつているが、この現場作業者と事務部門との平均は約二、六〇〇カロリーとなる。

③ カロリー計算の上で忘れてならないのは労務加配米で、加配米の一日一人当りをカロリーに計算する必要がある。加配米のカロリー分を差引くと約二、〇〇〇カロリーとなる。

④ 厚生省二五年調査による平均熱量は二、四三四カロリー、安本の国民一人当り一、八六〇カロリーとなつている。加配米を考える以上当社従業員は必要カロリーを摂取しているといえる。

右に明らかなように、会社側は理論生計費の基礎である二、八〇〇カロリーの不合理性をつくことに重点をおいて回答してきたのである。なお給与配分案についての会社側の案は次の通りである。

本俸 臨時手当
7.0A（ ～ 900円）
7.5A（ 900円～1,650円）
8.0A（1,650円～2,300円）
8.5A（2,300円～ ）
＋
厚生手当
400円（ ～ 900）
550円（900～1,650）
700円（1,650～2,300）
900円（2,300～ ）

本俸 家族手当
1.18（大阪，東京）
× 1.12（和歌山）
1.00（新居浜，岡山，鶴崎）
＋
（800円
400円
250円

会社案を現行、組合案と対比すれば

1　臨時手当を本俸により四段階に分ち、倍率を夫々八、八・五と引上げたこと。

2　家族手当は現行に据置いたこと。

3　厚生手当も臨時手当と同じく本俸により四段階に分ち、然も金額を削減したこと。

4　地域差係数を新居浜地区を零とし、大阪、和歌山各地区を一八%、一二%と夫々引下げたこと。

等に特徴があり、一「上に厚く、下に薄い」配分案であるといつてよい。

労資双方の主張は、以上にのべたように余くくい違つたため、交渉はなんら進捗しなかつたので、会社側は、中労委の斡旋を労連に申し入れ、労連もこれを承諾した。かくして中労委は三月一四日次のような斡旋案を労資双方に提示して回答を求めた。

斡旋案

日新化学工業株式会社と日新化学労仂組合連合会との今次賃金に関する紛争については、たまたま両者の主張に著しい懸隔があつねた結果、特に最近における生計費の趨勢と会社経営の実状とを綜合勘案し左記の結論に到達した。当事者は本斡旋案により速かに円満解決される様希望する。

記

一、会社は三月以降の給与につき、新に源資二、三二七万円（基準内外、出来高給、法定福利費を含む）を増加支給するものとする。

なお、四月以降の給与については、右金額の他に昇給分原資五〇〇万円を増加するものとする。

二、右金額支給のための給与体系については、概ね次の線にそい細目的には両者協議の上決定されたい。

（イ）臨時手当を七aとする。

但し、現行の補正金の趣旨その他を綜合勘案して、新たに調整金制を設けること。

（ロ）家族手当は現行通りとする。

（ハ）厚生手当は現行通りとする。

但し、新たに増加させるべき原資は、勤続年数に応じて加算すること。

（ニ）地域差については、手取大阪地区一〇〇に対し新居浜地区八七乃至八八になる様措置すること。

三、会社は二月分の給与に対する措置として、総額一、〇〇〇万円を支給すること。

昭和二六年三月二二日

中央労仂委員会　斡旋員　藤林敬三

日新化学工業株式会社々長　土井正治殿

日新化学労仂組合連合会会長　横山　弥殿

この斡旋案にたいして労連側は、二三日源資増額の点で拒否し、二、六〇〇万円会社が増額するならば再交渉に応ずることを決定した。会社は二七日「条件付きで二、六〇〇万円を認めてよい」と再交渉を労連に申入れ、四月六日、斡旋案をもとにして全面的に妥結するにいたつた。

日立製作所の賃金闘争　朝鮮動乱による物価の上昇という情勢において、三月上旬にひらかれた日立総連の第五九回中央代議員会は賃上、退職金引上、期末賞与に対する方針を決定し、この方針にもとづいて現行給与体系を変更せず基本給の一率引上げによる一五、〇〇〇円ベースを決定した。かくして四月三〇日会社側に申し入れ五月一〇日に会社回答を要求した。要求書は次の通りである。

一五、〇〇〇円ベース要求根拠

一、生計費、物価指数による理論賃金

1　昭和二六年五月東京都居住単身者二、四四八カロリー、蛋白八〇瓦、生計費六、一〇〇円

2　家族二・二人のときは消費単位二・三六として

6,100円×2.36=13,396円

3　全事業所の東京都に対する物価指数を九六%とすれば、日立総連合の最低生計費は

14,396円×0.96=13,396円

4　一三、六五〇円が手取になるためのベースは、所得に対する税率を二〇%（約一六時間）とすれば

13,650円÷(1+0.11−0.2)=15,000円（ベース）となる。

二、他企業賃上状況

	要求	回答	備考
安川	九、四〇〇円	一五、〇〇〇円（一・六倍）	一三、三三〇円（一・四倍）
明電	九、八一四円	一二、五〇三円（一・四倍）	一二、五〇三円（一・三倍）
東芝	九、七四三円	一三、〇三〇円（一・三倍）	一二、〇三〇円
富士	九、七八四円	一三、〇〇〇円（一・五倍）	

三、人件費比率

	売上に対する比率	備考
日立	二二%	九、八〇〇円ベース
三菱	二三%	九、七四八円ベース
東芝	二八%	九、七四三円ベース

そこで会社側は、五月一〇日、賞与とベース・アップをからませ受註の増加はあるが、資金難のため五月からのベース・アップは不可能、しかし約五、〇〇〇円の賞与を支給し、八月から一三、〇〇〇円にベース・アップすると回答してきた。そのうえ一四日には約八五〇円平均の臨時手当を支給する旨つけ加えた。この八五〇円は基本給および第一第二加給合計の約一〇%に相当するものであり、組合側は約二〇%を要求、数次の交渉の結果一八・五%（一人当平均約一、五〇〇円）にまで引上げられた。

かくて組合側は五月一六日に交渉を打切ることになつて、五月三一日に次のような賞与臨時給与協定書をとりかわした。

賞与臨時給与協定書

第一一回縮小中央代議員会の決議により、中執は会社との間に五月三一日午後中央交渉委員会を開き、賞与配分等につき交渉した結果次のごとき協定書を取結ぶことになり、夫々調印した。

〔協定書〕

一、賞与支給の件
会社一人平均税込五、〇〇〇円を支給する。上記金額の各人への配分は次の合計額とする。

(イ)各人出勤率 / 全人出勤率 × 45%の金額

(ロ)全社基本給総額×七七%を総枠として各人毎に査定された金額

二、臨時給与の件
各人の基本給及び加給の合計額（所定労仂時間に対するもの）の五五・五%を一時に支払うべきところ部分により五月以降三回に分けて夫々一八・五%宛を支給する。
支給時期は第一回分は六月一〇日迄に、第二回分及び第三回分は夫々六月分及び七月分給与支給時に支給する。

〔確認事項〕

協定書第一項賞与支給の件(ロ)の査定額に付ては査定期間に於ける出勤率一〇〇%の者の最低査定率は一〇%であるが査定の実施に当つては一二%を下らないように運用する。

以上のような日立総連の賃上げ闘争は、ベース・アップ闘争が、一時金支給にすりかえられた典型的な事例であるといつてよいであろう。

第三章　失業者の闘争

(一)

一九五一年における失業者の状態については、すでに第一部第二編でふれたとおりである。そしてそこでの結論は、政府統計のいくつかの数字によると、一般的に失業者数が停滞ないし減少しているということであつた。

第232表　雇用条件別人員増加指数（1951年6月＝100）

年　　月	常用工	臨時工	社外工	日　雇
1952年4～6月（休戦会談直前）	105.4	155.3	134.4	139.6
1952年7～9月	106.6	147.0	161.5	148.1

〔備考〕　経済安定本部，雇用状態調査による。

しかし、このことからただちに、わが国の直面する失業問題を楽観することは誤りであろう。一九五一年の一年間に、むしろ、失業者の闘争も激化した。深刻化し、失業情勢はいつそう鮮の戦争に対応しつつ、多数の失業者は、軍需産業部門に臨時工（ある朝が、この部分は社外工）として吸収されたことは本「査」・工年の重要な特徴である。経済安定部によれば、常用工・臨時工・社外前）の、一九五〇年六月（開戦直第三表のとおりである。この調査も、休戦会談の開始前後までに、常用工と比べ、臨時工、社外工、日雇が急増したくらべ、傾向を物語つている。したがつて

臨時工の労働条件改善をめざす闘争は、失業者の闘争と密接な関連のもとに理解されねばならない。

全員を本工にきりかえさせた寶酒造臨時工組合の闘争（一月）、本工との統一行動をよびかけ共同の機関紙を発行した岩崎通信機臨時工の闘争（三月）、くびきりを承認した組合幹部に反対し、職場から交渉委員をおくりだした中山製鋼臨時工の闘争（七月）などにさいして掲げられた諸要求は、同時に全失業者の切実な要求でもあつた。

だが、臨時工の闘争（本工との統一闘争）は、各種の困難な条件によつて発展がさまたげられ、一九五一年においては、前述のようないくつかの芽ばえを除いては、まだみるべきものがなかつた。失業者の闘争の主要舞台は、やはり、日雇労働者の求職闘争にあつたといえよう。

(二)

一九五一年における日雇労働者の求職闘争は、労働省失業対策課の調査（第三三表）によれば、発生件数八、五〇八件、参加人員三九九、二三六人であり、とくに越年闘争の発生件数一、三九六件（前年同月より八、三七六人（前年同月より三〇、七九七人減少にもかかわらず、参加人員はかつての多数に達した。その求職闘争にさいしての要求事項は、第三四表のとおりである。

すなわち、この不完全な統計によつても一賃金値上、手当支給有給休暇」の要求が総数の四〇・四%を占めて第一位、「完全就労、失業対策事業の拡大」の要求が総数の二五・八%を占めて第二位となつており、一九五〇年と一、二位が交替している点が注目される。また一九五一年は、登録紹介方法についての要求増加が特徴的である。

第233表　日雇労働者求職闘争の発生状況

月別	発生件数	参加人員
1月	628	23,682
2月	730	31,276
3月	784	26,152
4月	590	17,385
5月	466	16,778
6月	444	19,888
7月	676	31,931
8月	798	34,760
9月	591	25,696
10月	654	28,254
11月	751	35,058
12月	1,396	108,376
合計	8,508	399,236

〔備考〕　労働省失業対策課調査による。

第234表　日雇労働者求職闘争の要求事項

要求事項	1951年		1950年	
	件数	%	件数	%
完全就労，失対事業の拡大	2,373	25.8	4,330	44.7
生活擁護	621	6.6	613	6.4
賃金値上，手当支給，有給休暇	3,727	40.4	2,369	24.4
登録紹介方法について	1,529	16.6	1,070	11.0
失業保険法について	353	3.8	320	3.3
その他	615	6.7	998	10.2
計	9,218	100.0	9,690	100.0

〔備考〕　1）労働省失業対策課調査による。
2）生活擁護とは，生活保護法・健康保険法の適用，減免税，寄場の設備改善，物資の配給などをさす。

第235表　日雇労仂者の交渉をうけた官公署

官公署別	1951年合計		1951年12月	
	件数	%	件数	%
都道府縣	903	12.9	227	16.2
公共職業安定所	3,645	52.0	433	30.9
市町村	1,793	25.6	576	41.1
その他	668	9.5	165	11.7
計	7,009	100.0	1,401	100.0

〔備考〕　労仂省失業対策課調査による。

交渉をうけた官公署別においては、前年とおなじように、公共職業安定所がもつとも多く三、六四五件であり、総数の五二・〇%を占めている。しかし、越年闘争の激化した一二月だけは、交渉をうけた市町村が五七六件で総数の四一・一%を占め第一位であり、自治体を主要目標にした越年闘争の性格を示している。

また、これらの求職闘争で、「暴行」、「脅迫」、「坐りこみ」、「公安条令違反」、「政令三二五号違反」、「公務執行妨害」などの理由による検挙者をだし、その総数は六八七人におよんだ。いわゆる「不法」事件がもつとも頻発したのは広島県で東京都、京都府、大阪府がこれについでいる（第三六表）。

第236表　日雇労仂者求職闘争にさいしての「不法」事件数

都府縣別	件数
広島	27
東京都	22
京阪神	16
兵庫	13
福岡	10
香川	9
長野	8
茨城	7
愛媛	6
	6

〔備考〕　直接失業対策事業に関係する職員・施設に対する事件のみ。

一九五一年における日雇労仂者の闘争は、ほぼつぎの五期に分けることができる。

第一期　一月――三月
　完全就労、P・Wの改訂、賃金値上げ要求
第二期　四月――五月
　地方選挙、メーデー闘争
第三期　六月――七月
　降雨就労・お盆手当要求・平和擁護運動の活発化――夏季攻勢へ
第四期　八月――一〇月
　夏季攻勢――弾圧の激化、全日土建大会
第五期　一一月――一二月
　越年闘争

以下、各期ごとに、日雇労仂者の闘争を概観しよう。

第一期　大橋法務総裁は、一九五一年一月六日の車中談で、日雇労仂者を「不逞無頼の徒」とよび、共産党はその一「徒党」であるから非合法化すべきであると主張し、同じような観点から朝鮮人を本国に強制送還し、資産を凍結すると述べたが、これに対して、一月二一日、東京五反田自由労仂組合は、つぎのような抗議文を発表した。

大橋法務総裁は、いかなる根拠によつてわれわれ自由労仂者を不逞無頼の徒と罵るのであるか。われわれは大橋総裁の属する自由党政府の悪政の犠牲者として生業を失つた失業者であり、その政府はわれわれに僅か二四〇円という低賃金を押しつけ、毎日大量のアブレを強制し、まつたく生存することのできないほど悪い

状態におとしいれている。しかも、われわれが憲法に保証されたとおり、自己の生活を守るために組合をつくり、賃金値上げ、アブレ反対、正月にはモチ代よこせなどの要求を掲げて当局と交渉すれば、大橋総裁の属する政府やその機関はわれわれの切実な要求にまじめに考慮を払うどころか、警官を動員して暴力をもつて弾圧しているではないか。いつたいなにをもつてわれわれを不逞無頼の徒というのか。むしろ、われわれは大橋総裁の指導する警官隊こそ、不逞、無礼の徒といいうる多くの根拠をもつているものである。

このように、一九五一年にも、支配者に対するもつとも尖鋭な大衆組織の一として、日雇労働者の組合が登場した。神奈川県鶴見の日雇労働者は、一月下旬、日本を訪れたダレス使節団に、「私たちは月収全部を消費しても食生活にたりない奴隷的飢餓状態に苦しんでいます。どうか二度と原爆の苦しみを日本人に味わさせないでください」という要請文を提出している。

第一期の闘争は、二月後半に本格化し、大衆的な規模でおこなわれるようになつた。東京都では「アブレ反対共同闘争委員会」が、都労働局長に、つぎのような要求を提出した。

① アブレをなくせ
② 三月の日曜就労を実施せよ
③ 賃金を三五〇円にあげろ
④ 情報連絡員設置反対
⑤ 班長、連絡員をへらせ
⑥ 手帳とりあげ反対
⑦ 失業対策事業打切り反対
⑧ 賃金格付の具体案を示せ

全国的に闘争は激化し、とくに二月一七日の東京大森公共職業安定所における現場固定と整理票とりあげ反対闘争などが注目された。

一方、一月一〇日、一般職種別賃金（P・W）の改訂が発表されたが、これに対しては、ほとんど効果的な闘争が組織されなかつた。日雇労働者は、このP・W改訂にみられる低賃金政策事業関係労働者の賃金に影響することを恐れたためであるとみなしていた。

以上の第一期闘争をかえりみて、全日土建一般労組では、つぎのように評価している（第六回大会の報告）。

職場の辛さ、労働強化、生活苦などが、その生活実態からだんこつたために、いままでにない大賃上要求でありながら、全日土建自由労働者を一丸とした統一斗争にならず、他労組との共斗も不十分であつた。ことに、全体的に市民の支持がまつたく乏しく、加えて政府、縣、市、新聞、ラジオの為にする悪宣伝のなかで、われわれの市民への働きかけはきわめて消極的であつたので、かえつて反感さえかつたところがすくなくなかつた。

第二期　四月から五月にかけての日雇労働者の闘争は他の各労働組合と歩調をそろえて、地方選挙とメーデーに主力がそそがれた。

東京土建一般労組は、四月一〇日の執行委員会において、地方選挙対策について、つぎのような決定をしている。

自由党の単独講和、再軍備政策と斗うため、全面講和、再軍備反対で斗う代表は、思想、所属団体の系統のいかんを問わず統一候補として推し、これを当選させるために斗う。

そして、全国的にみると、全日土建一般労組の組合員中より、府議一名（京都）、市議三名（神戸、松本、津）、区議三名（東京）を当選させ、また全国の町・村議会にも相当数の議員をおくつた。このことは、とくに政府に衝撃をあたえ、労仂省は、失業対策事業の「本旨」からみて地方議員に当選した者を継続就労させる必要はないとの方針をたてた。そして、地方議員（失業者闘争の指導的人物）の継続就労を要求する日雇労仂者と対立し、立川公共職業安定所小金井寄場では、二〇日間にわたつて紹介業務が停滞した。

メーデーを中心とする日雇労仂者の主要な闘争は、四月三日の塩釜公共職業安定所における賃金値上げ要求ハンスト、四月一三日の大津公共職業安定所における紹介方法改善要求（約四〇〇名参加）、四月二四日の松本公共職業安定所における生活資金要求（約四〇〇名参加）、四月五日の大津公共職業安定所における賃金値上げ要求（約四〇〇名参加）、四月七日から一週間にわたり七五名が参加した舞鶴市における賃金値上げ要求ハンスト、四月一三日の大津公共職業安定所における紹介方法改善要求（約四〇〇名参加）、四月二五日の京都西陣公共職業安定所における賃金値上げ要求（約四〇〇名参加）、メーデー当日の立川、大津、京都七条各公共職業安定所における闘争（メーデー有給休暇の要求など）、五月一四日および一九日の清水公共職業安定所における賃金値上げ要求（それぞれ約四五〇名参加）、五月三〇日の岡山公共職業安定所における賃金値上げ要求（約三五〇名参加）である。

メーデー闘争を通じて、日雇労仂者の戦線統一が初歩的に進展した。すなわち、その第一は全日土建（五万人）を中心に日本建設労組総連合（四万人、総評加盟）と全日本土建一般産業労組（一万人新産別加盟）が地方中立組合をふくめて全国土建労仂組合会議を組織し（二月）、各地方ブロック会議の結成にまでのりだしたこと、第二は全日土建が全建設省労組、全港湾、自治労、特別調達庁労組全建設技術者協会、住宅復興同盟などと建設産業労組協議会を組織し、運動をすすめたことである。

また、日本の労仂者階級が、みずからの力ではじめてつくりあげた映画「どつこい生きている」に、東京の日雇労仂者三万が直接協力したことの意義は大きい。

第三期　地方選挙、メーデー闘争が終ると、日雇労仂者の闘争はいつそう活発化した。

五月初旬には、東京で全都日雇賃上共同闘争委員会が組織され、各公共職業安定所ごとに二名の代表者をだして都議会につぎのような請願をおこなつている。

① 失業対策事業の賃金を三五〇円にしてください。
② 生活困窮者である日雇の地方税を全免にしてください。
③ すべての物価値上げに反対します。
④ 軍事基地建設作業に使わないでください。

これらの要求は、その後「降雨就労」、「お盆手当」、「輪番制（呼込紹介）反対」、「整理票とりあげ反対」、「現場の労務査察反対」、「日雇労仂者への健康保険適用」などの諸要求と結合して、全国的な日雇労仂者の夏季攻勢へ発展した。この夏季攻勢の注目すべき特徴は、すでに前掲の全都日雇賃上共闘の請願にもみられるとおり、当初から平和擁護運動がその軸をなしていた点である。

夏季攻勢が本格化したのは六月であつたが、例年ならば、この月は七月とともに梅雨対策が主要な関心事となるのであるが、ちようど

空梅雨気味だつたことも手伝つて、一般的に賃金値上げ闘争ないしその準備に主力がおかれた。それでも、六月一四日の塩釜公共職業安定所における闘争、六月一六日の宇都宮・千葉両公共職業安定所における闘争、七月一〇日および一五日の豊橋公共職業安定所における闘争、七月一一日の大阪府庁における闘争、七月一三日の熊本市役所および高松公共職業安定所における闘争、七月一六日の鳥取公共職業安定所における闘争などは、「降雨就労」が主要目標とされていた。

お盆についての要求も、「降雨就労」などといつしよに、すでに六月末から各地でとりあげられていたが、七月には、これが闘争の一つの中心となり、一般的な賃金値上げ闘争の「突破口」として重視された。その要求の内容は「お盆半日就労・賃金全額支給」などであり、とくに七月一九日の京都府庁における闘争、七月二七日の京都市役所における闘争は、大規模なものとして注目された。

このころから、東京都などでは、いわゆる「輪番制」（呼込式希望配置）を実施し、それによつて、㈠紹介業務の開始直前に公共職業安定所へゆけばよい、㈡おくれて来た者のわりこみを防げる、㈢顔役のはびこる余地がなくなる、と説明したが、日雇労働者は納得せず、アブレ反対闘争を強権で押える意図だとして、激しく抵抗した。なかでも、立川公共職業安定所における闘争は、七月二日から五日まで、大衆的規模で展開され、警察は二八名の日雇労働者を検挙し、これに応じて、公共職業安定所は指導的な日雇労働者の整理票をとりあげた。

第四期　一九五一年夏季攻勢の特徴は、一般的な賃金値上げ要求が、種々さまざまの日常要求と結合してとりあげられた点にある。すでにのべた「降雨就労」、「お盆手当」、「輪番制反対」の諸要求はその代表的な例であるが、さらに電気料金の値上げなどに対しても大衆動員をともなう反対闘争がおこなわれた（たとえば七月三日、五日に京都七条公共職業安定所の日雇労働者がおこなつた闘争）。

八月にはいると、日雇労働者の夏季攻勢はいよいよ激化した。東京では、全都日雇賃上共同闘争委員会が、「三五〇円獲得」、「整理票とりあげ反対」の要求をもつて都労働局長に交渉をつづけ、下旬からは都議会に対する闘争に重点がおかれた。九月四日夜、約三〇〇名の日雇労働者と武装警官隊が、東京都議会前で衝突し、八名の被検挙者をだすほど対立は深刻になつた。

このような情勢のなかで、日雇労働者中の一部右派指導者も「要求」を提出する必要に迫られ、たとえば東京地方日雇労組連合会幹部は、都労働局に対して、二八五円を最低とする格付賃金を採用するよう請願した。また、日雇労働者のいわゆる「不法」事件に対して、警察が「実力行使」で弾圧するばかりでなく、公共職業安定所職員組合の右派指導者が、これに協力している事実は注目をひく。たとえば、大阪府公共職業安定所職員労働組合の幹部は、八月二二日、大阪警視庁を訪ね、「防犯協力」を要請するとともに、職業安定業務を「暴力」から守るため労働公安官を設置するよう国会にはたらきかけることをきめた。

一方、労働省では職業安定局に中央監察員制度を設け、失業対策事業の各現場で、作業の開始、終了ならびに休憩時間が正確に守られているかどうかなどを監察することになつたが（第三部参照）、これに対応して、たとえば、東京都でも八月から現場の労務査察がおこなわれた。そして、各自由労組の反抗にもかかわらず、「現場離脱者」（その多くは組合活動家）の就労停止処分が強行された。

日雇労働者の賃金値上げ闘争で中心的な役割を果してきた東京の全都日雇賃上共闘は、その後も弾圧のなかで闘争をつづけ、一〇月

六日には「日雇労仂者蹶起大会」をひらく予定であつたが禁止されたため、約五〇〇名が東京都庁に集り、さらに銀座通りをデモンストレーションした。このとき、かれらのスローガンは、「日雇の日当を三五〇円にしろ」、「日本人の税金を外国のための再軍備に使うのは反対だ、失業対策費にまわせ」などであつた。

このころ、日雇労仂者の闘争がいかに激烈であつたかを物語る資料として、いわゆる松坂職安事件（一〇月二三日、二四日）についての三重自由労組の声明（同月二六日）を掲げておこう。

ブルジョア新聞が「職安占拠」、「自由労務者の暴行」（一〇月二三日夕刊、一〇月二四日朝刊各紙）と騒ぎたて二七一名を総検挙した事件は、天皇の三重縣旅行を前にしての計画的弾圧であり（国警隊長談）、松坂市民の先頭となつて斗う我が三重自由労仂組合を押しつぶすための陰謀である。以下その真相を訴えるものである。

一〇月中旬、戦争準備のために公共事業打切りを策す敵は松坂職業安定所に登録する自由労仂者に対し一〇月の就労日は二〇日であることを発表した。完全就労をしても僅か二〇〇円の日当で食うや食わずの生活をしている自由労仂者はこのやり方に憤激し一〇月二〇日ごろより職安に対して斗いを開始した。

三重自由労仂組合は、松坂職安に登録する自由労仂者約五〇〇名で組織され、松坂市および附近農村数カ町村がこれに包含されている。

一〇月二三日（この日が最後の就労日である）松坂市、花岡町、柑可町、松尾村、大河内村の三自労各支部より約三〇〇名が職場を放棄して職安に押しかけ平松所長に対して二五日就労を認めろと交渉した。職安側はこれに対し全く誠意なく、予算がないからの一点張りで要求を拒絶していたが午後に至り「附近町村と話をするから三時までまつてくれ」と交渉を打切り所長は出ていつた。残つた組合員は階下では事務のじやまになるからと二階の講堂に集り所長の返事を待つことになつた。五時すぎ八木課長が現れ「一日しか延ばすことはできない」と返事した。誠意のないこの回答に怒つた組合員は八木課長と交渉を始めたが課長はにげさり、松坂市警約三〇名が入口をふさぎ（出入口は一つしかない）「退去命令が出ているから出ろ」とおどした。この仕打に益々大衆は怒り副組合長中西五州、奥村融氏ほか数名は事態を円満に解決するため階下へ下りたが、中西氏は逮捕され他の者は外へ出され、間もなく奥村氏も逮捕された。松坂市警奥村警備課長は「もうじき国警が催涙弾をもつてやつてくるぞ」と挑発したが組合員は「俺たちは食えないのだ、所長を呼んでこい」と激昂し所長が来るまでは帰れないと決意した。まもなく縣下各地より国警約八〇〇名が動員され消防自動車が公園へ上つてヘツドライトで二階を照らし始めた。二階へつめかけた警官はとび口をもつて扉をこわしだしたので組合員は机をつみ警官隊の侵入を防いだ。蟻一匹はいでる隙間もないまでに包囲し更にとび口をもつての攻撃に自衛の体制を固めた。下から石が飛びガラスがわれるので、これをはずして投げる、瓦をはずして投げるので、警官隊の石はますますはげく、立つていることもできなくなつた。大衆は窓際にぴつたり寄つて応戦した。警官隊はマイク放送で切崩しを始めたがこちらは革命歌で応える。徹夜でガンバツた。大衆は二四日午前七時「これ以上ガンバルなら催涙弾を使う」との警官隊の申し入れに対し女子が多数いるのを心配して全員退去した。敵は二七一名を全員検挙し、松坂署に留置、当日夜、二〇〇名を釈放、翌日二六名の組合幹部を残して全員釈放した。我々自由労仂者にとつてアブレは死の宣告である。生きるために所長と交渉を続けるのは当

然すぎるほど当然である。
だしたのは全く当局の責任
国民の生活を犠牲にし暴力
知つた。多くの指導的幹部
かハッキリ知つた敵の正体
す発展するであろう。
全国の兄弟諸君、生きる
て、そのための斗いを粉砕
東京では、ついに一〇月一
一律二四五円だつた日雇労仂
きりかえることをきめ、一五
労仂者の夏季攻勢の結果であ
ずか一一%の値上げにとどま
そして、とくにこれが「作
だ」としてだされたことは重
うな見解を発表した（職安ニュース、一〇月一九日号）。

職階制賃金をなぜお

第一に、仲間を仇同志に
を対立させ、共同の敵にた
ことを目的にしている。
第二に、組合を弱めるこ
職制の力を強めて、組合あ
びき、産業報国会めいたも
第三に、現場監督や班長
つて不良労務者には手帳取
取上げをその中でやる。
第四に、職階制賃金の実施は、失業対策事業の公共事業への切

換えを意味しており、これは戦争動員をいつでもできる態勢への第一歩である。
日雇労仂者の夏季攻勢が、一応の終結をみようとしていた一〇月七日、八日の両日、名古屋で全日本土建一般労仂組合の第六回大会がひらかれ、失業反対闘争の方針がつぎのように決定された。

① 失業反対大国民運動を発展させよう。
いままでの失業反対斗争に対する非常な軽視と偏向は、全国的に失業反対斗争の発展をさまたげた。とくに、あらゆる労仂組合で、これを軽視していたことは、大きな誤りであつた。
すでに、イタリアの失業反対斗争は、全労仂者および農民の一義的な斗いとして、飛躍的な発展を示し、いわゆる野放し就労、作業の自主管理、ひいては軍事的予算の削減まで斗いとつている。われわれも、斗いの目標をここにおかなければならない。
自由労組の賃金値上げ、アブレ反対、手帳とりあげ反対および枠拡大の斗いは、もつとも基本的なものとして、ますます激烈に斗わねばならないが、そのため——

(イ) 失業は、低賃金・低米価政策と表裏一体の関係にあることを労仂者・農民にうつたえ、じつくり話し合つて本質を暴露する。

(ロ) 職人の賃金や仕事は、たえず失業対策事業の自由労仂者や農村失業者によつておびやかされ、経営の本工は臨時工に、公務員は臨時雇員に、いつも賃金と地位をつつかれ、きわめて不安定であることを明かにする。

(ハ) 失業者の存在は、労仂者の斗いと団結に水をぶつかける役割をはたす結果となり、戦争準備にいそがしい政府・資本家にとつて、なくてはならぬものであるということを中心にして、労仂者・農民の失業問題に対する関心をよびおこす。こ

れなくして、こんごの自由労仂者の斗いと組織は強化されない。

② 農民との提携

農村こそ産業予備軍のプールである。農村問題に、労仂者・失業者がどうとりくむかは、この上なく重要なことである。

③ 地域共同斗争の強化

四半期ごとに、失業対策事業の枠はせまくなつている。もちろん、失業対策事業のうちきりは、失業者をP・D工場へ吸収することが狙いだ。

さいきん、敵権力のこうした動きのなかで、各地方支部とも斗争にゆきずまり、労仂省や大蔵省へ、しかも縣・市のボスといつしよに陳情にくるのがめだつて増えてきた。これは、まつたく効果がないとはいわないが、地方自治体では攻撃を恐れ、的を中央へ肩代りする危険性が十分にある。地方自治体に対する斗いを、広汎に生活を守る斗いとして発展させる必要がある。

第五期 夏季攻勢が、その闘争のもりあがりにもかかわらず、結果的にきわめて不十分な成果しか得られなかつたため、日雇労仂者の不満は、越年闘争として爆発した。各自由労組の要求は、ほぼ一一月下旬までに出揃つた。

全日土建関東ブロックは、一一月六日につぎのような要求を労仂省に提出している。

① 格付賃金絶対反対、全失業者の生活を保障せよ。
② 正月の越せるいつさいの費用と有給休暇をだせ。
③ 職人に仕事を与えよ、職人に失業させるな。
④ 憲法を無視し、すべての労仂法規を無視した大現場の待遇を撤廃しろ。

一九五一年越年闘争の特徴の第一は、全国の自由労組が、共同闘争組織の結成、情報交換などにより統制ある闘争を展開したことであり、とくに全日土建の影響力の増大が認められる。一〇月におこなわれた全日土建第六回大会の決定――「越年資金三、〇〇〇円」「一二月中完全就労（日曜もふくむ）」、「年末年始有給休暇（一二月二五日―一二八日半休、一二月二九日―一月三日全休、一月四日―七日半休）」――はそのまま大部分の自由労組の要求となつている。

第二に、この越年闘争では、いわゆる「不法」事件が頻発し、闘争の激しさを裏書きしている。とくに、一二月一日の京都西陣公共職業安定所における闘争（被検挙者一名）、一二月五日の広島市役所における闘争（同三名）、一二月九日の京都原谷・上野橋現場における闘争（同一名）、一二月一〇日の尼崎市役所における闘争（同四名）、一二月一八日の水戸市県営グランドにおける闘争（同四名）、一二月一八日の千葉市役所における闘争（同二七名）、一二月一九日の宇都宮市役所における闘争（同一名）、一二月二一日の新潟市役所における闘争（同三名）、一二月二二日の川崎市役所における闘争（同一名）、一二月二二日の富山県庁における闘争（同四名）などが注目された。全日土建神奈川支部加瀬分会機関紙「なかま」はつぎのように書いている（一一月二二日号）。

「こんどこそ決意をあらたにして、生活を守るため、敵には一歩もゆずれない」（京都）、「おれたちは、幹部のようにうまくしやべれない。しかし、体をはることなら、幹部の代りに座りこみでもハンストでもよろこんでやつてやる」（福島）など、いま全国の兄弟たちは、職階給、アブレ、首きり、就労規則のおしつけ、そのほかあらゆる敵の攻撃のなかで、越年斗争に結集している。東京の兄弟たちは、職場でおじさん、おばさんたちが中心になり、三人組、五人組の自衛組織をつくつて斗つている。これからの斗

いは、五人や一〇人の幹部がどんなにとび廻つたつて間に合わない。一人一人の斗う力を養うことこそ、これからの斗いを勝利にみちびく唯一の道だろう。

越年闘争の結果、全国的に失業対策事業就労日数の増加が実現し長野県における三一日稼働をはじめとして、各県とも一二月はほぼ完全就労に近かつた。また、県および市町村の単独事業を実施して手取賃金額の増加を図らざるを得なかつた自治体もすくなくない。越年資金の要求についても、千葉県では前年と同じように県費を計上して市町村を補助し、京都府・市においては、作業衣購入費補助の名目により、一人当り一、〇〇〇円を支出している。さらに東京都、神奈川県は、賃金の前渡しをおこない、餅、軍手、地下足袋、手拭、たばこなどの現物、慰労金、餅代、生活補助金、御年玉、宴会費などの名目による手当を支出した。

日雇労働者越年闘争の成果を一覧表にすれば、第三七表のとおりである。

第237表　日雇労働者越年斗争の成果（1951年）

都道府県別	就労日数			都道府県			県			市			町			村		
	市部	郡部	平均	餅代物資代手当その他			賃金											
				縣費支出額（円）	人員（人）	賃金額（円）	人員（人）	賃金額（円）	人員（人）	餅代物資代手当その他								
										支出額（円）	人員（人）	賃金額（円）	支出額（円）	人員（人）	賃金額（円）	支出額（円）	人員（人）	賃金額（円）
北海道	27.0	26.0	27.0	818,540	6,014	1,819,500	1,423			322,200	467							
青森	17.0	13.0	16.0	212,500	500			1		450,950	985							
岩手	27.0	27.0	27.0					8		647,700	1,545							
宮城	26.4	25.8	26.1	457,400	3,607			7		460,687	1,964							
秋田	27.0	26.0	27.0	4,200,000	7,000			15		267,800	2,080							
山形	25.0	24.0	24.0	703,292	2,756			4		1,602,510	4,706							
福島	26.0	27.0	26.5	507,904	2,167			25		754,818	1,852							
茨城	25.8	26.9	26.0	560,000	1,800			13		246,210	2,167							
栃木	29.0	22.0	28.0	223,146	1,400			25		551,575	1,854							
群馬	29.0	29.0	29.0					7		709,000	5,711							
埼玉								5		214,452	1,559							
千葉																		

都道府県別	特会		
	賃金		
	賃金額（円）	人員（人）	
北海道			
青森			
岩手			
宮城			
秋田			
山形			
福島			
茨城			
栃木	48,000	48	
群馬	63,100	120	
埼玉			
千葉	187,700	447	

東京	28.9	28.9	28,9	44,628,264	36,822			25	1,502,250	10,319	1,579,000	875
神奈川	31.0	31.0	31.0									
新潟	26.0	21.0	25.0					5	198,900	1,914	10,000	160
富山	29.0	26.0	28.0	837,231	1,500			9	418,616	1,500		
石川	31.0	29.0	31.0	119,000	890			3	556,000	890		
福井			24.0	273,000	901	1,430,000	1,430	15	(177,000) 551,455	590 848		
山梨												
長野	31.0	31.0	31.0			818,000	1,636	21	1,352,775	4,275	63,000	210
岐阜	28.0	26.0	28.0					10	651,575	2,467		
静岡								3	120,450	560		
愛知	28.0	29.0	29.0					8	1,361,050	1,471		
三重												
滋賀	30.0	29.0	29.0	84,200	872			5	90,528	858		
京都	25.0	19.0	24.0	3,316,000	3,316			3	7,374,200	7,467		
大阪	27.0	28.0	27.0					5	381,580	948		
兵庫	27.0	25.0	26.0					9	584,500	1,224	2,511,500	2,396
奈良	26.0	22.0	24.0					1	174,900	318		
和歌山												
鳥取												
島根	26.0	20.0	26.0					6	546,010	1,735		
岡山												
広島	23.0	18.8	22.3					2	52,450	750		
山口												
徳島	27.0	21.0	25.0									
香川	24.8	23.5	24.2					6	204,937	2,004		
愛媛	30.0	30.0	30.0									
高知	23.0	19.0	21.0	1,836,000	2,295			11	1,877,750	2,051		

| | | |

回復に伴つて改めて再審議する名目で直ちに政令審議会の設置によ
る具体化にのりだしたものであるが、内容的には戦犯の追放解除を
手始めに、諸法規を戦前の悪条件へあともどりさせるものであると
の非難も各方面から強く表明された。労仂法規改正問題もその主要
な一翼をなすもので、まず政令諮問委員会における労仂基準法改正
問題がその俎上に上つた。総評は五月一二日の第三回評議員会で、
労仂基本権としての労基法改悪反対、労基法にもとづく労仂協約条
文の一条たりとも堅持する、労仂強化も労仂時間延長も首切待命も
労仂法規改悪のあらわれであり、反動政府の陰謀を打破る大運動を
おこすなどのことを主張し、闘争の内容をつぎのように示した。

職場で労仂基準法を点検し厳正実施を要求せよ。
違反はどしどし摘発せよ。
寄宿舎における給食のカロリーや衛生をとりあげよ。
就業年令の引下げに反対せよ。
臨時工を労仂組合に加入させよ。
臨時工を本工にせよ。
産業別的統一労仂協約をもつて個別企業の悪条件を打破れ。

ついで五月二一日労仂基準法改悪反対労組代表者会議をひらいて
七月一日からの安全週間に向つて宣伝、摘発、動員の集中攻撃をか
け労基法改悪反対に闘うことなどを決議した。これらの決定にもと
ずく「労仂基準法改悪反対第一回闘争委員会」は六月一九日総評本
部でひらかれ、国鉄、全鉱、海員、合成化学、全電通、電産、私鉄
全専売、日教組、全国セメント、全国ガス、全国電機、全造船、鉄
鋼などの組合代表参加の下に新たに「労闘」が発足した。

名称　労基法改悪反対闘争委員会（労闘）
構成　総評傘下および賛成組合
目的　労仂関係法改悪反対と賃上首切反対闘争等の低賃金政策と
闘う。
機関　単産代表者および総評常幹により闘争委員会を組織し、企
画部、労法部、国会対策部の三部門を設ける。
闘争目標
1　労仂関係法をはじめ民主化法規の改悪反対。
2　労仂協約による基本的労仂権の確立。
3　首切、待命制度絶対反対。
4　電気料金引上げ反対。
5　国会選挙闘争態勢の確立。

労仂三法改訂にかんして審議に当つている政令諮問委員会では六
月二一日ほぼ方針を決定し、国会上程の準備を進めていたが、総評
はこれに対し圧力をかける意味で声明を発表した。

声　明

六月二一日、政令諮門委員会は、労仂三法の大巾改悪方針を決
定し、次期臨時国会上程を目途に準備を進めると公表した。
労仂組合運動を抑圧して、労仂者の基本的権利を奪い去ろうと
する反動政策は一昨々年六月公務員法実施以来、公然として推し
進められて来た吉田内閣の一貫した方針である。
すでに公務員並びに国鉄、専売の労仂者はストライキ権を奪わ
れている。団体等規正令、公安条例、定員法なども、ことごとく
法律に名をかりて労仂運動を圧殺しようとする陰険な企図の現れ
であつた。あくなき吉田内閣の反動性は、これをもつてしてもな
お足らず、対日講和を控え政令再審に名をかりて、チープレーバ
ーの基礎の上に強行しようとする軍需動員政策のためと、労仂階
級を中心とする民主的諸勢力の抵抗力減殺を図り、反民主主義政
策推進の地ならしを強行せんがために、労仂基準法に示された国
際的最低労仂基準をも切崩し、併せて労仂運動に制限を加重すべ

く、労働三法の一大改悪案を臨時国会に向つて準備し、資本家階級の利益の前に、労働大衆を犠牲として供しようというのだ。

すなわち、時間外労働と婦女子の深夜業制限の緩和は、八時間労働の原則を蹂りんし、女子少年労働の果しなき虐待となる低賃金の基盤となつている中小企業に対する適用除外は、奴隷労働を再現させる。公益事業のスト禁止、ゼネスト制限、実情を無視した交渉単位制の設置などは、何れも労働大衆の斗いと労働運動の組織的発展の禁圧をめざすものにほかならない。

わが総評は、これら一切の反動政策に対し、断乎反対する。あくまで極東委員会の指示した労働組合一六原則の実施と憲法第二八条に示された労働基本権を要求する。いま将に労働階級を戦争経済にまきこみ、その血肉をすすりとろうとするこれら一切の陰謀に対し、われわれは厳重に抗議するとともに、最悪の事態においては、総評四〇〇万の組織力をあげて徹底的な反撃斗争を決行することを声明する。

六月二二日

日本労働組合総評議会

議長　武藤武雄

六月下旬から総評は労基法改悪反対闘争を全国各地へ拡大するため地方オルグを派遣し、労代会議を召集するなど職場を対象とする宣伝工作が展開された。これに呼応して七月一四日には大阪地評の「全大阪労働者市民けつき大会」、京都の労働者大会をはじめ各地で労働法規改悪反対、電気料値上反対などを中心とする集会がもたれまた炭労、全鉱など各単産においても実力行使にそなえてスト権を確立するといつた動きが見られた。七月二四日の総評第六回幹事会は——

「最悪の場合は実力をもつて闘うということの固い決意を持たねばならない。したがつてストをも含む実力行使態勢の確立を図るために、各全国単産本部に実力行使の権限を移譲するような運動を全国的に展開する。そのために労闘においてこれを具体化するようにする。」

との方針をきめ、中央集約闘争を推進する方向を明示した。

労闘では八月三、四日、全国地労委労働者側代表との連絡会議をひらき、改悪を強行するならば労働者側委員は総辞職するとの決意を示した。

声明書

我々全国労働委員会労働者側委員並に労斗傘下代表は玆に会議を持ち今次政府の執りつつある民主化に大きく逆行する労働三法の改悪について深く検討した。これらの企図が講和を前にして強行されんとする事実は重大であり、全世界の労働者と共に断乎として斗う必要のあること痛感し直ちに実践に入るよう決定した。

吉田内閣がこれ等の反動政策を直ちに放棄せざる限り容易ならぬ事態が発生するであろうことを警告する。更に全国労働委員会特に公益委員におかれては今次政府の企図が時代逆行の反動性を有するものであることを深く認識され日本民主化の促進に寄与されたい。

我々は労働三法の改悪が強行されんとする場合は全国労働委員会労働者側委員の総辞職も敢て辞せざる決意を確認すると共に全労働者と一丸となつて斗うものである。

右声明する。

八月四日

全国労働委員会労働者側委員・労斗連絡会議

政令諮問委の結論が答申されてから、これにもとづいて政府、労働省では労働法規改正についての作業を進めていたが、総評法規対

策部は政府側の意向に対する反対意見を発表し、国会闘争に備えての労仂法規統一案を作成するため、九月一四日第一回の法規改正研究会をひらき、労仂法学者多数を招いて意見を聴取、統一案作成を協議した。とくにゼネスト禁止法案は労仂三法改悪の前提であるとして強く反対され、第一〇国総評幹事会ではこの点に闘争を集約するため、一〇月から一一月上旬に向つてゼネスト禁止法反対の闘争として国会に集中化し、すべての官民の賃上闘争を結合させる臨時国会対策を決定した。労闘も同時に国会対策を協議し、一〇月の炭労ストを中心とする秋季攻勢を労仂法規改悪反対の闘争へ統一して闘うよう呼びかけた。一〇月二〇日には「生活危機突破、労仂法規改悪反対の全国労仂者総けつき大会」をひらき、同二五日には団体等規正、スト禁止両法案反対を中軸とする全国一斉職場大会を決行、その他へ送り、実力行使に備えての態勢整備に万全を期した。たまたま炭労、電産、全鉱の三単産を主軸とするストライキの波は次第に高まりつつあり、この力をバックにしての闘いを確信した総評は突如「非常事態宣言」を発し、世の注視を浴びるに至つた。

非常事態宣言

六日の第七回評議員会は左の非常事態宣言を決定し全組合員の総決起を促すとともに内外に対して斗う総評の断乎たる決意を表明した。

一、わが総評は、去る五月以来、吉田政府のくわだてた労仂法規改悪の意図に厳重抗議して来た。それは、日本国憲法及び国際労仂条約にさだめられた基本的労仂権をじゆうりんするばかりか、ひとり独占資本のふところをこやす低賃金・労仂強化をもたらすがゆえであつた。

二、しかるに、吉田政府は、あるいは、公益に名をかり、あるいは、占領終末後の事態をうたつて、一挙に労仂運動を弾圧しようとするスト禁止法案の作成を急いだ。また、米麦、運賃、電気料金等生活必需物資の価格を不当に吊上げ、物価高にあえぐ労仂大衆を尻目に、低賃金政策と、公務員の大量首切りを強行しようとしている。日経連に使嗾された資本家らは、公然、労仂組合の団体交渉権を拒否し、不当首切行為をもつて労仂運動の破壊と圧殺をたくらんでいるのである。

三、わが総評は、この吉田政府の反動政策に対処するために「労仂法改悪反対」の目的をもつて、スト権の単産本部へ委譲の法的手続きを相次ぎ完了してきた。今や四〇〇万組織労仂大衆の実力行使はまさに時の問題となつた。

四、このとき政府はあえて団体等規正法案を臨時国会に提出しようとしている。この法案が、憲法にさだめられた言論、集会、結社の自由、団結権、交渉権、ストライキ権など基本的人権を徒らに制限し、破壊する危険のあることについては、なんびとといえども、これを否定することは出来ないであろう。このことは即ち、暴圧政治と反動資本のばつこととなり、ひいては社会不安を醸成し、産業を危殆に陥れる結果を招来することについても亦、なんびとといえども疑う余地なきところであろう。まことに、スト禁止法案の構想といい、団規法案の提出といい、東条政権でさえもついにくわだて及ばなかつた恐怖政治のあらわれといわざるを得ない。

五、それゆえに、わが総評は、日本民主主義の擁護と民主的労仂組合存立のために、スト禁止法案、団規法案に代表された一切の反動政治、一切の労仂法改悪の意図にたいして、断乎反対する。これが粉砕を期するところまで、断々乎としてたたかう決意のあることを、あらためてここに表明する。

高まりつつある大ストライキの波のなかに立つて、総評傘下四〇〇万組織労働大衆は、強力な実力行使をもつて、このスト禁止法の陰謀に抗議し、団規法案の即時撤回を要求するであろう。日本民主々義の危機、日本労働運動の危機にあたつて、あえて、日本労働階級の名において、今日のこの事態を非常事態と規定し、これを内外に宣言する。

一一月六日

日本労働組合総評議会
議長　武藤武雄

この「非常事態宣言」にからまる一つの問題は、政治ストが違法であるか否かをめぐる日経連と総評との論争である。このことは二・一スト以来の労働組合の政治的闘争の変遷を物語るものとして注目された。さらにこの宣言に対しては時期的に失敗であるとか、行過ぎであるとする批判的な声もあつたようで、これは闘争の主力をなした単産の中に、ゼネ禁法に重点をおくもの、労基法に主眼をおくもの、又公務員法やその他の政令又はその部分的な点の拘束に反対するものなど、主目標において若干の相違が見られたこと、これら法規の改正案の国会提出がおくれ、闘争の焦点がぼかされたこと秋季闘争の主目標が賃金闘争におかれ、これが政治的目標と充分な一致を見ず、統一闘争として闘われるに至らなかつたことなどが批判の出る原因として上げられている。しかしながら労働基本権をまもる一点においては全労組が一致して闘争をもり上げる態勢をとつていたことは見逃せない事実であつて、結果的にも、いわゆる大橋構想と称せられた治安立法の具体化が暫時延期せられることになつた。

かくてこの年の労闘の労働法規改悪反対闘争は大きい発展を見せずに終り、この闘いは翌年の労働法規の破壊活動防止法案という団規法の再転した法案に反対するゼネスト闘争まで延期されることとなつた。

以上が総評・労闘を中心とする労働法規改悪反対闘争のあらましであるが、これに対して社・共・労各党、労働組合、市民団体、弁護士会など広汎な大衆的運動としての悪法反対運動も極めて活潑でありこれらが治安維持法の復活による戦争準備反対という平和運動の一環として闘われたのは注目すべきことであつた。

二、公安條例廃止運動　一口に悪法といわれているが、法規改悪反対の対象とされたものは、内容的にも、法令の性格にかんしても多岐にわたつており、「労働法規」の範囲の解釈も、労働運動に制限もしくは弾圧を加えるものと広く理解されるようになつてきた。既にスト禁止法、労働三法などが狭い意味での「労働法規」とすれば後に見る団体等規正法あるいは破壊活動防止法、デモ禁止法、さらには刑事特別訴訟法、また新聞法、教職員資格審査法、各種の政令などは、いわば「労働刑法」ともいうべく、労使関係を規正するもの以上に出ている関係からいわゆる法規改悪反対運動は必然的にきわめて政治的な運動形態をとることとなる。すなわち労働組合が直接的に国家の暴力を受ける時、これと闘う労働運動が、単に政治的要求を組入れるというばかりでなく、自ら国家と対決することを余儀なくされるのである。

これは地方自治体に対する関係においても同様であつて、この年に特徴的な公安条例廃止請求にかんする、労働組合を先頭とする国民的な運動も、悪法反対闘争の一つのケースとして注目された。

右にあげた諸法規の中、集会・集団行進および集団示威運動にかんするものは、いわゆる公安条例として全国都道府県市などで実施されてきた。東京都条例が一九四九年五月三〇日に行われた反対デモにおける橋本金二死亡事件の直後に制定せられ、五〇年の五・三〇事件および六・三デモ禁止に大いにその力を示し、同七月には集

会等にかんしいつそう取締を強化し、五一年中央メーデーの「人民広場」使用禁止に至るまで、曰く因縁つきの変遷を見てきたことはすでに知られた所である。このほか大阪・神戸などの大都市における公安条例が、しばしば適用されてきた事実、また研究会や断食まで違反で中止させられたなど、公安条例にからまる事件は枚挙にいとまがない。このような公安条例の存在について一方では合憲性に疑念ありとする意見が広く出てきた。いわゆる治安諸立法の国会提出の時期がややおくれ、これらの論争が国会の内外で最もたけなわに展開され始めたのは五二年に入つてからであつたが、公安条例廃止闘争はいわばその前哨戦となり、とくにこの請求が民間側から行われたばかりでなく、京都においては地裁が公安条例を違憲であると断定した注目すべき判決を下すなど、今後の法規制定への成行きに重大な影響をもたらすに足る内容を含んで行われたことは特筆に値する。

東京都の都条例廃止請求闘争は八月二四日付の布施辰治弁護士ら八名の直接請求にかかる廃止請求書にもとづく署名運動の展開によつて具体化された。この運動は地方自治法第七四条により、九月一〇日の告示から向う二ヵ月間、一一月一〇日までに、全都の有権者の五〇分の一（約八万）以上の署名を集めて、その代表者から都知事に対し廃止請求を行い、改めて都議会の審議に付そうとするものである。

請求書の内容および請求趣意書はこの運動の意義を明らかにしてこう訴えている。

東京都条例廃止請求書

集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例廃止請求の要旨

一、請求の要旨

昭和二五年七月三日附、東京都昭和二五年第四四号、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例はこれを廃止する。

(1) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（以下公安条例の通称に従う）は、憲法第二〇条「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と思想、信念の真理を語り、憲法第二一条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」真実報告の言論自由と真理を検討し、真実を聴くためにあつまる集会の自由を、人類普遍の原理として保証した憲法に違反している。

(2) 公安条例は、公共の福祉と治安維持のために、団体行進、団体示威の集団運動を取締るために必要だという口実で制定しながら、屋外、屋内の政治、娯楽集会の凡てに適用して、官僚独善、反動擁護の公務員に、集会申請許否の権限を与え且つは独断認定を恣ままにさせ、今や公安条例の存在は言論集会弾圧の兇器と化している。

(3) 公安条例の存在は、その解釈やその運営によつて、これを正当化することは不可能であり、絶対にその存在を許すべからざるものと確信する。

二、請求代表者

弁護士　海野普吉
著述業　小野俊一
弁護士　黒田壽男
弁護士　長野国助
弁護士　中村高一
医師　馬島僩
弁護士　布施辰治
団体役員　和田敏明

右地方自治法第七四条第一項の規定により別紙条例案を添えて条

例の廃止を請求致します。

昭和二六年八月二四日

東京都知事　安井誠一郎殿

（別紙）集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例廃止の条

例案

第一条　昭和二五年七月三日附東京都条例第四四号集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例はこれを廃止する。

附則

この条例は公布の日から施行する。

公安条例廃止請求趣意書

われわれ日本民族の歴史的にやりとげねばならぬ時局的使命は、真に重大である。

国際的には講和問題を前にして、戦争の罪悪（侵略と虐殺）と犠牲（死傷と破壊）を反省し「再び戦争の惨禍を起すことのないように（憲法前文）」「正義の秩序を基調とする国際平和を誠実に希求して、戦争を永久に放棄した（憲法第九条）」日本民族の良心を発揮し（平和を愛好する心からの呼びかけ）平和日本の独立（何国からも植民地化されず又何国をも侵略せず）について、多かれ少かれ何らかの意見をもたない人はないでしょう。例えば

1　単独講和と戦争準備（再軍備）の不安

2　全面講和はどうして出来ないのか

3　朝鮮問題と中国との関係を解決しなくとも、再び戦争の起らない講和はほんとうにできるのだろうか

4　対日講和条約草案の詳しい説明と調印全権団の選出等について

その真相を「きき度い」「知りたい」「語りたい」と思わない人はないでしょう。

国内的にはウナギ上りの物価高、納め切れない税金高、三畳に一〇人も雑魚寝して幼児を圧殺した住宅難、小学校の二部教授で子供の不良化を心配させられる教育難、生き抜いて腹一杯食いたい、精一杯仂きたい、という生活問題につきお互いにその真実を語り合いたいと思わない人はないでしょう。ところが

1　労仂者が団体交渉のために開いた職場集会

2　中小商工業者が税金軽減のために開く町内会

3　講和問題をきくための講演会

4　平和問題を語るための座談会

その他街頭の七夕祭りや、学校の同窓会等政治集会娯楽集会の区別なく禁止解散されて、われわれ日本民族の歴史的に為し遂げねばならぬ時局的使命の真実を語り合おうとする言論、集会の自由は一片の公安条例に依り甚だ無雑作に弾圧されています。そこで私たちは人類不遍の原理として言論集会の自由を保障した民主憲法の精神は、時の支配権力に反対し、抗議し、批判する言論集会の自由を尊重するところにあるのだという確信をもつて、われわれ日本民族の歴史的使命を為し遂げるために、その真実を語り、その真実をきく言論集会を弾圧する公安条例廃止直接請求署名運動を発起したのです、そしてわたくしたち八名は、地方自治法第七四条により合法的に公安条例廃止直接請求署名運動の請求書を提出したのです。

一九五一年八月二五日

右、請求者

氏名略

九月一〇日の告示につづき「公安条例撤廃の署名運動」は東京各地で労仂組合、民主団体の協力を得、集会に街頭に戸別に行われ、署名運動の最後の日の一一月一〇日には芝公園で「公安条例撤廃都

民大会」を約一万の参加の下に開催、二カ月間の運動の幕を閉じた。この間京都では一〇月二六日に地裁が市の公安条例を違憲とする注目すべき判決を行つて、政府立案になる統一法としての集団示威取締法が具体化しようとしている矢先、今後の成行に問題をなげかけた。すなわち京都の円山公園で前年一二月九日「越年総決起大会」を強行しようとして警官隊と衝突し、公務執行妨害、傷害容疑で起訴された一八名の被告に対し、京都地裁岡垣裁判長は、容疑については有罪の判決を下したが、条例違反の点については「同事件の基本法となつた改正市条例は違憲である」との弁護人側の主張を容れ「同条例は一般的制限に近いほど憲法の保障する国民の集会等表現の自由を不当に制限し、同条例は違憲で無効と認める」と判定した。この判決によつて直ちに京都市公安条例が消滅することにはならないが、少くとも福井を最初とし全国各地で行われているものと大差ない以上、この判決のもつ意味は極めて重大であつた。

さてこのように公安条例に対する多くの批判的な声が出始めている時行われた東京都における撤廃要求は、法定票数に達した署名を得て、いよいよ都議会に上提されることとなつた。

一一月二〇日各区毎に集計され、各区選挙管理委員会で審査した結果によると、法定数（有権者数の五〇分の一）七八、四八八票に対し、署名簿の有効票数は、九一、一三四票に達し、とくにめざましかつた後半期の署名運動で前半期の立遅れをとり返し一応の成果をあげたものといえる。

翌年二月七日の臨時都議会に上程された公安条例の廃止請求は、自、民両党の反対、社、共両党の賛成討論の後採決、反対八四、賛成二一で否決されたが、この運動の母体として結成された公安条例廃止期成同盟は、一応の成果を上げたことを確認するとともに、来るべき諸治安立法に備えて悪法反対のための闘争組織へ発展的に解消することを申合せた。

三、弾圧諸法規との闘い　先に見た様に総評では一〇月二五日までに一万数千もの職場大会が行われ、ゼネスト禁止法案を中心とする反対決議にスト宣言を発するまでになつたが、政府の提案が延期される見透しによつて一応ストを中止し、次期国会への提出をまつて反対闘争を強化するため、外部団体および知識人、下部組織へこれを徹底させる運動を展開することとなつた。また賃金共闘では団規法をはじめとする一切の悪法に反対する決議を行い、政府に抗議文を、各政党、民主団体に要請文を提出、産別でも日本の平和と独立を守るために、弾圧法を粉砕しなければならないとの態度を明確にした。中立系の全金融、全百連、全倉庫など二〇万を含み八月上旬発足した「労仂法規改悪反対闘争協議会」では、政府の企図する労仂関係法規の改悪に対し、「かかる反動政策に対し厳重に抗議するとともに、今後総力をあげて強力に反対闘争を展開する」との声明書を発し、労仂委員会への勧告文、政府関係および経営者への抗議文をそれぞれ手交した。

このように悪法反対運動は、或は違憲であるとし、或は人権を侵害するものであるとし、ファッショ化反対、独立と平和を守るためにと、広い範囲にわたつてまきおこされたが、諸法規の内容も団体等規正法――後に破壊活動防止法、集団示威取締法、いわゆるデモ禁止法、刑事訴訟法の改変もしくは刑事特別訴訟法などのごとくいわゆる治安立法と概称せられるものから、新聞紙法としてプレスコードの延長を図るもの、教職員資格審査法――教員レッドパージ法といわれているものなどが、労仂三法の改悪、ゼネスト禁止法に対する反対闘争とともにとりあげられており、この外にも朝鮮人の送還反対にからまり、また対中ソ交易、海外渡航の自由を主張して労仂組合側からも起つた出入国管理令に反対する運動、いわゆるポツ

ダム政令の譴和発効に伴う無効の主張ないし実力闘争などが頻発するにおよび、悪法反対運動は日本の将来をかけての大論争を展開しつつ大きな闘争になつて行つた。ことに知識人の間などで強く反対意見が出たのが注目される。

国会では自由党を含む民主党、社会党両派、労農党などの代議士を中心に人権擁護議員連盟形成の動きが見られ、最近の立法の傾向や、行政処分のやり方が人権擁護の立場から憂慮すべき状態をもたらしたとして、日本憲法と世界人権宣言の趣旨に基く左の如き趣意書がまわされた。

人権擁護議員連盟の趣意書

日本国憲法第六一条は「この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として現在および将来の国民に与えられる」と明記している。

また世界人権宣言によれば、

一、人間社会の全員の固有の尊厳と、中立で不可譲の権利との承認は、世界における自由、正義および平和の基礎である。また人権に対する無視と軽蔑とは、人類の良心をふみにじつた野蛮な行為をもたらした（前文）。

二、何人も専断的な逮捕、拘禁、または追放をうけない（第九条）。

三、何人も思想、良心、および宗教の自由に対する権利を有する（第一八条）。

四、何人も平和な集会および結社に対する権利を有する（第二〇条）。

とある。

この度政府が調印した平和条約の前文においても、右世界人権宣言の目的を重視するために努力すると託せられている。しかるに最近の日本政治の動向は、その立法の傾向や、行政処分のやり方において憂慮すべき状態である。われわれは日本憲法の精神と世界人権宣言の趣旨にもとづき、人権擁護のために斗うことを宣言する。

右発起人　古島義英（自由）中村又一（民主）松木弘（自由）
川崎秀二（民主）石井繁丸（社右）猪俣浩三（社左）
世耕弘一（無）佐竹晴記（社革）岡田春夫（労農）

共産党でも「これらの法律は労仂運動をはじめ一切の国民運動に対する弾圧法であり、今後、平和、独立は口にすることすらできなくなる。全力をあげてうちやぶらなければならない」と宣言している。

弁護士会では、一〇月一七日に東京弁護士会の司法制度調査委員会が、団規法、ゼネ禁法、集団示威取締法は違憲であると法務総裁に意見書を提出し声明書を公表した。この動きは日本弁護士会にも波及し、全国的な提案阻止運動になることが予想され、人権擁護連盟との提携から市広い仂きかけが行われるものと見られた。このほか新聞界、法律学者の反対意見が各方面で公表せられ、これらが進んで労仂組合や市民と懇談会や講演会をもつなど、世論が反対の声で埋つたばかりでなく、政府内部においても、例えば認定行政府としての特審委員会制度や、罰則に関する点などでは意見の相異が見られ、臨時国会提出を取止め法案を修正せざるをえなくなつた。つぎに基本的な反対意見を代表するものとして東京弁護士会の意見書のいくつかを紹介する。

ゼネスト禁止法案に対する意見書

ゼネスト禁止法案には絶対反対である。

理　由

東京弁護士会

憲法二八条が団結権、団体交渉権、罷業権等を勤労者に権利（アメリカ憲法では一通商の自由」）として保障した所以のものは、憲法二一条言論、出版、集会、結社等一般市民の表現の自由を保障した趣旨と異り、勤労者の生存権を直接に確保せんとするにある。勤労者が政治的、社会的、経済的に弱者なるが故に、その団結と団体行動によりその政治的、社会的、経済的地位の向上を図る手段として、保障した憲法の趣旨にかんがみ、その団体行動の一形態としてのゼネストを禁止することは許されないものといわなければならない。現在の世界の民主主義国家にして、直接ゼネストを禁止する法律を有する国のあることを聞かないのである。かつて連合国最高司令官が、いわゆる二・一ゼネスト禁止の指令を下したことがあるが、これは最高司令官がその立場において日本の占領行政の遂行に障害ありと認定し、その認定の上に立つて緊急処置としてなしたものであることは、その声明の明らかにするところである。

しかるに、本法案は今や講和成立を前にひかえ、独立国家として再出発せんとする日本の国内法として制定せんとするものである。したがつて、あくまで憲法の規定を無視する態度はとられないのである。

元来ゼネストのごとき大衆的団体行動は世論の喚起を目的とする労仂者の動きであり、したがつて一般国民感情の発露である世論から離反してなされうるものでない。その決行に当つてはおのずから一定の限界があるのである。国会は時の世論を正しく反映する義務を有する以上かかるゼネストは議会主義を否認するものとはいえない。

それゆえにゼネストについては労仂者の自主的判断に一任せしむるをもつて憲法二八条の精神に沿うものとしなければならない。

要するにゼネスト禁止法案は憲法二八条違反の違憲立法であつてその制定に絶対反対する。

集団示威取締法案等に対する意見書

東京弁護士会

集団示威取締法、新聞綱領法等の治安立法制定については絶対反対する。

理　由

民主国家存立の基本的要件としてもつとも決定的なものは言論、集会、出版その他表現の自由を徹底的に保障することにある。さればこそ憲法二一条九七条は「表現の自由を制限しないよう留意する」旨の規定を置いているが、集会等の届出義務を課し、かつその届出は一定の警察機関によつて受理されることをもつてはじめて効力を発する実質的には認可主義をとつており、したがつて警察機関の恣意的判断によつて言論、せんとするものであるのみならず、届出義務違反に対し秩序罰以上の刑を科することができない筋合であるにもかかわらず、刑事罰をもつて臨む等その根本的観念において憲法二一条の保障規定を無視するものである。新聞綱領法について伝えられる政府案の構想はかつての新聞紙法や出版法の再現を意味するものであり、この点において集団示威取締法案と同様違憲立法であるが、とくに憲法二一条二項において検閲禁止を明定した精神に違反するといわねばならぬ。民主主義の正常な発達は言論の暢達にあることにかんがみ、これら言論の自由を阻害する諸法律の制定に絶対反対する。

団体等規正法案に対する意見書

東京弁護士会

団体等規正法の制定については絶対反対する。

団体等規正法の政府原案によれば「暴力主義的な不法活動をなす政治団体等を民主的な手続で規正しもつて平和主義および民主主義の健全な発達を期することを目的と」し、「この法律の適用に当つては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その目的を逸脱して、他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない」と一見まことにもつともな字句を掲げている。しかしながら、本法案の内容はつぎのとおりである。

(一) 政治団体に対しその内容公開のため届出義務を課し、一定の政治団体以外の団体が規正の対象たる政治団体と見做されるかどうかは一行政機関の認定（特別審査庁長官の指定）にゆだねている。

(二) 政治団体の機関紙の行政官庁への提出義務の設定。

(三) 不法活動を行うおそれありや否やを一行政機関の認定にまかせ、その認定により団体の集会、集団行動、機関紙出版物の刊行の制限禁止、活動方針の変更、団体職員の職務排除、団体機関の閉鎖、印刷機械の封印等の行政処分による規正（取締）。

(四) 団体の不法活動の存否、またその不法活動除去の能否を一行政機関の認定にゆだね、その認定により当該団体の解散処分を自由になしうること。

(五) 解散団体の占有する一切の財産の接収。

(六) 一行政機関の指定による被規正団体の役職員、構成員または広汎な指定事業団体からの広汎な就職制限。

(七) 被就職制限者の住所届出義務の設定。

(八) 以上の行政処分に対する異議訴訟においては一行政機関の事実認定が裁判所を拘束する旨の規定の設定。

(九) 一行政機関職員の強制調査（捜査）権の設定。

(一〇) 本法案にいわゆる「不法活動」とはその類型および態様が一刑法の規定する犯罪構成要件外の広汎な諸行為（例えば共謀し、企て、共謀しもしくは企てることを助け、そそのかし、助けあおり、またはその実現に寄与する意図の下にその正当性を唱導し、もしくはこれを唱導することを企てること）に及ぶ。

(一一) 届出または報告義務違反に対する刑事罰の設定。規正または就職制限処分等の違反に対する刑事罰の設定。刑法所定外の諸行為に対する酷刑の新設等である。

これら政府原案の内容は、思想、言論、出版、集会、結社等の政治的自由に対する制限、禁止の権能を一行政機関に対し無条件に授権することであり、憲法に対する行政権の優位を認め、罪刑法定主義の原則を放棄するものである。

元来、民主国家存立の基本的要件は国民の政治的自由の完全確保にある。しかして政治的自由の中核をなすものは学問、思想、言論、出版、集会、結社の自由であつて、憲法第三章中に国民の基本的人権として とくに保障され、かつこれら基本的人権は同法第一〇章において国の「最高法規」、すなわち国民の不可侵的基本権として規定されているところである。されば新憲法下政治的自由の基本権は明治憲法の立前とは本質的に異り法律をもつてしてもこれを制限、禁止することは絶対許されないのである。ここに政府原案の前記内容を憲法の各規定に照して違憲なることを指摘する。

(一)について、政治団体の内容公開は望ましいが、これを法的に義務ずけることは結社の自由の制限であり、憲法二一条に違反する。これらは政治団体の道義的社会的責任にゆだぬべき事柄にすぎない。政治団体の範囲の認定を行政権の判断に一任することは

新憲法の三権分立の精神に反するとともに直接憲法二一条（言論集会結社等の自由）四一条（国会最高機関の規定）七三条（内閣の職務規定）に違反する。

(二)について、機関紙の提出義務規定は憲法二一条二項に違反する。

(三)について、不法活動およびその「おそれ」の有無の認定を行政権に白紙委任することは、それ自体憲法三一条（刑罰法定主義）三二条（裁判をうける権利）に違反するのみならずその認定によるる規正処分とともに憲法一九条（思想の自由）二一条二九条（財産の保障）三一条三二条に直接違反し、四一条七三条に違反する。

(四)についても前同様である。憲法二九条三一条三二条違反である。

(五)について、それ自体憲法二二条職業選択の自由の保障規定に違反し、ひいては同法二五条（生存権）二七条（労仂権）および二八条（勤労者の団結権）に違反する。

(六)について、就職制限は憲法二二条居住移轉の自由の保障規定に違反する。

(七)について、憲法二二条居住移轉の自由の保障規定に違反する。

(八)について、憲法七六条司法権独立の規定に違反するとともに同法三二条に違反する。

(九)について、行政職員の強制捜査権の設定は、憲法三五条（住居の不可侵）および三三条（逮捕の保障）に直接的に違反する。

(十)について、法治国家の本質的要請である罪刑法定主義の大原則に違反するとともに憲法三一条および三二条に違反する。

(十一)について、一般に行政上の取締のための届出または報告義務違反は秩序罰以上に出ることを許されない。これら罰則規定はいずれも前述の各取締規定強行の担保であるから、前述憲法の諸規定のすべてに背反することは言うをまたない。

およそ、政府原案は右の内容からして「昭和二〇年九月二〇日勅令第五四二号ポツダム宣言ノ受諾ニ伴イ発スル命令ニ関スル件」にもとづき極端な国家主義団体や暴力団体などの取締のために発せられた団体等規正令（その後昭和二四年政令第六四号として改正）とかつての軍国主義およびその協力者を追放するために発せられたいわゆる追放令（昭和二二年勅令第一号）の両者のモティーフを受継統一し、その適用範囲と対象とを極端に拡大せしめたものといえる。しかしながら、これらポツダム政令は前記勅令第五四二号に規定するように、「連合国最高司令官ノ爲ス要求ニ係ル事項ヲ実施スル爲」に発したものであつてその目的とするところはポツダム宣言にいわゆる日本の「軍国主義」的権力および勢力の一掃と「民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙」の除去にあり、その法的根拠と権威とはわが国憲法の上位にある連合国最高司令官に由来するものであつて、憲法の下に法律の執行をなす行政権の行使機関である政府に存するものでないことは、最高裁判所判例の示すところである。しかるに、講和成立を前提として国家主権の回復に伴い憲法の条規にしたがつて国政が運営さるべき現状において、本来右の目的と法的根拠とを有する占領下の非常立法であるこれらのいわゆるポツダム政令を拡大再現することは、わが国行政権が連合国最高司令官の国際法的権限を依然として独断承継し、もつて憲法が最高不可侵権として保障する国民の政治的自由を侵害し、剝奪せんとするものに外ならない。今やわが国は講和条約の批准を前に控え、新憲法の下に平和的民主主義的国家体制を確立しなければならない秋にあたつている。民主主義の助長発展はひろく民衆の言論の自由等、政治的自由の暢達にある。アメリカの大審院が確立した判例が、公共の安寧秩序保持のため国民の基本的自由を制限しうる限界点を、「明白に

してかつ現在の危険」clear and present danger に置くことによつて、最大限に人権の伸長擁護をはかつている態度は、もつて範とすべきである。

要するに、わが国の民主主義の現在の発展状況に照らし本法案の目的とする暴力主義的不法政治活動の取締は、現行刑法およびその附属法規をもつて十二分に達しうるものであり、ことさらに政府原案のごとき取締法規を制定することは、コンスピラシイ conspiracy（注、共謀・陰謀）の観念をもつていたずらに民衆の政治的自由を奪い、警察国家の復活を意図するものに外ならない。しかも政府原案の「不法活動」の定義が前示のように、その類型態様ともに極めて広汎かつ包括的であつて、行政権の恣意的判断によつて左右されるおそれのあること、かつての治安維持法、治安警察法、国防保安法以上である。

政府原案は平和と民主主義の美名にかくれて特高警察の再現と民主主義の骨抜きをはかるものといわざるをえない。たとえ政府原案が制定されても違憲立法として無効たるの運命を負わなければならないことをとくに附言する。

一〇月一七日、布施辰治、田坂定雄氏らの発起でひらかれた悪法反対懇談会には、政党、労組、民主団体、市民、学者、弁護士、知識人など各階層の人々が集まり、政府に要請する声明を発表し、同時にこれを各方面に訴え賛成署名を集める運動を開始することとした。

治安対策法案上程に関し政府にたいする要請

政府は講和後の治安対策として諸種の立法を計画しているようでありますが、若しそれらの法案が実施されることになれば、かつての軍閥専制下の暗黒時代への逆転が必至であるように思われます。

例えば団体等規正法案について見ますと、犯罪の対象がきわめてあいまいであり、治安維持法以上は濫用の恐れがあるばかりではなく、この法によつて犯罪視された行為について一共謀し、企て、そそのかし、助け扇る」ことも犯罪対象とされていますが、これでは新聞雑誌の編集者なども、何時「そそのかし、助け扇る」罪で処分されぬとも限りません。しかも犯罪には必ずしも証拠による裁判が必要というわけではなく、政府の認定次第で、追放その他の行政処分がとられうることになつており、国民はもはや安心してその日を送ることができません。それればかりか一非常事態」の名において政府にとつて好ましからぬ人物を強制収容所に隔離する道も開かれようとしておりますが、これはナチ制度の完全な模倣であります。

いずれにせよ本法案が重大なる憲法違反であることは明瞭であります。

その外教職員資格審査法案中には「極左、極右など、思想的・政治的偏向の教職員は教職不適格とする」という規定がありますが、これは教師として好ましくない人物は不適格とするというのと同じ位にあいまいな規定でありまして、これまた憲法第一九条に違反しております。

またゼネスト禁止法案によれば、「国民生活に広汎なかつ深刻な混乱をもたらす恐れあり」と政府が認定した場合、大規模なストライキは禁止されうるのでありますが、これによつて労働者は事実上、憲法によつて保証された罷業権を奪われることになります。

政府は刑事訴訟法の改変を計画しておりますが、そこには警察国家の再現を必至ならしめるような幾多の条項が含まれております。殊に看過できないのは、憲法三八条第一項によつて保証され

ている默否権が抹殺されているのみならず、更にまた司法警察官にたいし、検察官と同様裁判官にたいする拘留請求および証人訊問請求権を認め、しかも証拠法を改変し、検察官、警察職員等作成の調書（従つて被告の自白）を、現在の裁判官作成の調書と同等のものとしようとするものであります。日本ではかつてたらい廻しと称し、警察官が被疑者を一年でも一年半でも警察に留置し、その間あらゆる拷問を加えて自白を強要し、無実の罪を作り上げたのでありますが、前記の改変は、再びそのような恐るべき事態に道を開くものであります。

このようにして政府にたいする国民の批判の声が完全に封じられた場合、どのような結果が生ずるかは、私たちの記憶に余りにも生々しいところであります。日本国民がその欲せぬ侵略戦争にかりたてられ、国土が焦土と化し、今日のようなみじめな状態に陥つたのも、もとはといえば、国民に思想の自由を認めず、労仂者に組合活動の自由を許さなかつたこと由来しています。日本国民の幸福を守ろうと思う者は、今度の講和に賛成であると否とに拘らず、このような悪法案の国会上程や、その通過を是が非でも阻止しなければならないと思います。

この意味において私たちは、政府にたいし、本案の愚をもう一度くりかえすなと叫びそしてその猛省を促さんとするものであります。

一九五一年一〇月一七日

悪法反対懇談会

一方、労仂組合でもとよりこれに深い関心を寄せていたが、その代表的な意見の一、二を拾うと、まず全金属機関紙「金属労仂者」はその主張において諸立法の不当をついた後、労仂者の行動目標をつぎのように示している。

一、全労仂者の目標はますます具体的に明瞭になつた。急速に行動の統一をはかるために既往の観念にとらわれず、あらゆる組合に大衆的にも統一行動の呼びかけを行う。

二、そのためにも各職場で悪法反対討議を徹底的に行い職場内に根をはりつつある悪法、労仂者に対するあらゆる抑圧に対する理解を深め、各自の要求をもつて立上るようにしよう。

三、以上のような宣伝、活動の中で青年婦人その他活動家はこれを十分に徹底させるための活動者会議を職場地域で持とう。

四、悪法を実力を以つて打ち破る斗争に全労仂者を統一し、さらに各自の要求の貫徹と共に越年から越冬への斗争を息切れなく継続させよう。

五、事態は容易ではない。一人一人の労仂者が十分な理解の上に立つて、階級的なイカリを実力で斗い抜く決意にすることにあるのだから、何回でも繰返しての討議が大切であり、悪法反対の問題をかならずそのまま討議にかけることの重要さを忘れてはならない。

産別会議第四回拡大執行委員会の闘争方針は「労仂運動の自由を守る闘争」の中で、実力闘争展開への必要を強調した。

総評では「いかなる弾圧法規とも闘わん」との覚悟を披瀝して、来るべき翌年の春季闘争を総評を分裂と対決する重大な課題をもつものであるとし、政治ストは違法であるとの脅しをはねかえし、吉田首相は毛頭なく、共産党の諸君だか、労仂運動を弾圧するとかいう考えが猛然と反対するものと思う」と説得しようとするかも知れずてくるかも知れないが、総評は「非常事態宣言」の趣旨にしたがつて広汎なストライキ闘争に突入するであろうことを明らかにし、いかなる分裂支配にもおそれることなく、職場大会の抗議決議から全国的スト

ライキに至るまで、全国一本の闘争に一致協力するよう組合員に対して要望した。

多くの問題をのこしたまま翌年にもちこされた悪法反対闘争は、五二年に入つて「わが国の民主主義運動の歴史に、治安維持法にも劣らぬ一大汚点を残した」とさえいわれる破壊活動防止法の議会上提とこれにからまる国会史上に稀な波瀾を参議院でかもしだすなど国会内外における異常な紛争をまき起しながら全国的なストライキにまで発展したのである。

第五章　集会・デモ・抗議運動

一、生活権擁護労働者大会　三月二四日、第二回総評大会の後をうけて最高潮に達した総評の春季闘争を背景にし、この日午後二時から全闘主催の下に開催された大会には、国鉄、日教組、全逓、東交、私鉄、全造船、海員、総同盟、炭労、全農林など三二組合約八、〇〇〇名の労働者が上野公園に参加した。

全闘・塩谷氏司会、議長団に島上（総評）、岡（日教組）、大場（国鉄）、肥川（専売）、河野（都労連）の五氏を選出、島上、加藤勘十（社会党）のあいさつがあつて議事に入り、

一、賃金引上げ要求貫徹のため全斗全組織をあげて次の目標を展開せんとする。

(1) 基準内賃金を中心とするベース・アップ、実質賃金の向上

(2) 固定給部分の拡大、労働強化を強いる搾取的能率給制度の絶対排除

(3) 最低生活保障給の確立、これによる固定給部分の確立

(4) 職階制の排撃

(5) 賃金格差の企業別、産業部門別凹凸の是正、より高い水準その水平運動

(6) 臨時工形態による低賃金反対

(7) ベース・アップと引換の労働時間延長反対

(8) 賃金統制絶対反対

二、公務員給与引上げ

三、公務員法を中心とする労働基本権の確立

四、労組法・労調法・労働基準法斗争

五、地方財政確立

六、地域給

七、平和運動展開

八、地方選挙斗争

(1) 地方選挙斗争に対する準備活動として賃上斗争をふくむ一切の日常斗争を成功的に斗う。

(2) 全斗関係候補者の当選を期して万全の斗争を推し進める。

を大会決議として可決、三時閉会後ただちにデモ行進に移り、稲荷町から浅草を経て隅田公園に到着解散した。

二、統一メーデー闘争とメーデー弾圧反対抗議運動　一九五一年第二二回メーデーは苦難の道を辿つた。すなわち当初において総評と産別との統一行動が確立されず、中央メーデーは分裂の危機にあつた所へ、政府とGHQの中央メーデーに対する人民広場使用禁止の見解が発表されたため、総評は中央メーデーを中止し、ついに戦後初の分散メーデーとなつた。

はじめ産別会議、全金属など産別系単産は統一メーデーの具体的準備の相談を賃金共闘のなかでやろうとし、その申入れを行つた。賃金共闘側もこれを受諾して三月二〇日世話人会をひらき、統一メーデー促進会を結成して賃金共闘、官庁給与共闘、中立組合、地区

労などによびかけて参加を求め、中央、地方の統一メーデーを促進するために総評に申入れを行うことなどをきめた。ついで同三一日全銀連、全自動車、自治労連など賃金共闘のよびかけに集つた三五団体は「統一メーデー促進会」を結成、人民広場の使用禁止についての政府への抗議、総評への統一メーデー申入れを行うこととした。四月四日まず世話人会代表が総評を訪れ、促進会の決定通り第二二回メーデーを統一して行うことを申入れた。しかし総評側が産別系を除外して総評主催の統一メーデーに吸収する方針であることを明らかにしたため、統一メーデー促進会は産別系の参加を認めるまで統一に努力する方針を変えることなく、地方、地域の下部によびかけて統一メーデーの実現を期することとなつた。

一方、総評ではすでに二月二二日メーデー準備会が発足し、メーデー開催の大綱を、一、あくまでも総評を中心とした統一メーデーたらしめることとして全闘を中心に必要と認めた全国組合を参加せしめる、二、東京会場を宮城前広場とする、ときめた。

この間政府は中央メーデー会場にこの広場の使用を許可しない方針をきめ、三月二九日の次官会議で「皇居前広場は国家的式典またはリクリエーションにのみ使用許可の方針であるから、メーデー使用の申出を拒絶する」旨発表した。これに対して統一メーデー促進会は四月五日、政府に対しつぎのような申入書をもつて抗議を行つた。

申入書

三月二十九日の次官会議において本年第二二回メーデーに皇居前広場の使用を禁止する旨の決定をしたことにたいし、第一回統一メーデー促進会に参集せる団体ならびに全労仂者の名においてかかるファッショ態度にたいし厳重に抗議すると共に、たとえどのような決定をもつてのぞもうとも、われわれに皇居前広場の使用を禁ずる理由なきものと認める。すでに総評より使用申出れを行つたにもかかわらず、これを拒否した態度は明かに労仂組合の団結と行動の自由を暴圧するものでありわれわれの容認できざるところである。われわれはあくまで第二二回メーデーを皇居前広場において行うことを申入れるとともに、理解ある善処を要望する。

一九五一年四月五日

統一メーデー促進会

総評側メーデー実行委員会は、「いかなる弾圧をも排除してあくまでも皇居前広場において中央メーデーをより強力に決行することを再確認し闘う」とする総評第一回評議員会の決定に基き、厚生省警視庁、労仂省の当局と数回におよぶ抗議交渉を行い、「戦後メーデー会場として毎年使用してきた広場以外での労仂祭は、総評として最早変更できないのは当然である。あくまで使用を許可しない場合には従来の形式をかえて自由にピクニックをする形ででも断行する決意である」ことを明らかにした。ついで実行委員会は予定どおり中央メーデーは皇居前広場で開催し、政府の禁圧政策と闘うものであることを声明した。

メーデー断行に関する声明

一九五一年四月一四日

吉田内閣は本日の閣議においてメーデー会場に皇居前広場の使用を許可しない旨を決定したと伝えられる。東京における中央メーデーが皇居前広場以外適当な場所がないことを承知の上、敢えてしたこの決定は、明らかにメーデー禁圧の前提であり、第二次大戦直前軍閥独裁政府が行つた暴圧とその軌を一にするものである。もしわれわれがこれに譲るならば、かれらは民主主義圧殺、労仂運動弾圧の追打ちを次々になし、手足をがんじがらめにした

大衆を再び戦争に駆り立てようとするのであろう。

このことは正に労働者に対する宣戦布告である。われわれはかかる弾圧に絶対屈することは出来ない。五月一日われわれは皇居前広場において何人と雖も絶対に拒否することの出来ない組織力をもつてメーデーを決行する。それはわれわれの自由であり、権利である。この権利を行使することこそ吉田反動内閣打倒の道であり、平和と独立を達成する憲法擁護の道である。自らの生活を守るためにわれわれはこの一大斗争に立ち上ることを声明する。

四月二一日、総評では三田東交会館に約五〇〇名を集めてメーデー弾圧抗議大会をひらいた。総評のメーデー・スローガンも「自由と平和、独立と生活を守るために全労働者よ立上れ」ときまつた。またメーデー歌は「町から村から」「聞け万国の労働者」「世界をつなげ花の環に」の三本立と決定した。実行委の予定した動員数も全国で四〇〇万、東京で五〇万といわれた。

しかるに四月二七日午後、GHQ渉外局はリッジウェイ連合国最高司令官の見解として中央メーデーに対し皇居前広場の使用については日本政府の決定に従うべきことを伝えた。このためメーデー実行委員会はメーデー中止声明ならびにメーデー宣言を発し、改めて新たな決意を表明した。

メーデー中止声明

（1）

総評主催第二二回中央メーデー実行委員会は、連合国総司令官の名において、皇居前広場の使用禁止の指示をうけとつた。

われわれは、被占領国民としてこの指示にしたがうことにする。一九五一年の中央メーデーは皇居前でおこなわない。

（2）

しかしながら、わが実行委員会に代表された四〇〇万の民主的労働者をはじめ、日本における凡ての労働者並に民主主義者は、この禁止措置を甚だ遺憾とするものである。

それは（1）五年間にわたつて秩序整然たる祭典が自主的におこなわれてきた事実を軽んじていること。（2）議会的手続をへていない行政措置を優先させたこと。（3）日本人のうち恐らくは吉田首相自身をもふくめて、皇居前広場の使用は、政府の妨害行為がない限り何等公安を害するおそれのないことを知つている。（4）国民各階層をつうじて、ようやく反動的・封建的思想、労働運動弾圧の傾向をかんじないものはないということ。（5）政府と総評との関係は今後とも極めて悪い状態におちいるであろうということ。（6）したがつて、国際政局のうえにも、日本の経済と政治のうえにも、深い暗影を投げずにはいないであろうということ、これらのものの一つでも否定するものはあるまい。（7）そればかりか政府、関係当局はこの問題の認否について反転、三転し動揺すること月余におよんでいたという意味である。

（3）

それゆえに、今後われわれは、中央メーデーは皇居前広場でおこなうために、あくまでたたかう。皇居前広場を獲得するまで、他の場所を選んで、中央メーデーの行事をおこなわない。

同時に、吉田政府の反動の壁を打ち破るために議会においてのみならず、大衆行動をもつて、執拗且つ勇敢にたたかうであろう。また世界における最大の東京メーデーが何故おこなわれないかを全世界の労働組合と民主勢力に訴え国際舞台において、批判をあおぐだろう。

（4）

われわれは、命令に服することが出来る。しかし、良心はいつでも、何者にも犯されはしないということを知つている。そして

国際労仂運動の歴史は、一切の反動と弾圧を粉砕して、自由と民主主義の旗のもとに勝利してきたことを立証しているのだ。

われわれ四〇〇万の民主的な組織労仂者は、断乎、吉田反動政府の挑戦にこたえるだろう。そして、輝く中央メーデーを、労仂階級の手に奪還する日までたたかいぬくであろうことを玆に声明する。

一九五一年四月二八日

第二二回メーデー実行委員会

メーデー宣言

一九五一年第二二回中央メーデーは吉田反動内閣の暴挙によつて遂に禁圧された。

このことは吉田政府が強引に全日本の勤労大衆を戦争へとかりたてることを内外に公然と宣明したものである。顧れば終戦以来六カ年、我々は封建的、軍国主義的日本を根底より改革し、平和的民主的日本再建のために全力をあげて斗つてきた。しかるに保守反動勢力は吉田反動内閣をして公務員法、労組法改悪、赤追放等一連の政策を強行せしめ、国際的な政治的、経済的軍事的要請に従い大規模な反動攻勢を展開し遂に中央メーデー行事をも暴圧するに至つたものである。

我々はこの吉田反動内閣を断乎打倒しなければならない。このことはまた、自由と平和、独立を達成する全面講和への道である。全労仂者は五月一日、中央メーデーの禁圧を銘記せよ。吉田反動内閣打倒のために起て。

右宣言す。

一九五一・五・一

中央メーデー実行委員会

こうして第二二回メーデーはついに行われぬかにみえた。総評側メーデー実行委員会が、一、宮城前広場でメーデーはやらない。二、第二会場は用意しない。三、各地区でもメーデーはやらないし「吉田内閣打倒、メーデー弾圧抗議」の大会をもつことは各地区各単組の自由である、としたためもはや統一メーデーは実現不可能に陥つた。ここにおいて賃金共闘系統一メーデー促進会は、一、最後まで統一のため努力する。二、動員力を確保し、大衆の要望にこたえたい。混乱を防止するため、各地区は例年より速かに集合、解散の場所を確保する。三、以上の行動はあくまで統一のため各地区に持たれている実行委員会の決議によつて行う、促進会はその方向に行けるよう努力する、との方針を決定して全都の労仂者に行動を訴えた。

南部、中央両地区代表は直ちに会合をもつてあくまで統一メーデーを目標に、南部は大森駅前、中央は芝公園でメーデーを統一して行うことを決定し、手続きも完了した。また町工、北、西の各地区に統一行動への立上りを訴えた。

地方においても事情は同様で神奈川のように統一メーデーをかちとつた所、広島の分裂メーデーなどそれぞれの状勢を反映してメーデーが行われた。

三、第二二回メーデー　五月一日

中央メーデー（芝公園）「第二二回メーデー」、「全面講和、再軍備反対」のスローガンを中心に参集するもの八〇余団体、一万五千。全金属、東京土建、映演労連、全港湾、全運合軍から代表演説、産別、世界労連、労農党、共産党、全愛協、前進座などからあいさつのあつた後、一五項目の大会宣言を決定、吉田首相にあて単独講和・戦争政策に対する抗議、対日理事会に対する要請、五大国平和条約の締結、以上三大決議を採択、文化行事を繰展げて、インターの大合唱で散会した。

東京南部（大森駅前）では五四団体、約六千を集めた。散会後約一〇〇名の労働者は大井町駅にデモを行つた。

このほか、京都では六万の統一メーデーが行われ、大阪では四〇団体五万が求心デモを行つた。南多摩八王子では二四団体三千五百、高崎三千、広島三千五百、宇都宮一八団体三千、仙台二八団体四千三百、浦和五千などいずれも盛んなメーデーが挙行せられた。

四、五・三事件　皇居前広場のメーデー使用禁止に対し、総評では一日の中央メーデーを中止した代りに、三日の憲法記念式典に「根こそぎ動員で労働者の怒りを集中する」との方針をたて、五月二日の幹事会で、一、式典には総評旗を先頭に「平和憲法を守れ」の大横旗、プラカード、組合旗をもつて参加する。二、吉田首相の祝辞のときに限りかん声をあげ、旗をふる。三、式辞が終り万才三唱に先立ちメーデー歌を唱う、ことを下部に指令した。

当日会場には組合員約千名がおしかけ、開会前にビラを撒いたことなどで六名が検挙され、吉田首相の式辞後、場内後方で武藤議長ら三〇名が都条例、政令三二五号違反容疑で検挙された。ついで同夜高野事務局長も逮捕された。

この日、広場には約五千の警官が網をはり、全専売、明電舎など一〇数本の赤旗、プラカードは入場前にとりあげられ、労組員は約二万の観衆の間へ割込んだ。吉田首相の式辞に入るや、会場後方にいた組合員の一団は「平和憲法を守れ」、「吉田内閣打倒」などのかん声をあげ、ビラを撒き、武藤、島上両氏らを先頭とする約二〇〇名のデモ隊はメーデー歌をうたいつつ退場しようとした。この時後方で待機中の警察隊はこれを包囲し、武藤議長らを検挙したため、数カ所で小ぜりあいが起り、まもなくデモ隊は解散させられた。

この事件に対し、総評では抗議声明を発するとともに政府の措置を追及する決意を表明し、また産別でも吉田議長談において抗議の態度を明らかにした。

声明書

憲法発布記念日において、平和憲法を守る意志表示をしようとした総評傘下労働者に対し、官憲の威圧を以て労働者を挑発し、式典招待労働者を含めて三〇数名の検束者を出したことは、ファッショと警察国家の再現を立証したものに外ならない。

今次の人権蹂躙に対し、総評は断乎として闘うと共に、全組織をあげて政府の暴圧と憲法の改悪、労働法規の改悪を意図する一切の陰謀に対し、徹底的にたたかうことを決意するものである。

一九五一年五月三日

日本労働組合総評議会

吉田産別議長談

五月三日の憲法発布記念式典には、総評幹部が根こそぎ動員を指令したにもかかわらず、少数の組合員しかこれに参加しなかつたが、これはメーデーを憲法発布記念日にすりかえるという総評幹部の産報的なやり方について、組合員諸君がまつたく批判的な態度をとつていることを意味する。

しかしながら、この日当局がメーデーの時と同様、多数の武装警官を動員し、総評の諸君がメーデー弾圧について抗議の意志表示をするや、勅令三二五号によつて多数の組合幹部を検束したことは、労働組合運動にたいするファッショ的弾圧であり、一切の復活を意味するものである。

われわれは、総評傘下の組合員諸君とともにかかる吉田内閣の

ファッショ的弾圧に断固抗議するとともに、集会、デモの自由など新憲法によつて保障された基本的権利を守りぬき、宮場前広場を人民広場としてとりかえすためにあくまで斗う。

五、全大阪労働者市民決起大会　七月一四日、総評大阪地評主催のこの大会は、労働法規改悪反対闘争のたかまりに呼応して開かれたもので、折からの豪雨の中を扇町公園に集つた地評傘下、市役、大交、自治労協、金属、私鉄、電産、海員、教従などの組合員は約五千、「電気料金値上絶対反対」、「物価に応じた賃金引上げ、夏季手当獲得」、「市民税源泉徴収反対」、「労働基準法改悪反対」、「全面講和、平和擁護」などを決議した後、デモ行進を行い、海員ストを応援して関西汽船へ抗議を行つた外、私鉄の各経営者、大阪市長にも抗議文、要請文を手交した。

またこの日、京都でも労働者大会がもたれ、この前後には各地方で労働法規改悪反対闘争を中心とする抗議集会、決起大会がひらかれた。

六、平和国民大会　九月一日、日本平和推進国民会議主催、於九段靖国神社境内、参加五万（平和運動の項参照）。

七、全国労働者総決起大会　一〇月二〇日、生活危機突破、労働法規改悪反対を中心スローガンに、総評傘下三八単産に大阪、神奈川、秋田、茨城、九州の各地評代表約二万を集め、午後一時半から芝公園でひらかれた。一〇月二日前後の官公労の首相官邸デモの後でもあり、議題は官公庁の行政整理反対、官公ベース・アップ、団規法・スト禁止法反対、官公労闘争宣言など一〇数議案を可決、大会決議文を衆参両院議長ならびに首相に手交して、赤坂離宮前に向つてデモを行つた。

八、秋季闘争ならびに越年闘争　総評の非常事態宣言に始まる炭労、電産、私鉄、官公労などの秋季ならびに越年攻勢には、国会および政府に対する圧力をかける意味での抗議示威運動が極めて盛んであつた。全専売幹部の参議院前ハンスト、各労組の臨時大会、職場大会、総評・労闘の経営者に対する抗議闘争、連日にわたる国会陳情団、国鉄労組の坐り込み戦術、多くの女子組合員を交えた全逓、農林省など官公労各労組の坐り込み、陳情など、争議権をもたぬ官公労働者の激しい闘いぶりが見られた。これらは集会としても大きなものにまで発展しなかつたが抗議運動としてこの年の特筆すべき動きと考えられる。

第238表　東京都公安条例実施状況

	1951年		1950年	
	回　数	人　数	回　数	人　数
集　会	7,216	2,903,039	1,458	584,148
行進・デモ	68	55,588	72	320,473

〔備考〕　国会図書館調査立法考査局調査による。

九、公安條例による集会・行進・デモの許可数　東京警視庁管内で届出（一九五〇年七月以降は許可制）して実行された集会・行進・デモの数は第三六表のとおりである。

これによると、一九五一年は前年とくらべ、集会が回数、人数ともに約五倍の増加、行進・デモが回数ではほとんど増減ないかわりに、人数では約六分の一に減少している。

第六章　労働協約と経営協議会

第一節　概観

一九五一年の労仂協約は、第二一表にみるように、前年来の無協約状態に比較すると多少の進展をみせている。しかし、まだ日本の組織労仂者の約半数は、無協約状態にあることも見逃してはならない。そして、最も肝腎なことは、この年の日本労仂運動は、前年秋のレッド・パージ以来低調になつた「困難」の時代から、序々に「再建」の途を辿つたということである。すなはち、一度、極端な受身に立つた日本の労仂者が、この年の春季賃金闘争、夏から秋にかけての単独講和条約反対・平和と独立の闘争、越年資金闘争、悪法反対闘争という経過のなかに、自らを鍛えながら大きく前進したこと。その結果が協約闘争のなかにどのような現象を生み出したかということが、この年の労仂協約を考える上で、最も重視すべき点である。

協約の締結数が多少の前進をしたが、依然半数は無協約であるという事実は、右のような日本労仂運動の正直な反映とみることができる。受身に立つことにより、締結された労仂協約の殆んど全部が資本に有利なものである。そこにわれわれは資本の主導する協約締結数の増加を否定することはできない。しかし、他方では漸くその様な資本の攻勢に堪えて、局面を転回しようとする努力が、各労組の「統一協約闘争」という形をとつてあらわれている。しかもこのなかで、労仂者の協約に対する考え方が、「自分の行動力を制限しようとするものを撤去し、全国的労仂組合勢力として行動することによつてのみこの苦難の時代を闘い抜こう」とする見方に変化し前年のいわば「資本の協約攻勢に対する啓蒙の段階」から抜けだして、「労仂者の基本権のよう護を協約のなかに実践的に結実する」方向へと、たどたどしいながら進んでいるということができる。この変化は、終戦直後から今日までの労仂者運動を知る者にとつては重視すべき変化である。そこには終戦直後の「与えられた自由」に酔つた「解放感」に立脚したものとは、全く質的な相違があり、その故に、この「変質」に堪え得なかつた者に対しては、資本攻勢は成功を収め、この変質を成しとげた者は、いわば成長への巨大な前進を開始しようとしているといつた、全く反対の立場に立たされている。

同じ労仂組合のなかで、この両者の差が出ているが、それは、単にどの全国的労組がいずれのうちに含まれるかというだけではなく一つの全国的労組のなかでも、その経営によつて甲に属するものもあるし、乙に属するものもあるといつた状態である。すなわち、日本の労働者のすべてが完全に資本に対して武装したのでなく、また全国的労組が完全に一本となつて武装したのでもないのであつて、そのなかの質的な差違を埋め合わせようとして、協約闘争の新しい局面――統一協約闘争が生まれているのである。

戦後の協約史のなかでこのような状態が生まれたことは最初である。否むしろ、日本の労仂協約史においても最初のことである。われわれのこの年鑑においては、この特筆すべき変化に焦点を合せて考えてみる必要がある。そして、この分析のなかで、労資の力関係の単なる成文化ではなく、生き物である労仂協約の本質をも知る手がかりとしてみたいとおもう。

まず、何故このような変化が生れたのであろうか。むろんこの変

化は、日本の労仂者の「成長の結果」であるが、なぜこのような成長が可能であつたのであろうか。われわれは第一に、一九五一年という年が、日本の労仂者の成長にとつてめぐまれた環境であつたことをあげなければならない。簡単に云うならば、それは世界の平和勢力の前進に見守られていたことであり、日本の労仂者が平和の問題で他の諸国の平和愛好諸階層と国際的な連帯性を感じつつ行動したからである。われわれが前年度の年鑑で述べたように、今年の労仂協約にとつて最大の課題は「戦時経済と労仂協約」の問題であつた。戦時経済は、その必然の要請として、労仂者権の大巾の制限ないし剝奪を要求するものであるが、これに対抗する課題は「平和の獲得」であり、労仂協約において労仂者が労仂者権を守ろうと努力するためには、戦時経済下においては、「平和」の問題と真正面から取組むに適した状態にあること――力関係の面で――、またそれを果しうる主体的な条件をもたなければならないわけであるがこの点で、国内について考えてみても、日本の労仂者は国内各層の支援の中で、これを取上げ、そのための闘いを組むことができたのである。そして、国際政治の面においても、朝鮮休戦会談の提唱とその進展は、日本の労仂者に有利に仂いたことを否定することはできない。仮に、日本国内において、国際政治のなかで、平和の問題が論議されることなく、一路、戦時体制の強化に向いて経済と政治が動いたとしたならば、そのはげしい圧力の下に、日本の労仂者は労仂協約の闘いの中で有利な変質を爲しとげることができたであろうか。「戦時経済と労仂協約」という動きのなかで、戦時経済に対して否定的、反抗的な勢力が優れていたということこそ、日本の労仂協約史上特筆すべき変化が現れた第一の条件である。

つぎにレッド・パージによつて労仂組合活動家の多くを失いながら、そしてまた「愛国労仂運動」に表象される労仂組合内部における右翼的な傾向にもめげず、「総評」という手えられた組織をも変質させていつた「日本の労仂者の逞しい闘争力」をあげなければならない。労仂協約をめぐる労資の闘争の面で、われわれは昨年のそれを「資本の協約攻勢に対する啓蒙の段階」と評価したが、その啓蒙の成果が、日本の労仂者の闘争力にとけこんで、それを自己のものとし、さらに変質させようとする方向を見出したことにこそ、前述の変化の第二の要素があつたということができる。昨年末の各労仂組合の協約対策をみるならば、労仂者の要求として統一されたものをわれわれは見出すのであるが、資本の協約攻勢に対する一致した見解が存在したからこそ、労仂者が統一闘争へ前進する前提を形成しえたのである。

第三に、昨年度においても、また今年度においても、資本家陣営が有利に締結した労仂協約をめぐる労仂者陣営の苦闘、また、労仂者が今年度の多くの特筆すべき闘争をすすめながらその手カセ足カセとなり、制約を与えることとなつた労仂者に不利な職場の慣行、規制に対して労仂者が新しい見方を学び、それらを自己の具体的な闘争のなかで検討しはじめたことをあげなければならない。

そして最後に、以上の三条件の展開と開花を必然的なものとした今日の日本資本制社会の構造的危機とそれに連る社会的諸矛盾の存在をもあげなければならないのである。すなはち「特需」による変則的な活況とその退潮のなかにあらわれた「恐慌状態」、今日の破防法への歩みとなつた団体等規正法その他の治安立法、労仂法規の改正問題など労仂者がその闘いの方向をより明確にする教訓が、眼前に登場して来たのである。そして、そのなかで「何を労仂協約において守るべきか」ということが実践的に理解され、期せずして「統一闘争」の形成へと歩みを開始して行つたのである。

一九五一年の労仂運動における労仂協約闘争のこのような進展を

明確に画するものは、九月一日の両条約反対のストライキとデモである。この期を転機として統一協約闘争の前進が企てられ、それが今日に及んでいるのである。したがつてわれわれは、前述の要件がどのようにあらわれ変化したかを、この期を以て画することにより以下にみてゆくこととする。

第二節　戦時型協約の構想と進展

一、一九五〇年末の労仂協約の概況　昨年六月、労仂省は「労仂協約締結促進運動」をはじめたが、その結果、労仂協約は、朝鮮戦争以後の六月から一二月までの間に、二二六協約が増加し、適用組合員数において五〇九組合、適用組合員数として二一万一千余人の増加を示している。しかし、この二一万という数字は、一二月五日に私鉄総連と私鉄経営者協会との間に新協約が締結され、総連傘下三二組合、約九万人が加わつたからで、この私鉄中央協約も全文わずか九カ条という短いものであり、その内容も一労仂条件に関する基本的事項については経協・総連が対等の立場で決める」（第三条）という一般的取きめの範囲を出でず、わずかに中央における団体交渉事項（第四条）と団体交渉手続（第五条）がきめられているだけであり、この私鉄協約を除外すると、朝鮮戦争後の協約の増加は組合員数において僅々一二万余人となるわけである。

またひるがえつて、この増加がどのような規模で行われたかをみてみると、昨年一二月末の純増加二二六のうち一、〇〇〇人以上の大企業の協約はわずか一〇協約で、適用組合員数においては、協約数の九三%をしめる五〇〇人以下の中小企業と一、〇〇〇人以上の大企業とが半々になつているといつた具合である。すなわち、朝鮮戦争後の労仂協約締結運動は、中小企業において成功を収めたが、

第239表　朝鮮戦争以後の労仂協約締結状況（労仂省調）

月別	1950年 6～8月	9～10月	11月	12月	計
（A）締結された協約					
協約数	400	262	96	90	848
被適用単位組合数	583	341	201	125	1,250
同組合員数	184,406	64,623	28,818	109,690	386,537
（B）失効した協約					
協約数	347	155	81	59	622
被適用単位組合数	394	171	107	69	741
同組合員数	93,808	59,708	55,488	8,100	175,104
（C）純増加数（A－B）					
協約数	53	127	15	31	226
被適用単位組合数	189	170	94	56	509
同組合員数	90,598	25,915	△4,670	101,590	211,433

〔備考〕 (1) 締結協約数は新締結を改訂新協約との合計。
(2) 被適用単位組合数は単位組合の協約数に連合団体の協約の適用下におかれる単位組合数を加えたもの。
(3) △は減少を示す。

第240表　労仂協約の規模別締結状況（労仂省調）

規模別		単位組合数				被適用組合員数			
		1950年6～8月	9～10月	11月	12月	1950年6～8月	9～10月	11月	12月
100人未満	締結	246	171	57	56	9,768	6,550	2,604	5,515
	失効	217	88	44	39	9,402	3,343	1,668	1,486
100～499	締結	101	61	20	24	21,248	12,548	3,977	6,153
	失効	88	57	16	15	17,449	7,359	4,314	3,066
500～999	締結	17	8	5	3	12,873	6,431	3,605	1,993
	失効	22	1	3	5	16,590	689	2,026	2,008
1,000人以上	締結	11	7	1	4	27,303	14,757	1,162	6,812
	失効	6	3	4	—	21,546	10,931	8,243	—
計	締結	375	247	83	87	71,192	40,286	11,348	18,472
	失効	333	129	67	57	64,897	22,302	16,258	6,560

大企業においては、依然無協約時代が支配しているという状態である。

この推移を無協約時代に入る直前の一九四九年六月末の数に比較してみると、第二表のように、昨年一二月のパーセンテージは、四九年の組合員数において五五%、組合数において五七%にしか当らないのである。比較の観点を換えてみると、朝鮮戦争前の五〇年六月より一二月に至る間において組合数において二・四%、組合員数において五・一%が増加したにすぎないわけである。

この昨年一二月という「時」は、朝鮮戦争において中国義勇軍が介入し、戦局は二度局面を転じて、日本経済の戦時体勢への突入が、いよいよその度合をつよくしようとする時期であつた。そして、この日本経済にとつて、協約締結数にあらわれる右のような遅々たる進行は、次項にみるような「戦時型協約の構想」が生れる基盤となつているのである。

二、経営者の戦時型協約の構想　日経連事務局長鹿内信隆氏は一九五一年の年頭の辞として、前年の一二月から急転した朝鮮戦争をかえりみながら次のようにのべている。

「ト大統領の一二月一六日の国家非常事態の宣言はアメリカの国内事情に影響をもたらすばかりでなく、国際的に大きな影響をもつ。特に日本の一九五一年における諸般の政策は、当然にこの宣言に伴うアメリカの諸政策に敏感に影響をこうむると考えられる。従つて一九五一年は恐らく昨年度比較的恵まれた推移をしてきたわが国経済事情も、新しい重大な事態に直面し対応しなければならないと考えられる」。「われわれが取り組んでいる労使関係の問題にしても、戦時的な色彩が経済事情のなかに濃化すれば濃化するほど、より一層紛争を乗り越えて協力しなければならないことは過去の事実に徴して見ても明かである。従つてわれわれが民主主義陣営の中にあつて新しい国際的な危局を背景として労使がいかにあらねばいけないか、これは民主主義の原則を守りつつその原則に則つて、よりよき『協力への体制』を整備してゆくこと、これが今年の大きな課題であろう。具体的なことについてはいろいろな細かい問題もあろうが、大きな筋はやはり『協力への体制』の整備が大きな課題になるのではないかと思う」。

第241表　年度別協約締結状況

年月別	1949年6月	1950年5月	8月	10月	11月	12月	1951年2月	3月	6月
協約のある単位組合	14,099	7,655	7,844	8,012	8,106	8,162	8,684	8,758	9,071
総組合数との%	56.1	37.2	38.1	38.9	39.4	39.6	42.2	42.5	44.0
被適用組合員数	3,774,763	1,831,355	1,921,933	1,945,848	1,941,268	2,042,858	2,186,046	2,240,184	2,330,883
総組合員数との%	87.1	44.9	47.1	47.6	47.5	50.0	56.3	54.9	57.1

右の言葉のなかに、この国の資本の代表者の「戦時経済の認識とそれに基く労務管理構想一の卒直な告白をみることができる。戦時経済は労資紛争の回避を何よりも要求するということ、そして、その戦時経済は「アメリカを中心とする民主主義陣営への協力の体制一と乳て企画されているということ、この二つが右の言明の中心点であろう。ではその企画をどのように果そうとのぞんでいるのであろうか。鹿内氏はつずけて次のようにのべる——

「具体的な『協力』のためにこの機会にこそ、われわれは国家的資本の再蓄積を真剣に考慮しなくてはならない」。「われわれは分配の問題に先行して、まず苦しくつても資本蓄積への労使の協力が具体的な一つの形として採り上げられなくてはならぬと思う。良識ある労仂組合であるならば、その協力のための新しい労使関係を打ち建てる努力をされるであろうと期待する」。「次の協力体制の具体的な問題としては、労使間の合理的なあり方のために労仂者の教育を通じて職場の秩序を再確立することである。このためには本年度はアメリカからT・W・Iのミツションが来るし、あるいはまたアメリカの経営者協会から経営に関するミツションも来られて、日本の企業内における管理教育の問題が経営者側の新しい課題になることと思う。そして近代的な経営の中に労仂組合の協力を得て、会社の管理機構を育て上げる。その機構の中に新しい管理の機構が確立されるとすれば、経営管理問題が一段と推進されるし、またそれをめぐつて日本の労使関係もさらに合理的なあり方への飛躍が期待出来ると考える一（日経連タイムス一三一号）。

右によれば、戦時経済下における資本の労務管理のプログラムの指標は、(1)分配に先行する資本の蓄積、(2)そのための合理的な職場秩序の確立、(3)これらに対する協力的労組との提携である。そしてこの三者を軸とする経営者の戦時型協約の構想は「公正妥当なる労仂協約の締結を促進し、職場愛護を基調とする労使協力関係の確立を期する」、「職場秩序を確立し雇用及び賃金の適正化を期するなどと広く労務管理の改善を図る」（四月一二日、日経連定時総会決議）というわけである。日経連タイムスの主張（一四六号）はこの決議を解説して「労務者に対してもその人間性を十分尊重し、職場愛護の真精神によつて労使相携えて生産力増強に邁進し、労仂協約締結促進については、従来からもしばしば叫ばれながらもその実施は極めて少く、この労仂協約が企業内における労使関係の憲法であり、労使紛争予防の意義からもあくまで労資対等の立場で、公正妥当な協約の即時締結を誓つたのである。日経連総会の決議によつて

労使協力がかくも強く主張されたことは珍らしく、ここにも労使関係安定化の時代的反映を示したものといえよう。労務管理の改善はまことに広範囲にわたるものであるが、当面職場秩序の確立と、雇用および賃金の適正化がとりあげられた。労務管理という言葉は、従来とかく労組側からは直ちにそれが労仂強化と同意語であるが如く解されていたのであるが、行届いた労務管理こそ、労務者が朗らかに職場で仂き得る基盤を作るものであり、労使双方の利益となるものである」といつている。

われわれが、この年鑑第三集（四八三ページ）でみたように「労使相互の信頼関係と権利義務の限界尊重の精神が協約成立の前提であり従つてこの前提を欠くときには無協約状態に陥るもまた已むを得ない」とした経営者の協約方針は、ここに戦時経済に直面して、一歩大きく前進し、アメリカを中心とする「民主主義陣営」への協力体制のために、労資の紛争を乗りこえて「分配に先行する資本蓄積」「職場規律の確立」を果すことを期し、その役に立ちうる協力的労組との協約締結を期待する方針を打ち出してきたのである。

三、中労委「電産・日通の調停案」と戦時型協約の構想　中央労仂委員会は、電気産業（当時の日発・各配電会社）、日本通運の二つの大経営における労仂協約をめぐる紛争に対して、電産に対しては一九五〇年八月、日通に対しては同年一二月「調停案」を提示した。この二調停案は本節第一項でみたような遅々たる協約交渉の澁滞と戦時経済の深化のなかにあつて、労資紛争解決の指導機関としての中労委が「戦時型労仂協約」の問題をいかに考えているかを理解する殆んど唯一つの資料である。われわれはここにおいては「電産調停案」を中心とし、これと異つた示唆をしている点について日通調停案を参照しながら、中労委の協約政策をみてゆこう。

(1) 電産協約交渉における労資の対立点　この調停申請は、一九四七年の電産労組の単一化以来争われており、「試案」が示され、これをめぐつて労資の意見対立点は整理され八項目の対立点を残すこととなつたが、その間の賃金、退職金闘争により協約交渉は進まず、一九四九年二月になると会社側は客観情勢の変化を理由にそれまで労資一致した点を改め（会社第二次案の提示）、ここに労資の意見は再び大きく割れ、同年一二月中労委にもちこまれたものである。中労委調停案がのべるところによると、組合原案労仂協約は七章四九条であり、会社第二次案は「苦情処理手続」と「団体交渉」の二章を加えた九章六七条にわたるものであるが、このうち意見の一致した点は「従業員の無差別待遇」「危険防止」など比較的重要でないもの僅かに六カ条を算えるに過ぎず、爾余の諸点についてはすべて根本的な対立状態にある。組合主張の根底を貫くものは、その家族を含めた労仂者の生存権の保障、既得権のよう護並びに電気事業の社会化、民主化の思想であり、之に対する会社案は経営権の優位、組合活動の行き過ぎに対する制約、及び労務規律の肅正の企図が明瞭に看取される。

それらの対立点を大別すれば概ね次の通りとなる。

㈠ 統一労仂協約の当事者（前文及び署名）、㈡ 組合の承認並びにショップ制（会社案第一条及び第三条、組合案第一条及び第二条その他、組合案第七条）、㈢ 経営権並びに人事権（会社案第二条その原則（会社案第一四条及び第九条）、㈣ ノーワーク・ノーペイの原則（会社案第一四条其の他、組合案第一二条）、㈤ 経営協議会の方式（会社案第四章、組合案第四章）、㈥ 団体交渉手続（会社案第五章、組合案なし）、㈦ 苦情処理手続（会社案第六章、組合案第五章）、㈧ 組合活動の制限（会社案第七章、組合案第五章）、㈨ 平和条項と争議行為に関する制限（会社案第八章、組合案第六章）、㈩ 既得権又は従前の協約、協定の効力（会社案第六六条、組合案第六条及び第四

六条)、(ロ) 休職、懲戒、賃金体系、労仂時間、休暇など従業員の労仂条件その他待遇の基準に関する従来の協約、協定、規則又は慣行の全部又は一部の改訂(会社案第八条、第一一条及び第三章の第一節ならびに第三節)。

(2) 調停案の内容 この調停案の作成について中労委は次の二つの基本方針に準拠したとのべている。すなわち「労資間のあらゆる種類の紛争を包含した労仂協約全般の調停という課題に対して調停案は対立点の主要なものについてのみ委員会としての見解を述べることとし、その他の争点については、その解決を当事者間の今後の交渉に譲ることとした。これが基本方針の第一であつた」、「調停案が準拠した第二の基本方針は最近当事者の内部に起きつつある状勢の推移はこの際一応考慮の外におくということであつた」というのである。同調停案によれば右の第一の方針は「……以上の観点から調停委員会は個々の対立点につき仔細に検討を加えた結果、現行の労仂条件を変更しようとする主張の多くについては、未だ団体交渉を行う余地が十分にあり、且つそれらは労資間の基本的関係の調整が達成されたときには当事者の自主的交渉による解決もさして困難ではなかろうと考えたので、これらについては調停案において敢て触れる必要はあるまいとした。従つて調停案は争点のうち、労資間の基本的関係に関するもの、及び労仂条件であつて現在の協定、規則、慣習をそのまま継続することが現在とくに不合理であると考えられるものについてのみ委員会の意見を述べることとした次第である」と説明される。同第二の方針というのは、この調停案提示の際労組内部においては、左派系幹部が組合から除名され、各会社は解雇するという事態が生じていたこと、他方電気産業の九分断の問題が公益委員会で取り上げられていたこと、を指したものである。この方針によつて示されるものは、「労資の基本的関係の樹立こそ急務であり、それを基盤として他の問題も解決される」という態度である。この考え方は調停案によれば、次のようなものとなる。

〔イ〕 労資調整(協力機関)について

「経営協議会の廃止」と「苦情処理機関の新設」という経営者の反対」の組合側の主張という真向うから対立した課題について、調停案はまず「団体交渉手続」として次のとおりうたつている。「1 会社及電経会議と組合とが行う団体交渉の機関及び交渉事項の区分は左の各号に定めるところによる。一、組合分会及びそれに対応する会社側機関において、当該分会に所属する従業員のみに関する労仂関係。二、組合支部及びそれに対応する会社側機関においては当該支部に所属する従業員のみに関する労仂関係。三、組合地方本部及びそれに対応する会社側機関においては、当該地方本部に所属する従業員のみに関する労仂関係。四、組合中央本部及び日発本社、及び電経会議においては、(イ)この協約の全部の改訂に関する事項、(ロ)この協約に定めのない従業員の全般に関する主要な労仂関係。2 交渉事項が二以上の分会又は支部或は地方本部に所属する従業員に密接な影響を及ぼすものであるときは、当該分会を統制する支部又は地方本部、当該支部を統制する地方本部、或は中央本部及びそれに対応する会社側機関(電経会議を含む)においてその団体交渉を行う。3 前項の規定にかかわらず当該交渉機関で会社、組合の意見が一致したときは、当該事項の団体交渉をすることができる」。そして「交渉の事前手続」として「会社又は組合のいずれか一方が団体交渉を開始しようとするときは、特に定める場合のほか口頭又は書面によつて日時、場所、時間、交渉事項の概要及び出席者を相手方に通知し、事前の打合せを行うものとする」とする。

つぎに「苦情処理」について、「苦情」とは「協約その他取りきめ及び就業規則その他諸規則の解釈適用について、会社又は電経会議と組合又は従業員との間に意見の不一致」をいうとうたつたのちの趣旨を規定するようにのべている。「苦情処理の機関は、1 職場委員を職場又は事業所ごとに設け、その職場又は事業所に所属する従業員の中から組合が選定する。2 苦情処理委員会（イ）会社別苦情処理委員会、すなはち、A、分会苦情処理委員会を組合分会及びそれに対応する各配電会社側機関又は日発会社側機関の間にそれぞれ設ける。B、支部苦情処理委員会を組合支部及びそれに対応する各配電会社側機関又は日発会社側機関の間にそれぞれ設ける。C、地方本部苦情処理委員会を組合地方本部及び各配電本社又は日発支店の間にそれぞれ設ける。D、日発中央苦情処理委員会を組合中央本部及び日発本社の間に設ける。（ロ）中央苦情処理委員会を電経会議の間に設ける」の二本建とし、「苦情処理委員会の委員」は、以上の同数とする。2 「苦情処理の手続」は「1 苦情処理委員会の委員の数は各側三名し、組合側委員は当該会社に所属する従業員の中から組合が選定する。但し中央苦情処理委員会の場合はこの限りでない」と定められ場委員を通じ口頭によつて職場又は事業所における会社側機関の長に申し出る。2 苦情の申出を受けた会社側機関の長は、所定の日数内に当該苦情に対する処理を職場委員に通知しなければならない。3 所定の日数内に前項の通知がないときは従業員の苦情が認められたものとする。4 第二項に規定する会社側機関の長の処理について従業員が了承しないときは、職場委員は書面を以て分会苦情処理委員会にその旨を申し出なければならない。5 会社、電経会議又は組合において苦情あるときは、書面を以て当該苦情処理委員会に申し出る。6 前二項の規定によつて申出のあつた苦情が、当該苦情処理委員会において所定の日数内に解決しないときは、書面を以て逐次当該会社別の上級苦情処理委員会にその旨申し出る。7 この協約又はその他中央協定に関する苦情が地方本部苦情処理委員会（日発にあつては日発中央苦情処理委員会）に於て所定の日数内に解決しない苦情は第三者の仲裁によつて解決を図る」。

このように、従来とも経営者側が主張してきた「団体交渉手続の規制」「苦情処理機関の新設」が認められた反面で、労仂者側の主張である「経営協議会の確立」の主張はどのように取扱われたか。電産調停案は「経営協議会の設置」について、次のようにのべている。「1 会社の事業運営を民主的ならしめるため、会社別に経営協議会（以下協議会という）を設置する。2 協議会は会社及び当該会社の所属従業員を代表する委員をもつて組織する」この「協議会の附議事項」は「1 協議会には左の各号に掲げる事項を附議する。一、業務運営の企画改善に関する重要事項 二、職制機構及び従業員に関係ある諸規定の制定改廃に関する事項 三、技能及び能率の向上に関する事項 四、福利厚生の運営に関する事項 2 前項各号に掲げるもののほか、会社及び組合の意見が一致したときには、従業員の労仂条件其の他待遇に関する事項であつても、これを協議会に附議することができる。この場合、協議会において決定した事項は双方の機関の承認を要する」ときめられる。

組合側の主張は、右の「附議」事項についてこれらを「協議」事項とすること、従つて協議の結果「協定」に達したものは会社なら

びに組合双方の機関の承認を得て労仂協約と同一の効力を持たせることを要求したのであるが、右に明かなように調停案は、経営者が「諮問」事項と限定してみとめた「運営協議会」の主張を実質的に取り入れ、これを「経営協議会」と呼ぶことによつて、その内容としたものである。すなわち、右調停案によつて「協定」を得ることを予想されるものは「労仂条件」を協議会で取りあげたときに限り「電気産業の民主化、社会化」という労組側の主張は認められなかつたことがわかる。はけだし、この経営協議会は労組側の主張を通すことについての担保なしに「附議」機関が設備されたにすぎないからである。すなわち、「経営協議会」についての労資の抗争が、戦時経済下の「労使協力機関」になるか否かの転機にあるとき、この調停案は、団体交渉手続を会社の職制機構に対応した形に限局し、既往の諸協定をめぐる紛争はこれまた会社の職制に対応した苦情処理機関で裁定する方式を示唆し、経営協議会の名称はあるがその内容は「諮問機関」に制限することを以て、この問題の解決策としたのである。この中労委の政策は、日通調停案においても踏襲されたところであるが、電産調停案が「賃金委員会」と名ずけて明らかにした構想に一層明らかである。すなわち、「電気産業に従事する労仂者の労仂条件その他待遇を改善するための手段方法を研究立案する目的をもつ」、「委員会の委員は電経会議並びに組合が同数を選定する」ところの「㈠賃金、労仂時間その他労仂条件向上に関する事項、㈡雇用の安定に関する事項、㈢労仂者の技能の向上、安全衛生災害補償及び福利厚生の促進運営に関する事項、㈣右㈠―㈢に関する必要な資料、統計の蒐集に関する事項」などを行う「会社、電経会議及び組合から独立した常設機関」が賃金委員会として考えられたものである。この委員会は、前掲の団体交渉、苦情処理、経営協議会の調停内容と比較総合すれば、労使協力体制を円滑化するための機関であり、その意味に於てのみその存在が肯定されうるものである。

右のような構想をもつ調停案は、労資抗争の一つの集点をなしていた「経営権」、「人事権」については、その「前文」の部分において、「……対等の立場に立つて相互の基本的な権利及び義務を尊重して、その合理的な調整を図り……」と述べているだけである。しかし、経営者側の経営権の構想が貫徹されたことは、否定できないところである。

〔ロ〕 組合員の範囲ならびに組合活動について

組合員の範囲・ショップ制について調停案は「組合の保障」と題して、「会社は従業員であつて、組合に加入しない者、組合を脱退した者、並びに組合から除名された者はこれを解雇する。但し組合から除名された者であつて、その解雇によつて会社の義務に支障を来すおそれのある者の措置については、会社は組合と協議する」とうたつて、いわゆる「尻抜けユニオン」の趣旨を明かにしている。右に「従業員」と呼ばれるものが調停案で次のように限定され、それが「組合員の範囲」となつてくるわけである。すなわち、調停案は、「この協約における従業員」と題して、「会社に雇用される労仂者であつて左の各号に該当しないものをいう。一、労仂組合法第二条但書第一号に該当する者　二、雇入後一カ月に満たない者および試用期間中の者　三、建設工事のため臨時に雇入れられる者　四、短期間を定めて雇入れられる者　五、関東配電にあつては前各号のほか組合に加入しない者及び組合を脱退した者、並びに組合から除名された者（註、関東配電には電産労組員の他に独立の関配労組がある）六、その他会社及び組合が協議した者」と定められている。これらの条項で注意すべきは右二、三、四号である。「試用期間」「短期臨時工」などという名称は、あるいは職場秩序確立の労務管

理方針にもとづく「試用」として、あるいは変則的は日本経済の戦時版として学者のつとに指摘してきたところであり、これらの者と労仂組合との提けいを排除しようとするゆき方をみることができよう（戦時型協約が労仂者の階級的団結を阻害するように仕組まれているところである）。

「組合活動」について調停案は、「勤務時間中の組合活動」として「勤務時間中は原則として組合活動は行わない。但し已むを得ない事由のため勤務時間中に行う必要あるときは会社の承認をえて行うことができる」としている。この点日通調停案は「時間中の組合活動は所属長の諒解を求める。所属長は、重大な支障のないかぎりこれを認める」とのべている。電産組合案は「会社は勤務時間中組合の必要と認めた活動に従事することを認める」という主張であつたが調停案により否定されたわけである。ではどのような場合に「会社の承認を得る」ことができるのであろうか。電産調停案は「組合活動中の賃金」として「専従者以外の従業員が勤務時間中に左に掲げる組合活動を行うときに限り、会社は出勤と見なし賃金を支拂う。一、所定の手続を経て行われる苦情の処理に当るとき　二、所定の手続を経て行われる団体交渉に当るとき　三、経営協議会及び賃金委員会に出席するとき　四、懲戒委員会に出席するとき」とうたつており、この趣旨にもとづいて時間中の組合活動の承認をするというのが会社案であつたから、右一ないし四の場合にのみ承認が与えられることになろう。調停案はこの他に、組合活動による「会社施設の利用」として、「1　組合が組合活動のために会社の土地、社屋その他のものを使用するときは予め会社の承認を得なければならない。2　前項によつて会社が特に出費を要したときは、組合はその費用を負担する。但し組合事務所として最小限の広さの会社施設を利用するときはこの限りでない」とし、また「掲示場所」として「会社は組合が組合活動のために必要な掲示を会社内になすことを認める。掲示場所については各事業所ごとに会社及び組合が協議して定める」とうたつている。以上の組合活動に関する規定は、前(イ)項にみたような「労資協力機関」に従属的な地位に立つた組合活動について定めたものだ、と考えても過ちではない。われわれは、今日の労仂協約を考える上で、この関連を見落してはならない。けだし、おなじく「組合活動」といつても、それが、資本の戦時において許容しうる範囲に限局されてゆこうとする傾向と、またこの傾向を意図し助長しようとする政策とをみつめてゆかなければならないからである。

〔八〕　人事をめぐる諸事項について

電産調停案は、「採用」について、「会社は左の各号に該当しない者を雇用しようとするときは、その採用の基準について予め組合と協議する。一、労仂組合法第二条但書第一号に該当する者　二、建設工事のため臨時に雇入れられる者　三、短期間を定めて雇入れられる者」とし、「解雇」については「1　会社は従業員が左の各号に該当する場合のほかはこれを解雇しない。但し第五号乃至第七号に基いて解雇する場合には予め組合の意見をきかなければならない。一、本人の希望によるとき　二、停年に達したとき　三、懲戒解雇に処せられたとき　四、業務外の傷病又は已むを得ない本人の事情のため休職を命ぜられ、その休職期間が満了したとき　五、打切補償又は障害補償を受けたものであつて、その傷病又は傷害のために従来の勤労に堪えないと認められ、且つ他の職場に転換することの出来ないとき　六、職務の遂行に必要な能力を著るしく欠き、且つ他の職場に転換することのできないとき　七、組合を除名されたとき。2　会社が経営上已むをえない事由により、従業員の解雇を必要とするときは

前項の規定にかかわらず解雇することができる。但しこの場合は解雇の人数及び基準について予め組合と協議しなければならない」とうたつている。「懲戒」については、「1　会社が懲戒を行うには懲戒委員会の議を経なければならない。2　懲戒委員会は、会社を代表する者若干名及び本人に対して職務上直接指揮監督する立場にある者を以て構成する。3　懲戒委員会の審議には本人が出席して直接事実を説明する機会を与えなければならない、審議に当つては組合代表の申出があれば、その意見を述べさせなければならない」とのべている。人事について経営者が「職場秩序の確立」と「戦時労仂力の統率」を行おうとするとき、解雇について「懲戒解雇」「適格性」がその中枢となつて前者が運営され、雇用について短期臨時工の運用が後者の支点をなすことを考えると、「大量解雇」の時期をすぎて、専ら「職場秩序の確立」を志向する経営者に対し労仂者の権利を保障しようとする労仂協約としては、なるほど表面的には「採用」「解雇」についての原則がとられているようにみえながら、実は資本の意図は十分に満たされていることをみることができる。

右の内容をもつ調停案は、さきにその基本方針として引用したように、「労資の基本的関係の調整を達成する」ことを目的としたものである。そして、以上にみたように、中労委は、戦時下の基本的労資関係を「労使協力」のために準備された機構を通じて展開されることを期待したのである。そして、調停案が触れなかつた右以外の対立点においては「逐次自主的交渉による解決」のあるべきことを予想し、右基本関係を前提として「当事者間に民主的且つ平和的な労資関係を発展させる」ことを以て、調停案提示の基本的構想としたのである。これ、われわれが中労委の戦時型協約の構想と呼ぶゆえんである。

四、労仂省の戦時型協約に対する政策

労仂省は前年と同様にこの年五月二三日付をもつて「労仂協約の締結促進について」という労政局長通牒を発して「労仂協約締結運動」を六月より八月末まで展開した。そして、同二五日「続・協約締結上の問題点」を通牒の形で発表している。この内容の要旨は次のとおりであるが、労仂協約締結上の主要な問題についての考え方は、昨年と殆んど同様で、前回（昨年同期）には触れられなかつた点として、①協約に対する啓蒙宣伝をとくに婦人層にほどこすこと、②中小企業の協約締結を強力におしすすめること、③賃金、退職金の具体的金額を協約中に規定すること、を強調し、そのなかでもとくに②について多くを言及している。すなわち、同通牒によれば、協約締結運動においてその基本方針とすべきところは、(1)労仂協約の必要性、(2)労仂協約の双務性、(3)労仂協約の平和性、(4)その社会経済的基盤の認識であるとし、(1)については「とくに中小企業の労使、無所属の小労仂組合については（労仂協約の必要性の認識が）なお稀薄な場合がある」と指摘し、(2)については「労仂組合が協約締結により当然に負担する相対的平和義務を認識し、遵守すること、及び使用者が組合側にかかる負担のあることを認識し、考慮することは、双務性を考える上に最も重要な点である」といい、(3)については「労仂協約の平和性の認識は相当普及したが、未だ十分ではない。特に相対的平和義務の認識の徹底は協約問題の基幹をなすものである。協約の平和性は一面からいえば、労仂者の利益の増進と労使関係の真の安定の反映である」とのべ、(4)につき「社会経済的基盤を無視しては、実効ある協約は締結できないのみならず労使いずれの繁栄もありえない」とうたつている。

つぎに同通牒は、「協約交渉の態度」について、ギヴ・アンド・テイクの方針に基き、無協約思想を回避し「運合体との交渉」、「上

級団体の労仂協約基準案」について は、「団体交渉の規模が漸次拡大し全国組合が自ら交渉になるのは労仂運動の必然の勢である」が「上級団体が自らの実力の充実をまたずに無理に交渉に当り、又は交渉上使用者の立場、当該企業の実情を無視することは組合のためにも益するところがない」、「協約案作成能力と協約交渉力を十分に持たない中小企業の労使には上級団体の指導と援助が特に必要であるが、かかる場合の労使は、往々にして上級団体の協約基準案を固執し勝ちであり、そのために企業の実情に応じた解決を妨げる場合もある」、「単位組合と上級団体との間の団体交渉に関する権限の分配を、組合内部関係において明確にしておくと同時に、協約締結に当つて使用者に対して明確にしておくことが望ましい」とのべている。つぎに、協約交渉上の問題点について——

(1) 人事条項

人事権の確立を主張する経営者側と人事について「同意・協議」を要求する組合側との主張が対立しているが、この問題につき、同通牒は、「この労使の主張を調和させる解決方法は、労使双方の合意した人事の基準を労仂協約中に出来るだけ詳細に明記すること、個々の人事はその基準に基き使用者が行うこと、もし使用者の行う個々の人事に異議のある場合には、苦情処理により労使双方の納得した解決を求めること、もし解決が労使の苦情処理手続で得られないときは最終決定を公正なる第三者の仲裁に求める」ように規定し且つ「先任権制度を協約中に出来れば人事の基準は最も明確なものになり有効であろう」とのべている。

(2) 経営権条項

「現行法制上企業の運営管理の権限はすべて使用者に属するものであることは明らかである。それ故にこそ、労仂組合はその企業内部にある従業員たる組合員のために使用者との協約によつて、その権限行使に一定の制限を付することが可能であり、且つ、必要なのである。故にかかる権限が使用者にあることを認めまいとする労仂組合も、またかかる権限を協約で制限することを一切拒まうとする使用者も、共に甚だ自己矛盾を冒しているものであつて、「経営権」「労仂権」の法律論争は無益且つ無意味である。問題はこの企業の管理運営の権限の行使について、協約で如何に規定するのが妥当であるかということで、これは法律論争ではなく、社会経済的基盤と労使の取引により決するものである」。このような理解の上で「使用者の企業経営上の立場を出来る限り尊重する趣旨を協約で謳うことは別段有害ではないが、現状においては協約の成否を賭してまで争う必要のある程重要な意味をもつものとは思わない。特定事項を使用者の専権事項とする規定は、協約による労使の権限分配の一部に過ぎないのであつて、これを労使が所謂「経営権条項」として主張し、或は排斥することは誤りである」と、その見解をのべている。右(1)の人事条項の見解と一貫した労仂省の考え方である。

(3) 非組合員の範囲・ショップ制

利益代表者（組合法第二条但書第一号）の範囲は「労仂委員会の勧告裁定例を参照」して決めるのがよいとし、「一度定まつた利益代表者の範囲を軽々に変更する事は特別の事情が生じた場合を除き不適当である」、「組合員は従業員でなければならない旨の規定が未だ少くない。この点については組合自らがまず反省しなければならない」といい、唯一団体交渉事項（ショップ制）につき「この種の規定が他の労仂組合の団体交渉権を排除し得ないことは既に一般に認められている所である。唯一団体交渉条項はなお相当にあるが、次第に現状確認の宣言たる性格が認識されつつある」とのべている。

(4) 労仂条件の条項

「労仂条件が具体的且つ詳細に規定されるようになつたことは、最近の協約に見られる著しい特徴である。未だ賃金額を具体的に明記していない場合があるが、これは画龍点睛を欠くものである」とし、「現在の経済情勢においては、労仂協約中に具体的賃金額を規定する条件が備わつており、又その必要性も大きくなつている」、「現状に於ては、賃金協定が労仂協約と別個の協定とされ、その有効期限と異つている場合が多い。労使関係の安定を確保する爲に、協約の改訂期に当り賃金協定を労仂協約中に繰り入れることが望ましい。賃金条項の有効期間を労仂協約のそれと同一にすることに困難がある場合には、有効期間中の一定時期に賃金条項についてのみ再交渉の機会を与えるとか、その他の調整条項を挿入することにより、その不都合を避けることができる」、「労使関係が安定して行くに従い、労仂協約中の多くの規定は、改訂期毎に変更するような必要はなくなり、改訂の対象となるのは、専ら協約中の賃金条項のみに限られるという方向に向う筈である」、「退職金規定については、社会的水準を考慮すると共に、労使がそれぞれ相手方の立場を十分尊重すること」が必要だ、としている。

(5) 中小企業の協約について

労仂省の通牒は、労仂協約の締結率は小規模の企業、とくに上級組合に加盟していない無所属組合において低い、とのべた上で「無協約である限り、労使間にはいつも紛争の可能性、危険性が潜在している。然も一度紛争が生ずると中小企業では企業の弾力性に乏しく、且つ感情的要素の介在することが多いため、極めて深刻な対立抗争に陥り、企業の破滅に導かれる虞れが少くない」から、「労仂協約の締結によつて労使共得るところこそあれ、失う所はない。協約なくして労使関係の安定と企業の合理性はあり得ないことは、かかる企業についても例外でない」とのべている。そして、このような中小企業の労仂協約を締結するために締結率の低い原因は組合の力の弱いことにある」からその打開策として「中小企業の労仂者が小人数で企業別の労仂組合を結成してみてもその活動能力、交渉能力には限界がある。近接地域における同一産業乃至異産業の数個の企業の労仂者が相集つて一つの単位組合を組織し又は数企業を横断する職業別組合を結成すること等により相当人数を擁した強力な組合を組織することが協約締結の爲にも必要である」とのべている。

(6) 無協約対策

「大なる譲歩よりはむしろ無協約を選ぶというオール・オア・ナシングの考え方は、協約交渉にとつては下の下である。相互の妥協と譲歩なくして交渉は成立せず、又一度に十分に満足な協約を締結しようとしても無理である。不満乍らも呑んだ規定が実際適用されてみると案外具合のよいこともあるものである。やむを得ない場合には、本協約の妥結まで一時仮協定を結んでおくことも考えられるべきであり、最悪の場合には妥結出来た事項丈でも個別的協定として締結し、漸次その領域を拡大すること、どうしても妥結できない点のみを除いて他の部分のみを成文化して協約とすることも、全然無協約となるよりはましである。『協約なければ労仂なし』、協約なき所には、真の意味の近代的労仂は存在し得ない。無協約状態はその企業における労使関係の不円滑か、又は企業の非近代性と組合の弱体を外部に示すものである」とのべている。

われわれは、この一連の通牒の内容からみて、労仂省が「産業平和のための労仂協約締結運動」として、その考え方をのべ、その線に沿つて戦時下の労仂政策の成功を果そうとしていることがわかる。昨年のこの運動の通牒と比較して、その点で一層その狙いを明瞭にしているのである。また、今年の右通牒でとくに中小企業につ

いて重点をおいているのは、この部分が脆弱な日本資本主義の構造の上で、とくに弱い環であり、大企業といつても、中小企業にいわゆる下請の構成をとつてその上に成立している関係から、労資の紛争が一度よび起されるとその経済的・政治的影響の大きいことに着目したものと思われる。レッド・パージ以後組合活動家が再びその活動場所を求めて中小企業に入ろうとする動きのあつた時、この中小企業対策は、決して、単に中小企業における組織労仂を増加しようとする点に発したものとみるべきではなかろう。

次に、労仂省は一一月二一日労政局長名で「労仂協約中における賃金、賞与その他の給与額の明記について」と題する通牒を出した。前掲の協約締結運動の通牒にも、賃金・退職金を協約中に明記することを勧めていた労仂省は、さらに一歩を進めてこの通牒を発したものである。すなはち——

(1) 労仂協約中に賃金、賞与その他の給与額を明記することの必要性について

「わが国現在の労仂協約は、インフレーション時代の沿革からして今なお賃金、賞与その他の給与の具体的金額をその中に明記せずこれらについては、労仂協約とは有効期間を異にする賃金協定等の中に定めている場合が多く、この爲に労仂協約の有効期間中である と否とに拘らず労使間には、賃上げ、夏季手当、年末手当、賞与等の問題をめぐり、年に数度の労仂争議が行われることが少くない。このような行き方を改めて、労仂協約中に賃金、賞与、夏季手当、年末手当、退職金等のあらゆる給与を具体的に規定し、労仂協約の有効期間中にこれらの問題につき労仂争議を行う必要をなからしめることは、労仂者に対してはその労仂条件の確保を図り、使用者に対しては企業の平和を保障し、以て、労使関係の安定化を招来するために必要不可分である」から、この必要性を十分理解せしめるように指導するべきことをのべている。

(2) 賃金条項について

労仂協約中に賃金条項として「必ず金額を明示すること、出来得ればいわゆる賃金ベースの額のみではなく、配分方法乃至各人の賃金計算方法をも明確にしておくこと」が必要であり、「やむを得ず別個の賃金協定とする場合においても、労仂協約の附属協定としてその有効期間を労仂協約と同一ならしめること」をすすめ、「物価その他の経済情勢の変動あるいは企業の経営状態の変化等の不安の爲に一定の賃金水準を協約の有効期間中維持することが困難と考えられる場合には、賃金の調整に関する規定を設けることによつて問題を処理するのが適当である。賃金の調整方法としては、物価、生計費その他の要素の変動に応じて賃金を自動的に調整するスライド制や、協約の有効期間中に賃金について のみ再交渉を認める等の方法」をとるのがよいが、「如何なる方法を取るにせよ、協約締結後に於て実際の運用上疑義や紛争を生じないように規定しておくことが肝要であり、特に協約有効期間中に賃金条項の再交渉を認める場合は、出来得る限り平和的に調整をなし得るように配慮する必要がある」。

(3) 賞与、夏季手当、年末手当その他の一時的給与について

これらの一時的給与も「その具体的金額や、算出方法を協約中に具体的に明記して、支給のつど紛争を生じないようにしておくことが望ましい」、「経済状勢、経営の見透し難などの爲に予め具体的に定めることができないものについては、企業の成績に応じてこれらの手当又は賞与の支給額を決定するようにするのも一つの方法であつて、そのような方法の一例として所謂利潤分配制度も参考となろう」。

(4) 退職金について

「退職金については、現在多くの例でとられている如く、勤続年数に応じて支給率を定め、賃金額にその支給率を乗じた金額を以て退職金額とする方法を取れば、物価の変動に伴い生ずる不都合を排除することが可能である」、「退職金の性質上一般の労働協約とは別に個別的労働協約として一般の労働協約の有効期間より長い期間を定めることも適当であろう」。

(5) 交渉の態度について

「労働協約の締結改訂のために団体交渉の中に、賃金、賞与、退職金其の他の給与額の決定をも含ましめることとすれば、従来の例よりみれば交渉に相当の長期間を要することも憂慮されるが、たとえ従来より交渉が長引くことがあつても賃金その他の給与額を具体的に規定した労働協約を締結して、その後は協約の有効期間中労資関係の安定を維持することが労使双方にとつて有益である。又団体交渉に徒らに長期間を費やし、交渉が慢性化するが如き従来の交渉方法に対しては労使共反省すべきであり、交渉方法をもつと合理化し、集約するならば、交渉期間の長期化を避け、又は短縮を図ることとも可能であろう」とし、そのためには「相手方に対し譲るべきは譲り、特に相手方の合理的な結論に対しては、卒直に之を尊重する態度と、徒らな観念論にふけることなく問題を実際的に処理してゆくビジネスライクな態度が労使双方に対し特に切望される」と結んでいる。

労働省が昨年の「締結促進運動」で強調したのは、「包括的労働協約」による産業平和の維持であり、それは当該労働協約の内容に関する限りその有効期間中は争議行為をしないとする「相対的平和義務」を労働者に要求したものであつた。今年の右の一連の通牒はその趣旨を更に徹底し、労資係争のすべての問題を相互の譲歩に基いた労働協約によつて解決し、より完全な「産業平和」を維持してゆこうとする方向を指向している。この国の労働運動において、賃金闘争、夏季手当、年末手当、賞与闘争という型で争われてきた「労働力の価値貫徹の闘争」を、朝鮮戦争の発展という戦時経済下にあるなかで、「特需」ブームに変則的な潤いをみせた折に、一定線上に労資関係を固定化し「産業平和」を確立することによつて終焉させ、他方、中小企業に対しても、その弱い環を労資紛争の場から除外しようとする「戦時労働政策」が、右のような労働協約に対する政策の根底を流れるものだ、ということができよう。

経営者の言明、中労委の調停案、労働省の通牒と、型、時は異つても、それらが一体となつて形成し指向するものは、「戦時型労働協約の構想」であり、これら三者それぞれの態度のなかに、一層明瞭にされてゆく「その進展」をみることができるのである。この構想とその進展こそ、第四節にみられるような「資本に有利な協約の増加」の基礎であり、また、次節の「統一協約闘争」のアンチ・テーゼなのである。

第三節　労働組合の協約闘争方針

締結される労働協約が、次第に資本に有利なものが増加してゆく傾向に直面して、この期の各労働組合の協約対策は、防禦の体制をとりながら、その守るべき点を次のように指摘している。

一、基本方針　「締結された協約の内容をみると資本攻勢により著しく後退している。われわれは労働協約の内容をみると資本攻勢により労働協約締結の意義を確認してその促進に努力する」が「それを労働者の立場から守るにはいわゆる協約の御用化をさけなくてはならぬ」、「具体的にいかなる労働条件を協定するかは、労働者側の組織力の充実を基礎とした日常活動や闘争における在り方が影響する」

から「法によつて保障された労仂者の諸権利を経営内において具体化し発展しそれを安定化させてゆくための労仂協約の締結を促進するには労資の力関係の冷静な判断のもとに機械的な公式的な態度をさけて、柔軟性のある締結方式をとる」こととし「交渉委任の制限―上級団体の代表参加を認めないといつた――や争議行爲の制約等の組合自主性に関する基本問題の制限事項の削除に全力を拂いつつも一方に於ては、協議成立した項目毎に成文化して締結して、事実上の無協約状態を避ける」(六・二一「再建」総同盟)。「まず第一に協約に対する資本家の反動的態度を徹底的に打ち破ることである。それには、ここでわれわれがいま一度労仂協約に対するわれわれの根本的態度をきめてかからねばならない」。「組合員は『協約』に、そのもつ効力に深い疑惑をもつている。協約だけでは、それがいかに立派なものであつても、職場の労仂者は自らの地位をまもりうるものではないと思つている。また自分たちと別個のところで結ばれる協約がかえつて自分たちを苦しめるものであることも知つている」。これは「さいきん結ばれる協約の御用性に対する組合員の反撥である。しかし根本的には、レッド・パージにおける資本家の協約に対する決定的な裏切りに対し組合幹部が何ら抗議することのなかつたことだ。われわれは、まず協約に対するこの組合員の不信を克服することからはじめなければならない」。労仂協約は「決して資本家との取引きではない。ギヴ・アンド・テークといわれるようなものではない。この型を協約闘争の特別委員会という方式を脱して大衆の闘争において、労仂協約交渉の特別委員会という方式をとるかぎりでは、われわれは資本家のとすることはできない。大衆討議は、この型をとるかぎりでは、特別委を指導する力となることはできず、その争点について組合員は納得しないという意思表示を会社に与える以上を出ることはできないい」。「特別委方式は少数幹部への団交依存と同じくその型においてもブルジョワ方式である。しかもそこで論議される双方の草案の対比のなかには、全文組合案がとおるような力関係にないときにおいても今日の情勢では逆に反動的協約を労仂者におしつけることに利用されている」。「職場の労仂者は、労仂強化と低賃金のたえがたい状態におかれており、その職場環境から切実に労仂条件の維持向上をのぞんでいる。その意味でむしろ今日こそ協約闘争を大衆的にその職場において組織しうる条件がつくり出されている。それを阻止しているのは、むしろわれわれの協約闘争の指導である。われわれが協約闘争を意識的無意識的に幹部闘争（交渉）に限定してきたのであり、その交渉戦術としてそのときどきに大衆を動員したにすぎない。われわれはこの点を深くかえりみ、いまこそ自らの労仂条件の向上を闘いとろうとする大衆のエネルギーをひき出し、その上にわれわれの協約闘争を組み立てねばならない」。「戦時経済の圧迫の下に労仂者の生活が不断に切り下げられて行きつつあるときに労仂協約を獲得することの意義は極めて大きい。従つてわれわれの協約闘争は、単に資本家型協約にしばられないで闘う、というだけでは全く不十分で、進んでわれわれの協約を闘いとらねばならない。かくして協約闘争は今日において職場におけるもつとも具体的な反戦闘争たりうるであろう」(四・三〇労調協)。「協約は賃金ほど重要ではない、という考え方が今日も日本の労仂者を支配している。そしてつた協約書と考えられて協約というのは、第一章から附則までとのつた協約書と考えられている」。「この型を協約闘争がとるかぎりでは、今日の力関係において、労仂協約交渉の特別委員会という方式を脱して大衆の闘争とすることはできない。大衆討議は、この型をとるかぎりでは、特別委を指導する力となることはできず、その争点について組合員は納得しないという意思表示を会社に与える以上を出ることはできない」。「特別委方式は少数幹部への団交依存と同じくその型においてもブルジョワ方式である。しかもそこで論議される双方の草案の対比のなかには、全文組合案がとおるような力関係にないときにおいて

ては、実は資本の網のなかにくり入れられてゆく要素をもつている。……どのようにしてこの網の目と絶縁するか。それは、資本家の体勢をバクロし、闘い方を準備し、労仂者は何を欲するかを明かにする以外にはない。もし協約闘争は決して協約書闘争ではなくて、各種の単独協定のかく得闘争となつてもつと違つた局面を展開し」てくる。「われわれはすべての協定において不利なものをおしつけられてだまつてしまわなければならぬほどの力なしではない。しかし全協定を有利に解決するほど強くはない。この力関係の上に立ち、そして今日の組合組織の欠陥を考えるならば、単独協定の前進こそ最良のそして唯一の突破口である」（五・一一産別調査室）。「従来のようなかけ声による協約闘争では、締結よりもむしろ職場の実情によつては重荷になつている故に、早期解決主義はこの際排除すべきである。このことは全国的、地方的な闘争体勢及歩調並に実際行動の場に於て、日経連が巧妙な手段によつて経営管理、人事管理の面より協約締結に従来とちがつた圧力を職場の末端組織の独断的管理にかけ、その実績をあげつつ」あり、それは「協約締結の場において、組合幹部と職場組合員の行動力制限の上に立つてのねらい」であり「従つて分散的力の排除と職場の行動力を抜きにした協約締結はありえない」（三・二四全造船労組）。「労仂組合は、平和裡の交渉により、又実力行動により、使用者の擅な労仂力支配、たえざる労仂条件の低劣化に対し不断の闘いをつづける。かくして闘いとつた協定文書が労仂協約である」。「労仂協約が平和性をもつことはいうまでもないが、然し労仂省が協約の双務性、平和性のみをとりだし相対的平和義務が協約締結の基幹であるが如く説いたり、又経営者が産業の復興、業務の発展、経営の秩序をのみ重視するが如き態度は、われわれのいれるところではない。けだし労仂法がどのように存在しても労仂者の諸権利を擁護し、労仂条件の向上をはかり、ようになされているかを端的に示すものこそが労仂協約である」。「協約締結の不振、無協約の原因はどこにあるか、第一に客観情勢に便乗した資本家が日経連案を根拠に遮二無二攻勢をかけてゆずらぬところにある。所謂経営権、人事権をめぐる攻勢、組合活動、労仂条件の制限は協約締結を全くおくらせている。第二に、われわれの闘争のまずさが原因している。即ちこれ迄の闘争は条文闘争、幹部職員闘争であり、大衆全体の闘争としてもり上げる必要があり、労仂者の生活を守り労仂者の諸権利をいかに守るかを協約を通じて大衆行動に訴えなければならぬ」のでその闘争は一地道にかつ執ように既得権の確保と権利のよう護のために経済要求と密着した」のでなければならない（一一・一〇全自動車労組）。「労仂協約闘争の現段階における本質は、民主々義を基盤とし、労資対等の立場において、一定の妥結点を見出すための交渉ではない。組合員の権利と利益の憲章としての協約か、基本権を放棄して御用組合に転落する協約かという、まさに労仂組合の存否に関する問題であり、われわれ自身の力によつて民主主義を獲得し、自由な労仂組合の存在と活動を確保するための基本的な闘争である。それ故われわれは直接の協約闘争たると無協約状態における闘争たるとを問わず、組合ならびに組合員に対するいかなる権利侵害の企図に対しても断乎たる闘争を組織しなければならない」。「労仂協約に対する組合員の関心の低さは、ややもすれば僅かな賃上げや一時金と引換えに反動協約をのむといつた間違いを犯さしめているが、そのような協約による打撃と損失は、一時的な利益と比較できない決定的なものである」。「安易な交渉戦のみによつて解決をはかろうとすることなく、一切の日常闘争と結合し、実力行使をもつて、徹底的に闘いぬかねばならない」（九・三〇新産別）。ここにわれわれは、労仂組合の大勢が

労仂協約面における資本攻勢を克服するために、「協約闘争を大衆闘争としよう」とする方針を打ち出し、その道にのみ、戦時経済下の労仂政策からの回避ないし突破を企図している方向をみることができる。昨年の協約方針が啓蒙的であつたのと比較してみると、労組の反省と進歩をみることができる。

二、経営権、人事権と経営協議会について　「経営権とは組合の労仂権の対抗意識として出てきたもので法的根拠はない。であるからこの問題の論議は明確な法的な裏づけがないので抽象論に終始するおそれがあり」、「むしろこの問題の論議はさけて、経営協議会、労資協議会、人事等の具体的条項に於て有利に締結し、実質的に経営に関与する方がよい。協約に於て個々の条項が独立して存在するとは考えられない。全体的な関連に於て成り立つている。特に経営権、労仂権に就いては猶更である」。「人事に関する基準を明記させることは勿論実施に当つては組合と協議決定、事前に諒解を求める様、個々の条項毎に締結し、実質的な獲得によつて人事権を確保しなければならない」（三・七紙パ労連）。「難問題が山積するわれわれの自動車工業は問題を前に茫然と手をこまねいて経営サボに終始する経営者のみでは、平和的産業の再建などは及びもつかない。相手のいう経営権に対しては、我々は、経営が資本と労仂の結合であることを十分つき、我々が我々の諸権利を守り労仂条件を向上する活動が、経営のなかに、不可分であることを認めさせる必要がある。経営、人事等、従業員の生活、労仂条件に影響を及ぼす事項については組合と同意を必要とする旨の規定は確保せねばならない」。「企業の経営が労仂者の意思をとり入れ協力してこそ、われわれの産業の当面する危機を克服しうるのである。この為の機関として、経営協議会の確立を主張する。経営協議会は組合の経営参加、並に労仂条件についての協議機関である」。「経営協議会制度の確立に際し注意すべき点は、イ、性格、目的を明示すること、単なる諮問機関でないことを明らかにし、組合の経営参加、労仂条件その他についての協議機関であることをハッキリすること、ロ、経営方針、生産計画、経理状況の公開の明記、ハ、労使協議会、工場協議会などの名称のもとに経営協議会の実質を骨ぬきにされぬよう注意すること ニ、なお苦情処理機関の設置は之を拒否すること」（全自動車労組前掲）。「経営協議会を確保する。次の事項は労資協議決定する、組合員の人事に関する事項、職制機構、就業規則の制定改廃」（総同盟、前掲）などにみられるように、経営者の経営権、人事権の考え方に対してはつよく反対が叫ばれており、さきにふれた中労委調停案によつて締結された電産労仂協約についても、同組合は経営協議会につき「附議」とあるのを「協議」とすることを主張している（六・二七組合案）。

苦情処理機関については、前掲の全自動車労組が積極的に反対しているほか、反対の傾向が多いが、また「経営民主化の一つとしてこの機関の活用が必要である」（総同盟、前掲）とするもの、「職制の民主化がなされておらず、而も紛争処理機関が十分に理解されていない日本の現状から云つて……この意味から経協を決議乃至協議機関として獲得すべきで、苦情処理機関を設けることは経協解体を意味する」（紙パ労連、前掲）、「苦情処理が一種の平和協定として争議権を制限し、争議権行使の冷却期間として条文化されることは危険なことであり、この事は……排除すべきである」（全造船、前掲）などの立場に立つての反対論も出ている。すなわち、経協の確保ということが、経営者の云う「産業平和のための協調機関」化するのではない、という立場で反対論が起きているわけである。この点で、「再建」総同盟が、苦情処理機関を民主的なものとして賛成

していることは、注意してよいことである。

三、組合員の範囲、ショップ制　非組合員の範囲は「最大限係長クラスまで譲歩してもよいと考える。しかして係長のポストであるが、経理、人事程度に止るべきである。しかもこの範囲については組合の法的な救済、斡旋、仲裁に参加するための資格審査などとも関連があり、最近、地労委あたりの職務分析に於て不当な枠の拡大が強要されている事実もあり、対地労委関係に対する問題も併せ考えなければならない」（全造船、前掲）。「組合員の範囲は労仂組合自らの決すべきものであることは云うをまたない」。組合法第二条は「組合の御用化を排除する目的の為のものであるが、経営者は法第二条の規定の範囲をこえて非組合員の範囲を確保しようとし、甚しきはタイピスト運転手守衛の類まで之に入れようとしている。……法の趣旨を歪曲するも甚しいといわなければならぬ」。「われわれは宣伝に乗ぜられることなく、率直に法の趣旨を認識し、実情に即して組合員の範囲を定むべきであり、不当な非組合員の枠の拡大については断乎反対すべきである」とし、「一、部長、次長、工場長及び之と同等以上の者　二、秘書　三、勤労課長、企画室幹事　四、その他会社組合で協議して定めた者」を例示している（全自動車、前掲）ごとくであり、また「組合員の中には誤つた考えから非組合員になる事を喜ぶ向きもあるので、無権利状態になることを充分納得せしめて内部強化を図り、経営者にうち当らなくてはならない。即ち非組合員の範囲拡大防止よりもむしろ積極的に組合員の拡大の方向にむけられなくてはならないと共に、臨時工の制限等によつて第二組合の抬頭を防止しなくてはならない。さらに協約の適用範囲についても組合員に止めるか従業員に適用するかは重大であり、ショップ制、協約の労仂条件に律せられない局外者の存在等からして、組合としては従業員を主張すべきである、ショップを主張するものであるが、現状止むを得ぬ妥協点としてのユニオン・ショップは最低線としてあくまで守らねばならぬ。尚、前に述べた様に協約適用範囲を組合員に限定する事は、尻抜けユニオン、オープン・ショップを認める事になるから警戒すべきである」（紙パ労連、前掲）。「完全なるユニオン・ショップ制とし、従業員は組合員でなければならない、とする。組合員は従業員でなければならない　等は入れてはならない」（二・一化繊連合）。「わが国の実情からしてクローズド・ショップを論議の外におくとすれば組合員中に組合の統制をみだすが如き個別的行動者についても完全に之を組織外に排除すると共に、その組合員の労仂権をも否定し得る強力な統制力をもつユニオン・ショップこそが団結力保持の効果がある」。「われわれは……尻抜けユニオンに反対する」。「従業員は組合員でなければならないと共に組合員は従業員でなければならない、という相手の主張に対して（われわれの考えは）組合員がすべて従業員であることを要するか否かは、全く組合の意思によつて定まることであり、経営者の意思の介入する余地は少しもないのである」（全自動車、前掲）とする方針をとつている。

四、組合活動、争議行為について　組合活動の保障を求め労仂組合にとつて、まず、「組合活動専従者の身分と待遇の保障」（総同盟、前掲）が一ように要求されている。その内容は「法内組合等を考慮し、賃上げか、福利厚生費等の名目で獲得したものを組合費に繰入れ、専従者給与に充当することが望ましく、給与規定等で実質的

な効果をあげることも考えられる。尚専従者の身分保証については単に漠然と唱えずに具体的に規定しておく事を忘れてはならない」（紙パ労連、前掲）。「組合業務に専念した者が組合の定めるところによつてその職をやめたときは、会社は直ちに原職に復帰させ、専念中従業員の昇給時に昇給なき場合は直ちに昇給させる」（九・三〇全造船協約基準指針）。「専従員人員削減の反対、復職昇進、昇給の協定、福利厚生施設の利用など詳細にとりきめ、専従者が専従期間中安んじて組合業務を執行しうる如き態勢を闘いとらねばならぬ。就中組合専従者の給与については、法解釈上の問題もあるが、闘い方とその処理方法によつて実質的に闘いとりうることも考えられる」（全自動車、前掲）などの「専従者」規定があり、「就業時間中の組合活動」については、「専従者以外の従業員が勤務時間中に組合活動を行うときは之を出勤として取扱う」（電産改訂案）。「会社は組合員が必要に応じ就業時間中に組合活動に従事することを認める」（全造船、前掲）。「会社に通告することにより時間内の組合活動は自由であることとし、この間は欠勤、遅刻、早退の取扱としない」（化繊連合、前掲）。「就業時間中の組合活動については、賃金遅拂下におけるそれを肯定した判例もあり、憲法で保障された正当な権利でもあるが、現在では、これを獲得するためには熾烈な斗いを必要とするであろう。要は、われわれの実力と実績で以て獲得する以外途はない。最低、代議員（全自動車、前掲）とうたわれている。

他方、戦時経済下の争議権については、「協約の適用解釈等について紛争を避け、平和的に処理すること、従つて協約期間中の争議行爲については了解期間又は冷却期間の設定が理論上当然である」（総同盟、前掲）は、異例であり、この系統のものとして「斡旋、調停の申請は相手方の同意を必要としない」（化繊連合、前掲）と組合側から主張するものもあるが、「争議権を停止するに等しい内容の平和条項を拒否する」（新産別、前掲）ものが多く、「争議の際の保安要員」、「会社は争議中でも組合の団体交渉の申入れに直ちに応じなければならない」、「協議整わず争議行爲を開始するときは予め相手方に通告する」、「会社は紛争又は争議中は労務供給及之に類する行爲を行わない」、「会社は争議中といえども、組合が労仂協約により協定されたる会社施設を利用することを認める」（全造船、前掲）という「争議権の確立」を主張し、さらに、これらの条項に加えて「争議行爲によつて不利益な取扱いをうけないこと」、「争議行爲の形態について諸制限を設けないこと」、「予告義務を設ける場合には通告時間を過大にしないこと」（全自動車、前掲）とするものがある。前掲の総同盟、化繊連合の組合案は、この期において殆んど最初の組合側から、不十分ながらも、相対的平和義務を認めたものとして注意さるべきものである。因みに、化繊連合は、労仂委員会の調停、斡旋を通じて、その賃金斗争を行い、ために多少の引上げをえてきた組合である。

五、労仂条件について　「今や相手は不断にわれわれの確保した労仂条件の劣悪化を企図しつつあるいは急速にあるいは徐々にわれわれの既得権を侵潤しつつある。協約斗争における労仂条件の問題は、なによりもまず既得権の確保が考えられねばならない」とその基本点を明らかにし「協約に労仂条件を詳細且つ具体的に明記することは、絶対に必要である、という意見もあるが、詳細且つ具体的の程度問題は考慮する必要があろう。協約の附属書として協約と同一効力をもつ規定も考えられるからである」。「労仂条件について注意すべき点は次の点であろう。イ、労仂条件の決定は労資対等の立場でなされるものであり、その変更、改廃に際しては、組合の協議（同意）を必要とする旨を定めること　ロ、労仂時間は拘束八時間

を確保すること　ハ、休日、休暇（特に年次有給休暇、慶弔休暇、生理休暇）の確保　ニ、賃金支拂日の明記　ホ、安全衞生、災害補償の明記　ヘ、福利厚生施設の拡充　ト、女子年少者の保護　チ、退職希望の明示」であり、「われわれの運動の主力が労仂条件の維持向上にあることを更めて認識し、不断の闘いをつづけ実績の中から確保せねばならぬ」（全自動車、前掲）。「協約に賃金細則的なものを入れるのは最近経営者が強調しているところであるが、賃金改訂の場合一々協約にひつかかりが出来て繁雑であつて要求にソゴを来す。協約に絶対的平和義務のある場合には事実上賃上げが不可能になり、決して有利でない。むしろ、月給制、最低生活保証、遅欠配の排除、賃金の適正化など大綱を規定して別に細則を設ける方がよい」（紙パ労連、前掲）。「現在自分のとつている賃金が適当であると信じている労仂者は、おそらく極めて例外的だろう。さらに今くるしくともこのままやつてゆけば、政府の施策や物価の値下りなどで近い将来に生活が楽になると信じている労仂者は一層少いだろう。結局この通牒（賃金条項の明記を示唆した前出労仂省通牒のこと）のいう、労仂条件の確保をはかり労使関係の安定を招来する、という美辞の具体的内容は労仂者にとつて好ましいことではない」（全法協ニュース七号）などの代表意見にみられるように、労仂条件の向上のための労仂条件条項設定という基本方針を持しつつ、自由な組合活動の足をひつぱるような規定に対しては、すこぶる警戒的である。

之を要するに、組合側の協約方針は、その理論的基盤は、昨年各労組機関で発表されたものを踏襲しながら、多分に「実戦的な」方針に移つてきていることをみることができる。しかもその「実戦的な」性格は、たとえば「〇〇会社と全日本造船労仂組合とは左の労仂協約を締結する、と前文に於て締結することは各企業とも、これを極力回避し、又交換条件として他項の細部事項を可成り譲歩した形があらわれている。……それは協約締結当事者及び交渉相手が一企業一組合のみであり、外部よりの圧力を直接利害関係でたくみに取扱い、企業内部の者のみが有効に解決し得るものであるとして、中央につながる分会を企業内部に閉じこめようとする術策でもある。従つて前記内容のもとに締結が困難であり、名を棄てて実をとるにしても、交渉委任権はぎりぎりの最後の線として守らなければならない」（全造船、前掲）にあらわれているように、全国組合の指導の下に闘おう、とする性格がつよくあらわれてきているのも今年の一つの特徴である。これは、いわゆる「中央集約闘争」の一つのあらわれであり、各企業・経営単位で押切られることを防ぎ、さきにふれた「大衆闘争として協約闘争をとりあげる」とする方針と結びつくとき、経営者にとつても楽観を許さぬことになるであろう。一九五一年の労組のこの方針をわれわれが「統一協約闘争」と名づける所以である。

第四節　締結された労仂協約の状況

一、経営権・経営協議会の条項　昨年の協約闘争で労資が激しく対立していた「経営権」の条項は、「会社の経営はすべて会社の責任において行われる。従つて生産、営業、経理、人事権の行使等会社の業務及び運営は会社の権限において行われる」（三・一〇日清紡）、「会社と組合は労仂権と経営権を相互に尊重し、正当に行使する」（二・二四苫小牧製紙）などのように、明確に経営権を規定したものもあるが、それにも増して「この協約は労仂法の精神に基き双力の基本的な権利義務を尊重して、労仂条件の維持改善と労使関係の平和維持を図る……」（三・一島津製作）、「会社は組合員の経

済的並に文化的地位の向上を図り、連合会は生産の向上に努め、相互に基本的権利とその立場を尊重し相協力して正常に労使関係の確立に努める」（九・一古河鉱業）のような、前掲中労委調停案の趣旨にそつて、殊更に経営権・労仂権をうたわないものが多く、また「基本的権利を尊重し……」という規定もないもの（例えば四・一井華鉱業、七・一大日本製薬、一二・一〇三井鉱山）も多い。「論争」よりも、労資ともそれぞれの立場で「実戦的」になつてきたからである。したがつて、組合が「経営権」あるいはそれに類する事項の規定を排除しえたからといつて、直ちに、組合に有利な協約と考えることは早計にすぎよう。むしろ、協約全体を貫く「経営権コース」、言葉をかえていえば、資本の戦時型協約の構想がどのように全体に貫かれているか否かこそ問題である。この点は、経営協議会をめぐる条項に端的に示されている。すなわち、「会社と連合会及び組合はこの協約の趣旨に鑑み、この協約の運営を円滑ならしめるため経済協議会を設ける」、「経営協議会に於て協定した事項のうち必要なものは、会社及び連合会の承認により成文化し労仂協約と同じ効力をもつものとする」（三・一一国策パルプ、経営権に関しては何ら規定はない）というように「経営」について団体交渉事項としての余地をのこしているものは極めて例外的で、同趣旨のものとして「会社及び組合は次の各号に定める目的を達成するため、経営協議会を設置する。一、企業の民主的運営による社業の進展を図るため組合の協力を得ること　二、労仂条件の維持改善を計るために必要な経営上の諸事項を協議すること　三、前二号に関する諸問題を平和的に解決すること」（島津製作、前掲）などの例があるが（両者とも苦情処理の規定はない）、多くは、「経営協議会に附議する事項は次のとおりとする。一、生産計画、生産能率の向上　二、組合員に重要な関連ある職制、就業規則その他諸規程の制定改廃　三、安全衛生及び災害　四、福利厚生　五、その他必要な事項」とし、「各委員は会社の役員又は従業員でなければならない」、「会社は委員から要請のあつたときは経営方針及び状況について説明する」などの内容の経営協議会と「苦情処理の条項」（井華鉱業、前掲）をもつものである。この苦情処理委員会は「職場苦情処理委員会↓鉱業所苦情処理委員会↓中央苦情処理委員会↓第三者委員会による仲裁」（同第九章）の構成であり、これと同趣旨のものに、古河鉱業（九・一）、富士製鉄（八・一六）、森永乳業（五・一）、日産化学（三・一）など、最後の段階の「仲裁」を「団体交渉による」とした三越（四・二七）、日立製作所（三・一九）、日清紡（前掲）などがある。また、経営協議会の形で「この協約の運用の結果に対する苦情について協議する」と定めた東京ガス（一一・一）、「協約運営委員会」をつくつて「協約並に協約と同一の効力を有する協定の解釈、適用に関する疑義並に異議は原則として団体交渉によらず処理する」こととし、そこで解決されぬときは労仂委員会の斡旋・調停によるとした苫小牧製紙（前掲）などもある。さらに特異な例としては「階級斗争を……一経営体の範囲内に於て克服する」ことを宣言し「会社は組合の経営参加を認め、会社及び組合は中央経済協力会議を設置する。第一部会においては次の事項を協議決定する。一、経営の基本方針　二、新規事業計画　三、重要な財産の取得及び処分　四、工場、出張所等の新設、廃止　五、社則　六、その他経済協力に必要な事項、第二部会においては、労仂条件に関する事項を協議決定する」とうたつて、右の第一部会については争議権は留保され、第二部会については、労使の交渉↓第三者の斡旋、調停↓労仂委員会の斡旋、調停↓七日の予告による争議行為にうつれるとされる郡是製糸（一二・二一）がある。

われわれは以上をみて、この期に入つて、戦後型協約に出発した

大巾の経営参加をかちとつてきた経営協議会の条項が、資本の有利に変質してしまつたことをみとめることができよう。締結された協約内容に関するかぎり、経営権は実現され貫徹されているわけである。ただわれわれは、このような大勢の中にあつても、日産自動車における次のような例をみることができる。それは同労組の「職場委員会」の活動である。この機構は一九四六年九月の同労組規約によつて設置されたもので、職場から選挙された「職場長」が職場委員会の責任者で、活潑な組合活動家がなり、会社の職制上の係長会議に職場長が出席して発言し、班長会議には職場委員が出席し、職場委員会の討議にもとずき、組合執行部の諒解をえて、これら会社職制上の会議において「設備の配置転換」、「作業工程」、「残業協定」、「人員の配置」、「福利厚生」などを主張し、その要求を貫徹している。組合の指導する経営参加の形をここにみることができよう（因みに同社は、無協約組合であるが、その多くは、「会社は従業員が例外であると同じく、日産労組の右のような活動も例外で、経営協議会は、その中間で、「労使協議会」（古河鉱業）、「経営審議会」（富士製鉄）、「労資協議会」（日清紡、三井鉱山）、「労経協議会」（苫小牧製紙）、「生産委員会」（七・二六八幡製鉄）などの名称の下に変質してきているのである。

二、人事条項　協約中に「人事権」を認める条項をもつ協約として、「会社は組合員の採用、解雇、異動、懲戒、その他人事に関する事項についてはその責任において之を行う」（六・九京阪電鉄）のような例があるが、大半は、「会社は人事を行うに当つて慎重且つ公正なることを期し、組合員非組合員であることの理由のみをもつて差別待遇しない」（三越、前掲）、「会社及び組合は人事が企業運営の根本であることを認め会社はすべての人事に関しては公正に判定して民主的かつ明朗に行うことを確約する」（大日本製薬、前掲）などのように、会社に人事権のあることを前提しながら（いずれも「人事は会社の責任で……」の趣旨が総則におかれている）、採用、異動、休職、懲戒、解雇について細部の条項をもつているものが多く、また、人事権云々にはふれることなく、個々の場合についてどうなるかを規定した協約例（たとえば島津製作所、三井鉱山、富士製鉄、国策パルプ）も多い。むしろ、この期の協約の特徴は、個々の条項がどのように規定されているか、にある。

(1) 採　用

「会社は鉱員を試用するときは加盟組合に連絡し、本採用に当つてはその適正な意見を参酌するものとする」（井華鉱業）、「従業員採用の一般的基準は次のとおりとする。一、年齢満十五才以上の者但し坑内には女子又は満十八才未満の者は採用しない。二、身体強健思想堅固な者、相当の保証人があり、且つ身元経歴の確実な者」（古河鉱業）などのようにとくに何らふれず経営者側の一方的に行いうるようにされているものもみえるが、その多くは、「会社は従業員を雇入れる場合には、採用の基準について組合と協議するものとし、個々の採用者の氏名については予め組合に通知する」（島津製作）、「会社は大量に社員を採用する場合には、その基準方針について予め、連合会又は組合と協議する」（富士製鉄）、「会社は従業員の採用に関してはその方針、採用の基準並びに人数につき事前に組合と協議する」（大日本製薬）、「採用についての規格及び給源については会社は組合と協議の上決定する。鉱員を雇入れる場合は鉱員退職者及び遺家族のそれぞれの子弟の適格者を優先採用する。……会社は組合員とならない者を採用しない」（三井鉱山）などの例にみられるように、組合と協議してその「基準」を定め、後は会社の専行とする規定である。

採用の条項で注意しておくべきことは、この期の労仂協約の多く

が「試用期間」について言及していることである。例えば、「新たに採用された者は三カ月以内の試用期間を経てこれを所員とする。試用期間中の者については会社はその期間中何時でも採用を取消すことができる。但し、試用開始後一四日をすぎて採用を取り消す場合には、その基準方針について連合会又は組合と協議する」（富士製鉄）、「職場の廃止その他に伴い、計画的大量配置転換を行う場合は、その一般的基準に付き会社は組合と協議の上決定する」（三井鉱山）、「組合員の大量の異動については予め総連合又は組合に連絡しその意見をきく」（日立製作）などの規定をおいている。

合は三〇日前に予告するか又は三〇日分の平均賃金を支給する」（日立製作所）のごとくであり、この他、富士製鉄（六〇日以内）古河鉱業（三カ月以内）、島津（一四日以内）、日清紡（二カ月以内）、大日本製薬（一カ月）、森永乳業（二カ月）などのように、試用の「期間」が従来は一四日から一カ月という標準であつたのが、より長くなつている。資本の「労務管理強化」の要望に応えたものといえよう。

(2) 異　動

「従業員の転勤及び組合役員の異動は当該組合の同意を得ることとする」（国策パルプ）のように「異動」について同意約款を組合がとつた例はまれで、「会社は業務上の必要により組合員の職務を異動させる場合には、予め組合と協議する」（島津製作）のような「協議約款」をもつたものもあるが、「組合活動に重大な影響のある組合役員（組合長、副組合長、中央執行委員、本部会計、本部会計監事、支部長、副支部長、書記長）の人事異動については組合と協議する」（日清紡）、「組合長、副組合長、書記長及び執行委員の異動は組合の同意を得て行い、専従者の異動は行わない」（苫小牧製紙）など、組合幹部、専従者の異動について組合の権利を守つている例を除いては、「会社は業務の都合上組合員の異動を必要とするときは、本人の希望、健康、技能、勤務状況等を考慮し、公正に行う」（苫小牧製紙）、「会社は、業務上の都合により、各種の事情を考慮して組合員に転勤又は配置転換を命ずることがある」（森永乳業）、「会社は業務の都合により必要ある場合は組合員を転勤又は分掌変更させることがある。組合員を異動させるときは本人の事情も十分考慮する」（日立製作所）などのように規定され、ただ「会社は大量に組合員の配置転換、転勤（転傭を含む）を行う場合には、その基準方針について連合会又は組合と協議する」（富士製鉄）、「職場の廃止その他に伴い、計画的大量配置転換を行う場合は、その一般的基準に付き会社は組合と協議の上決定する」（三井鉱山）、「組合員の大量の異動については予め総連合又は組合に連絡しその意見をきく」（日立製作）などの規定をおいている。

(3) 賞　罰

この期の協約は、賞罰の規定につき、詳細に整備されているものが多い。表彰については、単に「会社は組合員を表彰するときは加盟組合の意見を徴する」（井華鉱業）とするもの、「表彰の規準は左の通りとする。一、業務に誠実で衆の模範となる者　二、業務能率が著しく衆に優れている者　三、事業上有益な発明又は工夫考案した者　四、災害を未然に防ぎ又は非常の際時に功労のあつた者　五、善行があり衆の模範となる者　六、国家的、社会的功績があり会社の名誉となる行為のあつた者　七、その他前各号に準ずる程度の行為のあつた者」（古河鉱業）などは、代表的な例である。他方「懲戒」の条項は、職場秩序の確立という資本の方針を反映して一段と整備されてきている。すなわち、「会社は従業員の賞罰の基準については組合と協議し、その適用については前もつて組合に通知する」（東京ガス）、「会社は会社・連合会協議の上定めた基準に基き賞罰を行う。賞罰を行う場合は予め組合に通知する。連合会又は組合は基準に反した適用が行われたときは、異議を申立てることができる。異議の申立あつたときは其の決定を保留し双方協議する」（国策パルプ）などは例外であつて、予め「基準」が協約中にうたわれているものが多い。たとえば「一、過失によつて機械、器具又は工

作物を滅失毀損し会社に相当の損害を与えた者　二、所属長の命に背き不正又は不当の作業をした者　三、他人の業務又は善行を妨害した者　四、事業場の秩序または風紀を紊乱した者　五、許可のない場所で喫煙し又は火気を使用した者　六、事業場内で許可なく物品の販売をした者（但し組合事業のため行うものは除く）七、許可なく私物を製作し又はさせた者　八、勤務に関する手続その他の届出を詐つた者　九、業務上の怠慢又は監督不行届によつて災害傷害その他事故を発生させた者　一〇、安全及び衛生に関する規則その他会社で定めた規則に従わない者　一一、その他前各号に準ずる行為のあつた者」は、「就業停止、減額又は譴責」とされ「一、前各号の行為をしばしば重ねた者　二、氏名を偽りその他詐術を用いて採用された者　三、事業所の秩序を著しく乱した者　四、職務を利用して私利を図つた者　五、会社の名誉又は信用を著しく傷けた者　六、数回注意しても怠慢で勤務に不熱心又は勤務につかない者　七、故意に事業の設備又は器具を破壊した者　八、故意又は重大な過失によつて経営の秘密を漏洩した者　九、事業場内で他人の金品を窃取した者　一〇、会社の物品又は製品を窃取した者　一一、会社施設内に於て許可なく掲示、印刷物の貼付又は配布、集会若しくはこれに類似する行為を為し又はなさしめた者　一二、正当な理由がなくて引続き十四日以上無断欠勤した者　一三、他の従業員に対し暴行脅迫を加え又はその業務を妨害し阻害した者　一四、その他前各号に準ずる程度の行為のあつた者」は「懲戒解雇又は降格に処せられる」（日清紡）の如くである。そしてこの基準に従つた経営者の処分に対する不満は、苦情処理手続の各段階を経て処理するように仕組まれている。

(4) 解　雇

「会社は従業員を解雇するときは予め当該組合と協議が整つた場合これを行う。但し左の場合を除く。一、停年に達したとき　二、本人の意思によるとき　三、臨時に使用したる者及び試の使用期間中のもの　四、懲戒解雇の基準に該当するとき」（国策パルプ）、「会社は左の各号の一にあたる時は従業員を解雇する。但し会社と組合とがあらゆる努力をしても尚避けることができなかつた場合とする。一、休職期間がすぎても復職できないとき　二、組合から除名されて本人がいいわけの立たないとき　三、勤務成績が非常に悪くなおる見込のないとき　四、不具や病気のために職務をとることができなくなつたとき　五、就業規則の懲戒規定によつて解雇処分にあたるとき　六、その他会社と組合が協議決定した協定において特に解雇事項にあたると認められるとき」（東京ガス）などのいわゆる「協議」約款のある場合は少く、「会社は組合員が左の各号の一に該当するときは三十日前に予告するか又は三十日分の平均賃金を支給して解雇する。一、精神もしくは身体の障害、虚弱又は疾病のため業務にたえないと認めたとき　二、事故欠勤三カ月に達したとき　三、禁錮以上の刑の宣告をうけたとき　四、休職期間が満了したとき　五、やむをえない経理上の都合があるとき、第五号の場合会社は組合と解雇基準及び条件につき協議するものとする」（三越）、「会社はやむをえない事由によつて組合員中に冗員を生じ、これを解雇しようとするときは会社と組合及び支部とが協議して決定した基準によるものとする」（森永乳業）、「会社は已むをえない事業上の都合により組合員を解雇するときは総連合又は組合と協議する」（日立製作所）などのように「一般的解雇基準」と「懲戒解雇」とが、解雇基準として協定され、その基準に基き解雇処置がとられるようにつくられていることが多い。これらの人事条項をみるならば「人事基準の協定と会社によるその運用」という経営者や中労委示唆の人事管理方針が成果を収めていることを知ることができる。戦

時経済下においては、大量解雇の現象は余りみられない。むしろ人事の個別的処理こそ、実は人事協定の問題となつてきていることを知らなければならないであろう。

三、組合員の範囲、ショップ制、團体交渉　「この協約において組合員とは、従業員である組合員をいう」（苫小牧製紙）というように「組合員の範囲を従業員に限定する」傾向も、三越、淡路産業（八・一）、東亜マッチ（二三・三二）、日本レイヨン（一・二一）などに出てきている。いわゆる「会社利益代表（組合法第二条第二号）」の規定は、「一、課長（これに準ずるもの及び同一待遇者を含む）以上のもの　二、経理課、作業課、総務部、労仂部、能率課の各掛長　三、前各号の他会社と連合会又は組合と協議決定した者」（富士製鉄）の例のように「係長」以上の線が一般に非組合員の範囲とされているが、「課長代理以上の者」に限定する国策パルプの例外もある。見落してはならないのは、「三、守衛　四、試傭期間中の者　五、非常勤囑託　六、二ヵ月以内の期間を定めて臨時に使用される者　七、四ヵ月以内の期間を定めて季節的業務に使用される者　八、日々雇い入れられる者」を非組合員とする（森永乳業）例が多くなつていることである。すなわち、これら「臨時工」的なものを非組合員とし「常傭工」の協約を限定してゆく傾向である。

ショップ制は、いわゆる「尻ぬけ」ユニオン・ショップが圧倒的である。「会社の社員は組合の組合員でなければならない。……会社は組合を脱退し又は組合から除名された者を解雇する。但し解雇について会社に意見がある場合は会社は組合と協議する」（三井鉱山）、「会社は、事前に当該組合は会社に連絡する」（森永乳業）などがある。しかし、尻ぬけユニオンが一般化するなかにあつて、「……会社は雇入れるときは組合に加入することを条件とする」（三越）、「……会社は組合員とならない者を採用しない」（三井鉱山）などのように、クローズド・ショップに近ずいたショップ条項がでていることも注目してよい点であろう。

ショップ制は「唯一つの団体交渉権」の規定と連つてくるわけであるが、「会社はこの組合以外の組合を認めない。従つて会社はこの組合とのみ団体交渉を行う」（京阪電気）、「会社は組合を会社に対する唯一の団体交渉権をもつ労仂組合として認め他の如何なる労仂組合をも認めない」（日清紡）などの規定を当然にもつようになつてくるわけであるが、「会社は、組合が組合員を代表する唯一の交渉団体であることを承認し、組合の代表者又は組合の責任者以外とは団体交渉を行わない」（島津製作）というように「第三者との団体交渉」すなわち上部団体、共闘組織などの代表者の団交権を確立している事例は少く、「団体交渉を行う場合……組合の代表者は組合員中から選出される」（大日本製薬）、「団体交渉は上級組織に協約のある場合を除き、会社と組合と行う」（井華鉱業）、「団体交渉の直接の当事者は工場長と組合長とする」（淡路産業）などのように、団体交渉権を第三者に与えぬように規定している協約ができている。団体交渉の条項で注意すべきなのは、「団体交渉事項」である。「組合を除名され又は脱退した鉱員は原則として会社これを解雇す

又は労仂協約の締結改廃について行う」（古河鉱業）、「団体交渉の範囲は労仂協約の改廃、締結に関する事項及び苦情に関する事項に限る」（大日本製薬）、「団体交渉事項は左の通りとする。一、労仂協約の改訂に関する事項　二、他の機関で交渉又は協議がととのわず、その処理手続について特に定めていない事項」（苫小牧製紙）などの例のように、団体交渉の対象とされる事項が、労仂協約によつて予め限定され、労仂協約のワクの中で団体交渉が認められるという型がでていることである。労仂協約は、団体交渉の結果であるが、団体交渉は労仂協約によつてみちびき出されるものではないのに、この種の規定がおかれることによつて、団体交渉は規制され、「産業平和」をかく乱しない団体交渉権のみ認められるということになるわけである。このことは、団体交渉について組合の下級機関と上級機関との間に権限の差を設ける型となつて、異つた側面から、同様に規制されている例もある。すなわち、「会社と連合会又は組合との団体交渉は、箇所共通事項については、会社と連合会とで行い、箇所限りの事項については、箇所において会社と組合とで行う」（富士製鉄）、「団体交渉は左の単位で行う。但し単位組合が承認したものはこの限りでない。一、会社と三鉱連　二、九州所長会議と西鉱連　三、北海道所長会議と北三連　四、各事業所長と各単位組合」（三井鉱山）などのように、昨年来労仂省が熱心に主張していた「交渉単位制」が、各企業ごとに現れていることを注目すべきである。労仂省の主張する全国組合的な交渉単位制度には、労仂組合も経営者も反対であつたが、企業ごとに右のような協約が結ばれていることは、労仂組合の活動をまず企業内活動に限定し、企業内においてはその上級機関一本で問題を処理してゆこうとする経営者の方針の反映とみるべきであろう。けだし、労仂組合の上級機関は、下級機関の代理人、請負人ではなく、全体としての組合活動の力の体現者であり、下級機関の活動が制限されているときは、上級機関としての指導性も発揮されないものであつて、下級機関の団体交渉権の上級機関への棚上げは、組合活動を上級機関の組合幹部に委託し切つたことになるであろう。

これらの条項を要するに、一般にとられているユニオン・ショップ制の形式は、その重要な支点を抜き去られ、「資本との協調」を通じて、あるいは、組合が資本を圧倒する力をもつたときに、その地力を発揮する可能性をもつたものになつているとみることができる。経営者の狙いは、明らかに前者を狙つてこの種協約を結んだといわねばならぬ。

四、組合活動の諸条項　まず「専従者」については、「数及び人名については予め連合会は会社に、組合は事業所に夫々諒解を求める」、「会社の従業員で、連合会、組合又はその上部組合の業務に専従する者は専従期間中無給休職とするが、その期間は勤続年数に算入する」、「専従者が専従業務を終了した場合は原則として原職に復帰させる。その際給与その他の労仂条件については一般との均衡を考慮し不公正な取扱をしない」、「会社は組合専従者の賃金給与（臨時的給与を含む）及び旅費の一切を支給しない。但し、社宅、医療購売組合等の福利厚生施設の利用は一般と同様に取扱う」（古河鉱業）などのように、一般に見かけているが、「組合が会社と組合とで協議決定した員数の範囲内で組合専従者を選任する場合、常時組合業務の執行に当る役員以外のもの（いわゆる書記）については、会社と協議決定しなければならない」、「社外の組合関係の業務に専従できる期間は、組合専従期間に限る」、「組合専従者の退職、解雇及び賞罰については一般社員と同様に取扱う」、「組合専従者の会社構内出入には、会社の許可証を要する」（富士製鉄）、「組合は組合規

約により組合員中より四名の専従者を選出し、予めその氏名を会社に通告して承認を求めるものとする」（大日本製薬）などの規定を特に挿入しているものもある。

就業時間中の組合活動については、「すべて組合活動は所定労仂時間外において行う。但し、左の各号の一に該当する場合はこの限りでない。一、組合員が労資協議会又は之に準ずる会合に出席する場合（所要期間）二、正規の手続を経て行われる苦情の調査及び苦情処理（一日二時間以内）三、前各号の外組合の申出により会社がその事情を認めた場合、第一号及び第二号の場合は会社はその時間の賃金を支拂う。第三号の場合は賃金を支拂わない」（日清紡）、「組合が組合用務のため組合員（専従者を除く）を欠勤又は出張させる場合は予め会社に届出るものとする。但し会社業務に重大な支障のある場合は許可しないことがある。この場合会社は無給出勤扱とし旅費及びその期間の賃金給与は支給しない」（三井鉱山）などの例にみられるものが代表的なものであるが、就業時間中許容される組合活動の幅を大きくとつたものとしては「一、中央経協及び地区経協並びにそれらの専間部会（会社と協議する時間）二、会社との団体交渉（会社と交渉する時間）三、会社との個別折衝（会社と折衝する時間）四、本部大会（年に三回以内、一回四時間以内）五、執行委員会（月五回以内、一回につき三時間以内）六、本部委員会（月三回以内、一回につき三時間以内）七、第四号ないし第六号に定めるものの外組合規約に定める正規機関の会合で会社がやむを得ないと認めたもの（その都度会社が認めた時間）八、組合が加盟する上部労仂団体の会議（必要時間）九、前各号の外、組合活動を行うためその都度届出て会社の承認を得たもの（その都度会社が認めた時間）」（島津製作所）がその例である。これら就業時間中の組合活動についての規定として、組合が最低のものでもこれをより有効に確保しようとしてつくられたものに、「組合が組合活動のため出張する場合は、会社は会社用務のための出張を命じない」（森永乳業）、あるいは一般原則にすぎず協約による制約はあるが「会社は組合員が組合活動をしたことによつて不利な取扱をしない」（東京ガス）などを入れている例もあり、反対に経営者の方で「組合の規約に定められた正規の会合（一回二時間以内）」は時間内の組合活動を許されるが「但し、業務に支障のある場合はこの限りでない」（苫小牧製紙）と抑えている例もある。

会社の施設の利用は、「組合が組合活動のため会社の土地、建物施設、備品又は器具等を使用又は利用する場合は会社の許可を受けるものとする」（三井鉱山）のように、「一般的条項」をおきその都度許可を与えるもの、「会社は連合会又は組合から組合活動のため、会社の施設、構内及びその所有する器具、備品利用等に関して申出があつた場合には左の範囲内で便宜を与える。但しその利用条件については会社と連合会又は組合とで協議する。一、連合会又は組合の事務所は連合会又は組合の意見を考慮して会社が適当と認めた場所とする　二、前号以外の諸施設又は構内を利用する場合にはその都度会社の承認を受けるものとする　三、器具、備品、資材、用度品類の貸与又は譲渡は会社の業務上支障のない限度とする」、「会社は連合会又は組合から申出があつた場合にはその意見を考慮して会社が適当と認めた場所に掲示板を設け連合会又は組合が之を使用することを認める」（富士製鉄）、「会社は組合に対し組合事務遂行のため組合使用中の事務所を貸与する」、「組合活動に使用する会社用地内掲示板の設置場所又は大きさ等については会社組合が協議して定める。前項以外の場所に掲示しようとするときは予め会社の諒解を得るものとする」（井華鉱業）などの例が、この期の協約の標準であろう。この他「会社は、組合の各支部並びに会社と組合

協議して定めて職場に、組合専用掲示板を設けるものとする。組合又は組合員が組合活動のために掲示する場合には、前項に定める掲示板に行うものとし、掲示の内容は、組合活動に必要な事項であつて組合長又は支部長の認印のあるものに限る。会社は、前項の掲示の内容が会社の業務を妨害し、又は信用を毀損するおそれがあると認めた場合或いは組合活動に必要でないと認められる場合には、組合にその撤回を求めることができる」（島津製作）、「組合が会社施設内に事務所を置こうとするときは予め会社の承認を得るものとする」（三越）、「会社の施設並に用地内に組合が常時組合活動に必要な宣伝、報道、告知する場所を会社は組合と協定する。但し、この場所においても組合は労仂組合本来の目的から逸脱した政治活動又は政党に関連ある掲示は行わない」（京阪電鉄）、「組合員が文書、図画、印刷物等を組合事務所、組合掲示板以外の工業施設内又は構内で散布、回覧若しくは工場施設内に貼布又は直書せんとする場合は予め工場の許可を得るものとする。組合が前項の行爲をなさんとするときは散布、貼布及び直書の場合に限り予め工場の諒解を得るものとする」（淡路産業）、「会社は組合員の政治活動の自由を認める、但し、会社組合及び組合員は就業時間中会社内に於て一切の政治活動はしない」（東亜マッチ）などの規定がおかれているものもある。以上のような規定を綜合すると、この期の協約にあらわれた組合活動は、とくに就業時間中の組合活動において、その都度会社の承認をうる、という種類のものが多くなつているということができる。したがつて、この種規定は、実は職場々々における労資の力関係、言葉をかえていえば資本の職場管理のシステムの強弱に従つて動かされることになるわけである。労仂協約と呼ぶかぎりは、組合活動の抹殺をうたうことはできない。組合活動を規制することが可能なだけである。それ故、「その都度会社の承認」の幅をめぐつて、この種規定をめぐる労資の闘争の決論が、以上の諸条項に出ていることを知らなくてはならない。そして、その幅は、戦後型協約の型を殆んど失うまでに規定されるに至つていることを否定できないであろう。

五、争議行爲の条項　「労資協議会の決定事項に関して意見の不一致があり、（団体交渉による努力）をしても尚解決に至らない場合は、管轄権のある労仂委員会に順次斡旋又は調停を申請するものとする」、「この規定は労仂委員会の斡旋又は調停に先立ち、或は之と別個に、双方が適当と認める第三者の斡旋に附することを妨げるものではない」、「労仂委員会へ斡旋、調停を申請する場合は双方の同意によることを原則とするも、同意が得られない場合は、いずれか一方単独で申請することができる。但しこの場合は予め相手方に通告する」、「労仂委員会の調停が不調と確定したとき以後は、会社及び組合は夫々行動の自由が認められる。調停不調の確定時期は、労仂委員会より会社及び組合の双方が調停不調の確認を受けたときとする」、「前条の規定は調停が不調に終つた後においても、双方の同意によつて、問題を当該労仂委員会の仲裁に附することを妨げるものではない」、「やむを得ず争議行爲を開始する場合には、少くとも五日前に相手方にその旨を文書で通告しなければならない」（三・六東洋繊維）の例にみられるように、「労資協議会（あるいは経協）―団体交渉―労仂委員会の斡旋、調停申請―不調の確認―（任意的仲裁）―争議行爲の予告」という方式がとられているものが多い。この類型に入るものとしては、日立製作所、井華鉱業、島津製作所、日清紡、大日本製薬、森永乳業、苫小牧製紙、三越、京阪電鉄、大阪曹達（三・三一）、日本毛織（二・一）などがあり、「労仂委員会の斡旋、調停」の点を除いた条項をもつ例（三井鉱山、富士製鉄、東京ガス）もある。すなわち、東洋繊維の型が大勢をしめ

他は「経協―団交―争議行爲」という型で協定されているわけである。この後者は、戦後型協約の運用のなかで多く行われたところであるが、今日の協約においては之と並立する「苦情処理機関」があり、前項のような「組合活動の規制」があるので、その運用の実際は戦後型協約と大分変つてくることを注意しなければならない。これを要するに、戦時経済下の労仂協約の一つの焦点である「争議権の行使の制約」は、資本に有利に協約条項として結実しているといわねばならない。既締結の協定についての紛争は、苦情処理条項を通じて処理し争議行爲を禁ずる趣旨の「相対的平和義務」の確立と一切の争議を許さない趣旨の「絶対的平和義務」への接近が、この期の協約にあらわれているのである。そこには、「当組合が争議行爲に入る場合は前掲すべての交渉手続の他、当組合員の一般無記名承票により、総組合員の四分の三以上の出席を得てその過半数の賛成を得ることを必要とする」（一二・三細川機業）のような例もでているのである。

つぎに「争議不参加者」については、「一、該当者の決定については、予め会社と組合とで協定しておくべき業務　イ、電話　ロ、警備関係　ハ、病院診療所　ニ、寮浴場食堂関係　ホ、電気ガス水道関係。二、該当者の決定について争議の都度事前に協定すべき業務、イ、渉外関係　ロ、資材及び製品の取引発送　ハ、郵便保険　ニ、供給所　ホ、蒸気関係。三、その他会社と組合と協定した業務（焼鈍炉その他の炉関係の業務及び倉庫業務を含む）」（日立製作所）、「争議解決に関する会社の業務遂行に必要な人員、機械施設の安全保持及び警備に必要な人員」（大阪曹達）などが代表的な例である。また「争議行爲中の会社施設の利用」は、「組合が争議行爲を行つている時でも所定の手続を経て会館、集会所等を利用することができる」（井華鉱業）、「会社は争議中であるという理由だけでは、連合会又は組合に平常利用を認めている会社の土地、建物、施設の使用をむげに断らない」（富士製鉄）とする例もあるが、一罷業の際組合員は予め会社が組合と協議の上定めた施設構内に立入り又は物件を使用しない」（日立製作所）、「同盟罷業の際は、協定勤務者を除き、組合員は、会社の構内に立ち入らないことを原則とする。但し争議解決のために、組合役員が会社構内にある組合事務所へ出入することは妨げない」（東洋繊維）、「争議行爲中は保安要員以外の組合員は会社の許可を受けないで会社の所有し又は管理する施設、建造物、又は事業現場に立入らないものとする」（古河鉱業）のように、いわゆるシットダウン・ストライキ（坐りこみスト）を制限する条項が多い。争議行爲が、多くは「工場占拠」を伴い且つ「生産管理」などの型もあらわれていた戦後型協約の時代と今日の協約の状況とは、大きく変ろうとしているのである。争議行爲の条項でもう一つ注意すべき点は、「争議破り」（スキャップ）の禁止条項であるが、右のように工場立入りを禁止されたあとに、「会社は連合会又は組合の行う争議行爲に対し、組合員以外の者を雇傭し又は争議行爲不参加者を優遇するような条件を示す等不当な妨害行爲を行わない」（古河鉱業）、「会社及び組合は正当なる争議行爲を阻害する目的を以て他より労務者を雇入れない」（大阪曹達）などの規定が多くおかれて、組合の意図も、右シットダウン・ストの禁止とひきかえに、貫かれている。組合側が争議条項のなかで有利に獲得した唯一つの点であろう。

最後に、「争議行爲と労仂協約の効力」について、学説の多くは争議関係条項、協約中のいわゆる債権的条項、組織的条項をのぞき他は「休止」するという見解をとっているが、この期の協約には、「（争議行爲としての）工場閉鎖の場合には当組合は工場閉鎖実施の日から十日目と、解決の日との間の何時なりとも任意に本協約を破

棄することが出来る」（細川機業）のような、争議行為により労働協約を白紙に還元する趣旨の協約がでていることも注意しておいてよいであろう。この理論的根拠には、労働協約をあくまでも平和協定という観点で貫く考え方があることを附記しておく。

六、労働条件の条項　「給与条項」については、これを協約のなかに協定したものとして、「給与を分けて、賃金、退職金、休業手当、その他の給与」とし、賃金は「基本給、加給、扶養手当、地域手当、職分手当」で構成され、「(1)基本給（初任給を大学卒三、四〇〇―一、九〇〇円）、年一回の昇給（その額について協定はないが）、新制中学以下の初任給は各事業所毎に未経験者年令別初任給、既経験者初任給を単位組合と協議して定める。(2)加給　(イ)第一加給　基本給を二五で除したものに出勤日数を乗じた額の六〇%、(ロ)第二加給　企画職は基本給の四〇―八〇%（平均は五八%）、執務職は基本給の二〇―五五%（平均は三五―四〇%）、間接ならびに直接現業職は基本給の二〇―五〇%、(3)扶養手当　一人目六〇〇円、二―五人目まで一人につき三〇〇円、六人目以上は一人につき一五〇円（但月額）、(4)地域手当　本人は〇―三五〇円、扶養家族は〇―二〇〇円、(5)職分手当　係長は九〇〇円班長および組長六〇〇円（月額）、(6)時割外手当は二割五分増、特殊作業手当、深夜作業手当、交替勤務手当、変則勤務手当、宿直日直手当は、事務所ごとに組合と協定する」（日立製作所）のように個々の労働者の賃金の基準に至るまで協約書にまとめあげられているものとして日清紡、富士製鉄、森永乳業、三越などの例がある。これらの場合には、賃金斗争は即ち協約の賃金条項の斗争となるわけであるが、「本協約の有効期間中でもこの賃金協定に定める事項に関し当事者の一方から改廃の申出があつた場合には、相手方はその交渉に応ずるものとする。この場合は覚書四（協約に関し争議行為を禁じた条項）は適用しない」（富士製鉄）あるいは「この協約の有効期間中でもやむをえない事情が生じたときは中央協議会においては会社と組合協議決定の上一部改訂を行うことができる」（日清紡）などのように、前記の団体交渉ならびに各争議行為に入る段階を経て、賃金闘争が行われるようになつているわけである。この例は、労働省の通牒の趣旨にそつたものであるが、まだ少数の例に止つており、多くは、「会社が組合員に対して支給する賃金の型態は、次の通りとする……」（島津製作所）、「公社は、組合員の賃金を……別に定める賃金協定により支拂う」（苫小牧製紙）のように、別に定める賃金協定により支らせている。

その他の労働条件をめぐる条項も、前年にあらわれた「就業規則化」の傾向がみられる。経営者側が、前述のような方針に基いて、資本に有利な協約を結んでゆくこの段階においては、「就業規則の改廃変更に関する限り、会社は組合の意見を十分尊重する」（苫小牧製紙）、「労働条件は会社と組合と双方対等の立場で決める」（日清紡）などのようにうたわれることがあつても、単に、労働協約の内容が細文化し恰も就業規則のようになつたというのではなくして、実はその内容も、経営者が自らの権限で作成することを以て足れりとしている就業規則（もつともその効力については法律上争われることを否定することはできないが）と同様のものになつてきている。それは、協約を結ぶことによつて、労働条件が直ちに低下したというのでなく、労働協約を結ぶことによつて、既往のものが固定化され、それが経営者の産業平和のを意味するわけである。すなはち、は、賃金条項も含めて、既往のそれして定められていたもの）労働協約方はその交渉に応ずるものとする。この場合は覚書四（協約に関し

場秩序の確立」が協約書という形で実を結んでいるということができるわけである。

第五節　展　望

一九五一年の協約と経営協議会をめぐる労資の情勢は、一言にしていうならば、資本に有利な協約の増加とそれに対する労組の統一闘争による反撃の擡頭であり、かつ、組織労仂者の過半数が依然無協約状態にあること、である。そして、このような情勢は、朝鮮戦争第二年という特殊な政治、経済の動きを背景として生れたものである。したがつて、われわれが右各節のような分析の上に立つて、これからの展望を考えるに当つては、協約の生れてくる土台をつくつている政治、経済の見とおしを立てねばならない。しかし、また以上の分析の中から、その動きを卜することも可能である。まずわれわれは、この後者について、ここで考えてみよう。

資本に有利な協約の増加は、反面では約半分の無協約状態があることを考慮に入れて、これを評価しなければならない。第二四二表のIにあきらかなように、無協約状態の原因は、一つには「協約について研究する余裕がない」労資の存在によつて起つていること、二つには「組合の総意が協約締結まで結集していないこと」から、三つには、労資双方とも「相手方が強硬だから」締結に至らず、無協約状態がつずいていることがあきらかである。一は、今日の変則的な戦時体勢の下で労資ともに山積する問題に追われて、協約どころではないという事態にあること、即ち、不況にさらされて明日の経営状態を俄かに予測しがたい経営者と、それに影響されながら、不況のシワ寄せによる火の子を振り拂うに懸命な労仂者は、「問題が起つたらその都度結ぼう」という点で一致して、包括的労仂協約の締結には手を出さないでいることを示している。二は、組合の主体的な力が、そのような情勢をふきぬけてその要求を貫徹するほどに強くないことを示している。主体的に「協約には関心がない」から、協約締結の闘いに起ち上らず、「組合無用論」さえもひきおこしている労仂者があることである。経営者にとつて、最も組し易い層である。組合が協約をかちとろうという意欲さえもないとき、経営者が、いくら有利な協約をかちとれるとしても、締結のための努力をするのは、ただ「統一的労務管理」の必要が就業規則を以ては達し切れないと思われるときにのみ考えられる。それは、一般に「社会的総資本」とよばれる権力者が、個々の資本の要求を振り切つてその意思を貫徹しようとするときに、上からの「労仂協約」が登場する。例えば、奈良県地方労仂委員会が「労仂協約の地域的拘束力の宣言」（組合法第一八条）を昨年五月行い、今年も北海道地労委その他二、三の同種の例がおきているが、その理由は、「（その）使用者の大部分は昨年夏から本年初頭にかけて事業不振により事業所閉鎖或いは人員整理を行い、最近漸く再開したが労仂条件も安定の域に達していない……」、「又労仂協約拡張適用を受ける事業場には一〇名以内の労仂者が使用されている関係上、労仂基準法による就業規則の制定もない」、「従つてこれら少数の労仂者にも労仂協約の拡張適用を行い、労仂協約よりも低い労仂条件で雇用契約が結ばれる事を防止するのは当然の事である」（奈良地労委裁定理由）からである。すなはち、このような要求が起らないかぎり、組合の力のないところに労仂協約は生れず、経営者の恣意の下に無協約状態がつずくわけである。三は、労資の激しい闘いのなかに妥協の生れないために、無協約が続いていることを示している。その衝突する事項は、前掲労資の方針の喰ちがうところと全く同一であることが第二四二表のIIにあきらかである。之を要するに、資本に有利な協約の増加

第242表　無協約原因の調査（埼玉縣）

I　問「協約を締結されたい原因はどこにあるでしようか」

無協約組合の答			無協約経営者の答		
調査組合数	232		調査工場数	210	
回答組合数	210	90.5%	回答工場数	185	88.0%
協約について研究の余裕がない	46	19.5	協約について研究する余裕がない	47	25.0
使用者が強硬だから	34	14.0	組合側が強硬だから	24	12.0
無協約の方が組合活動上拘束がない	2		無協約の方が企業運営上有利だから	1	
組合の総意が協約締結まで結集しない	45	18.7	協約の必要性がない	25	13.0
組合無用論があるため	9		問題が起つたらその都度結ぶ	31	16.0
使用者が協約に無関心である	34	14.0	就業規則があるから不必要	37	19.5
問題が起つたらその都度協定を結ぶ	27	11.5	その他	24	12.0
就業規則があるから不必要	20	8.5			
その他	18				

II　問「協約交渉を行つたがどのような協約条項で意見が一致しませんか」

	無協約組合の答		無協約工場の答	
経営権	15	7.0%	12	7.0%
労仂権	9		9	
ショップ制	20	10.0	17	10.0
非組合員の範囲	13		13	8.0
組合活動	16	8.0	9	
経理の公開	8		3	
人事（採用，解雇，轉任，賞罰）	35	18.0	24	15.0
先任権（古参権）	7		6	
賃金その他労仂条件	25	11.0	17	11.0
退職金	25	15.0	18	11.0
苦情処理機関	5		8	
平和義務	4		5	
争議協定	2		3	
協約の効力及有効期間	2		2	
その他	6		10	

（註）一九五一年二月一〇日、埼玉縣調査規模は、回答組合は二〇人以下五一、五〇人以下五九、一〇〇人以下三〇、一〇〇人以上七〇。回答経営者は、二〇人以下三五、五〇人以下六二、一〇〇人以下三二、一〇〇人以上五六である。

の反面に存在する無協約状態は、単一の理由ではなく、闘わずして屈服する組合と、闘つている組合と、闘いえざる労資の存在の三つの理由によるものであつて、その打開は、これらの理由そのものを拂拭することによつてのみ可能なことがあきらかである。また反面で、資本に有利な協約の増加は、これら三者の復雑な動きの中で多分に戦時下の一統一的労務の樹立」という資本の要請がイニシアチブをとつて生れでたものであつて、その限りにおいて、資本の勝利であるが、その勝利の基礎は未だコンクリートなものではないのである。すなはち、資本は勝利の一歩を形成することはできたが、その一歩は、不安定な埋立地の上に印せられたものである。

他方、擡頭しつつある労組の統一協約闘争の方針は「協約闘争を大衆闘争の土台の上に」という観点をとつて企画されているが、その観点が協約史上見のがせない特徴をもつこと前述の如くとして、労組の半数をとにかくも資本の指導下におかれての反撃であることを見のがしてはならない。それは「組合無用論」をも含めての反撃闘争とならないかぎり、資本の優位をくつがえすことはできないであろう。そして、その意味での「大衆闘争との結合」がとりあげられなくてはならないのである。資本の方針に反対して闘つている組合が存在し、それが新しい統一闘争形式をもつて武装していること、資本家階級の基礎の脆弱であることなどは、組合側にとつて利益な点であるが、統一闘争の環は、文字どおり、大衆闘争をどのようにに統一するか、ということにかかつているわけである。前掲第四節に明かなように、この年の労仂協約の締結された日（カッコ内に表示）は個々別々である。逆説的にいうならば、そのように個別的に闘われたがために、資本に屈服することとなつたとも云うことができるわけであるが、このギャップ——現実の闘争は個別的に闘われようとする——はどのように埋め合せられるのであろうか。労組の統一協約闘争の基礎も亦、それほど堅固なものではないことを認めねばならない。

労資夫々の体勢は以上のように評価されるが、その上に立つての展望は、いずれの勝利とも予想のつかないなかに、双方の新たなる闘いが始つているということになるのではあるまいか。その焦点は前述の「無協約状態の三つの理由」をだれがどのように解決するか、その結果、今年の労仂協約の傾向がどのように変化するか、ということろにある。労資の闘争において、労組が不利な受身の形にあり資本家階級は有利に、しかも脆弱な基盤にあるとき、あらわれてくる労仂者階級に対する支配の形は、ファシズムである。一九五一年秋に表面化し、五二年にその成立をもちこまれた各種の「治安立法」とその一環である「労仂法規改正」の方向もまた同じであることも、傾せて注目してよいことではあるまいか。このように考えるならば、協約と経営協議会の闘争も、ファシズム下のそれになるか否かの問題として、前述の焦点をめぐつて変転することになろう。この年に締結された協約の中にもそれはきわめて端緒的なものであるが、「階級闘争の克服」という構想で生れたものがあることは、われわれの指摘したところである。ただ未だ現実性をもたない「可能性」として横わつているわけである。

「戦後型」協約から、「無協約状態」への進展のなかに、不安定な発展ではあるが、それはさらに、ファシズム下の金融資本に忠実を誓う労仂協約となるかどうかの問題をはらんで、一九五二年の労仂協約は、生れようとしているのである。

第七章　國際労仂運動

第一節　世界の労仂者の生活条件

労仂条件の悪化

一、経済の軍事化　マーシャル計画の実施を契機に、戦後、世界労連に結集していた世界の労仂戦線の統一がうち破られてから、資本主義諸国の戦争政策は急速なテンポですすめられた。

一九五一年には、資本主義諸国の政府は、世界労連から分裂した国際自由労連の支持のもとに、本格的な経済軍事化の政策をおしすすめた。アメリカでは、四年間に約二、五〇〇億ドル、イギリスでは三年間に五一億ポンド、フランスでは三年間に二兆フラン、イタリアでは一兆四、〇〇〇億リラの再軍備計画がたてられ一九五一―五二会計年度には、次表が示しているように、直接軍事費だけでも前年度に比べて一倍半から二倍、戦前水準の約一〇倍に増加した。

	直接軍事支出		予算総額に対する軍事費の割合(%)		
	一九五〇	一九五一	一九五〇	一九五一	
アメリカ（一億ドル）	九・三	二〇〇	四八	七	四六
イギリス（一億ポンド）	一・八六	七・七七	一四・九〇	二〇	二四
フランス（一億フラン）	九七	七四三〇	八五〇〇	一三	二八

こうして「ドイツ経済研究所報」によれば、一九五一―五二会計年度の直接税と間接税を合計すると、アメリカでは労仂者のうけとる賃金総額の四一%、イギリスではその五三%に達している。

三、生計費の騰貴にともなう実質賃金の低下　また資本主義諸国の経済の軍事化、これに結びついた巨額の政府支出と消費物資の生産縮小は、未曾有の物価騰貴、ことに勤労者の生活にとつてきわめて重大な意義をもつ消費財の大幅な価格騰貴をもたらした。

一九五一年九月の卸売物価指数は、朝鮮事変前に比べて、アメリカ（一億ドル）一九五〇　一九五一　一九五〇　一九五一
イギリス（一億ポンド）　九・三　二〇〇　四八〇　七　四六
フランス（一億フラン）　一・八六　七・七七　一四・九〇　二〇　二四
　　九七　七四三〇　八五〇〇　一三　二八

カでは一六%、西ドイツでは一三%、ベルギーでは二七%、イギリスでは三〇%、フランスでは三二%騰貴しており、こうして、朝鮮戦争開始後、生計費は政府発表の指数によつても、西ドイツで九%、アメリカで一一%、イギリス、ベルギー、イタリアで一三%、スウェーデン二一%、フランスで二四%も上昇している。

	基準年度		一九五〇年上半期	一九五一年九月
アメリカ	一九三五―三九年	一六九	一八九①	
イギリス	一九四六年六月一七日	一一三	一二八	
フランス	一九四九年	一〇七	一三三	
ベルギー	一九三七年	三六七	四一四	
スウェーデン	一九三七年	一七〇	二〇五	
イタリア	一九三八年	四七四九	五三七三②	
西ドイツ	一九三八年	一五三	一六六②	

〔備考〕 ①一一月、②八月

このように生計費が騰貴したにも拘らず、ある国では賃金値上げは一切禁止されており、またある国では労仂者階級が大攻勢によつて賃金値上げをかちとつたが、賃金値上のテンポは生計費の騰貴するテンポに追いつきえなかつた。したがつて、一九五一年には、資本主義諸国の勤労者の実質賃金は甚しく低下した。

たとえばアメリカでは一九五一年中、わずかの例外をのぞいて賃金値上げは一切禁止された。イギリスでは、政府の白書によつてみても、一九五一年上半期中に生計費指数は九・五%も増大しているのは対して、賃金総額は三・一%増加したにすぎない。スエーデンでは一九五一年中に物価は約二五%騰貴したが賃金は一一%しか増加しなかつた。フランスでは、三月と九月の二回にわたつての大スライキによつて大幅の賃上げをかちとつたにも拘らず、生計費と賃金の開きはますます大きくなつた。

四、労仂強化と労仂災害　このような実質賃金の低下に加えて、就業労仂者に対しては、労仂強化によつて労仂の搾取率がさらに強められた。この労仂強化は、労仂時間の延長、スピード・アップ、出来高拂い賃金の採用、成年労仂者の解雇による青婦人労仂者の採用などを通じておこなわれた。そして、このような労仂強化は、必然的に労仂災害を増加させた。

たとえば、フランスの炭坑では、一九四七年には四、七〇〇万トンの石炭を生産するのに三三二、〇〇〇人の労仂者が仂いていたが、一九五〇年には、五、二〇〇万トンの生産に対して労仂者数は二六四、〇〇〇に減少し、さらに一九五一年には、五、四五〇万トンの生産に対して労仂者数は二四七、〇〇〇に減少している。こうして、切羽における労仂者一人一方当の生産量は一九二九―三八年の平均一、一五八キロに比べて、一九四七年には九五〇キロ、一九五一年末には一、三三四キロに増大している。要するにフランスの炭坑の生産高は一九五一年には一九二八年に比べて四〇%増大し、生産性は一九四七年以来三七%も増大している。しかるに坑内労仂は一九三九年の週三八時間四〇分から一九五一年の四八時間に延長されているにもかかわらず、フランス炭坑夫の購買力は戦前よりも五〇%低下しているのである。

この生産性＝労仂密度の増加は、労仂災害をいちじるしく増加した。フランスでは、ノール・パ・ド・カレー炭田だけで、一九四九―五〇年には二六二人の炭坑夫が死に、三万人が硅肺でたおれた。ベルギーでは一九五一年に炭坑夫は災害の増大に抗議してストライキを行わねばならなかつた。

五、失業　資本主義諸国の労仂者の物質的状態の悪化は、再軍備経済下における失業の増大によつて、さらに倍化されている。一九五一年における失業の増大は、上半期には主として急速な軍需生産

の増大にともなう民需工業の原料不足＝生産縮小によつてもたらされたが、下半期には、主として、大衆購買力の低下にともなつて発展した民需生産部門の過剰生産恐慌によつてもたらされ、一九五二年にむかつてますます増大する傾向を示した。

アメリカでは、電気労仂組合（UE）の資料によると、一九五一年九月には完全失業は四〇〇万、部分失業は一、二〇〇万、合計一、六〇〇万の失業者が存在した。西ドイツでは、失業者数は二〇〇万以上、イタリアでは一九五一年末の失業者数は、完全失業と部分失業を合せて四〇〇万、フランスでは二五〇万以上、トルコでは一、八〇〇万の人口のうち四〇〇万は定職をもたず、ギリシヤでは人口七五〇万のうち約四〇万が失業していた。

六、社会保障制度の後退とその危機　再軍備政策下における労仂者の生活への圧迫は、一九五一年にはとくに社会保障制度に対する支配階級の反動攻勢にまで発展した。

イギリスでは、労仂党内閣がその「社会主義」政策のたまものとして誇つていた社会保障制度に対して一九五一年四月、ついに縮小の一歩がふみだされ、医療サーヴィスの負担の一部が国民に転嫁された。オーストリアとベルギーでは失業手当と年金の支拂条件がいちじるしくせばめられた。デンマーク、ノルウェー、スウェーデンでは、かねて一九五一年中に予定されていた社会保障制度の拡大と改善が延期された。フランスでは、一九四六年に共産党の労仂相のもとで実施された社会保障制度を改悪しようとして、政府と雇主は意識的に財政危機をみちびきだした。

このような、資本主義国の社会保障制度の改悪もしくは危機は、主として国家の社会的支出の削減によつてみちびきだされているがその他再軍備政策に関連する諸結果もまたその危機の原因になつている。たとえば、フランスの社会保障制度の危機をもたらした原因としては、(一)インフレを通じて実質賃金が低下したために、社会保障基金の財源の価値が切下げられたこと、(二)社会保障基金への拂込みを雇主側が怠つていること（一九五〇年中にすでにこの額は約一〇〇〇億フランに達した）(三)政府が予算を軍事費にまわすことによつて、社会保障基金を流用しにいることがあげられている。

七、弾圧の強化　以上のように、一九五一年にはいつて、資本主義諸国で本格的な再軍備政策が実施されるとともに、労仂者の生活はあらゆる面から攻撃をうけるに至つた。しかも、この生活水準の低下に反対し、その直接・間接の原因である再軍備政策に反対する労仂者階級の反撃を抑えるために、労仂者ならびに労仂者の組織の自由と権利に対して制限が加えられ、その運動に対する弾圧が強化された。

アメリカではタフト・ハートレー法にひきつずいて、マッカラン法、スミス法が制定され、イギリスでは一九五〇年末以来第二次大戦中の戦時法規である政令一三〇五号（註）が再び賃金値上げを要求するストライキ運動弾圧の道具として使用されはじめ、さらにフランスの共和国防衛法案、イタリアの国家防衛法案、オーストラリアの新労仂調停法、インドの重要産業スト禁止法令なども、その重点をストライキの禁止におき、デモ、集会、言論の自由の制限または剝奪をねらつて労仂者の一切の闘争手段をうばい去り、労仂者を武装解除しようとするものである。

（註）もつとも、イギリスの政令一三〇五は、労仂者の大きな憤激をまきおこしたため、形勢不利とみてとつた労仂党内閣は八月にこれを廃止した。

このような労仂者弾圧法規の制定にもとづいて、労仂者ならびにその組織に対する弾圧の例は著しく増大した。一九五一年二月にはフランス政府はフランス国内における世界労連本部活動を禁止し、

西ドイツ政府は年末にドイツ共産党その他三八の民主団体に対して弾圧を加えた。この他仏、伊、西独における労仂者のストその他の運動に対する官憲の弾圧とならんで、一九五一年の労仂運動弾圧の特徴的な例として、スペイン、ギリシャのそれをあげなければならない。これらの国では、ファショ体制の危機の強化にともない、アメリカ側の干渉のもとで数万名の労仂者その他の平和運動の闘士たちが獄につながれあるいは殺されたのである。

八、植民地諸国の勤労者の生活の惡化　植民地諸国では戦争政策が勤労人民の生活水準に与えた影響はさらに大きかつた。朝鮮戦争開始以来、再軍備政策が本格化するにつれて、アメリカをはじめ西欧諸国の原料買付は増大し、とくに一九五一年上半期には植民地諸国の原料価格はいちじるしく騰貴したため、これらの諸国にはドルその他の通貨が多量に流入したが、これで収益をあげたのは本国人の独占的諸会社だけであつた。ことにイギリス帝国諸領の場合には植民地諸国の輸出した商品の代価はすべて本国の中央銀行にプールされ、植民地諸国は自由にこれをひきだすことを許されなかつた。このため、いわゆる軍需ブームは植民地諸国のインフレを昂進させ人民の生活水準に大きな打撃を与えた。

マレーでは、イギリス人独占会社の収益は次表にみられるようにおどろくべきテンポで増大した。

マレーのイギリス人の独占会社の収益

会社名	一九四九―五〇年（ポンド）	一九五〇―五一年	前年に対する比
ソゴマン・ゴム会社	一九、九二七	九一、三四一	四五八%
錫・銅・その他非鉄金属会社の合計	一三五、五八三	五七七、三一三	四六〇%
	七七、三八五	三三三、二六一	四三〇%
	二五六、〇〇〇	一、四三六、〇〇〇	五六〇%
ムユーア鋼ゴム会社	六六、〇〇〇	三五一、九六〇	五三二%
ケポン・ゴム会社	九、一六六、〇〇〇	一三五%	
ラナドロン・ゴム会社	七、三〇三、〇〇〇	九、一六六、〇〇〇	一三五%
ユナイテッド・シエア・ベントン会社	二五一、九六〇	三六三%	

（World Trade Union Movement 1925. No 6）

このように尨大な収益があがつていたにも拘らず、マレー総督府のストライキ禁止令を利用して、一九四七年の賃金委員会で釘付された賃金率をマレーの労仂者におしつけていた。このためマレーの労仂者の生活水準がいかに低下したかは次の表をみれば明らかである。

	賃金指数	生計費指数
一九三九年	一〇〇	一〇〇
一九四九年	二〇〇	五六二
一九五〇―五一年	二〇〇	六〇〇

（World Trade Union Movemcnt 1952 No 6）

南米に例をとるならば、ヴェネズエラでは、ヴェネズエラ中央銀行の発表によると、一九五一年九月の生計費指数は一九三八年を一〇〇として一七三・九に騰貴しており、食料品ならびに衣料品の価格指数はそれぞれ二〇五・八および二五〇・五に達している。

このような物価騰貴による実質賃金の低下に加えて、労仂強化も甚しくすすんでいる。一九四八年には石油産業では六五、〇〇〇人の労仂者ならびに事務職員で一日当一三〇万バレルを生産していたが、一九五一年には労仂者数は四万に減つたにも拘らず、一日当石油生産量は一七〇万バレルに達している。このため、石油会社の一労仂者当収益は、一九三八年には七、〇〇〇ドルであつたのが一九五一年には約二倍に増加し、石油トラストの公表した収益は五億ドル以上にのぼつた。

北アフリカの仏領モロッコで一般大衆の購買力がいかに低下し、生活水準がいかに低下したかは、一商店――フェブ商会――が作成

し、他の商店もその真憑性を認めている次の食料品売上高表にもつともよくあらわれている。

	一九四九年	一九五一年
小麦粉（一日売上高）	五トン	一トン
砂糖（一カ月売上高）	四〇〇俵	二八〇俵
茶（一日売上高）	一箱	七分一箱

（World Trade Union Movement 1952 No11）

このような生活水準の低下に反対して、植民地諸国の勤労者が生活の改善と民族独立と平和を要求して闘争に立上つたとき、いかなる弾圧が加えられたかは、ここで多言を要しない。前年よりひきつづき、マレーに、ヴエトナムに、フイリツピンに、ビルマに民族解放の武力闘争が発展し、さらに、一九五一年に入つてからは新たにイラン、エジプト、北モロッコ、チュニジアに民族解放運動ののろしがあがつたが、弾圧をけつて怒濤のようにすすんでいる民族解放闘争の発展にこそ、この年の特徴がみいだされるからである。

第二節　ソヴエト、人民民主主義諸国における勤労者の生活の向上

ソヴエト、中国、人民民主主義諸国では、一九五一年にもひきつづき平和経済の建設がすすみ、資本主義諸国や植民地・従属諸国とは対照的に、勤労者の生活条件・労仂条件はいちじるしく改善された。

これらの諸国における平和政策は、一九五一年二月、ソヴエトのスターリン首相がプラウダ記者との会見に際してのべた次の言葉にもつともよく言いあらわされている。

「ソヴエトが民需産業を縮小せず、逆にそれを発展させ、水力発電所や灌漑施設の建設を縮小せずに、逆にそれを続行しているさい物価引下げ政策を中止するどころか反対に、もしも同時に軍需生産を拡大し、その兵力を増強するならばソヴエトは当然破滅の状態におかれるだろう。」

一九五一年の国家予算のうちわけは、ソヴエトでは国民経済費三九・五%、社会文化費二六・七%、軍事費二一・三%となつており、チエコスロバキアとポーランドの軍事費はそれぞれ九%、一〇%を占めているにすぎず、資本主義諸国の国家予算とするどい対照をなしている。

一、ソヴエト　この平和政策のもとで、ソヴエトでは工業生産は前年より一六%増大し、国民所得は一二%増加した。そしてこの国民所得の約四分の三が直接に勤労者の諸要求充足にあてられたため勤労者の収入は前年より一〇%増大した。就業者数は前年より一六〇万増して四、〇八〇万名となつたが、失業者がいないことはいうまでもない。また労仂保護施設の徹底によつて、労仂災害は過去二〇年間に三分の二に、金属、化学部門で四分の三に減少した。労仂者の住宅は都市では二、七〇〇万平方メートル、農村で約四〇万戸が建築された。また社会保障費は一九四五年の九六億ルーブル、一九五〇年の一九二億ルーブルから一九五一年の二一一億ルーブルへと増加し、休養の家、サナトリウムその他保健施設も着々増設されている。

二、中国　中国では、多くの工業生産部門が一九三六年の水準を回復し、鉄、原綿、機械、電力の生産は戦前水準を突破している。そして工業化の基礎となる重工業の復興と発展がソヴエトの援助のもとに急速にすすめられ、これがさらに軽工業の発展を促進している。一九五〇年に戦前水準を一六%上廻つた綿糸と綿製品や、製紙工業などの生産は、一九五一年にはいずれも前年を三〇%以上も上

廻つた。

この工業の近代化と増産競争を通じて、労仂者の賃金は、たとえば東北地区では一九五〇年よりも一五%増加した。失業は一九五〇年六月に全国で一六六万余をかぞえたが、一九五一年七月現在で四五万余人に減少し、さらに五月一日から施行された労仂保険法によつて、労仂災害、病気、老齢、出産、死亡等に対する無料の保護対策が実施に移された。このほか八月までに労仂組合はサナトリウム三八、休息の家九七、婦人労仂者のための托兒施設三〇〇、老齢、不具者のための家六をそれぞれ設立している。また労仂災害防止のため工場保安、衛生管理法がつくられ、とくに従来労仂災害の多かつた東北地区の炭鉱では死亡を従来の八三・三%、傷害率を五九・七%かたそれぞれ減少させた。

三、東欧の人民民主主義諸国　東欧の人民民主主義諸国では、各国の工業生産は前年に比べて一五―三〇%増加し、社会主義への道がすすめられた。これらの国では就業者数は前年に比べてポーランド一二%、チェッコスロヴァキア四%、ルーマニア二一万人と増加し、国民所得は、ポーランド一二%、ルーマニア三二%、ハンガリー二三%といずれも大幅に躍進した。こうした国民所得の増大は勤労者の商品消費量の増加と生活水準の向上をもたらしている。前年に比べてポーランドでは小売商業取引が一一%ふえたこと、ルーマニアでは二二%多く工業製品が住民層の間に売られたこと、チェコスロヴァキアでは前年に比べて脂肪二・六%、バタ二三%、人造バタ八%、砂糖八%、菓子二〇%、野菜二六%等がそれぞれ多く売られ、その他家具、ミシン等の販売量もふえたことは、これらの諸国の勤労者の生活水準の向上を何よりもよく示している。このほか、図書出版部数、サナトリウム、療養地で休息した人員数夏季キャンプですごした兒童数、学校開設数、学生生徒数、図書館などいずれも増加の一途をたどつている。

第三節　各国における労仂者階級の闘争

一九五一年の世界労仂運動の全般的な特徴は、再軍備政策の強化と各国の従属化、植民地化のいつそうの推進のなかで、資本主義国、植民地、従属国の労仂者階級が、その闘争の方向と重点を、再軍備反対、従属化、植民地化反対のはげしい抵抗運動をもつて闘争をすすめたという点にある。そして、この抵抗運動の進展とともに、いくつかの注目すべき新しい特徴と、生長を記録している。

これを各国別にみて行こう。

イタリア　伊労仂総同盟（CGIL―五五〇万―世界労連系）を主力とするイタリア労仂運動は、一九五一年を通じて、いちじるしい生長と注目すべき発展をみせた。

(1) 工場閉鎖、大量首切り反対闘争。平和産業の縮小に伴う金属部門を中心とする大量首切りと工場や炭坑の閉鎖は、一九五一年に入つて、ますます続出する一方で、たとえば一九五〇年一〇月から五一年二月にかけて金属部門だけで二万名をこえる大量首切りがでている。この大量首切りは、ほとんど経営者側の工場経営放棄というかたちをとつて生じているため、組合の闘争は、組合自身が工場を管理して、平和生産を守るという新しい闘争形態をとつている。一九五一年におこなわれた主な工場管理闘争とその闘争期間をあげると次の通りである。

ゼノアのアンサルド工場で二カ月間
レジノ・エミリアのレジアネ工場で八カ月間
イルヴア・デ・ボルザネット工場で九カ月間
イルヴア・デ・サヴォン工場で一二〇日間

スペツイアの各金属工場で一八〇日間
また、炭坑部門では次の通りである
ルニ・サルツアナ炭坑で一二〇日間
グロセツト炭坑で八〇日間
ヴアルダノ炭坑で二カ月間

これらの闘争が、すべて長期間にわたつており、広汎な国民各層の支持と協力の下でおこなわれ、そのほとんどが勝利をおさめ、統一行動の威力を発揮し、イタリア労仂者の戦闘力を強化したことは注目される。これらの闘争に対し、伊労仂総同盟は、次のような評価をあたえている——

「工場管理闘争の成果は、職場、工場、農村にまたがる地区に、それぞれ統一行動委員会が組織され、闘争の原動力となつたことからうまれている。とくに、資本家の工場当時よりも安価で、豊富に農器具、トラクター等が提供されたことは、労農提携をいちじるしく強化した。これらの闘争は、平和への意識を強め、労仂者の責任と任務に確信をもたせ資本主義制度の破産を具体的に教えてくれたのである」（一九五一・四）。

(2) 統一行動の発展と強化。闘争の原動力を、職場の統一行動委員会の組織化におくということは、闘争における戦闘力をきわめて根強いものにしたばかりでなく、分裂工作や切崩し工作の乗ずるスキをあたえず、所属組合をこえた広汎な統一戦線の発展を可能にした。すなわち、三月八日から四月二七日にかけておこなわれた一六〇万の公務員（イタリア全公務員の九〇%にあたる）の一二%賃上げとスライド制を要求したゼネストは、CGIL、CISL、UILの三労組中央組織が、下部の統一行動委員会の圧力ではじめて実現した共同協定による統一行動からうまれている。なお、要求をかちとつたこのゼネストは、つぎのようにおこなわれた。

官吏の二四時間ゼネスト
教員（八万五、〇〇〇）の四八時間スト
公共運輸労仂者（四〇万）の二四時間スト
通信労仂者の二四時間スト
なお、この公務員ストに対し、六〇万の金属労仂者が二四時間の同情ストをおこなつた。

また、フイアト自動車工場（六万五、〇〇〇）の労仂者が、労仂強化に反対して、三カ月間にわたつて闘争し、勝利したが、この闘争から、職場の統一行動委員会が、ストライキ委員会、宣伝、扇動委員会、資金カンパ委員会、市民委員会等の多種多様な活動形態をつくりだすような強力な機能をもちはじめたことが注目される。

(3) このほか、三百万をこえる失業者が自ら公共土木事業の実施によつて職を確保していく、いわゆる「逆スト」や、農民、農業労仂者の「土地占拠闘争」が一九五〇年にひきつずいておこなわれ、広汎な統一行動を基礎に、デ・ガスペリ政府の再軍備政策を動揺させている。

フランス　フランス組織労仂者の八〇%を組織する仏労仂総同盟（CGT—三〇〇万—世界労連系）を主流とするフランス労仂運動は、一九五一年三月におこなわれた賃上げ要求を中心とする全国的なストで、この年の大闘争をはじめている。

(1) 三月スト。石炭、ガス、金属、建築、電気、バス、鉄道の労仂者は全国いたるところで一一・五%の賃上げ（年金増額も含む）をおこなつたが（三月二三日現在総数一〇〇万が参加）、三月一三日から三週間つずいたパリ地下鉄三万四、〇〇〇の労仂者の賃上げストは、フランス労仂者の統一行動の発展に大きな成果と数訓をあたえたものとして特筆される。すなわち、CGT、CFTC、

FO、技術者組合、未組織労仂者をそれぞれ代表する委員から構成された行動委員会が、職場につくられた多数の統一委員会を基礎にして組織され、スト決行と同時にストライキ委員会に転化して、ストを指導するという方針は、裏切りやスト破り工作を完全に防ぎ、スト解除の最後まで一名の脱落者もださないという強力な統一行動を発展させた。この三月斗争は、「職場の労仂者が、自分の力で、自分の要求をかちとるための最大の武器として、統一行動をうちだし、これを本当に自分のものとした」（CGT書記長ブノア・フラション）のである。

こうして三月斗争を中心とするストライキ運動は、二月二六日から四月二二日までの期間に（世界労連書記長一般報告から）。

スト件数	八六〇五
作業停止	九七四
抗議運動	四五

(2) 九月斗争。再軍備政策の強行は、物価の上昇をますますはげしくしたため、九月には、再び各産業部門で平均一五%の賃上げ斗争がおこり、大学職員の賃上げ、年金改善のストもふくめて、統一行動は、さらに発展をみせるにいたつた。これらの九月斗争もまた職場に根をおいた行動委員会、ストライキ委員会が斗争の原動力となつたばかりでなく、CFTCやFOの上部指導部が、妥協とスト切崩し工作をすすめる動きを示したことに対するスト参加労仂者の不満は急激に増大し、CFTCやFOを脱退する労仂者が二万名をこえるという事実があらわれた。

すなわち、二月から九月にかけてのストライキ運動は、CGTの指導力に対する信頼の増大と職場労仂者の統一行動の組織化の強力な進展、CFTC、FOの右翼幹部の孤立化を深め、かちとつた要求の点でいえば、約七カ月間に総計二六・五%の賃上げその他がある。

(3) 最低賃金制をめぐる統一戦線。一九五一年を通じて、いちじるしく発展をみせた統一行動と賃上げ斗争は、CGT、FO、GFTCその他の労組中央組織に呼びかけた二三、六〇〇フラン（八・一五の物価指数基準）の最低賃金制の確立をめざす統一行動にまですすんだ。すなわち九月にひらかれた団体協約全国委員会で、CGT、CFTC、FOの委員は、二三、六〇〇フランの統一要求をだして、政府、資本家の委員と対決した。これは、戦後フランスでみられたはじめての動きである。

CGTは、この二三、六〇〇フランをめざす賃上げ斗争をすすめる一方、さらにスライド制の確立を要求して闘争を組織しつつある。

西ドイツ 西ドイツ再軍備政策は、西ドイツの従属化の推進とともに、西ドイツ労仂者の労仂条件、生活条件を極度に悪化させている（前掲参照）。したがつて、西ドイツ労仂者の要求は生活費手当の一律増加と賃上げが、もつとも広汎な労仂者を結集する性格をもつているが、賃金がいちじるしい職階制となつているため、分裂工作がたえず賃上げの統一行動をさまたげる結果となつている。これは、占領下西ドイツの労仂総同盟（DGB—五五〇万—国際自由労連系）の右翼指導部の方針ともなつている。

しかし、生活改善を要求する闘争は、一九五一年には、つぎのように激化している——

ニュールンペルグ、ウッペルタール、バンペルグの数万の労仂者の賃上げ要求の巨大なデモンストレーション。

ブレーメン自動車工場、レムスシャイト金属工場の賃上げスト。

水路運輸者（三万）の賃上げスト。

ヘッセ地方金属労働者（五万）の賃上げスト（一ヶ月間）
バヴァリア農業労働者の二五%賃上げスト。
ハンブルグ港湾労働者のスト（軍需品取扱い拒否を含む）
（以上一九五一年上半期）

また、五月には、建築、金属、炭坑、公務員の各労組が、それぞれ、組合員の九〇%以上の支持する賃上げスト決行をおこなつている。だが、この決議が実行されないでしまつたという事実は、西ドイツにおいては、まだ各労組の指導部が、国際自由労連系の右翼幹部によつて占められ、ストの指導が、職場労働者の統一行動を基礎としてなされず、逆に統一行動を弱めるかたち（懲罰、配置転換、首切りなど）で、スト回避の方向をとり、妥協戦術の傾向が強いことを示している。

したがつて、たとえ、ストライキを決行しても、DGB指導部がそのストを指導しているかぎり、闘争途中で調停裁判所に移され、要求をはるかに下廻る線で妥結する例が多い。

そのなかで、ブレーメンその他の金属工場にしだいに増加している職場労働者から直接選出されたストライキ委員会の組織は、西ドイツ労働運動の強力な発展を約束するものとして注目される。

西ドイツ労働者の再軍備反対運動は、各工場でおこなわれた投票の結果が九〇%以上の支持を得ていることからも、きわめて強力で広汎だといえる。それは、職場に再軍備反対行動委員会を組織し、軍需生産、軍需輸送拒否の運動を促進している。

さらに、この再軍備反対運動は、社会民主党系労働者一千名の参加したミュンヘン労働者大会で「再軍備に反対し、賃上げと生活手当の支給を要求せよ」という決議がみられたように経済要求と結合した方向に発展してきている。

スペイン　スペインの労働運動は、一九五一年に入つて、最大の闘争を記録している。

すなわち、二月、バルセロナの市電料金四〇%値上げ反対の五日間にわたる全市民のボイコット運動は、賃上げとフランコ政権打倒の闘争に発展し、三月一二日にはバルセロナ五〇万労働者のゼネストが一〇〇%におこなわれるにいたつた。この大闘争は、官憲の大弾圧下で多数の死傷者と投獄者をだしたが、さらにこれに抗議するストライキ運動の展開によつて、労働者側の勝利に終つている。

ついで、バルセロナの闘争は、カタロニアにまで発展し、カタロニア繊維労働者二〇万、バスク地方労働者三〇万の参加するストライキがおこなわれ、五月一日のメーデーには首都マドリッドに闘争は波及し、全スペインをゆすぶる大闘争となつている。すなわちメーデー闘争からはじめられたマドリッドにおける闘争は、五月二二日にいたつて頂点に達し、市民は交通機関、新聞、食堂、市場のボイコット、労働者はサボ戦術というかたちで首都を死の都と化さしめた。このマドリッドの闘争に呼応して、北スペインのモンドラゴン、プラセンツイアその他の都市でもストライキが各所におこなわれた。

これらの大闘争にはげしくゆすぶられたフランコ政府は、労働者側の要求をほとんど受諾するにいたつたが、新しい、強力な次の闘争をおそれて、一九五一年末に、突如、スト責任者としてロペ・ライモンド以下三四名の労働組合活動家を逮捕し、極刑をもつてのぞもうとしており、これに対する抗議運動が、全国的、国際的に展開されている。

イギリス　一九五〇年九月のイギリス労働組合会議（TUC）全国大会で、賃金凍結政策支持の提案を否決していらい、イギリス労働者の賃上げ闘争はしだいに激化し、一九五一年には、きわめて広汎な規模で賃上げ闘争が展開された。すなわち、一九五一年に入つて、最大の

から五一年六月までに五〇〇万以上の労仂者が賃上げ闘争によつて週八シリングから二〇シリングにいたる賃上げを獲得している。この賃上げ闘争に参加した労仂者を部門別にみると、炭坑、機械、建築、鉄道、交通の各部門から、教員、配給労仂者、郵便労仂者、公務員にまでひろがつている。

これらの賃上げ闘争が、どのような闘争形態をとつておこなわれたかをみると、強力なストライキ運動によるものは、ほとんどなく職場集会、デモ、宣伝、抗議、サボ、時間外労仂拒否、就業規則遵守などの各種各様の手段をとつている。

イギリスで、一九五一年における最も戦闘的な闘争として記録されるのは、ロンドン港湾労仂者が賃上げ闘争のときに「非合法スト扇動」の理由で不当逮捕された七名の職場指導者のためにおこなつた釈放闘争と、二月から六月にかけておこなわれた鉄道三労組の賃上げ闘争である。とくに、鉄道の賃上げ闘争は、全国的に職場労仂者の「非公認スト」の態勢の下で、鉄道当局の強硬な態度を切りくずし、争議の調停が狙う一審査法延」のギマンをはねのけて、運休や遵法闘争のかたちでストライキによる要求貫徹の行動をとり、つういに三年間の賃金釘付けを破つて、七・五%の賃上げをかちとつている。重要な点は、この賃上げ闘争のなかで、三鉄道労組の下部に強力な共同委員会がつくられ、職場組合員のイニシアで運動がすすめられたことである。その意味で、この鉄道ストは、イギリス労仂運動の転換を示す最初の動きといわれている。

イギリス労仂運動が、一九五一年に入つて、一段と強力になつたことは、闘争が単に経済要求のためのの闘争ばかりでなく、首切り反対、非組合員雇傭反対、スト禁止法、とくに政令一三〇五号反対、ロンドンにおけるメーデーのデモ禁止に対する抗議、鉄道運賃値上げ反対等の闘争をきわめて戦闘的におこなつたことで証明される。とくに、TUC評議会が支持してきた政令一三〇五号（第二次大戦中に制定されていらい、戦後そのまま有効とされていたスト非公認法）を、五月になつて撤廃させた労仂者の大衆行動の成長は特筆される。

アメリカ　アメリカ労仂者の闘争は、再軍備による労仂条件、生活条件の悪化に対する闘争であるばかりではなく、そうした経済闘争をさえ国の利益を害する破壊行動だとして加えられているはげしい法的、武力的な弾圧に対する闘争を伴う面を強くしている。

一九五〇年一月一五日現在の水準で、一〇%以上の賃上げを許さないという賃金凍結令が発せられていたが、一九五一年二月には、労仂者の圧力でCIO、AFL、鉄道友愛会の代表を送りこんでいた全国賃金安定局からこれらの労仂代表は引揚げをおこない、独自に統一労仂政策委員会を組織して、政府の賃金方式と対立する行動をとらざるを得なくなつた。だが、この統一労仂政策委員会は、労仂大衆の圧力に対する一時しのぎの対策として、上部機関の幹部たちがつくりだしたもので、何ら強力な賃上げ闘争を指導せず四月下旬に再び労仂代表を全国賃金安定局（労組代表六、経営者代表六、政府代表六）に送つて妥協工作をすすめ、牛肉缶詰労組と鉄道労組に対しては、賃金凍結令で規定した一〇%以内の賃上げというワクをこえてもよいという許可をとつたほかは、成果をあげていない。これは、CIO、AFLの組合指導者が政府の再軍備政策を支持する立場にある以上当然なことで、AFL財政部長ジョーヂ・ミーニーは「この非常時においては、賃金統制は必要である」と言明している。

しかし、重要なことは、この賃金凍結令が労仂大衆賃上げ闘争のなかで、実質的には打ち破られていつた実例がきわめて多いということである。一九五一年のはじめからはげしい賃上げストが広汎に

ひろがり、鉄道、電気、金属、自動車、繊維、造船、海員、缶詰包装、教員の各部門にわたつている。なかでも、鉄道ストは、政府の動員令と組合指導部のスト中止命令をけつて、非合法スト（病気欠勤）としておこなわれたことは、下部労仂者の統一行動が強化されつつある事実を示すものとして注目された（このストの結果は、スト後三カ月以上たつて、要求の部分的獲得で終つている）。主な闘争とその概略は次の通りである。

繊維スト、四、五月、北部七万、南部四万三、〇〇〇が参加。機械、自動車スト、スライド制と、労仂強化反対の諸事項を獲得。ニューヨーク缶詰包装労組のスト、時給一一セントの賃上げ獲得。CIO、AFL地方共同委員会がストを指導。

東海岸港湾労仂者のスト、五月末、団体協約更新をめぐつて、組合長ライアンの裏切りと妥協に反対して、現場労仂者の統一行動によつて決行。

なお、CIOを除名された左派組合のなかでは、二月に、電気・ラジオ・機具労組が、三〇〇名の代議員参加の下に、一九五一年の行動綱領をつくり、時給三二セントの賃上げ、団体協約の改善とその尊重、物価値上げ、増税、賃金凍結反対運動の展開を決議し、また海上料理人、給仕組合（世界労連加盟）では、ハイアリング・ホール（組合雇傭事務所）、団体協約の改善、人種差別待遇の撤廃、徴兵を含むアメリカ海員権利憲章の承認を、要求事項として闘いとる方針を決定している。

アメリカ労仂運動において、注目すべき発展をみせているのは、所属組合をこえた労仂者間の統一行動で、その主な動きは次の通りである。

北カルフォルニア地方組合共同行動委員会の組織化、三月に三〇の独立組合代表が参加して設立され、賃金凍結反対、減税、労仂組合権利の尊重等をふくむ綱領を決定。

ニューヨーク統一労仂者行動委員会、約一五万、百組合の労仂者（AFL、CIO、独立系）を代表する代議員の参加によつて組織され、危機にさらされている経済的、社会的要求の防衛と改善のためには統一行動が当面の重大任務であることが強調された。

ニグロ人労仂者協議会の組織化、シカゴをはじめ各主要都市に組織されており、その目的は、白人労仂者との統一行動をかちとり、アメリカの全労仂者の要求のために闘うことにおいている。

アルゼンチン　一九五〇年一一月から五一年の一月にかけておこなわれた鉄道ストは、ペロン独裁政権に対する最初の組織的な反撃として記録される。

要求事項は、月五五〇ペソの基本給、一〇年以上の勤続者に対する手当の改善（基本給をいれて合計七〇〇ペソ）で、闘争は、職場に統一委員会を、中央に中央諮問委員会をつくつてまず六万の鉄道労仂者のストを皮切りにおこなわれた。ところが、闘争のなかで、中央諮問委員会が政府と妥協工作をすすめたため、ストは一旦崩れたが、職場統一委員会は、再びスト再開を指導し、ブエノスアイレスでは、牛肉産業労仂者、バス・市電労仂者も賃上げストをはじめ鉄道ストと行動を共にした。この圧力のため、中央諮問委員会は鉄道労仂者大会をひらき、五五〇ペソの獲得、組合指導部の退陣、馘首労仂者の復職に努力する旨を確認して、ストは中止された。ところが、運輸大臣は、一部の手当増加を認めただけで他の条件を拒否したため、ストが三度開始されたが官憲の大弾圧の下で一八〇名のスト参加者が国家の安全をおびやかしたという理由で起訴され、数千のスト参加者が首を切られた。同時にこのストを切崩すために政府は家族手当の支給を認めている。

この鉄道ストは、要求の部分的獲得で終つたが、下部の統一行動

の発展と、右翼幹部の裏切りに対する労仂者の政治的自覚を高めた点において高く評価されている。

チリ　チリでは、一九五〇年に、チリ労仂者連盟がチリ事務労仂者全国協議会と、物価手当支給、最低賃金の増加、スト参加者の弾圧反対のための統一行動にかんする協定が成立していらい、ストライキ運動は拡大しているが、一九五一年には、次の闘争がその主なものとしてあげられる。

アントファガスソ炭坑のスト（統一行動委員会の指導でおこなわれた）。

メーデー闘争、あらゆる労仂組合を結集した広汎な統一委員会の組織化に成功し、チリ労仂戦線の統一行動としておこなわれたメーデーは、新しい闘争の展開と勝利への道をひらいたものとして特筆される。とくに、チリ労仂者の当面の日常要求とチリ国家経済の支柱である銅産業の国有化要求とが合結されたかたちで、闘争が政治的に高まつているのが特徴的である。

グアテマラ　三年前、グアテマラ労仂総同盟とグアテマラ労仂組合連盟との間に統一行動委員会が組織されたにもかかわらず、共に世界労連に加盟している両組織は、この委員会を通じて、グアテマラ労仂者の広汎な統一行動を組織し、それを通じて組織的統一を促進することを怠つていた。

ところが、一九五一年四月二一日、鉄道ストがおこり、要求貫徹まで統一行動が守られて勝利した経験は、五月一日のメーデー闘争において、広汎な統一行動のかたちをとつたメーデー準備委員会の組織となり、五月一二日には、両中央労組組織の組織的合同のための準備委員会が設立され、ついにグアテマラでは、世界労連に加盟する唯一の労仂戦線の統一体、グアテマラ労仂組合会議が結成された。

このほか、ラテン・アメリカではブラジルの繊維スト、ヴェネズエラの港湾スト、石油スト、ウルグアイの四月八日のゼネスト（ワシントンの外相会議反対）などがあげられる。

イラン　一九五〇年はじめから激化しているイラン労仂者の日常要求貫徹と石油国有化を中心とする民族独立運動は、一九五一年にはいつても次のように展開されている。

北イランのセマンにおける一、二〇〇の繊維労仂者の七二時間スト（二月）

鉄道労仂者一千の二八日間のスト（二月）

イスパハン繊維労仂者のスト（三月一日）

テヘランにおける五万の平和斗士の一大デモ（三月二日）

アングロ・イラニアン石油会社反対斗争全国協会主催の全国的デモ（三月一七日）

これらのストやデモのかかげているスローガンのなかには、石油国有化、労仂組合、政党に対する完全な自由の確保などがふくまれており、とくに三月一七日の巨大な全国的デモは、当日イラン議会に石油国有化案を可決させるにいたつている。

だが、労仂者を中心とする民族独立運動の高揚は、政府の恐怖心を強め、軍法の発動その他の弾圧手段に直面している。

それにもかかわらず、労仂者のストライキ運動はつぎのように激化して、すすんでいる。

アバダン、バンダレ・マツカール、アガ・ジヤリの石油スト（自三月―至四月）

イスパハンの二万の石油労仂者の一〇〇%スト（四月三日）

アバダン飛行場職員のスト、イスパハン繊維スト、ケルマンチアのカシ石油スト。

これらの斗争は、スト援助特別委員会の組織による国民的規模の

統一行動と、スト参加者による労仂者の団結の強化によつておこなわれている。

エジプト・スーダン　イギリス戦略基地の要といわれているエジプトにおける労仂運動は、シャーマン戦車と銃剣の威嚇と弾圧のなかで、これに屈せず、発展をみせており、ついに、一九五一年一〇月九日、エジプト政府をして、スーダンの共同統治にかんする英エ条約と英エ同盟条約の破棄にかんする法案を議会に上程させるまでの力となつている。北大西洋軍事同盟の重要な一環として予定されていたスエズ運河をもつエジプトのこの措置は、北大西洋同盟の主唱者たちにとつては大打撃であり、この打撃をあたえた原動力たるエジプト労仂者の闘争は、一九五一年におけるもつとも重要なものとして記録される。

戦時中の工業生産の発展とともに強化されたエジプトの労仂者階級は組合組織化禁止令にもかかわらず、繊維労仂者を中心として労仂者の結集をはかり、組合の組織化につとめ、はげしい弾圧のなかで毎年ストライキ運動をうちだして、賃上げ、労仂強化と首切り反対、労仂者の権利擁護を要求してきた。これらの社会的、経済的要求獲得闘争は、民族独立運動と結合して、闘争を発展させている。とくに一九五一年には、繊維労仂組合連盟が中心となつて、運輸労仂組合連盟が中心となつて、運河会社労仂者を含む一一五組合を代表するエジプト労仂総同盟結成準備会が結成されるにいたり、反帝統一戦線におけるエジプト労仂者階級の指導的地位を築く第一歩をふみだした。

また、スーダンでも、鉄道員、運輸労仂組合連盟を組織し、八時間労仂、五〇%の賃上げ、生活費手当の支給、労仂立法の制定等をかちとつてきた。さらに、一九四九年に、運輸労仂組合のほか、建築、石油繊維、タクシー運転手の各労組をふくむスーダン労仂総同盟が結成され、これがエジプト労仂総同盟結成準備会と同一歩調をとつて独立運動の推進力として活動し、イギリス・アメリカ・フランス商品のボイコット、軍需品の取扱い拒否、軍用電信の発信拒絶などの反帝反戦運動をすすめている。

インド　一九五一年におけるインドの労仂運動では、コインバトールの繊維労仂者四万の四カ月にわたる賃上げ要求と首切り反対のスト、ナグプールの繊維労仂者の二カ月にわたるスト、ボンベイの繊維労仂者の耐火煉瓦労仂者の五カ月にわたるスト、銀行ストなどがあげられる。

だが、一九五一年のもつとも重要な動きは、全インド労仂組合会議（AITUC―八〇万―世界労連系）が、その活動委員会拡大会議で全インド労仂階級の統一戦線拡大のために自己批判をおこないセクト主義と極左主義を克服した正しい統一戦線綱領を決定して、その具体化にのりだしたことである。すなわち、政府のはげしい組合弾圧にさらされながら、広汎な統一要求による統一行動を組織することに努めず、現実から浮いた政治的要求をかかげ、官僚的、排他的な行動で孤立した闘争を組んで、分裂状態を激化したことを自己批判して、つぎのような統一行動方式をもつて、「ヒンドスタン・マズドウル・サバー」（インド赤旗組合―社会党系）ならびに一統一労仂組合会議―（UTUC）の各労組中央組織と協定を結ぶにいたつた（インド全国労仂組合会議―INTUC、国際自由労連系―は、この協定を拒否）。

1、共同連絡機関を設立し、統一行動について連絡協議する。

2、信頼と尊敬の念で相互批判をおこない、統一戦線の強化につとめる。

3、統一戦線を混乱させないかぎり、各労組中央組織は独自の行

動をとつてよい。

4、特定政党のための一機関として統一戦線がひきまわされることを認めない。

5、特定政党の方針を自由に表明することは許されるが、組合民主主義の原則に立つこと。

6、重要な政治的決定、ストト決行にかんする決議などは四分の三以上の多数決制とする。

7、この統一行動方式による統一戦線運動の成果の上に立つて、組織的統一の問題を討議する。

この統一行動方式による行動は、鉄道、繊維の各労組の間にとくに促進されている。

アフリカ　アフリカ労仂者の奴隷的労仂条件と植民地支配に反対する闘争は、仏労仂総同盟（CGT）傘下の組合を中心として強力にすすめられている。すなわち、北アフリカ銀行従業員の二カ月間の賃上げスト、北アフリカのテイメズリツト炭坑労仂者の四カ月にわたるスト、三月から四月にかけてのガス・電気労仂者六、〇〇〇の二二日間の賃上げスト、三月末のチユニジアにおける兵器廠、港湾、炭坑労仂者のスト、とくにアルゼリア港湾労仂者のヴエトナム向け軍需品の積込み反対運動などが展開された。

また、チユニジアにおいては、闘争のなかで二つの労組組織――UGTT（チユニス労仂者総連合―五六、〇〇〇―国際自由労連系）とUSTT（チユニス労仂者連合―三五、〇〇〇―CGT加盟）の下部労仂者の統一行動がすすみ、また北アフリカ全体としての統一戦線は、アルゼリア、チユニジアのアフリカ人労仂者とフランス人労仂者の統一行動の具体化として進展している。

なお、アフリカにおける労仂戦線の統一と強化の動きは、一九五一年一〇月二二日からバマコでひらかれたアフリカ労仂組合会議に示されている。植民地アフリカの一三地域から一三八名、CGTから三名の代議員が参加してひらかれたバマコ会議では、組織活動の具体的方針と、要求貫徹のための闘争手段について討議がおこなわれ植民地主義に対する闘争方針を決議している。とくに、全国的・国際的規模における闘争展開のために仏領西アフリカ・仏領赤道アフリカ間連絡委員会の活動強化と、農民との共同行動の強化とが確認された。

ドイツ再軍備反対ヨーロッパ労仂者委員会　三月末、欧州一九カ国、九〇〇名の代議員が参加してひらかれたドイツ再軍備反対ヨーロッパ労仂者会議は、その決議によつて、今後の再軍備反対闘争の効果的な組織的展開のために、欧州各国に労仂者委員会を組織する活動をはじめているが、この労仂者委員会は、各国の労仂運動の統一戦線の拡大と強化に大きな役割を果しつつある。たとえば、これをフランスの労仂者委員会の活動についてみると――

ドイツ再軍備反対フランス全国委員会の組織化がおこなわれ、全国委員は、CGTから五、CFTUから四、FOから一、未組織労仂者から二という広汎な基盤に立つ委員構成をとり、CGTだけの再軍備反対運動になることを極力さける努力を払つている。

その他の諸国

スエーデン　三月中旬、スエーデンの六大港の港湾労仂者が、スエーデン運輸労仂者連盟執行部の反対を押しきつて、現場労仂者の統一行動による一〇〇%ストライキがおこり、二二%から二六%の賃上げを獲得したが、これは戦後、最初にして最大のストライキであり、このストライキが、さらにストツクホルムの運輸労仂者のスライド制要求運動と発展している。

デンマーク　二月末、オデンスでひらかれた労仂者大会は、工場

選出代議員、失業労働者委員会、地方組合支部の代議員等八〇〇名以上が参加してひらかれ、賃上げ、失業反対、増税、物価値上げ反対、再軍備反対の行動綱領をつくり、工場における労働者の統一行動の促進を決議した。この大会は、国際自由労連系労組中央組織指導部の反対を押し切つてひらかれたものである。

ベルギー　二月、ベルギー炭坑労働者七万が、それぞれの所属組合（FGTB、キリスト労組、UTU）をこえて、賃上げストの統一行動をうちだし、一日二〇フランの賃上げをかちとつた。

ニュージーランド　二月から、八、〇〇〇の港湾労働者が、四カ月以上にわたる激烈なストライキを決行したが、その経過の概要はつぎの通りである——

賃上げを要求した港湾労働者は、週四〇時間以上の労働拒否、調停裁判所による賃金交渉拒否を宣告したのに対し、経営者はロック・アウトをもつてこれに応じたため、事態は重大化し、政府は非常事態を宣言し、陸海空軍の動員によつて港湾作業をすすめる一方、港湾労働者には職場復帰の通告を発し、これに違反するものは処罰すると発表した。しかし港湾労組はこの通告を拒否し、海員、水力電気、炭坑、冷凍作業、道路運輸、ガス、セメントの各労働者の同情ストにささえられながらストを続行した。この闘争中、スト破り弾圧、組合破壊等あらゆる切りくずし工作がおこなわれたが、五月までにスト脱落者は一、〇〇〇名をだしたにすぎず、同情スト参加者は一万五、〇〇〇名に達し、オーストラリア、イギリスの海員の激励のなかで、統一行動を弱めることなく闘争がおこなわれた。なおこのストは、国際自由労連系のニュージーランド労働組合全国連盟のウォルシュ副会長によつて次のように批評されている——「われわれの反対にもかかわらず、ストを続けているが、このストの性格が、世界労連の方針に沿つていることは遺憾である。」

そのほか、五月末のシリアの繊維スト、二月初旬のオーストラリアの二四時間鉄道ストと一万八、〇〇〇の炭坑労働者のスト、三月一三日のマレーの栽培園労働者のスト、キューバ砂糖労働者、港湾労働者のスト、ポルトリコ砂糖労働者のスト、オランダの物価値上げ反対運動、ギリシャの教員、郵便労働者、公務員のストなどが一九五一年の主なストライキとしてあげられる。

朝鮮戦争によつて拍車をかけられた資本主義諸国、植民地、従属国の軍備拡張政策は独占資本に莫大な超過利潤をもたらしたが、これに対し激化する労働者の抵抗を圧殺するために組合の諸権利を制限する労働立法の改訂（オーストラリアの調停裁判法の改訂、イタリアのデモ制限法、インドの重要産業スト禁止法案等）がおこなわれ、またスト禁止を含む諸法案がその適用を瀕発させ（アメリカのタフト・ハートレー法、イギリスの政令第一三〇五号、フランスの共和国防衛法など）、さらに組合の非合法化がインド諸州、マレーなどでみられるように世界労連系労働組合に対しておこなわれ、とくに二月にはフランス政府が、パリの世界労連本部の活動停止処分を強行するなど左派系組合に対する攻撃は一九五一年を通じていちじるしく激化している。したがつて、スト、デモその他の抗議運動に参加して逮捕、投獄され、極刑に処せられる労働者数は、ギリシャ、スペインをはじめ各国に増加しており、一方、闘争中官憲と衝突して生ずる死傷数も、イタリア、スペイン、ギリシャ、インド、ラテン・アメリカその他各国で増加している。殊にイタリア、フランス、西ドイツにおける軍需品の輸送、生産反対運動その他の反戦運動は、五大国平和協定締結署名運動をはじめとする各種の平和運動とともに、はげしい弾圧にさらされながらすすめられ、なかでもフランスの反戦運動家アンリイ・マルタン釈放運動は、きわめて広汎な規模で展開されている。また、朝鮮、ヴェトナム向け軍需品輸

送拒否闘争の発展に対抗して、再軍備政策を支持する国際自由労連は、港湾・運輸施設内に、警防委員会をつくり、これらの反戦運動阻止に努めている。さらに、アメリカでは、「政府の暴力転覆を教唆するもの」を叛逆罪に問うスミス法や、「破壊活動」をおこなう一切の団体を取締るマッカラン法などがすでに適用される段階に入り、とくにスミス法ギセイ者救援委員会が全国的に組織されて反スミス法闘争が地方組合、職場労仂者のイニシアでおこなわれているように、スミス法は戦闘的組合員に対して攻撃を加えてきている。

このような攻撃に直面しながら、労仂者がその経済的、社会的要求と権利を守り、改善する闘争はいちじるしく前進をみせ、いたるところで統一行動委員会が組織され、職場労仂者の統一行動が、これらの攻撃によく対抗して闘えるだけの戦闘力を育てつつある。すなわち、職場を中心とする統一行動委員会の組織化とその活動は、所属組合のいかんをこえてすすめられるため、組合中央組織の指導部がおこなう妥協や裏切りの工作が効力を失い、したがつて、右翼幹部に対する不信と攻撃が職場労仂者間から増加し、右翼幹部の孤立化を深めている。

世界労連が、七月にひらかれた執行局会議の決議にもとづいて、国際自由労連、国際キリスト教労仂組合連盟その他に提案した「生活条件、労仂条件改善のための統一行動の具体化」の呼びかけは、国際的な労仂者の統一行動が十分展開できるという情勢判断からなされたものといえよう。すなわち、CGT書記長ブノア・フラションは、統一行動の二つの基礎条件の存在を指摘して、つぎのように述べている——

第一に、資本主義国、植民地、従属国の労仂者は、すべて現状にたえられなくなつており、現状打破を切望していること。第二に、所属組合とか政治的、宗教的見解のいかんにかかわらず、すべての労仂者が、統一行動をうちだせるだけの多くの統一要求をもつていること。したがつて、はげしい弾圧にさらされている労仂者は、その切実な統一要求をかちとるためには、どうしても統一行動が必要であることを体験しつつあること——

世界労連の統一行動の提案は、国際自由労連によつて、全面的に拒否されたが、オランダ、フランス、イタリア、アメリカ等においては、世界労連系労組は、国際自由労連系労組に対して、それぞれ国内的規模における全労仂者の統一行動の展開を要請している。こうした組合上部機関間の統一行動展開工作は、下部組合ですすめられている統一行動の強化をキソとしておこなわれている。

このように、再軍備政策強化の重圧のなかですすめられる経済的社会的要求かくとくのための統一行動の進展は、再軍備反対、戦争反対の闘争を広汎な規模の闘争に拡大させ、ヴェトナム戦争、朝鮮戦争反対の国際的運動を強化している。とくに、日本再軍備反対、松川事件デッチ上げ犯罪反対の斗争は、世界労連はじめ中華全国総工会の強力な支持の下でおこなわれた。

これら資本主義諸国における労仂者の統一行動の発展とともに、イラン、エジプトなどの近中東諸国、ヴェトナム、朝鮮、マレーなどの東南アジア諸国では、労仂者の統一戦線の強化と、これを推進力とする民族独立運動がいよいよ進展し、朝鮮では、五月に南北朝鮮労仂者を統一した朝鮮職業総同盟（七五万—世界労連系）が結成され、マレーでは汎マレー労仂組合連盟（世界労連系）がその組織勢力を三〇万に増加し、ビルマでは、非合法の解除をかちとつたビルマ労仂組合会議（二五万—世界労連系）が、一九五一年に、ラングーンで全国大会をひらいて、その合法活動の第一歩を踏みだすなどの動きがみられた。

こうして、一九五一年の世界労仂運動は、再軍備反対、平和と独

立と生活をスローガンとする世界労連と、再軍備支持とその強化による平和と生活の防衛をスローガンとする国際自由労連とが鋭く対立しながらも、生活条件、労仂条件の悪化に対する各国のはげしいストライキ運動の続出と、広汎な統一行動の発展が、再軍備反対運動の進展と相まつて、再軍備政策の推進をいちじるしく弱め、動揺させている。

なお、世界労連は、一一月にひらかれた総評議会で、その組織勢力は六一ヵ国、八千万と発表したが、これは一九四五年一〇月（結成時）の六、五〇〇万、一九四九年七月の七、二〇〇万からみて、八〇〇万の増大で、ソヴエト（三、〇〇〇万）チエコスロヴアキア（三二〇万）ポーランド（四〇〇万）ルーマニア（二〇〇万）中国（六二〇万）などの労仂組合組織率の増加とパキスタン、グアテマラはじめ、植民地、従属国の労仂組合の加入が原因としてあげられる。

第四節　国際労仂組織の動向

一、国際労仂組合会議

世界労連が、一九五一年中におこなつた会議の主なものは次の通りである。

(1)　ドイツ再軍備反対ヨーロッパ労仂者会議（三月二三―二五日ベルリン）

この会議は、正確にいえば世界労連がおこなつたのではなく、所属組合のいかんを問わず西ドイツの再軍備に反対するヨーロッパの労仂者が準備会をつくり、その呼びかけによつて開催されているが世界労連はこれを全面的に支持した。

集つたのはヨーロッパ一九ヵ国からえらばれた九〇〇名余の代表で、ここでは、ドイツ再軍備を勤労大衆の行動で阻止すること、そのために所属組合のいかんにかかわりなく労仂者大衆を統一して闘うこと、行動調整のために委員会を選出しベルリンに書記局を設けることが決定され、ヨーロッパの勤労者に対するアピール、四国外相代理予備会議あて電文、西独代表団の声明などが発表された。

(2)　五月二―六日には、ラテン・アメリカ地域農業会議（メキシコ）がひらかれた。これは世界労連加盟のラテン・アメリカ労仂者同盟と農林労仂組合インターナショナル（世界労連産業別部門）の共同主催によるもので、会議の席上、農業労仂者の要求に関する決議、農地改革綱領のための決議、土着労仂者と土着住民の諸要求にかんする決議、組織にかんする決議などが採択されている。

(3)　七月三―六日にはオーストリアのウイーンで世界労連の執行局会議がひらかれた。会議はヴイツトリオ議長の主催のもとにすすめられ、「勤労者の行動統一を強化し、その経済的・社会的要求を

朝鮮戦争が開始されるまえからはじまつていた資本主義諸国の軍拡政策は、朝鮮戦争の開始の時期をへて、一九五一年にはいると、いよいよ本格的なものになり、そのもとで、資本主義諸国の勤労者の生活水準は重大な脅威にさらされ、また勤労者の自由には狂暴な弾圧が加えられた。一九五一年を通じてのこのような情勢の下で、世界労連と国際自由労連はいかなる方針のもとにその活動をつづけてきたであろうか。

この点で、各国際労仂組合組織の中央部、地域組織、各加盟産業別組織の活動方針と現実の活動についてのべる必要があるが、ここでは紙面の都合上、中央部の主要会議と地域会議のうちの主なものについて、その内容を紹介し、さらに世界労連と国際自由労連との中央部の一九五一年における活動方針を記すにとどめる。

守る闘争に関する決議」、「平和擁護闘争と日独再軍備反対にかんする決議」、「国際社会保障会議に関する決議」、「松川事件に関する国連人権委員会宛書簡及び吉田首相宛書簡」、「産業別部門に関する決議」、「国際自由労連その他国際労仂組織にたいする、勤労者の生活をまもるための行動統一の提案」などが採択された。

(4) 一一月一五日からベルリンで世界労連総評議会第五回総会がひらかれた。会議には世界の六一ヵ国、約八、〇〇〇万の組織労仂者を代表する一四九名が参加したが、ここで「一般活動報告と任務に関する決議」、「生活水準を高め、戦争準備の経済的、社会的結果に反対して闘う勤労者の団結について」、「統一行動に関する国際自由労連への再提案」、「社会保障について」、「イランの情勢について」、「エジプトとスーダンについて」、「ギリシャについて」、「バルセロナで逮捕された三四名のスペイン労仂者をまもるために」、「西ドイツにおける民主的自由、弾圧にかんする決議」、「北アフリカに関する決議」、「海外フランス労仂法欠如に対する抗議」、「ダカールのデモ参加者の判決にかんする決議」、「アビジャン象牙海岸裁判に対する抗議電報」、「世界労連書記局附植民地部設立にかんする勧告」、「ヴェネズエラの労組員の迫害にかんする決議」、「世界労連執行委員ジョアオ・アマゾナスに対する犯罪的裁判に抗議する決議」、「世界労連本部移転にかんする決議」が採択された。

これに対して**国際自由労連**が一九五一年中に開いた主な会議は次の通りである。

(1) 第一回ヨーロッパ地域評議会。この会議はベルギーのブラッセルで一月二九―三一日に開催され、欧州一四ヵ国から加盟一五組織の代表四二名が集り、議長はイギリスのヴインセント・チューソンがつとめた。会議はヨーロッパ経済問題を解決するための小委員会の設置、住宅問題を解決するために各国で技術・資材・資源をプールするための計画を立案する小委員会の設置、マーシャル計画の労仂組合諮問委員会の仕事をひきうけることなどを決定している。

(2) 五月二八日―三一日にはパキスタンのカラチで第一回アジア地域会議が開かれた。もちろんアジアの労組の中心をなす五五〇万の中華全国総工会をはじめ、汎マレー労連、ビルマ労仂総同盟、インドネシア労連など大組合は参加しておらず、アジア地域の雑多な分裂組合を主力として開かれたもので、台湾や南朝鮮の労組などが参加している。会議は、一、国連を通じてアジアの経済再編計画をたてる 二、ゴム過剰生産防止のため、ゴム栽培面積を減少させる三、アジア地域諸国の抑圧労仂法の問題をとりあげる、という勧告決議案を可決し、また中国を「侵略者」と呼んで「国連」の対中国戦略物資禁輸を支持する決議案、ヴェトナム政府の反労仂者法を非難する決議案などを可決した。

(3) 一月八―一三日には、国際自由労連西半球機構の創立大会がメキシコ市で開催された。南北アメリカ二一ヵ国、二九組織を代表する代議員七八名が集つた。この機構の創立によつて従来の全米労仂者連盟は解消し、構成組合は新機構にひきつがれた。この会議で主催地メキシコのメキシコ労仂者連盟が、「加盟組織に自主権が与えられていない」という理由で脱退を声明したことは、一九五一年はじめからこの年間を通じて中南米全域にわたつて国際自由労連系組合の力がいちじるしく弱まり、世界労連側の力が進出しはじめたことを示すものであつた。

(4) 七月四―一二日イタリアのミラノで国際自由労連第二回大会が開かれた。四七ヵ国五六組織、四七六五万余名を代表する代議員一五四名が出席した。大会では、「全体主義」、「平和および民主主義への戦い」、「国際労仂機構」、「避難民の窮状」、「西欧の経済統合」、「移民問題」、「完全雇傭」、「再軍備の経済的・社会的影響」、

一社会的権利」、「経済的未開発諸国の開発」、「ユネスコ」、「国際自由労連の地域活動を支持するための自発的寄附」、「キリスト教労組連盟」などに関する決議案を可決し、また世界労連のウイーン執行局会議から同組合によせられた行動統一の提案に対する拒否回答を送つた。

二、基本方針

ではこれらの会議やその他の活動に示されている世界労連と国際自由労連の活動方針はどのようなものであつたろうか。

(1) 世界労連の基本方針

世界労連の七月三―六日のウイーン執行局会議、一一月一五―二一日のベルリン総評議会で採択された諸決議は、一九五一年における世界労連の基本方針を明示している。世界労連の基本方針は、帝国主義者の戦争政策に反対し、帝国主義者のこの政策によつて重大な脅威をうけている労仂者の生活水準と自由と民主主義的諸権利をまもり、平和を擁護するために、政見、信条、所属組合のいかんにかかわりなく全世界の労仂者の統一行動をかためて、帝国主義者と闘うことにあつた。総評議会の「一般活動と任務に関する決議」の一部を引用すれば次の通りである。

「帝国主義陣営は、ひたすら新世界戦争の準備をすすめている。単独『講和』条約と日米間に軍事協定がむすばれ、西ドイツが侵略的な北大西洋ブロックに参加しラテン・アメリカ諸国に帝国主義政策をおしつけようとくわだてており、多数の西欧諸国を占領し、世界各地に軍事基地をつくり、犯罪的な朝鮮干渉はつずけられ、ヴエトナムの戦争もつずけられ、しかも帝国主義者やその手先どもは諸民族をあざむき、彼らの間に憎しみと分裂をもちこみ、諸民族を新世界戦争にひきずりこもうとしているが、このことをタユミなくばくろすること。」

「以上の任務を実行するため総評議会は世界労連の執行機関、各国の労仂組合中央組織、産業別インターにたいし、つぎのことを勧告する。

一、経済的状態の改善をめざして闘っているすべての勤労者、弾圧や迫害のすべてのギセイ者にたいして国際的連帯をしめす運動をたえずおしひろげること。
二、仂く青年婦人の要求、とくに作業現場におけるその要求を守ることに大きな注意をはらうこと。
青年の権利を守る国際会議の準備と召集に援助をあたえ、準備会議に広く参加すること。
子供を守る会議の準備と召集に援助をあたえること。
三、世界労連連絡事務局の活動をおしひろげてアジア、アフリカ、ラテン・アメリカ、近東、中東諸国の労仂組合団体にたいしてさらに大きな援助をあたえること、広はんな労仂者大衆を労仂組合に参加させ、労仂組合の組織化を強化し、組合のないところには組合または組合支部をつくること。
四、植民地、半植民地、従属国の労仂組合運動に援助をあたえ、これらの労組幹部を養成し勤労大衆の間での活動を改善するのに協力する。

地域別労仂組合代表者会議をひらき、これらの国の勤労者の経済的、社会的利益を守る問題を研究し、差別なく、彼らの法的な権利、民主的な自由と民族独立を確立、尊重するよう保障する。
五、第二回世界平和評議会総会の決定を積極的に支持し、五大国平和条約締結アピール署名運動に広く参加し、これについて大衆的な説得活動に注意を払う。
六、信念や傾向のいかんをとわずすべての勤労者とのむすびつきをかためるためドイツ再軍備反対ヨーロッパ労仂者委員会ならびに各国のドイツ再軍備反対運動に系統的な援助を行い、これを通じて斗争をひろげ、もつと効果的に行う。
七、日本の再軍備と極東における米軍基地建設に反対して斗う各労仂組合に援助をあたえ、朝鮮やヴェトナムの停戦を目的とした一切の措置を支持する労仂組合の運動をかつぱつに行い、世界平和評議会が行うアジア諸民族代表者会議に積極的に参加する。
八、帝国主義者とその手先のウソや中傷や侵略計画をばくろするため、すべての労仂者に理解できる明瞭、正確な大衆的な説得活動を行い、すべての勤労者にこの活動をおよぼし、労仂運仂内部の分裂主義者の策謀をふんさいする。
九、資本主義、植民地諸国の勤労者と人民民主主義者諸国、ソ同盟勤労者との間に大々的に代表団を交換する。各国の勤労者に代表団の報告を広く発表し宣伝する。
一〇、「世界労仂組合運動」誌の内容を改善し、これをひろめ、各国語でこの雑誌を出版できるように研究し、「世界労連情報」の出版を復活し、労仂者階級の生活と斗争の重要問題にかんする大衆的なパンフレットを多数発行し、新聞やラジオを通じて世界労連の経済的社会的要求の綱領を大々的に宣伝する。

総評議会は各労仂組合が全力をつくして勤労者の団結をなおいつそう強化し、世界平和を守ることができると確信している。」

世界労連がこのように資本主義諸国の軍拡＝戦争政策にまつこうから反対して、再軍備反対、民主主義、独立、自由、平和を擁護するために、労仂戦線の統一を目標に具体的な闘争を展開したのに対して、国際自由労連は、まさしくこの世界労連に対抗するために活動をつづけた。一九五一年一月アメリカの大統領に面接をおわつてホワイト・ハウスからでてきた国際自由労連書記長オルデンブロックが、いとも満足げに、「トルーマン大統領の政策はわが自由労連の政策と完全に一致するものであることがわかつた」と自ら語つたように、またさきにのべた地域会議の決議事項や大会の決議事項にもあらわれているように、国際自由労連はアメリカの対外政策——

たとえば後進地開発計画、シューマン計画、ヨーロッパ経済統合計画、北大西洋条約、日本の単独講和、西独再軍備を支持し、軍拡政策を支持して、これに反対する労仂戦線の分裂のために反共政策をかかげて活動した。このためアメリカの労仂省長官の一九五一年度年次報告もまたこの自由労連――ことにその中心部隊であるアメリカの労組の「功績」をみとめて、

「アメリカの労仂組合運動は現代のイデオロギー闘争の中でアメリカのもつとも強力な武器である。」

とのべているのであつて、実に、マーシャル計画を契機に世界労連をわつて組織された国際自由労連は、そのとるべき方向をとつて進んだのである。

もちろん、イタリアのミラノで開かれた国際自由労連の第二回大会の決議やその他の国際自由労連の決議、刊行物等が、単なる軍拡政策の支持や反共政策のみを謳歌しているのではない。たとえば、ミラノ大会の全体主義に関する決議は次のようにのべている。

「一、国際自由労連は、南鮮攻撃を冷血的侵略であると非難し、迅速に自由世界を動員し、抵抗に成功させた国連の行動を支持する。更に宥和政策を用いず、侵略を終らせ、統一朝鮮をつくる解決を得ようとする国連の努力を支持する。

二、国際自由労連は、すべての加盟組織に対して、いかに姿をかえようと全体主義者に、ますます強烈な力をもつて戦い、左翼独裁者に対しても、右翼独裁者に対しても同様な力で反対することを要請する。

三、国際自由労連は、すべての国々、ことに世界の未開発地域における生活水準を改善しようとする決意を再確認する。けだし、これこそわれわれ存立の基本的目的なのである。

四、国際自由労連は、真にパン・平和・自由を求めている人々には、どこであつても友愛の手をさしのべ、この目的達成のため最大の援助を与えることを誓う。」

この決議文にあらわれたところでは、国際自由労連の闘う相手は左右の「全体主義」ということになつており、決議の前文には、

「スペイン、アルゼンチン、ヴェネズエラ、ソヴェト、ポーランド、チェコスロヴァキアその他諸国の数億の男女は、良心の自由信仰の自由……平和に生きる自由を奪われてしまつた。」

とさえ書かれ、また、

「共産主義に対して更によく対抗するため、われわれは小さなファシストと結んでもよいという主張がある方面でなされている。この主張は斥けねばならない。」

とまず言つている。

だが決議文がこのような形をとつたのは、AFLの書記長ミーニーの提出した決議文の草案について「共産主義の攻撃ばかりして、全体主義の問題にはあたかもおまけのようにふれているにすぎない」との苦情が多くアジア地域代表から出されたためである。しかし一応採択された決議文は右のような形をとつたものの、国際自由労連の指導者たちが真剣にスペインのフランコなどファシストとの闘いを考えているのではない。その証拠には、ニューヨーク・タイムスその他の伝えるところによると、この大会に際して、国際自由労連の指導者たちは、仏伊の労仂総同盟を弱体化するために両国の政府に対して「二つの労組の合法性を剝奪すべきだと申入れよう」ということまで討議しているのである。

また国際自由労連は、軍拡政策を支持するとともに、「増大する軍事防衛措置のもたらす経済的・社会的影響にたいし、深い関心をはらつてきた」という。実際に、ミラノ大会では「避難民の窮状」「西欧の経済統合」、「移民問題」、「完全雇傭」、「社会権利」、「経

済的未開発諸国の開発」などに関する決議とならんで、「再軍備の経済的・社会的影響」に関する決議もおこなわれた。だが、軍拡のおよぼす「経済的・社会的」影響への自由労連の関心がいかなるものであつたかは、二月二〇―二三日にひらかれた同労連の緊急委員会の討議内容についてのべた同組合機関誌一九五一年三月号の言葉を読めば理解される。

「過去数カ月のあいだ、全世界の自由な労組は、増大する軍事防衛措置のもたらす経済的・社会的影響にたいし、深い関心をはらつてきた。これらの労組は、不幸な経済的・社会的結果がもたらされるということを理由に、これらの防衛措置に反対させようとする労仂者を煽動している共産主義者のデマゴギーにおちいることを拒否してきた。自由な労組はすでに開始された侵略およびそれ以上の侵略の脅威にたいする自由諸国の有効な軍事防衛の必要について、もつとも完全な理解を示した。自由な労組は、この軍事防衛が必要とされることを心から残念に思つている。これらの労組は、すべての生産力が、多くの国々で今なおあわれむべき低さにある国民の生活水準を向上させるために使われうるという条件をかちとるために斗つている。しかしながら、これらの組合は、自由諸国にとつて、侵略者にたいして自らを武装する以外に選択の道は残されていないということを知つている。そしてこれらの組合は、一方では軍事防衛に賛成しているのに、同時に他方ではこの防衛に必然的かつ不可避的に伴う犠牲を非難するほど非論理的ではない」(「自由な労仂の世界」一九五一年三月号)。

従つて、国際自由労連は軍拡＝戦争の政策を支持すると同時に、軍拡政策のもとで必然的におこる労仂者の経済的・社会的生活への圧迫を承認しているのである。

三、基本方針から派生する二、三の問題について

(1) 対日単独講和と日本再軍備の問題

九月におこなわれた対日単独講和とそれにひきつづく、日本再軍備の問題については、世界労連と国際自由労連は、それぞれ前節でのべた基本方針から当然帰結される態度を示した。

世界労連は、日独再軍備と対日単独講和を新世界戦争をはじめる目的のもとになされているものと断じ、平和擁護者の先頭に進んでいるソヴェト、人民民主主義諸国、中国をはじめ世界各国の労仂者階級の行動統一によつてこの企図を打ち破るよう呼びかけている。世界労連のウイーン執行局会議(七月)の「日独再軍備反対決議」には次のようにのべられている。

「新世界戦争をはじめる目的で、日本と西独の再軍備がすすめられている。戦争経済への轉換の結果、労仂者の生活水準は日に日に切下げられている。すべての国において労仂者のうえにおしつけられている非人間的な搾取に反抗する労仂者の斗争はますます強力に成長し、ますます広汎な統一を達成しつつある。だが執行局は次のことを確認し満足におもう。すなわち平和擁護運動は世界各地で全面的に発展しており、資本主義諸国や植民地従属国のいく千万の勤労者が平和擁護運動に参加している。

平和擁護者にたいする逮捕と迫害にも拘らず、平和擁護斗争は偉大な成果をおさめてきた。五大国平和協定のための世界平和評議会の呼びかけにたいし、いく百万の署名が集められている。ドイツ再軍備反対ヨーロッパ労仂者会議は、平和擁護勢力の結集において前進の一段階を劃している。西独再軍備反対の国民投票は成功的に遂行されつつある。アジアのすべての国々において、日本再軍備と対日単独講和にたいする労仂者、人民の抗議は日

に日に強力に成長している。

世界労連は七、八〇〇万の勤労者を代表してドイツ再軍備反対ヨーロッパ労仂者会議の決定を支持する。

世界労連執行局は各労組にたいし西独再軍備に反対し対独講和条約年内締結をめざす勤労大衆の斗争を活潑に行うよう提唱する。西独の再軍備はこの国にファシズムが復活することを意味する。各労組は日独再軍備反対運動や世界平和評議会によつてひらかれるアジア、アフリカ、スカンジナヴィア諸国の国際会議ならびに地域会議に広く勤労者を参加させる運動の発展を期さなければならない。

世界労連は、日本再軍備と、対日単独講和調印に抗議し、かつ日本および日本と戦争していたすべての国連加盟国との間の講和条約を一九五一年内に締結することを要求するために、世界平和評議会によつて主催されるアジア太平洋諸国会議の準備においてアジア諸国のすべての労組および全勤労者が積極的な役割を演ずるよう呼びかける。

世界労連は、ソヴエトの提唱によつて朝鮮の停戦交渉が始められたことを歓迎するとともに、各国の勤労者がこの交渉をアジアおよび世界の平和確立の糸口にするため斗うよう訴える」（要旨）これに対して、国際自由労連は、朝鮮戦争を行う「国連軍」を支持し、中国を侵略者と断じ、対中国戦略物資禁輸政策を支持したそのうえで、対日単独講和と日本再軍備を支持する態度をとつた。そして同時に、この講和条約中に人権や労仂組合の権利を明示する条項を設けることを要求するつぎのような覚書を参加各国に送付した。もともと日本の労仂組合を国際自由労連に参加させる目的で、日本占領当局の肝入りで作られた総評が、当時すでに単独講和反対の態度を明らかにし、また総評としての一括国際自由労連加盟も不可能になつていたので、国際自由労連としてはとくにゼスチユアーを必要としたのである。

平和条約は結局のところその文言によるのではなく、その条約に参加した国によつて履行される精神によつて判断されるということをわれわれは知つているけれども、現在サンフランシスコ会議に提出されている条約案が、日本における民主主義の維持を保障するさらに精密な規定を含んでいないことは遺憾である。民主的なやり方、民主的な精神が日本の生活のあらゆる面にしみわたることによつてのみ、かかる過去の繰り返しをさけうると、われわれは信じている。戦勝諸国の代表は、かれらの期待する日本はこの種の日本であると、日本国民および世界一般に対しサンフランシスコで明瞭に宣言しなければならない。サンフランシスコ会議に出席する日本代表も、かれらの希望する日本はこの種の日本であると、厳粛に誓わねばならない。

基本的人権が維持さるべきこと、私設産業、政府事業を問わず労仂者の団体交渉権を含み、労仂組合の諸権利が持続さるべきこと、戦争終結以後、日本の労仂者によつて築きあげられた自由な労仂組合運動を弱めたり、あるいは低下させるようなことは何もなすべからざること、集中された経済諸勢力が、再び無制限に勢をふるうようにならなくすること、日本に生じた軍国主義者、またかれらの提唱する帝国主義的精神を決して二度と生ぜしめないこと、日本はこれらのことを明白に保障せねばならないとわれわれは信ずる。日本国民のために民主主義、絶えざる生活水準の向上計画に全力を捧げる日本は、アジアおよび極東経済発展に大きな貢献をなすことができる。かくてこの種の日本は、世界の平和および自由の強力な防壁となるであろう。（要旨）

(2) 植民地民族独立運動について

一九五一年の世界情勢の特徴の一つは、植民地従属諸国における民族解放運動が、たとえばイラン、エジプト、北モロッコなどにみられるように、未曾有の規模で進展し、帝国主義の基盤に大打撃を与えたことにある。このように、もえひろがつた植民地従属諸国の、勤労者を中心とする全国民的な民族解放運動にたいして、世界労連と国際自由労連はいかなる態度をとつたであろうか。

この点、エジプトに例をとつて両者の態度を示せばこうである。

エジプトの政府をあげての反帝独立運動は、九月の北大西洋条約機構理事会で中東防衛機構設立の方針が決定されて、エジプトが北大西洋条約に強制的に参加させられ、エジプトに英軍だけでなくさらに米軍その他が進駐することが明らかになるや、急速にたかまりをみせ、ついにエジプト国民の解放運動に対する英軍の武力弾圧にまで発展したのであるが、この事態をまえにして世界労連のベルリン総評議会（一一月）は次のような決議を行つた。

世界労連総評議会は、自由と民族独立のためけんしん的に闘つているエジプト、スーダンの国の勤労者は外国帝国主義に反対して闘うとともに、これらの国の勤労者は外国帝国主義の長年にわたる支配にもとづく窮迫とおそるべき生活条件をとりのぞくために闘つている。

エジプト、スーダンの労仂組合は、仂く者の生活条件をよくし労仂組合の権利と自由をまもり、社会的保障立法のための闘争を通じて労仂者階級の統一をかためるとともに、自由、民族独立、平和をめざす闘争を通じて勤労者と他の住民層の同盟をかためるという重大な任務をもつている。

世界労連は自由と民族独立をまもり、外国帝国主義に反対するエジプト、スーダン両国民の正義の闘争を全面的に支持するようこれら両国の領土を占領し、両国の侵略同盟（地中海条約、統一軍司令部など）をおしつけ、世界平和をおびやかしている。世界労連は英軍が武力に訴えてスエズ運河地帯のエジプト人勤労者を強制的に英帝国主義のために仂かせていることを曝露する。世界労連は、世界平和評議会第二回総会の中近東にかんする決議を全面的に支持するとともに、全外国軍隊が即時エジプト、スーダンから撤退することを要求する。

これに対して、国際自由労連は、植民地民族独立運動に対しては表面上はこれに真向から反対する言動はさけ、事実上はこの運動の弾圧に加担している。このことは、ミラノ大会やアジア地域会議でも、国際自由労連がアメリカの後進国開発計画を支持していたことから当然予想されることであつた。

九月にエジプトで事件が発生したときには国際自由労連の使節団がエジプトの労仂組合を国際自由労連に加盟させようとカイロを訪れていたが、このとき国際自由労連がエジプトの民族解放運動に示した態度がどのようなものであつたかは同組合に加盟していたカイロのタクシー運転手組合のつぎのような脱退声明によくあらわれている。

タクシー運転手組合が発表した声明には脱退する理由として次のようにのべられている。

国際自由運輸労組が憎むべき帝国主義につかえる帝国主義の機関であることが明らかになつた。……われわれの仲間や運河地帯の労仂者に対して英軍が野蛮な攻撃を加えたのに外の国際労組が抗議しているとき、この組合はわざと沈黙をまもつていた。

こうして、エジプトの運輸、石油、ラジオ、繊維、海員等大組合の代表はその他の労仂者の代表とともにエジプト労仂総同盟結成準備会をつくるとともに、世界労連にあてて援助方を要請したのである。

第八章 主要な労働組合の現状

主要労働組合系統表（単位一、〇〇〇人）

1総評議会 二、九六六
2新産別 一三一
3全機金 三七
4新化学 三五
5全建労 三五
6炭労 五三
7全繊 六三
8海員 三九
9私鉄総連 一三三
10全鉱連 一一三
11化学同盟 六七
日放労 四三
12日教組 四四九
13国鉄 三八八
14新全農林 五八
都市交通 三四
15電産 一一四
日建連 四〇
16合化労連 五三
日鉱 五三
17自治労協 一八四
18全逓従組 一五八
19全電通 七五
20全専売 三七
日財労連 三五
全印刷庁 八
大蔵職組 二
全進同盟 六〇
全金 六五
造船総連 三〇
軽金属 六
重電機（解散）一七
21総同盟 二七八
日鉱 五三
造船連 二五
全食産 二八
22全金同盟 四五
土建一般 二五
23全国化学 三六
全国運輸 七
24産別会議 四九
25全金属 二三
26全逓労組 二
27印刷出版 六
28自治労連 八五
29全自動車 三〇
30全港湾 二〇
全電線 二三
全倉庫 五
東貨労 五
関信越ゴム 三、
全農林（解散）二
全運合軍 一〇
全金属 二三
全新聞 三
全日土建 五三
映演労連 三
全逓労組 二
印刷出版 六
全公団 一八三
賃金共斗オブザーバー
31全銀連 一〇七
32全生保 三
全商工 一〇
全医協 二
都教組 二
33大化学 三
全百連 三〇
無所属
34鉄鋼労連 一三
35全日通 一〇〇
全国土建 三〇
36紙パ労連
全自運
特調労連
全農委
37全国セメント
全石労
新聞労連
全国ガス
鉄道弘済会
38全国電機
ホテル従組
全旅労連
全損保
全信託
全映演 三
交通公社 二
39機関車労組 三八
全水連 六
40全造船 四八
41官労 六九
光学労協 四
日立総連 一五
42東芝労連 三
東日重工 一四
中日重工 一七
西日重工 一九
昭電労連 七
官公労 一、六四八

【凡例】

◇組合名（略称）英名（略称）本部または事務所所在地、電話
1 役員氏名、2 結成組織状況（労働省調は六月末現在）3 一年間の主な動き、4 綱領規約等、5 機関紙
但し一九五一年一二月末現在の現状とする。

1 日本労働組合総評議会（総評議会・General council of Trade Unions of Japan.(J.C.T.U.)
東京都港区三田四国町二ノ六 三田(45)五七九七
1 議長 武藤武雄（炭労）
副議長 藤田藤太郎（私鉄）
原口幸隆（全鉱連）
今村明（日教組）
事務局長 高野実（総同盟解体派、

2　一九五〇年七月一二日結成

組織（組合公称）	（組合員数）	（労仂省調）
新産別	六五、〇〇〇	六九、四六七
炭労	二五、〇〇〇	二七六、九三五
全繊	六、〇〇〇	四一一、三三二
海員	一七、〇〇〇	一一〇、八一〇
私鉄	二、九三五、六二九　二、	一一四、五三三
全鉱連	二、九二一、二二八	六八、五三四
化学同盟	七七、一八七	四四、六四三
日放労	四七、七一〇	五、七九九
日教組	一八、四七九	五二二、二一三
国鉄	二、四〇四	三九七、八五三
新全農林	七七、一八七	五三、四三六
都市交通	二、九二一、二二八	三六、四九六
電産	六五、〇〇〇	一一二、八一六
日建連	二五、〇〇〇	一九、五五三
合化労連	三七、〇〇〇	五三、三八八
日鉱	七五、〇〇〇	四五、八〇三
自治労協	八、〇〇〇	一六三、八三七
全逓従組	二、一五〇	一三八、一四七
全電通	三七、〇〇〇	七一、二七二
全専売	二五、〇〇〇	三八、一五九
日財労連	八、〇〇〇	一三、一〇一
全印刷庁	二、一五〇	八、二七五
大蔵職組	六〇、一二九	六二、〇〇二
全進同盟		
全金	六五、〇〇〇	四七、七一〇
造船	二五、〇〇〇	一八、四七九
軽金属	六、〇〇〇	二一、四〇四
重電機	一七、〇〇〇	七七、一八七
都労連		
計	二、九三五、六二九　二、	二一、九二一、二二八

3　第二回大会（京橋）三月一〇―一二日「総評をめぐる統一運動の項」参照。
憲法記念式典に幹部検束　五月三日「集会・デモ」の項参照。
第八回幹事会　八月二七日　臨時工・特需工対策を決定、九月二一日代表者会議をひらき、対策推進を協議。
第一〇回幹事会　官民の賃上斗争をゼネスト禁止法反対闘争に集約、両条約批准反対の国会闘争へ集中化する方針を決定。
第七回評議員会　一一月六日「非常事態宣言」を決定公表す。
4　規約修正・綱領は「総評をめぐる統一運動」の項参照。
5　「総評」週刊「調査時報」

2　全国産業別労仂組合連合（産別連合・新産別）

National Federation of Industrial Organizations.(F.I.O.)

1　東京都港区芝公園六中労委会館　芝(43)一一三二―三
中央執行委員長　西橋富彦（京都）
副中央執行委員長　中島一郎（全機金）
岩政信吉（新化学）
久保田正英（帝石）
書記長　落合英一

2　一九四九年一二月一〇日結成
総評加盟

組織	（労働省調）	（組合公称）
帝国石油労働組合	五、九八五	六、〇〇〇
全日本土建一般産業労働組合	六、一六二	二五、〇〇〇
全国機械金属労働組合	一七、六一九	三七、〇〇〇
全生保労働組合準備会	一、〇〇〇	―
電工労働組合協議会	七、九五〇	六、〇〇〇
京都地方連合会	六、九五四	―
全化学産業労組連合	―	二五、〇〇〇
全日本車輌労組協議会	―	五、〇〇〇
直結単位組合（未整理）	二三、七九七	三七、〇〇〇
計	六九、四六七	一三一、〇〇〇

3　第二回中央執行委員会　二月五日再軍備反対声明を発す。
第一三回中央執行委員会　七月一〇日
平和運動推進にかんし社会党に申入れを行う。
第三回全国大会　一一月三〇日―一二月二日
テーゼ「労働階級の任務」を決定、運動方針を採択、平和運動・反動立法反対・越年闘争・電力問題などにかんし決議を行う。
5　「新産別」旬刊

3　全国機械金属労働組合（全機金）
All Machine and Metal Workers' Union. (A.M.U.)
東京都港区芝公園六中労委会館　芝(43)一一三二―三
1　執行委員長　中島一郎
副執行委員長　伊丹富太郎
書記長　大谷徹太郎
2　一九四九年一月七日全国機械労働組合として発足、五〇年一〇月改称
新産別加盟
組織（労働省調）二九組合六、一六二
4　日本炭鉱労働組合（炭労）
東京都千代田区神田三崎町二ノ四　九段(33)二一五四
1　執行委員長　武藤武雄（常盤）
執行副委員長　原茂（北炭平和）
柴田圭介（麻生）
事務局長　小椿春三（三池）
2　一九五〇年四月二二日結成
総評・国際自由労連加盟

組織（労仂省調）

（地方本部）	（組合数）	（組合員数）
北海道	九九	九三、三五六
常盤	三四	二一、一三九
山口	一九	一五、三六六
福岡	一〇七	一二二、八〇四
佐賀	一八	一三、三八八
長崎	一五	八、五四九
直結単位組合	一三	二、三三三
計	三〇五	二七六、九三五

3

賃金闘争については「炭労の争議」参照。

第三回中央委員会　二月二〇―二三日　総評の育成強化、階級政党の育成強化などの組織整備方針を可決した外、資本別連合との関連、罷業権の本部集約については単一強化の方向で大会前に山元の意見をまとめることとした。講和問題についての態度を確認。

第二回定期全国大会（神田）五月二七日―六月二日　行動方針可決、綱領・規約を改正、メーデー中止反対決議などの外、新賃金闘争の件にかんし、罷業権統制権の中央集約を決定した。

第四回中央委員会　七月一〇―一四日　賃金闘争については実力をかけてブロック別統一交渉をやることとし、八月一日に中闘が発足することをきめた。平和四原則にしたがつた平和闘争の推進、労仂法改悪反対闘争についても具体化方針をきめた。

第三回臨時全国大会（神田）一二月七―一一日　賃金闘争、弾圧三法闘争、批准後の平和闘争を中心に討議、産業別組織と

4

綱領（第二回大会決定）

一、われわれは首切り労仂強化、低賃金政策に反対し経済の民主化就中重要産業金融機関の社会化を促進し日本経済の再建と労仂者の地位の向上のために斗う。

一、われわれは労仂者と労仂組合の基本的権利である言論出版集会等の完全なる自由獲得と団結権、団体交渉権、罷業権の完全なる確立のために斗う。

一、われわれは教育の機会均等に民主化および仂くものの文化を建設するために斗う。

一、われわれは国庫の負担による全般的社会保障制度確立のために斗う。

一、われわれはファシズムと戦争挑発を排除し全面講和を促進し世界平和確立のために斗う。

一、われわれは炭労の完全単一促進を通じて炭鉱労仂者の団結をはかり国内的には総評議会の強化に努め国際的には国際自由労連と提携しながら強力な労仂階級の戦線統一のために斗う。

5

一、われわれは平和的民主的な手段によつて社会主義社会を実現せんとする政党と協力して政治斗争を行い、さく取なき社会建設のために斗う。

7

全国繊維産業労仂組合同盟（全繊）

Japan Federation of Textile Workers Union.

「炭労」「炭労新聞」旬刊、「炭労」月刊

1 東京都港区三田四国町二ノ六　三田(45)五七九六
　会長　滝田実（本部）
　副会長　越智譲次郎（化繊）
　高山恒男（綿紡）
　斎藤勇（本部）
　総主事
2 一九四六年七月三一日結成
総評・国際自由労連・国際繊維労連加盟
組織（労仂省調）
（部会別）　（組合数）　（組合員数）
綿紡部会　一六八　一八二、一七二
化繊部会　三七　四九、二〇九
羊毛部会　四四　三五、四六七
麻部会　一五　一四、七九八
地方繊維部会　一五一　四七、六六〇
都道府県連合会（部会加入を除く）　一一〇　三七、〇六七
計　五二五　三六六、三七三
3 全蚕労連　一九七　四四、九五九
第二回臨時大会（大阪）三月一九―二〇日
総同盟対策について可決された修正案
一、総同盟が産別整理をして総評に加盟することによつて、直ちに民間産業労組の闘う拠点としての総同盟を解体することには反対であるとの基本的態度を全繊同盟は捨てるものではない。而し総同盟第五回大会以後における総同盟の事態の変化を考察するとき、全繊同盟がその後とりきたつた総同盟の闘う拠点としての組織確立に努力する。
二、全繊同盟は日本労仂運動の現状に鑑み、真に民間産業労組の結成に努力する。
三、全繊同盟は総同盟第五回大会以後の総同盟現執行部の行動に責任をもたない。
四、全繊同盟は来る三月二八日に開催されるときく解散大会に参加しない。

全蚕労連第九回大会（京都）四月一七―一八日　全繊との統合方針を決定、これに応じて全繊側でも全繊の規約、綱領、決議に従う無条件加盟をする様正式に申入れを行う。

第六回定期大会（山中）八月一〇―一四日　全蚕労連の加盟を決定したが、代議員の決議権に制限を加えんとしたため、蚕糸の代議員は総退場し、大会は代議員数を半数の二三名とすることをきめた。全蚕糸側もこれを了承して議事に入り、右派の「総同盟と協力して統一委員会を設置する」との案を一条追加して運動方針を承認した。

労仂者弾圧法反対臨時大会　一〇月二八日　ゼネスト禁止法に絶対反対を決議、闘争方法として労仂者弾圧法反対闘争委員会を設置し、スト指令は委員長（会長）が行い、スト行使は全組織が一斉に行うことを原則とするスト権の確立を決定した。

賃金闘争の経過　春季闘争は三月の臨時大会に端を発し、化繊は三月二八日、綿紡四月一七日、羊毛四月二八日それぞれ要求書を提出して闘争に入り、全繊もまた中闘委を設置してこの指導に当つた。六月一一日まず綿紡部会が妥結、化繊は東洋レーヨンのストを最後に七月一日妥結、また単社交渉を進めていた麻部会は七月一一日全社解決、羊毛は最も激しい闘争の末八月二二日中労委の斡旋受諾調印し、五カ月間に亘つた春季闘争は一応の終結をみた。繊維の争議は、化繊の操業

短縮、綿製品の滞貨増大など、いわゆる糸ヘン景気の不振を反映して困難な闘争に終始し、得た成果も大きいものではなかつた。

要求案の主要点は、一、初任給（新中卒）四、五〇〇円二、拘束八時間　三、三月より実施する　の三点にあつたが妥結の内容は各社毎に異るが、ほぼ次のようである。

綿紡　初任給四二七〇円、食費一三五〇円、実施期五月、臨時給与一五〇〇円

化繊　初任給四三五〇円（現行実仂八時間）三九五〇円（拘束八時間）実施期五月、平均賃金・食費は別にきめる。

羊毛　初任給四三五〇円、食費一二六〇円、実施期八月、一時金四五〇〇円

これより傘下各組合はベースアップ闘争に入り、さきに獲得した初任給改訂にもとづく平均賃金をほぼ三〇―四〇%アップで確保した。

5

「全繊」週刊、「繊維産業労仂」月二回刊、「友愛」月刊

8 **全日本海員組合**（海員）

本　部　神戸市生田区海岸通三ノ二六　元町(4)三九一六

東京事務所　東京都港区麻布市兵衛町二ノ四　赤坂(48)三三六〇、三五〇三

1 組合長　陰山寿

副組合長　中地熊造

有井澄

2 一九四五年一〇月五日結成

総評・国際自由労連・国際運輸労連加盟

組織（労仂省調）一一〇、八一〇

3 緊急中央執行委員会　九月一四日　講和条約締結に関する声明を発表し、講和条約支持、安全保障協定是認の労仂組合として最初のまた唯一の態度を表明した。

第一〇回定期大会（神戸）一〇月二九日―一一月一日　全条文にわたる規約改正、国際自由労連のミラノ大会決議を含み講和条約に関する中執委決定を記載した運動方針を可決、労仂法規改悪反対闘争についての罷業権を確立した。

5 「船員しんぶん」週刊

9 **日本私鉄労仂組合総連合会**（私鉄総連）

東京都港区高輪南町三〇　大崎(49)一八三八

1 中央執行委員長　藤田藤太郎（阪急）

中央執行副委員長　堀井利勝（釧路）

肥田次郎（南海）

書記長　安恒良一（西鉄）

2 一九四七年一月一〇日結成

総評・国際自由労連・国際運輸労連加盟

組織（労仂省調）

（地方連合会）	（組合数）	（組合員数）
北海道地方労組	一〇	一、一九六
東北地方連合会	九	一、四二〇
関東地方連合会	三六	三四、三一七
北陸地方連合会	四	四、五一〇
中部地方連合会	一一	一五、二九七
関西地方連合会	三八	三八、八一六
中国地方連合会	一二	三、五九八
四国地方連合会	四	三、〇七三
九州地方連合会	一二	一二、三〇六
計	一三六	一一四、五三三

3　第五回中央委員会　一二月二〇―二一日　主力を賃金闘争におきその具体的方針をきめ、全面講和、再軍備反対の平和署名運動の展開を行うことを決定。

第八回全国大会（松本）　平和四原則の堅持、中闘の廃止などを骨子とする運動方針を可決、三月以降賃金に関する調停案拒否を決定、実力行使を含む今後の闘争方針を確認した。なお私鉄ストについては争議の項参照。

第九回臨時大会（東京・芝）　一一月八日　労仂法規改悪反対闘争にかんし、第一期を団規法およびスト禁止法反対、第二期を労仂関係法ならびに労仂基準法改悪反対闘争とし、最悪事態にはストを行うとの方針を決定、「吉田内閣は労仂法規の改悪による一連の労仂者の弾圧に着手し、保護法の性格をもつた労仂法規が取締法に変り、さらに弾圧法となり正当な労仂者の行動が治安法の対象とされ、ストライキを禁止するに至つてはもはやわれわれは絶対に座視し得ない」との非常事態宣言を発した。

5　「私鉄労仂」週刊、「私鉄総連調査月報」月刊

10　全日本金属鉱山労仂組合連合会（全鉱連）

東京都港区三田功運町二一　三田(45)四六三八

1　委員長　原口幸隆（別子）
副委員長　神長一毛（日本）
荒堀敏治（太平）
書記長　村田哲夫（秩父）

2　一九四七年二月二〇日結成　総評・国際自由労連加盟
組織（労仂省調）
（地方連合会）（組合数）
北海道地方連合会　一三
東北地方連合会　一四
秋田地方連合会　一七
関信越地方連合会　一八
東海北陸地協　一六
近畿中国地協　二三
四国地方連合会　八
九州地方連合会　一二
計　一三九

3　第八回中央委員会　一月二九―三一日　単一化の方向で組織の一元化をはかる組織強化方針を決定。

第一五回臨時全国大会（東京・京橋）　三月五―九日　組織改編につき、単一化の早期実現を図るが、企業連の廃止は困難と見られるため、結局過渡的な形として企業連を認めることとなつた。

第一六回定期全国大会（東京・芝）　七、七三七
争は九月一日から一斉に要求を提出し、統一闘争委員会がこれの統制に当りスト権を中央に移譲することが確認された。五、〇四九
なお賃上闘争の詳細については争議の項参照のこと。八、三一五

5　「ぜんこう」旬刊　一〇、三二五

11　化学産業労仂組合同盟（化学同盟）　九、一二九

東京都港区三田四国町二ノ六　三田(45)一七〇七、〇二七〇

1　中央執行委員長　山花秀雄（全国化学）　六、六三七
中央執行副委員長　兒玉精吾（日華ゴム）　六、六八、五三四
藤本用輔（日本ダンロップ）
書記長　若宮光三（理研ゴム）

2　一九五一年六月一七日結成

総評加盟
旧総同盟全国化学・ゴム労連・タイヤ六社協議会・福山ゴム労連などが合同して新発足す。
組織（労仂省調）二一九組合四四、六四三
3 関東地方化学労仂組合結成大会 五月二七日 四七支部五、〇〇〇名を吸収し、総評・化学同盟を指向す。
結成大会（東京・本所）六月一六―一七日 綱領・規約・運動方針をきめ、合成化学部門を分離して、大体ゴム、油脂、ガラス、医料薬品、繊業、紙パルプ、皮革、塗料、電池、セルロイド、石油などの業種を一般化学として結集せんとして化学同盟を結成した。参加団体は日本ダンロップ、BSタイヤ、東洋ゴム、横浜ゴム、日本タイヤなどの主要労組を中心に中小企業の化学労組を加えた約四万五千のほか、結成大会オブザーバーとして富士フイルム、日本板ガラス、藤倉ゴム、大成ゴム、金町ゴム等が参加した。
4 九州化学結成 一一月 組織人員九、七〇〇
綱領の特徴として
「極右極左に反対」「暴力および破壊による権力闘争に反対」を掲げ
行動綱領の指向するものとして
「総評を軸とする産業別労組の共闘態勢確立」「国際自由労連を通じて労仂者の国際的団結を強化」などがあげられる。
規約では
組織としては連合体とし、地方化学（連合会または単一）、業種別部会、地方連絡協議会をおくこととした。

12
日本教職員組合（日教組）
東京都千代田区神田一ツ橋教育会館 九段(33)七四六二

1 委員長 岡三郎（神奈川）
副委員長 今村彰（愛媛）
書記長 魚谷時太郎（兵庫）
書記次長 宮之原貞光（鹿児島）
2 一九四七年六月八日結成
総評・国際自由労連・世界教員連合・官公労加盟
組織（労仂省調）一、一〇九組合五二二、二一三
3 第一八回中央委員会 一月二四―二五日 文化闘争は「君が代」反対、新国歌制定運動を行う。平和運動につき四原則を再確認する。組織強化対策として、職場組織、中央地方を通じての統一、オルグ活動、指導部および総評を強化していく。
第八回定期大会（城崎）五月二九日―六月一日 世界教員連合WOTP加盟を承認、平和闘争に集約される運動方針を可決し、国際自由労連次期大会に日本の全面講和と軍事基地提供反対を議題としてもちこむことを決議した。
第二〇回中央委員会（広島）八月七日―八日 平和闘争は四原則を再確認し「愛労」に反対する。賃金闘争は一二、〇〇〇円ベース獲得に実力行使を準備、実力行使の指令権を中央に委譲する。選挙法・教育委員会法改悪反対、教師の倫理綱領を採択し、中執機構改革は委員減員に決定した。
第二一回中央委員会 一〇月八日
闘うとの闘争宣言を発す。
全国教育研究大会（日光）一一月一―一二日 各地方代表五二二名に傍聴者三、五〇〇名、これに講師団三五氏が参加、労仂組合の自主教育確立の方途について討議を重ねた後、一一の研究テーマをめぐる分科会を開き、さらに総合討論を加

えてこの中から今後の闘争の基礎的な裏付けを得んとした。この試みは労仂組合の手になる労仂教育の新しい試みとして注目された。

5 「教育新聞」週刊。「教育評論」月刊

13 **国鉄労仂組合（国鉄）**

東京都千代田区丸ノ内一ノ一 日本橋(21)一六八九

丸ノ内(23)〇〇三九、日国鉄総連結成、一九四七年六月五日単一改組

1 委員長 寺山 源助（東京）
副委員長 大和 与一（高崎）
書記長 太田 末男（大分）

2 一九四六年三月一五日

総評・国際自由労連・官公労・全交運加盟

組織（労仂省調）

	（組合数）	（組合員数）
全逓労仂組合	二二	二、〇九一
全林野職員労仂組合	二八四	二三、一七八
全食糧労仂組合	二四四	二七、二二二
直結単位組合	二	九四五
計	五五二	五三、四三六

3 第二回定期大会（宇治山田）五月一七―一九日 基本綱領を確認し、二六年度闘争方針につき、「愛国労仂運動」の星加案を否決、左派横山案を決定した。

第二一回中央委員会（長岡）一月二五―二七日 平和三原則堅持、再軍備反対を中心とする当面の闘争方針を決定。

第二二回中央委員会（伊東）三月六―七日 単一組織を守れとする機関協対策と新賃金四月以降一一、五〇六円要求を決定。

第一〇回定期全国大会（新潟）六月五―八日 平和四原則を再確認し、二六年度闘争方針につき、「愛国労仂運動」の星加案を否決、左派横山案を決定した。

第二一回中央委員会（長岡）一月二五―二七日 平和三原則堅持、再軍備反対を中心とする当面の闘争方針を決定。

第二二回中央委員会（伊東）三月六―七日 単一組織を守れとする機関協対策と新賃金四月以降一一、五〇六円要求を決定。

第一〇回定期全国大会（新潟）六月五―八日 平和四原則を再確認し、二六年度闘争方針につき、「愛国労仂運動」の星加案を否決、左派横山案を決定した。

第三回臨時総決起大会 一〇月一四日 全農林八万の統一を完成し、合法的実力行使を以つて官公労と共闘の下に闘うことを決定した。なお全農林労仂組合（全農林）四千は一〇月四―五日第九回臨時全国大会をもつて解散し、全改良、全水産、蚕糸の三単産を結成、各単組毎に農林八万の組織的統一の方向で進むこととなつた。

14 **全農林省労仂組合連合会（新全農林）**

東京都千代田区有楽町一ノ一一 丸ノ内(23)一一五一―九

1 委員長 有馬 輝武（全食糧）
副委員長 鶴岡 鉄夫（全農林）
美濃尾 鉄夫（全林野）

2 書記長 妹尾 敏雄（全林野）

5 「組合新聞」旬刊

15 **日本電氣産業労仂組合（電産）**
東京都中央区築地五ノ一　築地(55)一三九一、二六五七
1 中央執行委員長　藤田進（中国）
副中央執行委員長　池田孝夫（関東）
神山清喜（九州）
片岡馨（関西）
書記長
2 一九四七年五月七日単一結成
総評加盟
組織（労仂省調）

（地方本部）	（組合数）	（組合員数）
北海道	一五	六、〇〇四
東北	六四	一五、五八〇
関東	三七	六、五〇七
東北	二四	七、三三五
中部	三四	一七、六九三
関西	七三	二二、一五〇
中国	六一	一二、四〇三
四国	三一	六、七〇二
九州	七六	一八、四四二
計	四一六	一一二、八一六

3 第三回中央執行委員会　三月一八―二〇日　電力再編成に伴う闘争方針、総評加盟を決定。
第六回中央定時大会（松江）七月二〇―二三日　五一年度活動方針を採択。役員では左派の進出がめだつた。
5 「電産」週刊

16 **合成化学産業労仂組合連合（合化労連）**
Japanese Federation of Synthetic Chemistry Workers Union.（J.S.C.U.）
東京都港区本芝三ノ二〇　三田(45)五七〇〇
1 執行委員長　太田薫（宇部窒素）
副執行委員長　是枝忠治（東圧）
松井一郎（日本化薬）
岡本明保（田辺製薬）
書記長　入江康夫（東圧）
2 一九五〇年一二月九日結成
総評加盟
組織（労仂省調）

	（組合数）	（組合員数）
日本化薬総連	一四	三、七二六
日東化学労組	四	二、七二七
東海電極労連	六	八四七
全塩野義労組	八	二、一二〇
田辺製薬労組	五	九六〇
直結単位組合	三〇	四三、〇〇八
計	六七	五三、三八八

3 第二回定期大会（富山）五月二九―三〇日　罷業金庫の設立税金闘争などを決議。
第三回中央委員会　八月六―八日　秋季賃上闘争方針を決定。
なお全国染料工業労仂組合連合会（染労連）八千は五月三一日をもつて解散、合化労連に統一することとなつた。これで合成化学部門に統合された労組は硫労連、石灰窒素、過燐酸、火薬、ソーダ、染料に及んだ。
5 「合成化学」週刊

17 **全国自治体圍労仂組合協議会（自治労協）**

東京都千代田区丸ノ内三ノ一　丸ノ内(23)〇五一一―二〇
1　委員長　占部秀男（都職）
副委員長　浅羽富造（大阪市職）
池島信吉（全道庁）
書記長　松室悦弘（大分県職）
2　一九四九年一一月二九日結成
総評・国際公務員連合・官公労加盟
組織（労仂省調）六月一五―一六日　国際公務員連合
3　第三回定期大会（新潟）六月一五―一六日　国際公務員連合
組織（労仂省調）五五五組合一六三、八三七
に加盟、運動方針について労仂組合は平和三原則をナマのま
ま打出すべきでないとする執行部案を決定。
5　「自治労協」

18　**全逓信従業員組合（全逓・全逓従組）**
東京都新宿区信濃町三一　四谷(35)二四〇〇、二九七九
1　中央執行委員長　永岡光治（東京）
副中央執行委員長　長谷武麿（東京）
書記長　横川正市（北海道）
2　一九五〇年九月二七日結成
総評・国際自由労連・PTTI・官公労加盟
組織（労仂省調）六九五組合一三八、一四七
3　第二回中央委員会　六月一六―一八日　国際自由労連に加盟
を決定。
第二回全国大会（鳥取）九月二二―二五日　五二年度運動方針
国際郵便・電信・電話労組連合（PTTI）加盟を決定。ま
た講和条約締結後初の労組大会として四原則を再確認したこ
とは注目された。
5　「全逓新聞」週刊。

19　**全電通従業員組合（全電通）**
東京都千代田区大手町二ノ一　丸ノ内(23)〇〇八八、二五八
九
1　中央執行委員長　久保等（関東）
副中央執行委員長　石川辰正（愛知）
書記長　鈴木強（東京）
2　一九五〇年九月二七日結成
総評・官公労加盟
組織（労仂省調）三一六組合七一、二七二
3　第二回臨時全国大会（甲府）七月四―六日　平和四原則を確
認するが、抵抗運動は労組の主体性に応じたものとするとの
平和運動方針を定む。
第三回全国大会（松山）一〇月一〇―一二日　全逓従組との共
闘の下に平和運動、一四、〇〇〇円ベース獲得闘争を進める。国際自由労連ならびに
電信電話再建闘争を進める。国際自由労連ならびにPTTI
（国際電信電話労連）加盟は時期尚早とみて保留。
5　「全電通」週刊。

20　**全専売労仂組合（全専売）**
All Monopoly Labour Union.（A.M.L.）
東京都品川区大井立会町五六五　大崎(49)六六一〇
1　委員長　平林剛
副委員長　正門真佐行
書記長　佐藤新次郎
2　一九四六年四月一三日結成、四九年六月二九日改組
総評・国際自由労連・官公労加盟
組織（労仂省調）二三九組合三八、一五九
3　第四回定期大会（金沢）五月一九―二二日　賃上闘争方針、

組織強化、国際自由労連加盟を決定。

5 「全専売新聞」五日刊。

21 **日本労仂組合総同盟**（総同盟）

Japanese Federation of Trade Unions.（J.F.T.U.）

東京都港区三田四国町二ノ六　三田(45)五七五九

1

会長	松岡駒吉	
副会長	前田種男	
	熊本虎三	
	基政七	
総主事	菊川忠雄	

2 旧総同盟は一九五一年三月二八日をもつて解散、先に分裂した刷強派は同六月一一—二日再建大会を開き新発足。組織（労仂省調）

	（組合数）	（組合員数）
日本鉱山労組	一一九	四五、八〇三
全国土建一般	五一	六、七八三
全国食品産業	七〇	一五、九一二
全国金属同盟	一九二	三四、三〇六
全国造船連	一六	一八、四七九
都道府県連（重複）	九九八	二六一、七七五
計	一、二八三	三一三、四四八

3 解散第六回大会（京橋）三月二八日

大会宣言

われらは茲に栄えある第六回大会を了え、日本労仂運動史上に、燦たる業績を残した日本労仂組合総同盟を潔く解体する。

顧るに終戦以来六年間、苦難なる斗争の中にわれらの高く掲げ来つた「自由にして民主的なる労仂運動」の旗は幾多貴重なる斗争を経験した組織労仂者の圧倒的に支持するところとなり、遂に総評議会の結成と、その発展の形において全日本の労仂階級の旗印となつた。

かくして今やわれらに課せられた新しき任務は総評に結集した統一をいよいよ強化し、この舞台における強大なる全労仂階級的斗争を組織し、指導する栄光を担うことである。

日本労仂階級の当面する事態は極めて重大である。米ソ対立を中心とする国際状勢は風雲を孕んで激化しつつあり、この間に処するわが国の動きは一歩を誤れば、われらの熱望してやまない平和と独立が水泡に帰する岐路に立つている。

内国的には吉田内閣はいよいよ反動化し、金融資本の復活と強化に狂奔し、このために労仂階級の権利と生活は極度に脅かされているのである。

この重大な危局に対処する日本労仂階級の道は只一つ、総評を軸とする統一をより強化し、澎湃たる階級斗争を組織、推進することにある。

全国の同志諸君！

われらは茲に諸君と共に古きからをぬぎ棄て総評の強化と地評組織の推進強化を通じ、新しき舞台において、国の平和と独立のために、労仂者の権利と生活を守るために輝ける斗争力をいよいよ強力に発揮するものである。そして日本労仂運動の歴史的前進のため勇躍し、新たなる任務につくことを盟約する。

右宣言する。

一九五一年三月二八日

日本労仂組合総同盟、第六回全国大会

再建全国代表者会議　三月二九日
再建第六回大会（浅草）六月一―二日　結成大会における総同盟綱領を確認、規約一部改正、運動方針を定め、講和に対する態度として独立達成に関する決議を採択、米国の対日講和七原則の線に沿つて闘うことをきめた。

大会宣言

昨年一二月第五回大会以来、わが総同盟は一時分裂状態に陥つたが、いまや観念左派的傾向と分裂主義的策謀は請算され、全組合員の友愛信義の下、新しい斗争の熱情に燃えて再建された。

朝鮮事変の勃発は、米ソをめぐる国際関係の前途多難なるものを示し日本も又間接侵略の危機にさらされている。この時日本の独立達成のためには、まず日本国内平和体制の確立を急務とする。しかるに、国際共産勢力の一翼たる共産党の謀略と保守反動勢力の急速なる台頭は、国民生活の不安を増大し、日本の再建を阻害し、却つて国内の危機を深めつつある。国民生活の安定と向上をはかり、日本経済の自立を築き民主々義革命を推進し、平和と自由の日本を再建する。われら労仂階級の使命はいよいよ重且つ大である。

しかるに、われら民主々義労仂組合の運動は、戦後六年間の斗争を通じ、長足の進歩をとげたか、いまなお内容の充実をみず、加うるに、講和をめぐる内外諸情勢の影響をうけて稍もすれば混迷に陥らんとし、戦後最大の試錬と轉換に直面している。わが総同盟は、その堅持する堅実なる労仂組合主義の旗の下、民主々義労仂組合の指導精神に徹し、明確なる運動方針を把握し、特に、民間産業労仂組合の当面する困難なる斗争を効果的に解決し、日本労仂階級に課せられたる使命を達成せんとする。

わが総同盟はここに再建された。われらの再建は旧き伝統の上に新しい方針を盛り上げ、実践を通じて更に拡大強化される労仂組合運動はわれらにとつて単なる観念や思想の運動ではない。労仂大衆の自由と、生活に密着し、もつとも忠実に効果的に大衆の利害を守るところにこそ、わが総同盟の本領がある。われらは総同盟の旗を高くかかげて、その本領を発揮し、全日本労仂階級の信頼と支持に答えんとする。

再建から斗争へ、同志よ、更に陣容を固めよ。嵐を突いて進もう。

日本労仂組合総同盟、第六回全国大会
一九五一年六月二日

5 「総同盟」旬刊

22 **全国金属労仂組合同盟（全金同盟）**
東京都港区三田四国町二ノ六　三田(45)五七五九
1 会長　前田種男（大阪）
副会長　井堀繁雄（埼玉）
宮本勇（岐阜）
主事　天池清次（神奈川）
2 一九五一年三月一八日再建
総同盟加盟
組織（組合公称）四五、〇〇〇
3 再建大会（大阪）三月一七―一八日

23 **全国化学労仂組合同盟（全国化学）**
東京都港区三田四国町二ノ六　三田(45)五七五九
1 会長　村尾重雄（大阪）
副会長　熊本虎三（本部）

主事　折原進吾（本部）
2　一九五一年一一月一八日結成
総同盟加盟
組織（組合公称）三六、〇〇〇
大阪一般化学の一四、〇〇〇、セメントの五、〇〇〇を中心に、埼玉、千葉、神奈川等、各地方化学がそれぞれ一、五〇〇乃至三、〇〇〇を結集したもの。
3　結成大会　一一月一八日
24　**全日本産業別労仂組合会議（産別会議・産別）**
Congress of Industrial Unions of Japan. (C.I.U.)
東京都港区芝新橋七ノ一二　芝(43)三〇〇五
1　議長　吉田資治（金属）
2　一九四六年八月二一日結成
組織（労仂省調）

	（組合数）	（組合員数）
全日本印刷出版労組	四九	三、二五五
全日本金属労仂組合	一一六	二三、九八三
全逓信労仂組合	一一	一三、九三二
全日本医療従協	一〇	九四四
東京土建一般労組	一一	四、五九四
計	一九七	四六、七〇八

3　「総評をめぐる統一運動」の項参照のこと。
25　**全日本金属労仂組合（全金属）**
東京都港区芝新橋七ノ一二　芝(43)三四〇五
1　中央執行委員長　和田次郎（茨城）
副中央執行委員長　樽谷菊夫（兵庫）
書記長　富岡隆（長野）
2　一九四八年一〇月一五日結成
産別加盟
組織（労仂省調）一一六組合二三、九八三
3　第三回中央執行委員会　二月二七―二八日　賃上げ中心の夏季闘争方針において賃上、講和、戦線統一などの闘争を地方選挙、メーデーに向つてもりあげて行くことを決定。
第四回中央執行委員会　五月一八―一九日　賃上げ中心の夏季闘争方針を決定。
第三回定期大会（上諏訪）一〇月二三―二五日　運動方針には賃上げ、平和を守る闘い、調査活動、青婦人の闘い、戦線統一などがもられている。

金属の任務と組織の拡大（運動方針より）

わが全日本金属労仂組合の方針にそつた労仂者のもり上りと統一への動きと資本家階級内の分裂と動揺を正しく見ることが出来ないで、分裂主義者の策謀とデマ宣伝にだまされ、資本家階級の攻撃を過大評価し、組織の減少だけが気になつて敗北感におそわれ、組織解消論や新しい組織のデッチ上げは明らかにまちがいであり、これは職場の労仂者の真の統一の要求を資本家に売り渡す結果となる。われわれはわれわれが決めた方針を実践するため職場で充分討議し、友誼団体や農民にもよびかけて交流し合い共同斗争をおこなつて行く推進力となる。

長期かつ困難な斗いの中では、徹底した組合民主主義の確立が必要である。過去の欠陥と不充分さは相互批判の中で克服して行く。労仂者の要求をみたすために決められたことがどのように生かされているのか、上下からの点検が重要である。こうしてこそ金属の方針は生き生きと職場に密着し、機

関はその指導性を発揮することができる。
金属の最大の力であり誇りとするのは平和を守つて斗う世界労連に加盟していることである。世界の労仂者との提携なくしてわれわれの生活を楽にすることは考えられない。世界の独占資本家やこれと結んだ反動の戦争計画に対して、世界の労仂者の団結なくして平和をかちとることはできない。全日本金属労仂組合は世界の労仂者に支持されている。これを拒否する分裂主義者たちは世界の労仂者から見はなされている。世界労連金属機械インターの方針を十分理解し、これを全労仂者に訴え、世界労連の旗の下に結集することを全国の労仂者によびかけることが最も重要である。
5 「金属労仂者」週刊

26 **全逓信労仂組合（全逓・全逓労組）**
港区芝新橋七ノ一二　芝(43)〇〇〇七
1 中央執行委員長　山口寛治
副中央執行委員長　村山永喜
高原普一
浜武司
書記長
2 一九四六年六月三〇日結成
産別加盟
組織（労仂省調）一一組合一三、九三二
3 全国代表者会議　八月一一―一二日　講和条約単独調印に実力をもつて闘う。賃上げなど当面する闘争の発展のための対議を中心に具体的な闘争方針を打出した。
組織運動についてこの組合の果した役割は、全逓従組および全電通の統一委員会的色彩の濃いもので、独立した全国組合として独自の活動は進められていない代りに、前記両組織および中立、未組織の全逓労仂者を対象に統一への呼びかけを行つている。
5 「ぜんてい新聞」週刊

27 **全日本印刷出版労仂組合（印刷出版）**
東京都港区芝新橋七ノ一二　芝(43)四四〇七
1 中央執行委員長　佐藤次雄（中央）
中央執行副委員長　斎藤武雄（城南）
中野茂（合同）
書記長　杉浦正男（城南）
2 一九四七年四月一〇日結成
産別加盟
組織（労仂省調）四九組合三、二五五
3 第一二回全国大会（東京）一〇月二八日　平和を守る闘い、生活を守る闘い、基本的権利を守れ、労仂戦線の統一を主内容とする闘争方針を決議。
5 「印刷出版労仂」旬刊

28 **日本自治團体労仂組合総連合（自治労連）**
東京都千代田区永田町一ノ三一　霞ヵ関(58)〇〇一七
1 委員長　徳永利雄（愛媛）
副委員長　泰平国男（大分）
書記長　宮沢正有（長野）
2 一九四七年一一月一〇日結成
組織（労仂省調）二九九組合六九、二九五
3 第六回臨時全国大会（東京）二月二八―三〇日　地方公務員法下初の大会として闘争継続のための運動方針を決定。とくに組織の統一にかんする点につき「下からの統一」方針を再確認した。

第七回定期全国大会（松山）六月二六―二八日　組織問題につき、賃金共闘を強化し広汎な統一戦線を確立し、自治労協との統一は上では政策、下では共闘を通じて行うとの根本方針をきめた。賃金は一二、〇〇〇円要求を、外に首切り反対、地方自治確立の闘争など。

5　「自治労新聞」週刊

29 **全日本自動車産業労仂組合（全自動車）**
All Japan Automobile Workers Union (J.A.W.U.)
東京都品川区大井元芝町七〇四　大崎(49)七六三一

1　委員長　益田哲夫（日産）
　副委員長　野本正三（高速）
　　福田幸次郎（いすず）
　書記長　畔柳馨（トヨタ）
2　一九四八年三月二六日結成
　組織（労仂省調）七三組合二四、八四五
3　第四回定期大会（修善寺）四月七―九日　春季闘争に一斉ストに、戦線統一に新中央労組の結成運動をすすめるなど（争議および組織運動の項参照）。
　一九五一年度臨時大会（岐阜）一一月一七―一八日　当面の闘争方針は、平和闘争、賃金闘争、組織拡大など。外に年末闘争の組織方針として労闘方式の推進、共闘の拡大等。
5　「全自動車」旬刊

30 **全日本港湾労仂組合（全港湾）**
All Japan Harbor Labors Union. (J.H.U.)
東京都大田区山王二ノ一八二五　大森(06)二三〇〇

1　中央執行委員長　田井増五郎
　副中央執行委員長　兼田富太郎
　書記長　本間正吉
2　一九四六年七月二五日同盟結成、一九四九年六月一日単一結成
　組織（労仂省調）一〇八組合二三、一三一
3　第六回定期大会　六月二一―二三日　港湾ストとともに争議の項参照。
5　「港湾労仂」月二回刊（不定期）

31 **全国銀行従業員組合連合会（全銀連）**
The Federation of Bank Employees Unions. (F.B.U.)
東京都港区青山南町六ノ一二〇　赤坂(48)六〇〇七―八

1　委員長　荘浩一路（大分合同）
　副委員長　田辺健（富士銀行）
　　山藤哲三（広島銀行）
　書記長　大山敬三（第四銀行）
2　一九四七年四月一八日結成
　全金融加盟
　組織（労仂省調）二八七組合一一三、四九六
3　第一一回全国大会　五月九―一一日　活動目標を生活権、労仂権、職場の民主化の獲得に重点をおく。
　第一二回全国大会　一一月二六―二七日　銀行法改正案に反対し、給与闘争、労仂法規改悪反対闘争、人員整理反対闘争などを強化する。
5　「全銀連」週刊「全銀連調査時報」月刊

32 **全日本生命保険従業員組合連合会（全生保）**
東京都千代田区丸ノ内三ノ四　丸ノ内(23)一一〇五―八

1　中央執行委員長　渡辺知信（光）
　副中央執行委員長　遠藤万吉（日本）

書記長　塚本　基（第一）
2　一九四六年六月四日結成　山本悠夫（第四）
全金融加盟
組織（労働省調）七八組合一七、八一八
3　第七回定期大会　六月二八―二九日　平和四原則堅持、組織の単一化については時期尚早とみて単一準備促進委員会の設置を決定した。
5　「全生保」

33　大化学産業労働組合（大化学）
The Chemical Workers' Federation of Japan.(C.W.F.J.)
東京都港区芝新橋七ノ一二　芝(43)三一〇五
1　中央執行委員長　龜田東伍
2　一九四九年八月一九日結成
世界労連・化学インター加盟
組織（労働省調）一二組合一、五八七
5　「大化学戦線」週刊

34　日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）
Japanese Federation of Iron and Steel Workers Unions.
(J.I.S.U.)
東京都港区本芝三ノ二〇　三田(45)四九六八
1　中央執行委員長　森田清市郎（扶桑大阪）
中央執行副委員長　今田義之（鋼管川崎）
浜田勝義（徳山鉄板）
清水愼三（本部）
書記長
2　一九五一年三月二一日結成
組織（労働省調）三八組合一一〇、四七五

鉄鋼労連組織（八月現在組合公称）

組合名	組合員数
富士製鉄室蘭労組	七、三〇〇
日本製鋼室蘭労組	三、六〇〇
富士製鉄釜石労組	六、五〇〇
久保田鉄工隅田川労組	四四〇
日本鋼管川崎労組	一二、五〇〇
日本鋼管鶴見労組	四、〇〇〇
東都製鋼本社労組	一、四〇〇
関東製鋼澁川労組	六八四
神戸製鋼東京支社労組	一、〇〇〇
川崎製鉄知多労組	五九四
神戸製鋼名古屋労組	二、六〇〇
扶桑製鋼労組	六〇〇
扶桑製鋼職組	三五〇
扶桑鋼管労組	三五〇
扶桑和歌山労組	三、三〇〇
神戸製鋼神戸労組	三五〇
神戸製鋼尼崎労組	一、三〇〇
神戸製鋼大久保労組	三九〇
神戸製鋼日高労組	六〇〇
川崎製鉄葦合労組	六、〇〇〇
川崎製鉄葦合職組	九〇〇
川崎製鉄本社職組	六〇〇
川崎製鋼兵庫労組	三五〇
川崎製鋼西宮労組	八〇〇
川崎製鉄住吉給食所従組	四六〇
	一〇〇

久保田鉄工尼崎労組	六三〇
久保田鉄工武庫川労組	五五〇
中山製鋼船町労組	八一九
神戸鋳鉄幡磨労組	三五〇
神戸鋳鉄神戸労組	六四
富士製鉄広畑労組	四、〇〇〇
日亜第三工場労組	六〇〇
徳山鉄板労組	一、四五〇
東洋鋼板労組	一、三〇〇
土佐電気製鋼労組	一六二
神戸製鋼高知労組	八〇
八幡製鉄労組	三四、〇〇〇
日本鋼業労組	九〇九
小倉(鋼業労組	一、三〇〇
長崎製鋼労組	八〇〇
合　計	一〇九、三五九

3

結成大会（東京）三月一二日

大会宣言

今や国際情勢は朝鮮動乱を巡つて激動する雲行を見せている。しかしながら戦争に於て如何に人類が悲惨な状態になるかを知る民主主義国家陣営の平和への努力は、国際連合の下に必死の努力を傾けている。

しかし一方共産主義群を代表するソ連との対立は尖鋭化して、平和への熱心なる努力にもかかわらず、戦争への危機は増大しつつある。かかる国際情勢に便乗する吉田反動内閣並に支配階級は、あらゆる犠牲を労仂階級に強要し、自己の行き詰つた資本主義体制を挽回するために、いまや公然とファシズムの道をとりはじめ、更に大衆の暴政に対する反対運動を弾圧する諸々の政策を露骨化するなど、新憲法の精神を無視すると共に反動攻勢を熾烈に展開して来た。

この秋に当りわれわれは労仂組合結成以来五年有余の貴重なる体験と共斗の中から日本鉄鋼労仂者の永き念願であり、心から希求してやまなかつた、自由にして民主的なる鉄鋼労仂組合の一大統一組織を結成したのである。しかしながら、今生れ出た鉄鋼労連も数多くの段階があることを覚悟しつつ、任務達成への道の前途、全く多難であり試練の連続であることを知る。されどそれをも克服しつつわれわれは全日本の民主的労仂組合と相提携し日本民族の平和と独立のため、且又組合員一人一人の利益を擁護するため、鉄鋼労連の主体性を確立し、如何なる外部の支配干渉をも排撃しつつ信義と友愛を基調とする団結を強化して、鉄鋼労連の綱領と、運動方針の指向する理念と目標に向つて瞬時も撓むことなく前進することを誓う。

右宣言する。

一九五一年三月二日

日本鉄鋼産業労仂組合連合会結成大会

第二回中央委員会　六月七―八日　組織強化、全闘解散に伴う共闘態勢などについて協議決定。

第一一回中央執行委員会　九月一七日

第三回中央委員会　九月一八―一九日

第二回臨時大会（城崎）一〇月二五―二七日　「情勢の進展に伴う基本方針」をはじめ越年闘争の方針、闘争組織の確立など。労仂法規改悪反対闘争につきスト権の中闘委譲を決定した。

5 「鉄鋼労連」旬刊

35 **全日通労仂組合（全日通）**
All Japan Express Workers Union
東京都千代田区三年町一ノ二一　霞ガ関(58)〇六二八
1 委員長 大倉 精一（中部）
副委員長 白戸 松寿（東北）
和久 幸雄（関西）
書記長 山口 政隆（関東）
2 一九四六年四月二〇日結成
全交運加盟
組織（労仂省調）三八二組合九八、五七四
3 第二回中央委員会（鬼怒川）一月三〇―三一日 調停案および労仂協約問題を中心に当面の闘争方針を協議。
第六回定期大会（塩原）六月一九―二二日 平和四原則を基礎とする生産復興闘争、七月賃金一四、五〇〇円要求などを決定。
第一回中央委員会（上ノ山）九月二八―三〇日 「会計監査の委員長に対する意見書」をめぐつて紛糾の末、中央執行委員会を不信任し、重要議題は臨時大会を開いて審議することとなつた。
臨時全国大会（山中）一〇月二五―二七日 中執委全員の辞職を承認、新執行部を選出、七月賃金獲得のためのスト権行使を含む闘争方針を決定した。
5 「日通労仂」五日刊

36 **全国紙パルプ産業労仂組合連合会（紙パ労連）**
東京都港区本芝三ノ二〇 三田(45)三一八八
1 会長 荒木 利助（十条）
副会長 南 爲三（三菱）
書記長 山内 義衛（苫小牧）
2 一九四八年七月三日結成
組織（労仂省調）七八組合三四、二四四
3 第六回臨時大会 三月七―九日 春季闘争方針を決定。
第七回定期大会（苫小牧）五月三一日―六月一日 平和三原則推進、共闘態勢の確立など。
第八回臨時大会（甲府）一一月二二―二四日 中央集権強化の組織整備・規約改正を決定、一時金闘争、労仂三法改悪反対平和闘争、組織強化の運動方針をきめた。
5 「紙パ労連ニュース」旬刊

37 **全国セメント労仂組合連合会（全国セメント）（C.I.U.）**
東京都港区芝新橋六ノ一八 芝(43)三二四〇
1 委員長 豊田 正則（小野田）
副委員長 家成 広行（豊国）
書記長 高野 和男（宇部）
2 一九四六年七月二五日協議会結成、一九五一年四月二七日連合会へ改組
組織（労仂省調）三九組合一五、七六二
3 第六回定期大会 四月二五―二七日 連合会への改組を可決、総評を指向しての戦線統一を確認。
5 「全国セメント」旬刊

38 **全国電機工業労仂組合（全国電機）**
東京都港区芝三田四国町二 日本電気 三田(45)二八九四
1 委員長 斉藤 欣也（日電）
副委員長 秋葉 環（松下）
大久保 伝一（日コロ）

事務局長　山沢徳寿（沖電）
2　一九五一六月二日結成　竹花勇吉（東芝）
組織（労仂省調）三〇組合二六、一五六
3　結成大会　六月一―二日　結成の中心となつた組合は、沖電電連合会、日本電気、松下電気産業、東芝新労連、日本ビクター、日本電機精器、日本コロンビア、湯浅乾電池などの諸労組で、旧全電工の民主化運動が昨年五月の関東における全国電気機器結成準備会へと発展し、ついで関西へと拡大された一〇月に結成された東芝新労連の呼びかけになる全国電機労組統一委員会は今年四月二七―二八日の全国電機準備大会まで前後一一回の会を重ねて結成に努力していたものである。結成大会に参加した組合は前記各組合など電機器、音響工業関係一九組合代表約一三五名であつた。
大会は綱領、規約、基本方針などをきめ、講和に対する態度としては、全面講和を原則とし自衛権はもつとの確認を行つた。

附　機器電機統一準備会
金属産業関係労仂組合の戦線統一は従来から多くの困難を伴つての努力にもかかわらず、現在なお鉄鋼を除く電機、機器、車輛、軽金属、光学などは、総評、総同盟、新産別、産別および中立、未組織へと分散し産業別組織としての統一は最も難しいものとされている。機器電機統一準備会の動きも戦線統一の一つの試みであつた。
日立総連、重電機、全国金属は機器、電器産業の統一を進めるべく統一懇談会をもつてきたが、六月三〇日これを統一準備会へと発展せしめ、新たに三菱電機、富士電機、神鋼、明電舎、東芝労連などが参加した。新組織は全国機器電機産業労仂組合運合会として具体化を図ることとなつたが、組織範囲を重電機関係を中心にするとの考え方に対し、全国金属は光学、車輛、軽金属を含む大産業別統一を図るとの態度で進もうとし、また新組織にはオブザーバーの形の全国電機の中心組合、日電、神電、東芝新労連などではいずれも態度を保留した。このため新組織の結成には当初から困難が予想されたばかりでなく、統一活動もその後はほとんど停滞し、この新組織は結局日の目を見ずに終るのではないかと見られるに至つた。

39　**日本国有鉄道機関車労仂組合（機関車労組・機労）**
東京都品川区上大崎四ノ二四九　大崎(49)六四三八
1　執行委員長　瀬戸敏夫
副執行委員長　竹本栄太郎
書記長　北野隆
2　一九五一年五月二四日結成
組織（労仂省調）一〇八組合三三、三五三
3　結成大会（京都）五月二三―二四日

40　**全日本造船労仂組合（全造船）**
All Japan Shipbuilding Workers Union. (S.W.U.)
東京都澁谷区原宿三ノ二九八　赤坂(48)三二六四
1　委員長　南条玉一（長船）
副委員長　菅野仙吉（鶴造）
書記長　幸崎幸一郎（函館）
2　一九四六年九月一日結成
組織（労仂省調）三九組合五〇、五五一
3　第一二回定期大会（函館）五月一七―二〇日　組織整備・支

部廃止案を否決、青婦部廃止は可決。
「総評・国際自由労連加入」、「戦争反対、平和独立」の二項に、さらに「全面講和、軍事基地化反対」を行動綱領に追加「組織強化と労仂戦線統一」など五大運動方針を可決した。

5 「全造船」週刊

41 官廳労仂組合協議会（官労）

東京都千代田区富士見町一ノ一〇

1 議長 佐藤忠夫（文部）
副議長 天野徳重（司法）
事務局長 牛田次雄（建設）

2 一九四七年九月二六日全官労（連合会）結成、一九五一年一月二五日官労（協議会）に改組。一九五一年七月二一日官労結成。

日官労組織（労仂省調）

全海事	二一	六〇二
全医療	九二	一六、〇四六
全商工	五九	一一、六四四
全農林	二	二、八六二
全基準	三五	二、四五九
直結単位組合	三一	一〇、五三三
計	二四〇	四六、一四六

3 全官労第四回臨時大会 一月二五日 規約を改正し協議会として新発足、名称は日本官庁労仂組合協議会（日官労）とする。

官労結成大会 七月二一日 日官労一九単産とこれを含む官庁給与共闘二八単産を中心に、オブザーバーを含め三〇単産を集め、基本綱領、規約をきめ、運動目標を決議した。
総けつ起大会 九月二九日 行政整理反対・給与引上げを決議、政府に決議文を手交、各党、労組に協力方を申入れた。

5 「官労」旬刊

42 東芝労仂組合連合会（東芝労連）

川崎市堀川町七二

1 委員長 山村悦郎（三重・旧）
副委員長 竪山利文（堀川・新）
海老忠二（川口・旧）
書記長 三沢元次（府中・旧）

2 一九五一年八月七日新・旧労連統一結成

組織（組合公称）一四、〇〇〇

3 新旧労連統一大会 八月六―七日 一九四九年七月の分裂以来、対立を続けてきた新旧両労連は、本年四月以降の共闘の中で急速に統一運動が進み、六月一一日両連合会の統一懇談会が開かれたのを皮切りに各単組において徐々に統一が実現し、七月一六日の第一回統一準備会では、過去の経過を白紙にもどし、単組の上部組織（全国電機、全金属、重電機、総評など）には触れないとの基本方針で統一を実現することとなつた。

大会は運動方針に「平和への確保と全面講和推進」を挿入することをきめたほか左派の進出がめだつた。「新たな団結と過去の行きがかりを清算して組合本来の目的達成のため闘う」との大会宣言を発し、従来の新旧両労連は、翌八日それぞれ大会を開いて解散した。

第二編　農民運動の大勢

第一章　農民運動の大勢

第一節　農業情勢と農民運動

朝鮮戦争第二年をむかえた一九五一年の農業情勢の中でたたかわれた農民運動は一般的にいかなる動向をたどつたか。昨年来の農民運動の一般的沈滞と組織の壊滅状態は、今期にはいかに克服され、いかなる変化を来したか。あるいは部分的・消極的ながら各地に激烈にたたかわれた農民闘争は本年度いかに引きつがれたか。あるいは新たな闘争分野を切りひらきつつ進展したか。以下かんたんにこれを概観しよう。まず農民団体自身が本年の農業情勢と農民運動の動向をどのように認識しているかをみることにする。日農（主体性派）の新運動方針書は、過去の闘争をかえりみて、その実情と教訓を次のように要約している。

「(一)　複雑な国際的・国内的情勢下において、支配階級の政策は、漸く農民の反抗が広汎に発展しつつあること。

(二)　このような客観的情勢の成熟にもかかわらず、運動は沈滞の域を脱し得ず、依然として運動の主体的条件は必ずしも確立せず、依然として混沌たる状態にあること。

(四)　農民戦線の統一と広汎な大衆斗争展開の気運が醸成されているにも拘らず、組織と指導の脆弱なために、この気運に対応して全国的な、統一的な運動が展開できないこと。

(五)　これらの運動上の諸欠陥は、一時的なる要因によるものではなく、農民運動の全面的な轉換を要請していること。」

日農（統一派）の農業情勢に対する認識は「最近における農村の諸情勢は全国的にみて幾分の凹凸はあるも一般的には次の如き情勢と言えるだろう。第一に単作地帯における金詰りは深刻であり、青年は殆んど出稼ぎとなり、娘の身売りさえ行われ、中貧農は極度に生活を切り下げ保有米さえ売つて現金にあてている。従つてヤミ米の価格は公定以下となつており、土地放棄は多い。第二に、山村においては、ドッジ・ラインによる独占資本の農民收奪の強化によつて破綻に瀕し、漸く農民の反抗が広汎に発展しつつあること。

(三)　このような客観的情勢の成熟にもかかわらず、運動は沈滞の域を脱し得ずに

在とあいまつて矛盾は激しくあらわれ、貧困化は最も甚だしく、大部分の者は山林労仂者、土方、日雇となり、かろうじて生活をささえている。漁村においても同様であり、多くの漁民のルンペン化の傾向がみられる。第三に平坦地帯においても金詰りは深刻であり、一部特権的富農をのぞけば、全く経営の破綻が一般化している」（日農統一派一九五一年運動方針書）。

すなわち、ここでも農民経済の窮乏が強調され、農民運動展開の客観的条件は成熟していることが指摘されている。しかもこの日本農業の現情勢は、広く国際的政治経済情勢に規定されて生じているのであり、この点を無視しては農民運動の動向を理解することはできない。統一派日農はこれをつぎのように要約している。

「現在、内外独占資本は日米経済協力の名のもとに日本農村を戦争の足場にしようとしている。

(1) 日本産業を外国軍需工場の下請に再編するための低賃金確保策、輸入食糧の確保、その一手段としての国際小麦協定参加などの政策にみられるように外国食糧の放出操作によるパリティ計算方式さえ否定する主要食糧の低価格の維持。しかも農民の反抗をそらす統制緩和への方向。

(2) 所得税の減税措置によつて農民の反抗が統一し広まるのをそらしながら、他方での地方税、寄附の形による收奪の強化をはかつて農民の反抗を孤立化に導き、小作料引上げの直後に固定資産税の増徴を行つたことは小作料をめぐる土地斗争が税斗争と結合すべきことを示している。

(3) 「土地法」制定の政策にみられるように小作料引上げ、土地所有制限の緩和などによつて旧地主勢力の一部を買弁手先として再編成を図つている。

(4) 農業委員会法にみられるように諸々の委員会の一元化と階層選挙を否定し全村選挙をはかつて、一部に指導権を与え、これを手先とする政策。

(5) 地方自治体を平衡交付金の操作によつて、より以上忠実な買弁機関にしようとしている。

(6) 警察法改正、警察予備隊強化などにみられるような弾圧機関の強化をはかつている。

(7) 電気、肥料、運賃など独占価格の引上げにみられるように一切の財政金融価格政策によつて日本農村を戦争政策遂行のために植民地的に再編成し收奪を強化しながら、他方では六〇億に及ぶ農林漁業資金を融通し、農協再建整備をはかるなどの政策によつて一部上層農家には向上の希望を与えると共に、大量の追放解除による反動ボスの復活を策し、彼らを自己の忠実な手先に再編成しようとしている。こうして日本農民を直接の肉弾化と低賃金労仂力による日本農業の軍事的再編成のための犠牲にしようとしている」（同上方針書）。

他の農民団体は農業情勢の把握において必ずしもこれと一致しないことはいうまでもないが、しかし朝鮮戦争下の世界資本主義の軍拡経済の進展の中にあつて、わが国も急速に再軍備への道をすすみつつあり、その影響が農村に複雑な波紋を呼びおこして、次第に農民窮乏が深まりつつあることについては、これを否定するものはあるまい。

さてこの情勢下に農民運動はどうたたかわれたか。一般的にいつて、昨年来の沈滞はけつして克服されていない。農民組織の事実上の壊滅状態はなお持続し、広大な空白地帯は、階級的な農民運動の彼岸に放置され、農民的な無関心の中に、結局は反動的な政治勢力の地盤とされている。このことはまた階級的な農民組織をもつて認ずる日農自らが、もつともよく知り、かつ自認しているところであ

る。

しかしこの沈滞期にも、農業をまもり、農民生活を防衛するために、税金、供出、土地の問題をめぐり農民闘争がおこなわれた。そして、あるところでは青年の運動として、あるところでは意識的な平和擁護運動の一環として、これらの闘争が各地に激しくたたかわれた。

供出闘争は、自由党政府の米麦統制撤廃の企図に対する広汎な農民層の反対という形で、しかも不十分ながら労仂者階級、小市民大衆との共同闘争として、本年度農民運動の中心的分野の一つをなした。三月と一〇月の二回にわたり開かれた統制撤廃反対全国農民代表者会議はこの運動の頂点をなした。また本年産供米割当知事会議における紛糾は、統制撤廃政策にからむ政府の農業政策の欠陥と失態を白日の下にさらけだしたのであるが、これは他面農民運動の成果をしめすものでもあつた。しかし六月の米麦価追加拂確保全国農民大会の運動が、政府の一方的決定にむなしくその要求を拒否されたごとき、この種の、中央における団体陳情運動の限界をはつきりと示したものであり、部落における農民の闘争を基礎にしない中央の政治運動が、きわめて弱体なことを痛感させるに十分であつた。農業復興会議傘下の諸団体によるこの種の運動方式が——それは戦後の農民戦線分裂状態にあつて大きな役割を果したことは事実としても——これを機会に十分の検討と批判をうけねばならぬこととなつたのは当然である。供出闘争は、また単なる減額補正の要求にとどまらず、苛酷な検査制度反対、強権発動と在米検査反対等多面的な要求に発展し、また強権的官僚統制のかわりに、合理的食糧管理制度の確立を要望する等、高度な政治的要求も提出されている。さらにまた自然災害等により特に減収のいちじるしい地帯で、「自主供出」、「供出スト」等の闘争がおこつている。

税金に対する農民運動は、税制改革による所得税減額によつて四八年当時のように、数千の大衆が県庁、町役場を囲むというほどの広がりと激しさを失つたようであつたが、しかし増大した地方税や寄附金の徴集に対して茨城、新潟その他各地で抵抗が起つている。税闘争の中心は自主申告と減額交渉であるが、差押え、公売反対など、貧小農の金つまりを反映してはげしく闘われ、そのさい商人や職人などの減額運動と結合したり、部落大衆動員による撃退戦術が採用されたり、茨城常東のように、「戦争準備のための税金反対」という平和運動の一環として税闘争のおこなわれたところもあり、運動の新らしい展開として注目される。

つぎに農地改革による土地の買収売渡しの完了によつて、土地闘争は四七、八年当時の広汎な農民運動の分野から去つたように見えたが、本年度から新たな分野がここに開かれた。「軍事基地のための土地接収反対」の運動がそれである。本年秋頃から、占領軍、予備隊の土地接収が頻発するにおよび、開拓団をはじめ地元農民の深刻な動揺をよびおこし、演習による生命身体の危険、土地取上げによる生活権の剝奪に対し、多くの関係農民が接収反対を叫び、補償要求を提出して闘つている。本問題は五二年に入つていよいよ拡大する傾向にあり、土地接収反対の運動は直接に国際的・国内的な再軍備の進展に反対するものであるだけに、その動向は重大な性質をもつものである。山林解放、小作料値上げ反対の闘争も、部分的ながら各地でたたかわれ、またある地方では山林労仂者や自由労仂者との提携もおこなわれた。

進展する戦争情勢に対し、日農両派は、単独講和反対、再軍備反対、民族の独立と平和を要求し、その実現のために農村平和運動強化の必要性を強調したが、これはまた従来おろそかにされた青年婦人運動を強化することによつて初めて効果的にたたかわれうること

である。日農本部は組合青年部の確立を強調し、また統一派日農の牙城たる茨城県ではすでに民主青年同盟が結成され、青年団、文化会等をふくめて日常闘争と平和運動がすすめられた。しかし全般的にいつて、たとえば平和委員会などのつくられた町村はわずかであり、また署名運動なども農村がもつとも立ちおくれていることは農民組織自ら認めているところで、本年度はこの分野の闘争がようやく開始されたという段階である。

なおこの外、地方選挙、農業委員選挙をめぐる闘争、農民組合法の制定をめぐる農組側の動きなどが見られた。最後につけ加えねばならぬ点は、農民の闘争が、農村における失業者、土建労働者と共同闘争の形をとり、たとえば国営による土地改良の要求と、「職よこせ」、「賃上げ」要求が村役場や政府に向つて提出され、たたかわれたという事実である。このような労農提携による農民運動は、なお孤立分散的であり、統一的組織的闘争にまで高まつてはいないが、今後の農民運動の一つの方向を暗示するものといえよう。

これを要するに、新らしい農業情勢に対応して、農民運動はいぜんとして前年来の沈滞を脱してはいないが、この困難期にかかわらず各地に闘争を展開し、しかも新らしい闘争分野と形態を生み出しつつ、さらに広く高い運動へ発展せんとする動向を、たとえ萌芽的なものにしろ示したということができる。各分野における闘争経過については第二章以下を参照されたい。

第二節　農民戦線の動向

前年来の農民戦線の「統一運動」は、その性格上、日農統一派をのぞく反共統一への動きであつたが、この合同統一運動は本年末までほとんど実を結ばず、農民戦線は五〇年一月の日農主体性派と統一派農民団体は運動の沈滞と組織の壊滅状態を克服するために深刻な自己批判と組織再編について苦闘しつつ今日におよんだということができる。しかるに五一年末の社会党の分裂によつて再び農民戦線の合同統一の動きが生じた。すなわち、日農主体性派内の右派と全農、全農連、開拓連の間に、日農主体性派中の左派をのぞいて共同戦線を結成しようとする動きがそれであり、平野力三、三宅正一氏はじめ、農民運動の右翼的指導者達によつてこの合同が画策されるにいたつた。しかしこれに対し日農主体性の主流はきわめて批判的な態度をとり、合同運動は社会党分裂や改進党結成にともなう政治戦線の変化に応じ、その政党地盤の確保のための、上からの農民戦線再編成の動きであり、決して農民大衆の闘争の要求から生れた戦線の統一ではないと指摘している。なお農民戦線統一の動きは、年内には表面的な結果を生じなかつたが、今後種々なる形ですすめられてゆくことと見て間違いない。

日農主体性派の主流は、右の合同統一運動が政治的意図のもとに企てられた一部幹部のかけひきにすぎないとして反対し、「戦線統一に関しては単なる幹部間の話し合いや、上からの統一でなく、闘争の過程を通じて、下からの、組合大衆の要求を基礎としての統一を基本的な方針としている」と、その態度を明らかにしている（日農主体性派本部「農林通信資料」第57号二ページ）。また日農統一派は、主体性派主流のこの基本的態度は正しいとしながら、合同運動が本質的には主体性派内の「容共派」をのぞく反共統一運動であるという点を指摘し、すすんで現在問題とすべき点は、たんに既存組織の再編統一の面にかぎらず、じつに未組織農民をどうするかという重大な問題にあることを強調している。

「ところがいま日本の農民は殆ど未組織状態であり、いわばわれ

われからいえば空白地帯が圧倒的に多いのである。かつて一六〇万を呼称した日農が今、日農両派、並に全農をも加えて一体どれだけ組織されているというのか。かつての組織は一部の活潑なところをのぞけば殆どあつてもなきが如くであり、いわば停滞と解体に面しているのである。そして解体とは自由党を中心とする保守反動の影響下にいたつたことを示している。此点の認識が必要なのである。この点労仂組合はかつての産別系が今組織数は圧倒的に少くなつたとはいえ、いまなお、労仂組合として組織されており、今では圧倒的部分は、指導分子は社会党左派系統だといわれている総評に結集されているのとは本質的相違である。従つて統一とは既組織、既組織者間での統一のみでなく、広汎な未組織農民の統一をも含んだものでなければならない」（日農統一派本部「農民運動資料」第43 44合併号一八頁）

このように統一派は「統一問題」は既存組織の統合と同時に、未組織大衆の組織化、空白地帯の克服をもふくむものであるとし、この故にまた、運動方針と組織方針について真剣な自己批判をおこなつてきたのであろう。五一年度の基本方針では、日農は中貧農を中核とする全農民の組織であるとしながら、いかにして貧農の要求を中心に斗争をすすめるべきかを深刻に検討し（三中委、五回大会等）末だ最後的な結論には達していないようであるが、貧農半プロの組織化、労農提携、反帝平和運動への発展の線を強化しつつあると見られる。

主体性派日農は、組織の解体、財政の困難、オルグの不足等になやまされ、五回大会では中央集権的全国単一組織から地方組合連合体へ転換すべきかどうかの問題を提出し、また組合は貧農の要求を中心に部落に基礎をもつ階級的組織たることを確認した。

このように、組織とその指導的イデオロギーのことなるにつれ、それぞれの差異はあるにしろ、農民団体は運動沈滞期の困難の中にあつて、組織再建と運動展開への努力をつづけつつあるのが現状である。日農が階級的農民運動の主体として貧農に重点をおくに反し全農、全農連はむしろ商品生産者としての農民、富裕農民の経営改善、生活合理化の面を重視して独自の活動をおこない、開拓連はまた軍事基地のための土地接収という重大問題に直面してその動向は注目されるにいたつた。これらの各派農民団体の動向と現状については、第六、七章を参照されたい。

第二章　供出と米麥価をめぐる闘争

第一節　米麦統制撤廃反対運動

一、政府の統制撤廃の企図　政府は自由党公約の「一千億減税」「米麦統制撤廃」の方針にもとづき、昨年来機会あるごとにその方針の実現をはかつてきたが、その都度農民団体の強力な反対運動やドッジ書簡等によつて阻止されてきた。本年度に入るや再び麦の統廃が企図せられ、一定価格による国内産麦の無制限買入れ、市場への渡売し政策への転換が、自由党ならびに政府の了解のもとに実現されようとする形勢となつた。すなわち五一年一月の自由党大会で主食統廃を再確認し、三月二九日には麦の統制撤廃を内容とする「食糧管理法の一部を改正する法律案」が衆院を通過して参院に上程されたが、反対一二六対賛成六四で否定された。しかし自由党は統制撤廃の方針を変えず、五一年産麦の供出後の自由販売、ついで供麦廃止から米の統制撤廃に進むと言明し、後任の根本

農相も秋田遊説中「五二年度予算で米の自由販売を準備している」旨発表した。この裏には、予算編成に関するマーカット池田会談で「マ局長は財政上の理由で自由販売に賛成した」ことが明らかとなり、講和条約の締結、対日援助費の廃止、再軍備費、治安費の増大等の事情から、食糧統制に伴う財政上の赤字（輸入補給金二二五億一般会計から食管特別会計への繰入金一五〇億、食管関係人件費二〇億円）の削減が着目されたと見られる。そして政府が統制撤廃可能と見た一つの根拠は、朝鮮事変の局地化にともない世界食糧事情が緩和される傾向にあり、したがつて大量の外国産食糧を輸入することが可能であるとの見透しを立てたことである（一九五〇年七月から五一年六月までに二八五万トン輸入の計画）。

さて九月二七日の政府与党懇談会では、麦は明年一月から、米は四月から統制を全廃することがきめられた。しかし自由党内部でも農村出身代議士の多くは撤廃論には必ず同調せず、少くとも米については五二年度まで撤廃を延期するよう農相に申入れる等の動きもあり、また農林官僚の中でも反対意向が強かつた。九月二九日の閣僚談会でもこの動きが反映し、政府は外米百万石の追加輸入や輸入補給金の継続を決定し、とくに統廃にともなう米価昂騰により労働者の賃上げ闘争が激化することを憂慮して労働対策を樹立する等の方針が決定された。

政府の統制撤廃方針が表面化すると、共産、労農、社会、民主の各政党はじめ社革、農協党、緑風会もあげてこれに反対、日農両派、全農、全農連等の農民団体、農協連等の農業団体労組、主婦連等もひとしくこれに反対、ここに広汎な反自由党戦線が形成されにいたつた。政府はこれに対し既定方針を一部修正するにいたつたが、一〇月三日の政府与党懇談会ではいぜんとして、麦は一月、米は四月から供出配給制を廃止する方針を確認し、同二四日には、本年度の米供出量二、五〇〇万石とし、四月から統制撤廃はあくまで強行すると決定した。

二、農民團体の撤廃反対運動　すでに年初から農民団体は、政府の企図する統制撤廃が農民の犠牲において一部富農層と米穀商人、投機業者に利得を与え、また輸入食糧の増大は国内農業生産への重大な脅威であるとして強力な反対意向を表明してきたが、二月二一日には緊急食糧対策実行委員会は政府に統廃反対の要請書を提出し三月一五日には東京燃料会館および衆院第一議員会館において麦類統制撤廃反対全国農民代表者大会が開催された。主催団体は農復、日農、全農、全農連、開拓連、全指連等の団体で、つぎの宣言、決議を決定し政府外関係方面にこれを手交、撤廃反対の申入れをした。

宣　言

（前略）この麦類の統制撤廃が外国産食糧の大量輸入によるわが国農業の犠牲を踏み台にしてはじめて可能とされることはわれわれが今日までしばしば指摘してきたところである。しかも国内国外の諸情勢はかかる輸入食糧に一方的に依存する政策の実現をすら許さない実情にあることにかんがみるとき、政府今回の麦類統制撤廃策は、農地に対しては低価格を強要し、消費者大衆に対しては流通の混乱にもとづく市価の変動によつて家計をますます圧迫し、結局大資本の利益に奉仕する政策であるといわなければならない。……（中略）われわれは本日のこの大会を本日限りの要請、陳情に終らせることなく、かかる反農民的政策打破のため、村や部落における農民運動のより強い展開の一契機として、あくまで政府の食糧政策に抗して闘いぬき、真に農民と消費者大衆のための食糧管理制度の実現を目ざして邁進することを誓い、かかる事態から生ずる食糧の生産および流通において生じ得べき一切の混乱の責任はすべて政府にあることを明らかにするものである

麦類統制撤廃に関する決議
（前文略）当面麦類の取扱いについてはつぎの基本的事項の即時実施を強く要求するものである。

記

一、麦類の統制は撤廃しないこと。
二、麦類の政府買入価格は差当り現行対米比率（裸、小麦八一・三%、大麦七〇%）を下らないこととし、速やかに合理的な麦価形成方を確立すること。
三、麦類の統制方式は第三号決議の方式によりこれを行うこと。
（註　第三号決議の内容は、主要食糧の国家管理、農民の自主申告にもとづく食糧の無制限政府買入れ、食糧管理農民委員会の設置、輸入食糧の管理等）

三、日農（統一派）の方針　日農統一派は、米麦統制撤廃の本質は一一、講和締結に伴う再軍備が予想以上に急迫し、食糧統制に伴う直接間接の国家財政ふたんの切捨てを必要としていること。二、強権を伴う低米価供出制度に対する農民の不満反抗を巧妙にそらし、一部地主富農および業者の利益を部分的に保証することによつて自由党の農村支配を強化する。三、金融、手持輸入食糧の操作によつて流通過程を支配し、低米価による収奪政策を形を変えて強行し、日本農業の外国農業への隷属を強化していく」（「農民運動資料」第32・33合併号三二ページ）ことにあるとし、これに対する闘争方針をつぎのように決定している。

一、農民の各階層に与える影響を具体的に測定把握し各層に応ずる宣伝と方針を入れる。
二、半プロ貧農の闘争力を中心に中農との団結を強化し、富農をまきこむ統一戦線形成に努力するが、闘争の指導権は貧農中心におく。
三、農民の戦線統一を基礎に下から労仂者勤労市民との同盟を結成し、大衆圧力により市町村会、農協等をも反対運動に立たせ国民戦線結成の方向に努力する。
四、低米価強権供出制度を粉砕し、第五回大会決定の民主的食糧管理を闘いとる。

五、次の方針で供出闘争を全組織をあげて闘う。
1　米価石当り一万円の実現、消費者価格値上げ反対
2　保有米六合の確保
3　天下り供出割当拒否、自主申告による供出
4　強権発動、検見、在米検査、供出督励等の反対（以下略）（前掲資料三三頁）

（なお日農統一派の方針、運動経過は、第五回大会記事を参照）

四、その後の統廃反対運動の経過　九月二九日には社会党が米麦統制撤廃反対を政府に申入れ、一〇月二日には福島県指導農協連が、組織的に反対運動展開を開始した。これをきつかけに同一一日には山形、宮城、北陸三県の指導農協連合会が反対を決議、一三日には東京米穀小売商組合が撤廃促進を決議したのに対し、全指連、全販連はあげて反対を決議、二〇日には総評が全国労仂者総蹶起大会で反対を決議し、ここに労農呼応して自由党政府の方針に反対する戦線が形成されはじめた。

一〇月二八日にはドッジ氏が来日し「米の統制撤廃は世界の一般的傾向と逆行する」と見解を表明し、他方野党連合協議会も共同声明を発して政府の方針に反対を表明したが、池田蔵相は撤廃方針不変を言明してゆずらなかつた。農民団体は一〇月一五日米麦統制撤廃反対全国農民代表者大会、同三一日には全国農協代表者会議、一一月七日には全国農民代表者大会実行委員会が、それぞれ撤廃反対を決議した。

米麦の統制撤廃反対に関する決議

（前文略）米麦の統制撤廃は農業生産力の増大と日本経済の自立安定化を画餅に帰せしめる以外の何ものでもない。われわれはここに広汎なる消費大衆と共に政府がこの暴挙を敢えて放棄した左記のことを実施するよう要求する。

記

一、米麦の強権供出を改め、生産者の自主的売渡申込制に対し再生産を補償する適正価格による政府の全量買上げ制度を根幹とする民主的食糧管理方式を確立すること

一〇月一五日

米麦統制反対全国代表者大会

政府は広汎な農民勤労者市民の反対とドッジ言明もあつて一一月九日にいたり閣議で米の現行配給制度を明年十月まで存続することを決定、一一日の知事会議では農相が明年十月までは供出後の自由販売もおこなわず、と言明せざるをえなくなつた。これで米に関するかぎり農民側の要求は一応実現したのであるが、麦については政府の撤廃方針はかわらず、また五一年産米の供出割当をめぐつて政府に対する農民側の闘争は新たな展開を示すにいたつた（供米闘争の項参照）。

最後に、以上主として農民大会または代表者会議方式による統制撤廃反対運動の経過を記述したが、この運動にははじめから一定の性格と限界があつた事はいうまでもない。すなわち主催団体は農業復興会議傘加の日農主体性派、全農、全農連、農協連等であり、特に農協の指導力は強力であり、大会の空気も反政府的ではあつてもけつして中貧農の要求を中心とする階級的なものは稀薄であり、結局中央における団体交渉に終つていることが多い。これは別項米麦価追加拂全国大会についてのべたと同一の批判があてはまる。また日農統一派本部は一〇月一五日の全国代表者大会の決議を評して、「再軍備、治安費増大のための、統制撤廃の本質を故意にみおとしている」（「農民運動資料」第32・33合併号四七ページ）と言つているが、農協の線を通して動員された大会出席者の性格からすれば怪しむに足りないのである。しかし全国代表者大会がきわめて広汎な反政府国民戦線を形成し、統制撤廃を中止ないし延期せしめる上に効果をもつたことは疑ないであろう。

第二節　供出闘争

五〇年産麦の供出が、朝鮮動乱の新しい情勢を反映して、かなり過大な割当となり、地方によつては強権を伴う「軍事供出」の性格をおびたこと、これに対し統制撤廃運動に関心と努力を集中してきた農民組織が虚をつかれた形で効果的な抵抗をなしえなかつたことはすでに本年鑑第24集で記述したところであるが、その後の供米闘争も、割当補正額が相当多量であつたため、全般的には供出減免の運動は起らなかつた。しかし後述の地方闘争事例によつても見られるように、部分的ではあるが、とくに自然災害による減収のひどい地方において激烈な減額補正闘争、自主供出闘争がたたかわれ、これを通じて農民組織が再建される等の動きもみられた。

日農その他の農民組織は統制撤廃の企図に対し農業団体、労組、消費者団体と広汎な共同戦線をはつてこれが阻止に努力し、年末にいたり再びドッジ氏の反対に会いついに政府も統制撤廃の企図を放棄するのやむなきにいたつた。さらに供米割当をめぐつて政府は知事、農業委員会とも対立するに至り、割当会議における農委側の退場によつて完全に醜体をさらすにいたつたが、じつに本年度供米闘争の特異な性格も、この統制撤廃問題との関連において生じて来たのである。まず供米割当をめぐる経緯をかんたんにみよう。

一、割当をめぐる政府、知事、農委の対立　五一年産米の供出割当量につき政府は始めは供出完了後の統制撤廃の含みから約二千万石を内定、供出後の自由販売の余地をのこし、米穀市場の育成をはかろうとした。しかるに第一節に見たように政府の企図が失敗するやにわかに割当予定量を二、三五二万石に変更した。ところが総司令部は政府に対し二、七〇〇万石供出確保の意向をしめし、ついに政府原案は二、五〇〇万石に増加されて一一月一二日から開かれる知事会議にもちこまれた。

しかるに本年度産米第一回収量予想は平年作を二〇〇万石も下廻る六、一七八万石と発表され、第二回予想ではさらに二〇〇万石減収して四七年以来の不作と報ぜられた。もともと政府の当初案二、三五二万石は、不作の見透しに立つ最大限供出可能量で統制撤廃を前提とした政治的考慮はなんら加味されていなかつたことは三一日の知事会議の声明でも明らかにされている。しかも総司令部の意向に押されてこの数量を上廻る二千五百万石を割当てんとしたのであり、さらに問題を紛糾させた第二の点は割当会議までに米価の決定がなされなかつたことである。このような政府の失策にかかわらず、当局はさらに食管法にもとづく供出を強行するとさえ言明したので、本年産米供出は始めから極めて無理な、統制撤廃問題に関する政府の政治的失策を農民に転嫁するごとき形で強行されんとしたのである。供出割当全国知事会が十月三〇日から一一月六日に、さらに一二日に延期されたことは、本問題の重大性を裏書きするものであつた。

一二日の知事会議は、供出問題にかんし、㈠少くとも五一年度中は米の統廃はせぬこと、㈡麦雑穀の代替供出をみとめること、㈢生産見込を実収が下廻つた時は補正をみとめること、㈣供出特別奨励金の交付に努力する等の回答を送つたが、知事側はこの抽象的回答に満足せず、農業委員は二、三五〇万石を超える過重な供出に協力しえずとして全員退場した。その後農委側は一四日総会をひらき、政府の態度に何らの変化も誠意も認めえずとして割当会議に出席せず、ついに供米会議は農委不参加のまま開催され、知事側の妥協によつて政府原案二、五五〇万石の割当を決定するという異常な醜体を演ずることとなつた。自由党系の多数をしめる農業委員がこのように政府当局と正面から対立し、遂に退場するまでに至つたことは、統廃問題と供出割当にからむ政府の失態を物語るものでありまた農業委員の行動には、過重供出に反対する農民の強硬な態度が反映したものと見ることができる。

供米進捗率は一一月一〇日現在三一・七%で、前年同期の三七・一%にくらべ約六%のおくれを示しているが、とくに北海道などは前年の五八%に対し一五・六%という停滞ぶりである。要するに本年度の供米問題は統制撤廃問題とからみ、すでに割当の当初から政府の重大な失態を暴露し、その政治的責任を問う野党、労農勢力の攻勢を前に、供米闘争が政治的危機をもたらす一の要素をなすにいたつたことに特徴があるといわねばならぬ。

二、供出闘争の形態　供出割当に対するその後の農民闘争は、とくに自然災害等による減収の著しい地方では減額補正の要求、強権発動反対闘争、自主供出の承認からすすんで合理的な食糧管理制度確立の要求まで種々な形をとつておこなわれた。また本年度はたんに供出量をめぐる闘争のほかに、米検査等級に対する闘争が非常に大きな意義をもつてきた。検査等級の累年比率の変化をみると、総計

において一九四八年には一等一八%、二等四〇%、三等三四%、四等八%、五等〇%、一九年にはそれぞれ〇%、一二%、六〇%、二六%、二〇%、五〇年には〇%、五%、四五%、四九%、一%と毎年低下している。五一年度はさらに低下する傾向が見え、米検制度は事実上の低米価政策の一側面として農民の関心の的となり、農民組織は重要な供米斗争の一環としてこれを取上げた。検査規格の強化にともない、等級価格差も近来ますます増大し、この政策に対する農民闘争も各地でたたかわれた。在米調査や強権発動に対する反対闘争も同様である。近年における深刻な統制撤廃問題に対する農民の動向を見てもわかるように、闘争の形態は、たんなる減額闘争よりは前述の在米調査、強権発動、米検制度等に対する闘争、また供米スト（福岡）などその形態が多様になり、情勢の変化に応じて事実上の収奪政策に対する種々な斗争の諸形態を生み出すにいたつている。

また供出闘争において、なお萌芽的な形であるが労農の提携がおこなわれたことも注意されねばならぬ（たとえば神奈川県中津川の六単産と日農の共闘、統制撤廃反対全国農民大会等における労組と農組の共闘等）。部落における供出闘争については第四節を見られたい。

第三節　米麦価をめぐる闘争

米麦価格をめぐる二つの大きな農民闘争が、本年六月における米麦価追加拂と特別加算額の問題と、年末における新米価決定の問題を中心にたたかわれた。前者は、六月二〇日の米麦価追加拂確保全国農民大会において最高潮に達し、また後者は一一月一二日における供米割当全国知事会議における紛糾、農業委員の退場騒ぎや、一〇月二六日の危機突破全国農代会議、その後の農民諸団体の運動において農民運動の大きな高まりを示した。つぎにこの二つの問題をめぐる闘争経過を記すことにする。

日本共産党臨時中央指導部は六月一九日「米価問題に対し労仂者農民に訴える」声明を発表したが、その声明は政府の低価格政策を批判し、

「従来の低米価さえ引下げざるを得ないのは、わが人民の生活水準を引下げ、植民地的低賃金と低米価政策を徹底的に追求することによつて内外独占資本の超過利潤を保証し、帝国主義の戦争準備にわが人民を奉仕させようとしているからである。彼らは一方ではインフレを煽つて労仂者階級の実質賃金を低下せしめ、莫大なる超過利潤を稼ぎながら、他方ではインフレ抑制を口実に低賃金と労仂強化、低米価と強権供出を強制しているのだ。それゆえ米価の引下げは単に農民だけの問題でなく、労仂者階級を中心とする全人民の問題である。それは又同時に戦争と植民地化の単独講和か、平和と独立の全面講和かの根本問題の解決を要求する斗いにつながつている」

として、「米麦価追加拂いは政府の公約通り従来の方式により農民の要求通り支拂うこと」、「農民の要求する米価をわが党は無条件に支持する」ことを明らかにした。

また総評、国鉄労組、炭労等の結成した消費者米価値上反対協議会では、七月二三日つぎのような要望書を政府、米価審議会等に提出した。

米價消費者價格値上反対要望書

政府は一日一日の米価値上げに際して消費者米価を一カ年据置くという公約を破り、今回突然八月一日より内地米二割主食平均一割八分五厘という前例のない値上げを行うという政府声明を発

表した。われわれ消費者団体はかかる消費者の声を無視し又米価審議会の審議を経ずして行われた極めて一方的にして非民主的な措置に対して断乎抗議する。（以下略）

一、米麥價追加拂確保全国農民大会

予算不足を理由に政府は五〇年産麦の追加拂の削減と特別加算額の引下げ乃至全廃を図らんとする動きが見られ、これに対し日農両派、全農、全農連等ほとんどあらゆる農民団体と農協連等は反対し六月二〇日東京教育会館で農復参加の一一団体共同主催の下に全国農民大会が開催された。参加農民代表八〇〇名、議長団に江田三郎、永井健、小林慧文、足鹿覚の諸氏を選出、「二五年産米麦価格追加拂に関する件」の審議に入つた。大会の空気は著しく政府不信に傾き、たとえば鈴木新潟代表は「政府はこの追加拂を実施しないならば公約に対し詐欺罪を構成する。首相、蔵相、農相、安本長官に対し告訴することをわが県は決議してきた。本決議案にもちこむよう修正を望む」と発言している（「農業復興」第一三七号）。かくて本件「要求貫徹まで東京を去らない決意をもつて行動しよう」と申合せ議案を可決、つづいて「二六年産麦類価格に関する件」「二六年産米価格決定に関する件」等を討論の結果採択、政府がパリティ指数を低く抑えようとした企てに全面的に反対することになつた。なおこのほか、緊急動議として提出された電気料値上げ反対、農業手形適用品目に飼料包括に関する件等数件を可決し、「全農民の税金不拂運動を決議しろ」「公益事業委員会の改組、又我々の代表を参加させよ」等の要求が出され、つぎの宣言が決議された。

大会宣言

二十五年産米麦追加払と新麦価決定を控え、政府はパリティ指数の上昇とそれに基因する予算不足を理由にして米麦の追加払額の削減と特別加算額の大幅引下げ又は全廃を企図している。パリテイ指数の上昇とそれに基因する予算不足の、経済情勢の見透しに対する政府の根拠なき楽観と、自らの物価政策の破綻の結果であることは明かであり、したがつてその責任がすべて政府にあることも極めて明白である。（中略）しかるに政府はその責任を敢て廻避し犠牲を農民に強要せんとしている。その政治的無節操と厚顔無恥なるまさに奇怪千万といわざるを得ない。

われわれはかかる奇怪なる措置が誰のためになされんとしているかをすでに承知している。これまでとられて来た低米価、低賃金を支柱とする反農民的、反勤労者的経済再建方式が大資本に対する奉仕のためのものであることは明かである。

政府はいまた日米経済協力に籍口し、農産物価格をおし下げ、低賃金政策を更に強化せんとしている。かかる政府の意図が邦辺にあるかを、もはやわれわれの目から隠蔽することは出来ない。

対外経済協力のために、すでに保証された農民への支払を理不尽にも削減ないし全廃し、勤労者に低賃金を強要するならば、それは国際資本に対する卑屈なる奉仕に堕するであろう。かくては政府はその自主性を自ら放棄して国際資本に隷属し、植民地化への墓穴を自らの手で堀らんとするものである。しかも当面の麦価問題のごとく、すでに厳然たる事実として政策根拠をもつ公約が弊履の如く捨てて顧られないならば今後一切の公約はなきに等しく、あらゆる農業問題は、これを自主的に解決することは全く不可能である。われわれはかかる認識に立つて麦価をめぐる最近の卑劣なる策動を厳重に監視するとともに、ここに不退転の覚悟を以て、かかる卑屈なる策動を粉砕するまで、断乎斗い抜く決意を新たにするものである。

右宣言する。

昭和二十六年六月二十日　米麥追加拂確保全国農民大会

ついで大会宣言決議の実行にうつり、中央に実行委員会をもうけ各地方農村に農民大会をひらき、地方実行委員会を構成し村部落に全国大会の趣旨を徹底させる、ハガキ戦術をとる等を決定、大和大会委員長は「決議が実行されなければ全農民結集の下に供出を拒否して最後まで断乎闘う」と発言し、直ちに実行委員は首相、蔵相等に面会、大会参加者は大蔵省に押かけた。

本大会には折柄開催中の全国知事会議を代表して山形県知事が参加して「追加拂の即時支拂い、一五%特別加算額の確保を期す」と共同行動を声明した。大会の翌日二一日には代表五〇名が自由党本部を訪れ、また議会では広川農相と面会し、「二五年産米麦追加拂はパリテイ指数の上昇した実際額を支拂う。特別加算額は三相会議決定の一〇・三%で支拂う外なし」との答を得たが、池田蔵相らは事実上農民大会の要求を拒否した。

二一日以来、地方農民代表は続々上京し総司令部や政府各方面に大会決議の実行をせまつたが、総司令部当局は「バックペイは承認するがその予算措置について政府の方針は無定見であり承認できない、特別加算額は低物価政策に反し九原則にもとる故に反対である」との見解を表明した。

六月二七日供麦割当の全国知事会議で、政府は六一二万石の割当を発表したが、「麦の追加拂および麦価決定のないかぎり、末端農家への割当はできない」とする知事、農調委側と正面衝突するにいたり、政府側もついに、「食管法にもとづく供出割当は保留する」と言明せざるをえなくなつた。

しかし六月三〇日総司令部マーカット経済科学局長は「インフレ抑制の見地から消費者価格をあげることは許されない、しかしパリテイ計算による追加拂の実施はやむをえないが、特別加算額は加えるべきでない」旨の書簡を政府に送り、ここに特別加算問題は重大難関に逢着するにいたつた。

マ書簡により特別加算額の全廃または大巾低減必至という重大な情勢に直面した全国大会在京実行委員会は、七月九日代表二〇〇余名参加の下に全国農民大会緊急拡大実行委員会を開き、左記の決議を行い、重ねて総司令部、政府各方面と接衝を開始した。

決　議

（前略）一、二十五年度米麦追加払は従来の方針どうり第一次生産者価格決定後におけるパリテイ指数の上昇による差額を全額支払う。

二、新麦第一次生産者価格決定の基礎となる想定米価は二十五年産米価格決定方式をそのまま踏襲して五月末パリテイ価格にその一五%の特別加算額を加えたものとすること。

三、対米価比率は（二）の想定米価に対し、小麦、裸麦八一・三%、大麦七〇%とし、少くとも過去三カ年における米価と麦価との実質的比率を下らないこと。

四、二十六年産麦の第一次生産者価格決定後におけるパリテイ指数の上昇による追加払は従来の方針どおり実施すること。

五、二十六年産米の予算米価算定に際しては基本価格に対する一五%の特別加算額を加えること。

右決議する。

その後も連日農民代表の上京、関係当局に対する要求がつづけられたが、七月一八日の臨時閣議で政府は、主食価格改訂につき総司令部の了解のもとに、特別加算額を五%に引下げ、麦の対米価比率を小麦六四（旧八一・三）裸麦六九（旧八一・三）大麦五七（旧七〇・〇）と大巾に引下げ、五〇年産米麦の追加拂は既定方式で実施する等の方針を決定、政府声明と共にこれを発表した。これは農民の要求を拒否し、衆院農林委員会の決議を無視し、また米価審議会

の審議権をも否定するものとして、全国農民大会定行委員会は二三日つぎの如き政府不信の声明を発した。

決議

政府は全農民の熾烈なる要望にもかかわらず自ら決定した三相会議の線すら放棄し、追加払はとにかく特別加算額については公約の一五%を五%に削減し、更に麦価は対米価比率を大巾に引下げしかも消費者価格水準を一八・五%引上げることを決定した。…（中略）全農民はこのような無責任極まる政府の措置には極めて不満である。我々は政府が財政における自然増収九〇〇億円を予定しながら、これを農民と勤労者のために使用することを拒否した事実を肝にめいじて忘れない。われわれは今後あらゆる機会において一切の反農民的政策を粉砕すべく斗うことを明にする。

この追加拂確保農民大会は、農繁期にかかわらず多数の代表者を集めえたこと、大会の空気がいちじるしく反政府的にかたむき、異常な焦燥感のうちに、要求貫徹のためのハン・ストの呼びかけまでなされ、また六月中旬から七月下旬まで青森、広島、山形、富山、静岡、群馬、秋田、千葉、福井その他で地方農民大会が開かれるなど、一時的な陳情運動に終らなかつた事は事実であるが、しかし運動の結果から見て、このような政府の一方的決定の前に農民の要求がふみにじられた原因は一体どこにあつたか。基本的には農民大会という表面上の華々しさはあるにしても、村と部落の農民の闘争の盛り上りによる農民大会というよりは、農協組の線を通ずる農村代表の集会であり（代議員の資格には、ほとんど農協と書かれていたし、その代表者による中央官庁に対する陳情運動を本質とするものであり、その主導権も農協などの農業団体ににぎられたことにあろう。いわば、部落農民の階級的意識と闘争を基礎にした農民大会というよりは、結局において中央の団体活動に終らざることをえなかつた点にある。この点は、本大会に参加した日農主体性派本部の中でも自己批判の形で意識されている。すなわち

「この大会の主催者団体の構成をみれば一見きわめて明白であるように、この運動にまず階級性を導き入れることは、そもそも問題たり得ない問題であるからであり、そして第二にこの運動の性格は……基本的には一つの団体運動に偏向するかもしれない制約と限界をもつて出発したからである」（「農林資料通信」第四二号一六ページ）。

とのべられている。この種の全国農民大会による運動形態は、とくに日農の分裂以来、農復を中心に毎年くりかえされて来たものであり、またその実際上の効果もあり、広汎な統一戦線を形成するという点で高く評価さるべきものをもちながら、最近の如き情勢においては、すでに大きな限界に来ていることを示すものであろう。

二　五一年産米價決定

本年度産米の生産者価格の答申案を決定すべき米価審議会は一二月三日開催された。米価審議会開催のおくれた理由は例の統制撤廃問題に関する政府の失敗と、国会開会中に米価問題が持出され労農団体、野党の攻撃に会つて政府が苦境に立たざるを得ないので、審議会の開催をできるだけ延期したからである。

さて政府はパリティ指数二四八・四八から石当り六、九八六円を算出したが、これは予算米価七、〇三〇円を下廻り、一万円（日農統一派）、九、六〇〇円以上（全国農代会議）を要求している農民側の反対も当然に激しいものと予想されるので、俵代を現行百九円から百五十円に引きあげ、七、〇三〇円の政府原案を決定した。ところが米価審議会は政府原案を否定し、正味石当り七、五〇〇円以上とすること、特別供出奨励金、増産奨励金を交付すべきこと第五項の答申を決定し、五日政府の諮問に答えた。

しかるに政府は、農民農業団体の要求を拒否するはおろか、米価審議会の答申をも無視し、一二月七日閣議で政府原案の七、〇三〇円（三等米）と等級価格差を決定しこれを告示した。また供出奨励金は総額二五五、〇〇〇万円を集荷委託費の名目で交付することを決定した。しかし低米価の一方的決定と、奨励金が生産者たる農民の手に確実に渡るか否か確かな保証がないとして、農民団体は一様に政府の決定に反対を表明した。

第四節　主要な供出闘争

青森縣下の強権発動反対闘争　青森県における五〇年産米の供出未完了農家は二万四千戸に達し、これに対し当局は五月七日第一次の強権発動をおこない検束者一八〇名を出した（「農民運動資料」第23・24合併号四ページ）。しかし供出進捗率はきわめて低く、日農（統一派）県連三八地協では五人組の部落防衛隊を結成し、たとえば上長苗代村では、村長と交渉して超過供出割当を取消さすことに成功した。しかし未完了者の中には自殺未遂者も出るなど事態は悪化したので、日農本部木村、竹村常任は青森県連小笠原委員長と農林省に抗議した。これに対し食糧庁第一部長は「実情を調査し不当な措置があれば取止めさせる」と答えた。その後日農調査によつて判明したところによれば（「農民新聞」一一七号）、三戸郡田子町では未完納者三二名中三〇名は開拓者だが、これは県が指示した開拓者の反当一斗九升の収穫を町当局が勝手に四斗にした上、病気のための不耕作地に割当てたり、果樹や飼料作物畑などの控除をしないなど、差別的な取扱をしている。また豊栄開拓団の坂下氏は実際耕作は一町歩なのに二町八反、七石五斗の割当をうけ、五石の不納のため五月一六日検束され、釈放後完納の見込みなく、自殺をはかつたものである。

栃木縣佐野市の減免闘争　佐野市在住の農民に対する五〇年度事前割当は一〇、〇〇八石、虫害と水害による被害の補正として五一五石を減額したが、同時に超供五二一石を割当てきた。約二〇〇戸の農家は、一、〇〇〇石の減額を要求したが、市長により拒否された。被害のひどい植野船津川部落などの農民の一部はやむをえず牛を売りヤミ米を買い供出したり保有米の中から供出した。部落の組合員一〇名は日農（統一派）県連の応援をえて市長に面会し、「事前割当が完納できるほど米がとれたと思うか、保有米に優先して供出を強制するか、超供はポツダム政令の適用によるものか、超供に法的根拠がないとすれば補正と相殺した割当は違法ではないか」と文書で抗議しこれに対し市長は「超供は法的根拠なし、保有米供出は強制しない」と回答した（「農民運動資料」第42号二七頁）。日農県連はこれを佐野各部落に宣伝したので供出はストップした。「たまたま三月一二日の日農県連第七回大会に於てこの問題が緊急動議として提出され直ちに代表が県知事に抗議に赴むいたが不在のため杉野経済部長と会見し、日農と県当局との共同調査を約束させた。しかるにその後事態の重大性を覚つた県当局は県連の再三の要求をサボリ、ひそかに単独に調査におもむき……早乙女氏（組合員）らに抗議され完全にカブトをぬいで農民の要求を完全に認めることになり落着した。植野の農民はこの闘争により三一二名の未供出分を公然たる免除として県側より闘いとつたのである」（前掲「資料」）。この供出闘争から数年来解体状態にあつた植野支部が結成された。なお、栃木県では五一年産米麦は豊作のため平古村の闘争を例外とすれば全県的にそれほど問題はなく、むしろ統制撤廃反対の農民大会等の形で闘争が行われた。

大分縣中耶馬溪村の自主供出闘争　本年度は冷害虫害のため水稻は平年作の二割から七割の減收であつた。村当局は農民の自主供出の要求に対し、農業委員会で検見をおこない、また一一月三〇日郡内割当会議で村長は強権供出はせぬ、補正について地方事務所が責任をもつとの条件つきで村割当二、三七七石を引受けた。一二月七日地区への割当にさいし、下郷地区農委会は村長割当に協力できないと反対したが、村長は単独で割当施行を言明した。

大部分の農家は検見に反対し、金吉元組部落などは自主供出を役場に通達したほどであり、日農（統一派）は農業班長会議で数名のグループが自主供出を強調、第二回農委では全体が自主供出の線にまとまるに至つた。日農県連は供出問題について農民に訴えるビラを配付した。「一一月二九日農業委員会は郡内割当会議に、自主供出量外は受けないことを決定、日農代表四名は同夜農委会長に強権発動反対、天下り割当て拒否を申入れ確約さす、同夜日農青年部二〇数名村長宛に同様要求で面会申込みをしたが村長面会拒否のため二時迄交渉したが一応引上ぐ。翌朝青年部代表五時村長に面会し、天下り割当拒否、強権発動をやらないと確約をとる。……郡内割当に日農代表の発言を封じられたので、今後地方事務所長に面会、天下り割当反対、強権発動をやるな、の申入れをしたが確答はなく、強権発動は村長の意見によつてする、地方事務所単独ではやらないと確約。」（「農民運動資料」第37・38合併号三一―四頁）。日農は壁新聞で自主供出を訴え、また農業委員会長の区内割当参加の責任を追及しあやまらせる等の闘争をおこなつたが、一部委員中に村長協力者が生じなお完全な解決を見ないままに割当一、〇六〇石に対し供出一四〇石の成績で年末にいたつた。この事例で注目されるのは、農民が自主的に可能量を算定して供出し、日農は自主供出、米価値上げ、検査規格の緩和等中央方針を具体化し、青年団七〇名が統制撤廃反対署名をおこない、この闘争を通じてしだいに日農組織が拡大しつつあることである。

茨城縣大谷村の還元米不正摘発闘争　還元米をいくら申請しても貰つたことがない、という農民の不満をただすため、常東農民組合本部は地方事務所、村役場の帳簿をしらべた上、各部落を廻つて規定通りに配給されたかどうかを調査したところ、おどろくべき不正事実を発見した。たとえば、帳簿上は、箕輪中佐和組合には五〇年五月から七月までに米二二俵半還元配給したことになつているが、実際は一二俵しか渡されず、また上太田組合には四二俵渡された筈なのに事実上は一七俵しか配給されていない。五一年度も同様で、たとえば五月の還元小麦五八俵の行先をしらべると、役場から牛豚養鶏業者や商人ボス等に売渡されていることが判明、しかもそれが村長承知の下におこなわれていた。この外多くの不正事実が判明したので全村の与論がふつとうし、村政民主化を要求する声が高まつた。ついに九月三日常東本部の追求で役場の配給係は辞職し、五日村長と常東組合山口委員長の会見となり、村長も村役場が一部ボスと結合して村民の利益が無視された点を認めつぎの回答があつた。

一、竹内書記（配給係）をやめさせる。

二、事件の経過と真相を全村民に報告し、村長は村民に陳謝する。

三、村にある土地問題等も法どおり正しく解決するため村長として努力し村政の民主化につとめる。

（「大谷村還元米ニュース」二号、「農民運動資料」第37・38合併号五ページ以下による）

茨城縣北相馬郡　茨城県北相馬郡では水害のため減收甚だしく、五〇年度の未供出が十二月末で七千石におよび（これは県全体の七〇%に相当する）、県当局は取手町に供米督励本部、北文間村に出

張所をおき、二、三十名の督励班が百二十戸の未完了農家の間を廻つたが、日農（統一派）が中心となり大衆動員によつてこれに反対した。二月一九日附の「人民新聞」は東文間村の供米闘争について つぎのように報じている。

「東文間村では二月一日トラックに役人三十人がのりつけ、強権発動をはじめたが、福ノ木部落藤代さん方では保有米までもつてゆこうとする松浦経済課長に対し、応援に来た共産党布川細胞員に、「どこに保有米まで出せと書いてあるか」とつめよられタバコ持つ手がふるえ出し、藤代キイさんは「この二人の子供に食べさせる米までとつてゆくなら、子供もつれてつてくれ」と血の叫びをあげ、そこへ櫻井農調委員長が酒をのんでつれてこられたので、「異議の申立に対し二十日以内に回答もしないでムリな供出をさせようとし、去年の補正もやらずに強権発動とは何事だ、そんな調整委員があるか、とり消せ」とどなられ、課長は「それはまずい、法律違反だ」と言わざるをえなかつた。この間、若い衆は高橋技師をナグリそうになり、この力と応援のためスゴスゴと引き上げ、武装警官三名も表に見ているだけだつた。」（人民新聞三月一九日）

福岡の「供米スト」　福岡では全農連（農村運盟）主催で日農、農協など諸団体の代表が一二月六日農民大会を開催し、九八万石の供米割当は今年度の減収にかかわらず過重であり、かつ検査が厳重で三割以上が不合格になる等の理由で「供米スト」を決定した。これは、昨年度の三〇―五〇%を自主供出し、のこりは農民管理のもとに農協倉庫にあずけ、これについては石当り一、五〇〇円を農協が融資することを内容とするもので、四七年一月同県農民が米価に包装費を加算せよと要求して一〇日間供出拒否でたたかつた「供米スト」とは趣をことにするが、過重供出に対する抗争としてその意義は大きい。一方農民代表は上京して米価追加拂の継続、適正な検査等の要求をなし、この結果県当局は末端割当を約三〇%減じ、末供出率は九八万石に対し四〇%前後という低率である。

第三章　税金闘争

第一節　税金闘争の新局面

一、税制改革と農民負担　五一年度国家予算の編成にあたり池田蔵相は「税法上の減税」七一〇億と称したが、事実上は五〇年度租税印紙収入四、四五〇億六千五百万円に対し五一年度は四、四四五億四百万円で、わずか五億六千百万円の減少にすぎず、しかも支出面をみると、一、〇二七億の終戦処理費、一六〇億の警察予備隊費その他ぼう大な再軍備費が計上され、土地改良費の他農業部面への国家投資は前年同様きわめて不十分なものであつた。すでにこの事実をみても、農民の負担が実質的に軽減されることなど考えられぬ所である。シアウプ新税制により国税たる所得税は減少したが、事実上は、地方税の大巾引上げによつて税負担はそれほど軽減されず、したがつて五〇年度と同様、税闘争は農民運動の主要分野の一つとして闘われることになつたのは当然である。

しかし税闘争が五一年において前年にくらべ特に激烈広汎にたたかわれたということはできない。一般に税金に対する農民の闘争は四八年ころ最も熾烈をきわめ、土地、供出闘争とともに広く農民を闘争にまきこんだのであるが、一昨年以来、政府の徴税機構の整備拡充、反税運動取締りの強化に対し、農民組織自体十分にこれに対応しえず、いわば立遅れの状態にあつたために、税闘争は地方的部

分的な防衛闘争の域を出ることはできなかつたと見られる。この傾向は、前述のように所得税の比重および絶対額が四八年以来減少してきたことにもよつている。つぎにこの点について簡単にふれておきたい。

税制改革の結果、基礎控除、扶養控除の引上げによつて低額所得農家が課税対象からおとされ、四九年にはほとんど全ての農家が所得税をおさめたにかかわらず、最近では納税する農家は村内の半数以下になつている。四九年以来の、一戸当り所得税額の推移を見ると、農家所得が五万―七万円の四九年度税額は三、五七二円、五〇年度四七一円、これが五一年度には納税対象から外されている（農林省「農家経済調査」）。このようにとくに低額所得農家の負担は近年たしかに軽減したことは事実であるが、このことは決して公租公課の負担そのものが現在の農家にとつて軽いことを意味するものではない。地方税としての固定資産税では、収益の有無にかかわらず農地家屋の所有に対し課税され、大農具その他機具の償却資産にも課税（免税点一万円）される。このようにして地方税は増徴され、しかも大衆課税としての性格が強く、さらに税務署の査定する所得標準は一般に高く、現金収入にとぼしい貧農にはとくに耐えがたいものになつている。五一年末から五二年始めにかけて、所得税の確定申告、固定資産税、村民税をはじめ、農協出資金、水利組合費等の納入が重なり、同時に税金の滞納整理がすすめられた。国税庁徴収課の発表によれば、農民や商人などの申告所得税の滞納額は一一月末現在で、過年度五一年度合計四〇〇億円で、他の全ての税関係滞納額八六一億の約五〇%、件数では七五%をしめている。一一月の新規滞納をいれると五〇〇億にのぼると見積られている。また市町村民税の滞納も相当な額にのぼると推定される。

二、税金闘争の諸形態　農協（指導連）は「課税適正化」を目標に全国的に税務当局と交渉し、とくに農地の所得査定をめぐり当局との接衝にあたつたが、農協の性格上、富中農の利益擁護にかたむくか、「徴税機関の下請機関化」する傾向もあり、「課税適正化」の枠内で貧中農の要求を満足させることはますます困難となつている。農民組合の税闘争は、昨年と同様申告と減税闘争、差押え公売に対する部落農民動員による反対が中心である。とくに本年度には後者の闘争が減税運動以上にはげしく闘われた地方が多い。茨城県常東におけるように、税金闘争が、「戦争のための税金徴収反対」として、平和運動の一環として闘われたところもある（「農民運動資料」第28・29合併号九頁）。また日農（統一派）新潟県連書記局の五一年度上半期闘争報告中の左の一節を見ても、税闘争の性格がたんなる減税要求から「不納」「差押え反対」に重点が移つて来たことをしめしている。

「農村の金づまりと農民のくらしのハタンは、まけてもらつても納められないところまでおいつめられ、マケロ運動よりも不納の運動へ、税法の不当と斗う運動へ、差押え、公売、物品引揚げに対する大衆行動による撃退斗争にまで発展してきている。『国、県、町の税金一切と、その他の公租公課を正直に納めていたら生活がなりたたない』と農民は言つている。『差押え、物件引揚げには集団して斗へ』と大衆自身が言つている。中浦村では国税地方税に対して大衆動員で税務署地方事務所を撃退しており、二十五年からの地方税（村民税）は一銭も納められないと三倒部落ではいつており、村長は神経衰弱にかかつているという。少額所得者は所得税を納めなくともよい位に税法はなつてきて、今春は南蒲原をのぞいて所得税の斗いは大してなされなかつたが、その分とも地方税にしわよせされ、葛塚町では水利費が二倍に値上げされ、又保険税がかけられてくることに対して農民は不満をもらし

ている。大工が事業税に対して各地で斗っている」（前掲「資料」第27号二一ページ）

税金闘争が、民主商工会その他中小工業、市民との共同闘争の形で強力にたたかわれた例も、たとえば茨城県常東や兵庫県福良などの数地域で見られたが、しかし労働者階級との提携はまだきわめて不十分であり、税闘争の展開をさまたげていることは否定できない。

三、農民組織の税闘争方針　日農両派その他農民組織は税闘争にいかなる方針を立て、これに対処したか。

統一派本部は、第五回大会その他数次の委員会において税金闘争の重要性を強調し、またその闘争形態も変化しつつあることを指摘している。

「今日の段階において税金の問題は、多数の農民商工業者にとつては、すでに『納められない』ものとなつてきている。税金対策の新局面が、滞納・差押処分をめぐる問題に移行してきている事実が何よりも雄弁にこれを物語つている。

われわれの側における組織的な税斗争戦術は、自主申告を発足点とし、差押え公売に対する大衆的実力斗争を窮局のものとする一連の戦斗のうちにある。最近の税斗争はこのうち、特に滞納処分をめぐる督促、調査、再審査請求、差押え、公売に対する継続する大衆的斗争の展開に大きな比重をうつしてきている。敵側にとつては、かくの如き税斗争の発展のなかにおいて、いかに能率的かつ抵抗を弱めつつ収税強化をはかるかという点に深甚な考慮を払わざるをえない……」（「資料」第19・20合併号二二ページ）

右のように、統一派本部は、国税徴収法改正に現われている如き「徴税方法のファッショ的方法」や、「税金の使途があげて戦争目的へと向けられている」点をバクロし、これに対し部落動員体制の確立による抵抗戦術を強調している。

本部方針を地方事情に応じて具体化した例として、日農山梨県連はつぎのように税闘争方針を決定している（五一年度山梨県連活動方針）。

「所得基準を押しつけるな。町を村をつぶす地方税反対。税金は金持からとり貧乏人からとるな。1失業者半失業者には住民税をかけるな。2人頭割は世帯主一人にしろ。3夫婦稼ぎ親子稼ぎ、貧乏人には所得割は世帯主だけにすること。4所得査定委員会を作つて所得を公平に査定すること。5高度累進課税にせよ。6資産評価委員、資産審査委員を公選せよ。7賃貸価格再審査委員を公選せよ。8賃貸価格を再審査すること。9高額所得者のカクシ田畑、資産のごまかしをなくせよ。10一万円以下の農用資産には課税しないこと。11報償金制をやめること。12条例の罰則をなくすること。13納められぬ税金は棒引きにすること。14課税については民主団体の意見をきくこと。差押えをするな、納められぬ税金は棒引きせよ。」

右の方針のもとに行われた日農県連の税闘争につき河合書記長はつぎのように報告した（前掲「資料」第19・20合併号四六ページ）。

「地方税に関しては右一四項目の要請書を作つて各支部でこれを町村会に持ちこんで斗いました。……英村を例にとれば……その後日農としては特別の活動をしませんでしたが、人頭割を世帯主一人にすること、そして四人以上の扶養家族一人について五十円宛控除すること、二四年度の所得税を多少修正して所得割をかけたこと、所得割を一六%に下げたこと等を実行しました。そして資産評価委員を公選することにしたのですが、公選したのは日農の強い下平井部落だけでした」

主体性派日農本部は、第五回大会で「大衆課税反対」「地方交付金制度の適正化」「課税適正化」による農民負担軽減の基本方針を

明らかにしている。しかし中央地方において、部分的にせよ農民動員による税闘争の指導はほとんど見られず、とくに本部の態度に対しては、たとえば第五回大会における栗原代議員のつぎの発言のように、痛烈な批判がなされている。

「総本部は税金斗争に熱意がない。群馬ではムシロ旗をかついで大衆斗争をやつたが、総本部はこのときなにをしたか」（「農林通信資料」第35号）。

第二節　主要な税金闘争の事例

島根県宇賀荘村の差押え反対闘争　島根県能義郡宇賀荘村では昨年春以来税闘争をやり、日農（統一派）支部が結成されたが、四九年度の所得税闘争までも続けられている。二月二三日安来税務署はトラックをもつて差押えにきたが、組合員の反対で差押えできず引揚げた。三月二日には再び警察官二名同道で、日農組合員二〇名、島根農組員九〇を数え、農民運動の拠点となつている野外部落にやつてきたが、組合員の集団的な反対にあつて空しく引きあげた。その後税務署で、組合側と交渉に入つたが、農民側は自主申告の税額は納入済みだから滞納はないと主張し、税務署はこれを認めず、その後も日農能義郡連の常任も交渉に参加したが遂にまとまらず、農民側も「不当な割当課税に対しては全員結束して今度こそは一物も持つて行かせてはならなぬと意気込んでおり」（前掲「資料」第21号二五ページ）、この闘争をきつかけとして、日農、島農の共同闘争がすすめられた。

青森県長苗代村の税金棒引き闘争　五月二七、八日に開かれた日農統一派本部第三回中委における小笠原委員は、青森における税金闘争につき次のように報告した（「資料」第25号二一ページ）。

「そして今までのうけおい主義でなく、農民自身に斗わせようという事にした。二―三月をこの部落の再編成に使い、部落のアバ（おかみさん）や息子達もあつめて、部落座談会をやつた。そこから小作料問題をとりあげ、動員をかけて二、三割まけさせた。また部落座談会で供米問題が問題になつた。山口総本部常任が来て指導してくれたので、五人組、七人組の組織をつくり、発動隊ができたらすぐ連絡をとる仕組をきめた。そしてふいに呼集をかけたところ百五十名が集り、村長にデモをかけた。この動員では未組織農民が二七名も動員された。組合員以外のものに仂きかけをやつたからだ。こうした事は隣村の地引村にも波及して、この二村（上長苗代村と地引村）が中心になつて税金の俸引斗争をやり『最低半分以上はとらない』との確約をとり、二五年度の税金は七十名が半額、百二十名が帳消しというところまで行つている。」

北海道上川地区の税金闘争　上川地区では農民同盟、日農それぞれ税金問題につき三月上旬税闘協議会をひらき対策を立てたが、両組織はついに共同闘争に立ちえず独自の方針で、神楽村、当麻村、江丹別村等の農民の要求をまとめ税務当局と交渉に入つた。農民同盟は税務署の押つけた三割の水増し反収の減額、必要経費三八%に対し四八%増額の要求をまとめ、代表を上京させ国税庁と直接交渉をおこなつた。日農では、必要経費がたとへ四八%と認められても税金の拂えない農民が三〇―四〇%いるとして、これら貧中農の要求を通すため自主申告をあくまで認めさせるという方針を立てた。（江丹別村では税務署の課税額二九〇万円に対し、自主申告額は五〇万四千円で、この間ヒラキは大きい）。しかし日農の要求は容易に通らず、つぎの対策を立て強力な闘争を行うことを決定した。第一に、この重税が「吉田自由党内閣の単独講和、第三次大戦介入の

売国政策に基くものであることを徹底的にバクロすること」、第二に自主申告と更正決定のための準備、第三は税務署の不正摘発、第四差押え対策としての部落行動係の設置、さいごに三、四月に大集会を組織し宣伝活動を活潑にすること（「資料」第21号二一ページ）。

船橋市における差押え反対闘争　五〇年度の春野菜の価格暴落、麦の収量減にもかかわらず、船橋市の農家には平均反当一八、五〇〇円の所得が申告させられ、海神部落ではほとんど軒並に滞納し、他の部落でも督促状の来ない農家はないほどの状態で、農協は減額の交渉をしたが容易にまとまらない。日農本部では木村常任、隅山書記らが二月二六日現地にゆき、税闘争の指導に当つた。（「農民新聞」第二〇号）。ある農民は一万円の滞納で宅地、家、荷車、リヤカー、タンス、机まで差押えられたが、交渉の結果四、〇〇〇円、半年先拂いの話がついた。また留守中の差押えに抗議する等種々な形で税金闘争をおこなつた。

第四章　土地闘争

第一節　農地改革をめぐる闘争

第243表　農地改革実績総括（1951年3月末現在）

		単位	農地	牧野	未墾地	計
A 解放面積						
総数		町	1,782,689	373,534	609,696	2,765,919
地主数		戸	2,524,382	154,168	458,216	—
買収令書の数			5,109,087		475,847	5,584,934
反当平均価格		円	458	8	98	—
買収	旧払（報賞金を含む）1951年3月末までにおける支払べき対価等	〃	11,191,654,398		592,715,518	11,784,369,916
	1951年3月末までに支払つた対価等 現金払	〃	2,454,159,705		183,367,431	2,637,527,136
	1951年3月末までに支払つた対価等 証券払	〃	8,327,451,000		347,766,000	8,675,217,000
	1951年3月末現在の支払未済額 計	〃	10,781,610,705		531,133,431	11,312,744,136
	同　証券償却高	〃	410,043,693		61,582,087	471,625,780
管理	財産税物納	〃	—		—	7,046,148,000
	その他	町	176,077	—	—	—
		〃	9,380	—	—	—

換	計	〃	185,457	20,565	661,929	867,951
B	売渡面積					
	総数	町	1,938,452	328,552	460,099	2,727,103
	売渡しを受けた世帯数	戸	4,201,624	302,272	437,001	—
	売渡し通知書の数		12,252,859		677,616	12,930,475
	売渡代金の収微 1951年3月末までの売渡に対し徴収すべき総額	円	12,206,564,900		479,423,335	12,685,988,235
	売渡代金の収微 1951年3月末現在一時払済額	〃	8,690,011,647		187,213,785	8,877,225,432
	売渡代金の収微 同 年賦契約済額	〃	2,976,825,000		172,592,000	2,969,417,000
	売渡代金の収微 同 収入未済額総額	〃	719,728,253		119,617,550	859,345,803
	売渡代金の収微 同 年賦契約締結未済額	〃	326,741,000		38,353,000	365,094,000
C	1951年3月末現在売渡保留地	町	29,694	65,547	811,526	906,767
	今後売渡予定地	〃	1,762	—	—	—
	売渡不適格者の耕作地	〃	11,161	—	—	—
	都市計画地区内売渡保留地	〃	3,998	—	—	—
	その他	〃	12,773	—	—	—
D	残存小作地					
	残存小作地面積	町	548,237	—	—	—
	残存地主数	戸	1,207,059	—	—	—
	残存小作人数	〃	3,014,080	—	—	—
	小作契約総数	件	4,435,837	—	—	—

【備考】 (1) 旧地主に対する支払金について

(イ) 買収計画の変更又は取消の結果生じた対価等の増減の整理確定は1951年3月末に完了の予定。

(ロ) 1951年3月2日買収分については大部分未報告である。

(ハ) 支払未済の大部分は対価等受取人が買収令書の受領証は対価等の受領委任状を提出した後に住居を移動し，支払機関にそれの通知がないため支払ができないものである。

(2) 農林省農地課「農地年報」(52年5月刊) による。

第244表　農地改革関係訴願裁決

府県別＼事件別	買収関係受理件数					売渡関係受理件数					合計	裁決					合計
	農地	牧野	宅地建物	農業用施設に関する使用権、立木	小計	農地	牧野	宅地建物	農業用施設に関する使用権、立木	小計		容認	棄却	却下	取下	未処理	
1947年	…	…	…	…	5,365	…	…	…	…	158	5,525	478	4,315	335	92	305	5,525
1948年	…	…	…	…	11,229	…	…	…	…	1,358	12,587	1,815	8,475	617	771	909	12,587
1949年	…	…	…	…	5,878	…	…	…	…	1,279	7,157	1,387	3,578	630	847	715	7,157
1950年	1,997	248	667	62	2,974	640	42	13	8	703	3,677	650	1,198	458	484	887	3,677
北海道	137	152	5	6	300	58	17	—	1	76	376	82	91	31	34	138	376
青森	162	33	123	9	327	40	11	—	—	51	378	41	24	9	13	291	378
岩手	74	11	3	—	88	85	1	—	—	86	174	57	62	15	18	22	174
宮城	15	1	6	—	22	6	—	—	—	6	28	2	9	3	5	9	28
秋田	38	4	82	1	125	35	—	—	—	35	160	12	27	1	19	101	160
山形	22	—	4	—	26	—	—	7	4	11	37	20	7	6	—	4	37
福島	144	—	24	1	171	75	—	—	—	75	246	40	93	44	4	65	246
茨城	34	2	22	—	56	9	—	1	—	10	66	16	25	14	4	7	66
栃木	26	1	14	1	42	12	—	—	—	12	54	8	34	6	2	4	54
群馬	7	1	6	—	14	6	3	—	—	9	23	3	9	2	3	6	23
埼玉	4	—	5	—	9	1	—	—	—	1	10	2	3	2	3	—	10
千葉	49	3	31	1	84	11	—	1	—	12	96	12	17	15	38	14	96
東京	447	—	11	—	458	17	—	—	—	17	475	72	308	13	76	6	475
神奈川	31	—	—	—	31	2	—	—	—	2	33	19	13	—	1	—	33
新潟	19	3	11	3	36	3	—	—	1	4	40	5	16	2	15	2	40
富山	21	—	7	1	29	11	—	1	1	13	42	1	5	1	18	17	42
石川	15	—	13	—	28	2	—	—	—	2	30	4	5	3	11	7	30

福井	17	—	15	—	32	15	—	—	—	15	47	3	4	16	22	2	47
山梨	5	2	4	—	11	—	—	—	—	—	11	1	4	—	5	1	11
長野	27	1	12	1	41	11	3	—	—	14	55	14	10	8	17	6	55
岐阜	4	2	7	—	13	—	1	—	—	1	14	3	4	2	1	4	14
静岡	20	—	10	1	31	14	—	1	—	15	46	2	8	2	1	33	46
愛知	15	—	5	8	28	—	—	—	—	—	28	1	14	1	7	5	28
三重	61	1	3	—	65	6	—	—	—	6	71	2	1	59	5	4	71
滋賀	7	—	3	—	10	3	—	—	—	3	13	2	7	—	4	—	13
京都	18	—	2	1	21	2	—	—	—	2	23	4	10	—	7	2	23
大阪	67	—	8	1	76	—	—	—	—	—	76	5	34	—	18	19	76
兵庫	36	—	5	4	45	7	—	—	—	7	52	14	16	17	4	1	52
奈良	2	—	2	—	4	—	—	—	—	—	4	—	4	—	—	—	4
和歌山	4	—	2	—	6	6	—	—	—	6	12	2	4	5	1	—	12
鳥取	3	—	3	1	7	1	1	—	—	2	9	1	3	3	2	0	9
島根	1	1	1	8	11	5	—	—	—	5	16	2	6	2	6	0	16
岡山	21	5	4	1	31	25	1	—	—	26	57	15	16	5	17	4	57
広島	45	16	21	—	82	16	1	1	—	18	100	39	29	25	7	—	100
山口	119	—	26	1	146	56	—	—	—	56	202	35	49	31	34	53	202
徳島	22	2	9	2	35	8	—	1	—	9	44	10	10	16	5	3	44
香川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	47	1	12	—	60	15	—	—	—	15	75	27	11	24	12	1	75
高知	13	—	8	—	21	11	—	—	—	11	32	7	19	5	—	1	32
福岡	31	1	13	—	45	6	—	—	—	6	51	8	15	8	11	9	51
佐賀	11	—	1	1	13	9	—	—	—	9	22	1	10	2	6	3	22
長崎	49	—	104	1	154	15	—	—	—	15	169	27	96	36	4	6	169
熊本	18	2	1	6	27	5	—	—	—	6	33	6	20	3	—	4	33
大分	16	3	10	—	29	13	3	—	1	16	45	1	3	1	8	32	45
宮崎	14	—	3	1	18	4	—	—	—	4	22	3	7	7	4	1	22
鹿児島	59	—	6	1	66	14	—	—	—	14	80	19	36	13	12	—	80

【備考】 前掲「農地年報」による。

第245表　農地改革関係訴訟提起・完結件数

年次別 / 府県別	第一審（地方裁判所）						第二審（高等裁判所）						第三審（最高裁判所）					
	提起件数					1950年末迄完結件数	提起件数					1950年末迄完結件数	提起件数					1950年末迄完結件数
	1947年	1948年	1949年	1950年	計		1947年	1948年	1949年	1950年	計		1947年	1948年	1949年	1950年	計	
総数	277	1,955	1,614	670	4,516	2,465	5	82	346	217	650	282	2	3	18	28	51	13
北海道	14	18	56	46	134	58	3	—	9	9	21	10	—	—	—	—	—	—
青森	1	25	35	23	95	27	—	1	6	3	10	5	—	—	—	—	—	—
岩手	32	98	82	54	266	118	—	1	11	11	23	6	—	—	1	—	1	—
宮城	4	59	52	13	128	69	—	2	7	10	19	9	—	—	1	1	2	2
秋田	4	29	36	39	108	69	—	—	6	4	10	5	—	—	—	1	1	—
山形	2	26	19	7	54	31	—	3	5	2	10	4	—	—	—	1	1	—
福島	4	35	88	27	174	102	—	3	11	11	25	11	—	—	1	—	1	—
茨城	6	34	74	15	129	45	—	—	1	8	9	1	—	—	—	1	1	—
栃木	25	63	52	28	168	142	—	3	22	10	35	23	—	—	2	8	10	1
群馬	2	34	16	1	53	39	—	1	—	3	4	2	—	—	1	—	1	1
埼玉	4	12	27	9	52	34	—	1	5	7	13	3	—	—	1	1	2	—
千葉	5	39	38	11	93	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京	18	37	18	6	79	55	—	7	5	2	14	11	—	1	2	2	5	1
神奈川	—	48	20	14	82	51	—	1	10	3	14	10	—	—	1	2	3	1
新潟	2	87	87	14	190	152	—	1	37	12	50	30	1	—	—	—	1	—
富山	—	7	7	4	18	13	—	—	2	2	4	1	—	—	—	—	—	—
石川	3	20	6	4	33	19	—	2	6	5	13	4	—	—	—	—	—	—
福井	2	11	5	5	23	19	—	1	1	2	4	2	—	—	—	—	—	—
山梨	4	42	39	4	89	42	1	—	4	3	8	2	1	—	—	—	1	1
長野	1	65	38	22	126	90	—	3	8	5	16	8	—	—	2	2	4	—
岐阜	—	9	2	3	14	14	—	1	1	2	4	5		—	—	—	—	—

静岡	2	26	14	27	69	35	1	1	6	2	10	7	—	2	2	1	5	3
愛知	2	23	20	6	51	33	—	3	5	1	9	7	—	—	—	—	—	—
三重	—	18	25	5	48	31	—	4	4	2	10	7	—	—	—	—	—	—
滋賀	4	11	16	5	36	20	—	2	2	2	6	3	—	—	—	—	—	—
京都	8	22	13	—	43	33	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
大阪	8	245	126	29	408	86	—	3	19	7	29	7	—	—	—	—	—	—
兵庫	3	48	65	33	149	87	—	3	9	14	26	15	—	—	—	—	—	—
奈良	1	6	10	6	23	15	—	1	1	2	4	2	—	—	—	—	—	—
和歌山	4	22	16	5	47	34	—	4	5	1	10	7	—	—	—	—	—	—
鳥取	—	33	18	8	59	35	—	—	7	4	11	6	—	—	—	—	—	—
島根	2	25	8	—	35	24	—	1	5	3	9	3	—	—	—	1	1	—
岡山	9	57	48	9	123	52	—	—	14	9	23	2	—	—	—	—	—	—
広島	13	59	56	21	149	83	—	13	3	8	24	15	—	—	1	—	1	1
山口	8	59	41	28	136	30	—	3	11	2	16	2	—	—	—	—	—	—
徳島	2	22	32	16	72	43	—	1	5	9	15	2	—	—	—	—	—	—
香川	2	5	6	4	17	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	2	40	32	10	84	34	—	1	3	1	5	—	—	—	—	—	—	—
高知	33	138	81	32	284	235	—	3	56	11	70	24	—	—	2	4	6	—
福岡	1	17	20	19	57	26	—	—	5	3	8	5	—	—	—	1	1	—
佐賀	1	17	11	7	36	18	—	1	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—
長崎	7	56	42	11	116	80	—	—	12	7	19	5	—	—	—	—	—	—
熊本	14	43	30	16	103	56	—	2	—	4	6	2	—	—	—	1	1	1
大分	5	34	44	3	86	52	—	2	5	6	13	9	—	—	1	1	2	1
宮崎	—	5	2	—	7	6	—	1	2	—	3	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島	13	106	41	10	170	100	—	2	8	5	15	—	—	—	—	—	—	—

【備考】 前掲「農地年報」による。

一、農地改革の実績　第二四三表によれば、一九五一年三月末現在の買取面積は農地一、七八二、六八九町、牧野三、七三、五三四町、未墾地六〇九、六九六町、合計二、七六五、九一九町におよび、財産税物納その他の管理換面積は合計八六七、九五一町歩である。このうち売渡面積は総計二、七二七、四七五町で、買収地の大半は売渡しずみである。しかし残存小作地はなお五四八、二三七町で地主数は一、二〇七、〇五九戸、小作人数は三、〇一四、〇八〇戸で、土地所有の規模はきわめて零細ながら、また土地所有の経済的意味は改革前に比べ大きな変化をとげながら、なお、広汎な「地主小作関係」が残つていることがわかる。

二、訴願、訴訟その他紛争事件　農地改革にもとづく土地の買収売渡に対する訴願件数は、五〇年度三、六七七件を数え、これは前年に比べ約半減している（第二四四表参照）。その訴願理由は本表では明らかでないが、買収関係では農地に関するものが一、九九七件で最も多く、宅地建物関係も六六七件でかなり多数にのぼつている。売渡し関係では農地に関するものが大部分をしめている。以上の訴願のうち、容認されたもの六五〇件、棄却一、一九八件、その他となつている。

つぎに農地改革関係の訴訟提起とその結果を第二四五表について見れば、第一審では五〇年度六七〇件、改革当初の四七年以来の累計は四、五一六件である。訴訟事件は、農地改革による買収地、買収対価の不当に対する地主の訴訟、または改革自体を憲法違反なりとする地主の訴訟等内容は様々であるが、右の訴訟件数中五〇年末までに完結したもの二、四六五件、残りの二、〇五一件はなお係争中である。第二審では五〇年二一七件、四七年以来の累計六五〇件で、このうち二八六件が完結した。第三審への提訴はさらに少数で、五〇年二八件、累計五一件で、この内一三件が完結し、残りの三八件はなお未解決である。

つぎに五〇年末までの農地関係訴訟の種類を見ると（第二四六表）、第一審では農調法九条（農地賃貸借解除解約）関係が二九四件で圧倒的な多数をしめており、自作農特別措置法の買収に関するものが、二、七一一件で最も多く、対価、売渡関係は遥かに少ない。同法一五条による農業用施設、宅地建物の買収関係訴訟は五〇七件を数えている。

つぎに農地関係の行政事件数とその結果は、第二四七表の示す通りである。また小作関係の小作調停件数は五〇年度受理件数一、三五〇件で、前年にくらべ減少している。争議件数中地主申立は七六六件で、小作人申立て件数より多く、また右の中決定したものは一、〇六一件で、この内約半数以上は調停が成立している。小作調停事件の関係農地委員会数は七七七、関係土地面積は田畑その他合計五八二町歩である。争議一件当り平均四反三畝強であるが、関係地主数は一、二四四人、小作人数は一、六二二人であり、この傾向は四八年以来のものである（第二四八表参照）。四七、八年ころは食糧事情や、農地改革による土地買上げをのがれるため地主の土地取上げがきわめて多く、小作人との間に激烈深刻な紛争をひき起し、農民運動の主要な対象の一をなしたが、その後食糧事情の緩和や小作料統制などで逆に地主からの土地返還申請等もおこなわれ、小作地取上げ件数も年をおうて減少してきた。

三、農地賃貸借解除解約統制の状況　農調法第九条の農地賃借権の解除解約申請いわゆる土地取上げ申請件数は、五〇年三五、三二五件で、四九年に比し約二〇%の減少であるが、八年ころは農地改革による土地買上げをのがれるため地主の土地取上げがきわめて多く、小作人との間に激烈深刻な紛争をひき起し、農民運動の主要な対象の一をなしたが、その後食糧事情の緩和や小作料統制などで逆に地主からの土地返還申請等もおこなわれ、小作地取上げ件数も年をおうて減少してきた。

しかし、五〇年において注目すべき点は「耕作地主が経営拡張或いは分家等の理由にもとづく自作地増加を企図するに至つたことである。この耕作地主の土地取上に対する意欲は、今の所表面的には

第246表　農地関係訴訟種類別件数　（1950年末）

種類別 / 裁判所別	農調法		自作法							総計
			農地			15条		牧野	その他	
	9条関係	その他	対価	買収	売渡	買収	その他			
第1審	294	112	351	2,711	379	507	61	59	42	4,516
第2審	50	12	52	433	42	51	5	2	3	650
第3審	2	—	9	37	—	2	—	1	—	51

【備考】 前掲「農地年報」による。

第247表　農地関係行政事件結果別件数

結果別 / 年次別		地方裁			高裁			最高裁		
		1948年	1949年	1950年	1948年	1949年	1950年	1948年	1949年	1950年
受理	旧受	—	1,525	1,977	—	42	267	—	2	31
	新受	1,915	2,254	945	56	347	255	3	43	71
	計	1,915	3,779	2,922	56	389	522	3	45	102
既済	判決 認容	18	128	104	—	—	—	—	—	—
	判決 一部認容	4	55	42	—	—	—	—	—	—
	判決 棄却	121	403	244	5	59	102	—	7	9
	判決 取消変更	—	—	—	1	19	31	—	—	—
	判決 取消差戻	—	—	—	4	4	8	—	—	—
	判決 破毀自判	—	—	—	—	—	—	—	2	—
	判決 破毀差戻	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	判決 却下	32	88	34	—	1	—	1	4	7
	決定	9	17	4	1	3	4	—	—	—
	訴訟却下	—	3	—	—	—	—	—	—	—
	和解成立	1	20	47	—	2	3	—	—	—
	拋棄	21	—	—	—	—	—	—	—	—
	認諾	1	5	5	—	—	—	—	—	—
	取下	182	600	527	3	27	54	—	2	2
	その他	1	4	55	—	4	2	—	—	—
	計	390	1,503	1,062	14	119	206	1	15	18
未済		1,525	2,476	1,860	42	270	316	2	30	84

【備考】 最高裁調。

停（小 作 関 係）件 数

の結果別内訳			該当事件数	関係土地面積				関係人員			
済		未済	町村農地委員会実数	田	畑	その他	計	当事者		直接利害関係人	計
却下	計							地主	小作人		
件	件	件		反	反	反	反	人	人	人	人
6	6,280	560	—	22,072	12,804	4,657	39,515	7,509	9,674	839	17,822
12	4,065	1,800	—	12,595	7,145	2,509	22,249	5,292	6,568	615	12,475
26	2,310	925	—	5,520	1,957	1,821	9,278	2,860	3,663	429	6,952
9	1,457	321	1,202	2,250	1,654	606	4,510	1,596	2,147	265	4,006
2	1,061	278	777	1,955	2,435	1,430	5,820	1,244	1,622	168	3,034

第249表 農地賃貸借解除解約統制の年次別実績

処理別／年次別	処理件数 (1)	許可件数		不許可件数		許可率 $\frac{(2)}{(1)}\times 100$
		件数 (2)	面積	件数	面積	
1947年	99,341	62,022	6,705	37,319	3,957	62.4
1948年	105,987	62,786	7,189	43,201	5,245	59.2
1949年	49,718	37,615	4,276	12,015	1,809	75.7
1950年	55,325	29,511	2,998	5,814	…	85.5

かつての地主的土地所有への復帰を企図するものではないようである。先にみたように一般的には公定小作料額に近い小作料が支配的である限り、土地所有の経済的意義は単に地租負担に耐えるだけの小作料を挙げるに過ぎず、従つて単なる小作地の保有の如きは地主にとつて無意味なものとなりつつある。地主に残された途は小作地をとり上げて自ら耕作するか、或は小作人にこれを売りつけて土地代金と引換えに永久に土地との縁を切つてしまうか、一二の中いずれか一つを選ばざるを得なくなつてきた」（農地年報一一六頁）。

したがつて農地賃貸借解除解約の申請も、耕作地主または貸付地を持つ自作農が、自営地を拡張するためにその貸付地をとり上げる目的をもつてなされるものが増大して来たのである。しかもこのような経営拡張によつて経済状態の悪化を切りぬけようとするのは、耕作地主だけではなく、農民一般の意向でもあるので、土地取上げをめぐり激しい争の生ずる根拠は決して無くなつてはいないと見るべきであろう。

最後に、第二六表によつて今期間の土地取上げの特徴をあげると、第一にいわゆる合意解約が地主申請の約九〇%をしめていること、しかしこれがすべて小作人の心からの同意によるものでないことは前掲「農地年報」（一一八頁）も注意している通りである。第二に、小作人にの申請件数が六、八八七件（全体の一九・七%）で前期にくらべかなり多いことであるがこれは零細小作人の転業、離農なしプロレタリア化にもとづくものではないかと推定される。

第248表　小作調

事項別 / 年次別	受理件数（持込件数をむ）	同左争議単位件数	争議単位件数の受理別内訳						争議単位件数		
			地主申立	小作人申立	合意申立	双方申立	小作主事申立	裁判所職権	既		
									成立	不成立	取下
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
1946年	—	6,840	2,626	4,167	6	15	2	24	3,867	211	2,196
1947年	—	5,863	3,119	2,722	—	2	6	14	2,015	351	1,685
1948年	—	3,235	1,962	1,161	3	4	25	24	1,015	301	968
1949年	1,743	1,778	958	768	1	3	20	28	686	210	552
1950年	1,350	1,339	766	505	3	6	32	27	579	128	352

【備考】 前掲「農地年報」による。

第250表　農地調整法第9条申請件数の内訳　（1950年）

	地主からの申請件数		小作人からの申請件数	合計
	小作人が同意したもの	小作人が反対の意を表わしたもの		
北海道	619	167	340	1,126
東北	2,411	452	270	3,133
関東	3,482	419	1,055	4,956
北陸	1,096	59	78	1,233
東山	2,723	153	339	3,215
東海	2,947	79	1,267	4,293
近畿	1,714	159	565	2,438
中国	3,318	273	1,913	5,504
四国	1,254	118	310	1,682
九州	5,235	1,414	750	7,399
全国計	24,799	3,293	6,887	34,979

【備考】 千葉縣は183件報告洩れ。山梨・三重・大阪・徳島は持越件数を含む。福岡縣は却下取下5件を含む。

第二節　基地のための土地接収反対闘争

一九四五年終戦当時の旧軍用地は約二九万七七八六町歩であつたが、このうち四万六〇四〇町歩は占預軍によつて接収され、残り約二五万町歩は引揚者、失業者、農家二、三男などの開拓地として開放された。なおこのほか旧軍用地以外の未墾地をふくめて、全国における開墾開拓地の入植者は七五万戸に達し開拓地の総面積は四三万六、〇〇〇町歩となり、その農産物生産高は米換算約六〇〇万石となつた。

さて、本年度より再

軍備の本格的進展につれて、右の一旦開放され旧軍用地が再び警察予備隊と占領軍の演習地宿営地、その他の基地として使用されるため、つぎつぎと接収されはじめた。このほか国有林野、牧野の取上げや、農民が一時借用している政府移管土地の接収がある。これらの取上げは形式的には特別調達庁が事務を代行する接収であるが、事実上は占領目的のための直接接収であり、実弾演習による生命の危険、財産の損害、生活権の脅威にさらされ、これに対し農民、とくに開拓民が耕作権と生活を守るために反対し、各地に深刻な紛争が生起することとなつた。

五一年秋頃から、軍事基地のための土地接収が、農民とくに開拓民の生命と生活をおびやかし、ひいては農地改革における自作農創設を切りくずす危険が生ずるにいたつたので、農林当局から警察予備隊長官にあてて、つぎのような通牒が発せられた。

開拓地を警察予備隊のために使用することについて

このことについて、目下当局において承知している事例のみでも、別表の如く数件に及んでいるのであるが、これらの土地は何れも自作農創設特別措置法により政府において取得し、自作農創設の用に供し又は供しようとしているものである。而してこれらの土地を買受け又は買受けんとする入植者は概ね引揚者、戦災者又は農家の二、三男等で、殆んど無一物で入植した者が多く、入植後は言語に絶する辛苦の結果漸くここに生活の根拠を築いておるに再びその犠牲を強いる結果となつていることが明らかであるが、り、政府としても、相当な費用を支出してこれらの土地を農地とするために必要な工事を実施し、また入植者には開墾補助金及び住宅補助金を交付し、営農資金を融資する等の措置を講じておる次第である。従つてかかる土地を警察予備隊のために使用することは、国民経済より見て多額の冗費を生ずることとなるのみならず、入植者全般に深刻な不安感を与えると共に政府の施策に対する不満を起させることともなるので、極力他に適当な土地を求め原則として、開拓地を使用されないよう要望する次第である。代地の斡旋が必要な場合には、当方としても極力協力したい。又他に適当な土地が全くない等やむを得ない場合には、開拓地についても、これを他に轉用することを全く拒否しようとするものではないから、かかる地区については、当局と充分協議し地元開拓民との間を円満に解決した上、正当な法的手続を経てから、その使用を開始せられるよう取り計らわれたい。

なお現に問題となつている地区については、従来当局係官より再三にわたり貴方に対し、上記の理由を述べてその使用の即時停止方を申入れたのであるが、まだ納得し得る回答に接しないのみならず、引続きその使用を継続しておられる。このため国有財産たる開拓地の管理上甚だ遺憾なる事態を生じているのみならず、地元開拓民よりは、しばしば切実なる陳情に接し開拓政策遂行上頗る支障を来しているので、当局の趣旨を篤と御了承の上至急善処されたい。

昭和二六年九月二八日

警察予備隊長官殿

農林省農地局長

これによれば、予備隊側は開拓地を所管する農林当局とほとんど事前に協議することもなく、のちに見るように多くは農民にも無断に一方的に開拓地の土地を使用し、そのため、戦争犠牲者たる農民に再びその犠牲を強いる結果となつていることが明らかであるが、予備隊側はこれに対し次の如く回答している。

開拓地の使用について

このことについて……当隊本部長官あて申越があつたが、開拓地を警察予備隊の訓練場として使用する場合は、土地所有者その他地元関係者と協議の上円滑に使用しているのであるが、ただ農

林省関係者と協議していないことは遺憾に存ずる次第である。今後は申越の主旨により遺漏のないよう取運ぶ所存であるから、右御諒承の上、当隊の使命にかんがみ、何分の御協力をお願い申上げる。おつて近日具体的に協議を致したい所存であるから念のため申添える。

昭和二六年一〇月六日

農林省農林局長厳

警察予備隊本部経理局長

さて五一年秋頃より瀕出しつつある軍事基地のための土地接収に対し農民側はいかなる態度をとつたか。九月二六日東京で開かれた日本開拓者連盟主催の全国開拓者大会では、全国より開拓農民約千名参集して「開拓地の天下り接収反対」を決議し、こえて五二年二月二六日には接収問題発生の関係組合長が東京に参集、開拓代表者協議会をひらき、次の決議をおこなつて二七、八両日、国会、外務省、特別調達庁、予備隊本部等に強硬な反対を申入れた。

開拓地接収反対要求書

（前文略）

一、終戦後最大の苦難を排して開拓に挺身しすでに国民の食糧緩和に大きな貢献をなしつつある開拓者は如何なるものにも代え難い貴重な価値あるものであることに鑑み、便宜主義的にこれを接収することは絶対避くべきこと。

二、右趣旨を既に審議中の行政協定附表中に明示すると共に、予備隊用地取得計画樹立に当つても右の趣旨を体して開拓地以外にこれを求みること。

二、右趣旨を生かすために強制收用を可能にする立法措置の如きは絶対に行わざること。

四、万やむを得ず接收するばあいは現地的交渉決定を排し必ず中央における正規手続きによることとし、全国民の負担において開拓者に二度の犠牲を払わせない万全の措置を構ずること。

五、既に中央機関に無断で開拓地を使用しつつある向は直ちにその使用を中止し、既往の損害を補償し改めて正規の手続を待つこと。

六、民間航空飛行場として旧飛行場跡の開拓地使用の計画等もあるが、これ等の事は絶対に排すべきこと。

開拓地の無断使用又は強圧的使用に関する申入れ

正規の手続によらず一方的申入れによつて開拓地を使用しその使用範囲を無断で拡充し、流弾の危険死傷等の生命上の実害、作物のジュウリン、井戸水の乱用、野火盗難等によつて、営農並に生活を不可能にしている現状に対して予備隊本部並に政府として即時如何なる具体的措置を執られるか承り度

被害発生状況例

○千葉縣習志野地区

実弾演習による被害（死亡者一名、農耕通学に不安、住居内に流弾が来る、昼間は家を空けて逃避している）。協定地区外の演習畑地の踏荒し、採草地防風林の無断使用と踏荒し、採草地の土工作業による通行の危険。

○栃木縣金丸地区

アドヴアイザーの指示によるとの理由で強制使用、農地、採草地薪炭備林の損傷、主道道路の損傷、土工施設の未復旧、約束不履行、必要以上の農場への乱入、山林原野の火災数回、收穫物の盗難数十件、部隊行動による損害を防止せんとして者の言動を思想的批判の下に不当な取調べをした。

○栃木縣江曾島地区

耕地、薪炭備林、採草地の損傷、樹木切損、壕の堀おこしによる土地損傷。

○栃木縣駒生地区
流弾飛来のため不安で、安心して農耕不能、四町歩買上げられれば個人経営地の減反で経営不能になる。
○大分縣十文字源地区
住居地、農地をさんで射撃演習をして人命が危険にさらされている。流弾のため一名の貫通銃創をうけた。爆発音のため家畜繁殖率、産卵率は七、八割減、作物の被害甚大（昨春馬鈴薯皆無）。
○京都府長田野地区
無警告実弾射撃の実施、通行禁止のため農耕不能、爆破演習によつて土地損傷、二六年二月から二七年一月までの損害賠償全然支払つていない。
○宮城縣王城寺原地区
死亡者一名、負傷者一名を出した事があつて、極度の不安にかられている。恒久的計画が立てられず生産事業に影響すること大にして、生活は不安である。
○石川縣三小牛地区
流弾落下、耕地内で無断爆破作業、圧力的買収交渉開始（開墾建築は無駄だから止めろ、立木は不用だから早く処分せよ、二七年度から全面的に使用しモデル演習地とする、麦の收穫まで待てない等）。

日農両派でも、それぞれ大会、中委で土地取上げ反対の態度を表明した。左に統一派本部の第五回大会決定にもとづく政府への要請書をかかげる。これは第五回大会で、鳥取県中浜の耕地一六九町歩の取上という現実的な問題発生を中心に討論されたのち決定されたものである。

土地取上反対に関する要請書

われわれは、八月二五日開催の第五回大会において、軍事施設その他による無償土地取上が全国的に一般化しつつある事実に基き、関係農民の要求を支持して、標題に関し満場一致左の通り決議した。

いうまでもなく土地は農民がこれによつて生活を支え、子弟を教育するための唯一の宝である。如何なる事情と事由によるにせよ、これの取上は、関係農民とその家族を路頭に迷わせ死の途に追いやり、日本人民の自立に最も必要な食糧生産を破滅させ民族の将来を危くするものといわなければならない。

ついては決議の趣旨を十分諒解され、日本政府の責任において、かかる無法の土地取上を禁止し、農民生活、農業生産の維持発展に十全を期せられ度要請する。

土地取上反対に関する決議

鳥取縣中浜村ほか三カ村の、耕地三百町歩は戦時中に海軍々用地として取上げられ、終戦後政府の命令によつて再び開墾し、耕地としたものである。しかるにさいきん十九町歩を無償没収されいままた百五十町歩の無償取上命令が発せられ、さらに残余の耕地も計画に編入されている実情である。われわれはかかる無償土地取上が全国的に一般化し、農業生産、農民生活を危機に追い込んでいる事実にもとづいて、関係農民の要求を支持し、次の通り決議する。

一、農民の生産と生活を破壊する戦争のための土地取上に絶対反対する。

二、取上げた耕地は農民の暮しと生命をまもるに十分な価格を支払うこと。

三、農民と政府の間で完全な補償協定が成立するまでは、関係者の耕地立入を絶対に厳禁すること。

日本農民組合総本部

なお年末までに占領軍によつて接収された主要な地区および接収が問題となつている地区は次の通りである。

○占領軍に接収されたもの

北海道砂蘭部一二一町、茨城縣高松三三町、神奈川縣柴倉庫四三町、相模原二五町、瀬谷六〇町、石川縣小松三六一町、山梨縣梨ケ原二〇一町、天野原六一町、富士嶺七〇町、靜岡縣東富士第一次六、二四八町、同第二次二、五〇〇町、愛知縣高藏寺六四町、鳥取縣三保三二町、山口縣太田台山四三二町、長崎縣大野原八〇町、大分縣十文字原六〇町、その他合計一〇、三三九町。

○接收が問題となつているもの。

北海道真駒山一、六二〇町、計根別五二九町、有明八七四町、千葉縣習志野四五〇町、茂原二三九町、愛知縣上野一九六町、鳥取縣三保第三次一五〇町、福岡縣北方八二町、宮崎二〇六町、その他計五、二七九町。

○警察予備隊に接收されようとしているもの

北海道河西村一二三町、美幌三三四町、函館二〇三町、千葉二ノ宮一六六町、新潟縣金谷村六六八町、福岡縣春日村六二三町、宮崎縣霧島村四二三町、愛知縣豊橋一、七〇〇町、京都府十六部村三三四町、その他計五、三三五町。

基地のための土地接收に対しては、農民は、取上反対、換地の要求、損害補償の要求を出す等、日農はじめ日教組などと共同して農業防衛と平和と教育のためにはげしい闘争をおこなつたが（第四節参照）、一方地元町村の商人、ボス等の予備隊誘致運動もあり、複雑微妙な動きを見せている。

第三節　山林開放その他の土地闘争

農地の買收売渡しは法定保有地をのこし大体完了したが、なお山林原野はほとんど旧来の所有関係のまま残されており、ことに山村においては耕地不足の貧小農にとつて山林利用はきわめて重要な意義をもち、いまや山村農民にとつて山林開放は切実な問題となつてきた。ことに農地を失つた山村の地主は、山林所有を根拠に旧来の支配力を維持せんとしており、農家二、三男の開拓地開放の要求、薪炭採草地利用と小作料引下げの要求は地主の利益と対立し、各地ではげしい闘争がたたかわされた。山林四〇町歩開放をめぐる栃木県南犬飼村の闘争、茨城県若松村、山根村、新潟県神山村、塩野町村未墾地開放闘争、山梨県豊富村の新よこせ闘争等その事例は決してすくなくない。しかし南犬飼村の事例に示されたように、農民側の勝利におわつた開放闘争も、土地の割当にあたつて貧農と中富農の間に対立、紛争が生ずるなど、貧農の要求を中心とする農民運動の道はきわめてけわしいことが痛感されている。

山林開放の運動はまたしばしば村における失業者、二、三男の「職よこせ」の闘争と結合し、新らしい闘争の分野と形態を生み出している。たとえば山梨県韮崎町の河川敷解放闘争において、一二名の貧農の要求が、土地改良要求の広汎な署名運動（三百名）とむすびつき、社共両党の共同戦線のもとに、貧農が孤立せずに土地買收を農業委員会に認めさせている（日農山梨県連の五一年度活動報告）。

また農民の山林原野開放、下草をからせよ、ウラ木を拂下げよ等の要求が、営林署に対する林業労働者の賃上げ要求と結びつき、労農の共同闘争としてたたかわれたところもあり（神奈川県三保村、鳥屋村その他）、なお萌芽的・部分的ではあるが、税金、供出闘争におけると同様、農提携えの動きとして注目しなければならない。

農地、山林をもとめる農民の要求のほかに、土地改良によつて湿田を乾田にし、水稲単作を輪作式綜合経営に転化して生産力を高める

ことは農民の強い希望であるが、これらの土地改良はその大部分が公共事業として国営または県営の工事として行われざるをえない。しかるに土地改良工事と国庫補助に対する農民の要求はなお十分に満たされず、各地で農民は国庫補助の不足を自己資地や労力の提供で補充している。たとえば新潟県龜田郷、曾根郷などの大排水工事は、反当二千円、一戸当り数万円の農家負担においてつずけられ、龜田郷大江山村九山部落では村民税を一時工事費にあてて完成をいそいでいるが、他方工事に仂いた農民は「賃金を支拂え」と要求し、また聖籠村の農民は土地改良工事調査費六〇万円は村費より支出せよと要求した。このほか福島潟干拓工事と沿岸の土地改良工事についても工事費全額国庫負担の要求が出されている。そしてこの要求は、農村失業者の「職よこせ」の闘争とむすびついている（たとえば聖籠村）。この傾向は、朝鮮戦局の停滞、軍拡中だるみによる失業者の帰村によつてますます顕著になるであろう。

さいごに、本年度実施となつた小作料改訂に対し、各地に値上げ反対の動きがみられた。たとえば反当七五円前後の水田小作料が六〇〇円程度に引上げられたことは、たとえ戦前の現物小作料のごとき意味は持ちえないとはいえ、小作農にとつての負担加重となり、これに反対する闘争のおこつたのも当然である（第四節の闘争事例参照）。また長野県塩尻村の土地管理運動などは、最近は小作料一括納入の機関と化した感があり、「貧農側からは地主の御用組合だとの声まで出て、今幹部の入替えを行つている」（日農統一派北陸地協における批判）状態にある。長野県連の青木氏も「土地管理運動は今では一つの障碍になつている」（日農第三回中委）とのべている。

第四節　主な土地闘争の事例

大分縣玖珠郡の土地（基地）取上反対闘争　玖珠郡日田郡にまたがる万年山は椎茸年産一万貫、木炭一万二千俵を産し、玖珠郡唯一の放牧場として三千頭の牛馬が放たれ、また採草地として広く附近の農民に利用されており、二百町歩の開拓地も存在している。五〇年末、福岡からマーキ少佐と中津予備隊警士等が演習地設営の調査にやつてきた。これによると南山田村八百町歩、玖珠町一千二百町歩五馬村一千町歩の山林原野放牧場と玖珠場秋部落の全農家がつぶされ、その他玖珠町山浦部落、南山田村桐木部落等も立退きを命ぜらるる事となる。これに対し玖珠町長、町会議長、南山田、五馬両村長、同村会議長と地元有志五名とが一二月中旬から予備隊に反対陳情を行つたが、予備隊長は拒絶した。ここにおいて

「玖珠郡連合青年団は幹部総会で絶対反対を決議、細田知事と中津予備隊に抗議文を出し、さらにリッヂウェイと吉田内閣に対し抗議電報をうつことになつた。この動きが日田郡内の青年に波及し青年行動隊が入り全縣下の青年に激をとばすことになつた。玖珠郡町村会長、縣会でも絶対反対を決議、平和ヨーゴ日田市委員会の呼びかけに対し広瀬日田市長と議員二四名中一四名が反対を表明、観光連盟、縣開拓課は中央に抗議電報等で抗議をしている」（「農民運動資料」第39・40合併号二五ページ）。

立野ケ原開拓團の演習地使用拒否　金沢警察予備隊は一一月二六日から二週間西礪波郡東太美村と南山田村にまたがる立野ガ原旧陸軍演習場で実弾射撃による仕上訓練を行うため、一四日中村副隊長一行が現地視察を行つた。これに対し地元の立野ガ原開拓団では緊急会議をひらいた結果演習を拒否することになり東太美、吉江、太

美山、南山田各村々長とともに県知事と予備隊に反対の陳情を行つた。拒否の理由は「旧演習場には現在二九七戸の農家が入植し農業をやつているが、演習に使用されては農耕と開墾に支障を来し、またこれが契機で開拓地を接収されてはこまる」というのであるが同県には他は他に演習適地が少いので、接収をめぐつて紛争がおきるものと成行きが注目される。

茨城縣鹿島の山林開放運動　常東農民組合鹿島郡若松支部では五〇年末以来、山林未墾地五〇町歩の開放を村内地主の柳川宗左衞門たちに要求して闘つてきたが、二月二三日ついに長照寺所有の六町歩の開放をみとめさせ契約を終了した。常東本部ではこの闘争で従来の農地委員会での闘争方針をやめ、実力闘争の新らしい形態を採つて成功し、注目された。「農民新聞」二〇号の報ずるところによれば、さらに地主石神氏に対し、軽野村の未組織農民をふくんだ夜間交渉を連日おこない、元飛行場の開拓団も共同して「柳川総攻撃」を行つた。なお長照寺山林開放のさい壇家協議会の代表（甲）と開拓希望者（日農乙）の間には次の契約書がとり交された。

契　約　書

一、長照寺の開墾は国家買収をやめて、甲と乙との完全なる了解の下に六町歩までを開墾する。

二、開墾に関する一切の具体的取りきめについては、開拓希望者を中心としこれに壇家内希望者を含めた開拓農協と長照寺との団体協約とする。

茨城縣山根村の山林開放運動　村面積の六割は山林という山根村の農家は耕地不足になやみ、農家の二、三男十五名は五〇年八月、私有未墾地七〇町歩の開放を県当局に申請した。同年一二月にいたり県の調査の結果一五町歩が適地と判定されたが買収事務は進まず農民は社会党常東支部長、県議等の応援のもとに開放促進につき努力し、五一年四月の県農地委員会では一一町歩の買収計画が立てられたが、五月の農地委員会では地主側委員から「申請地のうち二町四反以外は湿地で開拓適地でないから開放に反対する」との動議があり、ついに次期委員会までに買収計画を立てなおすことに決つた。しかし八月の農地委員会では一本問題は時効にかかつている故に無効」との県当局の言明があり、一一月買収計画立案の動議も六対五の票決で敗れた。その後も地委員の現地調査の結果、六町歩は保留、五町歩は棄却と決定し、結局成沢地区は、希望面積の四分の一、木葉下地区は二分の一が開放されることになり、年末その仮配分を終つた。しかしこの面積ではわずか三反歩の配分をうけた者もあり、到底独立農家として経営もできないところから、買収地拡大を目指し農林省その他関係当局えの陳情をつづけている（「農林通信資料」第66号による）。

東京都下鶴川村の小作料値上げ反対闘争　土地譲渡に関するポ政令の施行を期に東京都では小作料七割値上げをおこなうため、各農地委に対し六百円を限度とした値上げを、とくに畑については賃貸価格の三三倍値上げを内示したといわれる。都下下鶴川村農地委員会はこれと同率の値上げを承認したが、小作人側は、日農支部長を中心にこの決定に抗議し、「中でも薪炭林、採草地開放などの日常闘争を続けている三輪部落では……部落総会をもち、かつ異議申請をやり、一二月八日農地委員会に全員傍聴におしかけた。」（「農民新聞」第一八号）地主側は農地委の承認通りの値上げを主張してゆずらず、とくに薪炭採草地の料金は一回三百円から五百円と地主の任意にまかされているので、日農は小作料値上げ反対と薪炭採草地開放をむすびつけて土地闘争に立ちあがつた。

三保山林労仂者の賃上げ闘争　神奈川県足柄上郡三保村の大丹沢国有林地帯に仂く山林労仂者（運材夫）九名は、五一年一月二〇日

賃上げストに入り、賃金単価石当り二七円を三〇円に上げさせた。これをきつかけに各飯場のキコリ、集材人、ソリ屋などの労仂者は神奈川県労に応援を依頼したので、金属神奈川支部、川崎地区労、県労等で調査団をつくり、二月八日から三日間にわたり、調査した結果、営林署や請負ボスの不正（木炭の横流し、加配米のゴマカシ）宿舎の不備（ムシロも十分にない掘立小屋）労基法違反等の事実をつきとめた。そこで調査団は飯場ごとに懇談会をもち、つぎのような要求をまとめ、一三日は全山ストに入り、代表二四名が営林署当局と交渉、要求を貫徹した（「金属労仂者」三月二三日号による）。

(一) 月收五千円―八千円を一万円―一万二千円にする。
(二) 賃金の中間搾取をやめる。
(三) 飯場を改善する。
(四) 村民にウラ木を拂いさげる。

しかるに翌日当局は暴力団等をつかつて威嚇その他攻勢に出て応援の労組員やスト指導者も孤立せんとしたが、この情報をえた県工代会議は直ちに村長、営林署に抗議し、化学、金属、土建等で編成された調査隊や平塚民商等の応援隊が山に入り再交渉をおこない、要求貫徹のためさらに第三次労農抗議団が派遣された。これは山林労仂者農民と工場土建労仂者の提携による強力な闘争として注目すべき事例である。

栃木縣金田村の労農共同闘争　栃木県那須郡金田村の自由労仂者約百名の組織する「生活を守る会」では、職よこせ闘争は農民運動と結合せねば駄目だと、村役場に対し村営による湿田の排水工事、道路工事の実施を農民と共同で要求、またとなり村の大田原町の自由労仂者、金丸原開拓団にも共同闘争を呼びかけた（「平和のこえ」一月五日号による）。

第五章　農村青年運動

農民運動として本年度特に注目すべき動きを示したものは青年運動と、その組織の結成である。その代表的なものとして、茨城県常東、常総の民主青年同盟をあげることができる。

五〇年一一月一〇日、七〇町村五〇〇余名の青年代表が参集して常東民主青年連盟結成大会が開かれた。この同盟は鉾田町の青年文化会々員五〇名余の青年が、日農、青年団、知人等の線をたどつて二千余名を組織して大会結成までこぎつけたものである。同盟は町村を組織単位とし、同志組織として独自の活動をすると共に、地域青年団のなかでも活動している。本年に入つてから各町村に再軍備問題討論会をひらき、再軍備反対、全面講和の要求をまとめ、たとえば二月には延方、潮来で三〇〇名の青年集会で再軍備反対を決議その他各町村部落で平和運動を行つている。

二月二七日には常総民主青年同盟の結成大会がひらかれ、六〇町村三百名の代表が参集して「青年をドレイと弾丸にする単独講和反対」等を決議し、組織の拡大方針等を協議決定した。民主青年同盟は、労組青年部、町村青年団その他未組織農村青年に呼びかけ、講和問題、再軍備問題等を中心に青年の啓蒙組織運動をつずけている。とくに常東民青は日農や民商の活動に協力し、それぞれ闘争の先頭に立ち、鉾田町では二月におこなわれた県の事業税差押えに対する五日間にわたる税闘争で一五〇戸の差押え予定農家を守り、九戸をのぞき他は差押えを撃退するという成果をあげた（「農民新聞」第二一号）。

その後常東、常総の民青は同県下の青年大衆の結集をはかるため

水戸市教育会館で青年大会を開催、青年団、日立、その他労組青年部、社会党青年部、四Hクラブ、婦人代表など七百名が参集し、「民族の独立と平和を守るための愛国運動」を展開するため、茨城県愛国青年協議会を結成し、再軍備反対平和署名運動を当面の仕事として活動を開始した。

日農佐賀県連鳥栖支部では九月二七日伊東県連委員長、社会党久留米支部長らも出席して青年部結成式をおこない、青年運動強化の方針を決定した。その他山梨県中巨摩青年団の単独講和反対、長野県下伊千代町青年団、婦人会の電気料値上げ反対の運動など、各地で農村青年運動がおこなわれた。日農（統一派）は第五回大会で青年運動強化の件を可決し、また日農（主体性派）も青年運動の展開を呼びかけた。その一つの現われとして、つぎに山形県連の青年部活動方針をかかげよう。

日農（主体性派）青年部山形縣連活動方針（要旨）

（前略）われわれは再軍備を中心とする反動政策は国民生活を極度に圧迫し、時に農民を大きく犠牲にしていることを指摘したが、農村の深刻な二、三男問題等を併せて考えると戦争は農村を強く弾圧して職をもてない大衆を農村の中に生み出し、これを一方では戦争に動員しようとしている。われわれは農家経済を確立するための斗争と共に強力な再軍備反対斗争を、家庭において部落において、あらゆる機会に展開しなければならない。この斗争は反動陣営が平和憲法を改悪して再軍備を公然と行うために、国民投票に問うことになろうが、これに対して大きな反撃を加えなければならない。この運動はあらゆる機会に「青年よ、再び銃を取るな」「妻は愛する夫を戦争へ送るな」「母は子を銃取るために育てたか」と言うようにして説明することである。

つずいて同方針書は、農地改革の徹底、税金の適正化、農業近代化、農協組に対する態度、労農提携の強化、政党との関係等についてのべ、「闘う日農確立のために」つぎのスローガンをかかげている。

「我々はかくして戦争の危険を農村において克服し、平和と民族の独立を守り農業改革と農民の徹底解放のために今こそ全力をこめて強く叫ばなければならない。青年よ再び銃をとるな、民主主義革命を完遂せよ。反動吉田内閣打倒。労仂者農民の政府をつれ。」

青年婦人運動平和運動については「茨城の常東民主青年同盟をはじめ、常総民主同盟、南秋田の連合青年会、山梨中巨摩青年団を先頭に、青年をドレイと弾丸にする単独講和反対等のスローガンの下に農村青年の戦争反対、平和を守れの闘いは漸く拡大されようとしている。」一月一五日結成された全面講和愛国運動協議会には日農も参加したが、「この運動の進行につれて農村が最も弱い面であることが明らかになつたたである」。

全農連は農村青年、とくに農協組の青年層の組織を重視し、これを足場として4Hクラブ、青年団等にも仂きかけている。すなわち本部の決定した「青年及び婦人組織の強化」の項には「系統農協の線に沿つて農村青年ならびに農協の青年の組織を結集し、農協運動の推進体とすること」「各組織には一方に青年部と婦人部を設置すること、また青年婦人をとくに役員に加えること」とのべられている。農民組織に対する「政党支配の排除」をスローガンとする全農連（実際は役員の多数が改進党、農協党にそくしている）の青年運動は、地道ではあるが強い影響力を農村青年の間に及ぼしつつありて日農系の青年運動と対象的な動きを示すものとして注目される。

第六章　各派農民團体の動向

第一節　日農（主体性派）第五回大会

日農（主体性派）第五回全国大会は三月三、四両日東京教育会館で開催された。出席者は府県連合会代議員一一〇名中央委員で、上林与一郎中執委員の司会の下に、議長石田宥全、副議長中村高一、大林千太郎を決定し、第四回大会以後の組合活動の検討、再建方針の審議、闘争方針の決定などがおこなわれた。おこなわれた。

ついで左社党鈴木委員長らの挨拶の後、八百板書記長の本部報告がおこなわれた。その自己批判として、「今日までわれわれはあらゆる努力を拂つて十分な活動をしてきたが、本部活動の欠陥は財政の欠乏に原因がある。日本中で日農ほど財政不足の団体はないとおもう。少数幹部の負担で財政をまかなうことは、組合を少数幹部の御用組合につきおとす危険がある。財政確立は大衆の負担にまつべきものである。しかも現在の情勢は日農の強化を要請している。大衆的な財政基盤をもつところに日農再建の道が進められることを考えるべきである。たとえ組織は少さくとも行動を中心として行動的な組織とならなければならない」（農林資料通信35号三―四ページ）。

本部報告、会計報告承認のち、大森本部委員より「運動方針」案を提出、詳細な説明ののち討論に入つた。これと同時に「組織活動方針」「財政確立に関する件」が一括上程され、各府県支部および日農議員団の財政負担の問題も論議された。この間、運動方針を本部が単なる「素案」として提出した点につき、池田恒雄氏（茨城）より批判があり、また運動方針中、組織形態を全国単一組織より連合体へ移行させる点について激しい論戦がたたかわされ紛糾し、つぎに一たん打切り「役員選挙に関する件」に切替え上程されるにいたつた。

大会第二日は中村高一氏議長となり、「土地対策に関する件」「農業近代化に関する件」を一括上程、江田三郎氏より説明あり、日農はこれまで森林対策を欠いていたが、今後は山林農民に関しても十分対策を立て組合活動の対象となすべきことを強調、原案は可決された。「食糧対策に関する件」、「肥料対策に関する件」、「農産物価格に関する件」は足鹿覚氏の提案理由説明で可決、ついで「農業課税対策に関する件」については、代議員より総本部の国税庁に対する闘争が不十分である点が指摘された。

かくて前日来持越しの「運動方針案」を、「規約改正」「組織方針」「財政確立方針」と一括審議に入つた。大森氏は「いまの闘争は地方別地帯別に特長をもち、それぞれの地方で地方権力と対立している。……連合体への移行を提案したのは財政的な問題からではなく地方闘争の独自性を考慮したからだ」と説明、これに対し、中央の弱体化は決して組織形態が原因ではなく財政上の欠陥だから従来の統一組織を維持すべしとの反対論も強く、石田宥全氏はつぎのように主張した。

「こんど運動方針で貧農中心の方針がはつきりと打ち出されたのは一つの進歩である。日農の階級性がはつきりとし、貧農中心でゆくとすれば、連合体ではなく、全国的な統一体にして組職の強化を進めてゆかなければならない」（前掲「通信」35号八ページ）。これに対してもなお反対があり、結局「組織形態は、全国単一組織から連合体への移行の検討が必要である」との総本部の修正をみとめて、組織活動方針とともに決定をみた。

ついで「積雪寒冷地帯対策」をはじめ「零細酪農危機突破に関する動議」「再軍備反対に関する件」の緊急動議を検討、とくに後者については、「われわれはいかなる戦争にも、いかなる再軍備にも反対である。平和三原則をとなえる社会党にヒビが入ることは残念であ

るから、三原則をまげないよう社会党に申入れるべきだ」との佐藤嘉美氏（山形）の提案を可決し、実行は新執行部一任となつた。最後に「農民組合法の制定に関する件」を可決、役員選挙にうつり、その結果清沢俊英氏（新潟）が中央執行委員長、岡田宗司、八百板正氏が副委員長、書記長江田三郎氏とそれぞれ決定した（新役員名は「農民団体の現状」日農の項参照）。

第五回大会スローガン

一、平和と民族の独立を守れ
一、農地改革の徹底、土地の民主的管理
一、肥料の値上反対
一、独占資本を肥す低米価、低賃銀政策反対
一、民主的食糧管理制度の確立
一、農民課税の適正化
一、農業金融制度の強化拡充
一、農業革命の完遂
一、反動政権に迎合する農協ボスを葬れ
一、農民戦線の統一、労農提携の強化
一、反動吉田内閣の打倒
一、労仂者農民の政府をつくれ

一九五一年度日農（主体性派）運動方針書

つぎに掲げるものは日農（主体性派）第五回全国大会に提案された運動方針書である。本方針書に対して若干の修正を経て可決された。本方針書に対してはただちに日農（統一派）本部の批判が発表され、これに対し主体性派の反批判が現われている（「農民運動資料」第21号、「農林資料通信」第42・44・47・48号）。

一　一般情勢（要旨）

朝鮮事変は中共軍の参戦によつて新たな段階に入り、「世界はあげて軍拡競争のルツボの中に投げこまれている。」一方わが国は単独講和の締結によつて一方の陣営の戦略拠点として軍事基地化され、ソ連陣営との敵対関係に入らんとする危険な情勢におかれている。そしてこの情勢を反映して内外独占資本はさいきん著しく反動化し、とくに農民経済への収奪政策が強行されつつある。「独占資本は現政府の反動政策を通じて、農村内部に根強く、残存する地主勢力、保守反動勢力を抬頭せしめ、これを戦争参加への精神的支柱とすると共に、戦争の人的資源を確保しようとしているのである。農民解放を目指す農村民主化への動きは現在著しく退潮し、再びファッシズムの基盤となろうとしている。」

二　農業情勢（要旨）

農地改革は行われたが、農業生産力の増強も農民生活の向上も実現しなかつた。とくにドッジ・ライン強行以来、農民経済の水準はいまや戦前水準以下においこまれつつある。戦争に伴う食糧事情の変化によつて国内食糧増産確保が要請されているに拘らず政府は公共事業費の削減、農業金融の梗塞等によつて農民経済を圧迫している。またシェーレの拡大、公租公課の重課により農家の窮乏が深まつている。

三　農民運動の現段階（要旨）

(一)　農民運動の階級的性格

戦前の農民運動の中心は、耕作権の確立と小作料の軽減を目的とする土地斗争であつた。戦後の土地斗争は農地改革の経過中にたたかわれ「直接的には半封建的地主との鋭い対立の下に行われた階級的な斗争であつた。斗争の経過にみても、それは戦前の農民斗争の延長ともみらるべき階級的性格を帯びたものである。」しかし地主との階級斗争であつたとしても、戦前とことなり、土地所有権に対する農民層の小ブルヂョア的性格を反映し、またそ

の「階級的指導の脆弱性」が指摘される。「農地改革後急激に運動の退潮を見た最も重要な原因の一つはこの点にあつた」。しかも急速に拡大した組織を階級的に指導し訓練する指導層が弱体であり、「殊に指導幹部の革命的意識と実践的意欲の喪失あるいは稀薄化は致命的な欠陥をなしたのである」。

供米、税金斗争は広汎な農民を動員し、全村組織が出現したが他面それは貧農の階級的要求を無視し、中富農的指導が強化された。これも農民運動沈滞の一因となつた。「上述のような組織基盤の階級的な変化が、運動を沈滞せしめた大きな原因をなすのであり、また強大な地方組織においては、地区協、郡協が強化され、その独自的活動が活潑化している。一以上の諸点を考慮する貧農層の指導権を樹立することが運動上絶対に必要であるといわなければならない」。

(二) 組合の主体性の確立

最近の日農の活動は、農民・農業団体との共斗の限界に制約されて日農独自の運動の展開が薄弱で、また政党との関係でも独自性が弱く、その選挙地盤化の傾向すらみられる。とくに中央における日農の独自的活動を阻止しているのは「組合財政の破綻と、人的構成の不整備」にある。

社会党と日農の関係は、日農議員団が組合の決定を組織的系統的に党に持ちこむこともなく、日農議員団はたんに「議会内における社交機関の範囲をでず」、決して日農の政策を実現する斗争組織とはなつていない。地方活動でも党活動と組合活動が明確にされていない。また「各級議会の議員、あるいは農協その他の関係機関の役員となつた組合員が、その母体である組合を忘れ、組合活動から遊離する傾向は全国的に見られる通弊である。」要するに「組合の主体性確立の問題は、今日の段階では、組合自体の組織の強化、組合運営の確立にあるのであつて、その前提としての組合財政の確立と人的構成の強化を図らなければならない」。

(三) 農民組合の組織形態の問題

わが国の農民組合は、運動の初期において中央集権的な全国単一組織にされていたが、日農の創立によつて中央集権的に指導し訓練する指導層が弱体で成長した。しかし運動の現段階において「末端組織に対する直接的な中央指導は不可能である」、また戦後の運動は土地、税金、供出斗争等広汎な農民を動員する地域斗争の性質を帯びている。従つて日農の運動も縣単位の独自的な斗争として展開されており、縣連の強化と独自的活動が必要となつており、また強大な地方組織においては、地区協、郡協が強化され、その独自的活動が活潑化している。一以上の諸点を考慮する時、中央集権的全国単一組織には充分検討の余地があり、中央組織の同盟体乃至連合体組織への改変に関する検討をも必要とする」(この最後の一節は、本部原案を大会で修正したものである)。

四 当面の任務と斗争目標(要旨)

「組合は農民の現実の利益を護り、一般農民の広汎な政治的経済的要求をとらえて斗うと同時に、それを耕作農民の徹底的解放という戦略目的と結合して、より高度な斗争に発展させてゆく任務をもつ……(中略)……だが農民組合は複雑な農民各層の要求をそのままにとらえて斗うのでなく、階級斗争の一環として飽くまで貧農層の階級的要求を基礎として、斗うものでなければならない」。

「封建的残存勢力すなわち地主、山林地主を中心とする富農層のボス勢力との斗争は強力に行われなければならない。……そして土地斗争は単に土地獲得という限界に止まるのでなく、土地の適正な配分、効率的な利用、民主的な共同管理を通じて、漸進的にではあるが土地の所有権と使用権を分離することによつて、土地

の国有化の前提的条件をつくるという方向を目指して啓蒙宣伝と個々の具体的問題をとらえて運動を進めなければならない」。

「封建的残存勢力との斗争は、彼らを主柱としてその農村支配を確立しようとする独占資本の企図を粉砕するための広汎な斗争を含むのであり……反ファッショ斗争、平和と民族独立のための斗争として展開されなければならない。……この面においては青年運動婦人運動の展開が当面の課題となるであろう。われわれの斗争の当面の主題となるのは独占資本の農民牧奪に対する斗争である。独占資本は国際独占資本と結合し、反動政権の手によつて……農民牧奪を強化している」。

「農民運動の主要眼目はこのような農民牧奪に対する防衛斗争の範囲に限られるものでなく、更に農業の近代化を通じ、広汎な農業革命の完遂を目指して進むところにある。……生産並びに経営の共同化を通じて、社会主義的農業を建設することを究極の目的としなければならない」。

農民斗争の主体として組合は極めて弱体である。「請願運動や単なる要請運動や選挙活動の機関でなく、真に斗う組織としての実体を確立しなければならない」。本年度とくに取りあげらるべきは「農村労仂組合を育成する」ということであり、また「農民戦線の統一は、単なる組合組織の離合集散でなく、独占資本の権力に鋭く対峙さる農民の斗争組織の拡大強化という基本線に従つて実現されなければならない。……共同斗争の名のもとにわれわれの斗争を低い段階に釘付けてはならないし、また組織を弛緩させてはならない。遅れた農民大衆を斗争に動員するためには、強固な日農組織を中核として農民協議会というようなカンパ斗争組織によつてなさるべきでである」。また米価斗争、選挙斗争等における労農提携の強化がなさるべきであり、「社会主義政党との協力態勢」が確立されねばならない。

斗争目標

一、封建的残存勢力との斗争

(一) 土地改革の徹底による封建的残存勢力の経済的政治的基盤の一掃　1第二次農地改革の徹底と第三次農地改革の実現。2未懇地、山林原野の徹底的解放。3農地の交換分合、区劃整理等の早期実現。4土地国有化の前提条件としての土地の集団化、土地利用の効率化、民主的土地管理運動の展開。5農地委員会の民主化と権限の拡大強化。6土地問題をめぐる次三男対策の樹立。7開拓政策の確立と国営集団農場の実現。

(二) 独占資本の農村支配の支柱としての反動勢力の打倒。1封建的家族制度よりの青年及婦人の解放、経済的基礎の確立、民主的教育の徹底。2反動勢力の部落支配、農村支配に対する斗争。3農村諸機関および農業協同組合の民主化と耕作農民による民主的運営。4農村民主化の実現。5ファッシズムとの斗争。6平和と民族独立のための斗争。

二、独占資本の農民牧奪に対する斗争

(一) 食糧政策を通じて　1事後割当、強権供出反対。2米麦の統制撤廃反対。3民主的食糧管理制度の実現。4外国食糧輸入の抑制。5国家資金投資によつて農業生産力を発達させ、国内食糧を増産すること。6土地改良費、災害防止並びに災害復旧費の全額国庫負担。

(二) 価格政策を通じて　1パリティー方式を廃し、生産費計算を基礎とする算定方式による適正価格の設定。2低米価低賃金政策絶対反対。3二重価格制度の採用によつて、生産者には適正な価格を、消費者には生計費を維持し得る低い価格を。4米麦検査制度の合理化、不合理な等級引下げ反対。5

一般農産物の中間搾取反対、市場制度の合理化。6蚕繭価格の安定方策の樹立と価格の適正化。

(三) 肥料政策その他農用資材対策を通じて　1肥料国営を目指す民主的肥料統制の実現。2肥料資本のトラスト・カルテル化反対、独占的利潤追求のための協定価格の設定、価格吊上げ反対。3肥料産業に対する電力割当の適正、硫化礦の確保等を通じての肥料の増産。4肥料の適期供給。5肥料検査の合理化。6燐礦石、加里肥料等の輸入確保。7農薬、農機具等の確保。8家畜貸付制度の実現。

(四) 金融政策を通じて　1長期金融機関の設置、低利率の実施2農業手形のワクを拡げろ。

(五) 租税政策を通じて　1所得税の累進高率賦課。2大衆課税反対。3地方税の適正化、農民負担の軽減。4徴税制度の民主化、適正化。5地方交付金制度の適正化。

(六) 農協対策を通じて　1農協のボス支配排撃、農協民主化の実現。2農民に対する独占金融資本の支配排撃。3農民負担の軽減、農協運営の合理化を目指す農協の整理統合の早期実現。4農協の商業資本化反対。5農協の誤れる一般農政活動と政治運動化反対。

三、農業近代化のための斗争

1農業協同組合を民主的に確立し、これを生産の協同化のために活用すること。2日本農業を零細農制に釘付する自作農主義による諸政策に反対すること。3国家資金による農業の有畜化および機械の導入と共同利用。4国家的指導機構の確立と組合活動を通じての技術の改善、経営の合理化。5農村電化の実現および農産加工の振興。6国家綜合計画の基礎の上に立つ、府縣、市町村各段階に応ずる綜合農業計画の樹立。7経営の協同化を目指す諸対策の樹立。

四　斗争主体の確立

1組合組織の再整備ならびに拡大強化。2農民戦線の統一。3共同斗争を通じての労農提携の実現。4平和革命の基礎条件としての労働者農民の手による政治力の確保。

かくてわれわれは、差迫る戦争情勢の下において、平和と民族の独立を守り、農業革命の完遂と農民の徹底的解放のために、いまこそ全身の斗魂をこめて強く叫ばなければならない。

民主主義革命を完遂せよ！　反動吉田内閣打倒！　労働者農民の政府を作れ！

組織活動方針

一、一九五〇年一月の合同大会以後のわが日本農民組織活動の状況を見ると次のような傾向がみられた。

(一) 戦線統一の気運は、地方組合の間で漸次高まつてきた。それにはいろいろな形で統合が進められている。

1　福岡のように、再建の活動を通じて、日農と全農が合同し一応全縣的な単独組合の形で新組合を結成し、中央と連繋を保つているもの。

2　岐阜や福井のように、全農あるいは、農民連盟との間に統一を目指して、統一準備委員会あるいは統一協議会を結成したもの。

3　具体的な形では表面にあらわれていないが、統一の態勢を整えているもの。

(二) 共産党日農と対立している各縣の組織活動では次のような動きを示している。

1　長野縣連のように日農の組織の拡大強化によつて、共産党の組織を崩壊に導いたもの。

2　茨城、青森のように、対立縣連を結成して、組織の拡大強化を図りつつあるもの。

(三)　活動が沈滞して、組織の弛緩していた縣連で、再建運動が活発に行われてきたものが各地に見られ、徐々にではあるが、未組織地帯への進出も漸次活発化してきた。

二、組織活動の面からみると、いろいろな困難はあるが、農民の窮迫化してゆく客観的情勢をも反映して、上向線を辿つているということができる。だが、全体としては客観的な情勢の急激な進展に比較して、組織の拡大強化はまだその速度が低いとみなければならない。それは運動全体として一つの轉換期にあるので、いろいろな困難な事情が錯綜しているからである。

三、このような状況のもとにおいて新しい情勢に対応して組織の拡充強化を図るためには、次のような諸点が中心課題となるであろう。

(一)　中央の指導機構を拡充強化して、組織活動を強力に展開すること。

(二)　中央地方を通じての指導組織の確立を目指して、幹部教育を徹底すること。

(三)　連合会の指導力の強化と、郡協、地区協並びに支部の確立強化。

(四)　未組織大衆に対する組織活動の活潑化。

(五)　戰線統一運動並びに共同斗争の展開。

(六)　労農提携の強化。

第二節　日農（統一派）第五回大会

一、日農（統一派）第三回中央委員会開催　五月二七、八日日農統一派は第三回中委を開催した。出席中央委員五四名、県連一四で久保田中央委員長議長となつて本部一般活動報告にはじまり、再編方針具体化に関する件、農民新聞など機関紙の拡充に関する件および農業委員会選挙対策等の重要事項について討議がおこなわれた。これは第二回中委以来約半年間の日農活動の検討であり、とくに再編方針具体化の問題をめぐつて熱心な議論がたたかわされたことは注目される。

一般活動報告（要旨）

「われわれは第四回大会において新綱領を決定し、部落を基礎とする再編成方針のもとに斗つて来たが、なお内外反動勢力の強権政策、欺瞞政策の前に十分な成果をあげえない状態である。われわれは今こそ農民の階層分化の基礎の上に農民生活に根をおき、そこからあらゆる不平不満をひき出し、それを反抗にまで高めねばならない。その斗いの中に貧農のヘゲモニーを確立し、平和を守る唯一の道、全面講和、再軍備反対の斗争にまで発展させなければならない。われわれは農村プロレタリアの組織に今後一層努力しなければならない。ここにこそ当面最も重要な労農同盟のくさびがあるからである。」

再編成活動について常任委員会は北陸、東海、関西の各地方協議会をひらいて調査と検討を行い通達を出したが、その中で強調されたことは「工作能力が低いために方針が現実化されない」ということであつた。たとえば北陸地協の討論では、つぎのような結論が出た。

1　斗争目標がボケた

2　幹部が公職につき組合を裏切つた

3　富農的なものが貧農の要求を抹殺した

4　組合運動の軽視と合法主義の枠内にとどまつている

「いろいろと組合活動の弱体化の原因が追求されるのであるが、

工作活動は依然従来通りのやり方で、情勢の変化に適応せず甚だしい場合には日農支部の存在が農民の立ちあがりを押えているようなところさえ出ている。われわれは農地改革後の農民の階層分化に基礎をおき、貧農の要求が何であるか、とりわけ農業労仂者ないしは半労仂者が何を求めているか、激化する情勢の中にそれらの要求は如何に斗わるべきかを、工作活動の土台としなければならぬ。再編成方針が部落を基礎にすることはいささかも部落内階級斗争を否定し、農民の階層分化を否定するものでないことは勿論、斗争を部落単位のものに止めようとするものでは更にない。一部落、一農民の窮乏といえども、内外独占資本による收奪にほかならないとき一層広汎な大衆動員の基盤こそ部落であるからである。」

つぎに地方協議会は、北陸、東海、関西のほか、一月一〇日関東地方農民代表者会議、同一五日常東大会、三月一一日島根縣連大会、四月一三日長野縣連大会（足利農民組合七、〇〇〇名合同）等である。

地方選挙は部分的には成功したところもあるが一全体的な観点に立つ時敗北したことを認めなければならない」。また強権供出制度に対しては、「われわれはこれとの斗争においてなお十分に斗い得ない状態にある。この斗争をどう展開するかは今日われわれに課せられた任務である。」また農業委員会対策が重視されねばならない。また青年運動平和運動は各地に起りかけているが、なお不十分であると結論が下された。

再編成方針具体化に関する討論

山口常任より「再編成方針具体化に関する件」の提案があり、一昨年以来日農再編成が問題となつた理由は、基本的には日農が戦後の特殊事情（占領軍の進駐）のもとに発生し発展したこと、この特殊性から「政策の面で甘さを持つた事」、「組織の面では意識的に日農を整備し、強化しなかつた」（「農民運動資料」第25号一六頁）ことが指摘された。その結果また日農の組合活動において、情勢を正しく具体的に把握することができず、活動報告も不正確となり、「大げさで、はつたり的」となつたこと、運動の昂揚期と困難期における相違が認識できなかつた等の欠陥が指摘され、「一点突破の戦いをやり、そこから、その経験をつかんで全体にいかなければならない」ことが強調された（前掲資料一六―七頁）。かくてはげしい討論がおこなわれ、日農が「貧農を中核とした貧中農の同盟体」であるべきこと、その貧農と中農との同盟は具体的にはいかに闘争の中で実践されるのか、貧農だけの要求と闘争では運動の広がりをもち得ないこと等きわめて重要な問題が明らかにされた。

ついで新潟、長野、青森、山口の四県連代表から再編成闘争の実情が報告され、日農内における貧農・中農の要求の統一点をどこに求めるか、貧農のヘゲモニーをいかに確立するかについて長時間の討議がおこなわれ、議長より大要つぎのような結言が報告された。

一、日農の工作能力の問題点は「農民の生活の極度の窮乏化及び階級分化の進展、そこから導き出される農民闘争の質の変化を認識し、貧農の指導権を確立することにあり、以上の観点から工作問題が提起されなければならぬ。」

二、貧農の要求を具体的につかみ、これを中心とした闘いの中で中農の要求を統一する。

三、日農は貧中農の同盟体であるが、地域の事情、闘争の形態によつては貧農独自の組織をつくる必要がある。しかし一般的には独自の貧農団をつくる必要はない。「同時に貧農の闘争が労仂者との同盟軍としての日農の闘いの中心となるものであり、且つ貧農の諸要求は労仂者階級との共同提携なくしてはかちとれぬものであること

を認める。」（前掲資料二七ページ）

なお、ひきつづいて農民新聞強化の件、地方選挙闘争、自治体との闘争、平和擁護闘争、全国大会等につき討論された。以上のごとく第三回中委の中心議題は、貧農を中核とする組織論であり、それにともなう具体的な闘争方法の検討であつたが、平和運動の立ちおくれが指摘され、失業者との共同闘争の重要性が再認識されたことなどはきわめて重要である。

二、第五回全国大会　日農（統一派）は八月二五、二六の両日、京都市労働会館において第五回全国大会を開催した。議長団に池田峯雄、田上開治、斎藤久雄三氏を選出、資格審査の結果代議員三四二名中二八一名の出席で大会成立の報告があつたのち、下阪書記長より会計報告、一般活動報告があつて質疑討論に入つた。この間高山京都市長、蜷川京都府長等の祝辞があり、一般活動報告は五一年度活動方針と一緒に討議することに決定、久保田委員長より一般活動方針の報告があつた。討論の内容につき注目すべきものを摘記すればつぎの通りである（「農民運動資料」第30・31合併号五ページ以下による）。

「封建制度によつて、地主のでなく、帝国主義の支配と収奪によつて農民は苦しめられているのだ。地主の復活強化が実の問題として復活強化がとは困難ではないか。富農割についても指摘されているかその点も明確でない」（山田広島代議員）。

「一方針では日農の組織は貧までは斗争の重点は富中農は実際では弱くなつている係するところがすくないのが現実だ」

「貧中農独自の要求と斗争とはかえつて地方税、仕事よこせ、賃金値上げ、山林原野の開放斗争など」（久保田委員長）。

「農民牧奪の形態が、供出と税金に集中されていることは争えない。警察予備隊等に対する反対斗争も今日非常に重要となつている。現在ではこれはほとんど農村から募集されている。日農が方針を明確にして反戦平和の斗争に立上つていたならば、農民斗争も、もつとも上つていたに相違ない」（広島縣連）。

「広島の意見には反対だ。いまでも土地問題は農民斗争の中心課題だ」（群馬縣連）。

「問題の出発点は現在の土地斗争が反封建斗争かどうかということだ。次に農民が土地を自由に買うことができたとして、農民の生活は安定するかどうかにある」（広島縣連）。

「私は結論的にのべたいが、反封建斗争というこの農民斗争は、実におどろくべき障害を与えたことを吾々は実践において知つている。しかも戦斗的農民は身をもつてこれを経験し、血のにじむ体験によつて既にこれは克服されているのだ。……反封建斗争とは農民指導における一つの誤れる理論体系をなしたものだ。平和革命論、議会主義、自治体社会主義、そして農地改革から農業改革へというブルヂョア民主主義コースの一環をなすものであり、土地管理斗争、デコボコ是正斗争、カクシ田摘発斗争、そして最後には土地売付斗争に至るまで、これは一つの体系の表現であつて、根本的に誤つていることは実践ずみだ」（折笠福島代議員）。

「貧農の結集、組織化を如何にすべきかが明らかになつていないと思う。当面の農民斗争は貧農の組織化をまず第一の任務とすることだ」（山梨縣連）。

「貧農の独自の組織を作ることは反対だ。貧中農の同盟体に全農民を結集する条件は成熟している」（委員長）

かくて討議の後一般活動方針を可決した。ついで奈良県連提案の緊急動議「平和と独立のための国民戦線結成の件」を採決に附し可決。鳥取県連提案の「三保軍事基地取上反対の件」を中心に各地の土地取上げ事件が報告され、討論の結果軍事基地のための土地取上反対、取上げ土地に対する補償、補償協定成立までは関係者の土地立入り禁止を内容とする決議を採決し、これを関係農民に送ることになつた。

大会第二日は、吉田産別議長祝辞ののち、地方議員提出のつぎの議案を上程、討論の結果採決された。

(一) 米麦包装規格改正反対斗争の件（岡山縣連） (二)供出及農産物価格対策の件（新潟縣連） (三)単作地帯振興予算削減反対の件（長野縣連） (四)治水同） (四)農産物災害補償及災害復旧工事の件（京都府連） (五)全額国庫負担による土地改良の完全実施（新潟縣連） (六)平衡交付金を要求通り出せ、農機具に税金をかけるな (七)農業手形返済期限五カ年延長の件（同） (八)開拓補助金打切り反対および補助費要求の件（北海道連） (九)森林法の改悪反対（岐阜縣連） (一〇)山林原野即時開放薪炭生産者の生活擁護に関する件 (一一)松川平事件公判斗争支持の件（福島縣連） (一二)農民戦線統一に関する件（群馬縣連）

つぎに本部提出の議案 (一)平和運動強化に関する件を上程、可決された。ついで新役員の発表があり、久保田委員長再選、副委員長に小原嘉（長野）、大沢久明（青森）、書記長竹村奈良一（奈良）の諸氏が選出された。かくて小原副委員長の大会宣言朗読、平和に関する決議、謹和に関する決議等を満場一致可決して大会の幕を閉じた。

日農（統一派）一般活動方針

（前略）(三)斗争の方向と組織の拡大強化について

以上の過去一年のわが日農運動の欠陥を克服し、農民斗争を飛躍的に発展させるためには次の点が明らかにされねばならない。

(1)第四回大会の新綱領は基本的には正しかつたが、より明確化されねばならない。

即ち「民族の独立」、「半封建制との斗い」、「独占資本との斗い」の三大綱領はいまなおわれわたの斗いの中心方向を示している。しかしこれを単に並列的に理解するのでなく統一的に理解されねばならない。

まず、帝国主義が国内の買弁的独占資本を操従して、日本農村を直接に支配している点を明かにせねばならない。次に「半封建斗争」について云えば、土地改革を不徹底にし、半封建制ののこりかすをのこして農村に奴隷的意識と分裂意識の温存をはかり、帝国主義はこの半封建制ののこりかすを農村支配をより有利にするために利用している点が明かにされねばならない。

例えば最近旧地主及富農の一部が買弁的特権的な反動勢力として、買弁機構と結合し、その手先としてのさばつていることから「半封建斗争」は益々重要性をおびていると共に、これとの斗いは本来の敵である帝国主義にたいする斗いに従属して斗われねばならない。一部旧地主の復活、それに伴う土地取上、小作料引上などに対する斗いは帝国主義の手先としての復活に対するものであり、ものとり斗争のみとしてではなく政治的方向への斗いとして発展させなければならない。

(2)と同時に帝国主義はいま世界第三次大戦の放火をはかつており、彼等の農村支配もすべてこの角度からなされている。敵の戦争政策のあますところなきバクロと共に、もろもろの農民の要求

と行動を「平和と独立」の斗いの方向に統一してゆかねばならない。

われわれの統一戦線と平和擁護斗争のいちじるしい立ちおくれの原因の一つは右の二点の理解の不充分にあつた。

(3) 一部落を基礎にした再編成」についていえば、部落の封建的秩序に対抗して貧農を先頭とした日常社会生活を編成する部落の結合を基礎にした再編成は独占資本との斗いと結合しており、その意味では正しいものではあつたがこの半封建制との斗争のみが一面的に孤立的に考えられる傾向をうんだ。これは一面綱領の並列的理解に基くものであるが、その結果は日農を新しい情勢下における組織たらしめず、古い殻のままの組織に固定する傾向と孤立化に導いた。

右の政策の明確化とその発展は日農組織を新しい状勢下において発展させなければならないことを示している。

I だいたいに言つて日農組織は地主制度ないし地主勢力に対する斗いのなかで、いわば土地斗争のなかで作られた。その当時この方向での組織は農民の要求を統一してゆく大衆路線であつた。新しい情勢の変化にともなう農民の要求と行動を統一する大衆路線の組織は帝国主義にたいする斗いの方向に全農民を統一してゆくものでなければならない。

II 次にこの敵との斗いに全農民を統一してゆくためには、内外独占資本によつてもつとも収奪され、またこの斗いにおいてもつとも革命的である貧農＝半プロレタリアートこそ、組織の中核とならなければならない。

III この斗いにおいて敵の政策がすべて戦争準備に集中されている現在、政策的には「平和と独立」の斗いに統一されるための組織でなければならない。

次に貧農勢力の結集への強調が一部では貧農セクトをうんでいるかに考えられているが、それは貧農の斗いを「ものとり」の点からのみとりあげたため、農民各層間の部分的利害の対立のとりことなり「平和と独立」の斗いに発展させえなかつた点にある。経済的には部分的に細かい利害の対立はあつても「平和と独立」の斗いについては一部買弁分子を除く全農民は完全に統一しうることを理解しなければならない。この理解の上に立てば貧農結集への努力は益々強調されなければならない。

以上の方針に従つて農民斗争を発展させ、日農の強化をはかるためには特に次の点が強調されなければならない。

(イ) 情熱にもえ、行動力あり、しかも愛国心に富む青年の結集とそのための活動の強化、日農青年部の強化と、これが中心となつた地域青年団その他一切の青年組織との共同斗争の展開

(ロ) 「食と仕事と土地をよこせ」の貧農の失業者的要求に基く斗争を激発し、これを平和的生産事業の実施と軍事基地のための一切の仕事のボイコットの方向に高めること。

(ハ) 一連の収奪の強化と反動政策の結果、土地をめぐる斗いは激化の傾向にある。軍事基地のための土地取上げはもちろん、その他の土地取上反対斗争、薪炭、採草地、未懇地、山林などの土地解放斗争を経済主義的にのみとりあげるのでなく、帝国主義の反動政策との斗いとして政治的にとりあげ、重視しなければならない。

(ニ) 農村労仂者、農村にある中小商人の斗いとのテイケイの強化。

(ホ) 都市労仂者の軍需品製造に対するサボと抵抗、軍需品製造と輸送の拒否、更に国際的平和勢力の一いを農民に知らせ、勝利への確信を与えること。

(ヘ) 帝国主義の農村支配の有力な武器である植民地文化の注入に反対し、民族文化の高揚のために斗うこと。

(ト) 農村における斗争を統一するための活動として従来の日農のワクにあてはめて斗争を阻むようなやり方を止め、広く活動家を下から結集して「農村活動家集団」の如き形態へ発展させ、そのなかで日農が指導性を発揮すること。

(チ) 農村における本来の敵は農業委、役場、地方事務所、税務署、農協、共済など広い意味での権力ないしその補助機関と結合し、買弁官僚、植民地支配によつて利益をうる買弁資本と結託した。帝国主義政策実施に協力する農村における忠実な手先、いわゆる農村ボスであることを明かにし、大衆的不正の摘発斗争と結合して彼等の孤立化と打倒のために全農民を統一して斗うこと。

当面われわれはもろもろの農民の斗争を激発し、これらの斗いを五大国平和条約署名運動、駐兵と再軍備の単独講和を粉砕する全面講和斗争、ベルリンアッピール・ソ同盟中国の対日講和の覚書の支持、朝鮮停戦に対するマリク提案の支持などの平和擁護の斗争と結合し、統一発展させることである。この方針に従つて、農民戦線を分裂と御用化に導き帝国主義支配の道具にしようとする一切の分裂主義、反動ボスをバクロし、彼等の孤立化のための斗いと結合して行くならば、農民斗争の孤立分散は克服され、わが日農の旗の下に全農民は統一して斗うであろう。

これらの諸方針を実現するための当面のスローガンは次の如くである。

一、電気、肥料、運賃など独占価格の引上反対　二、戦争準備の重税反対、貧困者、戦災者、失業者、未亡人の免税、差押え公売反対、滞納税金その他政府負債と高利負債の棒引き、一切の寄附の強制反対　三、戦時的備蓄、徴発、貯蔵反対、価格引下げと戦争のための検査制度反対、強権供出反対、戦争政策のための輸入反対、生産費を償う価格での農産物の政府買上の保証、消費者価格の引上反対　四、小作料引上、土地取上反対、不正取上地の返還、あらゆる農地農用林野施設の開放、採草地、薪炭林、未墾地の開放　五、軍事基地のための土地取上反対、戦争のための農民の徴用反対　六、農協の農産物代金天引き、分割払反対、即時全額を支払え　七、農協の増資強制反対、国から出せ、農村人の生活営農資金の無制限貸与　八、肥料、農具、主食の掛売りと生活保護法の広範囲の適用　九、農村労仂者の賃金値上げ、労仂条件の改善　一〇、土地改良、災害復旧、農林道の国費による改修平和的生産的事業の実施と一切の軍事基地のための仕事のボイコット、平和産業の無制限拡大　一一、四Hクラブを始めとする植民地文化の注入反対、民族文化の防衛　一二、日本農業の軍事化と植民地化反対、軍事化と植民地化政策の手先、買弁的地方自治体、農業委員会等の粉砕、農村買弁ボスの孤立化とその打倒　一三、言論、集会、結社、デモの自由、農民運動に対する弾圧反対、戦争宣伝の禁止　一四、再軍備反対、軍事基地化反対、警察予備隊、海上保安庁、航空保安庁の廃止　一五、四大国協定による全面講和の即時締結、全占領軍の即時撤退　一六、五大国（米、英、仏、ソ、中）の平和協定の即時締結、日本再軍備反対のためのアジア会議開催の支持　一七、朝鮮停戦に対するマリク提案の支持、朝鮮からの外国軍隊の撤退　一八、すべての村に平和委員会をつくれ　一九、日農の拡大強化、分裂主義者の追放と農民戦線の統一、労仂者農民の同盟万歳　二〇、軍国主義の復活反対、売国吉田反動内閣の打倒

第五回大会にもとづく対政府要請書

二六年産米価格一石当り一万円（以上）等要求の件

さきに政府は二六年産米麦価につき依然としてパリテイ価格制を継続し、しかも特別加算額を前年の一五%より五%に切り下げ超過供出報償金を全廃し、早場米奨励金を半額に削減の方針を決定したことは朝鮮事変以来、特に恐慌状態を深化しつつある農民経済に死刑の宣告を与えたにも等しいものである。

もともとパリテイ価格制度は独占資本の高利潤を確保するための植民地的低賃金政策の強化を、農民の犠牲のもとに行わんとするものであること既に広く学界及び世論によつて批判済みの制度である。

われわれはパリテイ価格制度を廃止し農民経済の再生産を保証し、農業生産力及農民購買力を増進することこそが、日本人民を戦争経済の犠牲から救つて、平和産業の無制限拡大をもたらし、民族の繁栄を招来する唯一の方途なることを確信し、全農民団体一致の要求である生産費米価を支持すると共に、本年度の実情に基いて、左記の通り政府が二六年産米価格を石当一万円以上に定むることを第五回大会満場一致の決議により要請する。

記

一、供米価格は農業再生産を保証するため、全供出農家の限界生産費によるべきであつて、末項記載の事由により二六年産米価格は石当一万円以上たるべきこと。

二、麦類の価格も生産費によることを原則とし、当面対米価比率をすくなくとも裸麦、小麦九〇%以上、大麦八〇%以上とすること。

三、超過供出及早場米奨励金は、すくなくとも二四年の実績以上を支出すること。

四、生産者価格改訂による消費者の負担増加は、原則として米麦輸入補給金を廃止しこれを繰入れるなど国庫負担による二重価格制度を採用すること。

五、限界生産費計算においても、災害の著しいものは、価格算定の基礎から除外されるであろう。従つて、生産費による価格政策と共に、併せて災害共済対策が速やかに確立されなければならない。

以下略

農産物の供出及価格対策に関する要請書

われわれは、農民の犠牲による供出制度はもとより、かかる独占資本本位の買叩き政策に飽くまで反対し、第五回大会の決議により農産物販売及価格対策に関し左記事項の速やかなる実施を要請する。

記

一、生産費を償う農産物支持価格制度を速やかに設置し、米麦その他の主要農産物は勿論国民が日常生活に必要とする各種農産物を農民が希望する量だけ買上の方途を確立すること。

二、右支持価格制度の確立を俟つて速やかに米麦の供出制度を廃止すること。

三、外国食糧の輸入補給金を廃止すると共に、輸入関税その他必要なる一切の措置を講じ、将来に於ても外国食糧の犠牲として国内農産物が買叩かれることなきよう農業保護政策に万全を期すること。

四、当面の供出制度について次の改正措置を講ずること。

(イ) 二六年産米価は一万円以上とすること。

(ロ) 供出は実収に基く個人割当が基礎である。しかるにこれを無視して町村及部落への強制割当が行われている実情を速やかに是正し、部落への天下り割当の違法性を明確にすること。

(ハ) 農業専従者の保有米を六合とし、一部保有農家にもこれを認めると共に農家保有米優先確保の原則を明白にすること。

(ニ) 補正は供出補正でなく、生産補正たることを明白にすること。

(ホ) 強権発動を廃止し、災害、疾病、貧困等による供出不能分は免責とすること。特に供出問題に警察官の介入を絶対禁止すること。

(ヘ) 農機具、肥料その他の生産手段を米価に釣り合う価格で配給すること。

(ト) 保有米を課税の対象としないこと。

森林法改正反対、薪炭生産者の生活擁護に関する要請書

さきに政府は森林法を改正して大山持地主並にパルプ及化学繊維糸の独占資本との結合を強化し、彼等に事実上の伐採の自由を与え、薪炭生産者にはきびしい伐採制限を加えたるのほか緑化の美名のもとに農民の犠牲による造林を強制するなどによつて、森林業への独占資本、大山持地主の進出征覇に積極的な援助を与えている。

われわれは政府が左記事項を速やかに実現して、薪炭生産者及農民の生活を安定すると共に、彼等の生活資源たる森材資源の維持育成に積極的な援助を与えられたく、第五回大会の決議により要請する。

記

一、薪炭生産者及び小農民の窮乏を救い、生活安定のため、国有林及び大山林所有者の林野を全面解放すること。

二、当面大山林所有者又は独占資本と許可官庁のボス的結合を排撃し、国土を荒廃せしむる彼らの伐採を制限して治山治水に遺憾なきを期すること。

三、当面薪炭用原木の国有林払下げについて、その手続の簡素化と分割払乃至分割払下げを認めて、資金なき薪炭生産者の生産擁護に当ること。

四、預金部資金、見返資金などを木炭資金に廻し、農林中金の木炭資金貸出を容易にすると共にその貸出範囲の拡大と手続の簡素化をはかること。

五、奥地林（国有林）の開発、林道の新設改修に努め、薪炭生産者の労苦を軽減し、生産能率の増進に寄与すること。

六、炭ガマ改良助成金を尠くとも現行の三倍に増額すること。

七、木炭倉庫施設に関し、農林漁業特別会計資金の優先貸出とその増額を図ること。

八、当面の薪炭生産者の窮乏を救うため、生計資金、生産資金の貸出について適切なる措置をとること。

九、中小森林所有者の造林経費を全額国庫助成すること。

一〇、自家用薪炭林のワクを拡大し、農民の薪炭と生活に支障なからしめること。

三、第一回常任委員会の開催　日農（統一派）は九月一一、一二日総本部事務所において第一回常任委員会を開き、つぎの事項を協議決定した。

(一) 弾圧政策強化に対する対策

九月四日日共臨時指導部の追放その他労農団体に対する弾圧強化に対し、反ファッショ統一戦線を結成し、各団体に共闘を申入れ、弾圧反対声明を発する等の対策を決定。

(二) 地方協議会の確立

九月中にブロック別協議会を召集し、軍事基地取上反対、青年運動強化対策をとりあげる。また日農の枠にとらわれず、地協を地方的労農同盟の基盤たらしめる。

(三) 大会方針具体化および大会決議事項の処理。

四 危機突破全国農代会議

一〇月二六日衆議員第二会議室に全府県農民代表約三〇〇名が集まり、日農統一派大沢副委員長の司会で、小原、福島両氏を議長に選出して、危機突破全国農民代表者会議が開催された。この日はあたかも講和、安保両条約が衆議院を通過し、会議は単独講和と再軍備への動きに対する代表達の激しい反対の気運の中で進められた。

祝辞に立つた平和ヨーゴ日本委員会代表、憂国運動全国協議会の代表はそれぞれ単独講和打破のための国民戦線結成の必要を力説し、日農主体性派大森事務局長も労農共同戦線の展開を訴え、特別調達庁労組代表は、農漁民からの基地用農地、漁業権取上げ反対の闘争を支持する旨発言があつた。

議事は「主食統制撤廃反対に関する件」(新潟代表)から始められ、特に福島代表から、常盤炭鉱では加配米確保のため青田一反を一万円から二万五千円で農民から買入れているという事実が報告され、供出闘争と統制撤廃反対闘争との結合が必要であると結議された。つずいて「基地土地取上げ反対に関する件」(青森代表)を上程し、青森、長野、大分各県代表の実情報告があつて一十分な補償と換地」の要求があり、特調労組その他労組勢力と提携して統一闘争を展開することを決定、また日農本部提出の「条約批准反対闘争に関する件」を討議し、全面講和実現まで闘うと満場一致で可決した。

第三節 農民戦線の分裂と統一

五〇年一月の日農主体性派と統一派間の黒田派との合同によつて農民戦線は日農統一派、主体性派、全農、全農連、開拓連その他の中立系組合と、一応それぞれの分野で戦線を固定化し組織整備の段階に入つたのであるが、五一年においてもこの戦線の状態は大体において変化せず、いわゆる反共統一運動も、年度内には見るべき動きをしめさなかつた。とくに追放解除になつた平野力三、杉山元治郎氏を顧問にむかえた全農は、従来よりも一そう反共の線を強化し、日農主体性派の「容共的色彩」を非難することを止めず、合同ないし統一は容易にすすまない状態となつた。

しかるに年末社会党の左右両派への分裂は農民戦線の動向に一石を投ずることとなつた。その実際の影響は、年内までにはあらわれていないが、日農主体性派と全農の一部は社会党指導者の影響下にあり、政治戦線の分裂が今後の組合運動に深刻な波紋を投ずるであろうと予想される。つぎにこの点を日農主体性派本部の「農林資料通信」第55号・57号によつてかんたんに見よう。

「これ(日農主体性派)は二五年一月の黒田寿男氏を中心とした労農党系の農民組合との合同があつてから社会党左派と労農党、これに今回分裂で若干の社会党右派というごとになる。又日農第二回大会で分裂した平野力三氏等一派の全農は社会党右派と社会革新党によつて構成され僅かな社会党左派があるが、その主流は平野氏の手によつて握られている。このなかの戦闘的な組織は社会党右派でなく、これらは左派につらなつている。この点は重要である。又全農連は農民協同党との関係が深い」(第55号六ページ)。

「全農の組織中大阪、香川、千葉といつた中心点はその主導的な活動は殆ど若い青年によつてなされており、これは傾向としては社会党の左派的な勢力につらなるものである。……一方日農主体性派内部においては社会党の右派は殆ど活動する余地が残されていない。だが最近、三宅正一、川俣清音の両氏が全農の顧問という地位についたといわれているが(一部にはこれを否定しているものもいるが)

この川俣氏は秋田県における日農の委員長であるし、又三宅氏は新潟において日農の最も強い地盤から当選したのである。……わが国の農民運動の歴史に古い足跡を残している先の両人が全農の顧問になつたということは、今後の農民組合の運動を展望する上に若干の課題をなげることになるであろう。即ちそれは全農と日農の両派からしめ出された社会党右派が今後の農村の組織活動に当つて農民組合との連絡をどうするかという点に道をひらくものの如く考えられるのである」（同上七―八ページ）。

この記述は、暗示的にではあるが社会党分裂後の農民戦線の動向を予測しているのであるが、げんに日農内の社会党右派と全農内の社会党右派は、全農連開拓連をふくめて、広い反共農民戦線結成の方向に動きつつあるようである。

つぎに、各派の統一戦線に対する態度を見よう。

「日農（主体性派）は戦線統一に関しては、単なる幹部間の話し合いや上からの統一でなく、闘争の過程を通じて、下からの組合大衆の要求を基礎として統一を従来から基本的な指針としている。当面の情勢に対しては、一般的にいえば反動攻勢に対応するために戦線の強化の必要を認めるが、無原則的な統一は組織と闘争力を却つて脇弱化するので寧ろそれ自体の組織の強化、闘争力の強化をその組織活動の基本方針としているので、政治的な意図を含む現在の一部の動きには関心をもつていない。

日農（統一派）は共産党の新テーゼの線に沿つて広汎な戦線の統一を望んでいる。それは自らの組織が現在孤立状態にあつて、運動の展開が困難なためばかりでなく、民主民族戦線の一環として統一戦線の拡大をのぞむのは当然である。だが統一派は共産党の指導下にあるので、他の団体がこれと戦線統一をのぞまないのは現在の状況の下ではやむを得ないであろう。

全農は複雑な内部事情で統一運動に積極的な態度を示し得ないであろう。すなわち右派社会党にぞくする諸君は全農連、開拓連との統一は望むが、三宅、川俣を含めて平野派との調製ができるかどうか。というのは組織基盤を持たない右派社会党の農民戦線統一の提唱はその勢力拡大のゼスチュアーに過ぎないからである。

全農連は連合組織あるいは総評議会形態による戦線統一を基本方針としているが、全農連自体の組織の構成も複雑であり、一部の統一運動が全体の動きになるためには、なお幾多の経緯をみなければならないであろう。

全開連は開拓民の独自の組織であり、政治的な色彩は少なく、統一問題については消極的であり、直ちに戦線統一に参加し得るということは困難であろう」（同上第57号二ページ）。

日農統一派の「農民運動資料」も第43・44合併号以下においてこの問題を検討し、主体性派のいうごとく、最近の農民戦線の統一動向は、政党再編にともなう一部幹部のカケヒキで、下からの大衆的統一運動でないことを肯定し、また主体性派の統一方針に賛意を表している（同「資料」一六ページ）。そしてこの統一の動きは、本質的には「統一派日農を除外し、かつ『容共左派を除く』というその反共政策であろう。主体性派左派の諸君は、最も重要なこの点に全くふれていない」とのべている。また現存の農民組織は近年ほとんど下部組織を失い壊滅状態にあるとき、この未組織農民大衆の再組織の問題が、上部機構再編の問題となるならび、いなそれ以上に、現在の緊急な課題であることを指摘している。

さいごに、農民戦線の分裂にかかわらず、地方においては闘争を通じて各派の共同戦線が結成されたことも注意すべきである。いわゆる「供米スト」における福岡の農青連と日農、全農、農協の共闘、全農、全農連の統一協議会（岐阜、福井）その他、具体的な斗

争を通じて各地で共同戦線の結成された実例は、すでに第二―五章で記述した通りである。

第七章　農民團体の現状

一、**日本農民組合**（**主体性派**）

◇日農は一九四六年二月九日結成大会をあげ、一五万の組合員を有するわが国最大の全国的単一組合として発足し、四九年三月には公称一七〇万人の大衆的組合に成長したが、その第三回大会で左（統一派）右（主体性派）に分裂し、その後主体性派は五〇年一月の大会で統一派内の労農党系（黒田派）と合同し今日にいたる。主体性派、統一派をふくめ組合員七五万三千（官庁統計）というが、両派の正確な組合員数は不明である。

◇本部事務所　東京都内幸町二ノ一六

◇機　関　紙　「日本農民新聞」、「農林資料通信」（月三回刊）（一九五一年三月第五回大会決定）

◇役　　員（一九五一年第五回大会決定）

中央執行委員長　清沢俊英（新潟）八百板正（福島）

副委員長　岡田宗治（東京）

書記長　江田三郎（岡山）

財務委員長　中村高一（東京）

統制委員長　野上健次（大分）

会計監査　山本幸一（岐阜）成瀬喜五郎（徳島）岩淵謙次郎（青森）永田徳松（大阪）

統制委員　野村庫三郎（秋田）武田五郎（新潟）杉沢広吉（富山）栗原積（群馬）山田長司（栃木）中村隆洋（東京）溝上正男（長野）村井一夫（広島）

中央執行委員　栗原三郎（秋田）田中清逸（宮城）上林与一郎（山形）山内二郎（福島）石田省金（新潟）小林孝平（新潟）若林忠一（長野）矢後嘉蔵（富山）斉木重一（福井）岡良一（石川）田村勘次（群馬）板橋英雄（東京）野本武一（埼玉）池田恒雄（茨城）実川清之（千葉）門司亮（神奈川）足鹿覚（鳥取）門田定蔵（鳥取）佐竹新一（広島）大森千太郎（香川）北口栄（福岡）伊藤実（本部）大森真一郎（本部）

顧問　野溝勝（長野）黒田壽男（岡山）

二、**日本農民組合**（**統一派**）

◇一九四九年、日農第三回大会で主体性派と分裂、その後、一九五〇年一月、黒田派が主体性派と合同のため分離した。

◇本部事務所　東京都千代田区大手町一ノ五

◇機　関　紙　「農民新聞」、「農民運動資料」（月二回刊）

◇役　　員（一九五一年第五回大会決定）

委員長　久保田豊（静岡）

副委員長　大沢久明（青森）小原嘉（長野）

書記長　竹村奈良一（奈良）

会計　福島義一（静岡）

常任中央委員　小笠原光男（青森）山口武秀（茨城）池田峯雄（同上）浜野清（栃木）深沢義守（山梨）藤田常次（新潟）加藤森成（愛知）高橋巖（大阪）木村栄（鳥取）前村松夫（山口）

会計監査　喜多幸章（北海道）天野末治（愛知）

三、**全国農民組合**（**全農**）

◇一九四七年七月二五日、日農より分離して結成さる。

◇本部事務所　東京都港区芝琴平町虎ノ門会館

◇役　　員

会長　賀川豊彦

副会長　佐竹晴記（高知）天野勝正（埼玉）永井健（京都）
書記長代理　佐野正友
会計　中世古清継（静岡）
顧問　平野力三（山梨）三宅正一（新潟）小俣清音（秋田）河合義一（兵庫）杉山元治郎（大阪）
中央執行委員　田中健吉（秋田）奥山栄悦（山形）細田綱吉（茨城）沼田政治（茨城）松永義雄（埼玉）小林進（新潟）金田範俊（千葉）吉川兼光（同上）松沢一（山梨）平喜一（岐阜）水野実郎（愛知）渡辺利男（三重）山中武雄（和歌山）亀田得治（大阪）石原信二（同上）溝淵松太郎（香川）宮村又八（熊本）今里勝雄（長野）藤宮彦（鹿児島）本堂恒松（長野）井上良二（大阪）加藤鐐造（岐阜）荻原糺（兵庫）

四、全国農民連盟（全農連）

◇一九四六年六月一一日結成。一九五〇年一〇月農青連を改称した。
◇本部事務所　東京都千代田区大手町一ノ五
◇機　関　紙　「盟友」、「全農連情報」
◇役　員（九月二二日決定）
中央委員長　小林慧文（三重）
副委員長　石川清一（北海道）柴本嘉明（長野）防野久雄（和歌山）
中央常任委員　高橋雄之助（北海道）富塚敏信（千葉）金子与重郎（群馬）佐伯宗義（富山）長谷部貞義（兵庫）薬師寺章男（愛媛）倉富角次郎（福岡）千石虎二（全指連）平尾卯二郎（同上）中村吉次郎（本部）
監査委員　小平忠（北海道）細川実嘉（農中金）

五、全日本開拓者連盟

◇本部事務所　東京都千代田区大手町一ノ五
◇機　関　紙　「開拓農民新聞」
◇役　員
委員長　村山藤四郎（茨城）
常任委員　凌時正（福島）近藤安雄（神奈川）原七郎（佐賀）国枝益二（開拓協会）吉崎千秋（栃木）降旗武彦（滋賀）他に各ブロック協議会々長
監事　村上益太郎（北海道）河野尊代国（秋田）中村清（福井）

六、農業復興会議

◇一九四八年六月一日、日農そのほか農民・農業諸団体の協議会として結成された。現在、日農統一派をのぞき、日農、全農連、全農、開拓連、全国農協連、農中金などの諸団体を傘下におさむ。
◇本部事務所　東京都千代田区大手町二ノ八
◇機　関　紙　「農業復興」
◇役　員
議長　東畑精一
副議長　黒田寿男、野溝勝
幹事長　岡田宗治

第四編　その他の社会運動

第一章　平和擁護運動

(一)

世界平和擁護運動は、一九五〇年末にひらかれた第二回平和擁護世界大会を契機として、さらに新しい段階へすすんだ（本年鑑第二四集参照）。この動きに対応して、世界労連も、一九五〇年一二月一日から一週間にわたつてプカレストでひらかれた執行局会議で、つぎのような全世界の勤労者にたいするアピールを採択した。

戦争の脅威が大きくなつてきた。戦争の道をはばむことができるのはただ人民だけである。あなたたち数百万の男女勤労者は人類の偉大な力である。運命はあなたたちがにぎつているのである。

あなたたちは戦争に反対して、直ちに、しかも効果的にたたかわねばならない。なぜなら戦争の一切の負担はまず第一にあなたたちの上にのしかかつてくるのだから。

世界労連はあなたたちにむかい、平和を守り、あなたたちの子供の生命を守り、あなたたちの創造的な労仂の果実を守るために活発に行動するよう訴える。

第二回平和擁護世界大会は地球上の数十億にのぼる普通人の意志を発表した。かれらは、帝国主義者たちの犯罪行爲にたいし、だんこ抵抗するために平和を守る仕事に着手したのである。このためワルシャワ大会はすぐに役立つ行動綱領をつくつた。もしこの綱領が実行されるなら平和は保証されるであろう。

各国の平和擁護者とともに各種の原子兵器、細菌兵器、化学兵器、毒ガス、無線操縦兵器、その他一切の大量殺人兵器の厳禁をかちとれ。戦争放火者にたいして警告しよう。これらの兵器を最初に使つたものは人類により戦争犯罪人の烙印をおされ、その人非人的な悪業の責任をとわれて厳罰に処せられるであろう。

ただちに行動を展開して自由と独立を守る朝鮮と中国に対する戦争放火者の犯罪計画をうちくだこう。あらゆる武力―陸・海・空軍の縮少のために、また全般的軍縮にたいする厳格な国際管理をつくるためにたたかえ。勤労する人々よ、兵器生産を拒否せよ。戦争こそは死であり、破滅であり、無数の犠牲と人々の苦難であることを記憶せよ。

武力侵略の断罪、諸民族の内政にたいする干渉の断罪を要求せよ。

各民族は自由と独立の権利をもつている。即時停戦と外国軍の

朝鮮撤退のために、南北朝鮮の内乱を朝鮮人民代表者の参加のもとで平和的に解決させるために、だんことして行動をおこせ。

第一次世界大戦の恐怖を経験し、自分の家庭をこの恐怖から守りたいと思つている人は、だれでも朝鮮人民の運命に無関心でおられるものではなく、また無関心でおられるはずがない。朝鮮人民は自分自身の運命を自由に決定しようと正当にも希望しているのである。

全世界の勤労者のみなさん、帝国主義者たちはふたたびドイツと日本に侵略国の役割をあてがい、血なまぐさい戦争をはじめるために必要な工業と軍隊を、これら両国に復活させている。

用心しよう。勤労人民の血を代価にしてその支配をきずき、自分の富をふやそうと努力している帝国主義者の犯罪計画に反対せよ。

ナチスの野蛮人と日本の軍国主義者たちがどんな恐怖をひきおこしたか、それがどんな苦しい結果をもたらし、いまなお多くの国の労仂者階級をくるしめているかを思いおこせ。

平和の敵がおこなう嘘八百の宣伝をばくろし、それを禁止し、新戦争の宣伝責任者を厳罰に処するよう要求せよ。

各国の人民はその政治制度とは無関係に平和な協同をおこない友好関係を維持することができるし、それを望んでいる。各国間の正常な貿易関係を復活発展させ、共同の平和斗争における相互理解と信頼をつくるために諸国民間の文化的むすびつきを強化するよう要求せよ。

世界労連は全労仂組合組織および全労仂者にむかい、国連にあてた第二回平和擁護世界大会のメッセージを支持するよう訴える。共同の力によつてはじめて平和政策、諸国民間の友好的協同が実現されるのである。各国の労仂組合よ、企業および官庁において平和擁護委員会の活動を活発にせよ。平和擁護運動にとつて、重要な指針となつた。

諸民族の平和と友好万才。

この世界労連執行局のアピールは、一九五一年における日本労仂者階級の平和擁護運動にとつて、重要な指針となつた。

(二)

一九五一年一月一五日、社会党再建全国連絡会、労仂者農民党、共産党、大山郁夫、平野義太郎、扉形昭二、畑中政春、藤川覚らの招請状にもとづいて、全面講和の国民運動展開を討議する一労農市民代表者会議」が東京でひらかれ、この席上、(一)全面講和をすぐ結

ぶようのぞみます、(二)再軍備は絶対に反対します、の二項目について全国的な署名運動（講和投票）をおこなうこと、ならびにこれを促進する機関として全面講和愛国運動協議会を設けることがきまつた。この日の出席労働組合は、私鉄総連、自治労連、全銀連、全造船、新産別、産別などであり、他の諸団体を加えると総数一一五団体、四〇〇名余であつた。

全金属労組中央機関紙は、一月一九日号の紙上で、ただちに署名運動を展開するよう指示し「賃上げの闘いと全面講和運動の結合」を主張した。

また、二月五日、中華全国総工会は、日本労働者階級の単独講和・再軍備反対闘争を支持するメッセージをおくり、つぎのようにのべた。

われわれ中国の労働者は、日本人民の運命を自分の運命だとかんがえている。われわれは、日本人民の平和な生活がすみやかに回復するために、公正な全面講和を要求し、再軍備に反対する。日本は日本人民のものであり、アジアの運命はアジア人によつて決定されなければならない。

全面講和愛国運動協議会が発足した直後、一月二五日にダレス講和使節団がやつてきた。この使節団の在日中、各労働組合はダレス団長にたいし、あいついで全面講和と再軍備反対の要請をおこなつた。

総評は二月三日、武藤議長らがダレス団長と会見し、非武装、全面講和、軍事基地を設けず国連による集団安全保障、独立と経済自立、日清戦争以前の領土を認められたいなど、六項目を要望した。

新産別は、二月五日、再軍備反対の声明を発表し、だれが再軍備を必要とするのか、再軍備は日本の独立を逆行させ軍国主義とファシズムを復活させる安全保障の自殺行為だ、中立のみが日本の活路であり労働者階級は平和の礎石たらねばならぬ、自衛権論議は無用であるなど、一〇項目を強調した。

日教組は、二月一日、トルーマン、アトリー、ネール、スターリン、リー、毛沢東あて、平和維持・戦争回避の要請書をおくつた。それは、「多くの教え子をふたたび戦場におくりたくないとの決心です。そして、ふたたび原爆が使用されることに心から反対しています。最初の原爆をうけた日本人の義務と責任をもつて、全世界のみなさまに訴えるとともに、われわれの悲願の鍵をにぎるあなたの最善の努力を切に期待します」とのべている。また、二月七日、ダレス団長にも要請書を提出し、全面講和と非武装中立を訴えた。

私鉄総連は、一月二三日、つぎのような要請をおこなつた。

一九四五年九月二日、ポツダム宣言に基く降伏文書に調印して以来、われわれ日本の労働者はひたすら民主主義の諸原則を守り困難な生活にたえ忍んで日本の民主化とファシズム絶滅のために斗い、さらに世界平和維持のために国連に対してもわれわれのなし得る最大の協力を惜しまなかつたのである。また、われわれは降伏以来、占領政策ことに占領軍の命令を遵奉して速かに講和の締結される日を期待しながら今日にいたつたのであるが、この間じつに五カ年有余の長い年月を経過したのである。

戦争を否定し、武装を放棄したわれわれの世界平和を希う悲願は、今日なお変ることなく、その決意のいよいよ堅きを増しつつあるにもかかわらず、人類は再び戦争の惨禍にさらされようとして来朝し、講和について多大の期待をかけている。このときにダレス氏が特使として日本の大衆の意向を聴取されることにこれによつて日本の完全なものである。

われわれは一日も早い時期にすべての交戦国と同時に講和が締結されることを念願するものであり、

独立と、社会・経済の安定および講和後における日本の中立の地位が保障されることは、とりもなおさず世界の平和維持に欠くべからざる条件と信ずるものである。もとより賢明なダレス特使は講和後につぎの戦争を誘発したり、他国から日本の中立や平和が脅かされるような講和の方式を採用されるがごときことなきを信ずる故にわれわれ平和を愛する自由にして民主的な私鉄労仂者一二万は――

一、完全な独立と自主権が認められること

一、世界の市場が解放され自主的な貿易が認められること

一、武装なき日本の中立の地位が保障され何れの国からも犯されないこと

一、講和後、外国の駐兵や軍事基地が設けられないこと。

一、再軍備を強要されないこと

以上の諸点が講和締結に当つてのわれわれの要望する意見であることを十分考慮されて、速かに講和の実現のために御尽力を要請するものである。

全金属労組は二月七日、(一)講和はアメリカ、イギリス、ソ同盟、中華人民共和国の四大国の合意と協力にもとづく全面講和であるべきこと、(二)日本の安全保障の問題については、主権の完全な回復後ポツダム宣言にもとづき占領軍は即時撤退し、いかなる形にもせよ日本再軍備と、軍事基地にすることに反対する、と要請した。

なお、全面講和愛国運動協議会の「ダレス特使への公開状」は、つぎのとおりである。

事実を卒直に且つ正しく伝え、知るということは、一国の政府と人民とが他国の政府と人民との間に友好関係を打樹てるために欠くことのできない前提である。「将来長期にわたり日米両国友好関係の礎石となる方策を見出すため」に日本に来られた貴下にたいし、われわれは、以下に、日本の勤労人民大衆が最も切実に要望しているものが全面講和の一日も早い締結であり、また日本国民の絶対多数は決して特定の隣国を敵と仮想して再武装することを欲してはいない事実を告げ、貴下が正しくこれを理解することを切望する。

貴下の来日の近いことが報道されていた去る一月一五日東京においてわれわれは、日本の独立と平和と自由の諸問題ならびにアジア及び全世界の永続的平和の確保について詳細な討議を行つたが、その結論は、アメリカとだけ、もしくはソ連あるいは中国をのぞく諸国とだけの講和を結ぶことではなく、一日も早く中国（北京に首都をもつ中華人民共和国のことであつて米国政府が台湾島に逃げ込んでいる蔣介石を戴く国民党政府を中国政府と認めている理解とは異なることに御注意をねがう）およびソ連を含む全連合国との間に全面講和を結ぶことこそが最も正しい唯一の途であり、それ以外の講和は決して日本国民に真の独立と平和と生活の安定向上を保障しうるものではないから、われわれの欲しないものであるということに一致した。さらに一月一九日より二一日まで三日間にわたり日本社会党は全国大会をひらき同じ問題を徹底的に討議したが、ここでも結論は、全面講和、軍事基地反対中立堅持、平和非武装憲法の護持が全党の決意であることが確認された。この二つの特徴的な事実が明らかに証明しているように日本の勤労国民大衆はハツキリと単独講和と再軍備とには反対しているのである。これこそ真に平和を愛し各国間の友好をねがうすべての人々が伝えられねばならずまた知らねばならない大切な事実である。われわれは確信をもつて貴下に告げると同時に、もしも貴下がポツダム宣言を尊重せぬ日本政府や富裕な生活を享楽したり特権的な利得にあずかつている一部少数の日本人の意見に

よつて影響されたり阻まれることなく、直接に工場に仂き、田畑を耕している労仂者や農民、あるいは重税に苦しむ中小商工業者貿易市場の喪失や狭隘化によつて原料資材の入手や商品の販路に困惑している多数の製造業者や貿易業者、さらに非常に数多い失業者、戦争未亡人や孤児や傷痍者や遺家族たちばかりでなく、ほとんどすべての婦人と青年の生活の実情を観察し、その卒直な真情に接しえられるならば貴下自身が確認せざるをえないであろうことにも確信をもつものである。

もしも、この事実が伝えられず、また理解されぬままに、勤労国民大衆の欲する全面講和が促進されず、特定国の軍隊が講和後も日本に駐屯するような事態が生ずるにおいては、日本の勤労国民大衆は大きな不安と不信を貴下の意に反してアメリカ政府とアメリカ人民とに抱くことがないとはわれわれが断言することができないところであるし、われわれのこのような憂慮が決して根拠のないものではないということは終戦以来すでに五年間もつずいている占領統治の実績と勤労国民大衆の日常生活の内面を観察し検討することによつて明らかになるものである。

われわれは、ここに、貴下にたいして、日本勤労大衆の真の世論をお伝えし、貴下がわれわれの切望する全面講和の一日も早き実現のために努力されることを要請したい。

そして、このわれわれの要請が世界の永続的平和とすべての国々の政府と人民と日本国民との友好のために立派な実を結ぶべく勤労国民はいま講和投票という方法でその意思を表明しつつあるという事実に対しても、われわれは貴下の注意を喚起したい。

(三)

第二回平和擁護世界大会（ワルシャワ）で選出された世界平和評議会の第一回総会が、二月二一日から二六日まで、ベルリンでひらかれた。この会議には、評議会議長ジョリオ・キュリー、副議長ピエトロ・ネンニ、バーナル、郭沫若をはじめ、五八カ国を代表する評議員と、招待された賓客が出席したが、そのなかには日本人カワムラ・カズオの名もみられた。

会議は、第二回平和擁護世界大会で決定された「国連への提案」の実現と、日本・ドイツ問題の平和的解決を主な議題としてとりあげた。

評議会副議長ピエトロ・ネンニ（イタリア社会党）は、「第二回平和擁護世界大会綱領の実現」と題する報告をおこなつた。ネンニは、「国連への提案」が採択されてから三カ月たつたが、この「提案」は今日の情勢にぴつたりと合致しているとのべた。ネンニは、現情勢における戦争の危険を、とくにつぎの四つの点で指摘した。

一、朝鮮戦争はつづけられ、国連は紛争の解決にちかづくどころか、国連総会は中国を「侵略者」と宣言する不正な決定によつて、戦争の危機をふかめたこと。

二、アメリカをはじめ西ヨーロッパ諸国における軍備拡張。

三、国際諸協定をふみにじつた日本・ドイツの再軍備。

四、アメリカの力の政策、すなわち実力によつて決定を強制する政策。

ついで、イーヴ・ファルジュ（フランス）が、「日本・ドイツ問題の平和的解決」と題する報告をおこない、さらに、各国代表の報告にさいしては、日本人カワムラ・カズオも演説した。かれは、「私はいまこの会議にあらゆる障害をのりこえて、国際的な民主的会議における最初の日本代表として臨んだ。この会議で、まことに多数のアジア諸代表とまみえるにおよんで、私はふかい感慨にうたれる。というのは、すぐる日、日本帝国主義が諸民族にたいして犯

したかぞえきれない犯罪を、は、これらの民族にたいするとまえおきし、(一)日本の再軍武装力復活の犯罪的計画、(二)奴鮮戦争発生後における日本の族と世界諸民族との団結を強調した。

会議は、「平和条約締結にかんするよびかけ」（いわゆるベルリン・アピール）を採択し、「国連にかんするよびかけ」、「日本問題の平和的解決についての決議」、「ドイツ問題の平和的解決についての決議」、「中華人民共和国を不当にもにかんしての決議」、「朝鮮問題の平和的解決についての決議」、「植民地・従属諸国の平和擁護闘争についての決議」、「平和擁護運動の組織問題および運動拡大にかんする決議」をおこなつた。

平和条約締結にかんする世界平和評議会のよびかけ

世界戦争の危険を生みだしている原因についての見解はどうであつても、全世界幾億の人々の希望である平和を強化し、国際的安全をまもるために――

一、わたしたちは、アメリカ、ソヴエト、イギリス、中華人民共和国およびフランスの五大国が、平和条約を結ぶことを要求します。

一、わたしたちは、どの大国の政府でもこの平和条約のために会談することを拒絶するときは、その政府が侵略の企てをもつている証拠だと考えます。

一、わたしたちは、すべての平和を愛する国民が、この平和条約の要求を支持し、すべての国が、この条約に加入するようよびかけます。

わたしたちは、このよびかけに署名するとともに、平和を望んでいる良心的なすべての個人、すべての団体が、このよびかけに署名されるよう訴えます。

国連にかんする決議

世界平和評議会は、国連が数億人の代表の平和のための提案を国連とえんなきものであるかのようにみなし、第二回平和擁護世界大会「国連への提案」にたいして回答をよせなかつたことをここに確認する。

国連は、この提案を受領して以来も、国連によせた諸民族の期待をいぜんとしてごまかし、ついには中国に「侵略者」の烙印をおす決議をおこなうにいたつた。国連は、約一〇〇万の人々を系統的にうち殺している行為を、国連の権威をたてにして承認し、これをおおいかくした。

世界平和会議は、国連につぎのメンバーよりなる代表団の派遣を決議する。

ネンニ氏（イタリア）、イザベラ・フルーム女史（ベルギー）、デヴイス女史（イギリス）、ジエッシー・ストリート女史（オーストラリア）、ダスチエ・ド・ラ・ヴイジエリ氏（フランス）チーホノフ氏（ソヴエト）、呉耀宗氏（中華人民共和国）、グロマトカ氏（チエコスロヴアキア）、ダルブーシエ氏（アフリカ）ネルーダ氏（チリー）、ハラ氏（メキシコ）、ポール・ロヴソン氏（アメリカ）、エプハウス氏（アメリカ）、ステール博士（イギリス）

この代表団は、国連につぎのことを要請する全権を有する。

一、平和擁護世界大会の「国連への提案」の各条項および世界平和評議会の各種決議を討議し、これにかんする意見をあきらかにすること。

二、国連は憲章にきめられた役割に復帰し、ある支配グループの

道具ではなく、諸民族を植民地的隷属と抑圧の状態におこうとする国政府間の意志疎通の場所となること。

この世界平和評議会の行動は、幾億の男女から支持されるであろう。かれらは最高国際機関が平和維持の任務からはずれないよう注意ぶかく監視する権利をもつているのである。

日本問題の平和的解決についての決議

第二回平和擁護世界大会の決定を履行するにあたり、世界平和評議会は、日本人の意志をふみにじり、日本再軍備をすすめていることをだんこ非難する。

世界平和評議会は、日本をはじめアジア、アメリカおよび大洋州の関係諸国で日本の再軍備にかんし、また非武装化された日本との講和条約締結にかんし、国民投票を組織する必要があると考える。

世界平和評議会は、対日単独講和を結ぼうとするいつさいの企図を非難する。世界平和評議会は、講和条約は中華人民共和国、アメリカ、ソヴエト、イギリスのあいだでまず交渉され、その後全関係諸国により採択されねばならないと考える。講和条約締結後、占領軍は即時日本から撤退しなければならない。また、日本人民にたいし民主的・平和的生活を保障しなければならない。

公然・非公然の軍事組織および軍事機関はいつさいこれを禁止し、全産業を平和産業に轉換しなければならない。世界平和評議会は、日本をはじめアジアおよび太平洋諸国の平和の友にたいし日本問題の平和的解決を実行するため、ごくちかい将来、太平洋地域の平和擁護会議をひらき、これによつて、極東にみられる重大な戦争の危機をとりのぞくよう訴える。

植民地・従属諸国の平和擁護闘争についての決議

民族自決権を基礎とした国連憲章は、植民地・従属諸国に大きな希望をよびさました。だが、国連はこの問題でも他の多くの問題とおなじく、諸民族を植民地的隷属と抑圧の状態におこうとする暴力と迫害をおおいかくし、国連によせられた期待をうらぎつた。このような状態は、新世界戦争が植民地・従属諸民族の自決をもたらす道だとみせかけようとするデマ宣伝をばくろする。世界平和評議会は、すべての民族の連帯した平和擁護斗争こそ、植民地・従属諸民族の自決権獲得斗争の決定的な要因であることを確認する。朝鮮紛争その他のアジアの重要問題や日本・ドイツ問題を平和的に解決するための諸提案および若干のアジア・アラブ諸国その他の平和愛好国の平和的提唱は、平和の維持と民族自決権の確立に同時に役立つものである。

植民地・従属諸民族は、侵略・抑圧・その自由への弾圧に反対し、侵略協定に自国がひきいれられ、他民族に銃劍をむける軍隊が現地でつくられ、これが利用されることに反対し、外国軍隊の駐屯、戦略基地の提供、原料の掠奪、自分らの文化財への軽蔑、人種的偏見に反対してますます抵抗を激化させているが、これは平和の維持にたいし、じつに大きな貢献をはたしている。世界平和評議会は、諸民族が一つのこらず団結し、全人類をおびやかす戦争に反対し、斗争をすすめていることにたいし、挨拶をおくるものである。

平和擁護運動の組織問題および運動拡大にかんする決議（要旨）

世界平和評議会は、一九五一年二月のベルリン総会において、第二回平和擁護世界大会の決議の実行、活動状況を知り、満足の意を表するとともに、この決議の実行活動をさらにひろく展開する必要をみとめた。

世界平和評議会は、世界各国の平和擁護委員会にたいし、「国

連への提案」をもつと熱心にひろめ、ひろくあらゆる人に普及するよう勧告する。世界平和評議会は、多くの国で、戦争宣伝禁止法が採択されたことに満足の意を表する。

世界平和評議会は、各国の委員会の世論を動員し、戦争をよびかける出版物・文書・演説・映画・放送などをいつさい暴露し、ボイコットするよう訴える。世界平和評議会は、幾千もの善意の人々の参加のもとに広汎な説得カンパニアを実施するよう、各国の委員会に勧告する。

世界平和評議会は、第二回世界大会の決議実行のさい、多数の教会や団体と協力関係が結ばれたため、平和擁護運動をいちだんとひろく展開できたことにたいし、満足の意を表する。評議会はつぎの決議を採択する。

一、各国の世界政府運動と交渉をつずけ、いかなる問題について意見一致をとげ、代表者会議や大会にできるだけおたがいが参加しあい、協同行動をとることができるかをはつきりさせる。

二、クエーカー団体が、協同行動の条件をみいだすため、文書や決議によつて提案した会見を、同等の資格にたつて実施することがのぞましい。

三、評議会の第一回総会の決議を議会に知らせ、この決議を支持してほしいむね申しいれることは重要である。

四、各国にみられる中立運動との連繋を密にし、これをじつさいに平和維持に努力させるようにしなければならない。

世界平和評議会は、各国の権威ある代表者がおたがいに意見をかわし、世界平和のための若干の問題を共同で処理できるような国際会議をひらくという提唱や提案に満足の意を表する。この計画のなかで評議会は——

一、ドイツ再軍備反対フランス・ベルギ委員会が、パリーかブラッセルで、大西洋協定参加諸国民の代表者会議を、ドイツ人民を加えて、なるべくはやくひらくことを承認する。

二、アジア・太平洋諸国代表者会議の組織にかんする提案を支持する。その目的は、主として日本再軍備反対斗争の問題と、現在までに発生した斗争の平和的解決の問題を審議し、さらに、日本再軍備と本年中に対日講和を締結する件について、アジア・太平洋の関係諸国で全人民投票をおこなう問題を審議することである。

三、つぎのような地域的代表者会議の結論を支持するよう執行局に提案する。

イ、近東・北アフリカ諸国

ロ、スカンヂナヴィア諸国

四、おなじような代表者会議をつぎの諸国で組織する問題を検討するよう書記局に報告する。

イ、黒人アフリカ諸国

ロ、北アメリカと中南アメリカ諸国

世界平和評議会は、各国の経済関係を復活し、諸民族の生活水準を向上させるため、各国の経済学者、技術家、実業家、商人、労仂組合活動家の国際経済会議を、一九五一年夏、ソヴエトでひらくことに決定する。会議の議題はつぎのとおりである。

一、二〇世紀中葉における諸民族の生活条件を、平和を維持しながら改善する可能性。

二、各国の経済関係改善の可能性。

世界平和評議会は、第二回世界大会の文化交流にかんする決定を実行するため、執行局にたいし、医師会議の組織に全面的な支持をあたえるよう提案する。この会議はフランスとイタリアの有名な医師が提案したものである。

作家、俳優、科学者、映画人の国際会議の実施について研究しこれを援助することを書記局に一任する。世界平和評議会は、将来、教育者・ジャーナリスト・スポーツマンなどの会議をひらくとの意見を支持するよう書記局に提案する。世界平和評議会は、一九五一年八月五日から一九日まで、ベルリンで世界平和擁護大祭をおこなうという青年団体や学生団体のイニシアチヴにたいしどんな形の支持をあたえるかを検討するよう提案する。世界平和評議会に国際文化連結委員会をつくることを決定する。この委員会は、平和の強化を目的として、できるだけ相互に旅行をし、また出版物の交換や文化博覧会に協力するはずである。

世界平和評議会は、映画本部をつくる問題を研究するよう執行局に一任する。映画本部の任務は、平和擁護の映画の製作と普及を奨励統一し、映画が戦争宣伝に利用されているのを全面的に暴露することである。評議会は平和を愛するすべての科学者が、その所属する国際的科学団体や、各国の科学団体の規約に、自分らの科学上の発見を、もつぱら平和的目的に使うとの要求をいれることを提案するために、いつさいの必要なことをなすよう書記局に勧告する。

評議会は、各国の委員会にたいして、世界平和基金をあつめることに大きな注意をはらうよう訴える。

(四)

平和擁護日本委員会は、世界平和評議会第一回総会の方針を具体化するため、三月二七日、東京で第二回全国代表者会議をひらいた。平野義太郎の一般報告について、淡徳三郎から、(一)日本問題の平和的解決についての国際的アピール、全面講和のため四大国会議開催の要請、(二)五大国平和条約締結についての署名運動、(三)全面講和愛国運動協議会との協力、(四)ワルシャワ会議、ベルリン会議の決定を支持し、これを実践にうつすための活動、(五)平和産業の発展と、正常な貿易の回復など一一項目にわたる新運動方針が提案された。

しかし、会議は、全学連の一部幹部を中心とする「平和懇談会」のメンバーと激しく対立したため、ついに中止となり、翌二八日、大多数の代表者によつて「この運動方針案を中心として当面実践しつぎの会議にはその欠陥を克服して運動を飛躍的に発展させる」ことが申しあわされた。

産別会議第一八回執行委員会（三月三〇日）は、「平和戦線の攪乱工作にたいする非難の決議」を採択して、平和擁護日本委員会第二回全国代表者会議の「平和懇談会」解散要請を支持し、つぎのように主張した。

さいきん、全学連の一部幹部を中心とする一群の人たちは、大衆のなかにおける困難な実践活動をつうじて統一戦線をつくりあげてゆくという点で、ほとんどみるべき成果をあげていないにもかかわらず、平和運動にかんする会議においてはそのたびごとに国際的諸決定の機械的おしつけをせまり、これに一部分でも賛成しない人々を平和運動の裏切者とひぼうし、会議の進行ならびに運動の具体的展開を妨害してきた。

また、同日の執行委員会で、産別会議は、一「世界平和評議会のよびかけた全面的に賛成し、全日本の労仂組合ならびに労仂者諸君にこの問題をあらゆる組織ならびに職場で討論し、このよびかけに賛成し、さらに、このよびかけを支持する運動を、家族、知人、一般市民、農民のあいだで積極的に展開するよう訴えるものである」とのアピールを発した。

このような時期に、平和擁護日本委員会は、世界平和評議会からの助言をあたえられたのである。日本委員会は、その助言（評議会書

記フェノアルテア署名）を、四月七日にうけとつた。

日本問題はベルリン会議の主要な問題の一つでありました。日本の再軍備は、世界平和への重大な脅威でありますから、世界平和評議会は、日本の再軍備問題について採択されたベルリン会議の決議が、すみやかに広汎に具体化されるために、すべての日本人の支持を強く期待しています。

ストックホルム・アピールのカンパニアは止めてよろしい。ストックホルム・アピールの運動は、全世界をつうじてきわめて広汎な運動となり、所期の目標は達成されました。

あなたがたの運動の重要な難点、すなわち、地区、地方平和委員会の問題に十二分に注意と努力をはらわれるべきであると考えます。これができてはじめて世界平和評議会ベルリン会議の諸資料を十分に普及させることができましょう。

あなたがたがすでに開始された署名のカンパニア（講和投票）は、あたらしくあたえられた諸任務の障害になるものでないことはあきらかであり、むしろその署名カンパニアの諸目標と、いまとりあげられている形式とは、あなたがたが、これをベルリン会議でだされたアピールを支持し拡大するカンパニアのなかに抱擁することを可能とするものです。

平和擁護日本委員会は、四月一四日、第二回全国代表者会議で決定にいたらなかつた「日本平和擁護運動の任務と方針」を正式に採択した。

なお、四月一一日、マッカーサー元帥が連合軍最高司令官の地位を解任された事件につき、総評と産別会議は、それぞれ声明を発した。両者を対比すると、この事件にかんする立場の相異は、まことに明瞭である。新産別は公式に意見を表明することをしなかつた。総評の四月一二日付声明は、つぎのとおりである。

このたび、突如としてマ元帥の解任をみたが、われわれは、マ元帥の着任以来、日本の民主化と労仂者解放のためにとられた進歩的政策にたいしてふかく敬意を表する。

緊迫した世界情勢のなかでおこなわれたこの更迭は、アメリカにおける民主主義の理解を遺憾なく発揮したものであり、同時に国連を尊重し、国連の強化を通じて世界平和を実現せんとする熱意と努力のあらわれと考える。

この新しい動向は、われわれ日本労仂階級の平和への努力にたいし、希望と勇気をあたえるものである。この新事態にあたつてソ連および中共は、国際平和に対して誠意ある態度を表明すべきであろう。

われわれは、新情勢に対応し、わが国の民主主義と平和をつらぬき、生活権を確保するための、いちだんと強力なる労仂運動を推進すべきであると信ずる。

産別会議は、やはり四月一二日に、吉田議長談話の形式で見解を発表した。

一、マッカーサー元帥が解任されたことは、世界平和評議会で決定された朝鮮問題の平和的解決を要求する全世界の平和勢力がいかに強くなりつつあるかを示すとともに、朝鮮における戦争を、いまただちに拡げようとしているもつとも冒険的な反動勢力が、いまやまつたく孤立してしまつたことを物語つている。

二、しかしながら、このことは、日本をアジアに対する軍事基地にしようとされたということを意味するものではない。この政策は、いつそう強力に、かつ計画的にすすめられるであろう。単独講和の早期締結、再軍備計画の具体化の動きは、これを裏書きしている。

しかし、一方では、国連経済社会理事会において、日本の労

仏政策を非難する決議が通過している事実や、イギリスが対日講和に中華人民共和国の参加を強く要求していることから考えて、われわれの闘い如何によつて、全面講和を実現する可能性はいちだんと強くなつたといえよう。

三、したがつて、日本人民が団結して、再軍備に反対し、全面講和を要求し、世界の平和勢力とむすんでだんこたる闘争をおしすすめるならば、単独講和によつて日本を植民地化し、軍事基地化しようとする反動勢力は、日本問題についても孤立し、窮地においこまれるであろう。

いままで、これら反動勢力とむすんで、売国的専制政治をほしいままにしてきた吉田自由党政府は、いまやまつたく孤立し動揺状態にある。もし、われわれ日本人民が団結し、今回の地方選挙において、再軍備反対・全面講和の統一勢力に勝利させる。われわれは、平和は戦争に勝つという確信をいちだんとつよくするものである。

四、われわれは、このさい吉田反動政府に対して、マッカーサー元帥の名をかりて、ポツダム宣言・極東委員会の諸決定・日本国憲法をふみにじつておこなわれた労仂運動に対する弾圧、基本的権利のじゆうりんなど反動的諸政策の中止、反動的諸法令の即時撤廃を要求するとともに、この責任をとつて吉田反動内閣の即時退陣を全日本人民の名において要求するものである。

（五）

世界平和評議会執行局は、五月五日から八日まで、コパンハーゲンで重要な会議をひらいた。

執行局は、平和条約の思想を、自分たちだけで独占するような主張をいつさい斥けて、この思想に賛成するすべての運動、すべての団体が、かれら自身の利益にもなり、人類全体の利益にもなるこの運動に、積極的に参加するように訴えたつぎの決議を採択した。

反戦闘争は今や決定的段階にはいつた。激烈きわまる宣伝によつていかなる緊急な交渉も妨害され、さまざまな係争問題を武力によつて解決しようとの努力がおこなわれ、軍事予算の増大および軍拡が進められているが、このため、もしかすると戦争はさけられないのではないかと諸民族は考えている。

五大国平和条約締結をめざす世界の運動は、これに世界各国が参加するなら平和を強化することができる。五大国代表が会談し平和をまもるため真に意見の一致に達するなら冷い戦争に終止符をうち、全般的軍縮への道をひらくにいたるだろう。各国人民は全をみごとにまもりぬくことができるのである。

世界平和評議会執行局は、一九五一年五月五日から七日までの三日間、コペンハーゲンで会議をひらいた結果、すべての平和団体、社会・文化および宗教各団体にたいし、それぞれのもつともかかる条約の締結をめざして行動することにより、自国民族の安有効な方法により平和条約締結世界運動を積極的に援助するよう訴えるものである。

世界平和評議会執行局は、幾億の善意の男女諸君にたいし各自が世界平和評議会のアピールに賛成し、これに承認の署名をおこない、平和をのぞむ諸民族の不屈の意志を証明されるよう訴えるものである。

世界平和評議会書記局から各国平和擁護委員会にあてた五月二三日付の手紙は、さらに執行局会議の討論を総括して、「平和条約のよびかけは人間的内容をもたねば

ならない。問題は、単に外交官会議をひらくことのみでなく、戦争にたいし、すべての爆弾にたいし、すべての兵器にたいし、全般的軍備縮小の道をすすむべき勝利をたたかいとることである」と指摘した。

日本でも、産別会議第二〇回執行委員会（五月二五日）が、「闘争のあたらしい発展のために」と題する決議を採択し、そのなかでつぎのように主張した。

全面講和・再軍備反対という日本の労仂者に課せられた平和擁護闘争の民族的な任務と、五大国平和条約締結要求という国際的な任務との相互の関連と結びつきが理解されないで「講和投票」か、「ベルリン・アピール」かという機械的な形で問題がだされ、その結果、どちらの署名運動も、大衆的な運動としては、きわめて不十分であるところがすくなくない。

これらの署名運動は、「ストックホルム・アピール」よりさらに多くの賛成者を獲得しなければならないし、また獲得することができるのである。これを実現するには、あらゆる工場・経営に宣伝と説得によつて、戦争に反対するあらゆる層の人たちを結集して平和委員会をつくり、平和を守るためにはどうしたらよいかを討議し、その一致した結論にもとづいて、これらの署名運動をはじめ、あらゆる形の運動を積極的におしてゆくことである。

このことは、平和擁護日本委員会で決定された方針でもあるが組合各級機関は、世界平和評議会の諸決定を普及し、日本ならび世界平和運動の発展の実情を宣伝し、この職場平和委員会の結成にもつとも積極的に協力し、とくに職場の闘争をすすめてゆくなかで、つねにこの問題をとりあげてゆくよう指導しなくてはならない。

このさい、注意しなければならない点は、この平和委員会はもつとも広汎な層を結集する運動として展開されなければならない点で、現在「平和の闘士団」などといつて特定の傾向をもつたものだけの申せまい一つの集団をつくろうとする一派の意識的な動きは、この平和擁護運動の大衆的な発展を阻害し、平和戦線を攪乱する悪質な分裂策動を、ひきつづき組織的に展開しようとする陰謀として警戒しなければならない。

また、同執行委員会は、六月一六日からウイーンでひらかれる世界労連執行委員会で、日本の再軍備に反対する闘争が、西ドイツの問題とともに、議題としてとりあげられていることについて、「日本の労仂者はこの会議に大きな関心と期待をよせている」として挨拶をおくり、つぎのようにのべた。

世界平和評議員会第一回会議できめられた「日本問題の平和的解決」をはじめとする諸決議は、平和と独立をねがう全日本の労仂者をはじめ、全人民の要求と完全に一致している。産別会議執行委員会は、この諸決議を支持し、全面講和・再軍備反対の署名運動とともに、世界平和評議会のよびかけにもとづく五大国平和条約の締結を要求する署名運動を全国的に展開するよう訴え、このため、あらゆる職場で広汎な人々を結集して平和委員会をつくるよう努力している。

中国を先頭として、全アジアにわたつて日本の再軍備に反対する運動が火のようにひろがり、ソ同盟がアメリカに対して対日全面講和を要求した覚書きをおくつたことを知つて、われわれ日本の労仂者は心から感激している。このような、労仂者階級の国際的な連帯性を、行動を通じて表明したことは、平和と独立をめざす日本労仂者に大きな激励となり、勝利の確信をいちだんとつよめた。

平和擁護日本委員会は、六月二五日から八月一五日までを「平和

月間」とし、この期間にベルリン・アピールへの署名が一、〇〇〇万票にたつするよう運動を展開することになつた。

この日本の平和月間中に、世界平和評議会執行局は、ヘルシンキ会議をひらき（七月二一日―二三日）、「平和擁護闘争強化にかんする決議」と「国際経済会議にかんする決議」の二つを採択した。前者は、朝鮮で休戦会談がはじまつた新情勢に対応する運動方針である。すなわち――

一年にわたる朝鮮のはげしい戦闘は、国際的紛争を武力によつて解決しようとしても、それは徒労であることを証明した。にもかかわらず、交渉の精神が勝利し、休戦が成立するためには、公衆の世論が、警戒心をもつて監視する必要がある。

反面では、さいきん数カ月のあいだに国際情勢は悪化の一途をたどつている。対日単独講和の計画がすすめられ、もつとも関係のふかい諸国が、とりきめから除かれようとしている。日本・ドイツの再軍備は、すでに軍事組織を設置するまでにすすんでいるが、この軍事組織の存在は、その隣接諸国に不安をあたえ、日日と世界平和への脅威をましている。

朝鮮の休戦はもちろん重要であるが、平和をまもる闘いの第一段階にすぎない。この第一段階からすすんで、もつと広汎な交渉軍事問題にかぎらず、政治問題の交渉が可能となるであろう。国際的協力のふんいきを回復するために、この交渉は五大国間の一致を達成し、どこの国も参加できる五大国平和条約をむすばねばならない。

国連が、平和的手段による平和の維持という目的をはたす力がない以上、五大国の交渉こそ、現在の紛争を解決する唯一の手段である。

五大国平和条約をむすぶと、その第一の結果として、国連は本来の使命にかえり、正常な機能を回復し、すべての国の間に平和的協力が可能となるだろう。

平和条約の第二の結果は、全般的・漸進的に、同時に、国際管理下に軍備縮少をおこなう道をひらくことであろう。

平和条約の第三の結果は、諸国民間の敵意がなくなり、協力が生まれ、それによつて、生活水準の向上と、各国の民族的独立を尊重しながら、すべての国の経済資源を十分に活用できることである。

このように、五大国平和条約は、戦争の直接の脅威を除くだけでなく、強固な平和の建設に門をひらくものである。

平和月間の最終日、八月一四日および一五日に、日本委員会は、「全国平和擁護日本大会」を主催した。この大会で、日本委員会の性格と任務が明確にされ、また平和擁護闘争の成果と欠陥が各地方の豊富な経験によつて討論された。そして、「五大国平和条約締結についての決議」、「全面講和・再軍備反対決議」、「サンフランシスコ仮調印反対決議」、「国会への要請決議」、「奄美大島復帰にかんする決議」など、一六の決議を採択した。また、大会後も「平和月間」カンパニアを延長することとなり、つぎのような、第二平和月間スローガンを掲げた。

一、戦争と植民地になるサンフランシスコ講和会議反対
一、日本人代表をだすな、調印するな
一、四大国を中心とする全参戦国での全面講和
一、世界平和のための五大国会議をすぐひらけ
一、講和署名・五大国署名は全国民で
一、朝鮮停戦会談を成功させよ
一、思想・宗教・政党の区別なく平和戦線を統一せよ

（六）

七月四日の総評第四回評議会は「平和運動の展開にかんする件」として、「単なる平和運動にとどまらず、賃上げ・首きり反対、労仂法規改悪反対とからませて、平和闘争を展開する。総評の名において、全国の平和主義団体と提携し、ゆるやかなカンパニア組織の性格をもつ平和運動機関をつくる」ことを決定した。

総評中央機関紙七月六日号は、朝鮮で休戦会談がはじまつた新情勢を反映し、第四回評議会の決議にそつて、つぎのような、「平和闘争にたて」と題するアピールを掲載した。このアピールは、旧全労連系の各労組からも歓迎され、全労仂者階級の統一行動による「平和と独立の一大国民運動」が提唱された。

マリク代表の停戦案は、朝鮮動乱一カ年の国際政局を一変させた。ソ連側がこの提案のうちに何を見きわめているかはいまで知ることはできないが、米ソの戦いは思想戦だから世界は二つだときめていた人々の間にも、両者の会談や協定や協調の部面のあることを教えたように、対日講和についても、何もかもワシントンすればよいと考えていた人々に対しても、国際政局の変化によつに追随て、必ずしも新しい波のうねりが感じられないでもないということを知らしめた。

いま多くの外電は、対日講和ちかきを伝えている。米英の見解が一致し、九月には仮調印ができようとも伝えている。しかし事態の底流をなすものは急速に変りつつある。確かなものの一つは、イギリス政府の発言力がいよいよ大きくなつたこと、中共政権が公然・陰然と対日講和のなかに入つてきたこと、そして全面講和を主張する平和勢力が一段と協力して斗う機会が増大したことである。

そういう意味で、ダレス講和七原則の線に沿う現実講和という考え方は、まだ当分の間、ワシントンの宣伝戦として正当らしく宣伝されようけれども、事態の変化についてようやく新しいものがあるにちがいない。即ち、ダレス構想は吹きとばさないまでも停滞した。いや停滞を余儀なくされたとしても、強引に、停戦会談から一切の政治的性質のものをとり除いたといえど、なおかつ幾多の政治的問題、すくなくとも中共と国連、中共・国府と対日講和、停戦後の中共貿易、台灣の帰属、これらの諸問題、さらには朝鮮今後の統一など、いずれも停戦そのものとかかりあいがないようであるが、しかし密接不離たることは明らかであろう。してみれば、これらの一つ一つが対日講和の問題であつて、対日講和だけは、マリク提案とかかわりなく進行するなどとは考えられない。

全労仂者諸君、我々が最も悪い国際政局のなかでも平和三原則にたつてきていた。そして全面講和なくしては日本経済の自立も平和もないといつてきた。いま、国際政局は重大な変化をみた、そして全面講和への道はようやくひらける条件をはらんできた。ここでわれわれの希望は新しい光明を浴びようとしている。ここでわれわれが、大きな大衆行動で平和三原則に立つ平和闘争をまきおこそう。机の上で、会議や講和を議論しているべきでない。平和を熱望するものは平和の先頭にたつて、彼らのうち、少々意見の相違はあつても、この際最も望ましいものは、平和を熱望する要求のもとに平和闘争の烽火をあげればよいではないか。仂こう、仂こう、婦人団体も青年団体も、学者、インテリの団体も、宗教の諸団体も、そして総評が全国津々浦々の町で、村で、工場で中核となつて、来るべき平和闘争を大きくまきおこそう。

総評第四回評議会は、すすんで平和闘争を社会党、労農党、宗

教者、平和運動協議会その他婦人青年団体、学者のこんだん会などと手をつないで、全面講和、再武装反対ののろしをあげることにきめたぞ。

来る八月の原爆記念の、敗戦記念日をめがけて、全世界の平和愛好者の前にわれわれの叫びを呼びあつて、新しい世界平和の道をひらくために闘え。

総評は、つずいて七月一一日、いわゆる「対日講和条約米英共同草案」にたいする見解を表明した。

わが総評議会はすでにして全面講和と永世中立、再軍備反対などの政策をかかげこれが実現に努めてきたところである。

しかるに今次、米英共同の対日講和条約草案は、われら従来の主張と願望とに照らして甚だ満足を現しえないものがある。すなわち（1）四つの島をのぞくすべての領土権の全面的放棄、（2）平和憲法の改正を前提とする安全保障方式によつて、必ずや特定国との間に軍事協定並に日本再武装政策の強要となり、いずれかの国家を敵国と想定せしめている、（3）また無賠償原則に反して締結後、賠償をめぐつて新な国際紛争をかもす危険をふくんでいる、（4）それに加えて調印国のうちに中共、中国を除外していることは、本条約の効力を甚しく削減し、（5）日本経済の安定と独立にとつて根本的な障害たるは言をまたないところである。いま、米英両国がすすんで平等且友愛の立場において講和条約締結のはこびにいたらしめようとしていることについては、満腔の敬意を表するにやぶさかではないが、同時に対日講和条約が特に東洋の平和と労仂者生活水準を保証するにたる基本条件をそなえるべきことを主張する。すなわち、かつて占領軍最高司令部の指導によつてつくられた日本憲法の平和条項が永遠に日本国民によつて遵守され、中共を含む貿易の自由が確認され、また、極東委員会によつて指示された労仂組合一六原則並に労仂基準法など基本的労仂権がくまなく全勤労大衆に保証されねばならない、という根本的立場を条文のうちに明示する義務を負うべきであると主張する。

さらに本条文をあたかも最終的条文であるかのごとく宣伝し無条件的に歓迎しようとする政府・資本家の態度にたいし厳重に抗議しなければならない。講和態勢の強要し労仂運動を抑圧し、かくれてチープ・レーバー（低賃金）をつて恥じない資本家政府に対し、他方にあつてインフレ政策をとつて恥だんだん乎として糾弾運動をまきおこさなければならない。いまや全面講和、再軍備反対の大幟をかかげ全国民的平和闘争をおこすべき絶好の機会である。

ここに決意を表明し、全労仂者大衆の一致協力に訴える。

産別会議は、七月二六日の第二二回執行委員会で、「講和条約草案にたいする態度」を決定している。

一、ポツダム宣言ならびに国際協定に反して、まつたく一方的に作成され、特定国だけの利益になり、これによつて全面講和は不可能となる。とくに最初から中国を除外しているが、中国を除外した講和は無意味である。

一、この草案には、日本が完全な主権をもち、それが尊重されることが明記されていない。調印と同時にアメリカと軍事協定をむすび、軍事基地を提供することによつて主権の一部を放棄し実質的に従属国となる。

一、この草案では、日本に制限なく再軍備と軍需生産の拡大を許し、軍国主義の復活を許すなんらの保障もない。

一、現在、多数の従属国を動かして国連の決定を自ら勝手にしている国の命令にもとづいて、他国と軍事的・経済的敵対行動

にでなければならなくなる。

一、領土についても、ポツダム宣言、ヤルタ協定、その他の国際協定からも、あるいは歴史的にも民族的にも日本に帰属し、かつ現地の人々も日本復帰を要望している、奄美大島、琉球、小笠原諸島などが日本からきりはなされることに反対する。

(七)

このような情勢のなかで、七月二八日「日本平和推進国民会議」が発足した。同会議の性格は、つぎのとおり規定されている。

一、ゆるやかな、カンパニア組織の性格をもつた、平和運動推進の機関である。

一、非武装日本憲法をまもる平和国民勢力を総結集し、人類の良心に訴え、平和と独立の基本条件の実現を目的とする。

一、中心スローガン

平和憲法をまもれ

全面講和・中立堅持

軍事協定反対

言論・集会・結社の自由

一、原則として平和主義団体をもつて構成するが、そのほか同憂の平和主義者も個人として参加することができる。

一、極右・極左勢力とは行動を共にしない。

平和推進国民会議は、発足の日に「再武装および軍事協定可否の国民投票要求にかんする決議」を採択した。なお、同会議に常任実行委員をおくつている労仂組合は、総評・官公労・国鉄・全逓従組・日教組・炭労・合成化学・全鉱・私鉄・全専売・電産・新産別・全日通・全自動車である。

産別会議は、七月二六日の第二二回執行委員会で、「総評を中心とする平和運動にたいする態度」を、つぎのように決定した。

一、われわれは、平和推進国民会議への参加のよびかけに賛成しいつさいのゆきがかりをすてて全面的に協力する。

一、この運動のなかに、われわれと一線を画そうという方針をもちこむ動きがあるが、それは総評傘下の組合員の要望にも反する。平和に二つはない。

一、われわれは、あらゆる職場、地域で、全面講和を要求するいつさいの人々が団結して反動とたたかつてゆくなかで、この一線をのりこえる努力をつずける。

また、賃金共闘連絡会が、対日講和問題を当面の平和擁護闘争の目標としてとりあげたのは八月七日からであつた。この日、定例連絡会の席上で、対日講和について、「単独講和調印反対」、「全面講和会議開催」、「軍事協定・再軍備反対」の線で参加組合の意思が統一されたのである。当時、賃金共闘連絡会への参加組合は、全自動車、自治労連、全港湾、全電線、全倉庫、東貨労、関信ゴム、関東油脂、全農林、全公団、全運労、全百貨、全金属、全新聞、全土建映演労連、全逓労組、印刷出版であつた。賃金共闘連絡会も、平和推進国民会議との共同闘争を基本方針としている。

広島に原爆が投下された記念日の八月六日から、平和推進国民会議主催の平和週間がおこなわれた。そして、とくに第一日には、広島で「全国労仂者平和大会」がひらかれた。

八月一五日、平和推進国民会議全国代表者会議が招集され、「対日講和条約草案にたいするわれわれの態度」を決定した。

ソヴェト政府が、サンフランシスコ会議への参加を発表した八月一六日、占領軍総司部エーミス労仂課長は、総評の武藤議長と高野事務局長をよんだ。

総評は、「その後、エーミス氏が各組合代表をまねき、講和会議

にたいし協力方の懇談がおこなわれていること、いまさらのようにエーミス課長から激励をうけていささましくなつた人々もあるということなので、講和会議の前後において、民主的労組の恥なき態度をもつて世界の平和勢力にこたえたいがゆえ」、中央機関紙上にこの会談の内容を公表した（「総評」、八月三一日号）。

それによると、エーミス労仂課長は、「総評が平和四原則をかかげている以上は、その動機が明日に善意であり、民主主義の立場にたつていようとも、ソ連に利する結果となるが、講和後、どういう政策をとるつもりか」と質問し、「四原則をかかげてすすめば、総評はちかく分裂するかもしれない」と警告した。

労仂省も、八月二九日に「当局談」を発表し、サンフランシスコ会議に反対する実力行使は「労仂組合の正当なる行爲」としての保護をうけることができないと声明した。

しかしサンフランシスコ会議開会を目前にひかえた九月一日には平和推進国民会議主催の「平和国民大会」が東京の靖国神社境内でひらかれ、賃上共闘系の労仂組合を含む約五万の労仂者・文化人・宗教家が、つぎのような決議をおこない、「講和条約」反対のデモンストレーションをした。

世界恒久平和の公道に逆行し、日本自主独立の基本条件を侵害し、原爆戦争に道をひらく講和条約が、われら再三の警告を無視して、ここに特定の国々と吉田茂らによつて調印されんとしている。真に世界平知を希求し、アジアの興隆を念願し、民族の存亡を憂えて本会議に結集せるわれらあらゆる団体および個人は、たとえ、かれらによつて調印が強行されようとも、全国民とともにその批准に反対し、いつさいの障碍を破砕し、理想実現の日まで非暴力不服従の大旗のもとに、不動の意志とかたき団結をもつて精力的な活動を敢行しつづけるものである。

一、われらはあくまで平和憲法をまもる。
一、われらは中立を堅持して全面講和の実現を期する。
一、われらは日本再軍備に反対する。
一、われらは日本にかんするいつさいの軍事協定に反対する。
一、われらは正しき言論・集会・結社の自由をまもる。
一、われらはいつさいの暴力行使と戦争に反対する。

なお、このような動きとは対照的に、国際自由労連は、サンフランシスコ会議参加諸国政府に、つぎのような覚書をおくつた（九月一日付）。

ICFTUは、過去二年間、そつせんして、対日講和の早期締結と、国際友好裡において日本本来の権利をとりもどすことができることを要請しつづけてきた。

講和条約は、けつきよく言葉ではなく、条約関係当時者の実行によつてうらづけられた精神で判断さるべきであることは、われらもこれを認めるのであるが、いまサンフランシスコ会議に提出されている条約草案中には、日本の民主主義の維持を保障する明確な規定が掲げられていないことは遺憾なことである。

当時、総評系各労仂組合が平和三原則（全面講和、軍事基地提供反対、中立堅持、これに再軍備反対を加えて四原則ともいう）に対してとつていた態度はつぎのとおりである。

○平和三原則を支持する組合

総　評　第二回大会（三月）、二〇二票対三九票で決定
新産別　中央委員会（六月）、満場一致で決定
国　鉄　第一〇回大会（六月）、二九二票対一一三票で決定
日教組　第八回大会（五月）、絶対多数で決定
全逓従組　第二回中央委員会（六月）、
全専売　第四回大会（五月）、絶対多数で決定

合成化学　第二回大会（五月）、絶対多数で決定
電　産　第六回大会（七月）、三四二票対八三票で決定
私　鉄　第八回大会（六月）、二八九票対四〇票で決定
全造船　第一二回大会（五月）、七一票対五一票で決定
全　鉱　第一六回大会（七月）、一二二票対二一票で決定
全自動車　第四回大会（四月）、絶対多数で決定
全港湾　第六回大会（六月）、絶対多数で決定
○平和三原則を支持しない組合
総同盟刷新強化派、海員、全繊同盟
○その他
自治労協　平和三原則にふれない。
炭　労　全面講和賛成、再軍備・軍事基地反対、自衛権はある。

（八）

九月八日、サンフランシスコ両条約が調印されたので、各労仂組合は、批准反対闘争にその方針をきりかえた。

九月七日の総評中央機関紙は、「多数講和に反対する」と題する主張を掲げた。この主張は、サンフランシスコ会議における「トルーマンの美辞麗句」や、ダレス国務長官顧問の草案説明を批判したものとして注目される。

いま、日本にあたえられた講和は、ソ連・中共など一連のかつての交戦国を除外したばかりか、かえつて敵対を明確にし、自由と防衛の名のもとに宣戦布告するものとなつた。また、日本に平和と自由を保障するといいながら、その実体は、軍事協定によつて、アメリカの軍事支配の黒い手が、この国土のうえにベッタリとおさえ、日本の政治も経済も労仂運動も、そのしたじきになることは、うごかしえないこととなつた。

トルーマンの美辞麗句にもかかわらず、現実には、日本の政治も経済も労仂運動も、アメリカの軍事支配という枠に、まもなく頭をぶつけるだろう。頭をぶつければぶつけるほど、支配は強化されねばならないだろう。なかよし講和の玉手箱から、好戦的・反動的政治をつくりだそうと焦慮することになるだろう。

ダレス氏が「単独講和をむすぶことができる、しかし、アメリカの提出した条件よりも、よりよい条件をもつことはできない」といつたが、そういういいぶんこそが軍事支配の枠であつて、平和をもとめる全労仂者大衆は、どんな困難があろうとも、このにくむべき枠をつきやぶつて、全面講和と再軍備反対のためにたたかうであろう。

また、九月一四日の同紙主張は、「対日講和条約ができてのち組合運動はどうなるか」という質問に、つぎのように答えている。

いずれの人士にしても、ひとしくみとめざるをえないものは、アメリカの支配が、いつそうつよくなり、露骨なものになるだろうということである。しかも、この支配力の背景をなすものは、極東における軍事的要求にもとづくことはいなめないところであろう。そこで、アメリカのいうことをなんでもきく方針をとつてゆく以上は、日本の自由や独立はあとまわしになる。日本の自由や独立よりも、アメリカの軍事的必要の方が優先する。日本の国民が、くえるか、くえないか、よりよい生活ができるのか、よりわるい生活しかできなくなるのかについても、やはり、極東政局におけるアメリカの占める地位から割りだされた「軍事的必要」によつて左右されることになるだろう。

さらに、平和推進国民会議実行委員会は、九月一一日、批准反対闘争の具体的な方針をたてた。

一、九月一〇日以降の運動は、すべて講和条約および日米安全保障条約の批准反対闘争に集約する。

一、九月は、平和推進国民会議地方組織の強化につとめる。

一、一〇月一日より第二次平和週間をおこなう。その具体的方法として——

A　街頭演説会、バッジ頒布、署名運動など宣伝活動の強化。

B　「批准反対の青票を投じない国会議員には、こんごの選挙にさいし、いつさい協力をおこなわない」と要求し、青票獲得運動をおこなう。

C　アジア諸国にメッセージ、署名簿などをおくる。

D　沖縄・奄美大島などの日本復帰運動との連繋を強化する。

そして、九月二一日には、同会議地方代表者会議がひらかれ、つぎのように決議した。

こんにち、われわれは、全国民の民心にうつたえ、目と耳と心をよびおこして、いつさいの勢力をあげて条約批准反対闘争にふるいたつべきときの到来を確認するものである。

ファッシズム化せる政府のいつさいの行動を、憲法違反の一理由をもつて全面的に否定し、こんご、これに与するいつさいの政治勢力をぜつたいに支持しない。

この地方代表者会議は、同時に、アジア諸国民へのメッセージを採択している。

親愛なるアジア諸国民諸君、われわれ日本の仂く大衆は「サンフランシスコ条約」および「日米安全保障条約」にだんこ反対する。

日本をしてアメリカの軍事政策にも、ソ連の侵略政策にも、くみすることなき中立の道をすすましめよ。

日本をしてアジアにおける第三次大戦の発火点たらしめることなかれ。

非武装日本をしてアジアならびに世界平和の基地たらしめよ。

対日講和条約審議にさいしては、われわれの衷情を諒察せられねがわくば同条約の批准を拒否せられるよう衷心より切望する。

一方、産別会議第二四回執行委員会（九月二〇日）では、「単独講和後の情勢と全面講和のための闘争」について、つぎのような報告が承認された。

単独講和に反対し、全面講和を要求する運動は、あらゆる妨害をはねかえし、ほとんどすべての組合が参加して、巾ひろくすすめられている。

平和推進国民会議は、九月一日、平和国民大会をひらいたが、これには産別傘下の金属や印刷出版もストライキで参加し、三万をこえるデモは単独講和調印に反対の意志表示をおこない、平和をめざす統一行動の第一歩をふみだした。これと前後して全国各地や各職場でいろいろな妨害を排除して平和集会やデモがおこなわれた。サンフランシスコ会議にさいして、産別をはじめ各組合は各国代表にたいして米英草案による単独講和に反対する態度を表明し、五〇〇万をこえる平和署名を代表して全面講和愛国運動協議会も全面講和をむすぶことを各国代表に要請した。

単独講和調印後も、全面講和愛国運動協議会や平和擁護日本委員会は、単独講和条約と日米安全保障条約の批准に反対するため九月二〇日から批准反対平和月間をおこなうことをきめた。平和推進国民会議も批准に反対する国民運動を展開することをきめ、批准に賛成した議員はつぎの選挙でたたきおとすことを表明した。

しかしながら、吉田内閣は国会で大多数をにぎつているのをよいことにして、国民の世論に問うとこ ろなく批准を強行しようと

している。だから、この批准に反対する運動は、単に国会のなかで反対投票を多くするだけではたりない。

単独講和と駐兵協定の実体を暴露し、これに調印した吉田内閣を打倒し、全面講和で外国軍隊を撤退させ、日本の完全な主権を回復する国民運動の出発点とすることこそ、この批准反対闘争の中心点である。

また、平和擁護日本委員会では、八月一五日以来つずけられている第二平和月間を、とくに九月二〇日から批准国会終了まで「批准反対月間」とよぶことにした。

この時期にひらかれた各産業別単位組合の大会（あるいは中央委員会）も、すべてサンフランシスコ条約批准にたいする態度の問題をとりあげている。

サンフランシスコ条約調印後、はじめてひらかれた全国的組合の大会として注目された全逓従組第二回大会（鳥取）は、九月二五日の最終日に、「臨時国会における日米安保条約および講和条約批准に反対し、全面講和を主張する平和運動を展開する」との運動方針を決定した。

一〇月八日、日教組中央委員会は、「講和・日米安全保障条約批准に賛成する議員に対して、こんごの行動を支持しない」とする、両条約批准反対に関する決議を採択した。

一〇月一〇日から三日間、松山でひらかれた全電通第三回大会では、「平和四原則をおしすすめ、サンフランシスコ条約には反対、平和推進国民会議を中心として青票獲得運動をおこなう」ことをきめた。

一〇月二〇日、伊東でひらかれた国鉄労組第二四回中央委員会は、当面の闘争方針として、「両条約の批准反対、平和運動の強力な推進」を、九八名中六三名の多数で決定した。このさい、愛国労仂運動を主張する一派が「国際自由労連と連帯して平和運動をすすめる」と修正するよう要求したが、少数で否決された。

産別会議第二五回執行委員会（一〇月三〇日）は、決議をもつて「国民民主党の青票議員にたいする激励」をおこなつた。

一、単独講和条約と日米安全保障条約の批准にあたつて、これら売国的戦争条約にだんことして反対投票をおこなつた国民民主党の石田一松、小林信、園田直の三代議士にたいして、われわれ日本の労仂者は心からの敬意を表するとともに、その行動を支持するものである。

二、口では社会主義をとなえながら、不当きわまる単独講和に賛成し、勤労大衆の期待をまつたくうらぎるものがでているなかにあつて、修正資本主義を党の基本方針とする国民民主党に属するこれら三代議士のとつただんこたる態度は、一部少数の売国分子をのぞいて、労仂者・農民ばかりでなく、進歩的資本家階級をもふくむ広汎な国民各層が、日本を外国の支配から解放し、平和をまもるという大目標の前に統一することができるということを行動をもつて示したものである。

三、国民民主党のなかには、芦田をはじめとして、卒先、再軍備を提唱し、戦争屋の片棒をかついでいる反動勢力が根をはつているが、われわれは、これら三代議士が、平和と独立をねがう国民の支持を背景にして民主党内にとどまり、ますます決意をかためてこれら反動勢力と徹底的に闘い、世界平和と民族独立の党風確立のために奮闘されることを要望するものである。

（九）

世界平和評議会第二回総会が、一一月一日より七日まで、ウイーンでひらかれた。

この総会では評議会議長ジョリオ・キュリーの演説、副議長ビエトロ・ネンニの「平和条約締結の可能性と手段」についての報告、執行局員ブランカ・フィアーロ女史の「各民族間の文化交流の発展について」の報告につづき、「国連および世界の諸民族にたいするメッセージ」が採択され、さらに「軍縮決議」、「五大国平和条約締結運動にかんする決議」、「ドイツ問題にかんする決議」、「朝鮮にかんする決議」、「対日講和条約にかんする決議」、「中東および近東にかんする決議」、「東南アジアおよびヴェトナムにかんする決議」、「文化交流の組織にかんする決議」がおこなわれた。

五大国平和条約締結運動にかんする決議（要旨）

世界平和評議会は、すべての国が参加できる五大国平和条約の締結アピール大署名運動の成果に非常に大きな意義をみとめている。

諸民族は、武力をつかうとおどしたりせずに、諸国家間の平和的な交渉で、ことを解決するという原則や方法を、各国政府が尊重するよう、せつにのぞんでいる。

世界平和評議会は、世界各国の平和擁護委員会にたいし、平和条約締結運動をつづけ、いちだんと活潑にするよう訴える。

対日講和条約にかんする決議

一九五一年九月八日、サンフランシスコにおいて、国際協定をふみにじり、平和に反する対日単独講和が署名された。

この条約は、中華人民共和国、ソヴエト、インド、ビルマの意志を無視して署名されたものであり、だんじてアジアに平和をうちたてるものではない。

しかも、日米安全保障協定が定めているように、この条約の直接の結果として、日本は再軍備され、外国軍隊は日本領土にとどまるのであり、太平洋における戦争の危険をひじょうに強化している。

この条約は、日本人民の平和をもとめる意志とその自主権を無視し、かれらに軍備の重荷をせおわせ、日本軍国主義の復活と、日本経済の破壊を必然たらしめている。

対日講和条約が有効なものとなるには、それはまず第一に中華人民共和国、アメリカ、ソヴエト、イギリスのあいだで協議されついですべての関係諸国に承認されねばならない。世界平和評議会は、この点をふたたび主張しておく。このような条約こそが、太平洋における戦争の危機を完全にふせぎ、外国軍隊を撤退させ日本人民の平和な進歩に役だつであろう。

これと反対に、フイリッピン、オーストラリア、ニュージーランドにおしつけられた軍事協定は、これらの人民に重荷をおわせ世界の平和をおびやかしている。

世界平和評議会は、平和のためにたたかつている日本人民にあいさつをおくるとともに、隣邦諸国と力をあわせ、極東に平和をうちたてるよう日本人民に提案する。

世界平和評議会は、日本をはじめ、アジアおよび太平洋地域のあらゆる友にたいし、近々中に地域的な平和擁護代表者会議をひらくよう提案する。この代表者会議は、日本問題の平和的解決をはかり、これによつて全世界の平和にたいする脅威をとりのぞくことを目的とするものである。

五大国平和条約締結を要求する署名数の各国別集計結果は、つぎのとおりである（一〇月一五日現在で四、七九〇、四三六票と報告されている）。なお、日本独自の一講和投票」は、九月三〇日現在で四、七九〇、四三六票と報告されている。

日	本	五、六九三、三〇一
中	国	三四三、八〇八、五四四
朝	鮮	七、〇四七、八〇一
ル	クセンブルグ	
アイスランド		
ポルトガル		三、〇〇〇

労働運動

ビルマ	一三九、八三〇	アイルランド	一〇〇、〇〇〇
蒙古	六三三、八七七	アルゼリア	一〇〇、〇〇〇
ヴェトナム	六、六二〇、二二七	チュニス	一〇〇、〇〇〇
インド	七四八、〇〇〇	エヂプト	三一、〇〇〇
		南阿連邦	七八六、七七八
	四三一、〇〇〇	エチオピア	四五、〇〇〇
		アメリカ	二七〇、〇〇〇
	一三、一八二	キューバ	二〇、〇〇〇
		メキシコ	二〇、〇〇〇
		カナダ	一二九、八三八
	一〇三、〇〇〇	ポルトリコ	五六、二六〇
	九〇、〇〇〇	コスタリコ	五〇〇、〇〇〇
	一〇六、〇〇〇	パナマ	二一〇、四五〇
	一〇二、〇〇〇	グアテマラ	一〇、〇〇〇
	一三、〇〇〇	ブラジル	
	九七、〇〇〇、〇〇〇	アルゼンチン	四〇、〇〇〇
	一三、〇三四、四七七	チリー	
	一八、〇五三、〇〇〇	ウルグアイ	
	一三、二五五、二七七	コロンボ	
	七、〇〇〇、〇〇〇	ボリビア	
	一一、〇六〇、一四一	エクアドル	
	九、〇三〇、五三三	パラグアイ	
	七、一四八、〇〇〇	オーストラリア	
	五、六二七、〇〇〇	ニュージーランド	五、五七八
	七〇〇、〇〇〇	ペルー	
	七九〇、〇〇〇	ヨルダン	一一、〇〇〇
	四五〇、〇〇〇	ユーゴスラビア	

		アルバニア	八六五、八八五
		オランダ	二六五、〇〇〇
		スペイン	二一〇、〇〇〇
		ベルギー	二九二、七三七
		スエーデン	二四八、五五〇
		スイス	三二、三七三
		デンマーク	二一七、三九七
		トリエスト	七〇、〇〇〇
		ギリシャ	
		ノルウェー	
トルコ	五五五、八九九		
パレスチナ			
サウジアラビア			
イエーメン			
ラオス			
カンボジャ			
マラヤ			
モロッコ			
アフガニスタン			
合計	五五五、八九九		

(一〇)

サンフランシスコ両条約は、一一月一八日、ついに国会によつて承認され、わが国の批准手続きは終つた。

一一月二一日、日本平和推進国民会議は、つぎのような声明を発表した。

講和・安保両条約は、国民大衆の不信と反対を無視し、衆参両院におけるつよい反対にもかかわらず、強引に可決承認された。しかし、政府は両条約に対する国民の意志を問うための国会解散も、国民投票もおこなわなかつたのであるから、批准は国民の意志を真に代表するものではない。しかも、安保条約の重要な具体的とりきめは、すべてをこんごの行政協定に委ねられ、国会は白紙委任状に盲判を捺したにもひとしく、国民に対してゆるしがたきうらぎりをおこなつたものである。

伝えられるところによれば来はやくも再軍備問題が具体的日程にのぼせられるときく。ここにおいて、われわれは、再軍備反対・平和憲法擁護の運動をいよい

よ強化し、世界的軍備撤廃の先駆としてあくまで非武装をつらぬき、すべての交戦国と友好関係を恢復し、中立国として第三次大戦の危機克服に努力することこそ、日本の安全と国民の福祉をもたらす唯一の道であり、平和日本の名誉ある使命と確信する。また、総評はその中央機関紙上で、「再軍備反対について」批准後の闘争方針を示した（一二月七日号）。

ダレス特使の四度目の来訪の目的は、ほかならぬ日本再軍備のためにこそ、すなわち、ダレス構想のたつた一つのねらいどころであつた「対ソ戦における軍事基地としての日本、ありあまる人的資源の消耗」の第一歩を、名誉ある条約の名において、日本政府にもとめることにある。

両条約ならびに行政協定が批准されたからこそ公然たる軍隊、公然たる軍事費のための大増税、アメリカ軍の公然たる予備隊指揮権、軍需工業の徴発、ストライキ弾圧、賃金統制などが、おりかさなつて、労仂階級の頭上におおいかぶさつてくるわけであろう。

きたるべき通常国会は、はじめて、両条約がなにをもたらしたかを、全国民の眼前に明白にする機会となる。

そのもつともおそろしいのは巨大な軍事予算である。平和産業と中小企業をかえりみない軍需工業化への集中と、労仂組合運動弾圧の政策である。「涙をのんで」白青票を投じたり、「断腸のおもい」で白々票をいれたりした国会議員が、軍国主義に頭をさげた結果がどのように危険な役目をつとめたかを、全国民の前に証明するときがくるわけであろう。

全国の労仂者諸君、四たび来日するダレス特使の、いうところなすところを監視せよ。日本政府にもとめる軍事支配のおよぶところを暴露せよ。

（二）

一方、産別会議第四回拡大執行委員会（一二月五日―六日）は、「当面の闘争方針」のなかで、平和擁護運動について、つぎのように指示している。

このさい、とくに強調されなければならないのは、労仂組合とは別に、あらゆる職場に平和委員会を結成することの重要性である。労仂組合は、この職場平和委員会の結成とその活動を、全力をあげて援助する必要がある。

七月から八月にかけておこなわれた平和月間の闘争のなかで、いくつかの職場に平和委員会が生れた。しかし、これは講和投票や平和署名をやるための機関になつてしまい、その運動が終ると自然に解消してしまつたり、一部少数の特定の思想傾向をもつた人たちだけの集りになつてしまつているところが多い。また、組合幹部のなかには、組合として平和運動をやることをきめているのだから、別にそういう組織をつくる必要がないと考えているものや、組合の対策委員会の一つにしてこういう一時的な運動の組織や、かたよつたものではない。それは、あらゆる思想のちがいをのりこえて、平和をねがうすべてのひとびとを結集しなければならない。それには当然、非組合員である職制の人たちや、臨時工の人たちも参加しうるし、また参加させるように努力しなければならない。

最後に、一九五一年における、農民の平和擁護運動を、まとめて概観しておこう。

日農（統一派）は第五回大会において、平和運動が強力に展開されねばならぬことを強調、つぎの決議を行つた。

平和に関する決議

一、警察予備隊や軍需産業をやめて政府の努力が農業と平和的な産業の発展のために向けらるべきことを要求します。

二、再軍備強化のため電気、鉄道、郵便、肥料などが値上げされ逆にその犠牲として労仂賃金と米と食糧の価格がおさえられて不当に安いことに反対します。

三、全面講和を要求し講和後は全占領軍が徹退することを要求します。（以下略）

すでに一月一五日結成された全面講和愛国運動協議会に日農も参加したが「この運動の進展につれて農村が最も弱い面であることが明らかになつた」（第三回中委報告）。第三回中央委員会ではとくに再軍備と戦争政策に反対し平和を守る農民運動の必要性が強調されその中核として青年婦人運動の展開とその組織化が決定されたのである。前節でのべた常東、常総の民主青年同盟や各地青年団の動きは、ほとんどすべて平和を守る青年の運動であり、したがつて五大国条約締結の署名や単独講和反対の運動がその中心となつたことはいうまでもない。税金、供出に対する闘争も、「戦争のための課税と供出はいやだ」というスローガンのもとにたたかわれたところもある。どくに軍事基地のための土地取上げ反対の運動は、農民生活をまもり直接に再軍備に反対する平和闘争となり、本年度秋以来、この問題をめぐり、開拓団、農組の動きは注目される（第四章第二節参照）。土地接収問題と平和署名運動のむすびついてたたかわれた例として「農民運動資料」（第二八・二九合併号九ページ）はつぎのようにのべている。

「山梨県T村では、飛行場復活反対を叫んで農民は結集しており、『村を飛行場にするな』、『地力増進のための暗渠工事の国費による実施』を中心に模範的に統一選挙がおこなわれ、再軍備反対、全面講和の署名運動があわせてすすめられている。この村では、一部残つている滑走路に農民は自主的にクワを入れはじめており、東条時代の遺物である旧格納庫を、農民は自主的に破壊しようとさえしている」。

農村における平和集会は、まだ活潑とはいえないが、たとえば群馬県山陽村の「きけわだつみの声」の映画会に一、五〇〇名が動員され、平和懇談会がひらかれ、村会が「平和決議」をおこない、山口県加見村でも同様の集会ののち平和委員会がつくられたことなど、各地にその例を見ることができる。加見村の平和委員会はストックホルム・アピール、ベルリン・アッピールへの署名運動をおこない、演劇サークル、社会科学研究会を組織し、これをつうじて日農の組合員が増えている。

主体性派日農は五一年一月二四日「対日講和条約に関する日農の基本的態度」について声明し、その後社会党が講和問題に関する見解をめぐり紛争対立が生ずるにおよび、第五回大会で「われわれはいかなる戦争にも、いかなる再軍備にも反対である。平和三原則を唱える社会党が平和三原則についてひびが入ることはまことに残念である……」との緊急動議を可決し、具体的方針を執行部に一任した。その後、主体性派日農は平和推進国民会議に参加し、また九月二一日清沢委員長は講和、安保両条約は「日本民族の独立と平和をもたらすものではなく、却つて特定国家へのわが国の隷属化と戦争への途をひらき、国際国内独占資本の農民収奪を更に強化することは明らかである」として、両条約反対の態度を再確認して談話を発表した。

第二章　婦人運動

第一節　婦人の平和擁護運動

一九五一年もまた、労仂組合の婦人を中心に各階層の婦人が平和擁護運加に参加して、国際的な平和擁護運動に大きな役割をはたした。原爆で悲惨な体験をした日本婦人の声はいくたの声明、決議となつて、世界の戦争挑発者を攻撃した。

一、世界各国に対する婦人團体連名の請願

一九五〇年二月一八日に参議員会館で日本婦人有権者同盟、女子勤労連盟、中野平和婦人会、日本婦人平和懇談会、民主保育連盟、婦人民主クラブ、日本民主婦人協議会、全東京都生活協同組合連合会婦人部、交通図書協会等の代表一〇数名出席のもとに、本田良介氏から「最近の国際情勢の説明をきき「婦人の平和運動」について討論した。その結果、日本の婦人のねがいを世界の責任ある人々に聞いてもらうことが、第三次世界大戦を阻止する一つの運動であると、つぎの請願書を一九五一年一月一〇日、各国に発送した。

請願書

日本のあらゆる婦人のねがいをこめて、私どもはいま次のことをあなたにお願い申上げます。

一、人類を不幸と困苦におとしいれるしかない第三次世界大戦を阻止して下さい。

一、再び原子爆弾が使用されることに反対いたします。

最初に原爆の被害をうけた日本婦人の義務と責任をもつて、世界平和のための、あなたの最善の努力を祈ります。

一九五〇年一二月一八日

アメリカ大統領トルーマン様
英国首相アトリー様
ソヴエト同盟スターリン様
インド首相ネール様
国際連合事務総長リー様

二、芦田均氏に対する抗議

再軍備論者として有名な元首相芦田均氏は福知山市において、「本来なら再軍備のためには憲法改正が望ましいがそのためには国民投票によらねばならぬ、しかし戦争の悲劇をまざまざと体験した多くの婦人たちの反対は明らかなことで、投票の結果はおそらく敗れるだろう、そうした予想から憲法改正はある時期まで待つことが必要で、これにかえて、各政党が同一歩調をとり講和条約を受入れ国連支持のもとに軍備をもつことが必要である」（朝日新聞、一月一〇日）と講演した。この「あまりにも非常識、あまりにも封建的非立憲的な言葉」（婦人民主新聞、一月二八日）に対し、各界各層の婦人達は、一月二五日、つぎのような抗議をおこなつた。

抗議文

一月一〇日附朝日新聞掲載の貴方の福知山市における講演会記事を私達は読みました。それによると、貴方も言われる通りに戦争の悲劇をまざまざと体験して、再軍備に反対する多くの日本婦人の意志をじゆうりんし、貴方は日本の再軍備を肯定するのみならず、更にこの実施のために憲法をも侵犯しようとしていることを知りました。国民投票の結果は明らかに敗れるであろうから国連支持のもとに閣とり引をもつて軍備をつくるということはあまりにも国民を愚ろうし且つ国連をも汚辱するものであります。

私たちは貴方の余りにも非常識な、余りにも封建的な、余りにも非立憲的な思想に対し憤げきを覚え、軽蔑するものであります。この憲法は五年前に貴方が憲法改正委員長として、声涙と共に「天地神明にかけて感謝する」といつて作り上げたものであることを私たちは知つています。その責任者である貴方は早くもこれを自ら破り捨てようとしています。私たちはこのような無定見な政治家を信頼することは今後出来ません。

日本婦人は貴方にこの失言を広く国民の前に取り消すことを要求するものであります。

さらに日本婦人は平和のため日本の再軍備に反対し、全世界の国々と完全な講和条約が結ばれるよう貴方が活動してくれることを要求いたします。

一九五一年一月二五日

日本婦人平和懇談会、婦人民主クラブ、日本女子勤労連盟、民主保育連盟、中野平和婦人会、日本民主婦人協議会

芦田均殿

三、「講和に関する日本女性の希望条項」

一九五〇年六月二五日、「日本婦人の平和の希望条項」を手交して注目を集めたガントレット恒子、神代田野、平塚らいてう、野上弥生子、植村環の五婦人（本年鑑第二四集六五七ページ参照）はあらたに二月八日ダレスへ「講和に関する日本女性の希望条項」を手交した。

一、すべての国々を含む講和を、日本が戦争誘発の原因となる道を選んではならないと思います。

二、国連の軍事行動に協力することは出来ません。平和機構としての国連に期待します。軍事基地を特定国、或は国連に提携することは対立を激化します。

三、再軍備反対、日本のデモクラシーを破壊し、侵略主義へおいやり、世界の恐怖とうたがいを呼びもどします。

理想主義にみえるこれらの道がもつとも現実的な道であると思います。

一方、民主青年婦人団体連絡懇談会も「ダレス氏に訴う青年婦人平和大会」を開催し、つぎのことをダレスに要請することを決議した。

一、全面講和

二、中立による国連の安全保障

三、軍事基地提供反対

このほか、婦人有権者同盟や日本民主婦人協議会の代表も「日本の婦人たちは平和を願つています、どうぞ戦争にならぬように」という懇請文をもつてダレスを訪問した。

四、国際婦人デー

二月一日、ベルリンでおこなわれた国際民主婦人協議会の代表も「日本第三回評議会は、来る三月八日の国際婦人デーにたいし、各国にある国婦連の組織を通じ「今、世界の注目をひいている西独と日本の再軍備は、世界の平和を破壊するものとして、断乎反対しなければならない、特に婦人はその先頭に立つて闘うよう切望する」と呼びかけた。

このような世界の注目の中で、各地において、全面講和を闘いとるための婦人デーが準備された。

二月八日、東京産別会館では、民主婦人協議会を中心に各労仂組合、地域婦人団体が集り、国際婦人デー第一回中央準備会をひらいた。同日の会議で一九五一年の国際婦人デーは「戦争反対」、「全面講和」をかちとる国際婦人デーとし、中央では日比谷小音楽堂で集

会を開くことなど、つぎの六項目の方針を決定した。

一、今年の国際婦人デーは、戦争反対、全面講和をたたかいとる国際婦人デーとする。

二、地域の条件に応じてスローガンをつくり中央準備会にもちよる。

三、各地域では戦争準備の実状、生活の状態をしらべ、それぞれ交換する。

四、地域の婦人平和戦線をつくるよう準備会や集会を進める。

五、具体的活動をどうするか。

①講和投票を工場、職場、地域婦人、主婦によびかける（東京の目標を三〇万とする）。

②各地域、各工場ごとに一人一円カンパする（分会では婦人部員だけでなく、青年部にも協力してもらい、分会全体を対象として行う）東京では各区で一区最低千円を中央準備会に納める。

六、宣伝活動について

中央ではスローガンを入れた伝単と、国際婦人デーの名入りの全面講和投票用紙を三十万票つくる。

七、中央大会は三月八日、日比谷小音楽堂で一〇時から開催する。

このように準備されていた国際婦人デー中央大会にたいし、警視庁は、都条例を適用させ、これを禁止した。全商工、金属労組、民主保育連盟、婦人民主クラブ、日本民主婦人協議会の婦人約三〇〇名は、この不当な処置に対し、国会にあつまり、各党代表にあい、言論、集会の自由について抗議し、午後二時から衆院会館で各党代議士をかこみ、懇談会を開いた。婦人労働者からは、首切りや労働強化反対、日雇のおばさんからは就労手帳とりあげ反対と託児所の設置について、主婦からは物価の値上りと石まじりの外米反対の声があげられ、これらのことを実行させるためにも、まず全面講和でなければならないことが決議された。

五、婦人の日

総評加盟組合婦人部、民主青年婦人団体懇談会主催の「婦人の日」中央大会は四月一一日午後一時より東京読売ホールで開催された。

日本の民主化、世界の平和は民主的な婦人の力で築こうと集つた約一、〇〇〇名の婦人達は、つぎのスローガンと大会宣言を可決した。

スローガン

一、婦人の参政権を生かして明るい政治
二、働く婦人を守る労働三法の完全実施
三、全面講和で平和を守れ
四、夫や子供を失う再軍備反対
五、戦争を誘発するファシズム反対
六、地方議会に婦人を送れ
七、子供の幸福を守れ
八、婦人の地位の向上、母性の擁護
九、四月十日の婦人の日を祝日に

大会宣言

参政権をもつ今日の私達は過去の政治は盲目であり無謀な戦争に協力さえした愚を繰返してはならない義務と責任がある。

戦争の惨禍を身をもつて体験し敗戦国の悲哀を身に泌みて感じ文化国家の再建に苦闘する現在の私達は、地球上から戦争の悪魔を葬る事を熱望している。

二大国の対立する国際情勢や朝鮮問題が再び戦争の大きな不安

を与えている時、今こそ平和愛好の日本婦人の意志を強く政治に訴える時である。そしてそ大与の好機は四月下旬の地方選挙の時である。

民主的労組婦人部は、日本婦人の参政権行使の記念日の意義を本年はこの一点に集中して「婦人の日大会の宣言」とした。一方、全国繊維産業労仂組合ではこの婦人の日を国家的祝祭日にすることを、第三回年次大会で決議し、つぎの要請文を政府に提出した。

要請文

四月一〇日は日本の婦人が始めて参政権を得た意義深い日であると同時に国家的にも民主国家としての第一歩を踏み出した日でありますが、この意義を広く社会に徹底させますが、婦人の自覚と社会の認識を深める意味に於て国家の祝祭日としていただくことを強く要望いたします。

六、「日本平和婦人のつどい」結成のよびかけ

朝鮮戦争一週年を目前にひかえた六月上旬、日本民主婦人協議会（民婦協）は「日本平和婦人のつどい結成運務のよびかけ」として「平和のちかい」、「平和のつどい」（後掲）を発表し、平和を守るための具体的な行動方針を提唱した。

よびかけ

私たち日本の婦人は昭和二〇年八月に世界ではじめて原子ばくだんのギセイになり間もなく終戦の日を迎えたことを決して忘れません。

父や夫や子供を戦争で死なせ、子供と別れ、家を焼かれ、食物を探し求めたあの骨身をけずる苦労を私たちは忘れることはできません。

再び新らしい戦争の危険が迫つているとき私たち日本の婦人は

一人のこらず平和を守るために立上らないではいられません。

平和を守る婦人の広大な統一戦線をつくるため全日本の婦人につぎの平和運動をよびかけます。

平和のちかい

一、遠い親せきよりも近所といいます。私たちはどこの国とも仲よくなる全面講和をのぞみます。

二、どこの国ともゆききして産物をうりかいし平和なつきあいができることを望みます。

三、どこの国とも自由に学問文化をわかちあいお互いに学び合つてりつぱな国になることを望みます。

四、降伏のときの約束どおり、日本を監督する責任のある四大国（米ソ中英）が相談して、どこの国にも納得できる講和条約を作つて下さい。アメリカとだけ講和を結んで、日本に関係の深い中国やソ連と結ばないのでは安心ができません。

五、朝鮮の戦争はいますぐやめて、外国軍隊は引あげて下さい。理由は何であれ、他国の領土に軍隊を送ることを侵略だと考えます。

六、原子爆弾や細菌など人類も破滅させるような兵器を使わないで下さい。毒ガスが国際条約で禁止されているようにこれらの兵器の製造禁止を守らない国を戦犯としますす。

七、どこの国でも軍備をととのえるため莫大な予算をくんでいますす。これらはみんな国民の税金でまかなうのですから軍備をちじめるように相談して下さい。

八、日本が再軍備することに反対します。とまでピストルや鉄砲を買いこんでいるとしたら、近所の家は安心していられないではありませんか。

九、戦争のことを宣伝することはやめましょう。各国政府は戦争

を宣伝するものを罰する法律を作つて下さい。人殺しをすすめた人は法律で罰するのが当然です。

一〇、私たちは共産主義者がその思想で侵略するというバカげた考えを認めません。他の家の人が自分とちがつた話をし、ちがつた生活をしているからといつて戸をこわしたり、石を投げたりする人があれば人は誰でも馬鹿げたことだと考えるでせう。

一一、米、ソ、英、中、仏の五大国が相談して平和協定を結んでいれば、世界の平和を維持することができます。

一二、この五大国平和会議に加わらない国があれば、その国こそ侵略を考えている国だと認めます。

平和のしるべ

私たちは戦争の軍備が生活を破壊していることを知つていますす、生活を守るために闘う団結のなかに平和を守る力があることを信じて次の一「平和のしるべ」を行動の手びきといたします。

一、政府が一切の予算を戦争軍備に使わないようあらゆる方法でかん視しませう。

二、家族一人につき月一万以下の収入には税金をかけないで下さい。失業者、未亡人、不具者は免税にして下さい。

三、仂く人の住居、託児所、道路、子供のあそび場を政府は責任をもつて備えつけて下さい。

四、職安で仂く婦人の就労手帳取上げに反対します。

五、健康保険は今まで通りに扱つて下さい、病人はなおるまで国家で保護して下さい。

六、日本米の朝鮮送り反対、月に二〇日分の内地米の配給を保証して下さい。

七、国土をあげて戦争基地にするための電力開発に反対します。

電気料金の値上絶対反対。

八、米、水道、ガス、交通料金など、もうけを独りじめする大企業の料金値上反対、政府はすぐ物価を下げて下さい。

九、一人最低手取八、〇〇〇円の賃金を保証してください。

一〇、遅配賃金をすぐ支払つて下さい。経営費は、まず一番先に賃金を払つて下さい。

一一、予備隊志願に送りこむ失業をなくして下さい。夫や子供はやとい兵にはしない。

一二、主婦に有利な内職を世話して下さい。

一三、仂く婦人を奴隷と、パンパンにする植民地はいやだ。青年と力を合せて闘いましよう。

一四、婦人を職場えガンジガラメにしばりつける職制は売国奴の手先です、みんなの団体行動ではねかえそう、私たちのなかだけの相談会で応援しあつて強くなりませう。

一五、職制とグルになつている民同幹部は追い出して組合を労仂者のものにしませう。

一六、首切、職場轉換などのギセイ者を出さないように、サボやストの実力で犠牲者を守りぬこう。

一七、仂くなかまを殺す軍需品を作るな、送るな、政府に平和産業をおこさせましよう。

一八、軍事基地にするための土地取あげ反対、平和と村をまもりませう。

一九、米は引き合う値だんで買上げて下さい、強制供出反対、農家に飯米を確保して下さい。

二〇、肥料農機具を安く保証して下さい、強制供出反対、農

二一、子供をバカに育てる植民地教育反対、君カ代を唄わせないで下さい。

二二、内容のある学校給食を国の費用で支給して下さい。
二三、学童を街頭募金や工場動員にかりだすことはやめて下さい。
二四、先生の首切反対、待遇をよくしてよい先生を大ぜい学校へ来てもらうようにして下さい。
二五、ＰＴＡを仂く人のものにしましょう。

平和のつどい

私たちの一人一人では弱くて、戦争にかりだす力に押されてしまいます。しかし団結して力を統一すれば、私たちがうちかてないものはありません。平和を愛する人は組織に加わつて、必要な時には、一せいに同じ行動がとれるようにしてゆくために私たちは「平和のつどい」に集ります。

一、私たちは「平和のちかい」をとなり近所やあらゆる集りにもつていつて賛成者をひろめます。
二、「平和のちかい」のどれか一項目に賛成する人は集り「平和のつどい」を作りましょう。
三、「平和のつどい」は団体でも個人でも参加できます。参加した団体は自分たちの団体の活動をますます活発にやりながら「平和のつどい」をふやします。
四、「平和のつどい」は地域的に集つて、だんだん大きな「平和のつどい」にまとまり、日本中の婦人が手をつないで平和の輪をつくるようにいたします。
五、人種、宗教、年令、職業、政治上の考え方のちがいのすべてをこえて、私たちは平和のために手をつなぎ、世界の平和運動と提けいいたします。
六、ベルリン・アピール、講和投票をみんなで集め、署名運動決議運動を実行します。
七、私たちは各々の「平和のつどい」が「ちかい」や「しるべ」にみちびかれて、それぞれの婦人の要望をまとめ、政府や、その地域で人民の生活問題に責任のある人々に賛成を求めるうんどうを広めます。こうして、誰が平和の味方か誰が戦争をのぞんでいるかをすべての婦人がみきわめるようにいたします。
八、私たちは、平和と独立と、生活の安定を守るために「日本平和婦人のつどい」を作るために心をあわせ、力に応じて仂きます。みんなの経験を話しあい、応援しあつて、だんだん強くなります。
九、私たちは、平和の力を強くするために一人二円の基金あつめをいたします。

七、全日本青年婦人会議結成記念平和大会

「一九五〇年四月、労組青年部と文化団体の有志で組織されていた民主青年婦人連絡懇談会は七月三〇日全日本青年婦人会議として発足した」（総評、八月一七日）その結成記念平和大会を、終戦記念日の前八月一四日、総評参加の労組青年婦人部及び日農、日本平和婦人協会、青年文化集団の代表約一、〇〇〇名出席のもとに開催され、左の如きアピールと平和決議を行つた。

アピール

われわれの目指すものは青年婦人の社会的地位の向上、人間的成長であり、それらを妨ぎ未だ強く日本を支配している一切の古いものを変革する青年婦人の主体的な力の強固な確立である。それは直ちに実践を通じて政治に若々しい理想と使命を注ぎこむこのような青年婦人の力の結集と強い運動により日本の次代を輝かしく新しいものに発展させることが、われわれの目標である。さらに日本の青年婦人は、戦争に絶対に反対する。何故ならばわれわれが変革しようとする一切の古い勢力は、戦争の暗雲と危機の

中にその強力な復活と支配の力を凝集させ鋭い爪をといでいるからである。さらにまた現在の日本の青年婦人の運動は必ずしも次代の日本を輝かしく新しい日本に建設し得るものばかりではない、たとえば、一部極左分子により指導され組織されている運動は未だ残存せる力を糾合し再び日本を冷い戦争の一方の側に捲きこむべく精力的な運動を展開している。また他方に意識の遅れた地域青年団の多くは反動政府のお声がかりの下に旧ファシストの残党を指導者として急速に全国的な連合体を結成しこのまま放置すれば政府の反動的施策の有力な手先と化し去る恐れが強い。このように戦争を招来し暗黒をもたらす力は急速且つ強力に組織され動きつつある。これと斗い日本に平和と自由と正義をかちとるための結集もまた急速且つ強力になされなければならない。職場に田園に家庭に仂き、学園に学ぶ民主的青年婦人は、その使命の重大を痛感しここに全日本青年婦人会議に結集した、その旗幟は明らかにその熱情を激しくその理想への誇りは高い全日本青年婦人会議の旗の下に結集せよ！

平和決議

銃を手にしない青年の力と夫や子供を戦いにやらぬ婦人の熱情が偉大な平和へのとりでであることを信じ全日本青年婦人会議を結成した。私達はどんな理由があろうと戦争に日本を捲き添えにすることは断じて反対です、まして対日講和を戦争の手段にする意図はどんな国でも永久に日本の友ではありません。私達はあくまで中立を守り祖国と民族を救うあらゆる努力を誓います。

八、非武装平和日本を守るための共同声明

さきに講和にたいする要望をダレスに提出した、平塚らいてう、野上弥生子等を含む日本婦人平和協会、婦人有権者同盟、婦風会、大学婦人協会、民婦連、キリスト教青年会有志は八月一五日再び講和に対する共同声明を発表しその立場をあきらかにした。

一、憲法は戦争放棄、非武装の絶対平和主義をきめているが、これは戦争の犠牲によつて見いだしたもので、これを守りえないならば、国として生存の意義をうしない、精神的に崩壊をまぬかれない。

二、世界平和のため、アジア諸国は米ソいずれのブロックにもぞくさない第三勢力の中立地帯としてそだつことがのぞましい。インドによつて明らかに示されているこの線は、力よわくとも正しいのであつて、世界平和を目標とする日本もこの線以外ではありえない。

三、旧日本が侵略したアジアの国々にたいしては、当然賠償すべきで、経済力がないということは理由にならない。

四、再軍備、日米駐兵協定やその他の軍事協定は憲法の平和原則にもとつている。ソ連侵略の仮定にうつたえておこなわれることは、極東における両勢力の緊張をつよめ、戦争にみちびく機会をあたえるもので、武装による平和はあたらしい戦争の準備であることは、すでに人類が経験ずみのことである。国際連合を完全な平和機構にあらためつよめることで、平和と安全を保ちたい、日本や他の未加入国が国連に参加をみとめられることを希みます。

五、日米経済協力という言葉はまことに明るくたのもしいひびきをもつているが、アメリカの世界政策に同調、協力し、ぼう大な軍備拡張を手伝うものであるかぎり本質は軍事的なものであり、わたくしたちののぞむ平和産業の復興、アジア諸国と貿易の再開、大衆の生活水準がよくなることは期待できない。

九、批准反対全国青年婦人大会

全日本婦人の「戦争反対」、「全面講和」の叫びはついに聞き入れ

られず吉田政府は九月四日単独講和に調印した。全日本青年婦人会議は、一一月二七日、東京で「批准反対全国青年婦人大会」をひらき「サンフランシスコ条約は戦争のための条約であり、たとえ国家が批准してしまつても、私たちは全国民とともにこの条約反対のためにいつそう強く闘う」（炭労、一二月一日）ことを決議した。

一〇、婦人の平和擁護運動と社共両党

一九五一年一月、社会党婦人対策部代表者会議はつぎの平和決議を発表した。

社会党婦人対策部全国会議決議

全日本の婦人の皆さんへ

国際情勢の推移にともない、吉田内閣はその反動性を極度に露呈し再軍備問題を焦点として国際平和と対日講和にたいする把握をあやまり刻々に国内態勢も戦時的に強化しつつ一方的に世論の誘導につとめている。

このことはわたくしども婦人がこころから念願する世界の平和と民族の独立へのみちに逆行するものであり、あきらかに戦争介入への一段階となる危険をすらはらんでいる。ここにおいてファシズムの抬頭こそ全国民のもつとも警戒を要するところである。

母親はその愛する子を、妻はその夫を、ふたたびいずれの戦争の渦中にもおくつてはならない。

この決意のもとに全面講和、中立堅持、軍事基地提供反対の基本的態度を再確認するとともに戦争放棄の憲法をまもりぬくために、平和をもとめてやまぬ全日本の婦人の悲願を結集しさいごまで民族の独立のためにつよくたちあがることを期す。

この意味において再軍備にたいして絶対反対することを第二回全国婦人対策代表者会議の名において決議する。

一九五一年一月一八日

日本社会党、第二回全国婦人対策部代表者会議

決議

一、私達の平和運動は社会民主主義の立場にたち共産党のそれとは明らかに違う。私達は資本主義的帝国主義の奴隷たることも共産主義的侵略主義の走狗たることも欲しない。日本人自らの力をもつて独自な立場から世界平和に貢献せんとするものである。

二、再軍備反対斗争は平和運動の中心的斗争題目であり、運動を分散させないために集中的に展開しなければならない。第一着手として社会党婦人対策部が民主的労仂組合に協力を求め、労仂組合の婦人と提携して、再軍備反対の平和宣言を行う。その際出来るだけ多くの婦人団体、宗教団体、平和団体の婦人にも呼びかけ婦人平和対策委員会を設ける。その実行委員を通じて全国各地の運動を組織し、全国を北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、九州、四国の九ブロックに別ける。

三、再軍備反対斗争を日常斗争にひき下げ、講演会、討論会、座談会等を各地を各地で活発に催す。これと並行して街頭で平和バッチ等をうり、平和運動の基金をつのり、関心を昂め、その昂揚した世論が圧力をもつて目的貫徹に努める。また一方に於て世界全国の婦人団体、平和団体に呼びかけ、日本婦人の平和体制への挙国的要望を認識せしめる。

一方、共産党においては五月全国婦人政策会議をもち、「すべての階層の婦人達を含めた平和擁護運動は、労仂者婦人を中心に、婦人平和戦線めざして行動を統一することにある」と決定した。

両党とも「再軍備反対」、「全面講和」を主張し、それぞれ平和擁護のため広汎な活動を展開した。

第二節　子供を守る運動

一、児童憲章　児童の人身売買事件、年少労働者の労働強化、不就学児童、少年犯罪の増加等、年少者の問題が深刻になつている時厚生省が発起人となり児童憲章の制定を計画した。その後、文部、司法、労働、警察などの関係者があつまつて草案をつくり、五月五日「子供の日」に左の如き児童憲章を吉田首相自ら音頭をとつて宣言式を開いた。

児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一、すべての児童は心身ともに健やかにうまれ育てられ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また疾病と災害からまもられる。

四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすようにみちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶようにみちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。

六、すべての児童は、就学のみちを確保され、教育の施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がまたげられないように、十分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。

十一、すべての児童は身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として、人類の平和と文化に貢献するようにみちびかれる。

これにたいし、婦人民主新聞五月六日は、「児童憲章は大人の気やすめで子供に対して安あがりの贈物である、経済的裏付けのないものが、どれだけ効果をあげ得るか疑問である」と批判している。

二、国際子供デー　二月一日から五日までベルリンで開かれた国際民主婦人連盟第三評議会は六月一日の国際子供デーに対し、つぎのことを決議し世界の人々に訴えた。

一、戦争の脅威をのぞき、子供の生命を守り、軍備を縮少し、子供の健康と教育をまもるためにこどもの生活状態を改善するための予算をふやさせませう。学校で教える学科を民主化し、学校、こどもの出版物、映画、ラジオの戦争宣伝の中止を要求しませう。

二、一九五一年にこどもを守る国際会議を開くよう努力しませう。この会議の準備にこどもの問題ととりくみ、これに意味をつ

もち出して、社会的文化的科学的にいろいろ疑問をもつている個人や団体を参加させませう。この会議で「世界平和」の立場からこどもの教育と生命の保証のためにとられるいろいろのやり方が討論されるはずです。

三、会議の準備にあたつてくれるあなたの国の団体をすいせんして下さい。会議にみんなの心をむけるためにこどもの生活状態健康問題、教育問題についてのありとあらゆる要求を組織して下さい。こどもの状態を改善するために具体的にそして直接な運動を、あらゆる町、村、地方でおこして下さい。イタリヤ婦人同盟がしたようにこどもを守ることを議題にあなたの国で会議をひらいて下さい。（以下省略）

世界民主婦人連盟からの呼かけにこたえて日本でも六月一〇日、東京各区の子供会の代表が集りお話し会をした。子供会の組織についての報告や学校問題の給食、教育内容、寄附について討論し、さのことをきめた。

一、勉強がしたい。
二、新聞を出そう。
三、あそび場がほしい。
四、まずくて身体をこわしおまけに高い給食をやめて下さい。
五、先生は暴力をふるうのをやめて下さい。
六、ゲントウ機が安くかりられたり買えたりするようにして下さい。
七、寄附金を少く、できればなくして下さい。
八、給食の食器ばかり買わないで、楽器や運動用具を買つて下さい。
九、みんなで一緒に遠足にゆけるようにみんなが払える費用で。
一〇、みんな一緒に中学へあがれるようにして下さい。
一一、子供会をもつと沢山つくりませう。
一二、子供会はお互にやつたことを知らせ合いませう。
一三、立派な人になるために勉強をしたり、お父さんやお母さんがよろこんでくれることをしませう。そして戦争はいや、平和を守るためにいろいろなことをしましよう。
一四、このような沢山のお友達の集りを四カ月に一度もちませう、そしてその会をもつといいものにするためにうちあはせたり相談するための代表者の集りを月一度、日曜日にもちませう。

第三節　労働組合と婦人

一、不二コロンバンの闘争　一九五一年における婦人労働者の闘争として注目されたものに不二コロンバンの争議と三越の争議（本年鑑三越の争議参照）がある。

東京銀座にある喫茶店「不二コロンバン」は、一九五一年三月、労働強化に反対して一日ストを決行し、全員首切られた前例のある店である。その後あいかわらずの労働強化にたまりかねた女子従業員二三名が一〇月一三日、ついに労働組合をつくり、ホテル、レストラン従組連合会の応援を得て、つぎの要求を会社側に提出した。

一、休憩室を作つて下さい。
二、休憩時間を一時間下さい。
三、超過勤務手当を支払つて下さい。
四、月給制度にして昇給制度を作つて下さい。
五、全員に作業衣を支給して下さい。
六、馘首者を返して下さい。

組合などを全く無視した社長は早速、組合長、書記長、執行委員

長の三名を馘首し、それに反対した一二名も馘首した。この不当な処置にたいし、組合は二三日地労委へ提訴し、友好団体へこの真相を訴え積極的に闘争を行つた。年の瀬もせまつた一二月一二日、女子だけで組織されている組合は、五七日間の争議に勝利し、全員復帰することになつた。

二、生理休暇廃止反対運動　労仂法規改悪にともない生理休暇廃止の問題が表面にあらわれてきた。婦人が八割をしめる全繊維産業労仂組合はこの問題について、「日経連に結集した資本家側は、反動的自由党政府を縦横に駆使して、解放された婦人労仂者をまたもや搾取本位の職制の中に閉ぢこめ、再び封建的な資本主義の搾取を再現しようとする企図にほかならない」（全繊七月三〇日）と抗議した。全繊傘下鐘紡丸子支部では早速この問題を取上げ婦人組合員を対象に世論調査を行つた所、

廃止反対　九二・七%
廃止賛成　二・四%
不　明　四・九%

という結果がでた。又全官の農林、商工、特別調達庁、総理府統計局が中心となり「生理休暇とりあげ反対懇談会」を結成、九月一一日第一回会議をひらき、つぎの決定を行つた。

一、生理休暇反対の署名を各産業でとりあげよう、署名運動は最低の斗いだから、これを基礎にして基準法改悪反対斗争に発展させよう。

二、政府と国会に抗議することをきめたが、まず政令諮問委員会にあつめた署名をもつて抗議に行こう。

三、全日本青婦会議にも申入れ一緒にやろう。

四、全百貨の大会が一六、一七日の両日にわたつてひらかれる、婦人の多い全百貨の大会に申入れ共同斗争をきめてもらおう。

三、**婦人少年局廃止反対運動**　政府の行政機構の改革にからんで労仂省婦人少年局と厚生省児童局の廃止が問題となつてきた。これに対し「同局の廃止は婦人に対する反動攻勢のあらわれで、婦人参政権をも脅かすものである」（婦人民主新聞九月九日）として、九月五日参院会館で全日通、総同盟、全食品、東洋製罐、国鉄、全繊、総評婦人専門委員などの労組婦人が中心となり、一般婦人団体からは、大学婦人協会、婦人有権者同盟など、政党から各党婦人部代表があつまり、「婦人少年局および児童局廃止反対協議会」を結成し具体的な運動を起すことになつた。一方平塚らいてう、神近市子等著名婦人二五名も「婦人少年局存続拡充期成同盟」を結成し、存続拡充についての要請書を関係各方面に手交した。

このように労組、婦人団体、新聞などの世論が強く反映したため今回の整理は一人の馘首もなく存続ときまつた。労仂省婦人少年局長藤田タキ氏は、「おかげさまで一人のこらず残ることになりました。婦人少年局の仕事を理解していただけたことは嬉しいのですが今後の仕事ぶりが大切だと思います」（婦人民主新聞一〇月七日）とよろこびを語つた。

第四節　婦人団体の動向

四、婦人民主クラブ機関紙に対する批判　一九五〇年一二月、婦人民主クラブ（以下クラブ）北海道サッポロ支部は「婦人民主新聞は婦人の解放と日本民主化の為有害である」として講読取あつかいを中止した。その後、各地の分局においても同じ理由で取あつかい中止を申出た。そこでクラブは一月一四日、二〇日の両日臨時中央委員会を開きこの件につき討議した。この席上、民主婦人協議会（以下民婦協）幹事会からもサッポロ支部と同じ理由で現在の「婦人民主

新聞一は民婦協の準機関紙として役目を果せないから（これまで準機関紙として取あつかつてきた）紙面を刷新するためにいまの編纂部は全部やめてほしいとの申入れがあつた。これについて「賛否両論がはげしく対立し、結局、編纂部一新案は一八対一〇で否決」（婦人民主新聞三月一一日）された。ついでクラブは、民婦協、共産党は、それぞれに抗議文を提出した。これにたいして民婦協と共産党は、それぞれ回答を行つた。

婦人民主クラブ、民婦協に申入（要旨）

一、「婦民新」は戦争反対、全面講和への斗いに傍観的なため有害であつたことはない。

二、民婦協機関紙「平和婦人しんぶん」の取扱者が行つている不都合な行為につき速かな処置をとつて頂きたい。

三、「平和婦人しんぶん」の現在の方針は婦人戦線の分裂をきたす有害な作用をおこしているのでかえて頂きたい。職場婦人に重点をおいて、「婦民新」とていけいする方針をとつて頂きたい。

四、右の件につき懇談の機会を得たい。

民婦協の回答（要旨）

一、民婦協では現在の最も大切な仕事である婦人平和戦線の結成は仂く人々を中心とした斗いを土台にしなければならないという考え方のもとで、私達の新聞がどういうものでなければならないかを討論した結果、「婦民新」は、如何にして平和を斗いとるかに対して、徒らに議論を並べ、現在の苦しい生活を打開するためには力一杯の斗争以外に道はないにも拘らず、ブルジョア的な文化生活の夢を追うように編集され、したがつてしんけんに斗おうとする婦人に何ら方針をあたえていないので有害である。

二、民婦協の関係者が下部にいつて「婦民新はでていない」といつたとのことだか幹事会としてこうしたことは誰も一言も発言しておらずその責任をとる必要はない。

三、「平和婦人しんぶん」は労仂婦人向きなのに主婦の記事が多く、「婦民新」の対象とだぶついているといわれるが、労仂婦人と主婦とを分離することが意見の相違の根本的な原因である。職場婦人は自分だけでサークルや労仂組合の賃金斗争の中にいることはできず、物価高や税金や米の配給の問題などを直接身に感じ、生活を基礎にして斗つている。主婦たちは、夫や子供たちにおいしいものを食べたせたい、着せたいと願いながら労組の賃金斗争に大きな関心をよせ、誰が私たちを苦しめているかを知つている。職場の婦人と主婦との間に、意識の上で行動の上でどこに相違があるだろうか。

四、労仂婦人と主婦を分離し、また新聞のことだけを切離して考えるかぎりでは、貴中央委員会と当幹事会とだけ懇談しても話しあいがつかないことは今までの経過が示している。もし懇談するなら、支部のみなさんをたくさん呼んでいただきたい。今、最も重要なことは、生活としんけんに取組み斗つている人たちの中にはいつて、その人たちに学び、私たち自身斗うことである、行動によつてのみすべての問題は解決される。

（共産党に対する抗議文、および共産党からクラブへの回答は省略）

二、「平和婦人しんぶん」の発行禁止

民主婦人協議会中央機関紙「平和婦人しんぶん」は五月一八日、大橋法務総裁から、「労仂者」、「祖国と学問のために」、「新青年新聞」とともに無期限発行停止をうけた。

三、婦人少年局長藤田タキ氏に決定　婦人少年局長山川菊栄辞任

あと、寺本次官の事務取扱となつていたが、八月二二日、津田塾大学教授藤田タキが後任局長と決定、正式発令された。

四、婦人團体連合会の発足　電気料値上げ反対運動から東京都下婦人団体は「生活と平和を守る」ための組織的運動について検討を加えていたが九月七日、婦人団体連合会（婦団連）を結成することになつた。これは民間各種婦人団体の他に、労組婦人部も合流し現在二〇団体の参加をみている。役員は、会長山崎道子（参議院議員）、副会長芦田いま子（大田区婦人会地区協）、佐藤さかえ（日本平和婦人協会）。

五、婦人労仂協会発足　財団法人婦人労仂協会が二月二六日発足した。これは婦人労仂の研究・調査・出版等のほか、作業でけがをした婦人や未亡人の共同作業部、婦人労仂会館をつくることなどを目標としている。会長は全繊維、赤松婦人対策部長である。事務部は中央労仂学園内。

第三章　朝鮮人の運動

昨年六月、朝鮮において戦端が開かれ、日本が国連軍の前進基地としての役割を果すことを余儀なくされてから、日本の国内における朝鮮人の動きは一層鋭い監視の下におかれることとなつた。昨年末の神戸朝鮮人事件から今年度前半期にかけては、朝連の解散に始まる当局の一連の朝鮮人団体取締対策の継続および総仕上げの段階ともいうべく、これに対する朝鮮人団体の活動も、強制送還反対を中心とする抗議運動として受身のものらびに大衆運動の弾圧反対を中心とする抗議運動として受身のものとならざるをえなかつた。しかるに後半期より翌五二年に入つてはすでに実力で自らの生活を守る態度を明らかにし、朝鮮本国ならびに日本の勤労人民および世界の平和勢力を背景として権力と闘う力をもつことを事実で証明せんとした。この様な権力闘争の発展は労仂者・農民の闘争、あるいは学生青年運動においても次第に特徴的な様相をみせてきたが、闘い方の激しさと悲惨さとはおそらく朝鮮人の運動において最も早く最も大であつたのではなかろうか。

朝鮮人の本国強制送還、在日財産凍結などの圧迫に対し、前年末一二月二七日、在日朝鮮人統一民主戦線中央準備委員会ではつぎのような要旨の訴えを発表した。

朝鮮人民の勝利は不敗であり、侵略軍を掃滅する日もそう遠くないであろう。けれども帝国主義者どもは戦争拡大に一そう拍車をかけている。吉田の国連協力は日本人民に二重三重の犠牲を強い、このなかで在日朝鮮人はもつとも集中的に攻撃され、基本的人権、財産権など一切を奪いとられている。神戸、京都、大津、名古屋、仙台、東京、神奈川、大阪、浜松、九州などにおいて生活を守るために起上つた朝鮮人民大衆にたいして弾圧とテロを敢行した。この暴力にたいして勇敢にたたかつた愛国者を大量的に検挙し、日本共産党と朝鮮人にたいする集中的デマを作りあげ、はては在日朝鮮人にたいする本国強制送還、追放のポ政令までも準備するにいたつた。いまや日朝両人民の敵がだれであるかはすべての大衆に明かにされている。いまこそ共通の敵をアジアから追い出さねばならない。

一、日本を戦争に追込み、日朝両民族を仲間割れさせるための朝鮮人追放反対。

二、朝鮮は朝鮮人の手にまかせろ、侵略軍隊を祖国から追い出せ。

三、日本に住む権利と市民権を保障せよ。

四、日本を侵略基地にさせるな、全面講和を即時締結せよ。

五、食と仕事を保障せよ、民族教育の自主権をよこせ。
六、在日朝鮮人、中国人の財産凍結絶対反対。
七、民族の敵売国奴李承晩徒党を実力でつぶせ。
八、平和を守れ、原子兵器禁止、日本の再武装反対。
九、共通の敵を追い出すために日朝両人民は団結せよ。
十、祖国防衛と独立のために総ケッ起せよ。

運動は強制送還反対、生活保護などを中心に続けられ、これらの要求は「暴圧反対共闘」の形で自由労組、全逓、日農、民商のほか各労組、青婦団体、市民団体との提携で闘われ、神戸では先の神戸朝鮮人事件が「戦争準備に利用しようとする政府の陰謀である」との声明も発した。東京では強制送還、資産凍結問題で首相と法務総裁に抗議を行つた。小学、中学、高校生の間でも強制送還反対の署名運動が展開されており、朝鮮少年団を中心とする講和署名は記録的な票数を獲得した。女性同盟の活躍も朝連解散の後は中心的な組織としてめざましいものがあつた。

二月二八日、東京都北区上十条の朝鮮高・中学校は反米ビラ印刷元の容疑で一斉捜査をうけた。三月七日、同校で開かれた父兄大会には約三千の父兄が警官隊五〇〇の取囲む会場に集合し、「教材ノートを返せ」、「朝鮮人教師の差別待遇をやめろ」、「朝鮮人には朝鮮語を教えろ」、「朝鮮への強制送還、不当圧迫反対」、「日本人よ、外国の手先となつてたたかうな」、「全面講和で日本の独立、日本にアジア侵略の基地をつくるな」などを決議した。この間武装警官隊は二、五〇〇名という大量動員に及び、一方朝鮮人側も附近の各所で抗議集会を開き、少年少女までがこれに参加、最後に千名ずつに分れたデモ隊は革命歌を唱いつつ警戒網を突破、附近のP・D工場を中心に「朝鮮人を殺す武器を作るな」などと訴えた。この間の衝突で重軽傷六八、検束者二〇名を出した。

また三月一日、品川の朝鮮人第七小学校でも三・一記念の学芸会が催され、

一、全面講和、全占領軍の即時撤退
一、朝鮮への強制送還、資産凍結反対

の決議を行い、区役所と国会へ請願を行うことを決定した。この会にも武装警官が途中で乱入し、交渉の結果ことなきをえたが、閉会後代表は抗議を行つた。

三月三一日、浅草の繁華街で米兵二名の殺傷事件が起つた。当局は直ちに住民四〇数名を検挙、政府は一「北鮮系朝鮮人の集団暴行殺人」と称し、国会で強制送還をいそぐと言明した。これに対して共産党代議士らの現場調査を要請し、弾圧の口実であると抗議を行つた。

五月一一日からは日本人二名と朝鮮人一六名が「日本における米軍および日本警察に関する動向などの資料を集めた」との疑いで、いわゆる北鮮スパイ事件として軍事裁判にかけられた。被告たちはいずれも昨年八月から一一月まで行方不明となつていたもので、首の大きな番号札を被告達が撤回させたのに始まる公判闘争は注視を浴びたが、公判はその後非公開とされた。朝鮮解放救援会と労農救援会は共同して無罪釈放運動を展開、また対日理事会ソヴェト代表キスレンコ少将に会見し釈放に努力されるよう陳情した。

「祖国解放は平和闘争の強化以外にない」とする朝鮮人の決意は平和活動に大きな力を見せ、例えば都立朝鮮高・中学校で六月中に集めた平和投票約三〇万は全国総数の三分の一におよび世界的なものであつた。

こうして相つぐ圧迫に抗して闘いを続けた朝鮮人の運動は後期に入つていよいよぎりぎりの実力闘争に生命をかけることを余儀なくされた。何ゆえに朝鮮人として彼らがそう考えざるを得なかつた

か。つぎの訴えは単に出入国管理令反対のアピールとしてのみは読みとれないものがある。

日本国民に訴えます

一一月一日から恐ろしいことが起ろうとしております。

一一月一日から日本にいる六〇万の朝鮮人が、出入国管理令によつて一人残らず戦乱の南鮮に追放されようとしております。出入国管理令の規定によつて、病人、貧困者、失業者、浮動生活者外人登録違反者、政党および社会団体に関係のある者、その他日本の法律に違反した者、日本政府の利益にならない者——平和と民族独立のために活動する人は、一人残らず追放するばかりか、外務大臣の考え一つで何の理由もなしに強制追放することもできるのです。

そのために日本政府と李承晩韓国政府は、在日朝鮮人の絶対多数が韓国を反対し、統一した朝鮮人民共和国を支持しているにもかかわらず、一〇月二〇日から総司令部参加のもとに三者会談を開き、韓国々籍を一様に押しつけ、かれらの思うままにしようとしております。しかし国際法ばかりでなく日本憲法も、国籍をえらぶ自由は個人の意志にまかせているのです。

動乱のさ中にある南朝鮮に送られることは死を意味します。

結婚式当日、嫁をつれてくる男をつかまえて兵隊にするような南鮮では、日本から送られる男は釜山の港で一人残らず兵隊にもつてゆかれるでしょう。もしこれを拒否すれば、その場で「赤」といわれ銃殺されるのです。戦争のために町や村の九割までが灰となり、年より、女、子供がむしろ一枚をもつて、あの町、この村とさまよい歩く南朝鮮で、日本から帰る女や子供の生活がどうして保障されるでしょうか！　待つているのは飢えと寒さ、そして死ぬことしかないのです。これは決して誇張ではありません、南朝鮮の現実です。

政府はなぜこういうことをするのでしょうか。

近頃、政府や新聞、ラジオは何といつております。家が余り、日本人を南米まで移民しなくてもすむ、ヤミもなくなり、治安がたもたれ、日本は平和な国になるというのです。そして吉田首相も国会で堂々と「共産主義の撲滅」を強調し、今にも朝鮮、中国と戦争せんばかりの意気込です。

しかし何十万石の日本米、石炭が戦争のために南鮮に送られ、電気の大部分が軍隊と軍需工場で使われていることは、皆さんがよく知つているところです。にも拘らず政府はいろいろな手を使つて、日本国民を朝鮮、中国両民族にけしかけているのです。

講和と日米条約によつて、日本を再軍備すること、外国の戦争政策に協力することは日本政府の義務となりました。町ではすでに三〇万の日本義勇兵が、朝鮮に送られるというわさが飛んでおります。国民生活はいやがおうでも戦争のために犠牲をしいられております。

「和解と信頼、独立、自由世界への仲間入り」とは、日本国民を朝鮮、中国との戦争に参加させることなのです。

このためにこそ、日本政府は「外国軍は手を引け、朝鮮は朝鮮人に、日本は日本人に」と主張する在日朝鮮人を、まずかたずけようというのです。

アジアは二度と闘つてはならない。

朝鮮、中国は決して日本民族の敵ではありません。火事泥棒は他にいるのです。

朝鮮民族は日本国民と戦うことを欲しません。日本の青年が、外国製の武器を持つてわが祖国は侵すことを断じて拒絶します。

隣同志が仇になることは実に不幸なことです。
アジアは二度と戦ってはならないのです。そのために朝鮮の休戦が実現され、外国軍は朝鮮から手を引くべきです。それを成功させる鍵は実に日本国民の手中にあるのです。
在日朝鮮人の強制追放がもたらす結果は実に重大であります。朝鮮人は命をかけて闘うでしょう。アジアの諸民族が共に携え、共に栄える日の実現のために一層の勇気をもつて立上りましょう。

一、日本をアジアと戦わせる出入国管理令を撤回せよ。
一、日本国民と仲よくし、平和を愛する朝鮮人の強制追放反対。
一、国籍は個人の自由意志に、韓国々籍のおしつけ反対。
一、すぐ停戦し、朝鮮に平和を、外国軍隊は手を引け。
一、日本国民を戦争にまきこむ単独講和と安保条約の批准反対。
一、独立と平和を守るために、アジアの兄弟は手をにぎろう。

一九五一年一〇月

朝鮮人強制追放反対東京委員会

強制送還については人道的な立場から多くの反対の声がある。今一つ日本人の立場からする声明として悪法反対懇談会が六五名の文化人・各界代表の連名で発表したものを紹介する。

朝鮮人強制送還問題に関する声明書

今般政府は、出入国管理令の適用により、在日朝鮮人六四万人を韓国人として取扱い、その大多数の強制送還を実行せんと意図していると伝えられるが、これは不法も甚だしいものである。
第一に如何なる政府も、在留外国人にたいし、本人の意志に反し、特定の国籍を強要することはできない。朝鮮には現に二つの政府があり、在日朝鮮人の大多数は、朝鮮共和国の国籍を希望しており、韓国人たることを欲していない。韓国人たることを欲している朝鮮人を、韓国政府の請求によつて、これを引渡すことは、ある特殊の場合（例えば韓国の法律にふれた普通刑事犯人）には認められるが、この場合でも政治犯人は引渡さないのが、国際法の常識である。まして韓国人でない朝鮮人を韓国政府の請求に従つて引渡そうというのは、人権じゆうりんこれより甚だしきはない。
第二に、これらの朝鮮人は、いずれも禁を犯して不法入国してきた人々ではない。朝鮮が日本の植民地となつて以来の日本政府の政策により、低賃金の労働力として、日本に誘致されたものである。朝鮮が日本から解放された今日、これらの朝鮮人の大多数は祖国に帰り、その建設に参加することを希望している。不幸にして祖国には二つの政府ができ、自分の欲するところへ自由に帰ることができないでいるだけである。日本政府は、彼らの祖国帰還の道が開かれるまで、彼らの安全を保護してやる義務がある。
例えば今中国には、日本へは帰りたいが、講和が締結されないので、同地に残り、中国の建設に参加している日本人がたくさんいる。若し中国政府がこれらの日本人を勝手にフィリッピン人と認め、フィリッピンの労働力としてあるいは傭兵としてフィリッピンに引渡すようなことがあるとしたら、人は何というであろうか？　今、日本政府が朝鮮人にたいしてやろうとしていることは全くこれと同じである。政府はまた、在日五万の華僑にたいしても、同じく出入国管理令の適用により、彼らの望む以外の政府にこれを引渡そうとしていると伝えられる。日本政府は、祖国への帰還の道を断たれた数十万の外国人を保護しないばかりか、これをば、それらの人々を憎み、処罰しようとしている政府に引渡そうとしている。国際史上、かつてこれほど大きな犯罪の犯された

かつてペタンは、ヒットラーがフランスから数十万のユダヤ人を拉致してゆくのを黙認した。この黙認は大きな犯罪行為であつたが、今日日本政府は、単に黙認するのではなくて、積極的に協力しようとしているのである。このような犯罪が決して犯罪者にたいして罰なしですまないであろうということを政府に警告し、切にその反省を促すものである。

一九五一年一〇月二三日

悪法反対懇談会

後期の闘争に多くの注釈を加える必要はない。いくつかの闘いの形態を見るに止めよう。

一〇月二九日、福岡では在日朝鮮統一民主戦線主催の「強制送還反対闘争人民大会」をひらいた。この大会はウイロビー声明による禁止集会として福岡市警の中止勧告があつたが、これをけつて強行した。

愛知県半田・一宮両市ではドブロク密造摘発に端を発し、一二月一一日「出入国管理令による強制送還反対、定職を与えず不当に朝鮮人の取締りをするな」などの要求をもつた朝鮮人は二〇名から三〇〇名位の集団となつて市・区役所に押しかけ抗議要求を行つた。

一二月一六日、大阪府中河内郡巽町に集合した祖国防衛同盟、在阪民戦など朝鮮人六〇〇余は数班のデモ隊に分れて附近の特需工場を波状攻撃し、工場街に分散して警察の手の届かぬ中を工場内に入り一時生産を全く麻痺させた。

一二月一八日、滋賀県蒲生郡日野町で八〇名が自転車隊を組み強制送還反対デモを行つた。警官隊はピストルを発射して解散を命じた。

横浜、別府、岐阜、大分、富山などでも朝鮮人の闘いは大衆動員と組織力にものをいわせ、いずれも実力で警察力と対抗し要求を実現せんとする形態は共通したものとなつてきた。しかもこれが五二年に入るとこれらの闘争が朝鮮人だけではなく、日本人労働者、学生との提携へと発展し、さらに大規模な革命闘争としての性格すら帯びてくることとなる。

これら在日朝鮮人の闘う決意は一一月五日に祖国防衛東京委員会の名において発表された公開質問状「外国人強制追放に対しリッジウェイ並びに吉田政府に問う」から最もよくうかがい知ることができる。質問はポ政令三一九号による在日朝鮮人六〇万ならびに中国人民追放に関し、一、日本義勇兵三〇万を朝鮮に送り日本国民の犠牲の上に立つて朝鮮侵略を続けようとするものではないか、二、日本国民の闘いを朝鮮人排斥へと向けさせ侵略戦へ狩りたてようとするものではないか、三、李承晩と結んで同族相殺す肉弾に立たせようとする陰謀ではないか、四、食と住を奪い一八億の金をしぼろうとするファシズムをうちたてるものではないか、五、追放はファシズムをうちたてるものではないか、の五項目におよび、さらに語をついで、

> 娼婦の胸にも祖国愛がある。ましてや四〇年間のドレイ生活から、数千万の血と抗争で解放をかちとつたわが民族は、米国が侵略を続け、吉田政府がこれに協力する限り、鋼鉄の如き団結をもつて祖国防衛のために闘い、これを援護する日本国民との提携を強め、あえて追放を強行するならば力には力、血には血で抗争するであろう。これによつて生ずる一切の責任は貴官並びに貴政府にある。

とし、広く日本国民に公開する旨宣言すると共に、報道機関を通じての明確な返答を要求している。ここに見られる様に日本国民の解放闘争の一環として朝鮮人の闘争をとり上げている点はとくに注目すべき所であろう。

第五編　労農政党

第一章　社会党

第一節　第七回大会と平和運動の展開

第七回大会と四原則の確立　社会党の第七回大会は昨年春からの朝鮮戦争の転機、アメリカの非常事態宣言、そして急がれ出した日本の再武装、講和というごきの中で、とくに平和を愛する国民の注目を集めた。総評は大会を前にして、党の一本化、毅然たる講和方針を明示して、平和と独立をかちとれと申入れ、再建派でも、内輪もめせず一致団結して日本民族の要望に答えよと訴えた。

大会に先立つて、一月一七・一八の両日青年部の全国代表者会議が開かれ、全面講和、軍事基地提供反対、中立堅持の三原則が基本方針として確認され、「日本の青年はいかなる戦争にも断固反対し再び兵士になることをあくまで拒否する」との方針のもとに満場一致で、再軍備に反対し、徹底的に闘う旨の再軍備反対決議を行つた。

大会は一月一九日から三日間、早大大隈講堂に代議員三五〇名が参集して開かれ、平和三原則の確認、再軍備反対決議案を可決し、役員改選をもつて幕をとじた。大会は、大衆の圧力の前に右派の横やりを封じ予定通り進められたが、二日目に「外交方針テーゼ」が右派から出されると共に大きく論議が沸とうした。これは右派の持論――①全面講和は理想論で情勢により単独講和やむなし、②西欧陣営に組する以上中立はない、③共産勢力の「侵略」に対抗する自衛権の確立――から割出された外交方針であつて「三原則は認めるが、この具体化のためには自衛防衛態勢が必要であり、三原則にふくみをもたせよ」という提案であつた。これに対して左派からあくまで三原則、再軍備反対を主張する「再軍備反対決議案」が出され一括討議に附して賛否両論が展開された。その後この二つの案は運動方針委員会に付託され、外交方針テーゼは否決された。このテーゼは再び三日目の本会議にもち出され、右派の西村栄一、左派の山花秀雄の代表演説があつて票決に入り、一二四二対八一で否決された。

この大会で決定された議案ならびに役員は次の通りであるが、大会を終るに当つて、鈴木委員長は「決定された方針を死をとしても守りぬく決意であることを誓う」とのべ、とくに「青年よ銃をとるな」とあいさつした。

新役員

最高顧問　片山　哲

顧　問　松岡駒吉、杉山元治郎
委員長　鈴木茂三郎
書記長　浅沼稲次郎
会　計　下条　恭平
〔中央執行委員〕
木下源吾、金子洋文、稲村順三、加藤勘十、原彪、武藤運十郎、赤松勇、松原喜之次、田中織之進、和田博雄、内村清次、佐多忠隆、野溝勝、勝間田清一、大柴滋夫、山崎道子、川俣清音、三宅正一、棚橋小虎、松沢兼人、鈴木義男、波多野鼎、水谷長三郎、菊川忠雄、曾禰益、中崎敏、加藤鐐造、西村栄一、伊藤卯四郎、川島金次
大会スローガン
一、平和、独立、生活権の確立、戦争反対。
二、平和三原則、講和五原則の確保。
三、国会自主権の獲得と基本的人権の擁護。
四、完全雇傭、経済自立四カ年計画の実現、貿易自主権の獲得。
五、最低賃金制、九七ベースの確保、年一千億の社会保障。
六、大衆課税の徹底的軽減、平衡交付金の増額。
七、農地改革の打切り反対、山林原野の解放、米価五、八〇〇円
八、民主的労仂戦線の統一強化で資本攻勢の突破。
九、党組織の拡大強化と財政との結合。
十、地方選挙を通じて吉田内閣の打倒。

提出議案

一、経済自立完全雇傭四カ年計画第四次案の件　二、昭和二六年度予算批判並に党の基本的態度の件　三、給与ベース改訂並びに最低賃金制確立の件　四、社会保障制度確立に関する件　五、労仂関係法規改正の件　六、税制改革に関する件　七、緊急労仂対策の件　八、緊急農業政策確立の件　九、中小企業振興対策の件　一〇、新農村建設運動に関する件　一一、コミスコ会費納入に関する件　一二、地方選挙対策方針に関する件　一三、婦人対策強化に関する件　一四、国会解散要求国民運動展開の件　一五、二六年度組織活動方針書決定の件　一六、文化政策確立に関する件　一七、平和省創設の要請に関する件　一八、スローガン

一九五一年度運動方針（要旨）

第一、一九五一年の基本的課題

内外の客観情勢の分析によつて「一九五一年こそ民族の禍福の岐れる年であり、わが社会党の試練の年であることが明白となつた」。……（中略）……よつて五一年のわが党の任務は「行動的社会民主主義政党として、その主体性を確立し広く勤労階級を結集して日本の独立と平和を守り、民主主義を擁護し、日本経済の自立と全勤労階級の生活安定を斗いとることにある。而してこれら一切の斗争は集中して地方選挙の勝利、反動吉田内閣打倒、国会解散に結集しなければならぬ」。

一、独立と平和

講和三原則、平和五原則、外交方針決議に則り、外にあつては国際社会民主主義勢力との結合とインドを中心とするアジア民族運動との提携を強化し、内にあつては民主的勤労階級を広範に結集して、日本民族の完全なる独立と平和を守り、平和のための国連による日本の安全保障を確立し、進んで国際平和に協力する。

二、暴力とファシズムと斗い民主主義を擁護する。

1、反動政府に反対し、更に国際情勢に便乗する戦争挑発者やファシズム勢力と斗う。

2、反動攻勢を誘致し、暴力革命を醸成する共産党の戦略戦術と斗う。

3、労仂者の団結権、団交権、罷業権及び政治活動の自由を回復し労仂組合の自主性を守る。

三、日本経済の自立を達成し、勤労階級の生活を守る。

1、新経済政策四カ年計画に則り、完全雇傭と文化的にして健康的な生活水準を保障する日本経済の自立と強化を期す。

2、独占金融資本の支配を通じて資本主義復興を図る財政金融政策に反対し、経済を民主化し、中小企業、農業並びに漁業の振興を図り、労仂者の生活を守る。

3、社会保障制度を確立する。

四、労仂者農民及中小商工業者の組織の拡大強化並びに文化的諸団体との積極的提携をなす。

民主的勤労階級との広範なる結合を期待し、労仂組合に於ては総評の中央地方を通じる拡大と統一をし、農民組合に於てはその戦線の統一と強化を、中小企業者にあつてはその組織化を強力に支持し、更に文化的諸団体との積極的提携をなす。

五、党の主体性の確立、地方選挙の勝利、国会解散。

民主的方法によつて、社会主義革命を遂行する真に階級的大衆政党としての党の主体性を確立するため、勤労階級の大量入党を促進し、斗争体制を整備し、訓練と規律を強化し、能率的運営と財政確立を図る。而して本年行われる地方選挙には絶対勝たねばならぬと共に吉田反動内閣を打倒し、国会解散をかちとらねばならぬ。

第二、どうやつて斗うか。

第一の重点は平和への斗争である。これにはまず党員自身の強化をはかり、斗う中核を確立する。次にこの斗いの中心を民主的労仂組合の不動の態度を確保し、国民の中にしつかりとした根を下させる。このため平和のための国民運動の組織を確立することが必要であり、単なる演説会に終つてはならない。さらに各種団体への仂きかけを強化する。とくに青年、婦人部の活動が要望される。

第二の重点は国会自主権の獲得からはじまる日本の独立のための斗いである。「反動政治のファッショ的暴挙及びそれを制約しているドッジ予算や税制改革に対して国会が無力であるという意識は広汎な国民一般にしみこんでおり、しかもこれは国民の民主主義政治に対する無関心又は不信頼及び無気力の源泉となつていることは今や明らかな事実となりつつある。それは民主主義の危機であり、極左右の暴力独裁政治の温床である。我々は民主主義を守るために、勇敢に国会の自主権の獲得がはじまつて世界人権宣言及び憲法に保障された基本的人権のための斗争をあらゆるかたちで展開すべきである」。このさい「我々は共産党の反米斗争のための独立運動と所謂平和独立斗争を明確に峻別すべきである」。

第三の重点は国民の生活権擁護のための斗争である。この斗争を通じ我党の自立経済と民主化の諸政策を大衆のなかに浸透せしめ、野党連合や、大衆斗争との結合を通じて、少しでも多く勤労大衆の要求をかちとることが前にのべた二つの斗争の基礎となるものである。この日常斗争を通じてのみおれた大衆を組織化しうる。またこの斗いは「単なる物とり主義に終るものではなく」、「どうしても政治的な斗争に発展せざるを得ないということを見きわめると同時に大衆に説明し、党の政治性を大きく出し、党の組織拡大と同時に広汎な大衆を平和、独立、民主々義確保のための組織にかためることが必要である」。　そ　故、次の諸政策を強く主張すべきである。

(1)　完全雇傭と文化的にして健康的生活水準を保障する自立経済こそ、日本の政治的独立を経済的に裏付ける日本の独立のため

のものであり、勤労階級の参加と協力が約束される。

(2) 金融資本の確立とその独裁政治こそ生活不安、社会不安の根源であり、経済を民主化し、すべての国民に平等で最底生活を保障することこそ、平和と共存への途である。そのための消極デフレ政策の打開を主張し、社会保障制度の確立を要求する。

(3) 食糧の一割増産、造船、電力、総合的国土開発、工業の拡充と近代化、貿易の拡大就中輸入確保とアジア貿易の振興で経済自立を達成する。従つて我々は新経済政策四カ年計画を発表し、積極的な建設経済の轉換と、二六年度予算の徹底的修正を要求し中共その他アジア諸国との貿易再開を要求する。

(4) 労仂者が安心して仂ける最底生活確保のためには
▽労仂組合活動の自由を確保するために、労仂関係法規を徹底的に改正する。▽最低賃金制、新給与ベースの確保、人事院勧告八〇五八円を内払として即時実施、国鉄裁定の完全実施。▽特需による超過利潤を労仂者へ、資本家的首切り、労仂強化反対、臨時工の身分保証と本工へのくり入れ、労仂基準法の厳守。▽国土開発と産業復興による完全雇傭、失業対策費の増額、輪番制の廃止。

(5) 税金の徹底的軽減のために、
▽累進課税のため大衆課税の徹底的軽減、課税の適正化、税務行政の民主化、基礎控除四万円、扶養控除三万円。▽平衡交付金の増額、勤労者の均等割撤廃、所得税の軽減、大資本に対する資産制の復活等による地方財政の軽減、確立。

(6) 未帰還者の引揚促進のための国民運動展開並びに留守遺家族援護の予算化、未亡人の保護。

(7) 農村と中小企業者のために
▽農民組合法及び中小企業者団体法の制定。▽見返り資金、予金部資金を中小企業と農民へ、農業一割増産のための国家資金一千億の融資、農地改革の徹底、薪炭採草地の解放、土地改良と治水治山の統一的実施、肥料価格を安くして配給を確保せよ、二重価格制度の実施による米価五、八〇〇円の実施、企業組合員に対する個人事業所得税反対。

(8) 沿岸小漁業の保護と遠洋漁業の自由。

第四の重点は四月に行われる地方選挙に圧倒的勝利を得ることである。（以下略）

第五の重点は反動吉田内閣を打倒し、国会を解散せしむることである。

第三、斗争体制の拡大強化

(1) 労仂組合の強化、総評への積極的支持

一九五一年に於て平和と独立と、その経済的基盤たる経済自立のための生活安定の斗いには可能なかぎり広汎な勤労大衆の動員を不可欠なものにしている。この勤労大衆の奮起は、労仂者のみつ起によつてのみなされるのである。しかし労仂者の最も基礎的な、そして端初的、大衆的組織は労仂組合であるから、わが党の任務を遂行しうるか否かは、労仂組合の協力をかちうるかどうかにかかつているといつても過言ではない。もとより労仂組合は、直接的には高度の政治目標をその目標とするものではない。だが労仂組合の斗争は客観的には職場的利害と直接結びついた政治的斗争へと発展し、さらに資本主義を支えている政権そのものとの全面的政治斗争へと発展する第一歩だということができる。しかし労仂組合そのものとしては資本主義政権との全面斗争という高度の政治斗争の機関たりえない。かかる斗争こそ我党の任務である。ここに於て我が党は常に労仂組合のこの端初的な経済的、政治的要求と緊密に結びつき、組合員が日常斗争を通じてその政治意識を高度化するよう、労仂組合と協力し労仂組合の機構を、労

仂組合員がその政治意識を高度化するに適するようにすることが必要である。組合の斗争が、多かれ少かれ政治性をもたざるを得なくなつた今日早くも斗争限界に逢着せざるをえなくなつた。これを突破する第一歩として、

(イ) 日本共産党のフラク活動による労仂組合の共産党への従属化に反対し、日本共産党の外部団体としての機械的産業別、企業別全国組織の解消。

(ロ) 民主的労仂組合の結成から民主的労仂組合を統一する総評に一歩前進し、この総評参加の諸組合を企業別労仂組合の連合体から産業別評議会にまで再編成しなければならなくなつているばかりでなく、その地方組織として地方評議会を確立しなければならないであろう。

その際最も大きな障碍は、労仂組合運動が日本共産党の機械的支配に抗議する立場がなされた政党中立の態度をとつたことから生じた階級的な立場からみた政治的無関心の傾向である。これはいまや組合内にいまだ無力ではあるがファショ的傾向をすら萌芽させている。

(2) 農民組合の戦線統一

労仂者階級についで、われわれが国民大衆動員の基盤としなければならないものは農民層である。……(中略)……わが党は農民組合と共に農民組合法の制定を通じて民主的農民組合戦線の統一に協力することが刻下の急務としなければならない。そのため党は直接部落内に党の農民支部を確立し、この下からの基礎の確立によつて広い農民斗争を展開し、さらに、広汎なしかも斗える(党の筋金の入つた)農民戦線の連合体組織に日農、全農を再編成強化することが必要である。この斗争のかなめは保守勢力の最も強い政治経済及び社会的支柱である農協の民主化とその主導権を確保することにおいて保守勢力の土台をほりくずして勤労耕作農民の信頼を深くかく得することである。このことはまた漁民層についても言えることである。さらに地方権力に対する斗争に農民をできるだけ広汎に動員することが必要であるが、その際とくに労仂組合との連繋をすること。

(3) 中小企業者及びインテリの組織化 (略)

(4) 主体性の確立 (略)

外交方針に関する決議 (要旨)

一、講和問題については

(1) 第五回および第六回大会決定の「講和問題に対する態度に関する件」に示された左の基本的態度を確認する。

(イ) 講和と安全保障は国民の安危を決する重大問題であり、また複雑微妙な国際情勢の下に行われることであるからあくまで慎重かつ厳粛な態度でのぞむこと。

(ロ) われわれは極東委員会一三カ国との全面講和をつよく要望し、東西両陣営の武装対立に処して、平和日本は一方との軍事提携(軍事基地提供を含む)を行うべきでなく、自主的な中立外交を方針とすべきである。

(ハ) 講和後の安全保障は国連の集団保障に求める。その際日本憲法の特殊性が認められることを要請すること。

(ニ) 極右極左の全体主義を排し、民主々義を守るため国連、コミスコおよび国際自由労連を支持しこれらの平和的民主勢力との協力を強化すること。

(ホ) 講和を迎える国内体制としては総選挙を要求し、挙国内閣に反対する。

(2) 昨年度中に決定の「講和条約の内容に対するわが党の要

望」及び「国連支持に関する我党の態度」を承認し、これにもとづく講和の実現、平和の確保。

二、「世界の平和機構たる国際連合」を支持し、加入して「積極的に協力」する。

三、世界危機の解消は、社会主義によるほかはないとの信念を堅持する。とくに「平和と社会主義」に関する一九五〇年六月三日のコミスコ決議の支持。

四、アジア共栄圏思想を排するとともにインド、その他の自由なアジア民族との提携により、アジアの平和独立と世界平和に貢献を期する。朝鮮民族統一と民主的平和国家の地位の確立を希望すること。

再軍備に反対する決議

主文　われわれは日本の再軍備に反対する、右決議する。

決議理由

一、再軍備と自衛権を混同せず、冷静に区分して考えねばならぬ。朝鮮事変の重大化に伴つて、日本の安全をどうするか、という問題が国の内外から盛に論議されて来た。そして典型的には芦田前総理の様に、緊迫した国際情勢に処して日本も直ちに再武装すべしと主張するものが出て来た。そしてそれ等の再武装論者が新憲法の精神との矛盾を発見するや、必ず理由とする所は、われわれは新憲法といえども「自衛権」そのもの迄も否定しているのではないから、自衛のための再武装は違憲ならずと主張したり、又再武装は違憲であるとしても、自衛権はのこつているのであるから憲法を改正しても再武装を図らねばならぬと主張するのが例のようである。われわれは勿論、日本の自主権そのものは厳存しているとの見解に立つ。そしてこの事は法的にそうであるようにそしてこの事は法的にそうであるように日本の独立を信じている日本人凡てが承認し、又希望するところの国民感情であると思う。しかしながら問題は自衛権が直ちに再武装であるという事を意味しない。又かく考えることは極めて危険である。寧ろ今日の国際情勢下にあつてはこの二つを厳密に区分して考える必要がある。それは何故であるか。

(イ)　今日国際的な意味で理解される日本の再武装と、日本の自衛のための再武装とは一応別個のものとして考える必要があるからである。即ち国際的規模に於て力説される日本の再武装は、朝鮮戦争を具体的契機として生れたもので、西欧即ち北太西洋軍事同盟参加国を中心とするブラッセル会議の結論として西ドイツの再軍備に対応する所のアジア再軍備の一環として、日本再軍備が考えられているものである。故に今日の再軍備はアリューシャンからフィリッピンに至る防衛戦線確保のための再軍備と理解すべきである。乍然、極めて常識的な国民感情としてのもう一つの再軍備論は、日本をどうするかという純粋な意味での自衛権から出発したものであつて、国際的意味での再軍備と、日本の自衛的意味での再軍備とを混同すると、結果に於て重大な過誤をおかす事になる。

(ロ)　従つて、再軍備の場合にも具体的な次の二つの形態が存在する。

(1)　第一の場合は、日本が国防省乃至参謀本部を持ち、最高司令官以下の人事権は完全に日本政府の下にある。軍はその装備についても何等の制限を受けない。軍は日本政府の予算によつて賄われる。そして軍は日本政府の命令によつてのみ行動する。例えば日本軍が他国の軍隊又は国連軍と共同の軍事行動をとる場合（連合軍に参加する場合等）にも、日本軍よりその連合軍最高司令部に参加し、平等の発言権を持つと同時にその決定に対しては拒否権乃至引揚権を有する。

(2) 第二の場合は凡て第一の場合と反対である。最近伝えられる西独再武装案の例の様に歩兵だけが認められ五千人を単位として米英仏軍中に混入され全く米英仏軍中の一部としてその指揮の下に軍事行動をする。その名目が所謂傭兵であると否とを問わず、要するに国の軍隊としての独自性がない。

右の両種の再軍備の中第一種のものは日本の自衛権に中心が置かれたものであるが、国際的な四囲の情勢から見て今日到底許される筈がなく、第二種のものに就いてはたとえ許されるとしても屈辱極まるもので日本人として反対しない者はあるまい。西ドイツのシュマッハが強力に反対している所の西ドイツ再軍備も、又最近芦田前総理が「日本は地上軍だけで海軍空軍はアメリカのそれによつて護られれば良い」という再軍備論も、或は外誌に屢々伝えられる地上軍のみの再軍備を日本に許し、参謀本部や司令部の設定は日本軍には許さないといつた様な再軍備は何れも(2)に属するものであつて、而も西欧陣営から日本に要求されて来る日本再軍備論と見て誤りないであろう。

(ハ) 最後に、再軍備が西欧側から要請されたものとしても之は日本の自衛権を主張する絶好の機会であるからこの機運を利用して日本の再軍備を図るべきであるとか、西欧自体と日本とは対共産主義防衛に於て一致しているのであるからこの機会に日本の再軍備を図つて些かも不思議はないとか、西欧側の要請と日本の自衛権とを一致せしめて考える考え方も存在している事は否定できない。勿論、この議論はミイラ採りがミイラになる重大な危険を伴う事を忘れたものであつて、少くとも日本の対等の権利が国際的に認められず、自由なる意志の表明が不可能なる現在に於て、之を主張することは国際情勢を甘く見た重大なる誤りというべきである。

二、日本の再軍備は第三次世界大戦に引き込まれる危険を持つている。

再軍備が純粋な意味を自衛として編成されるものであるという見解は、前述の如く全く空観念論であつて寧ろ本質は中ソを対象とした西欧陣営の東西に互る再軍備計画及び西欧の集団的軍事同盟に直接参加することを意味するものであるから、日本の再軍備は直ちに戦争参加を決定する事を意味する。又、われわれが既に決定した、参戦の義務を伴わない国連による安全保障を求めるという重大な中立的態度を放棄して参戦による一方的国連への協力を決定づける事を意味する。従つて日本が三たび戦争に参加する事を決定する様な日本再武装論には到底賛成する事は出来ない。

三、日本を再武装すれば又反動勢力の武器となる怖れがある。

資本主義制度の下における軍隊は必然的に資本主義を擁護し、支配階級たる資本家の番犬となり、勤労階級弾圧の強力な武器となる事は明瞭である。軍隊の存在は勤労者の自由と生活とを奪い社会主義革命の成就にとつて大きな障碍となる事は疑いない。況や未だ民主化の程度が極めて低く個人の自覚の少い日本にあつては予備隊志願者の例にも見られる知く好戦的風潮が未だ消えず、この間に再起を狙う旧職業軍人、右翼浪人、被追放者等がばつこし煽動的ニュースは更に之に拍車をかけている。資本主義政党の無為無策、腐敗堕落は之に輪をかけて国民をして議会政治に失望せしめ再びファシズムが抬頭せんとする兆さへある。この様な情勢の下に於て現在の政治体制の下にある限り再軍備が独裁的軍閥ファショ政治の再現を来さないと何人が確信し得ようか。右の事情は前述の二種の再軍備に共通の事であるが、更に第二の場合に於て徒らに日本民族の生命を他国に委ねて無益に消耗する事は到底われわれの承認し得ない所である。

四、日本の再軍備は国民に重税を負わしめ復興途上の国民生活を破壊する怖れがある。

敗戦下の勤労大衆は未曾有の重税に喘ぎ乍らあえて今日迄生活を支えてきた。催が警察予備隊七万五千人を養成するだけでも二百億を必要とするのであるから数十万人の軍隊に不充分な装備を施すとしても恐らく予備隊の十数倍あるいは数十倍の費用を要するであろう。従つてそれだけ更に国民の負担は人的に物的に増大する。そこである者は終戦処理費を削減してこの費用に当てるならば可能であるというかもしれない。乍然、われわれ日本人は敗戦の当然の義務として今日迄年々千数百億円の終戦処理費をあえて負担して来たものであつて占領状態の終了と共に或は之を減税にあてるか或は之を生産的投資に振り向けて日本経済の復興の資本にする為に強き希望を持ち続けて来たものである。六千数百億の一般会計に占むる千数百億の非生産的支出は敗戦という異常なる条件の下に於てのみ認容せられる所のものである。従つて之を再び軍備の為に支出せんとするが如き議論は財政をわきまえざる暴論というべきである。尚資本と同様に資材に就ても同様の事が云い得る。即ち再軍備がどの程度行われるかは別として生活復興及び輸出に事欠く原料資材の現状に於て更に輸入が著しく困難になりつつあるのであるから、相当量の現材料を非生産的な軍備に充当する事は、それだけ復興や輸出を困難にするのみならず、その達成を遅延せしめ国民生活を著しく引下げる結果となる。

五、日本の再軍備は全面講和を不可能にする怖れがある。

日本再武装の問題を講和前に於て云々する事は只にその必要がない許りでなく、講和、就中全面講和に対して甚だ有害である。我々は極東委員会十三カ国と全面講和を強く望んでいるのであるが、極東委員会十三カ国の中ソ連は勿論、中国、イギリス、フィリッピン、インド、オーストラリア、等の多数の国が日本侵略主義の復活を恐れて日本の再軍備に反対するか或は制限せんとしている際、日本自ら再軍備を主張する事はとりも直さず全面講和を一層困難にする事と云わねばならない。講和前に於て吾々が再軍備論に対して特に慎重でなければならない所以はここにある。

六、日本の再軍備は少くとも今日の状態に於ては憲法上或は国際法上不可能である。

(イ) 憲法改正によつて再軍備を行おうという説があるがそれは法律上は不可能である。戦争放棄・軍備の廃止を規定する第九条は主権在民を規定する第一条と共に新憲法の根幹中枢をなすものである。之を削除変更する事は（憲法の解釈論としては）改正の限界外にあり不可能である。それは何等かの方法による謂わば一種の革命によつてなされ得る事が考えられるにすぎない。然し我々は正義と秩序が国際社会の基調たる事を確信し諸国民の公正と信義に信頼して主権在民を守ると同様戦争放棄をも守り抜かねばならない。

(ロ) 日本の再武装は国内法上憲法違反であるのみならず、より上位法たる国際法に違反する。ポツダム宣言及び降伏文書は日本軍の完全武装解除と軍需産業の根本的禁止とを定めているのである。たとえ再軍備の為に国内法上合法的に憲法を改正し得たとしてもその事自体がポツダム宣言に違反しているのである。勿論ポツダム宣言は講和条約又はそれ以後の条約によつて変更が可能である。然しそのためには、宣言国凡てとの合意がなされねばない。が現在の見通しではそれは不可能である。

(ハ) 現在日本は法的には連合軍と交戦状態にあり、しかも完全なる被占領状態にある。即ち日本は現に第一の進駐軍（連合軍）によつて被征服の状態にあるのであつて、日本の主権は完全に連

合軍の手中にあり、かりに第二の侵入軍（例えば中共軍）が現れても、国際法上日本は自ら主権を発動してこれを防衛する権利もなければ義務もない。又その能力もない。これに対する防衛は日本の主権を代行する連合軍の任務である。又連合軍中の一国（例えばソ聯軍）が日本に大挙進駐してきた場合は、彼ら連合軍部内の統制関係であつて具体的には極東委員会の決定違反問題となろう。従つてこれに対する問題は直接日本の関与すべき筋合ではない。これを要するに、講和前に於ては、日本が自衛のために再武装して防衛するということは国際法上あり得ないのである。

七、再軍備したとしても果して真に強力な国民の自衛心を期待し得るや否や疑問である。

深刻な敗戦に漸く己れをとりもどしつつ僅か六年目の今日に於て、三度戦争の危機に直面した国民に対して、銃をとり剣をとれと天下り的に要求した処で果して真実な国民の協力が得られるであろうか。家を焼かれ財産を失ひ、父や夫や兄弟を奪われた国民が如何に時局を意識しているであろうか。戦傷者だけでも三百万人を数えられるから、その家族を合わせれば実に千数百万人が戦争の悲劇を直接に体験している。而も未帰還者は三七万人と言われるのである。そしてこれ等の人々は忠魂碑も建てられず、保障も遺家族の扶助も、凡て十分にはなされていない。この人達は少くとも「戦争はいやだ」という人達である。吉田内閣は修身課目の再開や君が代、国旗掲揚によつて国民の祖國愛を再び呼び覚まそうとしているのであるが、そうした政策の上に更に再軍備が主張されるならば、それこそ十年昔の後退であり、又凡そ敗戦にあえいできた国民の感情とは離れたものであろう。コミユニズムに対決せんとする日本国民の自衛の力はこうした空疎な再軍備からは到底盛り上つてはこないであろう。

八、真の自衛はどこから生れて来るか。

(イ) われわれの恐威は外敵侵入ではない。

再武装論者の多くは一中ソ軍の侵入が日本にも来る」という前提に立つている。特に中共軍の介入以来、この誇大な宣伝をして国民を神経戦の渦中に巻き込み、再軍備を合理化せんとしている。ソ聯軍や中共軍が海を渡つて日本に侵入するという根拠が果してどこにあるというのであるか、共産主義勢力の侵入の怖れは彼らの世界革命方策にある。それはとりもなおさず、一つの国家一つの民族に二重の政権、二重の軍隊を作り、その内乱を通じて侵略を行わんとする所にある。李承晩対金日成、蔣介石対毛沢東バオダイ対ホーチミンといつた革命方式が内乱となり、その内乱が遂に戦争を国内に呼び入れたのである。われわれが最も怖れることはこの国内における二重政権の発生であるということができる。

(ロ) 国の安全を守る途は国内的には社会不安を一掃し、国民生活の安定と向上を保障確立して共産主義勢力とファシズム勢力との抬頭を許さず、要すれば民主的治安組織を確立して真に国民一人一人が平和を破らんとする自らの敵と対決せんとする意識がもえ上るが如き内政の確立をみることである。

(ハ) 而して対外的には自ら進んで戦争の危機を招き或はこれを助長せしむるが如き一切の外交を排し、全面講和、軍事基地反対及中立堅持の原則の上に、世界平和のための国連に協力し併せてその安全保障を求むる不動の平和的外交体制を確立することである。

九、結　語

(イ) いずれにしても再軍備の問題は講和後か或は何等かの形で

独立が達成された後に於て問題とすべきものである。従つてかかる問題を占領下の政治的にも経済的にも制的された下に於て十分に国民に納得のいくように論議する事は適当ではないし又事実できない事である。現在あらゆる神経戦を煽る様な戦争の為の軍事的な見解に偏した様なニュースが世界を悩ましている。こうした神経戦術にひつかかつてはならない。不必要な危機意識が危機を導く事になるのである。

(ロ) 我々として日本国民として、当面なし得、又なさねばならぬ事は世界平和への努力である。第三次世界大戦の防止である。戦争にこりごりした日本人を戦争の大殺戮の中に再び叩き込む様な事をしてはならないという事である。大戦が起りそうだとか、起つたらその時はどうするかなどという事は当面むしろ無用な議論でさえあり次の戦争はどちらが勝つて終結するという様なものではない。我々の近代文明の崩壊以外の何物でもない。取わけ日本は両軍の占領の目標となり、最もむごたらしい戦乱の中に民族の大屠殺が行われる事は誠に明瞭である。

我々はこの世界戦争を防止する為に平和への毅然たる団結を固め、世界の良心と理性とに訴えねばならない。八千三百万の大人口と優秀な文化と高い生産力を有する日本の発言は、世界に対して相当のウエイトをもつものである。その為には対外的には全面講和、中立堅持、軍事基地提供反対の講和三原則に従つて独立を達成し、対内的には速かに社会主義体制を整えてゆく事が第一に必要である。

(ハ) 最後に「若し社会党が再軍備反対を絶対に固執しているとして終には壁にぶつかつて動きがとれなくなる」という様な事をいう者がある。この論者は社会党の所謂講和三原則についても同じ様な事をいう。その意味する所は恐らく「今の所は再軍備反対、全面講和、軍事基地提供反対や講和三原則の主張を堅持する事の最も必要なのは講和会議の時である。この時にこれを捨てるというなら、それは真の再軍備反対論者でもなければ全面講和の主張者でもない。寧ろ悪質な再軍備論者であり単独講和論者であるといわねばならない。社会党の再軍備反対論や講和三原則の主張は今までにのべた様に確固たる根拠に基くものであつて、講和会議前と同様に講和会議に於ても更に強く主張されなければならぬものである。

この社会党の大会が、あたかも平和擁護のために大きなうごきを見せつつあつた大衆の力に押され、後れればせながらも三原則を貫徹するという社会党の基本的態度を明確にしたことは、ともあれ平和運動の一つの進歩であつた。とくに組合幹部に与えた影響は大きかつた。またそれだけに、この社会党の方針を、実践の中で更に立派なものにして行くという意味で、平和を念願する人々は、大会後の動向に注目し期待した。

鈴木・ダレス会談 二月一日、社会党の鈴木委員長と浅沼書記長は、党代表として総司令部にダレス氏を訪ね、講和に対する社会党の要望を伝えた。この会談はダレスのほか、アチソン、シーボルトらの列席の下に、約一時間半にわたつて行われ、互に意見を交わしたが、とくに社会党からは「講和会議に対する要望」、「国連支持に関する態度」、「外交方針」、「再軍備反対決議」の四つの文書をダレスに渡した。この会談で鈴木委員長は、党の方針に基いて、経済自立、領土問題、中立安全保障の問題、アジアにおける日本の特殊な立場等、具体的な要望を出し、浅沼氏も「われわれの要望は、日本を再び戦場にしたくないという国民的願望の集結である」と全面講和以外に道がないことを語つた(社会新聞二・五)。二月二日、日

米の防衛協定をほのめかしたダレスの演説に対しては鈴木委員長は「特定国軍隊の駐在は国民の自尊心と独立国としての意義が失われるから反対である」とし、大きな失望を感じたとのべたが、二月一日のダレス離日に際し、社会党の鈴木委員長の名で、「アジアの平和に日本の講和が有害とならないように全面講和をとくに要望する」と、長文にわたる具体的な意見書をダレス宛提出した。その後社会党は委員長談としてあくまで既定方針で進む態度を表明するとともに、「吉田とダレス」の「取引」内容について国会では和田、浅沼氏が追求質問に立つた。

一方、「政経研究会」を中心とする社会党の右派グループ、曾禰益、西村栄一、波多野鼎、松岡駒吉、川島金次、天田勝正氏らは、ダレス宛提出した意見書は「具体性を欠くもの」であり、とくに「問題の焦点となつている安全保障について説明が足りない」として「ダレス特使に対する第二次意見書」を作成、二月二六日に協議の結果、執行部に対し、外交委員会の開催を申入れ、この意見書を提出することにきめた。毎日新聞（二・二七）によればこの要点は次のようである。

一、鈴木委員長が提出した意見書では「講和後日本が国連に加入するまでの間、真空状態になつてはならないので国連総会の決議による集団保障を求め日本は宣言の形式で国連協力の範囲を決定する」とあるが、これだけでは抽象的であり、国連軍の駐屯を認めるか認めないかはつきりしない。社会党としてはダレス特使が示唆している「日米防衛協定」には直ちに賛成出来ないが、国連の名によつて日本を防衛する方式が望ましく、実質的に米軍が駐屯しても、国連総会の決議および日米間の取きめという名分に立つてこれを承認すべきである。

一、国連軍の安全保障に伴う日本の義務規定については国連軍への軍事基地提供は、国連軍から求められた場合は応ずべきである。

一、領土問題の解決についてはもつと積極的、具体的に要請すべきである。……等。

この間、全面講和を願う国民の声は、ダレス来日を期に急速にもり立てられ、組織化されつつあつた。

ダレス来日前の一月一五日、「全面講和の世論を国民的規模で統一する」ために、社会党再建派、労農、共産党、労組、各民主団体によつて「全面講和愛国運動協議会」が結成され、組織的な平和運動を展開して行つたが、その会場に社会党東京都連青年部の中橋書記長が挨拶に来て、「われわれは日本の平和と独立のために全面講和を要求し、再軍備反対のために皆さんと共に闘う。内外の帝国主義権力と闘うためにはすべての民主勢力が結集することが必要であり、皆さんの絶大なる支援を乞う」と述べたときは万場の拍手で答えられた。こうした広範な国民的規模の平和運動の前進の中にあつて社会党もまた一月三〇日、赤松勇労仂部長が総評島上氏、塩谷氏高野総同盟主事らと話し合い、平和三原則、再軍備反対の線に沿つて、広範な国民運動を展開したいと申入れを行つた。総評側も「共産党の反米的運動は排撃するが、日本の真の平和と独立のために労仂者階級はたち上るときだ」と賛成し、二月二日には社会党と「全闘」傘下の組合と懇談会を開き、三月闘争、平和運動について協議労組側からは平和運動の大衆化をはかることが強調され、社会党の平和運動に対する具体的な協力は各労組別に決めることとした。二月一七日には、衆院会館で党と文化人との懇談会がもたれ、平和、文化問題について懇談した。

さらに、二日の全闘の懇談後、賃上げ、労仂基本権の確立、平和擁護・自主確立を目標に三月闘争へと準備をすすめていた全闘傘下

労組と次々に懇談し、大会決定の平和四原則（再軍備反対決議を含む）の具体化を協議した。

社会主義政党促進協議会の解消　こうした社会党の動きと、再軍備反対、全面講和運動の昂揚は社会主義労働準備会（いわゆる「山川新党」）を動揺分裂させ、ついにこれを解消させた。このグループは、一九四八年、労農党結成の直前、社会党左派の「共産党には反対、社会党にも不満」といつて労農党に入りきらない山川均、荒畑寒村氏らを中心とする労組幹部等四、五〇名の人々が、社会主義政党促進準備会を結成、その後荒畑氏を長として社会主義労働党準備会に改められたのであるが、朝鮮戦争後、小堀甚二、対島忠行、山内房吉氏らは、日本を自衛するためには「民兵制度」が必要であるとして問題を起し、いかなる再軍備にも反対する向坂逸郎、高橋正雄氏らと対立していた。その後、高橋氏は二月一〇日、岡山市で行われた社会党、労組幹部との懇談の席上、社会党中心の平和運動を強調、山川新党の解体、社会党への入党の決意を語つた。

平和運動の具体化　こうした外部への働きかけの上に立つて間近に迫つた地方選挙の準備も兼ね、地方での平和演説会を展開すると共に、三月一六日、総評傘下組合代表と懇談会を持ち、平和運動の展開、選挙闘争について意見を統一し、これに基いて社会党は、平和運動の具体化のために左の通知を発した。

具体的運動事項

一、平和確保国民会議、地方選挙戦を通じて下部への浸透、組織化をなし、夏季攻勢の盛り上りと共に第七回大会決定の線に則り党、労組、農組が中心となり、中央地方に逐次確立して行く。

二、白い羽根運動、平和の象徴としての白い羽根を、国民の胸間に着け、国民の平和意慾を高揚させ、わが党の平和運動の徹底を期す。

三、学生を中心とする平和運動の強化、党は現在まで学生運動に積極的でなかつたが、意識高く行動力に富み、且つ直接再軍備に関係ある学生に働きかけることはこの際最も大切なことであり、日教組出身議員を中心として特別委を作り強力な学生運動を展開する。

四、平和使節団の派遣、東南アジア諸国、欧米に使節団を派遣しわが国の平和への意慾及び非武装憲法下の特殊事情について訴え平和四原則（再軍備反対が入る）達成方を要望する。尚、英米独仏の民主的政党、国際自由労連、ＴＵＣ、ＣＩＯ、ＡＦＬ等にも斡旋を要請し、総司令部にも懇請する。

五、毛沢東、スターリン首相へ公開状を送る。全面講和を達成し直ちにわが国の平和と独立を欲するならば中、ソもまた最善の努力を為すべきである。われわれも必然一方的でなく中、ソにも要望してその達成を計るとともに共産党との明確な相違を打出す。

六、平和のための文化運動。平和を主題としたシナリオ、歌詩等を広募し、映画作成、演劇の上演、作曲等を行い、文化面よりする根強い平和運動を行い、日本の平和を求める姿を世界に反映させる。

とくに「平和の羽根をつける運動」は、日赤から「白い羽根」は従来から募金で使用しているもので、他の色に変えてくれと苦情が出て、黄色い羽根に変更するという一コマもあり、四月二九日から各労組と共に全国一せいに開始されたこの運動には、鈴木委員長自ら街頭に立つて平和を呼びかけるという華々しさであつた。

しかし、社会党の内部の問題として、大会に現れた思想的な不統一と、言葉のあやともとられた中立論の上に立つ「事なかれ主義」的な実践上の弱さは、自ら大衆運動に枠をはめ、燃えさかる広範な平和への意慾を抑制するという非難も加えられた。その一つは、共

産党をも含めた各種の平和運動に対する警戒であり、四月選挙の前哨戦として戦われた各地方における自治体選挙の共闘問題である。

社会党東京都青年部では「平和運動実践のための当面の課題」と題して、平和運動の実践するに当つて当面している困難は、とくに「日共の戦術転換による社会党の切崩し、又は社会党の看板の影にかくれて共産党の戦術を進めていることである」と強調し、すでにこの方針は「平和懇談会の名称のもとに共闘への必死の仂きかけをして」おり、「品川、文京、板橋、北等の各支部においては懇談会に出席している」とのべている。断固として拒否すべきである」といつている。また同青年部は次のような声明を出している。

去る一日の全面講和愛国運動協議会における、都青年部中橋書記長の発言内容を理由に、都青年部があたかも共産党と共斗するが如く宣伝し、殊に青年祖国戦線はかれらの細胞にむけて全国的に社会党青年部と共斗態勢をとれとの秘密指令を流布したことがあきらかになつた。一方、三田村四郎氏主宰の「民労週報」はきわめて悪意にみちた表現をもつて、これまた都連青年部が共産党と関係があるかのような印象を与えているが、青年部として、共産党と共斗する意志を発表したこともないし、むしろ鋭く対立している。現に支部青年部が行つている平和懇談会は従来の方針を再確認すると同時に積極的に平和運動を押しすすめるために謀略的な共産党の戦術を徹底的にふんさいするであろう（要旨、社会新聞二・二五）。

なお、問題の中橋氏は、その後除名された。

また一方、二月一二日の福島県における参院補欠選挙では早くも「浅沼書記長、水谷氏等は党員の会合で、全面講和や再軍備反対ものである」（新産別二・二八）と語つて、労仂者を失望させておき、講和問題、再軍備問題をめぐつて、左右の論争がくりかえされていた。

三月二日には大阪府議山本捨造氏が四原則の党議違反で統制委員会に附され、さらに三月一九日の中央執行委員会では「三原則の弾力性ある解釈だ」とする曾禰氏案「ダレス特使への具体的要望書」が、平和三原則の修正を思わせる内容を持つており、機関を経ずに発表されたことが問題となつて、赤松氏から統制委員会にかけるべきだとの意見が出された。これに対して曾禰氏から反論が出され、左の申し合せを行つて收まつた。

一、平和三原則は何ら変りはないし、選挙を通じ更に強力に推進する。

二、統制委員会の決定を尊重して地方選挙斗争を斗う。

三、今後の意見の発表は正式な機関を通じて行う。

なお、統制委員会の決定とは、三月一〇日、地方県連会長、地方統制委員長宛発せられた通達「平和原則に関する件」で次のようなものである。

党の講和に対する三大原則と再軍備反対の大方針は、最高決議機関たる第七回大会において確認決定せられているので、この決定に反すると思われるような言動は厳につつしむこと。……（中略）来るべき四月選挙はその結果によつては政変さえも予想せられる重大な選挙であり、ことに党の平和思想が大衆に滲透するや否やは党の浮沈に関するのみならず、民族百年の運命を決する重大な問題であるから、党員はその規律を厳にし、異説を唱えず、敵勢力に対し一致結束、白熱的論戦を展開してもらいたい。これは中央、地方を通じ全党員の覚悟でなければならない。各縣連の統制委員会においても、この趣旨を可及的広範囲に通達せられ、統制

違反問題を起す者のないように最善の努力を払われるよう切に要望する。

地方選挙闘争　社会党の地方選挙に対する対策は、すでに一日の党大会の議案として出され、基本的態度として、(1)地方自治体民主化のために闘う、(2)われわれの推した候補者は必ず当選せしめる、(3)候補者は絶対に乱立させない、(4)保守党、共産党その他との統一戦線は行わない、(5)選挙を通じて党政策の浸透をはかる、(6)選挙を通じて党組織の拡大と強化をはかる。の目標を立て、着々その準備を進めて来た。

そし社会党は今度の選挙の中心スローガンは「戦争の保守反動か平和の社会党か」に置き、次の「地方選挙スローガン」を決定した。

地方選挙スローガン

一、奉仕行政の確立とボス官僚政治の排撃
二、特需利得税で国民生活の安定を
三、大衆課程の軽減と税務行政の民主化
四、勤労者の均等割の徹廃、所得割の軽減、法人と大資本家に対する資産割の復活
五、平衡交付金をふやして地方財政の健全化
六、知事、市長村長もみんな国民の公僕だ
七、土地改良と治山治水の綜合開発計画の確立
八、教育は国家の責任、教育費の全額国庫負担
九、庶民住宅の大量建設
十、協同組合の育成強化と農漁村の近代化
一一、婦人の差別待遇撤廃と幼少年の保護
一二、戦争の一票は自由党へ、平和の一票は社会党へ

すでに一月二二日闘われた広島県知事選挙では「戦争の一票は自由党へ」、「平和の一票は社会党へ」のスローガンで、池田勇人の自由党の王国といわれ、吉田、天野をはじめ全閣僚の動員に対抗して平和陣営の共闘を展開、勝利を収めており、四月の地方選挙も講和に対する国民の態度を表明するものと見られた。したがって、いわゆる商業新聞はダレス来日を期に、息のかかつた単独講和論をふりまわすと同時に、平和三原則に対してすらあらゆる非難をあびせ、陰に陽に動いて来た党内の右派グループと共に三原則の骨抜き攻勢を展開したのである。とくに右派の策動は、地方選挙迫るとともに活発となり、三月一〇日からの総評大会に見られたように、労組、地方組織へ拡大して行つた。明らかにこれは地方選挙を通じてその地盤固めをねらうものと見られた。本部統制委員会指令（前掲）も、総評をはじめとする労組大衆の三原則死守の力を感じる社会党の悩みを現すものであつたろう。

また、四月一二日の共産党議員団からの共闘申込に対しては各連合会、候補宛左の通達を発した。

過日共産党は統一候補を発表したがその中には我党の公認候補もふくまれている。これはわが党の何ら関知しないところであり共産党の一方的な決定である。また各支部、各候補者にも共闘の申入れがあつたと思うが、われわれはこれに対してわが党の共産党に対する態度を再確認の上対処しなければならない。とくにわが党の承認なしに共産党だけで統一候補と決定し、推薦運動を展開している地区においては迷惑であり、戦線を攪乱せしめる結果となるので、共産党との相違を明確にして党の指導性を確保されたい。（社会新聞、四・二〇、要旨）

なお、スローガンに「赤と闘う社会党」という一項があり、「実より名をとるのは社会党のお家芸」と皮肉られる場面もあつた。

浅沼書記長は選挙闘争の自己批判として、六月一八日から開かれ

た中央委員会における一般報告の中で、今回の地方選挙の結果を全体的に見れば「吉田内閣批判の中間選挙的意義を徹底せしめ得なかつたことは甚だ遺憾なことである」とのべ、自己批判すべき点として、「反動的な力と選挙法の欠陥」によつて積極性を欠き、「保守反動勢力の攻撃的言論に対して言訳的言論に陥入つた」こと、三原則をはじめ「政策的浸透が効果的に行われなかつた」こと、さらに組織的な欠陥として、選挙態勢の立遅れ、「党を脱党して立候補するもの」や「自由党との関係に明確を欠く」ような「主体性の欠除」の点、組織に「機動性がなく」、「統制力が極めて微弱であつた」こと、「党と労仂組合の関係が円滑にゆかず、労組より多数の無所属候補」を立てたことが不利であつたこと、労組中には「党に積極的協力を行わないばかり」か「保守陣営に走つた者」さえあること、そして「強力な共産党対策が確立されていないため」、「我党の候補者が社共統一候補であるという誤解を大衆に与え、支持票を減少させた」こと、そして最後に選挙法が不利であつたこと等を挙げた。

第二節　左右の「講和」論争

社会党の講和問題に関する左右の対立は昨年の朝鮮戦争開始と共に、それへの協力の濃淡の差によつてより明確な線を現して来た。一月の大会では、平和三原則の事実上の修正をねらつて出された右派の「外交方針テーゼ」を否決し、「あくまで三原則を死守する」と誓つて、労農大衆の要望に応え、表面的には左派の指導権が確立し、その統一的な前進が期待されたが、それは、三原則に結集する広範な大衆のバックによつてであつた。そして、役員選出に於て左派の妥協によつて事なきを得ると共に、当時の共産党の非合法化を企図する反動の嵐の中にあつて、社会党の右派グループは、より力を得、追放解除組の入党と相まつて地盤固めを進めて行つたのである。大会後、昨秋解除されて入党した三輪寿壮氏（旧日労系）は「鈴木委員長に望む」と題し、「平和三原則にしても国際情勢の推移に即応して発展的に展開されることが期待される……」とのべ、その後で、浅沼書記長という世話役がおり、徳の人片山、下条、水谷がついていることだし、新執行部の一致した協力があれば進路をあやまるという心配はない、とその自信のほどをひれきしている（毎日、一・二二）。

三原則に対する右派の攻勢は、ダレス来日を期に一段とつよめられ表面化した。「米国の対日講和の構想はさながら右派の見解を裏書き」するものであると「自信」を得、「総評大会への影響をねらつて」（毎日、三・二二）、「政経研究会」のグループはダレスへの第二次要望書を書きあげた。

三月八日の社会党の議員総会では曾禰氏は、七日の鈴木委員長の記者会見談話

一、講和後、非武装では「真空地帯」になり侵略されるのではないかとの意見があるが私はそうは思わない。太平洋同盟よりも日ソ、中、濠等アジア関係諸国との間に個別的、または集団的に不可侵条約を結んではと考える。

二、三原則、再軍備反対の堅持。

をとり上げ、

一、不可侵協定が片務的なものとすれば永世中立論となり現下の情勢ではできない。

一、双務的なものとすれば軍備を前提とすると考えられ、党の方針と違う。

一、不可侵協定を結んでも、日ソ中立条約のように安全保障にはならない。

と反ばくした。このことは三月一〇日から開かれた総評大会にもあらわれ、菊川忠雄の右派、細谷松太の左派、高野実氏の中間派と互に争つた。

地方選挙が近ずくと共に、党内の混乱を收拾する必要に迫られた社会党は、統制をひきしめると共に、三月一九日の中執委では、第二次意見書、その他について申合せを行い（前項参照）、さらに三月二八日の外交小委員会に於ては、左右の見解一致として

一、共産党に対する闘争は民主的労働組合の結集により対内的自衛の基礎条件を確立する。対外的にはあくまで国連の安全保障を求め特定国の日本駐兵に反対する。

一、三原則の内容を含まぬ講和にはあくまで反対する。

を発表した（毎日、三・二九）。すなわち「争いは選挙後に」といつた一時的な日和見の態勢で選挙に乗りこもうとしたのであるが、右派は必ずしも問題をふせようとはしなかつた。三月三〇日の中執委に、右派の中村高一、熊本虎三氏らの東京都連有志の名で、全面講和を躊躇もしくはサボつている関係国に、その意志の表明を求める処置をとること、安全保障について党の態度を具体的に明確にすること等についての要請書をもちこむといつた態度も見られ、選挙運動を通じて「平和の一票は社会党へ」のスローガンに色々と混乱を与え、三原則骨抜きの足場をきずいた。これに対する左派の態度は、三原則の線にのつとり大衆の声を気にしつつ、柔軟な妥協をつずけて来た。選挙後は当然左右の対立を激化させた。「思想的統一の為に」（情報通信別冊）で右派の人々はこの間の事情を次のようにのべている。

二月の党大会の「三原則死守」の決定にしばられた党の選挙対策は、何ら新事態に対する方針を打出し得ず、さりとて地方行政に関する明確なる方針もなく、ただ「三原則死守」の旗の下に苦しい選挙を闘つたのである。党員の大多数が自己の意志に非ざる方針を、一部極左分子の策謀のもとに大会に於て決定せしめられその足かせは、選挙に至つて党員自身の行動をかくも束縛すると は、何たる皮肉であろうか。大会を利用した全体主義の圧力の下に、個人の意志は見事に蹂躙される結果となつた。かくて選挙は破れ「三原則」への批判は、漸く党の内外に高まつて来た。我々はこの反省と現実の上に立ち、一日も早く党勢を挽回すべく中執委、外交委を開いて新方針の具体化を促進したが、意外、中執委に於て一部左派役員は、選挙の敗北を率直に認めずしてその責を我々に轉化せんとする言動に出た。……彼等は一部労働組合の幹部を煽動し、彼等の好む所の大会戦術をもつて強引に各労組に「三原則死守」の決議をなさしめ、もつて自己の主張の大衆的合理化を計らんとした。この為各労組は再び「三原則」をめぐつて分裂機運をかもし、国鉄の如きは遂にまた文字通り分裂の状態に追い込まれた。……ここに我々の主張せる中央委員会を招集し……以て党員諸氏の冷静なる批判をあおぐことになつた……

すなわち五月七日中執委を開いて選挙闘争の検討を行つた際、右派からは、平和三原則について、現実的な政策として具体化していなかつたことをつき、左派と論議を交して、左派は「三原則の撤則にあるとしてその転換を迫る右派に対して、「三原則の線にのつとり大衆の声を気にしつつ、柔軟な妥協をつ底したところは勝つた」としてゆずらなかつた。九日の外交委員会では、さらに中間派と称せられる人人が「三原則のワクにとらわれず自由に議論する」ことを提唱するにいたり、最早党幹部間では、大会決定すらホゴの如く扱われる「民主的態度」すら生れたのである。五月二一日には、海員組合を背景にもつ同党参議員小泉秀吉氏より「講和三原則は、非現実的となつたから、外交方針を変えるべきだ」との意見書が出された。また中間派とよばれる松沢兼人、佐

竹新市、岡良一、大矢省一氏らは三〇日に懇談、中央委員会対策として「現情勢下では独立回復のため、多数講和やむなし」の態度をきめた。なお中央委員会は二一日の中執委で、一五日から二〇日の間に行うことが決定された。こうした右派の三原則修正へのうごきと国鉄労組中闘委の三原則棚上げという事態に各労組の大会シーズンをひかえて左派の稲村順造、佐々木更三、江田三郎氏らが三一日に会合をもつて組合対策を協議、基本線をうち出すことを確認した。

各派入りみだれてのこうした動きのままでは勢い中央委での混乱はまぬかれず、そして着々講和条約が準備されつつある情勢の下では、それは許されることではなかつた。六月二日、鈴木委員長、浅沼書記長、水谷政策審議会長、三宅国会対策委員長、和田外交委員長、野溝組織局長、加藤（勘）地方行政委員長、それ松岡顧問の八氏による首脳会議を開き「あくまで党一本で講和問題に対処する」ことにまとまり、次の点で意見の一致を見た（朝日、六・三）。

①全面講和などの講和三原則は変える必要はない、②しかし安全保障、自衛、経済自立など国民の知りたがつている事柄については早急に具体的な態度を決めるように努める。③講和の時期や米英間の調整などの情勢分析については極力意見の統一をはかる。④対日講和については、内外の情勢はまだ熟していないのだから中央委員会では、最後的な結論を出す必要がない。

明くれば三日、委員長以下全党幹部が出席して外交委員会を開催六時間にわたつて講和に対する態度について討論、次のような一致の下で、さらに世界政策、安全保障、経済自立、自衛権について掘り下げて検討するため小委員会（和田、加藤（勘）、三宅、勝間田、曾禰、西村諸氏で構成）をもうけることになつた。

一、ダレス氏の講和条約草案についてはイエスかノーかの結論を中央委員会で出すべきでない。

一、講和三原則および外交方針は正しかつたし変更の要はごうもない。

一、ただそれと現実に進みつつある情勢とのギャップを如何に埋めていくかを研究すべきである。

こうして各派の主張を除々にしぼりながら六月九日に外交小委員会をもつた。この小委員会には、勝間田案、西村案の左右両案が提示されたほか、松沢案（衆院中間派）、十一日会案（田中一氏の参院中間派グループ）、野溝案などの代表的私案が出され、論議した結果、相違点が明らかとなり、とくに右左両案については全く解決が困難視されたので、結末のつけ方や中央委員会へのもち込み方等について鈴木委員長、和田外交委員長、加藤勘十の三氏の協議によることにした。各案の要点を示せば次のようなものである。A案は勝間田案、B案は西村案、C案は松沢案である。

一、わが党の世界政策

（A案）社会民主主義を奉ずるわが党は平和憲法を守り、民放の独立と経済自立を通じて世界平和の確立とアジア解放並に復興に貢献せんとする念願から、講和三原則、平和五原則を掲げて果敢に闘つて来た。この平和綱領は国民の基本的願望を集約したものであるのみならず、国際情勢の緊迫した今日において最も高く評価されねばならない。又我党は、国内にのみとどまらず広く世界やアジアの民主的平和諸勢力と提携すると共に、進んで国際連合やコミスコに参加或は支持して世界平和と民主主義の確立に協力しなければならない。

（B案）社会民主主義を奉ずる我党は民族の独立と経済の自立を達成し、日本の安全保障を確保し世界平和を確立せんことを念願する。従つてわが党は国際協力によつて恒久平和を確立する精神に従い世界の進歩的平和的諸勢力、すなわち国際連合と国際自由

労連を支持し、コミスコに参加し、自由世界と民主陣営に参加して以つて世界平和と民主主義の確立に協力せんとしている。

（C案）社会民主主義を本ずる我党は民族の独立と経済の自立を通じ世界平和の確立を念願する講和三原則、平和五原則を掲げて斗つて来た。この平和綱領は国民の基本的願望を集約したもので最も高く評価されねばならない。この願望を実現するため今日の国際情勢に鑑み……（以下B案と同じ）。

二、講和に対する態度

次の諸条件の充されることを強く要請する。

(1)（A）あくまでも対等で日本の自由意思に基いたものでなくてはならぬ。（B、C同じ）

(2)（A）政治、外交、貿易、安全保障、領土等に関する完全なる主権回復、内政不干渉の原則確立。（B、Cとも同じ）

(3)（A）連合国凡てに対して平和と友好を回復するものでなくてはならぬ。（B、Cなし）

(4)（A）日本を戦略基地として利用せんとする如何なる国家の意図をも排除。（B、Cなし）

(5)（A）琉球、小笠原、南樺太、千島の領土権の確認、同時にヤルタ協定に拘束されない。（B、Cとも同じ）

(6)（A）賠償の絶対打切、救済、援助の債務免除。（B、Cとも同じ）

(7)（A）平和産業に対する一切の制限撤廃（Cは同じ、Bはこれに「世界経済への自由参加」が入る）

右の条件が充されて、

（A）「講和が実現することを希望。「不幸にも同時的な全面講和が生ざれば」「現段階では日本を戦争に捲きこむ危険が多分にある」。従つて「あくまでも全面講和の立場に立つて努力することは我党の重大な任務である」。

（B）戦争状態の終結はすべての連合国間に行われることを希望。しかし講和方式の米ソの対立のうち、「我々としては願わくばソ連が」折れて速かに参加を切望する。不幸ソ連の参加を見ない場合でも以上の条件が充たされるなら、「可能な限り多数国家と講和を締結」すべきで、「独立達成への好機を逸すべきでない」（C同じ）

三、安全保障

（A）①わが国の安全保障は中立不可侵に求める。従つて「日本を対象とした中ソ友好同盟条約の破棄を期待する」。②「間接侵略」に対しては自らの責任で施策。③世界的平和機構としての国連による「普遍的集団安全保障を期待」。④「独立日本には当然自衛権がある。この手段、方法は「全面講和達成後、平和憲法の精神に則り」日本人の自由意志による。

（B）①独立日本には当然に自衛権がある（Cも同じ）。これは直接外国からの武力攻撃に対する本土防衛に限られる。われわれ日本人の手によつて防衛態勢を確立する。②講和後の「真空状態」に対しては国連憲章にもとづく地域的集団安全保障を求めるが、わが国の実情より武力提供の義務は免除さるべきであり暫定的なものでなくてはならぬ。

（C）②、Bの②の「暫定的なもの」がなく、あとは同じ。

四、アジアの経済的自立と社会主義勢力の結合（A、B、Cとも同じ）

中国貿易について努力する。東南アジア開発を我が国工業力と結び共産主義防衛の実を示す、アジアの社会民主々義勢力との結合強化。

講和問題に関する私考（野溝勝）

一、戦争防止と平和を希求する我党の平和三原則は正しい。
二、我党の外交方針は憲法の精神を骨格として打出すこと。
三、我党は社会主義政党である立前を堅持し国際的にはあくまでコミスコ陣営の線に添うべきである。
四、自衛権は当然存在するも、保守政権下においては帝国主義の復活に利用される点を強調、殊に大量の追放解除を契機とし、反動化の高潮期に備えるため、あくまでも平和国家、民主国家確立を前提とする自衛権であること。
五、講和の早期を望むも完全の最大限を確保するため努力すること。かかる観点から多数講和を指呼すべきでない。
六、安全保障は附属協定なるも国連の議決を最上とする。その間の空白を理由に集団保障を云々するは早計にしてコミスコ会議後に検討結論を出すこと。
七、我党は共産党の講和方針とは一線をひくといつているのみでソヴェトに対しては遠慮している傾向にある。民族の生命維持すら困難なる被圧迫国家であり弱小国家の日本は講和会議前の圧迫条約一切反対を打出し、領土（琉球、小笠原、千島、南樺太）の還付、賠償の打切り、在外資産の返還等の要請をなすべきである。

十一日会案

一、日本のおかれている現在の立場と我党の任務
現在日本のおかれている立場は、日本民族の理想と諸要求とをかかげて、アメリカ及関係諸国並全世界の善意に向つて訴うるべき最終の段階であると認める。この際わが党が単に平和及講和に対する諸原則をスローガンとしてかかげるに止る場合は国民の理解とその支持を得て国民外交の実をあげることは不可能である。よつて我党は党の基本的主張たる平和三原則、講和五原則を具体化しこれをアメリカの講和条約草案との関連において国民の前に提示しなければならない。
尚講和条約の批准国会における我党のとるべき最終意志は講和条約の全文（防衛協定、経済協定等を含めて）が正式に提示され明確となつた場合はじめて客観的、主観的諸条件を綜合一体の角度より考慮して決定するものとし、今日軽々しく態度を決定することは党の将来を誤るものとして厳に慎しまねばならぬ。
要するに我等は今次講和が関係諸国の理解によりあくまで対等自由の原理の上に立ち、平和的、人道主義的見地をもつて締結されることを期待しこの際日本民族の意志を結集して条約の案文に我々の諸要求がもらるべく強く全世界の与論に訴えねばならない。

一、講和に対し主張すべき事項
1、完全なる主権の回復
独立国家が当然保有する諸権利（外交、通商、貿易、文化及内政全般）は講和会議を契機として完全に確保されねばならぬ
2、領土の問題
日本の領土は一九四一年に発せられた太平洋憲章第一項、第二項の精神に則り確保されねばならぬ。
即ち具体的にはソ連の覚書に示されたる琉球西ノ島を含む小笠原諸島、沖ノ島、鳥島及南鳥島並にヤルタ協定に拘束されるとなく南樺太、千島はその歴史的事実に基いて当然日本の領土なることを日本民族の結集せる意志として主張する。
3、賠償の打切救済並に援助の債務免除
4、経済自立の問題
講和条約を完全に履行する為には日本経済を自立せしめ民生の安定を期さねばならぬ。この観点に立つて日本人の自主的意

志によつて日米経済協力も中共貿易も東南アジア開発への協力も行われねばならない。

5、講和方式の問題

戦争状態の終結は極東委員会加盟一三カ国において全面的になされることを希望する。

不幸にしてこれが不可能なる場合においても条約の内容が全面講和への道をとざすものであつてはならないことを確認する。

6、安全保障の問題

イ、自衛権

自衛権は当然存在するもこれが具体的な措置は講和後日本憲法に則り国民の自由なる意志によつて決定する。

ロ、軍事基地

如何なる国に対しても日本国土を戦略基地としてこれを提供してはならない。但し平和維持の為に必要と認められる場合に限り国連軍に対し一定の期間と場所を限つて基地を提供し駐兵を認める。

一応、中央委員会についての話し合いがついたとはいえ、右派はなお強硬であつた。松岡駒吉、田原春次、加藤鐐造、西村栄一、曾禰益、菊川忠雄氏らの右派の人々は一五日会合をもち、党首脳部が中央委では講和に対する最終的態度を決めないとの話をしたのは越権行為であり、あくまで左派と対決しようとの方針で臨むことになり、中央委ではつきりさすべき点として、①コミンフォルムに対決して明確に一自由世界」にあることを確認するか否か、②講和は内容が主で形式は従であり、内容に満足すべきものがあるなら不参加国があつても将来の参加を期して、まず独立を図るべきか否か、③独立国の自衛の原則と国連憲章にもとづく集団保障を必要と認めるか否か、を一六日の中執委に申入れた（朝日、六・一六）。

一六日の中執委は、一八、一九日の中央委員会をひかえて、提出議題を中心にすすめられたのであるが、「当面の外交問題」を議題としたとき、最終的態度を決めるかどうかで六時間ももめぬき、結論を得ず一七日の中執委に持越した。左派の線は「講和の情勢がはつきりしないので現在は三原則を修正する必要はない」というもので、下部大衆の決意と右派グループの板ばさみになつての苦しい言いのがれとも見られた。とにかく三原則は社会党の幹部にとつて気乗りのしない表看板にすぎなくなり、右派はこれを邪魔物と見、左派には恰好のかくれみのとなつた。したがつて、露骨に出る右派の態度に左派は頭を悩まし、当面する中央委員会をうまく切抜けねばならなかつた。ひきつずいて開かれた一七日の中執委では、講和問題の取扱いについては、鈴木、浅沼、和田、加藤（勘）の四氏一任ときまり、この四者会談で円満な運営をはかることになつた。この間左派は右派の陰然たる重鎮三輪寿壮氏をくどき、三輪、鈴木の会談を行つて、三輪氏を通じ旧日労連系の浅沼、三宅氏らの中間派に工作をつずけていたといわれる。また四者会談の折鈴木委員長は一ニミスコに行つて、多くの西欧社会民主主義と会い、見聞を広め、その結果、再び三原則を検討したい」と語つたといわれ（労農新聞、六・三〇）、右派を鎮めるに役立つた。こうした下準備のもとに中央委員会は開かれた。

第一回中央委員会　第一日の一八日は、鈴木委員長から「戦争の危機が増大し明るい面は閉されつつあり、戦争防止がわれわれの当面の最大任務である、資本主義打倒の強い旗印しと共にファシズムと共産主義との闘争をより積極的に行わねばならない」（社会新聞六・二〇）とあいさつがあり、議長に鈴木委員長、加藤勘十氏を推し浅沼書記長の一般報告、統制委員長報告、会計報告があり、つず

いてリッジウェイ声明による政令改廃対策、経済自立、生活防衛のための総合経済対策、電気料値上対策を決め、質疑応答があつた。一九日は和田外交委員長の報告、質疑に入つて左右の論争が展開、結局最後に佐々木更三氏より「報告の承認に当つては同意する」、「承認に当り本部並に執行部に対し次のことを要望として附帯する」として「外交委員会を含む執行部は速かに意見の統一をはかり適当な方法によつてこれを報告せられたい」との動議を出し、この条件附で「万場一致」報告を承認した。なお議案として、米麦価対策、農業委選挙対策、組織方針、労仂対策、平和運動展開（別項）、コミスコ大会提案、遺家族、傷痍軍人並びに留守家族に対する援護単独立法推進に関する動議、を可決し、終了した。

この中央委員会は「泰山鳴動して鼠一匹」（新産別、六・三〇）といわれたように、予定通りのコースを終り、左派は一まず安緒の中にコミスコ大会へ旅立つた。

この中央委の前日、青年部は全国執行委員会拡大会議をもち、①悪質な大会方針違反者は断固除名すべきだ、②中央委は四原則を取下げるとか修正するとかの権利はなく、いかにして全国民の運動にするかを討議すべきだ、という趣旨の態度をきめたが、この中央委員会は結果として右派の進出に大きな足場を与えてしまつた。多数講和論も「意見の統一のために」大いに論じ立てることが出来るようになつた。それと共に左派の三原則論も口先だけの問題に終つているのではないかと危惧された。質疑応答の中から二、三の問題を掲げる。

春日一幸……全面講和が出来ないときその後の国内処理をどうするのか、輸送を拒否するのか、政治、経済闘争をどうするのか、又基地提供に反対しているがこれについてはどんな規模と構想によるのか。

鈴木委員長……最低一万二千円が妥当だとしてストをしているとき、それはむりだ、通らないからといつて、一万円でもよい八千円でもよいということをいわれたら闘争がしにくい……自ら進んで全面講和の方針を捨てたり修正したりすべきでない。色々の場合の私一個の態度はきまつているが、私として委員長の立場から大会の決定を実行して行きたい。

井上良二……（講和）内容が原則に反した場合これを拒否するのか。

勝間田清一……中ソ両国が入らないときどうするのかというと反対するより外はない。

浅沼……全面講和が出来ない時は、ついては検討しています。

井上……反対しても多数講和が出来た時は、

浅沼　執行委で統一したら明らかに出来るが、不一致な点は留保している。それ以上追求すれば紛糾するだけだ。

なお、講和問題における意見の一致点は次の通り。

一、アジアの経済自立と社会主義

(イ)　日本の経済自立は社会主義目標とする。

(ロ)　アジアの経済的提携の必要、とくに中共貿易回復への努力。

(ハ)　東南アジア諸地域の資源と日本の潜在工業力との民主的結合によるアジア人民の生活安定

(ニ)　以上の目的実現のためアジアにおける社会民主主義勢力との結合強化。

二、講和条約内容の具備すべき条件

(イ)　講和はあくまで対策であり、日本の自由な意思に基いたものであること。

(ロ) 政治、外交、貿易、安全保障及び領土等に関し完全な主権の回復、内政不干渉の原則確立。
(ハ) 琉球、小笠原諸島並びに南樺太、千島については日本の領土権が確認され、ヤルタ協定に日本は拘束されない。
(ニ) 経済的自立のための賠償の打切り、経済援助の債権免除。
(ホ) 日本の平和産業に対する一切の制限撤廃と世界経済への自由な参加。
(ヘ) 連合国全てに対し平和と友好を回復するものであること。
(ト) 共産党と対決する具体的政策をもつこと。

第三節　社会党の国際提携

コミスコ代表会議　三月三日から一週間にわたつてロンドンで開かれた国際社会主義協議会（コミスコ）代表者会議に、社会党から岡良一、堂森芳夫の二氏が出席し、七回大会決定の平和方針を報告し、アジアの平和を守るために努力すべきことを強調した。

コミスコ大会　六月三〇日からドイツのフランクフルトで開かれたコミスコ大会（社会主義インタナショナル結成大会）には日本から鈴木委員長、稲村順三、松本七郎、河崎なつおよび通訳として松本馨の諸氏が出席、和田氏から「平和への闘争」（別項）と題する議案を提出、イギリス労仂党書記長モルガン・フィリップの提案になる「反共軍備優先」を主張する「平和のための闘争に関する社会主義者の世界的活動」と対立し、三原則の手前、日本代表は賛成を保留した。終つて一行は西欧社会民主主義者達を各地に訪問、印度のネールと会つて八月四日帰国、六日の夜報告演説会をもち、三原則に間違いはないこと、西欧で果している社会民主主義者の役割が大きいことを強調した。

社会主義インターナショナルと平和への努力

われわれはコミスコを支持する。

わが日本社会党は民主的な勤労階級を代表し、社会民主主義をその指導原理とする唯一の政党として、勤労階級の生活を守り、平和日本の建設に凡ゆる努力を傾注してきた。しかして去る一九五一年一月第七回年次大会においてコミスコの一九五〇年六月大会の決議、なかんづく「平和と社会主義に関する決議」を支持し正式にこれへの加入を決定して国際的連携をもち、再び擡頭の兆のあるファシズムと、自由と、平和を脅かす共産主義とに対決して社会民主主義を通ずる世界平和への協力を念願している次第である。

日本の平和は民主主義の徹底。

われわれの平和への努力の第一はまず日本自らが再び軍国主義に逆戻りするようなことのないように日本の政治、社会および経済全般について民主化を更に徹底せしめることであると信じている。なかんづく朝鮮動乱の発生以来、やもすれば起りがちな反動化と闘うために次の諸問題がわれわれの重要な課題となつている。

①平和憲法の擁護、②言論、出版および政治活動の自由、③経済諸法規の改悪反対と中小企業および農業近代化、④労仂関係諸法規の改悪反対、⑤失業、貧困、疾病その他社会的不幸からの救済、就中二五三万に上る第二次大戦による直接の犠牲者の救済と、数十万人の未帰還者問題の早期解決。

日本の経済自立。

われわれの第二の努力は、われわれが平和的に生きてゆくために必要な経済的自立の最低条件を確保することである。われわれは国土の四割を失い三〇〇万トンに上る食糧の輸入を必要とし、

工業原料の七割を外国に依存し、これらを輸送する船舶の八割は外国船である。しかも人口の増加は年々一五〇万人に達しているから、アメリカの援助が間もなく打切られようとしている現在において、国民の消費水準は一九三四年―三七年の六九%にすぎない状況である。従つて日本社会党が社会民主主義の立場から民主政策化をさらに徹底すると共に自らの力による経済自立四カ年計画の実現をはかるとしても、なおかつ次の諸点について関係諸国の理解と協力を期待しなければならない。

①中国その他アジア諸国との経済的交易の再開と拡大、②平和産業の自由、漁業権の回復及び海運の自由、③賠償打切り、④日本との講和が平和的移民の許容、⑤領土権の確保。

われわれの平和への努力の第三は、日本の講和問題の円満なる解決である。なんとなれば、日本は過去六カ年間の占領状態から一日も早く解放されて国際的にも国内的にも完全に主権を回復し自由独立の民主的国家として国際社会への復帰を希望する事切なるものがあるが、日本の講和の解決方法如何は、日本の運命に関してはもちろんの事、朝鮮の事態にみられるようなアジアの不安や、危機がつたえられる世界の平和に重大な影響を及ぼすと考えるからである。時あたかもアメリカが講和の構想を関係各国に提示し、困難な中にもこれが促進に努力していることは感激にたえないのであるが、なおわれわれが感じている次の危惧に対して完全な解決のもたらされることを希望して止まないものである。

一、各国の要求が国際的取極めに則り合理的且つ正当なものでなければならないことは勿論であるが、そのために講和が不当にせん延されたりまた不幸にして世界が二つの勢力に対立していることから一方との講和が他方との講和を不可能ならしめ、日本とこれら若干の国との関係をミズリー艦上以前に引戻すが如きことはわれわれのとうてい忍びえざるところである。とくにわれわれは朝鮮動乱の早期解決を念願としていることから日本との講和がこれに好影響を及ぼすことを期待し、いやしくもこれによつてアジアの不安が拡大するが如きことは厳に慎むべきであると信ずる。

二、われわれは日本のみが他国と異つて自衛権の制限をうけることに対してはもちろん同意できないが、同時に日本国民が決意した「国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」との新憲法の精神を連合国においても強く支持されんことを希望する。なお国連が速かにその機能を充実して国際平和と安全の維持に欠くることがないようになることを期待する。

三、またわれわれは講和の形式や内容如何によつてアジアに存在した歴史的な経済的相互存在性を破壊してこれを分離するような結果になることを惧れている。こうしたことは一時的には可能ではあつても決して永続的なものではないであろう。

アジアの貧困を救え

今やアジアにおける平和の確保こそが世界の平和確保のための鍵である。それゆえに朝鮮動乱の平和的解決のために世界のあらゆる社会民主主義者は結束して正義と秩序を基調とした平和回復の道を発見すべきである。またその平和を永続的なものにするために共産主義の温床となつているアジアの貧困と窮乏を克服しなければならない。

コミスコが世界における社会民主主義勢力を集結してアジアの開発についての独自のプランを樹てその具体的推進のプログラムをもつことはおそらく当面の任務であろう。

平和日本の建設を決意しているわれわれ日本人はかくして興るアジアの繁栄の中に自らの繁栄を見出そうとしているのであり、またわれわれ日本人の工業力や技術が役立ちうるとすれば、かかるアジアの復興と建設に対してであつて決して戦争準備のためのものであつてはならぬと固く信ずるのである。

印、印社会党の共同声明　インド社会党外交委員長ラマノハール・ロヒアは、インタナショナル結成大会から帰国の途上九月五日来日、社会党幹部と対日講和後のアジア問題やアジア社会党会議開催等についてこんだんし、九月一四日次のような共同声明を発した。

共同声明

われわれは、懇談を重ねた結果、日本社会党及び印度社会党が次の如き共通の見解を抱いていることを確認した。

(1) 今日の世界は互いに抗争する三つの世界に分れている。その一つは既得権や封建制度と資本主義を固執する現状維持の世界であり、他の一つは混乱その他の害悪を伴う共産主義の世界である。而して第三の世界は人類社会の発展を約束する社会主義の世界であるが、われわれ社会主義者はこの第三の世界を完成することを目指している。それ故にアジアにおけるわれわれの第一の目標は、現状維持既得権固執のアジアと、他面共産主義と混乱のアジアとの双方に対抗してこれに打ち勝つ様に、アジアの社会主義民主主義諸勢力を統合することにある。

(2) われわれの一致した見解によれば、アジアの各社会党が遂行すべき対内政策は均等の原則に従つて、社会改革、土地の再配分及び産業の社会化を実施すると共に、計画経済を通じて、低い生産水準を引上げ、アジア民族に課せられた劣悪な生活程度を向上せしめるものでなければならない。われわれはまた政治上経済上の権力や科学技術が、地方町村の一般住民にまで配分されねばならないと考えている。

(3) 日本社会党及び印度社会党は、世界の三分の二を占める後進民族――その一部はアフリカに見る如く、今なお政治的従属の地位にある――の生活状態と実力が、相当の程度まで引きあげられたとき、はじめて世界の平和が確実に保障されるものと確信する。世界の各地域の間における、かかる平等の達成こそが真に健全な勢力の均衡をもたらし、以て戦争の除去を可能ならしめるのである。

(4) われわれは日本の平和と繁栄が、他のアジア民族の平和と繁栄にかかつていること、並びに日本が軍国主義と、帝国主義の暗黒時代に立ち戻るが如きことは、社会主義日本として断じて許さないであろうことを信じているから、われわれはアジアの友邦が日本を受け容れられんことを喪心から切望する。われわれは進歩的な日本が技術、機械、工具をアジアの全友邦、特にビルマ及びインドネシア等に供給することを通じて、経済的繁栄に貢献すべく、最善の努力をなすべきことを保障する。

(5) 以上の共同目的遂行のため、日本社会党と印度社会党は緊密に提携する。先ず日本社会党は最近の機会に印度にその代表を派遣するであろう。われわれは全アジア社会党会議も近く開催されることを希望している。

一九五一年九月十四日
東京において

日本社会党外交委員長　田　博　雄
印度社会党外交委員長　ラマノハール・ロヒア

中央委員会後の平和運動　第一回中央委員会は、当面する平和運動について別項のような要綱を決定した。しかし党内焦点は、左右のやりとりにあり、一部の下部の組織を除いては、平和運動もその

ための手段と見られる傾向さえ見られた。

七月三一日、平和推進国民会議常任実行委員会代表が浅沼書記長に合つた際、社会党の不参加理由として「国民会議の中には共産党が入る恐れはないのか、原爆記念日や敗戦記念日の行事は共産党と間違いられはしないのか、社会党が入つたら国民運動が社会党のお先棒をかつぐ印象を与え逆効果を来しはしないか等々」（新産別、八・一八）を挙げたが、八月九日「共産党と違う方針」を積極的に入れるために、参加することになつた。一方、右派の力こぶを入れた平和対策懇談会（後に平和懇談会と改称）が労組右派幹部を中心に同じ二八日に生れ、これに対抗して右派の結集をねらつた。

九月一日の「サンフランシスコ会議に対する労仂者の意志表示」として開かれた靖国神社における平和国民大会では、鈴木委員長の挨拶の中に、戦争反対、再軍備反対に一言もふれず「我が社会党」をふり廻す調子に大衆のヤジが加えられた。

七月一三日の中央執行委員会は「講和条約草案に対する要望」を作成、政府ならびに関係各国に伝え、修正方を要請した。

平和運動展開に関する要綱

一、主文　わが党は昨年八月一五日を期して全国一せいに全面講和促進、戦争反対、世界平和確立を中心スローガンとして平和運動を展開し、非常な成績をあげた。ついては本年度も昨年同様、八月五日を期して全国的に平和運動のための演説会、講演会、研究会を開催する。

二、運動の意義と斗争

(1)　本運動は国内的には暴力の排撃、国際的には戦争の否定と防止、戦争不介入、戦争反対のために斗う立場を明らかにすると共に、共産党の戦略的平和運動とは、本質的に対立することを明確にする。

(3)　本運動は抽象的談議に終始することなく、これをわが党の展開する日常斗争に結びつけると共に、労農団体、文化団体、宗教団体の展開する活動に密着する。

(3)　本運動は戦争を防止せんとする日本国民の、平和と独立への念願を組織する。従つて救国的国民運動に発展せしめなければならない。共産党及びその同調者を除くあらゆる平和団体、民主団体を結集する。

(4)　本運動は身をもつて戦争の惨禍を体験した傷病軍人、戦争未亡人、孤児等の戦争えの憤激を組織する。従つて本運動は青年と婦人を動員する組織でなければならない。

(5)　本運動は国際的にコミスコ、自由労連、国際連合等への平和の要請として集約する。

(6)　中心スローガン（所謂平和五原則）

一、全面講和の促進

二、世界平和確立のための国連支持

一、憲法擁護と民族の独立

一、自主権の獲得と経済自立の確保

一、侵略戦争、国内暴力反対

講和条約草案に対する要望書

米国を始めとし連合国諸国が、日本との講和に対して示された熱意と努力に対して感謝する。

しかし乍ら、わが党の今日まで強く要望してきたように、わが日本が完全なる自主権を回復し、文化的にして健全的なる最低限度の生活を、自主的に確保して真に平和的なる国家として、国際社会の対等なる一人として参加することの切なる要求に基いて、左の諸条件が、根本的に解決されることを念願して止まないものである。

更に朝鮮事変が関係各国の努力により解決することを、世界平和の見地に立つて熱望すると共に、ソ連が対日講和に参加することを期待し、且つ講和に関する中国の問題が関係国間において、円満に解決されることを希望する。

第一、領土について

われわれは今日まで機会あるごとに、領土については連合国共同宣言の無併合の原則がとられなければならないことを主張してきたが、草案中にみるべき改善の施されていないことは遺憾に堪えない。

(1) われわれはヤルタ協定に責任を負ふべき根拠を発見することは出来ない。従つて歴史的地理的、且つ民族的に根拠ある南樺太及び千島列島の領土権が日本に確認されることを希望する。なお、いわんやハボマイ諸島及び色丹島は、北海道の一部であることを、われわれは確信している。

(2) 北緯二九度以南の琉球諸島と、ソウフ岩以南の日本諸島（小笠原諸島、西之島、火山列島を含む）と沖の鳥島、南鳥島の諸島は歴史的にわが国土であつて、これらの地域の住民は純粋に日本民族であつて、かつその住民は住民投票によつてその帰属を決すべきことを決議している。この同胞の熱望に鑑みて日本の領土権が確認されることを要望する。

第二、安全保障について

(1) われわれは国連の強化により、世界平和と各国の安全の保障されることを希求する。

(2) 安全保障に関して、国連憲章第二条による不可侵的義務を日本が負うことは、日本国憲法よりも当然とするところであるが同時に連合諸国が単に「日本との関係において、国際連合憲章第二条の原則を指針とすることを約す」消極的態度に止まらず日本国憲法の自主性を尊重せられたい。

(3) 日本の国連加盟については、関係国全部の努力により、急速にその実現を要望する。

(4) 当面の日本の安全保障については、国連総会の決議による具体的措置を要望する。

(5) 日本の個別的、集団的自衛権に制限が設けられなかつたことは幸であつたが、自衛の方法や手段は日本が完全なる独立後において、日本人の自由意志によつて、決定すべきであると信じている。

第三、賠償及び補償について

われわれは戦争によつて連合国諸国に与えた損害に対し、これ以上の賠償を支払う能力を日本が欠いているとの、一般的認定に対して感謝にたえないところであるが、それにもかかわらず「製造、沈船引揚その他の役務を提供し、日本人の熟練及び勤労を利用することによつて」損害を償う義務を負わされることは、論理的矛盾であるのみならず日本の財政負担を過重ならしめ、産業に重大なる圧迫を加え国民の生活水準を引き下げ、生存権を脅すものであるから、このような義務から、免除さるべきことを要望する。

第四、政治経済条項について

通商、航海、航空等に関する各条項と、相互主義に基く最恵国待遇または国民待遇の供与の点は、原則として異存を挟む余地が少いし、またわれわれは徒らに外国資本排撃やある種産業からの外国人閉め出しを意図するものでないが、現実の問題としては外国の巨大資本とわが国の弱小産業との関係において懸念がないではない。よつて日本経済の自主性尊重の措置が講ぜられることを要望する。

附帯事項

一、講和条約成立に伴い、海外同胞の引揚促進を急速に完了するよう、関係諸国が努力をはからられたい。

二、条約草案第一六条、戦争中捕虜となり不当なぎやくたいを受けた連合軍将兵の、損害補償については、日本人にも同等の措置をこうずるよう要望する。

第四節　講和問題をめぐる左右の対立から分裂大会へ

統一懇談会の結成　中央委の終つた七月一九日の夜、松岡駒吉、西村栄一ら右派の二十数氏が参院議員会館で会合、今後の方針として「全面とか単独かなどの形式は論議せず、講和条約の賛否はその内容によつて決するよう党の態度をまとめる方向に努力する」ことを申し合せ、左派首脳の留守をねつて中間派への仂きかけに傾いた。講和条約内容の発表後開かれた七月一二日の中執委で右派は「独立の好機をのがすべきでない、早急に態度をきめるべきだ」と要求したが、浅沼書記長は「要望書」（前掲）を決めた。七月一七日に鈴木委員も留守だし……少しまて」といなし、翌日の中執委で、今までの一致点に基いて「要望書」（前掲）を決めた。七月一七日には左派の佐々木更三、菊川孝夫、荒木正三郎らが会合、①臨時大会②論点を全面か単独かにおかず主として「防衛協定」の賛否におく③「講和条約草案に対する要望書」の点で党内をまとめる、などの点で一致した（朝日、七・一八）。こうした間にも右派の中間派への仂きかけは功を奏し、さらに左派と目された加藤勘十氏を口説いたといわれ、七月一八日、三輪、加藤（勘）、浅沼、中村（高）、田原、西村、曾禰氏ら中間、右派を含めた一四氏が会合した。加藤（勘）氏を通じて左派にも仂きかけてまとめて行く方針を確認した。さらに下条氏ら有志の共産党対策研究会を党の正式機関として強化、多数講和への一本化、臨時大会はさけることなどを話し合つた（毎日、七・一九）。八月六日、鈴木委員長から、片山、浅沼、下条氏らと会つて方針を協議するの言葉を得た。一方、この日の午後、さきの右、中間派の連合会議をもち「社会民主主義統一協議会」をつくつた。この会議では、コミスコ報告は抽象的だから詳細な報告を聴くよう提案する、「平和闘争に関する社会主義者の世界的活動「決議案の棄権の理由を追求する（日経八・七）と早くも左派攻撃の態度を見せた。しかし鈴木委員長は一二日の記者会見で、三原則はあくまで堅持すること、意見の調整については容易ならぬものがあつては適当な時期に臨時大会を開くと語り、大会での左派の強みを知つている右派にとつては容易ならぬものがあつた。かくして八月一九日、松岡駒吉、三輪寿壮、水谷長三郎、波多野鼎、加藤勘十、下条恭兵氏ら、右、中間派四四名は「統一懇談会」を結成、加藤勘十氏があとで加藤氏が「今日が議長に推され、下条恭兵氏から経過報告のまでの平和運動は共産党のそれと間違いされが党に少くなつたからだ、これらとは相容れることは出来ない、われわれは非共平和運動を展開する」と平和運動の定義づけを行つたといわれる（労仂経済旬報 No. 132）。とに共産党に置いたことは注目される。朝日新聞によれば、同会の「主意書」とは次のような内容のものである。

一、党内の融和と懇親をはかり、派閥を解消して党内一本化をはかる。

一、党の思想的立場は社会主義インターの決定に従い、共産主義と明確に対立する民主社会主義である。

一、マルクス・レーニン主義こそ強大な武力を背景に世界平和に脅威を与えている。
一、マルクス・レーニン主義とファシズムに対してあくまでも闘う。

この統一懇談会に対する浅沼書記長の見解は、「講和会議を前にして当然で、党内に各派の会合があるのは愛党の精神から出た統一への努力の表れ」と見、鈴木委員長はこれを「行過ぎ」と見た。下部の党員からは左のような意見が出された。

私達は下部で真剣に仂いているものです。その場合いちばん問題になるのは社会党がガタガタすることです。人は「君はそんなことをいうが党はどうなんだい。あんなにごたごたしていては何も出来ないじゃないか」と……全く冷水をぶつかけられたように今までのはりつめた気持はいつぺんにしぼんでしまう。……政党への不信感。これがいちばんおそろしい。民主主義の芽もしばんでしまう。……権力争いにきうきうしている人達はこんな平凡なそして一番大切なことを考えたこともあるのだろうか……（社会新聞、八・三〇）

講和国会の社会党　講和を前にして八月一六日から開かれた第一臨時国会は「全国民の意志で調印」という言葉ほしさの国会であつた。この意味では、三原則をかかげる人々にして見れば一つの試錬に立つたことになる。しかしこの国会における社会党の議員（浅沼、和田）の質問演説は、すじ金なしの「三原則の具体化」に終つたといわれ（講和新聞、八・二八）、条約の賛否と別個に全権派遣団に社会党からは三宅正一、金子洋文両氏を承認、国会派遣の議員が加わつた。

党　政　農　労

社会党青年部全国大会　「鈴木委員長の旗本」といわれ、左派の行動隊としての第六回青年部大会は、左右両派の微妙な状態の中で開かれただけに、とくに注目された大会であつた。それだけに、三〇日の中執委では右派から「共産党との対決がはつきりしないから開会反対だ」と迫られ、党三役と青年部との話合いが出来ていた。同大会は九月二、三日の両日にわたつて開かれ、平和三原則と再軍備反対をさらに推進し、講和条約、日米防衛協定に反対およびこれらの批准反対運動を続けることを決定した。第一日目は各団体からのメッセージがあり、本部報告で終つたが、平和推進国民会議代表として妹尾氏は「一部の社党幹部に私は全く愛想がつきた。青年だけが立派な社会党をつくる」と激励した。二日目は二七年度運動方針、規約改正、新たな情勢と平和の闘い、組織と運営、アジア社会主義青年会議の提唱、インタナショナル青年同盟及び全日本青年婦人会議への加入を可決、さらに「党内デモクラシー確立に関する件」が統一懇談会の解散を含めて満場一致可決、党臨時大会招集の件講和草案に基く条約及び日米安全保障協定反対、警察予備隊費増額反対、インド国民への感謝、激励の決議、松本治一郎追放解除に関する感謝決議、トバク法禁止などの動議を可決し、緊急動議として曾禰、三田村、西村、星加四氏除名、が出され、「党統制委員会のすみやかな処置をのぞむ」ということを落着いた。

この青年部の大会は、右派をひどくしげきした。九月一一日の中執委では、党の決定を離れるもので行過ぎだと主張、執行部は承認すべきでないと採決を迫つたが、鈴木委員長の要望により結論をつけず、三役中心に検討してきめることになつた（朝日、九・一二）。

これより早く、右派系の青年、学生は、この大会前日の九月一日代々木の全造船会館において「青年懇話会」を結成し「民主的社会主義の理念を確立し、実践の指針を見出す」ことを趣旨として一個人加盟による連絡研究機関」として「個人の人格陶冶に重点をおく」ことになつた（民労週報、九・一〇）。

〔運営常任委員〕全造船（榎木）、印刷庁（横手）、東芝（堅山）国鉄（竹内、山内）、日鉱（重枝）、日本建鉄（清水）外八名。

党内調整の動き　講和会議のひつぱくと共に党幹部間のかけひきは、いよいよ激しさを見せ、単独講和の有難味をあじわつた河上丈太郎、河野密氏らの追放解除組を加えて益々微妙な形を見せて来た。河上丈太郎氏は早くも八月一九日、浅沼書記長、三宅正一氏らと神戸に帰郷、地方遊説を開始し、時を同じくして鈴木委員長も九州、中国、近畿、東海の地区ブロック会議中心の工作をはじめたが帰京後、浅沼書記長と会見、党内の「調整」に着手、まず党三役の諸問機関を作つては、と提案、浅沼氏の同意を得た。かくして三〇日の中執委では、当面の党運営の諸問題を討議、五時間にわたる論争をつづけたが、はつきりした解決は見出せず、党三役の努力にまつということにきまつた。とくに統一懇談会に対して左派から「分派行動だ」と非難したが、党幹部、国会議員の約半数をかかえこむ懇談会には、結論をのばさざるを得ず、また、社会主義インタナショナルの平和闘争決議の保留は認められたが、この「精神」は支持するということになつた。その後この中執委の趣旨にのつとり、九月三日鈴木委員長は河上丈太郎氏に合い、党内調整の協力を要請、つづいて同日、「党の調整のための諸問会議」ともいうべき会合をもち、波多野、西村、松井、野溝、佐多氏らと主として党財政の問題について話し合い、今後もつづけて調整を行うことになつた（朝日九・四）。

その後九月一一日に中執委、翌一二日に、党三役招集による、各派中堅幹部の党運営小委員会、さらに三輪寿壮、河上丈太郎、河野密、松岡駒吉、加藤勘十、水谷長三郎、猪俣浩三氏と党長老会議、一三日に鈴木、野溝、加藤(勘)による鈴木、加藤両者間の調整三者会談と、連日の如く「調整」に腐心したが、いわば「ソロバン」をはじくに、三原則じや商売にならぬと見る右派、中間派と、「お客」にせがまれて、三原則で「ソロバン」をはじく右派とは、加藤(勘)らの如き腹の持主でないかぎりうまくゆくものではなく、逆に講和が押つけられ、批准に対する態度が現実に迫まられて来るにつれて益々みぞを深めて行つた。

しかし、この間両者にとつて共通な一致点が明確になつたのは共産党対策の強化である。九月四日、サンフランシスコ講和会議の前日に共産党中央幹部の弾圧があつたが、社会党の統一懇談会は一〇日夜の会合が「独自の立場」から反共反ソ運動展開を決定し、これと足並を揃えた。そして一一日の中執委では、九月一日の平和国民大会に社会党から要求した「反共、反ファッショ」などのスローガンが取入れられなかつた点の追求、平和推進国民会議脱退論が行われ、一二日の運営小委員会では二つの条約に対する態度決定の方法として、直ちに決めるか、それとも講和後の情勢に対処する、反共、反ファッショ、講和後の経済政策などを解決することによつてきめるかの二つの論が出され、間接論に重点をとることにした。この結果一五日には党三役の協議の結果、共産党、ファッショ対策委員会をもうけることを決定、次の一二氏を委員に指名した。

加藤勘十、河野密、西村栄一、中村正雄、菊川忠雄、松沢兼人、山下義信、岡田宗司、菊川孝夫、荒木正三郎、栗山良夫、田中義一

之進

幹部の対立から全党的な対立へ　批准国会が近づくと共に、左派は両条約には反対すべきだとの態度をきめ、佐々木更三、赤松勇、荒木正三郎氏らを中心に、臨時大会を要求してその準備をすすめ、右派は統一懇談会中心に、安保条約に難色を示しつつも「『独立』逸すべからず」の態度で、臨時大会は党一本化の後でと、これに対立し、各派とも地方遊説の形で下部の工作を進めて行つた。浅沼書記

長は先ず「国会解散」を強調して、抜目ない態度を見せ、「安保条約は行政協定がないとはつきりせず、批准国会は修正運動以外にない」（朝日、九・一七）とつぶやいた。それに、さきの「間接調整工作」も失敗の運命にあつた。九月一八日には左派議員、赤松勇、佐多氏ら九名は、総評系十数単産の有志と両条約反対の議員支持の申合せ、また左派の府県連代表者会議を開いて臨時大会の要請を行つた。こうした情況の下で開いた九月二〇日の運営小委員会では大会招集については三役を中心の懇談によることを申合せた。統一懇談会は二一日の世話人会で「講和条約に対する党の態度について意見の一致を見ないうちは臨時国会前の党大会開催には反対する」ことに決定した。

こうして二五日に調印後初の外交委員会が開かれたが、この日の前日に左右両派の外交委員がそれぞれ別に協議して臨むという慎重さで、結局左派は両条約反対、右派は賛成を主張してはつきりした対立を示し、中間案として浅沼書記長から

党の統一を第一義に考慮して両条約可分論の立場をとり独立の機会となる講和条約に賛成、行政協定などあつて手続上不備な点がある安保条約には反対する（朝日、九・二六）

の可分論を提唱、不可分論の左右両派から反ばくされた。なお外交委では採決は行わず、論争点を明らかにしてゆくことにとどめることにした。

同日夜の統一懇談会には、総同盟、海員、国鉄新生民同などの右派代表（民労研代表）出席して両条約賛成の統一懇談会を支持することにきめた。つずいて外交委や両派それぞれの会合が連日もたれたが、安協点は見出せず一〇月二日の中執委に期待がかけられた。二日の中執委は大会招集問題について左派の線と浅沼案が対立し、三日引つずいて開かれることになつていたが開くに至らず、これに先立つて党三役と松岡、水谷、加藤、野溝氏により調整小委員会が午後の一二時すぎまでもみぬき、「最後的態度」として左派および統一懇談会から次のように表明された（朝日、一〇・四）。

一、講和条約に賛成、安保条約反対　一、講和に対する態度は執行委、中央委、両院議員総会、大会の順序できめる　一、大会は開くが党費を一七日まで完納し、その上で期日及び定期大会か臨時大会かの性格などを決める　一、執行委は大会運営に最善の努力を払い、大会で執行委の決定がくつがえつたときは委員長以下執行部全部が責任をとる。

これに対して左派は、この案は「大会を認めない引のばしだ」とし、次の案が最後的だとして「統懇」側に提示、容れられねば、委員長権限による臨時大会招集も辞さない、と申入れた。

一、臨時大会は十月二一日までに開くこと　一、党費問題は誠意をもつて解決する。

その後この会はなおひきつずいて四日七時までもみにもんだが、左派は大会のつよみに依拠し、右派は中執委の優位を腹に収めて互にゆずらず、五日未明に至り次の点で一致し、先ず同日中執委を開いて両条約に対する採決を行うことになつた。

一、臨時大会は二三日ひらく（但し批准前であること）、講和に対する態度決定のため中執委、中央委、両院議院総会、地方縣連代表者会議を開く。中執委の決定は採決による。

一、中執委の決定が大会でくつがえつたときの執行部総辞職問題については連帯責任の精神で協議決定する。

一、未納党費は九月分までを来る一七日までに完納する。

なお了解事項として、大会決定と自己の信念の食い違いを生じたときは棄権を認める。

こうした間にも「屈辱的両条約をほうむれ」という労仂階級中心

のもり上りは大きく統一され、「白票議員は次期選挙でボイコット」といつた創意ある戦術に白票議員をおののかした。社会党にも続々青票獲得の申入れがまいこんだ。社会党の地方県連は、民族の運命にかかわる問題を大会によつて決せよとすでに九月中で二六県の過半数に達する要請が行われた。

かくして五日の中執委は三一名出席、西村案（安保だけ反対）と勝間田案（両条約反対）が提出され、説明あつて採決の結果、一六対一四、棄権一で西村案を大会原案と決定し、二三日に臨時大会を開くことを確認した。一八日の中委では、大会は一日だけときまり二一日府県連代表者会議、二二日中央委員会に予定した。

これ以後各派各様に大会めざして進んで行つたが、統一懇談会では三日の調整委員会で一応中間派に妥協したとはいえ、右派からの安保条約賛成の強硬意見なども出て、意見の調整に苦慮し、中間派の十一日会などでは、安保条約反対は一応認めるが、反対理由がはっきりしない、ということもあつた（毎日、一〇・一二）。また松岡駒吉、河野密、波多野鼎、加藤勘十、下条恭兵氏ら「統懇」内の右派グループと蠟山政道、矢部貞治、八木秀次、三田村四郎、佐野学、鍋山貞親氏ら二三名は一〇月一七日、三宅坂南甫園で会合民主社会主義連盟設立準備会をつくり、講和後の「独立」に対処して「戦前の夢」を追つて行つた。

問題の焦点は、大会を目前に両派とも「統一保持」に向け、「社会新聞」は一方的だと右派の苦情で休刊のうきめに合うという場面もあり、二二日の地方県連代表者会議は「統一保持」が強調された。

第二回中央委員会　大会を明日にひかえて開かれた中央委では、左派は、数の劣勢から採決をさけて中執委の報告を了承するだけに止めようとし、右派は浅沼書記長を先頭に立てて、採決を主張して「民主的ルール」の基礎固めを行なおうとした。左派は「中執委決定は大会の決定に違反するものであり、このような妥協案では党の統一保持は出来ない」とする論拠に対し、浅沼書記長は「国民の独立の要望、戦争介入の恐れをとき単なる妥協案でない」ことをたてにとつた。結局「承認」の形に落ついたが、散開後右派は、あくまで中執委案を通すこと、それには分裂もやむを得ないという態度を決めた。一方左派は、労組側と会合をもち、対策を協議し、注目の大会を迎えた。

第八回臨時大会　大会は二三日午後零時半より浅草公会堂で開催文字通り怒ごう、暴力、休憩の分裂大会に終り、「平和か戦争か」の中心点は棚上げとなり、社会党の限界ともろさが、全国的な政治的高まりを契機にバクロされた。大会は先ず、鈴木委員長のあいさつあつて休憩、この間に資格審査、大会運営委員長の互選あつてそれぞれ左派の椿繁夫、佐々木更三氏ときまつた。午後三時正式に成立を宣言、議長団に島上善五郎、松浦清一と左右から推せんされて「この大会は社会党の態度をきめるだけでなく日本の運命をもきめる重大な大会である」と島上議長からあいさつがあつて休憩。この間に資格審査は全部「両条約反対」を祝辞、祝電が紹介されたが、祝電三十余通は全部「両条約反対」を要請したものだつたといわれる（社会新聞、一〇・三〇）。休憩の後、五時三十分から浅沼書記長の報告に対する質問に入り、左派の吉田法晴、亀田得治の代議員から、大会に至るまでについての質問に対し、浅沼書記長が「両氏は本部報告を承認した国会議員、中央委員であるから質問の資格なし」とことわつた頃から議場の混乱がはじまつた。両条約の審議は忘れ去られなつた」。午後十時三十五分にいたり、中央委員は質問を遠慮してもらうこと、上で、講和関係を除いた本部報告を承認とした。左派は「中執委決定のような妥協案では党の統一保持は出来ない」ことをたてが、散開後右派は、あくまで中執委案を通すこと、それには分裂もやむを得ないという態度を決めた。一方左派は、労組側と会合をもち、対策を協議し、注目の大会を迎えた。

第八回臨時大会　大会は二三日午後零時半より浅草公会堂で開催文字通り怒ごう、暴力、休憩の分裂大会に終り、「平和か戦争か」の中心点は棚上げとなり、社会党の限界ともろさが、全国的な政治的高まりを契機にバクロされた。大会は先ず、鈴木委員長のあいさつあつて休憩、この間に資格審査、大会運営委員長の互選あつてそれぞれ左派の椿繁夫、佐々木更三氏ときまつた。午後三時正式に成立を宣言、議長団に島上善五郎、松浦清一と左右から推せんされて「この大会は社会党の態度をきめるだけでなく日本の運命をもきめる重大な大会である」と島上議長からあいさつがあつて休憩。

の態度を議題とし、二四日午前二時頃には採決に入るようにする」を満場一致承認、その後翌二四日の午前一時三十五分に至り「両条約の件」は質問、討論を省略、本部案をA、左派案をBに分け採決に入るとの運営委の報告を承認した（社会新聞）。

この頃から右派は中執委の招集を要求、もみ抜き、鈴木委員長が「党の最後的態度はあくまで大会で決する」といえば、浅沼書記長は「委員長が原案の通過をみとめればこんらんは起らなかつた」と採決をおそれる右派、中間派は「大会の流会を策した」。この間左派は採決困難とみて両条約反対代議員の署名をすすめた。こうして午前九時にいたり鈴木委員長、運営委員長、議長団の協議の結果、散会に決し、杉浦議長より、散会を宣言、つずいて島上議長より「両条約反対の一九三名の代議員署名が提出されております、これを確認の上散会します」と発言、「大会続行」を叫ぶ中で「独青」一と代議員の党旗の奪い合いなどがあつて散開した。二つに割れた社会党は左右とも「正統派」と自称し、同日の午後から左派は芝の中労委で大会を、右派は中間派と共に浅草本願寺で「大会代議員懇談会」をもつた。

左派大会は「青々」一九三名の代議員を集めて、議長に島上氏をすえ、鈴木委員長から「社会主義の最後の一線は守る、社会主義の闘いはこれからだ」とあいさつあり、次のような「当面の行動基準」ならびに大会宣言を発した。

当面の行動基準

斗う社会民主主義へ

一、わが党は、独立と平和を守るため両条約に反対する。これに反する裏切り者を断固除名する。

一、わが党は、労仂者、農民、インテリ及び中小商工業者の同志に広く門戸を開放し、斗う社会民主主義政党として組織を再編し、党勢の拡大強化をはかる。

一、わが党は、極右、極左の反動分子を排し、人権を擁護し、平和憲法を守り、スト禁止法、団体規正法等のあらゆる反動立法と断固斗う。

一、わが党は、軍事警察予算を排撃し国土の総合開発を実施して農業の発展と電力源の確保をはかる。

一、わが党は、アジア諸国と提携し、日本の経済自立を完成し、国民生活水準の向上と安定を促進する。

社会党第八回臨時大会宣言

わが党第八回臨時大会は、現下の急迫せる国際情勢を反映する対日講和条約及び日米安全保障条約に対して民主的平和勢力を代表する日本社会党の最終態度決定のためにひらかれた。

すでにして党内一部反動勢力は一月大会の決定を裏切り、常に党の名誉を傷つけ、党外反動勢力に呼応して党攪乱に終始して来た。

しかしながら、われわれは党組織の民主的運営をもつてあくまで一月大会の基本線を貫くために両条約反対の態度を鮮明に熾烈なる平和運動をまきおこしたのである。

全国の労仂者、農民、インテリゲンチヤ、一般市民諸君！

諸君が目で見、耳をもつて聞きえたことは、まさに、大会場における白青、白々の反動勢力が、あえて市井の暴力団を動員して大会を混乱に陥れたことである。

われわれはこのような支配階級のために、暴力をふるつて党大会の決定をじゆうりんせんとする陰謀に対して民主的運営をもつてあくまで斗つて来たのであるが、遂に暴力的に大会は解散せしめられるに到つた。しかしわれわれは、この暴挙に抗してゆうゆう過半数をこえる多数の代議員をもつてここに臨時大会を継続し

あらためて両条反対を満場一致確認するとともに、またこのさい党組織をひろく大衆諸君に開放し、わが党のあらたなる発足の日たらしめんとするものである。

全国の労仂者、農民、インテリゲンチヤ、一般市民諸君！

わが党は、直面する日本民族の重大危機に当つて、苦悩し搾取されている全勤労大衆とともに、国会の内外にわたつて、強力なる大衆斗争をまきおこし、日本社会党の権威と勝利のためにだんことして斗い進まんことをここに宣言する。

一九五一年一〇月二四日

日本社会党第八回臨時大会

右派の大会代議員懇談会は、講和条約替成、安保条約反対を確認今後の運営方針として

一、右派執行委員は党執行委員の過半数であるから党執行部を形成できる。よつて浅沼書記長を中心に党を運営する。

一、二五日参院会館で各府県代表者会議を開き、すみやかに定期大会を招集、三役、中執委員の選出を行う。

一、近く全国遊説を行う。

をきめ、次の声明を出した。

声　明

今や日本社会党は大胆に独立の機会をつかみ、祖国再建にまい進すべく、去る五日の中執委においてその方針を決定、二二日の中央委員会では、これが承認を見るに至つた。しかるに鈴木委員長以下左派執行委員は自ら進んで、その責をとろうとせず常に党統一に非協力の態度を示し、あまつさえ江田、佐々木の両氏は臨時大会とは別に二四日、中労会館をひそかに借り左派のみの会合の指令を発し臨時大会でいかなる決定を見ようとも両条約反対を護らないとの態度に出たことはもはや彼らが民主主義ルールを口にしながら自らその本義をじゆうりんしたものといわなければならない。しかも容共分子の計画的策謀と外部勢力との煽動によつて大会々場を支配しその圧力によつて良識ある党員の意思を抑圧せんとするに至つてはいかに民主々義の仮面をかぶろうとも全体主義者と何ら異るところなきは明白な事実である。ここにおいてわれわれは彼等一部赤色全体主義者と袂別し国民大衆の要望にこたえるべく中央執行委員会ならびに中央委員会の決定に基き断固党を統一せんことを期す。

右声明す。

つずいて開いた二五日の府県連代表者会議は次の決議を行つた。

臨時大会における一部容共分子の策動は完全に失敗し、これに煽動された少数党員はみずから分裂の道をえらんで脱落し去つた。これによつて党の対外活動を遮り来つた党内分派問題は、我等の勝利の上に解決したことを喜ぶものである。

我等は今こそ民族独立達成と正義に基いた平和の確保を期し、特に大衆生活の防衛、労仂三法改悪反対、賃金ベース引上げ、米麦統制撤廃反対、電力対策、中小企業対策、補償漁業権課税反対住宅問題、学校給食問題、地方平衡交付金問題、外地抑留同胞の引揚促進等々の緊急政策に専念奮斗し、以つて国民大衆の期待に応え挺身して健全なる民主社会主義政党のあり方を天下に示さんとするものである。

第五節　「わが道を行く」左右社会党

大会後のあと仕末　分裂後の二五日、両派共同の国会対策委員会で、二条約に対する国会での討論採決は別個に行うことに決定、左

派は衆院内交渉団体として届出を行い、元党本部が右派の占拠するところとなつてとりあえず「日本社会党第二三号室」とよび、右派は左派議員の離脱を届出て「日本社会党」と名乗つた。二七日には鈴木、浅沼会談が行われ、今後のことは円満に仕末をつけることで物別れになつた。なお同日の衆院における二条約の投票問題で互に声明を発し、「党議違反」、「離脱者」のラク印を押しあつた。その後両派は各府県連の獲得にのり出し、組織整備が行われた。

左派社会党の動向　一一月二日、鈴木委員長は、中執委の議を経た別項のような談話を発表し、左派の進路を示し、総評系労組を基盤に、政策審議会顧問として大内兵衛、有沢広巳、海野晋吉、高橋正雄、向坂逸郎、千田是也、稲葉秀三氏らの協力を得、党再建をはかつた。なお学者、文化人との提携をつよめるため、文化人にアピールした。

「党はかく進む」鈴木委員長談話。

一、社会ファシスト達の策謀によつてこれまで風雪を共にしのいで来た右派の諸君ともたもとを別たざるを得なくなつたことを心から残念に思うと同時に従来、社会党に深く信頼を寄せられて来た全国の同志に申訳けないという気持で一杯である。

二、私が従来も主張しこんごも念願している真の社会党とは暴力の階級的前衛政党でもなくまた混迷無原則の国民政党でもなく議会を通じて社会主義社会の理想を実現せんとする階級的大衆政党である。それ故革命方式を全然異にしている共産党とは従来と同様に共同闘争等は行う余地がない。

三、幸いに総評はじめ各労仂組合内部の党支持機運は積極化してきており、農村関係もこれまでの党の農業専門家の殆どが行動を共にしており、さらにフェビアン協会、平和問題懇談会、ペンクラブ等の有力メンバーを中心に知識人の党支持集団も生れようとしている。

四、われわれが当面なすべきことは、

第一に両条約によつてひきおこされる日本の新たなる事態に処して、まずアジア諸国との友好関係を回復し、日本の平和を確保しあわせて不平等条約を改正して日本の完全独立を達成することである。

第二に未曾有の反動時代に抗して民主化を徹底し、日常において全勤労階級の政治的自由と生活の防衛のために闘うことである。第三は再軍備に反対しあくまでも平和憲法を守ることである。これら経済外交の具体的な諸政策についてはあらたに知識人の参加によつて強化され、政策審議会で検討中であり近く発表の予定である。

一三日開かれた中執委には、総評武藤議長以下二〇名の労組幹部が、反動立法阻止闘争の申入れと左派激励のためこの会議に出席した。本部役員は左のようにきめられた。

中央執行委員会

委員長　鈴木茂三郎

中央執行委員　赤松勇、稲村順三、内村清次、大柴滋夫、勝間田清一、金子洋文、佐多忠隆、田中織之進、木下源吾、野溝勝、松原喜士次、山崎道子、和田博雄

統制委員長　猪俣浩三

統制委員　江田三郎、小笠原二三男、重盛寿治、山本幸一、吉田法晴

総務局長　佐々木更三

局付　江田三郎、庶務部　成瀬幡治、渉外部　荒木正三郎

組織局　野溝勝

政治局　鈴木茂三郎
機関紙局　稲村順造
財政委員会　野溝勝
政策審議会　和田博雄
選挙対策委員会主査　椿繁夫
文化委員会　原彪

なお一一月一二日開かれた統制委員会は一四日の中執委の議を経て各県連に次の通達を発した。

一、第八回臨時大会に於て暴力をふるい、又暴力団の指揮をなし直接間接暴力による議事妨害を行つた左の四名を除名処分にふす。

下条　恭兵　新潟県連所属
加藤　鐘造　岐阜〃
川俣　清音　秋田〃
三宅　正一　新潟〃

二、第七回大会以来決定方針に著しく背反し組織をカクランした左の三君を除名処分にふす。

西村　栄一　大阪府連所属
曾禰　益　神奈川県連所属
三田村四郎　東京都連所属

三、第八回臨時全国大会の「当面の行動基準」（前掲）に基き大会決定に背反する行為をなしたる者の処分は参院の両条約承認に関する投票後一括処分に附する。

民主社会主義連盟の結成と右派社会党の動向　「党を割つてまでも講和条約に賛成してくれたことは期待以上だつた」（朝日、一〇・二五）と自由党からほめられた右派は、「独立」を機会に階級政党の仮面をかなぐりすてた。すでに大会前から下準備のなつていた右派グループによる「民主社会主義連盟」は、二九日の設立準備会で創立趣意書（別項）を発表し、一二月一二日発会式をもつた。「参集者六十名はすべて学、政、財界の知名の士」で、とくに「民主社会主義者の精」（日本社会新聞、一二・二〇）が集り、「社会党とは緊密な連携」を保つことになり、右派社会党のスヂ金を形成した。趣意書ならびに役員は次の通りである。

民主社会主義連盟創立趣意

終戦六年にして我国は待望の独立を迎え得たが、今日既に反動的空気によつて混沌を加えている国内の情勢と、複雑にして未だ危機の去らない世界の情勢とは、国の前途のいよいよ多難なるべきを予想せしめる。この秋にあたり、われわれが国家独立の完成と世界平和の維持を図るためには、われわれに一定の具体的なプログラムがなくてはならない。われわれが民主社会主義の新しき理念を掲げて国民に嚮うところを示さんとする所以は、このプログラムに統一的指導的理念を与えかんと欲する為である。これを確固たる基礎の上にお

われわれが民主社会主義の理念を掲げる所以は次の確信に基く。社会主義は単に一階級の問題でなく、それは総ての人間の問題であり、従つて国民と人類の問題である。社会主義は総ての人々の頭脳を啓発し、心情を温くするものであり、物質に支配せられない精神を養うものでなければならない。利己心を抑制し、総ての暴力の弾圧を防止し、人間の道徳を昂めるものであらねばならぬ。すなわち社会主義は人間的な平和的な民主々義を基礎とした、その上に発展さるべきものであると信ずるのである。

他方、我国に民主主義の基礎を確立するためにはこれを資本家的自由主義の放恣無秩序なる活動に委すことはできない。国民大衆の生活保障の実現と国民経済の基礎構造の確立とがなされない

ならば、個性の開発は望まれず、共産主義の如き階級の暴力主義は抑止されないであろうし、また国際秩序を破壊せんとする超国家主義をふたたび抬頭せしめないよう保証することはできない。これ我国において社会主義を志向する公共統制と計画経済の樹立が急務なる所以である。

さらに日本の現在及び将来にとつて緊要なことは、日本の国際的針路である。過去における日本の民族主義運動の誤謬も、現在の混迷も、一に確固たる国際主義の上に立つていなかつたためである。民主社会主義は国際連帯主義に立つて国連の平和機構を強化し、平和の脅威に備えると共に、国際間の民主主義の実現を期するにある。同時にアジアの後進性を打開し、その自主自立の境地を開拓することは極めて重要な課題であるが、この場合においても徒らにアジア的第三勢力の如き孤立的行動をとることなく広くアジアの民主的勢力と提携し、国際主義の立場に立つて進まねばならないと信ずる。

以上の三つの理由によつて、われわれは民主社会主義が独立後の日本の公共政策の根本理念であり救国の大策たる所以を確信する。内に反動主義に対して民主主義の歴史的成果を擁護するのみならず、進んで国際民主社会主義勢力との提携を強化し、無責任なる国際的暴力を防止することはわれわれの責務である。すなわち人間の自由と権利を保証し拡充する民主主義秩序を確立すると共に、道義と共栄に基づく社会主義社会の建設に邁進し、平和の裡に人類至高の福祉を実現するの大道を挙示し、国家民族の独立を完成し、自由なる国際社会の一員としてその進歩に寄与しなければならない。かかる見地に立つてわれわれは次に掲げる原則により、広く天下の同志同憂の団体及び個人の協力を求め、所期の目的を達成せんとするものである。

一、われわれは民主社会主義をもつて日本の国家的独立を完成し新しき国際秩序を建設すべき指導原理なりと信ずる。

二、われわれは新憲法の下における民主主義の基本的条項を擁護し、国民の自由と権利を保証し、これを拡充せんことを期する。

三、われわれは国民経済の基礎構造を改革して我国生産力の根幹を培養し、産業民主制によつて労働者の権利と責任とを確保する。

四、われわれは日本農村及び農業の特殊事情に鑑み、その民主化方策の維持発展に努むるため、公共的援助を以て、農業生産力の向上をはかり、農民の協同組織によるその繁栄と社会的解放を期する。

五、われわれは国際民主社会主義と提携し、アジアの民主的勢力と協力してその自主自立を図り、国際民主々義の完成を期する。

六、われわれはすべての国民に教育の機会均等を与え、良識と道徳と科学の発達に基く日本文化の向上を図り、暴力発生の根源を除去せんと欲する。

七、われわれは日本に民主社会主義を綱領とする政党の存在することが絶対に必要なりと確信し、その健全なる発展に寄与すべく努力する。

（附記）

尚われわれは次の如く行動方針を取る。

一、各加盟団体又は個人の自由なる活動を妨げることなく、その協力と貢献とを通じて本連盟の原則を実現する。

二、本連盟としては直接選挙運動を行わず、選挙に候補者を立てることをしない。

以上

役員

会長　八木秀次、理事長　蠟山政道、事務局長　波多野鼎
〔理事〕阿部義宗、石川達三、岩田豊雄、大野信三、加田哲二、加藤勘十、桂皋、木村毅、桐原葆見、高坂正顯、河野密、佐野学、友岡久雄、直井武夫、中村菊男、波多野鼎、松岡駒吉、松前重義、三輪寿壮、美濃口時次郎、矢部貞治、蠟山政道
〔監事〕下条恭兵、美濃部洋次
〔評議員〕赤松常子、東隆、天池清次、江木武彦、小崎道雄、大西正道、賀川豊彦、加藤閲男、金杉秀信、菊川忠雄、能本虎三、小島利雄、斎藤勇、重枝琢巳、杉森孝次郎、田端金光、田原春次、滝田実、堅山利忠、鍋山貞親、原島照房、古沢磯次郎、堀木鎌三、松本七郎、三田村四郎、三宅正一、水谷長三郎、森田清一郎、基政七、山名義鶴、横手行雄

右派社会党は、当時二条約を契機に全国的にもかなりはつきりした左右の分化の傾向に乗じ先ず足場固めに着手し、一一月三日民労研との懇談をもち労組右派幹部との結合をはかると共に入党運動を展開した。一方「労組対策」として浅沼書記長、加藤勘十、菊川忠雄、松井政吉、中村正雄らを中心に「労組出身議員が総評の切崩し」と右派労組の整備に当つた（毎日、一一・二一）。学生層にも働きかけ「民主社会主義学生同盟」（一〇月一六日結成）への参加を呼びかけた（日本社会新聞、一〇・三一）。一一月の後半から各地の「異端者の策動に対応」するため「大先輩」たる片山、河上、三輪、河野氏らを先頭に「一大全国遊説が断行された」（日本社会新聞、一一・一五）。すでに一〇月二三日には「容共平和運動とは絶縁」するとして平和推進国民会議と手を切つていた。

かくして右派社会党は、一八日の国際対策委員会で、「反共こそは『平和』への道だ」というコミスコ大会の「平和のための闘争に

おける社会主義の世界的活動に関する決議」に基いて「平和安全保障と自衛に関する党の態度」を決定、五二年一月の大会に提出することにきめ主要な目標を共産主義に置き「反共平和運動」に着手した。

第二章　労農党

一、ダレス特使への要望

対日講和問題の調査を使命として、一月二五日、アメリカのダレス特使一行が入京したのを機会に労農党では次のような要望書を発表した。

ダレス特使への要望

終戦後すでに五年有半、国民は対日講和の一日も早く実現されることを望んでいるにもかかわらず、いまだにその実現の域に達せざることはわれわれの甚だ遺憾とするところである。さいわいに貴下は今回対日講和に関する各方面の意見を徴するため訪日されたということである。われわれは貴下の対日講和のために尽される努力を多とするとともに日本の完全独立と平和のために左の諸点について考慮されんことを要望する。

一、全面講和の要望

われわれは一体としての連合国との全面講和を要望する。国民とくに勤労大衆の要望である日本の完全独立と平和、自由な通商のためには全面講和の実現以外に方途はない。何故なら単独講和ないし個別講和は日本の完全独立と平和を阻害し自由な通商を抑制するばかりでなく、それは戦争に連らなる途であるからである。一部の単独講和論者のなかには、全面講和を前提として一ま

ず単独講和を締結すべきであるとなすものがあるが、今日の国際情勢のもとにおいてはそれはむしろ全面講和を不可能にするとともにその対立をますます激化するものである。連合国はポツダム宣言その他の国際協定によつて全面講和を約束していることを貴下は考慮されたい。

二、再軍備、警察予備隊武装強化反対の要望

われわれは日本の再軍備ならびに警察予備隊の武装強化に反対する。日本の安全は五大国（米、英、仏、新中国、ソ連）の協調を前とする国連に期待すべきであつて、日本の再軍備ならびに警察予備隊の武装強化によつてその安全を保障するとなすがごときは日本を戦争にまき込む以外の何ものでもない。ことにわれわれは憲法第九条において一切の軍備を廃棄し、平和国家として立つべきことを規定した。

われわれはこの憲法の規定をあくまでも尊重しなければならないことはもとより、また日本経済の実情から見て如何なる程度の再軍備ないし警察予備隊の武装強化も負担に耐えないものであることを貴下は考慮されたい。

三、領土に関する要望

われわれは既存の国際宣言ならびに国際協定によつて規定された以外の諸島嶼についてはその返還を要望する。日本が帝国主義的戦争によつて領有した以外の諸島嶼は経済的にも歴史的にも文化的にも日本国民の郷土であり、これを失うことは国民生活の基盤を失うことを意味する。貴下は領土の国民生活にたいする重大な意義をここに考慮されたい。

四、財政経済自主回復の要望

われわれは財政経済の自主性を確立するため占領政策による諸制限を撤廃されるよう要望する。平和産業を抑圧して軍需産業を動員するが如きはもとより終戦処理費の重圧、国家資金運用上の制限、通商の制限、船舶使用の制限のごとき一切の制限を撤廃するにあらざれば日本の財政経済の自立を達成することはできない。貴下はこの点について考慮されたい。

五、勤労階級の生活安定に関する要望

われわれは勤労階級生活安定のためにも占領政策により諸制限を撤廃されるよう要望する。再インフレの危険は今日までに顕著であるばかりでなく税金の重圧はますます勤労階級の生活を抑圧しつつある。また公務員法、労仂諸立法は勤労階級の正しい行動を抑圧しつつある。これら一切の抑圧を撤廃することなくして日本の社会不安は解消されない。貴下は日本社会の平和的な発達のためにこれらの点について考慮されたい。

一九五一年一月二四日

労仂者農民党中央執行委員会

二、第二回全国大会

労農党は三月二〇、二一の両日にわたつて第五回全国代表者会議をひらき、代議員四十数名が参加したが、第一日目にこれを全国大会にきりかえる旨の提案が、牧之内議長から行われ、満場意議なく承認した。国際情勢、国内情勢の報告ののち、質疑討論が行われ、党新役員を決定した。

大会スローガン

一、全面講和、永世中立、戦争反対
一、再軍備、軍事基地提供反対、講和後の外国軍駐屯反対
一、民族の独立と自由、世界平和の確立
一、言論、集会、結社の自由、教育の御用化絶対反対
一、首切り、賃下げ、労仂強化絶対反対

一、失業反対、失業者に食と衣と住を
一、生活を破壊する物価値上げ反対、戦争準備のインフレ反対
一、自立経済の確立、対中国貿易の即時再開
一、自殺と破産の重税反対
一、中小企業、農、漁業に資金と資材を保証せよ
一、農地改革の打切り反対
一、民主的食糧管理制度の確立
一、再生産を保証する農産物価格の決定
一、吉田ファッショ内閣の打倒
一、労仂戦線、農民戦線の統一民主戦線の結成促進

第二回党大会で決定した労農党新役員は次の通りである。

党主席　黒田壽男
書記長　中原健次
会計監査　千葉信、小野俊一
全国統制委員長　牧野内武人
同統制委員　水橋藤作、本間大英、伊沢英一、安久井竹次郎
中央執行委員　鈴木清一、堀真琴、木村禧八郎、岡田春夫、石野久男、加藤周四郎、小林一、野崎清二、橋本政雄
中央委員（衆議院議員）岡田春夫、石野久男、（参議院議員）木村禧八郎、堀真琴、鈴木清一
東北・北海道（五名）
（北海道）山田長吉、池戸芳一、（秋田）島田健三、（福岡）
加藤周四郎、（山形）鈴木一男
関東・甲信越（九名）
（栃木）平岡藤平、（東京）小松克彦、品川丈夫、（千葉）小林一、（山梨）河西清重、（茨城）染谷末雄、池田恒雄、（長野）古川兵次
東海・近畿（四名）
（靜岡）山口寅吉、（愛知）下田金助、（大阪）橋本政雄、（京都）久保田文雄
中国・四国・九州（一〇名）
（岡山）塩田秀一、野崎清二、松田元信、（広島）吉野彰、（山口）村上信、（福岡）全政大四郎、小倉三次、（大分）首藤直喜、（鶴川）橋本哲一、（鹿児島）緒方明男

大会決定の斗争方針は次の通りである。

地方選挙斗争方針

A　基本方針

我党の地方選挙斗争の任務は、世界平和を破り、戦争を挑発しファッシズムと軍国主義の温床となる独占資本と封建的残存勢力の支配の粉砕にある。党は立党初の地方選挙に当つて次のような重大なる使命を帯びるものである。

1　地方議会議員及び首長の確保により党独自の政策の公開と実現をはかる。
2　党は反日本人的外国追随勢力の粉砕と自由党打倒のために、全面講和、永世中立、戦争反対の党平和三原則承認を条件に広汎なる民主戦線を結集して斗う。
3　党勢増大に寄与する方法として議員を確保することによつて党務に専念する者を配置し得るようにする。

B　具体的方針

1　日常斗争の累積をもつて初めて組織的な固定票が獲得出来るのであつて、単なる選挙をのみ目的とした立候補は極力排除する。

党は右の基本原則を以て立候補者の選衡基準を次のように定める。

一、訓練された活動的組織者であること。
二、大衆とのつながりをもち、大衆から支持を受けている組織団体の中堅分子及び指導者であること。
三、以上が党候補の資格を有するものであり、何れも職業党員として党活動を実践し得る同志でなくてはならない。
首長及び縣議級候補は地方本部の申請で本部で、他級候補は党下部機関の申請で地方本部で資格審査の上公認するとともに、党員は党名で立つことを原則とする。但し党機関は特殊な場合は無所属立候補を考慮する。党機関の決定に服さず立候補したものは除名処分とする。地方本部が本部の方針に反する場合は統制委員会が解散若しくは権利の停止を指令する。
以上の点を考慮し、党は市町村議から首長選挙までの立候補の戦術を次のように決定する。
一、党候補は最低一名選挙区毎に立て必勝を期する。
二、党は党勢力の実情と民主勢力の実情に応じて、統一候補を考慮するが、我党に好意をよせる無所属候補は特に重要視する。
三、首長選挙については党独自の候補者なき場合には進歩勢力から立てることを原則とするが平和三原則の承認を条件とする。

党政農労

一、対日講和をめぐる情勢

(1) 講和問題の経過

(イ) 米国の下院海軍委員会分科会長E・アイザック氏は四六年一一月末東京で日本管理百年説を説いた。

(ロ) 一九四七年七月、国務省は対日講和予備会議を提唱したがこの米提案にはソ連はじめ中国国民政府、英連邦も反対した。

(ハ) かくて「講和なき講和」、「事実上の講和」がアメリカによってすすめられた。

(ニ) 四九年秋、ソ連及び英連邦のアメリカ対日政策に対する批判がおこり、アメリカは年内に草案をまとめようとしたが、国務省と国防省の意見対立によって頓坐した。

(ホ) 次に五〇年四月、アメリカは国務長官顧問にダレス氏をえ対日講和の推進を図ろうとした。

(ヘ) 国務省顧問ダレス氏は昨年一〇月末までに米国案の七原則を国連総会に出席中の各国代表に呈示したが、回答はソ連、英連邦と蔣介石政権のみであつた。

(2) 現段階における各国の講和態度

(イ) 本年一月ダレス氏の来日によつてアメリカはその世界政策の一環としての極東政策の足場として日本を固める必要から対日早期講和を急いでいるということが一層明白になつた。すなわち軍事基地の設定、駐軍、日本の再軍備、軍事工業の再建等、領土問題については琉球、小笠原諸島、南樺太、千島列島について信託統治下におき、台湾及び澎湖島をアメリカを統治国とする国連は四大国の将来の決定により講和後一年以内に決定をみざるときは国連総会が決定する。

(ロ) イギリス　原則的には全面講和に立つている。しかし経済的にアメリカに依存関係をもつため米国案七原則との調整に迷つている。しかし、台湾及び澎湖島の帰属問題と日本経済力の動員についてはアメリカとの対立はさけられない。

(ハ) インド及びその他の英連邦諸国　インドは全面講和を主張し、とくに中国ぬきの対日講和は反対を強調している。講和後の外国軍隊の駐屯には主権の侵害として反対するとともに日本再軍備にも反対を声明している。その他の英連邦諸国もオーストラリアを除いてはインドの全面講和の主張に大体同調している。

(ニ) 中国及びソ連は共にポツダム宣言、カイロ宣言の原則に基き全面講和を主張し、日本への講和後の外国軍隊駐屯とその軍事基地化並びに日本再軍備に反対している。また日本における軍事工業の復活禁止と平和産業の無制限の発展を主張している。領土問題について、ソ連は琉球、小笠原の日本への帰属を主張するとともにヤルタ協定の遵守を主張している。

(イ) 単独講和、個別講和は講和ではない。単独講和は現在国際対立を一層激化させ、人類をもう一度戦争においやるものである。

二、全面講和しかありえない

(ロ) 歴史的にも単独講和はできない。

(ハ) 日本の歴史的、地理的、経済的、文化的その他一切の事情と立場からして、中国をはじめアジア諸国との緊密な提携のない日本の独立と繁栄は考え得ない。とくに中国との講和なくしてアジアの政治的安定はありえない、単独講和はこれら一切の条件をじゆうりんする。

(ニ) 単独講和はひとりソ連、中国だけでなく、イギリス、インドその他の英連邦諸国、一切の国際対立の緩和を望む諸国から反対をうけており、事実上不可能である。

(ホ) 全面講和と単独講和の問題は支配階級の宣伝する善と次善の問題ではなく、善と悪、福と鬼の問題である。

(ヘ) 単独講和、多数講和といいかえてみても全く同様である。

三、自衛と再軍備問題について

(イ) ポツダム宣言、一九四七年七月極東委員会決定は、日本の完全な武装解除と非軍事化を明確に指示している。

(ロ) 日本国憲法第九条及び憲法前文日本の安全保障は根本的にはこれに徹することによりえられる。

(ハ) 再軍備の実施は世界的な低水準にある現在の大衆生活を更に犠牲にする事なくして行いえない。

(ニ) 反動勢力は外国の侵略を放送することによつて、日本再軍備を合理化しようとしているが、平和的且つ民主的な日本を侵略しようとする国はない。

(ホ) 再軍備は単に将来の問題でなくして、現在すでに行われていることに注意しなければならない。即ち、警察予備隊と海上保安隊がこれである。

四、安全保障について

(イ) 日米軍事協定

軍事協定は仮想敵国をもち戦争を挑発する。とくに武力をもたない日本の場合、結局協定国に対して従属的関係におかれ、真の独立が失われる。

(ロ) 地域的集団保障

今日、太平洋同盟の企図がアメリカによつてすすめられている。北大西洋同盟がいい手本であるが、その同盟条約第五条には同盟構成国は、自動的参戦の義務を負うことになつている。武力をもたず、戦争を放棄した日本としては参加すべきものではない。

(ハ) 国際連合への参加

現在の国連には、新中国が参加していないし、運営につき五大国の協調が失われているが、われわれは国連がそれらの弱点を克服し再び設立当初の精神と原則に立ちもどることを確信し、国際連合への参加によつて安全保障を確立する道をすすむべきである。

(ニ) しかしわれわれは、われわれの憲法がその前文に宣言した

一平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持」するという精神に安全保障の究局のよりどころを求めなければならない。

五、領土問題

カイロ宣言、ポツダム宣言等国際協定を遵奉する。したがつて琉球並に小笠原諸島その他歴史的、地理的、経済的、文化的に本来日本に帰属すべき諸島嶼については講和後返還されることを要請する。

六、いかに斗うか

われわれは、平和と真の独立と勤労者大衆の圧制よりの解放を要求するものであるが、これらは全面講和を獲得することによつてのみ確保せられ、進展せしめられる。したがつて、全面講和を獲得するための斗争は、今日の斗争の中核をなすものであり、一切の斗争がここまで高められ、集中されなければならない。広はんな全面講和戦線の確立がぜひ必要である。そのためには、まず(1)全面講和の与論喚起とその組織づけに努力しなければならない。

職場と居住地に座談会、懇談会、演説会等を精力的にもつ。新聞、パンフレット、その他出版物による宣伝の強化。それらによる盛上りのなかに全面講和、要求の署名運動をもちこんでゆく。

現在既に行われている白い羽根運動と全面講和愛国運動協議会の運動に対しては緊密な協力と提携をはかる。(2)大衆組織とくに労仂組合は斗争の中核である。(3)農漁民、中小企業者に対する宣伝と組織の空白を急速に進めなければならない。(4)青年、婦人の精力的動員並びに平和主義者との提携を強化しなければならない。(5)地方選挙斗争はこの啓蒙宣伝、組織づけの場面として有効適切に取上げられねばならず、またこの斗いを通じて全国民的カンパニヤたらしめねばならない。

三、労農党の全面講和運動

労農党は、第二回党大会の決定にもとづいて、全党をあげて全面講和実現のための平和運動を行うことになつたが、三月三一日、国会において党務委員会をひらき、つぎのような具体的方針をきめて指令した。

全面講和運動展開についての指針（方針書）

労仂者農民党中央執行委員会

一、反動勢力は何をネラつているか

最近反動勢力はムチヤな戦争計画をすすめるために、わが国にたいして単独講和再軍備のための態勢をチヤクチヤクと、ととのえつつある。国内における代表者吉田内閣が現在とつている政策はすべてこれを中心に、またこの実現のためにおこなわれている。

二、運動をなぜ進めねばならないか

われわれの全面講和運動は、反動勢力のこの野望をうちやぶり実行不可能においこむことである。なぜならば、こうしなくては日本民族の独立と、はたらく者の生活安定と、そして世界の平和をまもりぬくことができないからである。従つて、全面講和実現のための斗いこそは今日のあらゆる中心点であり、また日常われわれの身辺におこつている種々の不平、不満あるいはそのための要求や斗争はすべてここまで高められ、むすびつけられなければならない。

三、運動の目的はなにか

この運動の目的は「戦争はいやだ」、「戦争は反対だ」という大衆の素直な気持にたいしてよびかけ、反動の野望をバクロして立上らせ、そして全民族的な幅ひろい大衆の統一団結をかためさせこの圧倒的な力によつて反動勢力の政策をゆきづまらせ、また彼らを孤立化させて、うちたおすことである。とくに当面の目標は吉田単独講和内閣の孤立化と打倒におく。

四、はば広い統一斗争のための綱領

運動を展開するにあたつて重要なことは、はば広い大衆の統一と団結をかため、発展させるために、共通でしかも簡単明瞭な斗いの目標をもたねばならぬ。それは

「全面講和、永世中立、戦争反対」

「再軍備反対、軍事基地化反対、講和後の外国軍隊駐屯反対」

を中心とする。然しそれと同時に運動がカラマワリせぬために、日常われわれの身辺におこつている生活上その他一切の不平、不満にたいしても共通の斗う目標がなければならぬ。それは

「低賃金、低米価、首切り、物価引上げ、重税反対」

が中心にとりあげられねばならぬ。この場合、その他の色々な要求がその時と処によつてとりあげられて、もちろんよいし、また根本をあやまらぬかぎりにおいて上述の目標をもつと簡単にしてもよい。

（註）永世中立の内容について一九四九年六月党第二回全国代表者会議で次のように決定されている。すなわち

1　一切の軍隊を日本に置かない。
2　一切の軍事施設を設けない。
3　武器の生産はやらない。
4　武器の運搬はやらない。
5　軍事的ファッショ勢力を一掃する。
6　あらゆる名目の軍隊をもうけない。警察の軍隊化を排除する。
7　国連に参加を要請し、世界平和確立に努力する。

五、組織のはばとその中核

この運動は、思想、宗教、政治的見解のちがいをのりこえて、また反動政策のもつともひどい犠牲者、労仂者農民だけではなく中小業者、知識人その他平和を愛する一切の人達の参加をもとめとくに青年婦人層の積極的な参加がおこなわれなければならない。またこの場合、重要なことはこの運動の中核となる者は労仂者階級であり、労仂者階級の適切な指導とすいしんがなくては根強い展開がおこなわれない。

六、大衆を立上らせよ。

従来こういう運動はともすれば各種団体の代表者会議におちいりがちだが、はば広い大衆が動員され参加するように努め、また運動が政党間の形だけの共同斗争に終つてしまわないように、わが党の提唱によつて大衆の「下から」のもり上りを通じて、政党がつよく結ばれてゆくように心がけねばならぬ。（とくに社会党総評系労組幹部に対しては「下から」の統一をおしすすめ参加させるように努力せねばならない。）

七、他の運動との関係

われわれの運動は、いままですでに展開されている全面講和愛国協議会の運動、社会党の白い羽根運動その他この種の運動と対立するものではなく、これらの運動とは連絡をもち互に助け合い補いあつて、将来はわれわれの提唱を通じて運動が大きく統一されて行くことが望ましい。また、すでにこの種の運動に参加して十分な効果をあげている場合、あらたに運動を提唱してそのため

にかえつて大衆の統一と団結がさまたげられないよう注意せねばならない。

八、党員および党機関の任務

党の各級機関（都道府縣地方本部、支部またはその他の下部組織）は、以上の点にしたがつて、速かに、かつ精力的な活動を開始し、はば広い大衆を動員して全面講和のための集会を組織せよ、この場合、集会の名称は「××××（所在地名）平和の会」とするが、各地の実情に応じて出来るだけ広く参加できような名称をつかつてもよい。全党員はいまこそたちあがつて、率先して運動の展開につとめよ。

九、地方選挙斗争をにがすな

今回おこなわれる地方選挙はある意味で講和の方向を左右するともいいうるから、この選挙を機会にとくに精力的に運動を展開し「平和の会」が推せんする候補者をきめるなどあらゆる努力が必要である。（もちろん、この運動が選挙期間だけに限られて了わぬように注意すべきである。）

四、メーデー闘争

労農党では、統一メーデーを闘いとるべく、声明書を発表するとともに、次のようなスローガンを決定した

第二二回メーデースローガン

一、全面講和、永世中立、戦争反対！
一、再軍備反対、軍事基地化反対、講和後の全占領軍の撤退！
一、民族の独立と自由を斗いとれ！
一、言論、集会、出版、結社の自由を守れ！
一、ファッショ警察政治絶対反対！　吉田反動内閣を打倒せよ！
一、失業者に職をよこせ！
　失業者に食と衣と住を！
一、奴隷的労仂強化絶対反対！
　食えるだけの賃金よこせ！
一、土地取上げ反対！
　農民を裸にする供米価格絶対反対！
一、戦争準備の重税反対！
一、中小企業に資金と資材を！
一、対中国貿易の即時再開！
一、労仂戦線と農民戦線の即時統一！

五、第三回中央委員会

八月四日、五日にわたつて第三回中央委員会がひらかれ、「最近の内外情勢」（中原）、「講和問題」（堀）、「当面の任務と方向」（中原）、「組織確立」（岡田）、「統制委員会報告」（牧之内）、「財政確立」（橋本）、「機関紙対策」（岡田）、「闘争」（石野）、「農民闘争」（野崎）等の各議題が提案討議された。宣言、スローガン、決定事項は次の通りである。

平和と独立のために
全国民諸君に訴える！
——第三回　中央委員会宣言——

全国民諸君！

日本を第二の朝鮮たらしめようとする単独講和は吉田戦争内閣によつて九月、サンフランシスコで調印されようとしている。われわれは戦争に反対する。だからこそ、われわれは、外国軍隊の永久駐屯を決め、外国に軍事基地を提供するこの単独講和に反対する。

われわれは民族の独立と繁栄を欲する。だからこそ日本を植民

地化し、平和産業を破壊し、とくに日本経済にとつて重大な関係をもつ中国との貿易を剝奪するこの単独講和に反対する。

しかるに吉田売国内閣はこの恥ずべき単独講和を「寛大」な「和解」の講和であると宣伝し、日本を国際対立の渦中に巻き込み、戦争準備にかりたて、さらに日本を全アジアから引離そうとしているのだ。

わが労仂者農民党は、国を愛し、平和をねがう全日本の国民諸君に訴える。

全国民は総力をあげ断固として単独講和九月調印に反対せよ。われわれは孤立していない。この講和草案に賛成している国はごくわずかであり、とくにアジアの隣国はすべて反対しているのだ。米英を含めて世界の平和を愛するすべての人々はみな反対しているのだ。

日本民族の独立と平和と繁栄をねがうすべての国民、とくに労仂者、農民、漁民、中小商工業者、民族資本家、インテリゲンチヤ、学生、宗教家、青年、婦人諸君に訴える。

われわれは団結して、この憎むべき吉田内閣の野望を粉砕しよう。

わが党は諸君と共にあらゆる大衆行動をもつて吉田内閣のサンフランシスコ単独講和調印を粉砕し、全面講和による日本の独立と世界の平和確立のために全力を挙げて斗うことを、ここに厳粛に宣言する。

一九五一年八月五日

第三回中央委員会ス

労仂者農民党第三回中央委員会

一、大衆行動で九月単独講和の策謀を粉砕せよ！

一、日本人を戦争に追い込む秘密軍事協定絶対反対！

一、平和産業と中小企業つぶす日米経済協力絶対反対！

一、対中国貿易の即時再開、産業を平和のために！

一、戦犯共の追放解除絶対反対、言論、集会、結社の自由を守れ！

一、弾圧機関の強化をねらう行政改革と首切り反対！

一、奴隷的労仂条件を合理化する労仂法規の改悪反対、定時間で喰える賃金の保障！

一、低米価政策反対、外国農業恐慌から日本農業を守れ！

一、消費者米価と大衆料金の一斉値上げ絶対反対！

一、再軍備のための重税絶対反対！

一、朝鮮問題の平和的解決、介入政策の即時停止！

一、自由と平和の独立のために斗う労仂者農民党万才！

――現段階の農民斗争と党の任務――

一、農業状勢

イ、農業恐慌の一層の激化と発展

ロ、農村におけるファシズム体勢の進展

二、当面の農民斗争と我が党の任務

A　農民斗争の現状

この様な反動支配の強化、ファシズム化の中に米価問題、電気料値上にも現れたごとく農民の不満と反抗とは広汎に高まりつつあり、農民大衆は敵権力の正体を認識しつある。だが然し、この様な客観状勢の革命化にも拘わらず、主体的な農民組織は極く地方的には存在するが全国的にはほとんど壊滅状態にある。今日では日農統一・主体両派といわず、単独組合といわず、組織も斗争も全く停滞乃至壊滅している。政党の活動もあるいは選挙基盤化するか、あるいは状勢に適応しない機械的指導のため全く頭打ちの状況にある。かくして組織と宣伝と日常斗争の

立ち遅れが農民をして強くブルジョア陣営に傾けしめ、支配階級の僞まん政策によつて動揺しながらも反革命勢力に抱合され、彼等の砦となりつつあることを素直に認めねばならない。この農民斗争の立ちおくれに対しては党の農業農民対策の貧因が先ず批判されねばならない。この行き詰りを打開して斗争を展開する爲には更に農民運動全体にわたる厳粛な自己批判が要請されている。

B　農民組織の弱体化の原因

①組織のボス化、②上からの土地改革、③農協による保守勢力の擡頭、④組合内部の抗争、政党の組合支配への狂態、組合が勤労農民の日常利害の爲に斗う組織たることを放棄して党争に終始したこと。農民戰線統一は口に唱えつつも統一への勢力が相手方共になされずあるいは組織の切りとり主義に堕したこと。しかしこのより根本的原因としては農民斗争のプチブル化と、農地改革後の階級構成変化の把握が乏しく、貧農の前進がなされなかつたことに起因する。即ち、①農地改革は勤労農民の革命的情熱によつて始まつたものでなく、敵階級による零細自作農の温存と、過小農制社会そのものをファッシズムの温床とし收奪をかえつて強化せんとする陰謀であつたこと、②一方農地改革を巡る斗争過程に結集した大部分の小作農民は階級的訓練を経ずして、単なる土地所有欲を前提としたプチブル的性格を持つていたこと、農地改革から農業革命への高度な斗争へ動員出来なかつた原因はここにある。③このようなプチブル的幻想の下では貧農の階級的利益を中心とした真に革命を目的とした組織と斗争の主体を確立し得ず運動の過程に中富農的傾向を生じ、斗争の安易性と権力への甘い評価を生み組織自体の反動化と組織の中から選出された公職者をして徒らにゴマ化せしめる因となつた。

C　党の基本的任務

かくして今、われわれに要求されている独講和と再軍備態勢を粉砕する爲に恐慌の深化と共に急速に没落しつつある貧農層を中核体とする指導権の下にプチブル的土地持ちの幻想を打ち破り労仂者階級を中軸とする革命の同盟軍として急速に組織を再編することが広汎に日常斗争の凡ゆる面に強力に行われなくてはならぬ。農民を独占資本への れい属から絶ち切る爲のこの様な農民組織の再編強化と斗争の主体の確立のみが急速にたい頭し来つたファシズムを打倒し得、更に尨大な空白地帯の組織こそ、真に平和と独立を守り得るのである。

三、当面の緊急任務と斗争目標

①全面講和と平和への斗争、日米経済協力反対の線に全農民を動員し、政治的階級的宣伝の強化とバクロを凡ゆる機会に捉えて精力的に行い、特に日米経済協力の結果たる米価・電力・肥料値上問題等を捉えて大衆の不満と反抗を内外独占資本の收奪粉砕の線に高めなければならぬ。この度、党は先ず何よりも執拗な煽動と宣伝と工作を組織しなくてはならない。

②日本農業を根底から揺りつつあるのは次の点である。単に外国農業恐慌の直輸入であるばかりでなく、食糧政策の自主性要求と無制限輸入に反対する斗争は日本農業と農民生活を守る斗争に連なるのである。

③農民のれい属的地位を固定化する一切の小ブル的偏向を打破し独占資本とこれに連なる封建的温存、地主富農反動ボス勢力、農協ボス勢力の排除の斗争は最も精力的に斗われなければならぬそれは同時に独占資本の農民支配の企図を粉砕する爲の広汎な反フアツシヨ斗争、平和と民族の独立の斗争として発展させねばならぬ。

④労農提携の強化――労仂者階級は今こそ農民問題を自らの問

題としてとりあげなくてはならぬ。支配階級は米価問題の例をみても、常に労農離間を策している。このため、日常活動における労農組織の緊密な連携、特に農民斗争に直接関係のある労仂組合との連携、個々の具体的斗争を通じる共同斗争の展開、かかる共斗の過程に具体的斗争目標を持つた労農委員会の設置、労仂者階級の地域斗争との結合等を急速に推進しなくてはならぬ。

⑤農民組織の再編成――農民斗争のたちおくれを急速に克服するために、農民の広汎な不満と反抗を強大に組織し独占資本への れい属から農民大衆を絶ち切る爲のわれら農民組織の再編、確立を急がねばならない。党は既存の日農両組織のいずれにもとらわれぬ立場から弱体化乃至壊滅しつつある組織を部落から村へ再組織する過程に、大衆と共に強固なる農民戦線の発展と統一への機運を醸成してゆく。この場合、貧農の前進がなされ得る如き方策をとらしめることが大切である。組織再編の第一歩は農民組織諸団体間における共同斗争である。農民大衆が切実に要求している斗争題目を捉えて村郡地方毎に共同斗争を広汎に展開し、組織未組織農民大衆をこれに動員する。特に市町村政刷新運動、自治体の農産物価格を決定せよ、検査制度の合理化と等級格下反対。活動は強力に斗われねばならない。農村内部の反動攻勢と復活は市町村段階において熾烈化している。

共同斗争は地域的共同斗争を基礎として郡縣に及ぶごとく各種農民団体、民主政党に協力体勢を作り、個々の斗争における共同斗争の組織から漸次農民諸組織間にあらゆる斗争を対象とする恒常的共同斗争を確立する。かかる恒常的共斗組織を通じる農民大衆間の強力な提携を基盤として可能なる地域から農民戦線大統一を促進する。党は主体的勢力となつて共斗を推進し、誠実熱心、精力的かつ不断の活動によつて農民大衆の信頼を確保し、党活動が農民組合の発展であると認められるごとき活動が常に必要である。

党は農民組織への指導性を確認しながらも農民組織自体の独自性を確保し、民主政党とともに政治的斗争を展開する。農民組合にたいする党の指導勢力は党による組合の機械的直接的指導であつてはならない。

四、斗争目標

(一) 反封建斗争反ファシズム斗争

(イ) 土地改革の逆轉、地主制度復活反対、第三次農地改革実施と土地管理斗争、農業委員会の民主化斗争。

(ロ) 各種勢力の部落、町村支配の排撃、自治体農協の民主化斗争、貧農・二三男農村失業者の再軍備充用反対、農村青年婦人運動と平和と民族独立斗争。

(二) 独占資本收奪との斗争

(イ) 食糧……外国食糧の無制限輸入反対、食糧政策のれい属化反対、事後割当、強権供出反対、自主申告、無制限買上、麥の供出撤廃反対、災害復旧、土地改良費全額国庫負担。

(ロ) 価格……日米協力に基く低米価賃金反対、拡大再生産保証の農産物価格を決定せよ、検査制度の合理化と等級格下反対。

(ハ) 肥料……農用資材・電力輸入燐酸加里肥料国営、肥料輸入による価格吊上反対、肥料需給調整法反対、農機具農薬の確保と値上反対、電力値上反対。

(ニ) 金融……長期低利の金融制度の確立、農林金融機関の民主化、農手の枠の拡大と増。

(ホ) 租税……所得税の高度累進賦課、大衆課税反対、地方税の徹底的縮減と農民負担の軽減、徴税制度の民主化。

(ヘ) 農協……戦時農業会化粉砕、ボス支配の排撃と不正腐敗の摘発。

農協官僚化反対、農協への金融資本の支配排撃、農業共済保険制度の民主化と共済掛金の全額国庫負担と引上反対、医療共済制度の拡充整備と負担の軽減。

(ト) 積雪寒冷地帯にたいする価格金規程及び国家投資の特殊措置。

——当面の斗いの任務と方向——

一、敵の単独講和とその受入体制への策謀を粉砕することは平和と独立のために斗う日本民族の斗いの当面の目標である。

今日では労仂者、農民、一切の勤労大衆、一切の日本人のどのような問題でも内外反動の単独講和策謀とその受入体制の具体化の企図に直接且つ具体的に結びつかないものはない。

平和と独立のために全面講和をめざす日本人民の斗いはこの敵の策謀と企図を粉砕することになければならない。したがつて日常提起する一切の問題を、あげてこの当面の目標と斗いに発展させ統一させることが必要である。

二、そのために党は何をやらねばならないか。

(1) 政治的、階級的宣伝の強化と大衆組織の確立のために斗うこと。

A 宣伝は第二回党大会以後強化されたことは事実であるがまだ不充分である。この欠陥を克服するために党は当面機関紙、誌の質的強化と量的強化をはかるとともに座談会、演説会などあらゆる可能な形で大衆集合を精力的に組織しなければならない。

B 宣伝の強化は組織活動と結びつかなければならない。組織はあらゆる可能な形をとるべきであるが、当面の斗いの目標に対する大衆の行動へ指導されなければならない。

(2) 大衆組織とくに労仂組合を重視しなければならない。

前衛部隊としての労仂階級が当面の目標を斗う上の決定的な存在である。とくに最近、平和擁護の斗争は労仂者階級のなかで新しい発展をみせようとしている。党はこれを階級全体のものとするために積極的に努力しなければならない。

(3) 党員の理論水準の低さと実践力の弱さは早急に克服しなければならない。

以上の緊急任務を正しく、かつ効果的に斗いぬくため、党に現在の理論水準の低さと実践力の弱さを早急に克服するための全党的な斗いを組織しなければならない。この両者は従来全体としての党の活動を停滞させている。

これを克服するためには全党員が学習を強化する必要がある。しかしこれは党員が最低の義務と責任をなすという初歩的な実践を離れては無意味である。その中でもとくに党費の正確な納入はそれ自体重要であるとともに党規律確立の基礎条件をなすものである。この点の軽視の傾向は党内一部の現象であるとしても早急に克服されなければならない。

三、全面講和を斗いとるための当面の斗争

(1) 九月単独講和調印反対の斗争を盛り上げなければならない。

党は「全面講和、永世中立、戦争反対」の立場から内外反動によつて準備されている九月単独講和調印に断乎反対するとともにこれを粉砕しなければならない。

この単独講和は明らかに世界の平和を脅かし、日本の独立を危くするものであり「調印反対」の斗争は一部の独占資本家を除いたすべての平和を愛する日本の労仂者、農民、漁民、中小企業家民族資本家、インテリ、学生、宗教家、家庭婦人、その他あらゆる階層を含めた全民族的な斗争にたかめられなければならない。

（イ）宣伝の強化……われわれは当面、内外反動による単独講和の陰謀をバクロするために宣伝活動を強化するとともに日本人民の「単独講和反対」の声を国際的にアッピールする運動を強化しなければならない。

（ロ）斗争の中心は労仂者……また「調印反対斗争」の中心勢力は労仂者階級であること。全党員は労仂者のあらゆる日常の諸要求をとり上げ斗争を組織するとともにこれを実状に応じて「調印反対」の斗争にまでたかめなければならない。

（ハ）平和運動の強化……以上の斗争と並行して、われわれはあらゆる平和運動の民族的な統一をめざして全愛協、平和国民推進会議などすべての平和組織の強化に努めなければならない。全党員は中央、地方を問わず、これらの運動に積極的に参加するとともに、とくにこれらの下部組織の強化をはからなければならない。

（2）民族的な要求として中日貿易即時再開を斗いとらなければならない。

内外独占資本のカイライと化した吉田内閣は日本と中国の密接な経済関係を無視して中国を除外した単独講和を強行せんとしている。日本の産業は全く望めない。またその強行は日本の経済建設期にある中国における日本の工業生産品の需要もまたボウ大である。われわれは全面講和斗争の一環として、また全民族的な要求として中日貿易即時再開要求の斗争を強化しなければならない。単独講和によつては中日貿易の再開が外国の軍拡経済に従属されるため、平和産業とくに中小企業への圧迫は強化され、その結果は失業の増大となり、労仂条件の悪化、生活水準の切下げが必然となる。

全党員はこの斗争が中小企業対策の重要な環であるとともに労仂者階級の斗争であることを充分に理解しなければならない。

党は当面次の方針にもとづいてこの斗争の発展強化をはかる。

（イ）この問題を機関紙その他あらゆる機会にとりあげ宣伝するとともに大衆の問題としてとり上げさせなければならない。また国際的なアッピールも必要である。

（ロ）労仂組合、中小企業家あるいは中小商工業者などの団体にこの問題をもち込み、広はんな「中日貿易即時再開」の要求のための組織結成に努めなければならない。

（ハ）中日友好協会、中日貿易促進会などと積極的に連絡をとり中日両国民の友好関係の強化をはかる必要がある。

党組織の強化のために

――当面の拡充の方針について――

一、組織拡充のための基本点はどこにあるか

国内情勢の分析で明らかにされたように広汎な勤労大衆は戦争の脅威に対して、平和擁護の斗争に続々参加して根強い抵抗を示し、どんな苦しい試練にも耐えて斗いぬく力を持つていることを事実をもつて示した。ところが、この平和擁護の斗争に積極的に参加して斗つている労仂者やその他の勤労大衆が、現在とくにとりたてていうほどわが党に入党しようとしなかつたのは何故であろうか？　これは反動陣営の気狂いじみた弾圧強化と、独占された宣伝機関の一方的な宣伝に影響されていることも見逃せないがこれと同時に、とくにとりあげなければならぬことは、全党的にみて党員の実践力の弱さと、理論水準の低さが大きな原因となつていることである。根本的には平和擁護斗争（すべての日常斗争もこれに連なる）の中で、党員の多くが常に大衆の先頭に立つて充分に斗つてきていなかつたために、党が持つている現情勢の理

解と斗い方を大衆によく滲透させていなかつたということができる。

党が常に正義の立場に立ち、平和をもとめる全世界の大多数の人民勢力の側に立つて奮斗する以上、勝利は必ずわれわれにあることは歴史の証明するところである。

われわれは、いまこの確信にもとづき、党のもつている以上の欠陥を急速にうずめ、党の歴史的な使命達成に邁進しなければならない。この欠陥の克服については今春おこなわれた第二回党大会以後いろいろ努力が行われてきたが、いまだ十分の成果を収めていない。従つて、ここに提案する組織拡充の方針はいかにして党のこの欠陥をうめるか、すなわち理論水準の低さと実践力の弱さをいかにして克服するかという点を基本的としてその上に展開されなければならない（以下省略）。

六、第四回中央委員会

第四回中央委員会は一二月八、九の両日開催され、講和発効後の新しい内外情勢にもとづく闘争方針を討議、決定した。

宣言及び決定事項は次の通りである。

第四回中央委員会宣言

全国民諸君！

内外独占資本の手先であり、そのよき協力者である吉田自由党内閣は〝和解と信頼〟どころか、遂に隷属と戦争の桑港両条約を国民の名を僭称して甘受し、しかも彼らは世界の諸民族、とくにアジア・アラブ諸民族が帝国主義的支配を断ち切るため解放斗争に決起しているその瞬間に、わが日本民族を植民地的な隷属関係におとしいれたのだ。

すでに昨年暮対日単独講和の促進が公にされて以来進められてきたものは何であつたか。それは国連協力、予備隊強化、軍需工場化とその労仂強化、一般勤労大衆の生活水準切下げ以外の何ものでもない。これこそが戦争と隷属の両条約の正体である。

全国民諸君！

かつてわれわれは中日戦争、太平洋戦争と次々に戦争にまきこまれてきた苦しい経験をもつている。それ故にこそ労仂者農民をはじめ一切の階層の人々が平和を要求して、大きくたち上りつつある。

全国民諸君！

労仂者農民党は、この巾広い平和のための斗争を支持するとともに、戦争と植民地的隷属に反対して日本の独立をかちとるために、桑港両条約の破棄を要求する。そのためにわが党は「民族独立民主政府」を目標とする「民族独立民主連合」の結集を斗う。

日本の独立と、平和と民主々義をもとめる全国の労仂者、農民市民、中小商工業者、知識人、青年、婦人その他一切の愛国者諸君！

アジア・アラブ諸民族をはじめ、世界の平和勢力と提携し「民族独立民主連合」に一切の力を結集して内外独占資本の野望を粉砕し、光栄ある祖国の独立をわれわれ自身の手によつて斗いとることこそがわれわれ日本民族に課せられた至上の任務なのである。

わが労仂者農民党は全国民諸君の先頭にたつて斗いぬくことを誓う。

一九五一年一二月九日

労仂者農民党第四回中央委員会

当面の基本的斗争方針

一、現在の支配体制を打倒し戦争と国際的従属に断固反対し広汎な国民大衆の生活利益を守る政府をつくらなければ日本国民は救

われない。このための斗争の先頭に立つて斗うことがわが党の任務である。そのためにはどうしても広汎かつ強固な民族独立民主連合が必要であり、その客観的条件は今日ますます成熟している。

二、民族独立民主連合の意義と性格

（1）民族独立民主連合は労仂者・農民の革命的同盟を中核とする売国的勢力を除く一切の勢力の連合組織である。

（2）そのために現在直ちに必要なことは日常的・経済的斗争を強固に斗うことである。この斗いのなかで、大衆は民族解放が一切の要求を実現するため不可避的な前提であることを真につかむことが出来るし、中小企業者・一部大資本家をもわれわれの陣営に引入れることが出来る。階級斗争の当面の目標は民族解放である。

（3）国際的民族解放斗争とくにアジア・アラブの民族解放斗争は日本における斗争の同盟者である。われわれはこれら諸国の解放斗争を支持し、これと提携する。

三、民族独立民主連合の目標

（1）売国勢力＝吉田体制を打倒しなければならぬ。

（2）民族独立民主連合政府を樹立する。この政府は次を実現する。

イ、桑港単独講和条約、日米安全保障条約の破棄宣言、全面講和の締結と平和政策の推進。

ロ、国家機構と地方機構の民主的変革。

ハ、ブルジョア民主主義革命の内容をもつ国内政策の実施。

（3）民族独立民主連合の基本スローガン

イ、桑港講和条約、日米安全保障条約の廃棄。

ロ、全面講和、全占領軍の撤退、日本の完全独立。

ハ、軍事基地化反対、戦争反対、通商貿易の自由。

ニ、平和産業の無制限拡大、言論集会結社の自由。

ホ、基本的人権の擁護と確立、言論集会結社の自由。

ヘ、農業改革の実施、借金奴隷反対、再生産を償う米価。

ト、最低賃金制の確立、奴隷的労仂条件の廃止。

チ、民族民主文化教育の実施。

具体的斗争方針

当面する斗争をいかに組織発展させるか。

一、われわれの斗争は新しい段階にある。

植民地的従属下のわれわれの斗争は民族解放のための斗争である。「民族独立民主連合」は労仂者、農民を中心として中・小資本家その他一切の階層を同盟とする全民族的な規模における反吉田勢力の結集である。

その組織は単一、画一的なものではなくあらゆる斗争の過程で売国的反動勢力を孤立化させ、味方勢力の増大強化をはかるものである。

二、斗争の中心はどこにあるか。

われわれは当面次の基本的な斗争を中心としてあらゆる経済斗争を組織する。

（1）賃上斗争

斗争の中心は労仂者階級の斗争である。労仂時間の延長、作業量の増大は労仂強化となつてあらわれ、それとともに労仂者に無償労仂を強制している。

さらに賃金形態は能率給制度が採用され、実質賃金の切下が強行されている。

このような情勢は従来、全く無自覚な状態にあつた層までも含めた広汎な賃上斗争ならびに労仂法規改悪反対、反動的治安

立法反対斗争の展開を可能にしている。

（2）強制供出反対斗争

農民は内外独占資本の搾取の大きな対象となつている。

これは過大な本年度産米供出割当量の決定となつてあらわれ米麦統制撤廃反対斗争にもみられたように広汎な農民層は勿論農業委員・縣知事をも含めた斗争への発展を可能にしている。

（3）税金斗争

日本経済の再軍備態勢への傾斜は一般勤労大衆に対する一層過大な税金攻勢となつてあらわれる。

とくに平衡交付金の削減は地方税の増徴となり、これに対する不満は労仂者、農民ばかりでなく、倒産一歩前にある中・小企業家、平和産業資本家の不満をもまき込んだものに発展する可能性を含むものである。

（4）物価値上反対斗争

国家財政の肥大な非生産部門への支出は全般的な物価の高騰を必至としている。これは一般勤労大衆生活水準の低下を強制するものであり、労仂者の賃上斗争、農民の生産費を償う米価の要求は勿論のこと、電気料金値上反対斗争、米麦統制撤廃反対斗争にもみられたように家庭の主婦の生活を守る斗いの大きな発動力となりつつある。

以上が当面したわれわれの斗争の中心であるが、なかでも労仂者、農民の斗争とその提携は重要である。

党各級機関は全力を挙げてこれらの斗争を所在の地区、地方で巾広い共同斗争に組織し、これを地方権力との斗争にまでたかめ、さらにこれら相互の連携をとりつつ「民族独立民主連合」の結集をはかり、中央の斗争に集中し、民族解放の政治斗争にまでたかめなければならない。

三、党はこの斗争をいかに組織、発展させるか

党は当面大衆に対する宣伝啓蒙活動を強化するとともに大衆自身の下からの斗争に重点をおく、全党員は次の諸方針に従つて直ちに行動を開始する。

（1）宣伝啓蒙活動の強化

（イ）宣伝の重点は桑港条約の本質のバクロであり――

①日本がこの植民地的隷属を打破して真の独立をかちとるためには「民族独立民主連合」の結成を通じて民族独立民主政府を樹立し、両条約を破棄するのでなければ不可能であること。

②植民地的従属の実態をバクロするとともに大衆の経済的困窮がすべて両条約に基いた戦争政策を行う反動勢力＝その代弁者吉田内閣によつてもたらされたものであることを大衆の民族的な感情に訴えるとともに日常の具体的な問題と結びつけて大衆の中に浸透させる。

（ロ）宣伝の方法

①党機関紙、誌の読者層の拡大とともに地方政治新聞の発行。

②討論会、演説会、講演会の開催。

③読書会、研究会、映画鑑賞会、その他あらゆるサークル活動の強化。

これらの宣伝活動はそれ自身独立したものではなく、大衆自身の斗争の過程でその効果はもつとも発揮される。

（2）全党員はあらゆる日常斗争の組織発展をはかる。

大衆の経済的な不満はあらゆる面から出ている。

当面する全党員の任務はこれを職場、部落の階級から斗争に組織することであり、宣伝啓蒙活動を強化するとともに、大衆とのこの不満を中心とする話合いから懇談会の形に発展させ、さらにこれを大衆の創意による大衆自身の要求の斗争にまで指導する。

党機関は全党員が一人残らずこの斗争に参加するよう指導する。

（3）当面する活動の重点

（イ）労仂者、農民の間における活動、全党員は低米価に基く低賃金政策の本質を理解し、労仂者、農民の日常斗争の相互の連携をはかるよう努めなければならない。

とくに農村在住の労仂者党員は、積極的に農村における税金斗争、強制供出反対斗争に参加指導する。

また、党各級機関は農村在住党員、労仂者党員の積極的な連絡をはかり、両者の斗争をいかに結合させ共同斗争にまで発展させることができるかその具体的な条件を詳細に検討のうえ、指導する。

その目標は「民族独立民主連合」の中心部隊である労農協議会の結成である。

（ロ）青年婦人の間における活動

戦争の直接の惨禍をうけるのは青年、婦人である。労仂組合、地域青年団、婦人会などに対する宣伝活動あるいはサークル活動を強化するとともに、これらの層の低賃金、高物価などに対する経済的不満を、すでに出ている戦争反対の気運と結合させ、政治的にたかめてゆく必要がある。この層の結集は「民族独立民主連合」の強固な支柱である。

四、当面の斗争の具体的な目標

（1）労仂者農民の提携強化、具体的には労農協議会の結成。

（2）労仂者、農民の組織の強化。

（3）平和組織の拡大強化

（イ）平和推進国民会議の拡大強化、そのために同会議の地区段階、縣段階の組織強化をはかる。

（ロ）国会内における「青・青」票組を中心とする党派を超えた平和勢力の結集。

（4）中小企業家、平和産業資本家に対するはたらきかけの強化、とくに中国貿易再開要求斗争の組織化。

（5）アジア・アラブ諸民族との提携強化。

（イ）在日諸民族とくに朝鮮人、華僑との提携。

（ロ）「アジア・アラブ民族解放会議」の開催。

（6）「民族独立民主連合」の中核たるべき階級的大衆政党の一大結集をはかる。

―以上要約―

第三章　共産党

(一)

共産党全国大会に準ずる第四回全国協議会が、二月二三日より五日間にわたつてひらかれた。全国協議会を終るにあたつて、同党臨時中央指導部の発した声明「平和と独立のため、全面講和とそれによる全占領軍の撤退、再軍備反対の斗争を訴える」によれば、同協議会には、府県の党会議によつてえらばれた代議員と地方組織の代表、重要グループの代表および中央の幹部が参加した。

第四回全国協議会が決定した「一般斗争方針」のなかで、労仂者階級の斗争については、つぎのような方針がたてられている。

労仂組合は、表面的には、全労連幹部の追放、ならびに、大量的レッド・パージなどの集中的な弾圧によつて、全労連ならびに産別系の組織は縮少し、国際自由労連につながる総評系組織が膨脹した。すなわち、一方は権力による干渉と弾圧によつて困難な

状態に迫いこまれ、他方は権力の手厚い援助のもとに順風にのつた。

しかし、このようなやりかたに、労仂者階級は沈黙し屈服したか？　事実はまさにその反対だ。労仂者大衆は、その組織系統のいかんにかかわらず、広汎な共同斗争を組織し、または、総評や民同幹部の意図を無視して、あるいは大胆な斗争にたちあがり、あるいは幹部の政策を公然と否認する行動をとつた。

とくに高く評価しなければならないのは、レツド・パージ斗争における、たくましい政治的な昂揚である。この斗争に示されたあきらかに今後の労仂者階級の行動の一つの轉機となるものだ。

このような情勢はまた、反動的な労仂組合幹部間における深刻な矛盾と対立と動揺となつてあらわれた。

さらに、いろいろな困難を経験しながら、労仂者階級の統一運動が、あらゆる産業の労仂者のあいだに浸透しはじめ、広汎な労仂者をつよく捉えはじめた。

以上を要約すれば、㈠広汎な労仂者大衆は、日常的・経済的な諸要求と斗争を通じて、階級的に統一される方向に大きなうごきを示している。㈡しかし、これら多数の労仂者には、まだ、自分たちの諸要求が戦争政策による「民族の危機」に結びついていることにたいする政治的な自覚がゆきわたつていない。したがつて反動的・ファシズム的政治支配の思想と勢力を打破するだけの政治力を、十分獲得するまでにいたつていない。だからこそ、民同幹部の支配をいまだに許しているのだ。㈢だが、全体として正しく急速に、政治的に高まりを示しつつある労仂者の勢力が、発展への方向を拡大しつつある。

この結論は、労仂者階級のとるべき政策と戦術について、その方向をあきらかに示す。

第一には、労仂戦線の階級的な統一を達成するために、すべての日常的・基本的な諸要求を、「民族の危機」、「戦争の危機」の観点から、宣伝・煽動・啓蒙・教育し、その政治的な自覚と、政治的な行動を高めるために全力をつくすことである。

第二には、この階級的・政治的な立場から、労仂者の斗いの成長を阻み抑圧する民同・職制・官憲にいたるまでいつさいの反動勢力を麻痺させ、粉砕し、一掃する斗いを遂行することである。

第三には、軍事産業の復活と軍事輸送に反対し、平和産業の拡大のために斗うことである。これは、内外の独占資本の支配下にある諸企業の労仂者の斗争を強めながら、中小企業・民族資本家をも広汎に動員して斗わなければならない。

第四には、戦術運用を正確にし、かつ発展させることである。対資本家斗争と対政府・自治体斗争との結合、労仂者大衆の意識と要求のテンポにあわせ、かつ、これを高めてゆく具体的な指導。あらゆる形態の共同斗争の拡大発展、地域斗争におけるヘゲモニー確立にむかつての不断の努力、とくに農民との結合強化。

第五に、統一運動委員会の拡大発展と、左右を問わず、組合の徹底的な民主化のための斗争。

第六に、産業別・地域別を問わず、統一の諸条件の成熟に応じて形態と名称にとらわれずに、労仂戦線の実質的な統一への努力の強化。これは、党および統一運動委員会の活動の成果による労仂者大衆の成長の度合に応じて、具体的かつ積極的に推進されねばならぬ。

第七には、労仂者自衛団の政治的・組織的な発展と拡大。

第四回全国協議会は、「一般闘争方針」のほか、「全面講和闘争について」、「軍事方針について」、「組織問題について」の決定をお

こなつた。同協議会の結語「政策遂行のために」は、これらの諸決定が「今日の重大な内外情勢のもと、かつ昨年六月、わが党中央委員追放以降の困難な条件を克服して闘いとられてきた全党の貴重な経験に立脚し、内外情勢の要求にこたえるために、全党の強固な意志の統一によつてうちだされたもの」であり、「これはあきらかにわが党および全人民大衆の革命的前進のために、画期的な指標となるであろう」と述べている。

また、同協議会は、つぎのような「分派主義者にかんする決議」をおこなつた。

わが党の当面する重大にして困難な任務をたたかいぬくため、今日ほど全党の思想的・組織的統一が要求されるときはない。鉄のようなボリシェヴイキ的規律、一枚岩のように強固な団結なくして労働者階級の前衛として、民族を統一し、人民に奉仕し、全人類を戦火に投じつつある帝国主義者と売国奴への斗争を一歩も前進させることはできない。

この時期において、もはや、党と人民の団結を内部から破壊し客観的に民族の敵をたすけるいつさいの分派主義者を、わが陣営内にとどまらせることはできない。過去一年余の苦難な斗争をつうじ、わが党と労働者階級は、巨大な前進と成長をとげ、激烈なたたかいのなかで、かれらの本質はあきらかに大衆のまえに暴露され、かれらは孤立し、悪質分子は明白にスパイの正体をあらわすにいたつた。

したがつて、大会に準ずる重大なこの全国協議会は、なお党内にのこるいつさいの分派主義者、およびかれらにつうずる中道派分子にたいし最後の勧告をおこない、徹底的な自己批判と党規律への服従を要求し、これにしたがわないもののだんこたる処断をわが臨時中央指導部に一任することを、ここに満場一致決議するものである。

これは、苛烈な革命的任務と実践をもつてする階級的対決であり、こんごますますマルクス・レーニン・スターリン主義の武装強化のあらたなる出発点となるであろう。

この決議について、コミンフォルム機関紙『恒久平和のために・人民民主主義のために』八月一〇日号は、「うたがいもなく党の陣列の強化と団結のために重要な役割を果すであろう」と論じた。

なお、第四回全国協議会は、「日本共産党規約草案」を採択し、ただちに全党に適用することを決定した。以下に掲げる全文は、のちに、第五回全国協議会で部分的に修正された現行のものである。

日本共産党規約草案

総則

第一章　党の基本性格

第一条　日本共産党は、日本労働者階級の前衛党であり、その最高の階級的組織である。

第二条　日本共産党は、日本労働者階級の利益を代表するとともに、日本民族と全国民の利益を代表する。党は、当面、プロレタリアートの指導のもとに、労農同盟を基礎とし、帝国主義の侵略による日本民族への支配と搾取、および日本を基地とするアジア侵略戦争・世界戦争政策に反対して、全国民を動員してこれを民族解放民主統一戦線に結集し、帝国主義勢力とその占領制度撤廃のために斗い、その支柱である日本国内の反民族的反動勢力とその政府を全国民から孤立させて、これを打倒し、民族解放民主革命を実現する。党は、この人民民主主義革命を強めてプロレタリアート独裁に発展させ、社会主義社会を建設し、それを通じて、共産主義社会の実現を終局の目標とする。

第三条　党は、マルクス・レーニン・スターリン主義の理論を行

動の指針として、日本の歴史と現実に適用し、日本の革命運動を実践的に統一して押し進める。党は、プロレタリア国際主義にもとづき、国際プロレタリアートと日本プロレタリアートの兄弟的な団結と諸民族のための友好・協同の上に立つ。

第四条　党は革命達成のために、党と国民の革命的団結をかためて斗争する。党はこのために鉄の規律によつて、一つの組織に団結し、民主主義的な中央集権制によつて、党の意志と行動を統一する。全党員は、革命および全党の利益に従い、少数は多数に従い、下級は上級に従い、全党は中央に従う。党は、一切の分派を認めず、ブルジョア自由主義やブルジョア形式主義に反対し、革命運動の情勢によつて、弾力性のあるプロレタリア民主主義的中央集権制をつらぬく。

各論

第二章　党員の義務と権利

第五条　党の綱領を認め、党費を規則的に納め、党の一定の組織に入つて活動するものを党員とする。

第六条　党員採用は、入党希望者と、三カ月以上、一緒に活動した党員二名以上の推選を必要とする。審査は、原則として、細胞で行い、上級機関の承認により決定する。労仂者以外は、少くとも、三カ月以上の候補期間を必要とし、実践を通じて正党員とする。

第七条　党員の義務は、次の通りである。

（一）党員は、国民解放のために、大衆に仕え、大衆から学び常に大衆の要求をつかみ、党の政策を国民大衆に宣伝理解させ大衆との結びつきを強めて、党を固めなければならない。

（二）党員は、革命的意識と思想を高めて活動するために、たえず、マルクス・レーニン・スターリン主義の学習を行い、常にこれを日本および自己の環境に適用するよう努力しなければならない。

（三）党員は、厳格に党規約に従つて、党の規律を守り、個人生活をも党に従属させ、党の政策と党機関の決定を実行し、党内外で、党の利益を傷ける者と斗わなければならない。

（四）党員は、党と革命のために必要な秘密を、身をもつて守る義務がある。

（五）党員は、革命運動のために敵に逮捕された時は、国民と共産主義の勝利のために斗わなければならない。いかなる場合にも敵に屈服せず、党の組織について、口外せず、党組織を守りぬかなければならない。

第八条　党員の権利は、次の通りである。

（一）党の会議や機関紙で党の実際的な諸問題について、自由に討論に参加できる。

（二）党内で選挙したり、選挙されたりする権利をもつ。

（三）あらゆる党の機関にたいして、自分の意見をのべ、また、質問することができる。

（四）党の会議で、党のいかなる活動家にたいしても、批判することができる。

第三章　党の組織構成と規律

第九条　日本共産党は統一体である。党の組織と規律は、民主主義的な中央集権制である。

1　すべての党組織は、指導機関と責任者をもつ。

2　すべての党員は、党の何らかの部署を与えられる。党員の部署は、党と革命の必要を第一として、党員の特徴・技能を考えて決定される。部署の決定について、党員は、自分の意見をのべる権利はあるが、党の決定には、無条件に服して、最善の努力をつくさなければならない。

3　党の指導機関は、慎重に考慮された候補者名簿に従つて、選挙され、上級機関の確認を必要とする。

4　党の指導機関と責任者は、それを選んだ党組織に対して、定期的に、その活動を報告しなければならない。

5　党員個人は組織に従い、少数は多数に従う。決定するまでは、民主的に討論し、多数をもつて決定した後は、全員が、決定に従つて、迅速確実にこれを実行しなければならない。

6　下級は上級に従い、全党は中央に従う。

7　全国的な性質の問題については、各地方党組織や責任者は中央機関の承認なくして、意見や決定を自由に発表してはならない。

8　地方的な性質の問題については、中央の決定に反しない限り、党の地方機関は自主的な決定権をもつ。上級機関はその自主的な決定を正しく指導する。

9　すべての党組織は、上級の決定に反しない限り、自主的に行動し、下級機関は、上級機関にその活動を定期的に報告する。

第十条　党の上級・下級機関は、次の通りである。

1　全国党大会―中央委員会
2　地方党会議―地方委員会
3　縣党会議―縣委員会
4　地区党会議―地区委員会
5　細胞群党会議―細胞群委員会
6　細胞会議―細胞委員会

第十一条　党の最重要組織は、細胞と全国的・全階級的な政治方向を決定指導する中央党機関である。中央委員会は情勢に応じてその他の党機関を整備する。

第十二条　党の全国大会は、中央委員会が召集し、各級党会議は各級委員会が召集する。半数以上の党員を代表する下級組織の要求がある場合には、それぞれ、党会議は召集しなければならない。

第十三条　党の政策については、党の組織や党の機関で、民主的な討論を自由に行い、党活動は、党員と党幹部の批判と自己批判によつて、高められなければならない。ただし、この党内民主主義は革命を有利な方向に進めるためのものであつて、野心家や分派やスパイの党攪乱にたいしては、断乎として斗わなければならない。

第十四条　各級党会議を開くことが、困難な場合は、それぞれ、党協議会（代表者会議）を開いてこれに代える。党協議会（代表者会議）は、下級機関の代表によつて構成される。

第十五条　民主主義的な中央集権制は、情勢に応じて、選挙制を制限し、上級機関からの任命制を採用することができるし、委員会の運営は、少数の執行部に権限を集中することができる。

第十六条　情勢に応じて、中央集権が強化される場合でも、各級機関は、できるだけ合議制につとめ、批判と自己批判を強めて党活動を健全に維持するよう努力しなければならない。

第四章　基本組織

第十七条　党の基本組織は細胞である。細胞は党員三名以上によつて組織され、その指導部をもつ。全党員は、原則として、いずれかの細胞に所属する。

第十八条　細胞の機関は、細胞会議・班会議（職場細胞・部落細胞）・班指導部である。

第十九条　細胞会議は細胞の最高機関で、条件に応じて、全員または代表者によつて、会議をもつ。細胞会議は細胞指導部を選

出する。

第二十条　細胞の日常党活動は、細胞指導部のもとで、班会議と細胞内の仕事の分担によつて行われる。

第二十一条　細胞内の仕事の分担は、次の通りである。

組織、宣伝教育―細胞新聞発行、財政。

第五章　地区党機関

第二十二条　地区党機関として、地区党会議と地区委員会をもつ。地区党会議は地区の最高機関であり、地区委員会によつて召集され、地区委員と細胞代表によつて構成される。地区党会議の決定および上級機関の決定を執行する。

第二十三条　地区の指導を一層密にするために、地区党機関の補助機関として、地区の情勢により、細胞群会議・細胞群委員会を組織することができる。これらの機関は地区党機関の指導をうける。

第二十四条　地区委員会の仕事の分担は、次の通りである。

組織、宣伝教育、財政、その他の必要な仕事。

第六章　縣党機関

第二十五条　縣党機関として、縣党会議、縣委員会をもつ。縣党会議は、縣の最高機関であり、縣委員会によつて召集され、縣委員と地区党会議により選出された地区代表と重要細胞代表とによつて構成され、情勢に応じて開き、少くとも年一回開かれる。縣党会議は、縣委員会の活動報告をうけ、新方針を決定し、新たに縣委員を選出し、また、上級党会議へ代表を選出する。縣委員会は、縣党会議の決定および上級党機関の決定を執行する。

第二十六条　縣委員会の仕事の分担は、次の通りである。

組織、宣伝教育、財政、その他の必要な仕事。

第七章　地方党機関

第二十七条　必要に応じて、地方党機関として、地方党会議と地方委員会をもつ。

第二十八条　地方党会議は、地方の最高機関であり、地方委員会によつて召集され、地方委員と縣党代表によつて構成される。

第二十九条　地方委員は、中央党機関の推選にもとずいて、選出される。

第三十条　地方委員会は、中央党機関の決定を地方に具体化し実践化することを主な任務とし、地方党会議の決定を実行し、各縣党組織の強化をはかる。

第三十一条　地方委員会の仕事の分担は、次の通りである。

組織、宣伝教育、財政、その他の必要な仕事。

第八章　中央党機関

第三十二条　中央党機関は、全国党大会、中央委員会、政治局、書記局とする。

第三十三条　全国党大会は、党の最高機関であり、中央委員会によつて召集される。党大会は、府縣の組織から選ばれた代議員および中央委員、同候補、統制委員によつて構成される。その召集は原則として、大会にたいし全党の意志が代表されるようにされなければならぬ。中央委員会は、情勢に応じて代表選出の方法と比率をきめる。党大会は、中央委員会の活動報告をうけ全党の新たな総方針を決定し、中央委員・同候補を選出する。また、上級党会議への縣代表を選出することができる。大会は党の綱領・規約をかえることができる。

第三十四条　中央委員会は、大会から大会の間、党を代表する最

高機関で、全国党大会の決定を実行し、情勢に応じて、党の政治方針、組織方針を討議、決定する。中央委員会は政治局・書記局を選出し、統制委員を任命する。

（イ）政治局は、つねに政治的な活動および党の全般的な方針をきめる。

（ロ）書記局は政治局の決定を実行し、日常党務を執行する。

第三十五条　政治局・書記局は、情勢に応じて単一の執行局とすることができる。

第三十六条　統制委員会は、中央委員会の指導のもとに、活動を行う。

第三十七条　統制委員会は、党の権威と、党が、民族解放・人民解放のために斗う前衛としての鉄の規律と統一を保つために、次の活動を行う。

（1）大会や中央委員会の決議の遂行状態を点検する。

（2）小ブルジョア思想と動揺による分派的な活動や二心的な決定違反、決定実行の違反を審査し、これを中央委員会に報告する。

（3）スパイ・挑発者・野心家の党破壊活動をバクロし、これを組織から追放する活動の指導を行う。

（4）党内の道徳的な腐敗を粛正する。

第九章　大衆団体グループ

第三十八条　すべての大衆団体において、党員は、大衆の利益を守つて、積極的に活動する。そのために、大衆団体内の党員はグループを結成し、各級党機関の指導をうける。グループは、グループ指導部を選出、または、上級機関からの任命によつてこれをつくる。

第三十九条　国会、および地方議会に活動する党員は、グループを結成して、それぞれの党機関の指導をうける。

第十章　党財政

第四十条　党活動の資金は、党費、党への寄附、および党事業からはいる収入である。

第四十一条　党費は、原則として、党員の収入の一パーセントである。

第十一章　規則違反に対する処分

第四十二条　党の鉄の規則を破り、党の統一ある行動をみだし、党および国民の利益に損害を与えた党員は処分される。特定の機関が疑いをかけた者または組織は、まず党組織から切りはなし、審査の結果によつて除名、期間つき党員権停止、機関からの罷免、活動制限、訓戒、警告などに処する。組織にたいしては、警告および解散処分をおこなう。解散された組織の党員は、再登録されるが、再登録されないものは党籍を失う。

第四十三条　わずかな過失や、悪意のないあやまりを犯した党員にたいしては、教育や勧告によつて再びあやまりをくり返さぬようにする。

第四十四条　除名は、細胞で慎重に審議し、上級の意見をきいた後に細胞で決定する。除名の確認は、除名された者の属する党組織の二級上級の党機関で行う。ただし除名に不服の者は中央委員会まで上申することが出来る。中央委員の除名は、大会またはそれに代る機関がこれを行う。

附　則

（一）情勢に応じて、ボルシェヴィキ的原則にしたがい、この規約の精神にもとづいて、臨時の最高党機関を確立することができる。

（二）この規約草案は、大会に準ずる今回の全国協議会の採択に

よつて、ただちに全党に適用される。

（三）この採択された規約草案は、次の第七回大会で、承認を求めなければならぬ。

（二）

一九五一年の年頭にあたり、共産党臨時中央指導部は、「全面講和の一大国民運動の展開について」と題するアピールを発し、全面講和投票を提唱した。この提唱にこたえて、各政党、労仂組合、農民組合などが、全面講和愛国運動協議会を組織し、同年の平和擁護運動の一翼をになつた（第四編第一章「平和擁護運動」を参照）。

各政党、労仂組合、農民組合、文化団体、青年・婦人・学生団体、平和委員会、サークルの諸君、日本の全愛国者諸君。

講和こそ、すべての占領軍が撤退し、民主主義の諸原則が保証され、自由と、独立と、平和の日本をつくる大きな機会である。われわれが講和をもとめるのはこの目的を達成するためである。

ところが、この目的と相反した内容が、いまさかんに論議されている。これは、日本をあたらしい戦争の前進基地にし、日本の人民をこの戦争の傭兵とするために、単独講和をおこなおうとする計画である。

かれらは、全面講和は理想であるが現在の情勢では不可能であると宣伝し、また、単独講和が現在の情勢よりはるかに希望にみちたものであかのようにあざむき、しかもこの単独講和によつて将来全面講和への道がひらけるかのようにいつている。かれらの計画は、これによつて日本の人民の講和にたいする切実な希望を単独講和へひきずりこもうとしているのである。

日本民族の将来を考え、自由と、独立と、平和をもとめるものにとつて、このような単独講和の陰謀をみすごすことはできない。われわれは、すべての人民が、いつさいの思想、信教、政治的見解をのりこえて、民族の利益のため、たちあがるべきときだと考える。沈黙はいつわれるものに勝利をもたらすのみである。いかなる力も、日本の人民の意志を無視して講和をおこなうことはできない。その意味において、講和を最後に決定するのは人民の力である。われわれは、この人民の意志を示すために、全面講和の投票をおこない、これを、日本きな責任をもつ四大国の提示することをよびかける。

各団体とすべての愛国者が、この全面講和投票を展開されるならば、わが党はこの目的を達成するために犬馬の労をいとわないものである。

三月末、ベルリンに世界平和評議会第一回総会がひらかれ、五大国平和条約締結のための署名運動が国際的規模で展開されることになつた。そこでわが国では、従来の全面講和投票と結合させてこの運動を拡大する必要が生じた。共産党臨時中央指導部は、五月一六日、つぎのような「平和擁護闘争についての方針書」を発表している。

一、帝国主義者は世界のいたるところで戦争を挑発している。朝鮮の干渉戦は中国から全アジアへとひろげられようとしており、マッカーサー元帥の罷免をめぐるアメリカ国会での証言は、帝国主義者のこの戦争計画がいかに露骨なものであるかを暴露している。

したがつて、われわれは戦争に反対し、平和をまもる事業をいつそうおしすすめなければならない。なぜならば、同志スターリンがプラウダ記者にのべているとおり、諸民族が平和維持の事業をその手ににぎり、これを最後までまもりとおすならば、平和は維持され、強化されるからである。

二、この平和のための事業の中心は、さる二月、ベルリンでひらかれた世界平和評議会第一回総会で採択された諸決議の実践であり、日本委員会の活動の強化である。

ベルリン会議は、戦争の危機が全面的に増大したことをみとめこの危機を克服するための具体的な行動綱領として、五大国平和条約の締結をはじめ、諸決議を採択した。

これらの諸決議は、戦争の危機が全面的となつた結果、原爆禁止をもとめる運動から、全面的な危機を克服するための運動へ発展するためになされたものである。

三、われわれは、民族の平和と独立のために、また世界平和擁護勢力の一翼として、この決議にしたがい、つぎの運動をただちにおこなわなければならない。

1、五大国平和協定宣言にもとづく、平和条約のための広はんな署名運動を展開すること（形式は日本委員会発行の世界平和の署名にしたがうこと）。

2、全愛協の全面講和と再軍備反対の署名運動は、日本問題の平和的解決についての決議とまつたく一致するものである。したがつて、この運動をいつそうつよめるとともに、これを五大国平和協定のための署名運動と結合することが必要である。

3、決議によると、日本問題の平和的解決のため、太平洋地域の平和擁護会議が開催される。この会議は、日本の再軍備と単独講和の陰謀をうちやぶるうえに、大きな意義をもつている。したがつてこの会議にたいする人民の関心をたかめるため運動をおこなわなければならない。

4、決議は、平和擁護運動を広範なものとするために、各分野ごとに平和のための会議をひらくよう訴えている。このよびかけに応じ、人々がその専門の分野で活動できるよう、あらゆる種類の会議を組織すること。

四、これらの運動をおこなうために、党員は率先して平和のための活動家となることが必要である。なぜならば、平和擁護斗争こそ共産党および民主的諸団体の中心的任務だからである。活動家は人々を平和の問題に結集するために、宣伝、啓蒙、説得活動をおこない、五大国平和協定と全面講和、再軍備反対の二つの署名をあつめ、これによつて平和運動をおしひろげ、平和擁護日本委員会と全面講和愛国運動協議会の地域組織や、統一的な活動の組織をつくらねばならない。

この平和のための活動家の先進的な行動こそ、平和擁護斗争の軸となるものである。

五、この運動は思想、信教、政治的な見解のちがいをこえて、平和をもとめるすべての人々を結集することによつてのみ、勝利しうるのである。したがつて、これは先進的な人々の団結を目的とするのではなく、いまなお、朝鮮問題などについても、国連の決議を支持している人々までふくめた運動である。われわれはつねにこの運動をひげ、あらゆる団体が平和のために活動することによつて、われわれとの結合をふかめるようにしなければならない。そのためには、つぎの活動が必要である。

1、機関紙・誌、会議、講演会など、あらゆる機会にこの問題をとりあげ、宣伝、啓蒙、説得活動を活発におこない、すべての人々がこの問題に関心をもち、運動に参加するようみちびくこと。

2、政党、労仂組合、文化団体、宗教団体、友和会（反戦インター日本支部）、世界政府運動など、あらゆる団体の平和運動をつよめ、協力関係を組織的にしてゆくこと。

3、国際間の親善運動をつよめること。とくに五大国平和協定と

日本の全面講和、再軍備反対をもとめる各国の政府、団体、個人の運動を紹介し、勝利の確信をあたえるとともに、この運動の国際的な連帯性を理解されるようにすること。

4、国際連合が国連憲章にもとづく正しい任務へ復帰するために帝国主義者の戦争政策を暴露し国連が帝国主義者の道具化していることを宣伝すること。

5、今回、ソヴエト同盟が対日講和についておこなつた各国への申入れは、わが民族の平和と独立をまもるものであり、このべルリン会議の決定とむすびついているのである。したがつて、この申入れを徹底的に宣伝して、ソヴエト同盟、中国をはじめ世界の民主勢力の平和政策をあきらかにするとともに、平和が勝利する確信をあたえること。

六、戦争の危機が増大しているにかかわらず、われわれの平和擁護斗争はひじようにたちおくれている。このたちおくれを克服し、民族の平和と独立をまもりわが党に課せられた国際的な任務をはたすために、全党はただちに世界平和評議会第一回総会の報告をあらためて討議し、この運動に積極的に参加しなければならない。平和擁護斗争こそわが党の中心的な任務である。

三月二二日、共産党国会議員団は、「平和擁護にかんする決議」案を衆議院に提出した。

日本はポツダム宣言の受諾により、武装解除と徹底的民主化をつうじて、平和国家の建設を義務づけられている。

とくに、日本は原爆の惨禍を最初にうけ、戦争の悲惨と罪悪を身にしみて体験している。したがつて、国民は新戦争を心から恐怖し、憎悪し、その危険におびえている。

よつて、政府は国民の要望にこたえ、平和をまもるため、つぎの措置をとられたい。

一、平和をまもるためのいつさいの国民運動を奨励・助長すること。

二、犯罪的戦争を宣伝し、兆発し、ならびにこれに協力するいつさいの行為を禁止する措置を講ずること。

対日講和問題が、ようやく重大な様相をおびてきた六月一〇日、ソヴエト政府は、対日講和にかんする覚書を発表した。そして、日本共産党臨時中央指導部も、翌一一日、これを支持する旨の声明をおこなつたのである。

ソ同盟政府の発表した対日講和についての覚書は、戦争の危機をふせぎ、日本民族に独立と繁栄を保障するもつとも正しい方法を示している。

ソ同盟は、戦争は避けることのできないものではなく、避けられるものであり、現在のするどい国際対立を武力によつてではなく、話しあいによつて解決しようという立場にたつている。

ソ同盟は、講和後すべての占領軍が一年以内に撤退すること、他国を侵略するごとき日本の再軍備を禁止し、日本の平和産業を無制限に拡大させ、中日貿易をふくめて、国際貿易に日本の参加をゆるし、日本国内に民主主義社会をうちたてるべきことを主張している。領土問題についても、すでに決定した国際的とりきめに従うと主張している。

われわれは、六、七月に、対日講和のための四大国の協調のもとに、関係各国の会議をひらくことを要求し、このために日本民族のすべての力量を統一し、全世界の平和勢力の期待にこたえ、全面講和をかちとり、再軍備計画を粉砕するため、全力を傾注して斗うことを誓うものである。

ついで、七月二〇日、共産党臨時中央指導部は、アメリカの対日講和条約草案にたいする声明を発し、つぎの諸点を指摘した。

一、この草案は、日本を中・ソの敵とする第三次大戦の足場にしようとしている。

二、この草案は、日本を再軍備し、日本のすべての力を侵略につかおうとしている。

三、この草案は、ファシズムを復活強化し、いつさいの自由をうばうものである。

四、この草案は、外国軍隊を無期限に駐屯させようとしている。

五、この草案は、日本経済を軍拡の下請工場にし、日本経済を破滅させるものである。

六、この草案は、カイロ宣言、ヤルタ協定により中・ソに返すべき領土を返そうとしないばかりか、日本の領土の一部（琉球諸島、小笠原諸島、西ノ島、硫黄島をふくむ孀婦岩島以南の南方諸島、沖ノ鳥島、南鳥島）をうばおうとしている。

（三）

一九五〇年に発生した日本共産党の党内分派問題（本年鑑第二四集を参照）は、第四回全国協議会以後、一九五一年中に、ほぼ解決した。

この解決の一つの糸口となつた重要な論文が、七月五日に発表された臨時中央指導部議長椎野悦朗の自己批判「党の理論的武装のために」である。以下に、その論文の要点を掲げておく。

わが党の質をたかめるうえに、もつとも大きな障害は、党内に理論と実践について誤つた考え方があり、全党がマルクス・レーニン・スターリン主義によつて十分武装されていないことである。理論にたいするこのあやまつた考え方から、一方では、教条主義者による分派活動がうまれ、他方われわれの間では、経験主義を克服しきれない結果となつている。

第四回全国協議会以後の諸方針は、この誤ることにむけられている。そして、これは大きな成果をあげつつある。しかし、私は、党を理論的に武装し、これによつて党の弱さの克服をおしすすめるために、私自身の理論と実践にたいするあやまちをあきらかにしようと思う。

私の理論的水準の低さからくる誤ちの第一は、党内の空論主義者、教条主義者と正しい闘争を組織することができなかつたことである。当時、党内で理論的活動をおこなつていたのは、主として、後に分派の支柱となつた志賀、宮本、神山らの諸君であつた。

ところが、かれらは、書記長がしばしば指摘したように、空論主義者だつた。かれらの理論の特徴は、マルクス、レーニン、スターリン等の言葉を、教条主義的に理解し、これを原則だと称して、ならべることにあつた。かれらは、このような原則をもれなくひろい、教科書風にまとめあげることを、理論の高さとしていた。

しかし、これは原則でもなければ理論でもない。したがつて、実践には役だたないのである。なぜなら、実践では、なによりも重要である。大衆のなにをもとめ、なにを考えているかが大衆の状態や、大衆の意識を考えずに、原則をならべるだけでは、どんな運動も発展させることはできないのである。われわれにとつて理論とは、大衆の動きのなかから、そのうごきだし、この法則を大衆に意識させていく斗いてゆく法則をみいである。したがつて、原則をならべるのではなく、なにが大衆を原則にひきあげる環であるかを、あきらかにしなければならないのである。ところが、教条主義者の理論には、活動にもつとも必要なことがぬけているのである。

党内の理論的活動が、このような教条主義におちいつていたことは、私を理論にたいする関心からいつそう遠ざけた。もしも私が、理論にたいして正しい立場をとり、理論から遠ざかるのではなく、正しい理論のために、教条主義と斗つていたならば、その後におこつた分派との斗争も、はるかにやさしいものになつていたであろう。

ところが、私にはこの正しい態度や、理論斗争の準備がまつたくなかつた。そのために、教条主義にたいして、一面的に実践を強調するだけに終つてしまつた。この結果、分派主義を克服することができず、党内の理論を軽視する風習や、理論と実践をきりはなす傾向をいつそう進めてしまつたのである。

私の理論的水準の低さからくる誤りの第二は、コミンフォルム批判にたいして、正しい態度をとり得なかつたことである。当時、私は政治局から発表された所感に積極的に賛意を表した。この所感の誤りは、一八拡中委で同志野坂の自己批判を認めることによつて、事実上克服された。教条主義者たちは、かれらの論法にもとづいて、現在までの成果を発展させるのではなく、いままでの諸活動を無視して、完全な清算主義的態度をとつた。かれらは、その空論に、コミンフォルム批判のベールをかけて、これを党と大衆におしつけようとした。これは教条主義から生れる当然の結果である。

かれらは、このために、党の指導部をくつがえす分派を組織した極左冒険主義に走り、党を大衆から孤立化させる道を歩んだのである。私は理論を軽視し、無視していたために、このような清算主義とも正しく斗うことができなかつた。そのため、実践を擁護し、実践の発展を守る意図から「日本共産党の歩んだ道」を発表した。

しかし、この論文は、あきらかに誤りであつた。それは、清算主義と闘うよりも、コミンフォルムによつて批判された平和革命論の残滓を守る役割を果した。とくに、解放軍という規定を擁護したことは、占領軍が反ファッショ戦線の軍隊であることだけをみて、その主力であるアメリカ軍の役割と本質を見誤らせるものであり、全一的な支配者にたいする斗いを弱めるものであつた。この誤りは、現在でも、党を理論的に武装するうえに障害となつており、理論と実践の統一をさまたげている。

私の第三の誤りは、理論と実践の統一を正しく理解し、党の発展を実践にもとづく経験にたよつたために、経験主義的な傾向を助長したことである。

教条主義者たちは、問題の環を示すことができないから、実践的には一歩も前進せず、何事も解決することができなかつた。かれらが、つねに、実践にたいする批判者や、反対派として現われ党に対するあげ足とりや、口ぎたない罵倒を行うのは、このためである。かれらは、すぎさつたことを批判することはできるが、現実の問題を解決することはできないのである。

しかし、われわれは、問題の環をみいだし、これと取りくんだが、環は全体を発展させるためのものであり、一つ一つの問題は全体との関連のなかで解決すべきだ、ということを見失い、党を一つの明確な目標へ系統的に発展させることに不十分だつた。

私は、これらの偏向を現象的には気づいており、従つて、これを改めるために努力した。しかし、この偏向が、理論に対する軽視や、理論と実践の不統一からきていることを自覚することができなかつた。その為に、これを改めようとしたにもかかわらず、理論にたいする誤つた理解から、この偏向を助長する結果になつたのである。

私は、党を破壊する分派活動と一貫して斗つてきた。このことは、もちろん正しかつた。しかし私の斗いは、分派主義者の規律を無視する誤つた行動にだけむけられ、かれらの理論的低さからくる教条主義を批判しなかつた。このため、かれらを説得し、克服することができないのみか、かえつて党に忠実な同志までも、かれらの側に走らせた。

友党の同志的な提議と、第四回全国協議会の決議によつて、誤つて分派主義者と行動をともにした諸君は、自己批判を行い、われわれの側に復帰した。

しかし、分派主義者との斗争に、全党が非常に大きな努力をはらつたにもかかわらず、いまだにこれを完全に克服することができず、人民大衆に混乱を与えたことは私の指導上の責任である。

マルクス・レーニン・スターリン主義こそ、わが党が人民大衆に奉仕する道を示し、そのための責任を自覚させるものである。したがつて、これは、わが党の理論であるとともに、労働者階級をはじめ、平和と独立と解放を求めるすべての人民の理論である。われわれが、この理論によつて、十分武装していないことは、人民大衆への任務を十分果していないことを意味する。私はこの点について、もつとも大きな責任を感ずる。

私は、全党が、この人民大衆への任務を果すために、マルクス・レーニン・スターリン主義の学習運動を行い、理論と実践の統一のために斗うことを訴えるものである。

さらに、八月、共産党第二〇回中央委員会が、新しい最低綱領草案「日本共産党の当面の要求」を採択し、全党の討論に移すことを決議した直後、八月二一日に、臨時中央指導部は、一党の統一にかんする決議」を発表した。

一、わが党指導部は新しい綱領草案を決定した。この草案は、わが党が分派主義者の策動を許さず、内外の反動勢力と斗つてきた実践の発展であり、党内の真剣な相互批判、自己批判の結果である。またこれは、国際的な革命運動から学んだものであり、マルクス・レーニン主義に導かれたものである。

全党は、この新しい綱領草案をすべての国民の間に拡げ、ここに示された道を達成するために斗わなければならない。われわれが、この草案によつて、理論的に武装し、すべての斗いをこの原則的立場へ発展させ、斗いぬくならば、党は飛躍的に成長し、長期かつ困難な斗いに必ず勝利することができる。

また、この斗いこそ、新しい綱領草案のもとに全党の意志を統一し、党の思想的・組織的団結を強める基礎である。

党の団結を内部から破壊している分派主義者の行動は、党と国民の正しい前進をさまたげるもつとも悪質な犯罪である。したがつて全党は、党と国民の統一を守るために第四回全国協議会の決議にしたがい彼等とだんことして斗わねばならない。

二、党の統一を破壊した分派主義者の行動は、理論的にも実践的にも誤つている。

かれらは第一に、コミンフオルムの批判を主観的に理解し、清算主義的な立場をとつた。このため、教条主義者の誤つた理論に指導されたのである。かれらの思想の誤りは、われわれの新しい綱領草案をみれば明らかである。彼らは第二に志賀意見書の配布や、志賀、宮本を精神的支柱とする党内の策動と斗わなかつた。この鉄の規律を破り、党の統一を破壊する行動こそ、当然、分派組織へ発展するものなのである。かれらは、これと斗わなかつた結果、利己的な野心家、冒険主義者、二心者、スパイ兆発者などに利用されたのである。かれらは、この二つの誤りを出発点としその後おこなわれた幾多の階級的犯罪行為をおかし、党と革命へ

はかりしれない大きな被害を与えた。

三、さいきん誤つて分派活動をおこなつた人々の間に、自己の誤りを認め、自己批判のための努力がおこなわれている。われわれは、これを心から嬉び、かれらに対し、あらゆる援助をおしまないものである。しかるに一部の悪質分子は、自己の誤りを合理化するのみか、誠実な人々の自己批判をさまたげている。

彼らはわが党が集団として入党したり、復党することのできる組織であるかのように主張し、分派組織を党内に温存しようとしている。この利己的な目的から、分派組織と斗う誠実な人々の自己批判を攻撃しているのである。

かれらが、党と革命の利益を考えず、利己的な行動をとつていることは、分派組織を基礎にして団体交渉を求め、指導的地位への復帰を要求していることを見ても明らかである。しかし、われわれは、かかる利己的な野心家の策動を許さない。

四、われわれは、誤つて分派主義者と行動を共にした誠実な人々が再び同じ誤りをくり返さないために、何よりも先ず自己批判を行い分派主義者との関係を断ち、これと斗うことを求める。さらに党の思想的・組織的統一を守り、強めるために、新しい綱領草案を認め、第四回全国協議会で採択された規約草案に従い、かつこの会議で認められた中央指導部の指導と決定に服従することを求める。これらのことは、党の鉄の規律を強め、党の統一を達成するために、当然おこなうべきことであり、党と革命に誠実な人々ならば、よろこんで応ずるものと確信する。

われわれは、この立場にたつ人々には、援助を与え、党を統一する事業へ積極的に協力を求めるとともに、この立場から離れる者は、だんこたる処分をおこなうであろう。従つて分派を組織的に復帰させ、それによつて自己の地位を保とうとする利己的野心家の策動の余地はないのであり、かれらと誠実な人々は必ず区別されるのである。

五、われわれは特に第四回全国協議会以来とつてきた党統一の事業を、一層おしすすめるために誤つて分派主義者と行動を共にした人々が、この決議を誠実に実践することを望み、全党がこの立場から誠実な人々への援助を与えることをのぞむ。

第五回全国協議会で最後的に決定された最低綱領「日本共産党の当面の要求」は、党内分派問題に終止符を打つた。

（四）

サンフランシスコ会議開会前日の九月四日、共産党臨時中央指導部員を中心とする幹部（国会議員四名を含む）一九名に、政令三二五号違反容疑で逮捕状がだされた。その氏名は、つぎのとおりである。

椎野悦朗、河田賢治、鈴木市蔵、杉本文雄、輪田一造、保坂浩明、福本和夫、岩田英一、山辺健太郎、西沢隆二、岡田文吉、岩本巌、上村進、砂間一良、川上貫一、細川嘉六、堀江邑一、木村三郎、西館仁

共産党にとつて、この事件は、朝鮮開戦直前の一九五〇年六月、中央委員二四名が追放になつて以来の大きなできごとであつたが、じつさい逮捕されたのは、福本、岩田、山辺、上村、砂間、川上、細川、堀江の八名で、他の大部分は「地下潜行」した。

同日、共産党国会議員団は、「共産党幹部にたいする弾圧にかんし全国民に訴う」声明を発した。

一、九月四日早朝、検察庁は占領政策違反を理由に、共産党臨時中央指導部議長椎野悦朗氏、国会議員団長細川嘉六氏らをはじめ、十有余名の党幹部に無法なる逮捕状を発し、全国に亘り不

当なる家宅捜査と検挙を行つている。

これは明らかに本日サンフランシスコにおいて開かれんとする単独講和会議の陰謀を強行するためであり、平和を愛好する全国民のこの陰謀に反対する運動を弾圧するためである。

二、今や全世界の平和勢力、特に日本帝国主義の侵略を受けてきたアジア諸国の平和勢力は、サンフランシスコにおいてたくらまれつつある対日単独講和と日本の再軍備に猛然と反対しており、真に国を愛する日本の全国民も政党政派を超越し、思想信仰の如何を問わず、この祖国をアジア侵略の基地とし、再び戦争にまきこまんとする陰謀に反対している。このことは、既に五百万を突破した平和投票乃至講和投票、八月一五日及び九月一日の全国的な平和の大衆集会、示威運動、殊に労働階級のこれへの大衆的参加にハッキリ表れている。

全面講和・占領軍の撤退・民族の独立・世界の平和は、今や全国民の強い要望であり合言葉である。

三、この全国民の民族解放斗争の先頭に立つて斗いつつあるわが党は、最近党内の態勢を政治的にも思想的にも統一した。わが党の正しい政策、平和と独立の政策は深く国民の中に侵透しつつある。

昨春来誤つて分派に走つた諸君の大多数も今や民族の危機を前に自己批判してわが党に復帰し、内外の反動勢力と徹底的に斗い得る陣容を固めつつある。

四、反動吉田政府の今回の弾圧の意図が那辺にあるかは、余りにも明瞭である。吉田一味は、平和に対する全国民の要望、全面講和に対する全国民の熱望をこの弾圧によつてふみにじろうとしているのだ。

五、だがわれわれは断じてかかる断圧に屈しない。昨年の六月中央委員の追放以来、打ちつづく機関紙その他の弾圧にもかかわらず、党は国民大衆との結合をますます深め、民族解放の斗いを飛躍的にすすめてきた。今回の弾圧も決して党と民族のこの結合を破壊することはできない。われわれは正しい政策と指導の下にますます結合を強化し、平和の旗、民族独立の旗を更に高くかかげて全国民と共に進むであろう。民族と党は不滅である。

ファッショ的弾圧反対！
言論・集会・結社の自由を守れ！
単独講和反対、再軍備反対！
全面講和、全占領軍の撤退！
吉田売国政府を倒せ！
民族解放民主政府を樹立せよ！

翌五日、共産党国会議員団は、各労働組合などに、抗議運動を展開するよう申入れたが、産別会議は、同日これにこたえて、「いかなる弾圧も平和と独立をめざす日本労働者の闘志をくじくことはできない」と、つぎのように声明した。

これは共産党だけの問題ではない。総評も、平和四原則をあくまでまもれば全労連の二の舞をふむことになると、エーミス労働課長によつて警告されている。

共産党中央委員が追放になつたのは、朝鮮で戦争がおこる直前のできごとであつた。その直接・間接の影響で、われわれ働くものの生活がどんなに苦しくなつたか、そして、どのような大きな犠牲をはらわせられたかは、だれの眼にもあきらかであろう。

こんどの共産党にたいする弾圧も、全面講和で日本の平和と独立をまもりとおそうとする進歩的思想や民主的運動にたいする弾圧であることは、すでにあきらかなことである。大橋法務総裁は

一この逮捕は政治的意味はない」といつている。しかし、これほどふかい政治的弾圧はほかにないであろう。

総評も「言論・結社の自由」のスローガンをかかげ、傘下の組合のなかで共産党非合法化反対の決議をしているものも多い。真の自由をまもるために、日本のすべての労働者は、いまこそ民主主義をまもるために、平和を愛し独立をねがうすべてのひとびとともに、たちあがらねばならない。

九月六日、さきに逮捕状がだされた全員一九名は公職追放処分にふされ、参議院議員細川嘉六、衆議院議員河田賢治、上村進、砂間一良、東京都教育委員堀江邑一は、それぞれ議席および資格を失つた。この間の事情については共産党国会議員団の一一月八日付「国会議員らの公職追放問題についての経過のおしらせ」に詳しい。

何万人という国民から公選された議員諸君が、一行政官庁である特審局から無責任な告発をされ、その結果、「このましからざる人物」として、一方的に政府によつてその公職から追放されることがゆるされるならば、いまや民主主義の根本は破壊され、国会の権威はじゆうりんされ、軍閥・特高時代、すなわちファシズムの復活以外のなにものでもないと存じます。

情報によれば、左のごとき特審局の資料と告発によつて、本年九月四日、八名が逮捕されたのであります。

逮捕請求書

(一) 法務府特審局長の告発状

(二) 臨時中央指導部指令、臨時中央指導部通達、資料など原本五通

(三) 法務府特別審査局柴田真賢作成の「臨時中央指導部員について」と題する報告書一通

しかして九月六日には、公職追放処分が、なんら公職適否審査委員会（現在は廃止）の審査を経ることなく、政府より発表されついで九月七日には左のごとき拘留状にもとづいて身柄を拘留されたのであります。

九月七日附拘留状の「被疑事実」

被疑者は、日本共産党臨時中央指導部の構成員であるが、他の同部構成員と協議の上、昭和二六年七月中旬ごろより同月下旬ごろまでのあいだ、東京都内において、連合国占領軍にたいして反抗、反対し、かつ連合国にたいする虚偽または破壊的批判を記載した。

(一) 一九五一年七月二三日附臨時中央指導部指令「朝鮮停戦の成功のために、さらに斗争を発展せしめよ」と題する文書

(二) 一九五一年七月二三日附臨時中央指導部指令「宣伝攻撃を一せいに強化せよ」と題する文書

(三) 一九五一年七月二六日附「印刷活動強化のために訴える」と題する文書

(四) 一九五一年七月二二日附臨時中央指導部通達「朝鮮における外国軍隊の撤退要求の支持斗争を組織せよ」と題する文書

(五) 一九五一年七月一九日附資料「日帰同中央常任委員会に巣くうスパイ山口鉄男について」と題する文書

これら文書を日本共産党鳥取縣委員会その他、同党全国下部機関にそれぞれ配布し、もつて団体等規正令第二条第一号、第三条、占領目的阻害行為処罰令第一条に違反する行為をなしたものである。

一方、岡崎官房長官は、公職追放の理由として「これらの諸君

は臨時中央指導部員であるとの確証によつて追放した」、「その証拠はいずれ法廷であきらかにする」と言明していたのであります。から、形式的に刑事処分と行政処分とは別個であるという詭弁にもかかわらず、じつさいは、刑事上の証拠が全然見当らない以上、両方ともまつたく証拠もなく、根拠なきことが明白となつたのであります。

一〇月一九日、細川、堀江の諸君が直接官房長官に抗議したさいにも、長官は左のごとくこたえているのであります。

問「追放の主管者と責任者はだれか。」

岡崎「今回の追放の主管者は、特審局の調査にもとづく犬橋法務総裁の判断によるものであつて、責任者は総理大臣である。審査委員会の審議はへておらない。」

問「追放の理由はなにか。」

岡崎「臨時中央指導部の、いましくない指令について責任があることである。」

と答弁しているのであつて、これは刑事上の逮捕拘留の理由とまつたくおなじであるから、刑事上の証拠がみいだせないかぎり、当然、公職追放も解除されるべきものであります。

ところが、不思議にも政府は、国内的にこのような窮地においてこめられますや、突然その態度を一変して、すべての責任は連合軍最高司令官の指示によるといいだしてきたのであります。

たとえば、一〇月一七日の法務委員会において、社会党の猪俣君の質問にたいし、犬橋法務総裁は

「共産党の諸君一九名の九月のはじめにおきまする追放の問題でございまするが、この追放は、前回申しのべましたるごとくでおこなわれたるものでございまして、最高司令官の措置としてそれがいかなる理由によつて追放せられたものであるかというような点は、当然最高司令官において考えらるべきものであります。」

と答弁し、前言をひるがえしているのであります。

ところがこれより以前、九月一八日、法務委員会において、梨木君の質問にたいして

「すべての公職の追放につきましては、形式上、日本政府の権限になつておりますから、実質的の認定は日本政府がやるたてまえになつております。」

と答弁しておるので、この点を猪俣君から追及されるや、犬橋法務総裁は

「速記をみまして、私も、これは梨木委員に申上げた答弁がまちがつておるとおもいまして、いまあらためておるわけであります。」

との醜体を呈しておるのであります。

また梨木君の「昨年六月六日の徳田氏はじめ日本共産党中央委員追放のさいには、マッカーサー元帥の指令によれば、二四名の個人の名前が明確に指示され、特定されている。したがつて、これは政府の判断で、かつてに一九名の追放を拡張解釈し、かつてに拡張解釈して、こんどのごとく日本政府がかつてに拡張解釈することは、たんに共産党の議員にたいするのみでなく、一朝、すべての国会議員にたいする基本的人権を侵害することになるのではないか」との質問にたいして

「最高司令官の指令であります。」

「最高司令官の解釈であります。」

とのみ答弁し、その責任を回避しているのであります。

また、追放の理由にたいする梨木君の質問にたいしましても、

法務総裁は

「公職追放の理由は、ただいま申上げる段階ではない。」
とにげ、参議院において九月六日、法務府特審局吉橋次長の
「政府は、日本共産党の臨時指導部全員一九名にたいし、覚書第五四八号、第五五〇号および一九五〇年六月六日附書簡の趣旨を実施するため、右覚書第五五〇号にもとづく昭和二二年勅令第一号により、本日、公職より追放指定措置をとつたものである。」
との説明にたいし、一〇月一七日の衆議院の法務委員会で、法務総裁は
「当時、説明員をして説明させたのでございますが、のちに私速記録によりまして調査いたしましたところ、この説明はかならずしも当をえておらぬ、こう考えまして、現在においては、説明申上げる段階ではない……。」
としらじらしくもにげてあるのであります。
以上の経過によつてあきらかなことは——
一、刑事責任については、まつたく証拠がないことがあきらかとなつた。
二、したがつて、これと同一理由によつてなされた公職追放は、とりけされるべきである。
三、もしかかることが許されるならば、何万人の選挙民によつて公選された議員も、たんなる特審局のまちがつた政治的認定にもとづいて、公職を追放されることとなり、これは、あきらかに特高政治の復活であり、民主主義の根本を破壊するものである。
四、政府は、当初は日本政府の責任においてこのたびの追放をしたと言明していたにもかかわらず、いまやまつたく、その責任を司令部に轉嫁してきた。
五、公職追放をなすべき指令は全然でておらず、最高司令官の指令をかつてに拡張解釈している。
六、この間、一日数百カ所におよぶ家宅捜査、議員会館内の武装警官による押收捜査の強行、議員にたいするスパイ、尾行等が公然と行われた。
等の事実であります。
なお、逮捕された八名のうち、岩田英一、川上貫一の二名が起訴されたのみで、他は証拠不十分の理由により、九月二六日、釈放された。

(五)

日本共産党は、「第四回全国協議会が終つてから、まだ七カ月あまりしかたつていないにもかかわらず、いままたここに第五回全国協議会をひらくことになつた。……第五回全国協議会の主な任務は新綱領の最後的討議を完了して、これを正式に党の決定とすることにある。……この新綱領を決定しようとしている党の重大な時期はまたわが民族が、有史以来の重大な局面に直面している時期でもある。サンフランシスコでの単独講和条約によつて、わが国の状態はふたたび大きく変化し、ますます反動的になつた」（第五回全国協議会一般報告）。
第五回全国協議会決定「新綱領草案の討議を終結するに当つて」は、「中央委員会の決定によつて、新綱領草案の討議が開始されてからわずか一カ月有余にすぎないが、ほとんどの党組織および党員が、この討議に参加し、その討議を終了したことがあきらかになつた。……したがつてわれわれはいま、この全党の討議の成果の上にたつて、この新綱領草策を、最後的決定するにたる条件は熟してい

ると信ずる」と述べている。

「日本共産党の当面の要求――新しい綱領」の全文はつぎのとおりである。

日本共産党の当面の要求

――新しい綱領――

一、アメリカの占領は、日本人を、どんなに苦しめているか？

現在、日本の国民は、日本の歴史はじまつて以来、かつてなかつたほどの苦しみにおちいつている。戦争と敗戦は、国民に破壊をもたらした。戦争後、日本は、アメリカ帝国主義者の隷属のもとにおかれ、自由と独立を失い、基本的な人権をさえ失つてしまつた。現在わが全生活――工業、農業、商業、文化等は、アメリカ占領軍当局によつて管理されている。

しかも、アメリカ帝国主義者が、われわれにもたらしたものは圧迫と奴隷化だけではない。彼らは占領制度を利用して、日本国民を搾取し、わが国から利益を搾りとつている。それがために、彼らは自分の利益のために、わが工業、農業、商業――わが全生活を管理し、計画するいつさいの権利をさえ奪いとつてしまつた。

彼らは、日本工業にとどめを刺そうとしている。そのために、日本の平和産業の発展を阻止し、日本の企業家を破産させ、失業者を増加させている。

彼らは日本国民を極度に搾取しようとしている。そのために、戦争を目的とする強制労働を押しつけ、最低価格以下で農産物を強制的に供出させ、国民に重税を負担させ、アメリカの輸入品を高い値段で日本におしつけ、日本の製品を国際価格の半分の値段で買いとつている。

彼らは、日本が外国貿易によつて、その生存をささえてゆく最後の可能性をさえ奪いとろうとしている。

日本の貿易を禁止し、日本の貿易、金融、産業のいつさいを自己の手中におさめている。

失業者と半失業者の数は一、〇〇〇万人以上にたつする。労働者にたいしては、最低生活をたもつに足らないような奴隷的賃金がきめられている。工場ではぶつ倒れるまで働かされる。たえがたい「労働制」が支配的となつている。

農村では、強制供出で、飯米をふくむほとんどすべての米が、農民から奪いとられている。農民は、土地を売り、子供を売つても払えないほどの重税で押しつぶされている。

知識分子の科学的な仕事の自由は奪われている。一般知識労働者はアメリカ実業家の「走り使い」とされている。婦女子は売淫にまで余儀なくされている。

しかし、それだけではない。その上に、アメリカ帝国主義者は日本を新しい侵略戦争に引き入れようと努力し、そして、わが国を完全に破滅させ、無力にしようとしている。極東におけるアメリカ帝国主義者の主な目的は、アジアを支配することである。しかし、彼らは、自分の力だけでは、アジアにおける支配権を確立することはできない。そのことは、アメリカが、朝鮮のような大きくない国さえも、自分の力だけでは処理しえないことによつてあきらかにされている。

アジアを支配するためには、アメリカ帝国主義者は幹部軍人、発達した産業および兵士をつのるのに足るだけの十分な人口をもつ国を基地にする必要がある。アメリカ帝国主義者は、日本がちようどそのような国であると考えている。それゆえに、彼らは日本を、自分のメシタの同盟者として、これを新しい戦争に引きい

こうした理由で、彼らは、単独講和が中国とソ同盟にたいする戦争につうずる道であることを、よく知つていながら、アメリカと日本の単独講和を宣伝しているのである。それだからこそ、彼らは、日本には農民人口が多くて土地が少ない。資源が乏しい。したがつて領土を拡張する必要がある。そのために戦争が必要であり、中国とソ同盟に対抗するために、アメリカとの同盟が必要であると主張して、すでに、歴史によつてくつがえされた、ナチス・ドイツの他国領土の略奪理論を宣伝しているのである。

しかし、これらの紳士たちは、農民をだましている。現在、日本の農民に土地がすくないのは、最良の土地が寄生地主、その他大きな土地を所有しているものによつて占められているからである。農民が、十分な土地をもつためには、日本にとつて危険な、血なまぐさい、新しい戦争をはじめる必要はまつたくなく、寄生地主、その他、大きな土地所有者から、土地を没収して、これを農民にただでわけあたえることで十分である。そうすると農民が土地を十分にもつことになるだけではなく、予備面積ものこるであろう。

こうして、アメリカ帝国主義者は、アジアにおける彼らの支配を、日本人の手と血で獲得するために、日本を新しい侵略戦争に引きいれようとしている。

しかし、この道、つまり他国の領土を略奪するための侵略戦争の道は、日本にとつて、すでに試験ずみである。だれも知つているように、前の戦争は、ナチス・ドイツと同盟しておこなわれたが、わが国の敗北と破滅に終つてしまつた。当時の中国は弱かつたが、いまは強くなつているし、また、ソ同盟は前よりも、さらに、もつと強くなつている。アメリカ帝国主義者との同盟が勝利をもたらすという保証が、どこにあろうか？　アメリカ人は、ドイツ人より、いくらかでもましな兵隊であろうか？

さらに、アメリカ人が、その同盟者を、同等のものとして取りあつかわないで、雇い人として取りあつかうことは、誰でも知つているではないか？　アメリカ帝国主義者は、イギリスのような同盟国にたいしてさえも、その首をしめ、掠奪し、生きもせず、死にもせずという状態においている。

いうまでもなく、アメリカ人は、イタリアのような同盟国を劣等人種の状態においている。日本が、アメリカの同盟国となる場合、それよりもさらにひどい状態におちいらないという保証がいつたいどこにあるであろうか？

日本が必要とするのは、けつして新しい戦争の道ではない。中国とソ同盟をはじめとする平和愛好諸国との平和と協力の道である。戦争の道は、日本にとつては滅亡の道であり、その自由と独立をほろぼす道である。他国との平和と協力の道の上に、自由な内外貿易の発展の道の上にのみ、日本は、その自由と独立を回復し、その経済の興隆と文化の繁栄をなしとげうるのである。占領下にない日本は、他国との協力によつて、その経済の興隆のために必要なすべてのものを、すなわち、その製品を売るための市場、工業のための原料、食糧品、その他を獲得することができるのである。

二、吉田政府はアメリカ占領制度の精神的・政治的支柱である

しかし、日本に、吉田政府がアメリカ占領制度――奴隷の状態と圧制から日本を解放することはできない。

というのは、占領当局の圧制的な、略奪的なすべての命令は、日本政府の指令および国会の法律として、実施されているからである。しかも、吉田政府と国会は、選挙されたものであり、また、日本国民の意志を代表するかのようなみせかけをもつてい

るから、占領当局の圧制的な略奪的な命令が、日本国民の同意と承認のもとに実行されているような、まちがつた印象が生れてくる。

吉田政府は、占領当局のツイタテである。

占領当局にとつては、こういう場合には、日本の支配は非常に困難になつたであろう。もし、占領当局が、ツイタテのかげにかくれずに、直接また公然と行動したとするならば、重すぎる税金や、強制的な米の供出等にかんする命令は、疑いもなく、日本国民を憤激させ、占領当局は、その命令をゆるめるか、あるいは、取消さざるをえなかつたであろう。ところが実際には、占領当局の命令は、吉田政府の法律あるいは指令の形でおおわれており、そのために、この命令にたいする精神的・政治的責任が、アメリカ当局に負わされないで日本政府、国会、さらにこれらの機関を選挙した日本国民自身に負わされるという結果になつている。もちろん、これらの事情は占領当局の立場を根本的に楽にし、彼らに「良心にせめられることなしに」わが国を支配しつづける可能性をあたえている。

吉田政府は、日本におけるアメリカ占領当局の、精神的・政治的支柱である。

もし日本の権力を握るものが、別の政府、すなわち外国の圧制者のツイタテや支柱の役割を演ずることを欲しない民族解放民主政府であつたとすれば、この場合、当然占領当局は困難な状態におちいり、その日本駐屯の期間を短縮せざるをえなくなつたであろう。ところが外国の圧制者のために、そのツイタテと支柱の役割をつとめている反民族的・反動的吉田政府が、日本の頭になつているから占領当局は、不愉快を感ずることなく、無期限に、日本の駐屯期間を延長しようとしている。

吉田政府という場合、われわれは、必ずしも、吉田個人を意味するものではない。無論、問題が個人にあるのではない。今日、反動的な自由党が、吉田を首相にカツギだしているが、明日には同じく反動一味のなかから、他の者をカツギだすことができる。そうなつても事態は変らない。吉田政府を支持、激励する日本の反民族的・反動的「自由党」と吉田政府を支持する勢力は、天皇、旧反動、軍閥特権官僚、寄生地主、独占資本家、つまり、日本国民を搾取し、あるいは、この反動勢力の利益を激励するいつさいのものである。吉田政府は、この反動勢力の利益を代表するものである。

日本の現状の特徴は、日本のこの反動勢力の利害が、アメリカ占領者の利害に反しないばかりか、逆に、それと合致するところにある。反動勢力の利害とアメリカ占領者の利害とが合致しているからこそ、吉田政府は、アメリカ占領当局のツイタテと支柱になることに賛成しているのである。

占領の期間を延長することに関心をもつているのは、ひとりアメリカ占領者ばかりでなく、吉田政府を激励する日本の反動勢力も、また同様である。なぜならば、これらの反動勢力は、日本国民を服従せしめるためには、占領制度が最善の手段であると考えているからである。

したがつて吉田政府は、アメリカ帝国主義者による日本の民族的奴隷化のための政府である。

日本を新戦争に引きいれることに関心をいだくのは、アメリカ占領者ばかりではない。

吉田政府をあやつる日本の反動勢力も、またしかりである。なぜならば、彼らは、戦争が、寄生地主、独占資本家、特権官僚を

儲けさせるための最善の手段だと考えているからである。

したがつて、吉田政府は、戦争の政府であり、日本を破滅させる政府である。

吉田「自由党」反動政府をそのままにしておいて、日本を占領制度から救いだし、民族的解放をたたかいとることができると思うのは、まつたく間違つた考え方である。占領制度をなくすためには、何よりもまずその精神的・政治的支柱である吉田政府をなくさなければならない。これこそ、占領制度から日本を解放する途上における第一の決定的なあゆみとなるであろう。日本の民族解放をたたかいとるためには、何よりもまず、吉田「自由党」反動政府を打倒し、そのかわりに新しい国民政府を樹立しなければならない。これは日本の民族解放の政府となるであろう。

これは、日本を民主的に変革する政府となるであろう。これは平和の政府となり、各国人民との平和関係を結ぶための政府となるであろう。

これは、日本のすべての進歩的な解放的勢力の利益を代表する連立政府となるであろう。

三、民族解放民主革命は避けられない

主述のことから明らかなように、日本国民は、現存する反動制度のもとで、人間らしい生活と、自由な空気をすうことはできない。このことは、現存する反動制度を撤廃して、そのかわりに、新しい民族民主制度を確立しなければならないということを意味する。

したがつて、日本にとつては、大きな革命的な変革が必要である。

日本共産党は、現在の反動自由党政府にかわるべき新しい民族解放民主政府が、日本の対外および対内政策においてつぎのような変革と改革を実現し、これを立法化するように要求する。

対外政策

一、民族独立と日本の主権を確保するポツダム宣言にもとづく全面講和。

二、占領制度の撤廃と、日本からの全占領軍の速やかな撤退。

三、平和を維持せんとする国々を始め、すべての諸国との平和的関係、および、自由な経済、通商上の協力の確立。

四、平和の擁護と戦争宣伝の禁止。

国家の構造

五、天皇制の廃止と民主共和国の樹立。

天皇制は敗戦に終つた第二次世界大戦に日本をまきこんだ。今もまた天皇制は、前戦争よりも、もつと破滅的な、新しい戦争に日本をひきいれようとしている。国民は天皇制を廃止することによつて、ただ、利益を得るだけである。国家の首長は国民により自由に選挙され、四年おきに改選される大統領でなければならない。

六、リコール制をもつ一院制国会。

七、定住、資産、民族にかかわりなく一八才以上の男女に選挙権被選挙権、全国一区比例代表制。

八、真に民主々義的な地方制度。

九、言論、出版、集会、結社、ストライキ、街頭示威行進の自由信仰の自由。

一〇、平和産業の自由な発展、企業の自由。企業家と商人にたいする不当課税の廃止。

一一、累進所得税。

一二、人種、民族による差別待遇の廃止。

一三、一六才までの義務教育、その教育費の全面的な国家負担。

一四、戦災者、復員兵士、引揚者、戦病傷者、戦災孤児、戦歿者の家族にたいする国家の援助。

農民の問題

一五、寄生地主、皇室、およびその他の大きな土地の所有者、これらすべての土地を没収して、これを農民にただで分けあたえる。

占領当局によつて公布された「農地改革」は、農民に土地を無償であたえないで、金で買わすのであるから、余裕のある者のためにおこなわれた改革である。土地を買う金のない大部分の農民にとつては、この「農地改革」がなにもあたえなかつたことは、明らかである。社会党の誤りは「農地改革」のこの大きな欠陥を国民にかくし、今もなおこれをほめたたえていることである。農民の求めているものは、いつわりの「農地改革」ではない。耕地だけでなく、山林、原野、遊休土地もふくむいつさいの地主の土地を、無償で農民にあたえるような実際的な、革命的な土地改革である。このような改革だけが、農民を満足させ、彼らに自分の力でたちあがる可能性をあたえるものである。

一六、水利および水利の設備を使用する権利を農民へ無償で給与。

一七、農民のために、新しい水利の科学的開発。

一八、未耕地の開墾をおこなう農民にたいする国家の援助。

一九、農業器具を買い、農業施設を新設する農民にたいする低利子長期貸付。

二〇、余裕のすくない農民にたいする税の軽減、および彼らの滞納税金の棒引。

二一、高利貸、銀行、政府からの債務の返せない貧農や漁民の借金の棒引。

二二、作付の強制、および食糧の強制供出の廃止。農業を破滅させるような低い農産物値段を廃止し、農民が、農業をつづけてゆけるような供出値段を定めること。自主的農業協同組合の確立。

二三、半封建的な漁業権を撤廃し、漁業権を自主的漁民組織へ交付。

二四、漁具、資材および低利資金を漁民に供給。歩合制度の撤廃。

二五、農業労働者と漁業労働者にたいする一般労働法の適用。

労働者の問題

二六、労働者と事務員にたいする最低賃金、男女と民族の別なく同一労働者にたいする同一賃金。

二七、すべての労働者に八時間労働日、坑内労働者に六時間。

二八、船員に四直制。

二九、年二週間以上の有給休暇。

三〇、失業と各種労働能力の喪失にたいする国家および資本家の負担による社会保険。

三一、半封建的な搾取制度（監獄部屋、強制寄宿舎、組制度、徒弟制度、募集人制度）の撤廃。婦人および青少年にたいする重労働、有害作業ならびに危険作業の禁止。

三二、労働組合の自由な発展、ならびに企業者と団体契約を締結する権利。

以上が日本共産党の主張する当面の諸要求であり、この諸要求の実行こそが、日本国民を奴隷と貧困の状態から救いだすものである。

四、革命の力――民族解放民主統一戦線

新しい民族解放民主政府が、妨害なしに、平和的な方法で、自然に生れると考えたり、あるいは、反動的な吉田政府が、新しい

民主政府にじぶんの地位を譲るために、抵抗しないで、みずから進んで政権を投げだすと考えるのは、重大な誤りである。このような予想は、根本的な誤りである。反対に、吉田政府はじぶんの権力を固守し、占領を存続させるため、かつ、国民をいつまでも奴隷状態にとどめておくために、全力をあげてたたかうであろう。そのために、吉田政府は警察と軍隊を持ち、占領当局の援助をうけ、地主、巨大資本家、さらに天皇とその周囲のものの援助をうける。

誰でも知っているように吉田政府はこのような日本国民にたいする斗争をすでにおこない、共産党を地下におしこめようとし、労働者と農民の指導者を逮捕し、労働組合と農民組合を内部から破壊している。

かりに、国会の選挙のときに、吉田政府が多数を獲得しない場合でも、事態は改善されない。極端な場合には、吉田「内閣」を吉田の政策をおこなう他の反動主義者の「内閣」にかえても、万事はもとのままである。

日本の解放と民主的変革を、平和な手段によつて達成しうると考えるのはまちがいである。

労働者と農民の生活を、根本的に改善し、また、日本を奴隷の状態から解放し、国民を窮乏の状態から救うためには、反動勢力にたいし、吉田政府にたいし、国民の真剣な革命的斗争を組織しなければならない。すなわち、反動吉田政府を打倒し、新しい民族解放民主政府のために道を開き、そして占領制度をなくする条件を作らなければならない。これ以外に行く道はない。

この解放斗争の主力は、日本人口の圧倒的多数を占める労働者と農民であり、それは労働者と農民の同盟である。この同盟こそ破りがたい国民の力である。労働者は、農民の同盟者として、土地のために斗争する農民をたすけ、また農民は労働者階級の生活を根本的に改善するために斗争する労働者をたすける。この同盟は都市と農村における主力の同盟であり、これが共同斗争で統一されて、吉田政府と占領制度の運命を決定する。

反動勢力とたたかうために、協力する必要のあることを認める階級は、労働者と農民だけではない。占領制度、および吉田政府の反動的な政策によつて苦しめられている中、小の実業家と、また多くの企業家や大商人も、これに参加する。社会的地位にかかわらず、日本の進歩的な全勢力が、これに参加し、また、大なり小なり、進歩的な政党と、進歩的な知識人の全部が参加する。これらすべてが、自由と独立の日本を熱望し、経済、政治、文化の自主性をもつ日本を熱望しているからである。

これは、民主日本の自由と繁栄のためにたたかつているいつさいの進歩的な勢力の民族解放民主統一戦線となる。

日本共産党は、このような戦線の強化と発展を緊急な任務とする。

日本共産党は、この民族解放民主統一戦線を、すみやかに強化し発展させることをすべての進歩的な人々、とくに労働者と農民に訴える。

コミンフォルム機関紙『恒久平和のために・人民民主主義のために』一二月二八日号は、この「日本共産党の当面の要求――新しい綱領」について、つぎのように論じた。

この一年のあいだに、国際共産主義運動は、創造的マルクス主義の注目すべき労作によつてゆたかにされた。イギリス共産党綱領「イギリスの社会主義への道」、インド共産党綱領草案、「日本共産党の当面の要求――新しい綱領」、これらの戦斗的文書は、

共産党の手に斗争のための強力な武器をあたえ、資本主義諸国、植民地諸国、従属諸国の人民大衆のために、新しい生活への道を照しだしている。

また、第五回全国協議会は、長文の「一般報告」を承認した。「一般報告」は、国際・国内情勢を詳細に検討したのち、当面の任務として、㈠新綱領を全国民の大衆討議によつて、意志と行動の統一を強化せよ、㈡単独講和条約・日米安全保障条約の破棄を要求し全面講和の締結、五大国平和協定の締結のために闘え、㈢占領制度の支柱吉田政府を打倒し、民族解放国民政府樹立のために闘え、㈣すべての愛国・民主・平和の諸党派、団体、国民大衆の力を結集し民族解放民主統一戦線の発展のために闘え、を掲げた。

「一般報告」は、労仂戦線の統一について、つぎのように述べている。

労仂者階級は、帝国主義者と、国内の資本家階級、とくに買弁的独占資本家と、封建制の三重の圧迫と搾取をうけている。吉田政府は、これを基礎にして、労仂者を苦しめ、その戦線の統一を破壊している。

社会民主主義者はまた、これを基礎にして、労仂戦線を分裂させ、労農の同盟を分裂させ、民族解放民主戦線の統一を、分裂させてきている。

したがつて、労仂者階級が、吉田政府の弾圧政策をはねのけ、左右の分裂主義者の分裂政策をはねのけ、その統一を実現するためには、この三重の圧迫と搾取にたいする斗いを、徹底して遂行することによつて可能となる。

こうしてこそ、労仂者階級が、民族解放民主革命の指導者としての役割を果すことができる。

今日、労仂者は職場において、如実にこの三重の圧迫を直接体験している。そして、それが、深刻な不満と要求となつて、どのような弾圧も、どのような分裂策動も、これを抑えることができないほどの力となつて、次から次へと斗いを発展させている。

そして、党の指導力と影響力が、その中で抜くことのできない力となつて発展している。

党が、さらに意識的な努力を、もつと組織的にもつと系統的に強化するならば、左右の分裂策動を粉砕し、吉田政府と占領制度にたいする労仂戦線の革命的統一を、急速に発展させることのできる条件が成熟している。

そのためには、労仂者の日常斗争を積極的に起し、行動の統一を拡大し、農民大衆の斗争にたいする関心と支持をたかめ、農民との共同斗争を発展させ、どのような弾圧にもたえて、つねに内外反動勢力の三重の圧迫を反撃し攻撃する態勢をととのえ左右の分裂主義者を暴露し、占領制度と吉田政府にたいする斗争に、さらに一段と積極的・計画的な努力を払わねばならぬ。

労仂戦線の現状をみるに、さきにのべたように、労仂組合幹部のいろいろの動揺と分裂の策動がある。党の立場は、いついかなる場合にも、幹部の利己心、または政治的、思想的見解による分裂策動に反対し、労仂者の基本的利益を守り、さいごまで労仂戦線の統一の態度を堅持して貫くことである。

愛国労仂運動の策動は、徹底的に暴露し、粉砕しなければならぬ。総評幹部の日和見主義からくる再分裂の策動は大衆の力で封殺しなければならぬ。

新中央労組の組合主義的左翼分裂の策動は、労仂戦線を、さらに分裂に導き、客観的には敵を助けるものとして、暴露しなければならぬ。

全労連、産別系の諸組合の、労仂戦線統一のための行動には、

積極的に援助を与え、セクト化の傾向は防止せねばならぬ。

これら全体を通じて行動の統一を強化し、労仂戦線統一のための行動組織―統一運動委員会の強化をはからねばならぬ。

そして、全労仂組合の合同のために努力しなければならぬ。

これら、労仂戦線統一の行動の基礎になるものは、党の指導力を、労仂者階級のなかに不抜のものとし、労仂者階級の利益を守り、労仂組合運動の民主化のために斗い、行動の統一を拡大し、農民との同盟を強化し、労仂者階級の自覚をたかめて、下からの統一戦線の発展強化に主力をおくことにある。この基本的方向をそれるいかなる傾向も、労仂戦線の統一を阻害するものである。これをそれるものは必ず左右の日和見主義におちいる。

また、「一般報告」は、同協議会決定のなかで重要な意義をもつて、つぎのように述べている。

農民戦線の統一について、

民族解放民主革命の主要な動力は、農民である。したがつて、土地革命―土地を農民へ―が今日の革命の主要な内容である。

占領者の農地改革は一つのごまかしにすぎない。これで、わが農業の封建制が一掃されたと考えるものは誰もない。それは、全耕作面積の三〇パーセントしか農地改革の対象にならなかつたというだけではなく、それは、もてる者への再分配であつたにすぎない。この意味で、若干の再編成はあつたようにみえてもそれは封建制度の温存の上にたつた再編成であつたにすぎない。

農村の封建制は、たんに山林原野にあるばかりでなく全農村に牢固として抜き難い基礎をもつているのである。これによつて占領者と吉田政府は、その反動勢力を温存、強化して、ふたたび国民を侵略戦争にかりたてる温床にしてきたし、またしている。農村の封建制は占領制度と吉田政府のもつとも強固な基礎である。

こんにち農業生産の崩壊と農民生活の破綻は、すべて農村の封建制度にもとづく占領制度と吉田政府の反動政策によつてひき起れている。この事情は、土地をもつている農民の経営の零細化と、ぼう大な失業、半失業、潜在失業者の存在にもつともよく現われている。

したがつて、農民は占領制度の撤廃と、土地改革の徹底なしには、どうにもしようのないところまできている。この国民の約半数を占める農民を、民族解放民主統一戦線に結集する努力を怠りその革命的力量を軽視することは、今日、わが国が当面している革命の達成を軽視することを意味する。

農民の革命的斗争を発展させることは、それだけ占領制度と吉田政府の基盤を覆滅させるだけでなく、また都市労仂者の革命的斗争に偉大な援助を与えるものでもある。農村において、労仂者と同盟するもつとも近い立場にあるものは、失業者および半失業者であり、土地をもつていても生活できないさらにぼう大な潜在失業者状態にある農業（山林）労仂者でありさらに極貧農層である。さらに、中農層はもちろん、農村の革命的民主主義者である。中小地主層といえども、ひとしく占領制度と吉田政府の政策に反対するかぎりにおいて、同盟し得るし、少くとも中立的立場に立たせることができる。われわれが農村において、当面、斗争の対象としなければならないのは、寄生的大地主と、占領制度と吉田政府の手先である売国奴である。

土地をもつている農民の供出、税金、米価、小作料、独占価格借金、土地改良、水利、営業資金等にたいする切実な諸要求も、それが反占領政策、反吉田政府の方向に統一して斗うときには、本質的に土地解放の要求を含んでいる。なぜなら、農民の生活の破綻、農業経営の破綻は、本質的には封建的土地制度を基礎にした内外反動勢力の支配によつてひきおこされているからである。

吉田政府は、農村の封建的土地制度を、その反動勢力の一方の大きな支えにしているのである。農業労働者および農村の失業、半失業者のそれぞれの諸要求は、もちろん直接土地解放の要求と結びつく可能性をもつているし、また現実に直接的な実力的土地解放（山林をも含めて）斗争の諸事例は、あきらかにその方向を示している。失業者、半失業者の職と土地をよこせの斗争は、それが都市労働者と手を結び、反吉田、反吉田領制度の方向をめざしたとき、これらの勢力はまさしく農民戦線統一の主導力となる。この条件が深刻に成熟していることを見落すわけにはゆかない。また、軍事基地のために土地を接収された農民の斗争は、それ自体として、革命的な斗争たり得るし、現にその斗争は深刻である。だが、この斗争の意義は、それだけにとどまるものでなく、全農村に現われているあらゆる形の破壊政策の集中的な表現として、全農民の問題であり、同時に全国民の問題である。

いま、わが民族が直面して革命的情勢を発展させる環は、まさに農民の革命的統一を発展させることにかかつている。このことは、労働者階級の強力な指導と援助なしには困難であることも明らかである。党は、この農民斗争の発展のために、その指導について、大胆に大きな轉換を行わなければならない。

これまでも党は、農村における労働者階級の指導力を強めるために努力してきたが、これはまだ不十分であつた。ひと口にいつて、まだ農村に労働者階級の力が強く作用するほど強力な措置がとられていなかつた。これは、農村の客観的には成熟している革命的情勢を、かえつて、内外反動勢力の戦争政策に乗ずる隙をあたえていたという事実となつて現われている。

この弱点を克服するために、党は、急速に次の方策を実行する必要がある。

第一、都市労働者のあいだで、農民との共同斗争について、この討議を積極的に組織し、とくに農村出身労働者の農村における諸要求を討議し、その革命化をはかり、都市労働者との統一を強化すること。そして、農民の諸要求を労働者が組織的にとりあげそれにたいして協力と援助を与えるようにすること。

第二、農村において、失業、半失業者を含めて、労働者の組織を強化すること。

第三、都市労働者の諸組織―とくに労働組合―の農村における出張所を設置し、労働者幹部を配置し、組織的な力をもつて、農村出身の労働者層を組織するとともに、全農民に労働者の組織的力による援助を与えること。

第四、労働者出身ならびに労働者的農村活動家を、多数農村に定着させること。それとともに、帰農した労働者活動家を結集して、その行動を統一すること。

第五、青年、婦人、文化人、学生などの諸活動を組織的に農村に系統化すること。

第六、これまでの農民幹部と、労働者的活動および活動家とのキンミツな結合をはかること。とくに農民幹部は、都市からきた活動家に援助を与えるとともに、そこから学ぶことも忘らぬようにすること。

第七、労働者と農民の大衆団体、組織の交流と結合を緊密にすること。

もちろん、これらの事業は一朝一夕には成功しないだろう。しかし、農民と労働者とが強固な同盟をうち立てるためには、そして労働者階級の革命的行動を強化するためには、どのような困難があろうとも農村に労働者階級の援助、協力、指導の体制を強化することは革命の勝利のために欠くことのできない任務である。